HF
3825
K63

East
Asiatic
Studies

Kobata, Atsushi
Chūsei Nantō tsūkō bōeki shi no kenkyū

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/chuseinantotsuko00koba

臺北帝國大學
助教授
小葉田淳著

中世南島通交貿易史の研究

日本評論社版

HF
3825
K63

LIBRARY
JAN 17 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

序

室町及び安土桃山時代には、近世的の社會、經濟、文化等が育成された事を考へられるが、それには外國通交貿易の展開が著しい作用を爲してゐる。室町以前の外國との交渉といへば、殆ど支那との關係を主とするが、支那を介して貿易關係其他に南海諸國等との交渉を勿論有したのである。室町時代には日支交渉も稍や特殊な形態を採つてゐるが、末期には彼我商船が盛に往來し、之には南海諸國は勿論西歐人との繋りもあつて、例せば貿易內容の複雜と擴り等も前代に見ざるものがある。此時代には我が國の直接交渉の範圍も南海一帶に伸び、又西歐人の東漸に依つて世界的な通商關係に迄結ばれて來た。十六・七世紀を中心として、東亞の相互關係は飛躍的な變轉を示したもので、西歐人の介在が其點にも大きな役割を占めたのであるが、西歐との關係に於いて觀る時、東亞の多くの國々は政治的經濟的に現在の狀態を略ば豫約された事でもある。

以上の時代の我が外國通交貿易史の研究が國史上に持つ意味の大なるは論を俟たぬが、又か

かる世界史的關係に於いて更に意味を見出すのである。私の研究は未だ狹少淺薄なものに過ぎぬが、多少の展望と理解とに到達した如く感ずる。玆に其一として、琉球中心の東亞の通交貿易史を世に送る所以である。琉球國の通商の盛時は、室町時代に在り、日本本土・支那・南海諸國間の仲繼貿易を生命としたが、本土人の通商擴張の先驅をなしてゐる。本書中、第一篇は同じ題下に嘗て史學雜誌第四十八編第二・三・四號に連載し、第三篇第二章及び第三章は同じく史林第二十卷第三號及び經濟史研究第十四卷第五・六號に登載せるを改訂したものであり、爾餘は新に起稿したもので、量的には約三分の二に及ぶ。

本土の學者の琉球史研究、特に當面の江戸時代以前の本土との關係を論ぜるもの、新井氏の南島志の名著たるは論はないが、伴氏の中外經緯傳は史料の豐富考證の精緻なる點に於いて先づ指を折るべきものゝ一であらう。又古來琉球と特殊の關係を保有した島津藩にて、伊知地季安の南聘紀考、沖繩志の如き就中薩摩との交涉を看るに有用の書であらう。明治以後、伊波普猷、眞境名安興氏等沖繩出身諸家の考說には當該方面に於いても示唆に富むもの尠くない。されど江戸時代以前の本土關係を論ずる限り、多くは經緯傳等所載史料の範圍を出でず、自ら史論にも限界ある如く思はれる。近時李朝實錄の閱覽も漸く便易となつて、此方面の研究にも新

なる史料を多く呈供さるゝ事となつた。此點に於いて恐らく先鞭を付けられた秋山謙藏氏の研究を多としなければならぬ。

琉明關係は琉球の外國貿易の一根幹であると同時に、當代の琉球國史の主部を占めるものである。本書に於いて此問題は歷代寶案及び皇明實錄を主なる史料としてゐる。沖縄最初の修史は慶安三年向象賢撰の中山世鑑であるが、之は康熙三十六年(元祿十年)寶案第一集が抄成された以前に成る。世鑑には王舅馬權度に附した正統十四年九月十六日の英宗の勅諭、使者亞間美に附した景泰元年閏正月初八日の景帝の勅諭の如き、寶案に收載せざる文書を收め、又察度以來の詔勅書・表文が尙寧の亂に失却したるべきを記して「今存スルモノヲハ記之、以後日出來ンヲ待者也」といつてゐる所から推すと、抄成前天妃宮に保藏されたといふ文書の存在は殆ど知らなかつたのではないか。勿論寶案に收むると同じ數通の表文・符文・執照等をも載せてゐるが、それは別途に傳へられた文案に據つたかとも思はれる。蔡鐸が元祿十四年に世鑑を漢文を以て重修し畢へたが、其子溫は享保十年に中山世譜九卷を重修した。世鑑の記事は內容粗雜であるといはれるが、それは明の史籍の利用が不充分の結果であるとは已に多くの人の注意した所で、蔡溫の如きも世譜重修に就いて、康熙己亥(享保四年)受封の際、冊使徐葆光の處に

在つて琉球沿革史（汪楫撰二巻）や使錄等を獲て、世鑑の誤差あり、缺闕ある事を述べてゐる。之より先元祿二年に御系圖座が置かれ、各臣士の家譜を修めしめられたが、之は後の修史事業に大きな關係を有ち、球陽の編者鄭秉哲も關與したのである。家譜の編修には寶案或は之と同種の文書が史料となつてゐる。唯家譜に收錄されて、之に該當すべき文書にして現在の寶案に漏れたものが少數ある。元祿二年以降寶案抄成の同十年までの間に、原の文書が失はれたのであらうか。球陽は享保三年より延享二年の間に成り、其後も續成されたのである。已に寶案第一集の抄成は畢つたが、直接之を編纂に資したか否かは俄にいひ難い。球陽には屢〻家譜の引用を明記してゐるが、家譜を通じて寶案が廣く利用された事は疑ない。球陽に至つて當代史の內容が著しく增加し、特に支那關係の記事に精彩を加へた一半の理由は玆にある。世鑑に陳侃の使錄の外大明會典等を引いてゐるが、世譜より球陽に至つて漢籍が多く參照された。此點中山傳信錄の役割を看過し得ないと思ふ。傳信錄にては博く支那の典籍を抄用せるは論を俟たぬが、就中皇明實錄の引用を重視すべきである。傳信錄は康熙六十年（享保六年）の出版で、明實錄の名で仔細に之を抄錄してゐる。球陽は恐らく傳信錄を通じて、漢籍を利したものが多からう。其後周煌の琉球國志略亦漢籍の博搜に努めてゐる。琉明關係の研究には支那側では先づ

實錄が充分に檢討されなければならぬ。當代の琉球國史は又之に依つて內容を加へ、且誤謬を正し得るであらう。然し近時まで琉明交渉を論ずるもの、多くは琉球側の球陽に於ける如く、漢籍の資用は傳信錄、國志略の記載を再誦するに過ぎぬ。私は玆に嘗て伊知地氏が浩澣なる實錄を精査せる勞に敬意を表したい。

近時歷代寶案が世に出でたるは、世鑑・傳信錄以來の編著を離れて根本史料に溯源し、琉明關係を再吟味し、再考すべき機會であるまいか。之は同時に琉球史上にも新しき展開を與ふる點尠しとしないであらう。私はかゝる立場に於いて、東恩納寬惇氏が閩人歸化の問題を捉へ、秋山氏が南海貿易を論じて倶に寶案を參資し、三國谷宏一氏が琉明關係を說いて實錄を檢討されたる事を記し、それ等は部分的な調査と研究とには相違ないが、眞摯なる態度と寄與とに贊辭を惜まぬものである。

南海關係に於いても寶案は根本の史料であるが、支那の典籍も充分參攷されなければならぬ。元來國際間の關係史を知るに、當該國の歷史を明確に理解する要あるは、分り切つた事であるが、然し之は容易ではない。私も微力の致す限り力めたつもりではあるが、南海諸國に至つて益々不慣な分野に觸れ、問題は多岐に亙つたので、恐らく未熟の論や誤解の說も多いこと

であらう。

要するに本書に於いて、現在の進歩せる特殊研究を能ふ限り參攷し、又及ぶ限り博く史料に溯源し、綜合的檢討を加へて琉球の中繼貿易史を組成せん事を企圖したものであるが、意あるも力足らず、見らるゝ如き未熟の結果に終つた。然し私の意のある所は、明敏なる讀者の高察を獲らるゝものかと敢えて信ずるのである。引用の史料は臺北帝國大學史學研究室所藏の外、京都帝國大學東洋史研究室・同附屬圖書館寄託近衞文庫・京都東方文化研究所・東京内閣文庫帝國圖書館・臺灣總督府圖書館・沖繩縣立圖書館・鹿兒島縣立圖書館・山口縣立圖書館等所藏の貴重なる圖書より獲た事を銘記する。藤田至善氏が數歳に亙り、皇明實錄の抄寫の煩を惜れざりし友情に對しては謝すべき辭もない。又挿入圖版撮影に宮里榮輝氏、米倉二郎氏の御好意を得た點を特記したい。本書上梓に就いて黑正巖博士の高配を忝うし、日本評論社がかゝる特殊書の出版を欣然應諾されし事は私の永く忘る能はざる所である。索引の作成は前臺北帝國大學副手淵脇英雄、現同副手中澤孝一郎二君の賜物たる事を附記する。

昭和十四年七月七日　聖戰第二周年興亞の記念日　臺北にて

著者識

目次

序 ……一

第一篇 日本本土・琉球間の經濟的及び政治的關係に就いて ……一

第一章 足利初期の琉球通交貿易 ……一

第二章 禪僧の往來と琉球國船の經營 ……九

第三章 足利幕府との通交、其近畿貿易 ……一五

第四章 幕府通交の衰退と堺商人の琉球貿易 ……二六

第五章 西海通交貿易の盛運 ……三五

第六章 島津氏と琉球との關係 ……四七

第七章 琉球國との政治的關係の推移 ……六四

第八章　琉球貿易と東洋貿易、其動向……七九

第二篇　琉明間の通交貿易……九九

第一章　琉明關係の開始……九九

第二章　琉球船の渡航……一二六

第一節　第　一　期……一二七

第二節　第　二　期……一四七

第三節　第　三　期……一六三

第三章　琉球船の組織及び渡航……一六八

第一節　船　舶……一六八

第二節　乘員の構成……一八〇

第三節　外　交　文　書……一九七

第四節　貨物の裝載……二〇六

第五節　渡　航……二〇八

第四章　明の制度……二一二
第一節　福建市舶提擧司及び驛廠……二一二
第二節　船隻・人員・貢年の制限……二二一
第三節　使船に對する應行事宜……二四〇
一　進貢使の行程……二四一
二　筵宴及び廩給口糧……二五六
三　頒　賜……二六二
第五章　琉明貿易……二六四
第一節　進貢物と頒賜物……二六五
一　常例進貢の傾向……二六五
二　特殊進貢の傾向……二七七
三　頒賜の內容と變遷……二八八
第二節　附搭貨公易の推移……二九八
一　附搭貨の量額……二九八

二　抽分法……三〇五
三　給價法……三〇七
四　使臣自進物……三一七
第三節　會同館市易と福建の牙行貿易……三一九
第四節　私貨夾帶と私易の隆興……三二二
第六章　明の通交貿易……三二六
第一節　明使の來航……三二六
第二節　冊封と附帶貿易……三三四
第三節　明商舶の海外通商發展と琉球貿易……三五〇
第三篇　南海通交貿易……三七三
第一章　暹羅の東亞貿易の隆替と琉球貿易……三七三
第一節　アユチャ王朝の勃興と支那との通交……三七三
第二節　暹羅の明貿易……三九九

一　進貢頒賜及び附搭貨貿易……三九九
二　商舶の貿易……四一六
第三節　支那商舶の暹羅貿易……四二七
第四節　琉球暹羅通商の開始……四二九
第五節　琉暹通交經過の概況……四三五
第六節　琉暹貿易の推移……四四八
第二章　舊港及び其日琉兩國との交渉に就いて……四五五
第三章　琉球滿刺加間の通商關係に就いて……五〇三
第一節　通商の起源……五〇三
第二節　滿刺加の發展……五〇七
第三節　滿刺加通商の經過……五一三
第四節　滿刺加貿易と東亞貿易……五二三
索引……一

挿入圖版目次

一　歴代寶案　卷之十二　琉球國王奏文……一九
二　歴代寶案　卷之十六　琉球國王咨文……一三五
三　歴代寶案　卷之廿三　符　文……一三六
四　歴代寶案　卷之廿八　執　照……一三七
五　符文寫　道光肆年捌月初六日給……二〇〇―一
六　進貢船執照寫　嘉慶拾壹年捌月初七日給……二〇二―三
七　迎接並接貢船執照寫　嘉慶拾貳年捌月初八日給……二〇二―三
八　福建省城地圖……二一四―五
九　貢　廠　圖……二二三
一〇　琉球館附近地圖……二三四―五
一一　琉　球　館……二二六
一二　歴代寶案　卷之四十一　暹羅國宛琉球國王咨文……四四〇
一三　歴代寶案　卷之四十一　舊港宛王相懷機奉書……四七三
一四　歴代寶案　卷之四十一　滿剌加國宛琉球國王咨文……五一三

第一篇　日本本土・琉球間の經濟的及び政治的關係に就いて

第一章　足利初期の琉球通交貿易

琉球では察度出でゝ、正平五年（元の至正十年）に卽位して中山王となり、文中元年（明の洪武五年）明の太祖の詔諭を受けて、同年弟泰期を遣し入貢せしめて以後、琉球史の新時代が開かれたのである。日本本土との交渉は、遙かに其以前より繼續されて來た事は設想に難くないが、唯之を明確にすべき史料に乏しい。中山王察度の明に入貢した後、當時國を三分して鼎立した北山・山南も頻に朝貢の使臣を派遣した。琉球と暹羅との通交貿易も間もなく興盛し、朝鮮との交渉も之と前後して開始された。琉球の歷史では初め佐敷の按司であつた尙巴志が應永十一年察度の子中山王武寧を撃ち、同十二年其父思紹を奉じて中山の王と爲し、同二十三年北山王攀安知を討滅し、

同二十九年王位を繼ぎ、永享元年山南王他魯毎を討平して三山統一の業を成したといふ。かくて此頃より舊港、爪哇、滿剌加、蘇門答剌等との通交貿易が逐次開かれた。室町時代の初世、琉球に於いては尚巴志の三山統一に至る迄に新展開を示した其國交を背景とし、漸次擴張發展を遂げた國際貿易に聯關して、本土との關係も一生面を開けるものと想像されるが、特に三山統一の頃よりかゝる狀勢は一段と飛躍した事であらう。然るにかゝる發展の經過を直接に具示する史料は豐富とはいへず、室町初世の交渉に就いては特に然りである。

然しながら右の事實に關する想定は容易に與へられる。琉球と朝鮮との通交は既に洪武年間に行はれてゐる。洪武二十二年中山王察度は玉之なる者を高麗辛昌王の許に遣し、表を奉じて長く臣と稱し、倭寇に虜掠されし人口を還し、硫黃三百斤・蘇木六百斤・胡椒三百斤・甲二十部を進めた。之に對し高麗より金允厚等を報聘使として遣し、翌年之を送つて玉之等到り臣と稱し表を奉じ、被虜三十七人を還し土物を獻じた。此琉球王遣使に就いては多少不審がないでもない。「奉表長稱臣」とあるが、かゝる事はあり得るであらうか。間もなく代つた朝鮮との通交に、太祖の初年箋を呈した事が一兩度實錄に記されるが、他は朝鮮・琉球間の通交は皆移咨文で爲された。箋文の稱は南海諸國より琉球國王に宛てた書契にも用ゐられた例がある。高

麗琉球は明に於いては所謂東夷南蠻中最も恭順なるもので、遣使入貢の數も多かつた。倶に明に奉表貢獻の形にあつた兩國に於いて、琉球が高麗に「奉表長稱臣」とは疑がないではなからう。琉球國王遣使の事情を報じて「聞三我國伐二對馬島一遣レ使到二順天府一」といふも、明瞭に會得しかねる。之に就いて想到さるゝは、恭讓王三年（元中八年洪武二十三年）十月日本國僧玄教なるもの僧道本なる者を派し土物を獻じ、臣と稱し表を奉じて、「道本等言中國嘗責二日本一以三不レ稱レ臣之故一、我國對曰、天下者天下之天下、豈一人之天下、終不レ稱レ臣、今乃稱二臣於大國一、乃慕レ義也」といへるが想起される。中國云々の事は洪武十二年の太祖の書に對する征西將軍宮懷良親王の御返書の事實を指すものであらう。玄教は筑紫邊の興利の徒であらうが、李朝時代諸方の諸侯土豪興利の輩の頻に遣使貿易を行つた時代に於いても、彼より受職した者は尠くないが、最初より奉表臣稱した類は餘り例を見ない。

高麗朝に代つた李朝の代、太祖の元年八月、三年九月、六年八月と琉球國王の遣使あり、太祖の次の定宗の代には二年十月に、太祖六年の際と同樣に察度の使と共に其世子武寧の使も定宗の世子に禮物を送つた。其後世宗代に至る琉球の遣使來到を擧ぐれば次の如くである。

○李朝實錄に據る。年月は琉使京城へ入着後に係る

					發遣者	使者	禮物
太宗	九、九	九	應永一六	永樂七	尙思紹	阿乃佳結制	胡椒一百觔・象牙二枚・白磻五百觔・蘇木一千觔
	一〇、一〇	一七		八	同	模都結制	
世宗卽位歳、	八	二五		一六	國王二男賀通連		丹木五百斤・白磻五百觔・金襴一段・段子一段・青磁器十事・深黃五十斤・川芎五十斤・藿香五十斤・青磁花瓶一口・沉香五斤
	一三、一一	永享	三	宣德六	尙巴志	夏禮久	蘇木二千觔・鑿一百觔

應永十六年の尙思紹咨文に於いては、全く寶案所收洪熙以後の諸國王宛咨文と同巧である。皆附搭貨の賣買を請ふてゐる。但同二十六年には王二男の遣使にて、其書は左右議政に致され、禮曹判書より答書を附されてゐる事が注意される。

琉球の朝鮮通交には其九州との往來の事實が殆んど先行的の條件をなすといへる。琉球より九州に到るには薩南七島に沿ふて薩摩坊津等に寄り、九州西海岸を北上して天草を過ぎ平戸に到り博多に向ふのである。朝鮮に到るにも此航路を採つた。將軍義政の初世頃から島津氏が無斷で琉球に往易した博多商人等を捕へたので、彼等は薩摩の近海を避けて、臥蛇島の西方を通つて平戸大島間を航海したらしい。此事は後に說明する。又薩摩西岸を北して、肥

後の高瀬に上陸して、陸路博多に向ふ交通路もあつた。後に吉利支丹宣教師等が豐後と薩摩との往來に自ら經過した此交通路を仔細に報告してゐる。文明九年（○朝鮮成宗八年）に遠く與那國まで漂流した朝鮮人が那覇に貿易のため到つた博多の新次郎の船に託送されて、薩摩に來り、九州西海岸に沿ふて高瀬に上陸し、陸路博多に到つて、次で朝鮮に送られたるも其一例である。

朝鮮では報聘使を琉球使船に順搭派遣した事はあつたが、特に其爲め船を遣す事は遂に行はれなかつたのである。然し當初は遣船の意が全然なかつた譯でなく、海路遼遠の此未詳の國柄に就き、日本より到れる者に諮問した事もあつた。太宗十五年（○應永二十二年）使を琉球に遣つて倭寇のため擄掠轉賣された朝鮮人を回還せしめんとて、對馬の人護軍平道全を召して海路險易の如何を問ふた事もある。（太宗實錄十五年八月己巳）然し其海險遠なりとて往使を欲する者なく、罪人中に君命を辱めざる態の者を選揀して以聞せしめた程で、前護軍李藝翌年正月往遣する事となり、七月には被擄轉賣された者四十四人を連れて歸京した。（同十六年正月庚申、七月壬子）然し之は日本よりの使船に便搭したものと考へられる。世宗十一年（○永享元年）琉球國人包蒙古羅等十四人朝鮮に飄到したので、島津貴久に依賴して護送回國せしめんとしたのであるが、包蒙古羅等と同行した朝鮮の通事金源珍は其翌年歸國し、其齎せる琉球國長史梁回の禮曹宛書契に據ると、飛鸞渡池囉（平戶島）にて琉球

船に引繼き琉球へ歸還したものらしい。此琉球船は恐らく博多に到つたものであらう。（世宗實錄十一年九月壬辰、十二年十二月壬戌）永享元年通信使として來朝した朴瑞生の歸國後の其啓に、彼の博多に到るや倭人望古羅琉球より來り、朝鮮人の被擄人の飢饉の狀を述べてゐる。

世宗十三年（○永享三年）九月五日慶尙道監司關の申送に據り禮曹より琉球國客人の乃而浦に來泊せるを報じてゐる。之は對馬より琉球に到れる客商の船に便搭して朝鮮に使した正使夏禮久・副使宜普結制の一行であつた。夏禮久の齎した琉球國王尙巴志の咨文は宣德六年（永享三年）六月十九日付で（歴代寶案四〇ノ一〇、寶案の說明に就いては第二篇第一章第一節註(1)參照）其文は世宗實錄にも載つてゐる。此對馬の客商の船とは世宗實錄の同年九月庚辰の條に「對馬六郞次郞致㆓書禮曹㆒云、去年以㆓宗貞盛之命㆒到㆓琉球國㆒適値㆓兵亂㆒未㆑卽㆓回還㆒姑遣㆑人致㆑禮、仍獻㆓土物㆒其母妙由亦獻㆓土物㆒云々」とある宗貞盛の命にて琉球に到つたといふ六郞次郞の船であらう。されば永享二年六、七月の交には琉球を出帆し、八月下旬には乃而浦に到着したものであらうし、六郞次郞は兵亂のため對馬に還る事を得ず、代人を遣したのである。兵亂とは、八月には朝鮮にも報せられた大內小貳の攻戰で、六郞次郞は恐らく博多近邊に殘留したものと推せられる。

之より後は琉球の朝鮮遣使は專ら琉球へ往易した本土の商人に委任して書契禮物を附送して

ゐる。朝鮮の報聘使は初め琉船に搭乘せしめ、然らざる場合は日本船に便駕したので、夏禮久の來使した際に世宗の使を遣り答禮すべきかとの咨問に應へ、申商が「海路險遠、今輩倭商船借來、前レ此本朝未三嘗倩二回使之禮一」といへる如くであつた。故に、後には日本の船を介して專ら兩國の通交が行はれたので、此間相互に事情に迂遠なるに乘じて琉使を詐謀せる日本人が入鮮するに至つた。

琉球よりの遣使に際しては毎に被擄人を還送してゐる。麗朝末期の遣使といふに於いてもそれがあり、太祖三年被擄男女十二名、同六年被擄及遭風人九名を還送し、以後も一々擧ぐるに堪へぬ。之等の被擄人は殆んど皆倭寇によつて捕掠され、遂に琉球に轉賣されたるものである。奴隷は當時主なる貿易の一客體であつた。されば茲にも本土、琉球間の貿易を前提とすべき事實が看取される。

太宗六年（應永十三年）十一月薩摩の島津賴久が人を遣はし蘇木等を獻進せる事が見えるが、此頃より西國の大小名や博多の商人・邊海の所謂倭酋等が蘇木・胡椒・丹木・象牙・丁香・檀香・沈香・犀角・龍腦等の南海舶貨を、國產の銅・硫黃・刀劍類或は支那產の藥草類等を朝鮮に旺に送つた事が李朝實錄に散見する。其禮物として齎した物貨に就き秋山謙藏氏の歐舶來航前後の

東洋に於ける海上貿易（社會經濟史學五ノ五、六）にも詳しく表示されてゐる。之等南海產の物貨は大體に於いて琉球を介して輸入されたものと觀てよい。卽ち當時の貿易國は朝鮮の他に支那・琉球が主であつたが(1)、日明（具體的には胡椒・蘇木等の主なる南海舶貨を、有利なる商品として我が國より明に輸出された）琉明（具體的には南海舶貨はすべて琉球より明へ輸出された）の關係より當然歸結される。かくの如くして室町の初世には先づ九州地方と琉球との通商は相當に熾盛を來したであらう。對馬の宗氏や薩摩の島津氏が琉球に遣使往易せしめた事は、前述する所によつて推察し得るが、應永二十八年には澁川道鎭が前々年薩南に來到せる舊港の使者を琉球へ送り、轉送歸國を依賴したる如き事實もある。殊に島津氏との交渉は初より特殊の發展を遂げたであらう。博多は明・朝鮮通交貿易の要衝であつて、琉球船の來集せる地であり、又博多商人の琉球往易は寶德、享德頃より一層頻繁になつたらしく、後に併せて述べる。

(1)　室町時代の初世、暹羅・舊港・爪哇等の船が來朝した事もあつた。然しかゝる南海諸國との直接の通交貿易は現在知らるゝ所では左程頻繁であつたとは認められぬ。

第二章　禪僧の往來と琉球國船の經營

琉球と足利幕府との通交は現存の史料では、應永二十一年十二月將軍義持が尚思紹の遣使に對して與へた返書に示されたるが最も古い。是より寛正・文正頃までは琉使の上洛は比較的頻繁に行はれた。琉球使船の九州或は幕府との通交は如何なる組織の下に行はれたのであらうか。

琉球と支那朝鮮又は南海諸國との通交貿易に關しては、近時世に出た歴代寶案の如き好個の史料があつて遮般の事情が明かにせられる。蓋し之等諸國間の通交は、明初に琉球へ撥與された閩人の子孫の久しく執掌せる所であつた。萬曆三十四年尚寧の咨文に彼等は或は大夫長史に補せられて明への貢謝の司となり、或は通事總管となつて渡航したと記してゐる。彼等は又通事として朝鮮・南海諸國にも往來したのであつて、琉球へ歸化して後は久米村に居住した。享祿四年來朝中の琉球僧鶴翁智仙が月舟壽桂に語つて「國人不レ識レ字、以二商賈一爲レ利、有二一聚落一曰二久米村一、昔大唐人百餘輩、來而居二此地一而成レ村、頗有二文字一、子孫相繼而學者、令三彼有レ文者

製ニ諸國往還之書一」といつてゐる（幻雲文集 鶴翁字銘幷序）本土以外の諸國との往復文書も掌理した所で、其外交文書案を集成したものが卽ち現在の歷代寶案である。然るに本土との通交文書は幕府や島津氏關係のもの等殘存する所から推想さるゝ如く、和文か和漢混淆樣の文であつて、琉球で之を掌理したものは禪僧であつた。

琉球に佛敎の入つた由來は久しきものなるを傳へるが、其大いに興隆せるは國家の勃興と揆を一にして三山統一以來であらう。察度の時代僧賴重法印本土より渡航して、波上山護國寺の開基となつたといふ。其後尙泰久の時京都の高僧芥隱渡來して王の尊信を受け、廣嚴・普門・天龍三寺を創め、後尙眞の代圓覺寺を創建した際にも開山第一祖となつた。圓覺寺の住持中には本土より渡來せる高僧多く、三世の不材一樗・八世の檀溪全叢・十三世の春蘆の如き是である。永正年間に琉球にて上下の信仰を集めた月秀も本土の僧であるといふ。明應三年春桂庵玄樹が薩摩の桂樹庵に在りし時、同席會談したる菫典藏は琉球に渡つて十年を經たる僧なりといふ。（島陰漁唱下）

當時又琉僧の本土五山等に留錫して敎を傳へ文を習ふものも尠くなかつた。鶴翁智仙は關東圓覺寺仙巖の徒で、仙巖も琉球の人であり、享祿初年頃には龍翔寺に住したといふ。嘉靖元年

〇大永二年建立の尙眞王の頌德碑の撰文者圓覺寺の仙岩は之と同一人であらう。琉球側に景泰年間琉僧鶴翁なるもの壯年にて日本に往き參禪したことを傳へてをり、此鶴翁が智仙を指すものとせば、年代の懸隔大で琉球側史傳の誤であらう。尙泰久は深く佛法に歸依して寺院を各地に建て、或は巨鐘を懸け朝夕諸僧をして講說說敎を爲さしめたりといひ、尙眞も亦「百浦添之欄干銘」に記せる如く、佛を信じ像を造り寺を建てゝ佛閣・僧房・經殿・鐘樓・甍を連ね棟を接して輪奐の美を極めたといふ。かくて僧侶の政治的社會的の位置も大に進められ、智仙の如きも「仙是司二僧省一、而近侍二其王一、紅樓供奉臣僧也」といはれる。

天正十一年六月朔日淸溪龍喜は琉球の景濟宛て、前年孟夏廿三日付華緘を六月落手せるを述べ、聯三十韵、什十二首に愚臆の及ぶ所朱點を加へしを告げてをり、又同日付圓覺堂頭和尙宛て、什並に韵に同じく加點し、本土の僧龍源の弟子玄昌首座（〇多分琉僧であらう）の一兩年前在寺の節彼僧の事に談及びし事を告げてゐる。「日之龍源禪翁、近年互講好」とあり「御音書次、此趣御傳說尤所レ希也」とあれば、或は龍源も琉球に滯在したのであらう。淸溪は又別に球陽詩僧等の詩卷及び聯句に跋して加點してゐる。（淸溪稿 答琉球國書二通 跋琉球詩卷・跋琉球之聯句）

かくの如くして支那國子監の留學生が支那文化の輸入者たりし如く、特に禪僧の渡來琉僧の

五山雲遊は本土文物の流入に寄與した。陳侃は琉球に在つて八月中秋の節に天界寺・圓覺寺に遊び「然亦知㆓烹茶之法㆒、設㆓古鼎於几上㆒、煎水將㆑沸、用㆓茶末一匙㆒、於鍾以㆑湯沃㆑之、以㆓竹刷㆒淪㆑之、少頃奉飲其味甚清」と茶湯の饗應を稍や珍らしげに記してゐる。彼は又「陪臣子弟與㆓凡民之俊秀者㆒、則令㆑習㆓讀中國書㆒、以儲㆓他日長史通事之用㆒、其餘但從㆓倭僧㆒學㆑書㆓番字㆒而已」といつてゐる。僧袋中が慶長八年馬高明の請に從つて琉球往來一卷を著はし啓蒙に資したるも又其一例である。

足利幕府は遣明使を始め朝鮮への遣使にもすべて禪僧を用ひた。諸侯の朝鮮通好の使節も、之に倣つたので、琉球への遣使も亦例に漏れぬ。足利幕府の琉球への直接の遣使はなかつたものゝ如くであるが、譬へば島津氏の頻々たる往使の事實に徴し得る。其他にあつては左の例がある。

	遣使者	使者	宛名
二月十三日	大內義弘	秀三	琉球國王
同	同	同	天開(界)寺
正德十六年〇大永元年	種子島忠時	妙滿寺	三司官
大永七年丁亥九月十一日	**大內義興**	**源松都文**	天界寺

朝鮮成宗の二年（文明三年）尙徳の使僧として入鮮した自端西堂が贈れる詩に次した申叔舟の詩の小序に「自端上人日本禪林之秀也、曾因㆔參訪至㆓瑠球㆒、瑠球國王慕㆓我　惠莊王㆒（世祖）方欲㆓來聘㆒、知㆓上人之賢㆒、遂授㆑書以送、時成化丁亥之秋也、今又承㆓瑠球新王之命㆒、來進㆓香幣於　先王㆒（中略）竊觀㆓海東諸國㆒、凡於㆓信禮㆒必命㆓緇流㆒、僕久典禮官日與相接、且嘗東㆓遊日本㆒、閱㆓其人㆒多矣、未㆑有㆑如㆓上人㆒者」とある。（保閑齋集卷九）自端西堂又は東自端西堂とは成化三年丁亥（世祖十三年）七月琉使として鸚鵡等を獻じた同照東渾と同人らしく見えるが、然らずば同行した僧であらう。之は兩度とも本土商船に順搭したので恐らく自端西堂は九州邊よりの遣使として琉球へ往來したものと思ふ。

琉球よりの遣使は支那に對して勿論南海諸國に對しても閩人の裔孫之に當り、琉人亦之に加はる。朝鮮への遣使も禮物・書契之を本土の遣使・船主に委託する以外は同樣であつた。然るに本土の通交は僧侶之に當る。幕府への遣使として前揭芥隱の來朝した事もあつた。島津氏への聘使として、金剛寺・報恩寺・天王寺・建善寺・天龍寺・天界寺等の諸僧が來航した。大永七年大内氏へは明星院賴求をして旨を傳へしめた。大内義弘・義興が天界寺に宛て、又天文十一年相良義滋が圓覺寺全叢に宛て、執啓を請ふも天界寺・圓覺寺の外交上の位置を示すに他な

らぬ。されば當然に佛寺間に殘存して然るべき歷代寶案に匹する本土關係の史料の亡佚せるは甚だ遺憾である。

琉球使船の組織は本土關係以外のものに於いては之を明瞭にし得る。之は第二篇以下にて仔細に硏究する所である。琉球より南海諸國・朝鮮に遣すべき使船には正使・副使・通事等より火長・管船直庫等に至るまで船毎に任命し、之に稍水を加へて一船百二三十名より二百數十名に及ぶ。毎使船には琉球國王の行先地の國王宛咨文と禮物とを附與される。且順次字號を異にせる半印勘合を捺せる執照を給して、咨文・裝載物件・乘員等の名數を記載し、經過の關津並に沿海哨官軍等の留難せしめざる事を示す。使船の目的は孰れの國に對しても多くの貨物を裝載して貿易せしむるにあるから、咨文には寬容貿易を請ひ速かに歸囘せしめる事を依賴してゐる。但支那に對しては使船は貢船であつて、表奏箋文を持ち、使臣としては王舅・正議大夫・長史等之に當り、通事も上京すべきものと福州に留る存留通事等あつて稍や複雜である。

琉球の海外貿易は國交の形態と表裏して、多くの東亞諸國に於ける如く王家の專有する所である。本土への使船組織は多少他國に對するものと趣を異にする。使臣・通事に宛つべき人の相違其一である。使僧は敢へて通事を稱したのではないが、實際には其役をも兼理し得たであ

らう。文書の形式の異體なるは其二である。されど使船組織は大體に於いて、共通したものであつたらう。猶之を次章以下事實に就いて觸れて行かうと思ふ。

第三章　足利幕府との通交、其近畿貿易

東寺領播磨矢野庄の應永十一年分供僧方年貢散用狀（東寺百合文書れ一之六）に據れば、國下用とし支拂はれた分に、守護赤松氏の年寄衣笠氏より取立てた遣明船の各種進物押送人夫の役食料（〇兵庫・明石・室・津等に到る）があり、又「百九十二文（八月十七日、衣笠方ヨリをきなう船上時、關まで向夫二人、十二日役半分定）」とある。之等は守護の賦役と認むべきで、をきなう卽ち琉球の幕府への使船なる事殆んど疑ひない。然し其具體的なるものゝ古きは天文十七年に成れる運歩色葉集に、應永廿一年十二月廿五日付將軍義持より、尙思紹に宛した復書に示されたものであらう。小高檀紙を上下少しく切り、假名書にて宛名を「りうきう國のよのぬしへ」とし、文は「御文くはしく見申候、しん上の物ともたしかにうけとり候」とある。同二十七年來朝の朝鮮通信使宋希璟の老松堂日本行錄に據ると、歸途同年七月二十二

日安藝國蒲刈島に泊した際、海賊の談話として「朝鮮舡則本無錢物、彼後來琉球舡多載寳物、若舡來則奪取也」と記してゐる。琉球船が此頃多額の貨物を積んで上洛した事を示してゐる。應永より寛正・文正年間頃まで琉球の幕府遣使は相當盛に行はれた。彼等は既述の如き航路を進んで博多に到り、赤間關を經て内海に入り兵庫に上陸したのである。

永享三年八月仙洞より御諚があつて琉球より到來の沈香一・二俵の御用を幕府政治の顧問ともいふべき三寶院の滿濟に命じ沙汰すべきを達せられ、十月に幕府より琉球の沈香十八斤を召し、代錢千八百疋を經祐法眼方より奉行籾井入道方に渡し、琉球人に交付せしめた事が見える。（滿濟准后日記　永享三年八月十二日、十月廿七日）之は是歳入京せる琉使の齎せるものである。又永享五年八月にも琉球より着岸せる物貨の中にて入用品を申入るように、幕府より滿濟に達せられたので、滿濟より申請して、段子四端・繻子四端（以上八端代四千疋計歟とある）沈俵二俵（一俵上三十斤代三千疋、同一俵二十斤下代千疋）を受け代金を籾井方に渡した事が見える（同　永享五年八月二十九日）是亦同年に入京せる琉使のあつた事を示してゐる。

宣徳元年（應永三十三年）明の宣宗は内官柴山を遣はし中山王尚巴志に皮弁冠服を賜ふと共に、銅錢二千貫を齎し生漆及び各種の磨刀石を收買して柴山に交付せしめる事とした。柴山は翌年六月琉球に到つたが、指定の磨刀石中第六様のものゝみ琉球にて採辨し、其他の各色磨刀石及び生漆

は日本に到って收買せんとしたるも戰亂中なるを以て舟航通せず、卽ち生漆二百七十觔と五様の磨刀石三千八百五十五觔を本國にて收買して、柴山に付し送進し他は後日船を遣つて購入し進用する事とした。宣德三年二月の尙巴志の表文は次の如くである。一二ノ六

琉球國中山王臣尙巴志謹

奏、爲ニ

開讀一事、宣德二年六月初六日、蒙下

欽差內官柴山齎ニ捧

勅諭一、

頒‐賜皮弁冠服一、銅錢收中買生漆及各色磨刀石上、欽レ此除下欽遵、切緣ニ坐買一、第六様磨刀石本國採辨自進上外、其各色磨刀石幷生漆、別無レ所レ產、曷敢有レ違、隨卽差令下的當頭目管ニ領人船一、前至ニ鄰國產有地方一收買上、遇ニ彼國爭戰一、客路不レ通、若俟ニ完日一、誠恐レ有レ悞レ應レ用、今依ニ時價一買ニ到生漆貳百柒拾觔、共五様磨刀石計參千捌百伍拾伍觔一、先付ニ

欽差內官柴山來船一、裝載赴

レ京

進收、續後再買至日、另行三
進用一、及備三細移二咨禮部一外、謹具奏
聞
右謹奏
聞
宣德三年二月十一日琉球國中山王臣尙巴志謹上奏

此際收買附送せる生漆・磨刀石の代價は宣德六年四月の表文・咨文に據れば二百八十二貫七百文であつた。柴山は宣德三年春の風汛に歸し、宣宗は同年十月更に柴山及び內使阮漸等を遣り、殘額千七百十七貫三百文を以て、屛風・生漆・各樣磨刀石を收買して交付するように中山王に達した。（一ノ八）柴山等は宣德五年八月に琉球に達したのであるが、琉球では之に先だち阿浦察都をして前回收買の殘額千七百十七貫三百文を齎し、本土に到り、生漆及び各色磨刀石を購入せしめたが、歸途宣德五年十二月二十二日由魯奴島（餘論島）地方の海で難破し、阿浦察都等七十餘名が溺死し數名が漂流して着岸し、前項の品はすべて漂散した。依つて尙巴志は柴山等の歸還に際し翌六年四月右の顚末を記して、本國にて採辨せる各樣磨刀石及び屛風等を柴山等の來船三

一　歴代寶案　卷之十二　琉球國王奏文

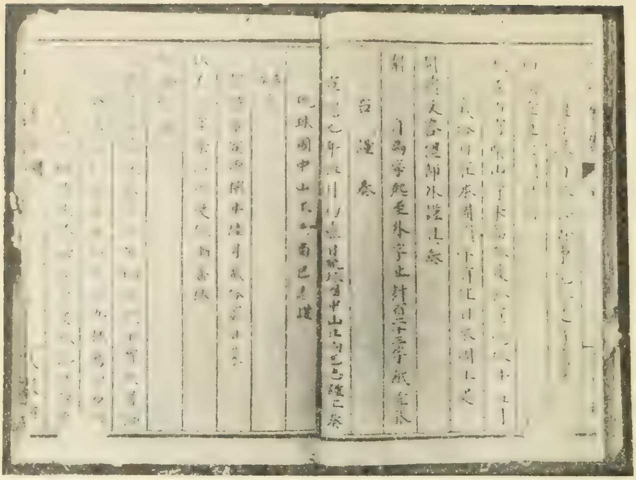

沖繩縣立圖書館所藏

隻に附搭して備進せる外に、別に長史郭祖毎等を遣つて金酒海・金酒瓶・金香爐・金香盒・屏風・刀劍・磨刀石・螺殼・硫黄・馬等を貢せしめた。（一二ノ八、九、一六ノ一四、一五）

之より先、將軍義持が應永二十六年明使呂淵を退けて以來日明の關係は一時中絶したので、明の宣宗は宣德七年（○永享四年）正月柴山に命じて勅諭を齎さしめ中山王尚巴志をして人を日本に送つて右の勅諭を幕府に致さしめ、又幕府使臣の琉球に來るものあらば柴山の船に同乘來航せしめんとした。（一ノ一二）同時に柴山は銅錢二千貫を齎して、屏風・扇・腰刀・生漆等を購入する事を命ぜられて、翌年六月琉球に到着した。初め柴山の話では目的の物の買辦終る日に自ら勅諭を捧じて日本に赴くといふので、中山王は右需むる品が硫黄を除き多くは本國產でなく、人を遣り

之を購入せしめた。然し二千貫を以てしては到底足らぬので、更に彩色扇・各色磨刀石・沙魚皮等を進貢備進し、宣德九年五月一日付表咨文を以て使者南米結制等に付し、柴山等來船三隻に順搭し管送せしめる事となつた。其二千貫を以て本土にて買得せる貨物の數量・價格は左の如くである。一二ノ一〇、一一、一六ノ二二、二三

洒金雙龍紅漆合	二箇	二二〇貫
洒金鸞鳳紅漆合	二〃	一八〇
素紅漆合	六〃	六〇
金箔彩色屏風	四〃	三〇〇
金龍幷銀銅結束靶黑漆鞘嵌金龍腰刀（各帶鞘長三尺一寸八分）	二把	三一四・九
金幷結束靶黑漆鞘嵌金鳳腰刀（各帶鞘長參尺一寸四分）	二〃	三四七・六
金龍幷銀銅結束靶洒金鞘腰刀（各帶鞘長三尺八分）	二〇〃	二五五・九四
金貼銅結束紅漆靶鞘腰刀（長短不等）	二〇〃	八二
金貼銅結束螺鈿靶鞘腰刀（長短不等）	二〇〃	七〇
金包銅結束螺鈿靶鞘袞刀（長短不等）	六〃	一六九・五五

然るに柴山は俄かにして前言を變じ、日本に赴かず去らんとしたので、尙巴志は今五・六月の頃は南風の時期なるを以て回還の期にあらざるを告げ、山北賽に出向して海神を祭りし間に、本土の僧にて琉球にて擧用されし正棋が其奴八郎なるものに謀殺され、八郎は柴山の船に投じた事を報ぜられた。かくて柴山は同年六月二十四日開洋歸國したので、尙巴志は八月南米結制を遣し入貢せしめ以上の經過を報じて之を處治されん事を請ふた。（一二ノ一三 一六ノ二四）翌宣德十年三月宣宗は勅を南米結制に附して、內外大臣に命じ八郎を審問せしめ、又南米結制と共に入京せし通事李敬に詢問して事の眞相を糺し、法司をして柴山を法罪せしめ、八郎を錦衣衛に付して處決せる旨を以て諭した。（一ノ一三 一二ノ一五）

以上述べた所に據り宣德五年及び同八年卽ち永享二年及び同五年中に琉球船が貿易のため本土に來航した事は確かである。琉球より九州に到るには五・六月前後の夏汛に依らなければならぬ。後者にあつては柴山の六月琉球に着するや、同じ季節風に依り間もなく出航したものと思はれる。單に商貨の購入のみが目的なれば、琉船の頻繁に往來した九州でも事足る譯であるが、特に永享五年の來航の如きは當時の琉球の幕府通交の例からいつても略ぼ恒常の年次に當つてゐると思はれ、屛風・扇子や高雅な裝飾の刀劍類は近畿により多く集つてゐた事でもあら

うし、且柴山來使の勅諭傳達の先容を爲すといふ意味もなかつたとはいへぬから、此船は兵庫まで來たと考へてよい。滿濟准后日記に見える同年八月末には既に來朝してゐる琉球船がそれであらう。但し將軍義敎は正長元年義持の後を嗣ぐや間もなく自主的に遣明船を復活せんとし、永享元年來朝せる朝鮮通信使朴瑞生の歸國後の其啓には義敎が朝鮮を憑んで明に服事する先容を爲さしめんとする意あるを述べてをり、且遣明船の計畫は既に永享三年中に行はれ、同四年六月には發遣の事が決定し、間もなく出帆した。宣宗の勅諭は日本に將來されなかつたのみでなく、柴山の琉球着後間もなく永享五年來航した琉使が何等か其先容を爲したりとするも勿論之を俟つを要しなかつた。

其後永享八年にも來朝し、同年九月十五日付將軍義敎の尙巴志に與へた復書がある。此復書には毎年船も人も夥多渡航せしむるように記してゐる。又同十一年三月七日付の義敎の復書があるが、是は多分前年の七八月頃以後に來朝した琉使に附與したものであらう。（御内書引付）

齋藤親基日記に文正元年七月琉球使の參洛を記して「琉球人參洛（當御代六ケ度目）號二長史一、於二御寢殿庭前一三人懸二御目一云々」とある。即ち將軍義政の代となつて琉使の參洛は文正元年度のものが六度目といふ。嘉吉三年七月將軍義敎薨じ、義政當時歲僅かに三歲なりしを管領畠

山持國等に擁せられて家督を嗣いだので、寶德元年四月元服して征夷大將軍に任ぜられた。但し義政の代文正以前琉球使の來朝せる事の明かなるは寶德元年・同三年・長祿二年の三度である。

然らば幕府の琉使に對する應接事宜、琉球船の貿易の事實は如何であらうか。文正元年の琉使を親基日記に長史と號すとあり、蔭凉軒日錄には王舅幷に正使芥隱西堂と記してゐる。王舅・長史は當時貢使として明に使したのであるが、王舅は琉人であり、長史は此頃では閩人裔孫の專官となつてゐる。芥隱は既述の如く京都の僧で、尙泰久時代多くの禪寺を開創した。文正元年は次の尙德の治世である。彼は勿論五山の緇僧と舊識の間であり、且又是等禪僧が幕府の外交機務に參與したのであるから、其間に昵懇な往來を續けたるは當然である。彼は蔭凉軒主集箴に明帝より中山王に贈つたといふ梅月の大軸や南蕃酒等を贈つてをり、集箴も琉球使船の貿易につき幕府との間に種々の斡旋をしてゐる。

蔭凉軒日錄によれば、文正元年來朝の琉使は七月二十八日寢殿前庭にて將軍に謁し三拜して退出した。退出の際、總門の外邊にて鐵砲を放つて人々を驚かしたといふは有名な話である。謁見の際幕府への禮物を進めてゐるが、禮物は料足一千貫其他であつた。料足一千貫は當時禮物として慣例となつてゐたと見え、寶德元年八月の參洛の際にも「近日琉球國人〔號二島〕商人京著、

令レ進二上藥種并料足千貫文一」とある。（蔭凉軒日録同年八月二十八日條）此千貫文は造内裏料として幕府より進めたといふ事である。（同九月五日）長祿二年參洛の際に藥餌を獻じた事が見える。（蔭凉軒日録長祿二年七月七日）當時の琉球の諸國通交の例よりいへば、かゝる禮物は大體一定してゐた事と思ふ。將軍に拜謁した使者（三人）も使臣としての私進物を奉行を介して進上したのである。又文正元年八月には王舅は義視に謁して禮物を進めてゐるし、蔭凉軒主に對しては國王より書契並に贈物があつた。

幕府から琉球國王への復書は假名文で宛名を「りうきう國のよのぬしへ」として、書式は大體は附庸國に對する態である。徳有鄰の字印を書の後と年號の第二字の上と封章の上の三所に捺す。封章の上は琉球國の假名書の第二字の上である。（蔭凉軒日録長祿二年十二月十四日）運歩色葉集に「小高檀紙、紙少切ニ上下一縮也」とあり、御内書引付にも同樣に「琉球國へ御返書御料高引上上下ヲ少キル」とある。徳有鄰の印は朝鮮への書契にも捺印した。然し琉球國王の幕府宛書契は傳はらず、其文體は他國に對するものと異なるから同一に論ずる事は困難だが、臣稱奉表したものでなく恐らく諸國王宛咨文に准すべきものかと思ふ。

寶徳三年の使船は七月末に兵庫に來着した。然るに攝津守護細川勝元はいち早く人を遣つて琉球船の裝載せる商物を撰取り代金を支拂はぬので、琉球使人は先年より代金の未拂があつて

四・五千貫文に達し、今度又賣物を押留するは堪へ難き事であると幕府に訴へたので、義政は布施・飯尾氏等奉行三人を遣つて糺明したる所、細川氏が商物を未だに返濟せず、奉行も結末を得ずして未だ上洛せぬといふ話が傳へられた。（康富記 寶徳三年八月十三日）若し果して細川氏が商物を購入するといふ事で、之を收受して代金を支拂はぬならば甚だ奇怪至極にて、中原康富の記す如く「希代之所行哉」といはねばならぬ。然し之は或る種の商品を撰定し押留して、返戻しなかつたといふが事實らしく、琉球使船の商賈物を幕府が點檢せしめて、豫め注進せる目錄以外のものがあれば成敗するといふ制規に關係ある行動らしい。

文正元年の琉船來朝に際して、八月六日伊勢貞親が、所謂琉球入貢船の點檢を大槩一日位で商單に終る事として、將軍の恩惠を加へれば往來が頻々とならうといふので、內點檢にて龐物細物注文書を以て注進し、其他漏泄の物あれば成敗する事として、右の內將軍の入用品あれば召進める事とするを蔭涼軒主集箴に諮り、集箴より義政に披露する所があつた。依つて義政より貞親に此旨を琉球船奉行飯尾元連に達するように沙汰あり、集箴自身も元連に命を傳へ、王則及び普廣西堂に達する事となつた。翌日元連が出仕しなかつたので、飯尾之種をして處置せしめた。貨物點檢に於いては從來の手續を緩和して、公用物を召進せしめ、（之には勿論代金を下付す）他物は

隨意に貿易せしむる事としたらしい。右の處置の結果は琉船の往來が一層頻繁になるべき事を貞親も集箴も述べてゐる。之より先芥隱と點檢の事に就き集箴に訴ふる所あり、集箴貞親と竊に談合する所があつた。王舅も亦點檢方の中止を集箴に請ふ所あつたらしい。此點檢は勿論兵庫にて裝載貨につき行はれたので、以前には餘程煩瑣のものがあつた如くで前述の如き細川氏の貨物押留の如き之を嚴施し、若くは制規に乘じて私爲をも加へたものでなからうか。集箴は「琉球國貢物、以二每年入朝一之策、彼點檢以二小規式一忽被二宥恕一、仍彼正使芥隱西堂來、而一」（愚カ）老被二忱謝一也」と記してゐる。之に就ては彼は種々斡旋の勞を執つたので、「彼國之王――通好、又西堂爲二舊識一、仍盡二其誠請（情カ）一問レ之」といひ「愚又依二舊識一、如レ此辨レ之、舊識者指二芥隱西堂一也」と記してゐる。

琉球使船の來朝は義政の代文正元年まで凡そ二十三年間に六度、三・四年每に一回の割となり、永享年中は二・三年に一回の割であつた。

第四章　幕府通交の衰退と堺商人の琉球貿易

文正元年幕府は琉球使船の貨物點検の法規を弛めて其來航の頻繁ならん事を計つたのであるが、實際に永享年間に比すると義政の代は來航回數が稍や減じてゐるやうだ。然るに應仁文明の大亂以後は其上洛は餘程稀となつた。是は現存史料の示す所に從ひ、此頃以後琉船の近畿廻航が極めて寥々たるものであつた事を推定するのみでない。文明十二年二月十一日付島津氏宛幕府奉行の奉書に、琉球國より無音の儀は世上忽劇の間は是非に及ばざるも、既に靜謐に屬する上は先例の如く來朝すべきであると速かに傳達されたく、幕府使者の歸還と同時に船を琉球に遣す事を命じてゐる。（薩藩舊記前集廿八）

琉球使船の上洛の行はれ難くなつた事の原因は既述の如き貿易上に加へられた拘束と内海航路の不安である。殊に大亂以後は内海は兵船の往來衝撃の巷となり、海賊が自在に跳梁する事となつた。應仁の遣明船が歸朝の際に文明元年南海路を迂回したるは、一號船幕府船・二號船細川船が當時敵側に立つた大内氏の領海を避ける意味もあつたが、更に幕府や沿海諸大名の制御の絆を弛められ、或は敵側に廻つた海賊の掠奪を恐れた結果であつて、其後遣明船が經費・時日の過大なる費を堪へて態々南海路を迂回した根本的の理由であつた。朝鮮の世祖は肥前上松浦の久野能登守藤原頼永の使者として入鮮した僧壽蘭なるものをして幕府に通信せしめんと

し、書及び禮物を授け、又禮曹に命じて書を大内氏及び賴永に與へて護送せしむる事とした。壽藺は文正元年五月京城を辭して文明二年再び入鮮し世祖に復命する所あつたが、其言ふ所に據れば文正元年六月上松浦に還り船を修し行裝を整へて、翌應仁元年二月上松浦を發したるも途中兵起り海賊岸に充ちて南海（此場合は中國航路を指す）中國梗塞せるを以て、北海即ち日本海を航し、四月若狹に着して幕府へ到つたといふ。（海東諸國記、世祖實錄十二年三月丙辰、四月戊辰）さなきだに夙に南海の異什珍貨を齎す琉球船は内海の海賊の狙ふ所であつたから、時世の轉變が彼等に與へた恐怖は察するに難くない。

かくの如くして琉使の上洛が行はれず、公用物を除き隨意貿易も許された着岸地の兵庫を始め近畿商人に與へた打撃は尠くなかつた。琉球船の齎す南海の諸貨に對しても最大の消費地であつた近畿の諸地にあつて、琉球使船の上洛が直接には唯一の取引の機會であつただけに商人の苦痛は一通りでなかつたであらう。殊に藥草類・沈香類・染料等は既に不可缺の商品として流用されてゐた。龍澤天陰が堺の醫清隱が恐らく文明年中の遣明船に附して明國の藥材を求めんとするを記して「泉南清隱翁諱友派、以レ醫爲レ業、（中略）人參・甘草・麝香・龍腦之類、不レ產ニ吾土一、待ニ南舶一以用レ之、苟無ニ南信一、則袖ニ手於急病之傍一、豈不ニ慨唱一乎、吾今附ニ貢船一、入ニ大明

國一求二藥材一」とある。（翰林五鳳集巻第三十三）一條兼良の尺素往來に「仍隨分祕藏之藥種共所二現在一者、人參・龍腦・麒麟・南木香・胡椒・縮砂・良姜・桂心・甘草・當歸・巴豆・大黄・雄黄・虎膽・辰砂幷煉蜜等少分進レ之候、皆新渡之濟物候」とある。之等新渡の藥種には支那産のものと南海産のものとが含まれる。嘗つては之等は倶に宋元時代の日支交通に於いて皆支那より齎されたのであるが、遣明船貿易時代には遣明船又は永享年中までは繼續來朝した明使船に依り將來されたものもあらう。されど南海産の藥種・香料等は直接に産地に往貿せる琉船によつてより安價に輸入され、其或ものは遣明船にて却つて支那に輸出された事であつた。卽ち一部は頻繁に上洛せる琉使の來朝毎に、一部は琉球との間に往來交易せる九州方面よりの轉賣によつて、近畿に供給された。淸隱は南舶を待ちて用ひ、南信なくば藥種缺乏して手を急病の傍に袖にする狀を述べてゐる。南舶は當時の用法で遣明船をいふ。遣明船の往來は此頃數年以上の間隔がある。琉使の上洛は殆んど行はれなかつた。大亂後暫く內海の廻船が甚だ減少した事がある。天陰の文はかゝる時勢の消息を語るものかと思はれる。（神戸市史第二輯別錄一三七頁）

之より先に兵庫に代つて商權を伸張してゐた堺商人は此大亂を契機として、支那・朝鮮貿易にも華々しき活動を示して來た。此堺商人が日明貿易に乘出した事情は、從來兵庫が遣明船乃

至遣明使の發着地となり、兵庫商人が所謂從商人の一部に加つて、遣明船に乘駕し貿易した程度とは到底同日に談ぜられぬ。應仁以前には遣明船從商人としては博多・門司の商人が優勢であつた。然るに文明以後に於いては堺商人は從商人として、納載せる支那貨物の十分の一を幕府・社寺・諸大名等の各遣明船經營者に呈供する所の抽分錢を一定額を以て請切りとし、從つて從商人は彼等の支配に任せられ、從商人の乘船賃・荷物料等で大部分支辨された船の經費も實際上彼等の手で處置された譯で、博多・門司の商人は殆んど堺商人の請切る遣明船より排除さるゝ結果となつた。琉球では應仁・文明の頃は尙德・尙圓の代で、其南海通交貿易の範圍は擴大し、海外貿易の盛代といふべく、貿易貨の輸出入先は支那と共に當然本土に求めらるべきであつた。次章に述べる如く幕府通交に伴ふ近畿貿易の衰退は一方に九州貿易の盛運に寄與した所も尠くなかつた。さればかゝる際に近畿に於いて內外商品の集散地たる堺の商人にとつて琉球船の上洛の杜絕が與へた打擊の大なるを思ふと共に、猶特に彼等にあつて直接苦慮したるは胡椒・蘇木等は日明貿易に於いて重要なる輸出品であつて之等は琉球より轉貿されたものであつた。されば彼等は到らざる琉球船を俟つより進んで、琉球に往貿する機運を摑んだ事は、當時の堺商人の氣魄といひ實勢力よりいふも寧ろ當然であつた。

文明三年十一月幕府は右衛門尉行頼の奉書を以て島津氏に宛て「仍琉球渡海船事、從二堺邊一近年無二盡期一候哉」といひ、將來幕府の印判を帶びざるものは渡航を禁止して歸還せしめ、特に船に銅錢を積みたるものは押留して幕府へ差出すべき事を以てし、仔細は當時入洛中の五代筑前守に達する事を傳へた。（薩藩舊記前集廿八）即ち文明の初年頃より堺近邊の商人の琉球渡航の盛となりし事を示してゐる。之より先幕府は一般琉球渡航船は島津氏の認可を要する事を許したので、幕府の印判を帶びざるものは渡航を取締るべきを命じたのである。（第六章參照）文明六年九月幕府は奉行奉書を以て、泉州小嶋林太郎左衛門尉・堺湯川宣阿・小島三郎左衛門の船は遣明の事に付き仰付けらるゝ所あるが故に、別儀を以て煩なく琉球渡海を全くせしむるやうに島津氏に命じてゐる。「就二渡唐一被二仰付一之上」とあるは、遣明船派遣につき引請くる所あつたので、琉球渡航を免許したと解するが妥當である。即ち文明八年の遣明船は始めて堺港より出航し、堺商人が獨占的に客衆となり出資したので、湯川氏が請切つた所であると傳へられてゐる。

蔭凉軒日錄明應元年十二月二十四日の條に「自二遊初一被レ白、近日琉球舟歸朝、相語云、自二諸國一遣レ唐船惟多、皆、弔二先帝一、日本亦弔レ之可也云々」とある。琉球舟とは唐船を以て遣明船を指す用法と同じく、此時合琉球渡航船である。遊初とは遊初軒等綠で、彼は細川氏の綠者

として、堺商人と往來し細川氏のため大内氏等を對手として、當時遣明船の獲得に隨分奔走し、遂に細川船二隻、幕府船一隻を以て翌明應二年三月堺を出帆する運びとなつた。右は琉球より歸朝せる船が、先帝即ち明の憲宗を弔する諸國多き消息を等緣に傳へたので、今度の遣明船にても弔慰を可とする事を蔭涼軒集證に傳へ、將軍に披露を請ふたのである。されば此琉球舟は堺商人の渡航船たる事は先づ斷定し得る。恐らく之も遣明船との關係に於いて、幕府の允許を得て渡航したものではあるまいか。

應仁・文明以後琉球使船の上洛は一時絶えて其後も寥々たるものであつた。永正六年四月三條西實隆は來訪せる河野季綱に對して琉球國への書狀につき談ずる所があり、將軍の書狀につき言及してゐるので、當時琉球使が上洛したものであらう。（實隆公記　永正六年四月廿八日、廿九日）嘉靖二年（大永三年）寧波に於ける細川・大内兩氏の船の爭鬪の結果、捕へられた宋素卿及び朝鮮より捕送した中林・望古多羅等は獄死したが、嘉靖四年六月琉球國使蔡淵等をして捕縛せる僧妙賀等を日本に送還せしめ、又前年秋冬琉球を發して途風に遭つて遲れて入京せる正議大夫鄭繩をして勅を齎し日本に傳諭し、寧波の亂の元兇たる宗設等を捕繫して送還すべしとし、然らざれば貢路を閉絶し征討を議するを以て威嚇した。（皇明實錄　嘉靖四年六月乙亥　二五ノ一五　嘉靖二・八・一七）琉球國王は天王寺の僧等を以て使とし、

大永七年（嘉靖六年）六・七月に明帝の勅諭を齎して來朝せしめた。依つて將軍義晴は八月日の國書並に九月日の禮部宛別幅を右の僧に附して明に傳へしめた。右の別幅に於いて、以前了庵桂悟歸國の際に干戈路を梗ぎて正德の新勘合は幕府に達せざりしを以て瑞佐・宋素卿をして弘治勘合を齎して進貢せしめたる所、宋設等竊に正德勘合を持ちて進貢船と稱し入明したるは僞使にて大內氏の幕下神代源太郎なるものゝ所爲なれば既に彼を誅戮したりといひ、捕虜の明人は前年發還せし所風のため猶西陲に滯る故近日之を還すべしと述べ、妙賀等をして先に琉球に送られたるを謝し、金印（日本國王の印の事）が兵亂のため失ひたるを以て新勘合と共に其賜與を請ふてゐる。（幻雲文集）又同年七月二十四日付にて琉球國王に宛てゝ明との和與につき斡旋されたるを謝してゐる（後鑑卷二百九十三所收御內書記錄）大永六年尙眞薨じ、尙淸は鄭繩等を明に入貢せしめて册封を請はしめんとしたが、途中難破したので蔡瀚等を遣り請封せしめると共に義晴の書を致さしめた。嘉靖九年（享祿三年）三月蔡瀚の貢獻方物あり、義晴の書を得て禮部の奏により再び琉球國王をして宋設を送るべく傳諭せしめる事とした。（皇明實錄嘉靖九年三月甲辰）

此間にあつて堺商人の琉球往貿は猶繼續されたであらうか。之に就いては內海の海運と沿岸都市の通商を明かにする事、特に南海路の情況を知る事が一の側面からの觀察である。（神戸市史第二輯）

別錄一　三三五―三六〇頁、臺北帝大史學科年報第四輯　九八―一〇三頁參照

堺商人と南海路との問題は別に日明貿易を論ずる際に展開しようと思ふが、按ふに足利の後期堺商人と薩隅日方面との交渉には注意すべきものがある。大永・天文の遣明船に於いて堺商人の從商せる船は種子島或は薩摩方面で艤装された。堺や兵庫は海外通商の歷史及び地理的條件にて到底西海に比すべくもなく、遠洋の船舶は主として九州及び内海中部以西に所屬してゐたと觀てよい。堺商人が琉球に往易せんには南海路は捷徑であつたらうが、それには必然島津氏の領海を經過する。堺商人と此方面との海外通商上に於ける重要な關係の一は、此地を第二の出發點となすに於いてゞある。然るに島津氏の琉球通商船に對する特許權は次第に强化され、又其强化に頗る努力を拂つたのである。既述の堺商人の渡航船の如く幕府の特別なる指令あつて島津氏の免許を得ざれば必ず此處で阻止される。而して島津氏の特許權が領内商船の保護的色彩を帶びるに至るは怪むに足らぬ。博多商人の如き大船の利すべきもの多く、薩摩沿海を離れて平戸より七島の西方を過ぎ大島に航したが、堺商人にあつてはかくの如きは容易に企て及ばぬ。

瀬戸内海の海運は戰亂後小康を得ると共に依然として近畿と西海とを結ぶ幹線として發展してをり、足利末の天文頃以後薩摩・豐後稍やおくれて平戸等に來航せる支那・葡萄牙の商船の

輸入貨は此海運を利して東に運漕された。堺商人の如きは或は自ら西海との間を往來し、此遭運により盛に取引に從事した。博多や薩摩の港市に集つた琉球船の舶貨も既に同様であつたらう。卽ち堺商人を始め、近畿商人は西海に輻輳する外來貨を更に轉賣取引する方面に進展して一層其富を累ねたのである。

第五章　西海通交貿易の盛運

琉球使船上洛に伴ふ近畿貿易の衰退は、從來密接な交渉を持續して來た西海の通交貿易を一層促進する一の契機となつた。特に博多商人の琉球往貿の旺であつた事及び島津氏との特殊關係が益ゝ發展せる事情を成した點が著しい。

されど西海通商の盛運に就いては琉球の内部的事情、其仲繼貿易の發展の一面に於いて又理解されなくてはならぬ。

暫く琉球側所傳に從つて其政治的社會的推移を一瞥しよう。尙巴志の三山統一が永享元年の

頃成就し、首里の築城も出來上り那覇の經營も此頃成されたといふ。（伊波普猷氏［illegible］琉球史據）初め本土の商船は牧港や與那原港に出入したと傳へられ、又中山の貿港は泊港であつたが、最早船舶を入れるに狹く遂に那覇港を築港したのである。明の正統三年（永享十年）十月尚巴志は長史梁求保等をして、三隻の船に駕して入貢せしめて明年の正旦を賀せしめたが、三隻の内使者謂巴魯・通事鄭等は順字號に乘じ那覇港を出帆し、馬則山（馬齒山卽ち慶良間諸島）に到り風のため礁に衝突して難破した事が見える。（イ一七ノ七）當時既に那覇は海外通交船の出入港であつた。次で尚泰久の景泰三年（寶德三年）イ べガマから安里橋まで長虹堤を築き首里と那覇を連絡し、此頃には貿易貨を貯藏する公倉たる御物城も建てられたといふ。尚泰久治下の諸社寺の建立、梵鐘の夥しき造鑄、尚德治下の奇界島の遠征、次いで第二尚氏尚眞時代の王城修理、八重山遠征、社寺の建立、階級の制定、税制の確立等秩序を維持して中央集權の實を擧げた。

第二篇にて研究せる琉明貿易及び本篇第八章並に第三篇にて考敍する南海貿易の發展推移によれば、琉球の仲繼貿易の大勢は尚巴志の初世より尚圓代に至る間は其盛興期にて、就中泰久の前後を頂點となし得ようかと思ふ。我が永享より文明八年に到る。尚眞の治世は半世紀に及び、政治史上整備期の觀があるも、海外貿易は此時代下降の途を辿る事となり、次の尚清代を

中間階段として以後衰退する。尙眞の大規模の政治工作、土木企業等は前代來の富の蓄積に負ふものあるを考へしめる。

博多商人の琉球通商の旺盛であつた事は、國內の史料には證示するもの尠く李朝實錄等に據つて其一斑を窺知し得る。李朝の端宗元年（享德二年、明の景泰四年）尙金福の使者として漂流人朴萬年等を送還した道安は博多の人である。尙金福の咨文に「竊念、卑國自ニ先祖王一、契ニ通貴國一、至レ今多年、本欲ニ遣レ使備レ船遞送一、奈缺下諳ニ曉海道一之人上、順有ニ日本花島住州送禮來船一、其船頭等回還、就レ便轉付」とある。花島は博多である。（端宗實錄 大明景泰四年三月戊辰、夏四月辛亥、五月丁卯）海東諸國記筑前博多の條に「護軍道安、曾爲ニ琉球國使一來ニ聘於我一、因レ是往來、乙亥來受ニ圖書一、丁丑年來受職、大友殿管下」とある。彼は乙亥歲卽ち世祖元年（康正元年、明の景泰六年）にも琉球國使として來り尙泰久の咨文を齎し禮物錫・蘇木各千斤を進めてゐる。（世祖實錄 元年乙亥八月戊辰、九月戊寅）此歲道安は銅鑞鐵・蘇木等價約正布九萬匹餘を舶載し交易を請ふてゐるのであるが、彼等が好んで琉球國使として委任を受けて入鮮する理由は國王使として朝鮮に於ける接遇の優越すると附搭貨貿易の條件を良くし得るにあつた。卽ち琉球國王の通交は、大體に於いて此場合禮物の交換による交易に留り、附載貨貿易は此等博多人の手に在つたのである。（社會經濟史學 二ノ六 中世に於ける日鮮銅貿易の研究）丁丑の歲卽ち世祖三年にも同じく道安が琉球

國使として渡航し、此際も濟州の漂民といふを送還した。此時彼は護軍を授けられたのである。（世祖實錄三年七月乙亥、丙午、九月戊寅）翌年二月禮曹より慶尙道觀察使の申送に據り、琉球國王使者吾羅沙也文が漂人卜山升等を送つて浦に到れるを啓申した。三月には同じく琉球國使僧友仲等八人入京して土物を獻じてゐるが、琉球國王咨文に「今遣二日本人泉殿一賚二捧咨文一道幷禮物一前詣奉獻　國王殿下一、以表二芹忱一、〇中略今有二漂海人一、聞二知貴國人民男一名何逢迢漂二流我邦一、就二付來使一送回」とあつて友仲は泉氏の代理として來たものである。續いて別の琉球國使の齎せる咨文に去歲大藏經を賜れるを謝し「本欲下差レ船陳謝一、奈微國缺下諳二海道一之使上、爲レ此復遣二日本人宗久一、持二賚菲儀一前詣二國王殿下一奉獻、少伸二芹忱一、〇中略今有二漂流人一、聞二知貴國人民男一名何卜山、婦人一名倭志一、送回」とあるが、宗久自身が來たかは不明である。恐らく吾羅沙也文が彼に代れるものであらう。琉球の南海諸國への使船を見るに同起のものでも毎船に咨文、禮物を付す。之は本土よりの來船泉氏及び宗久に咨二通を付したもので、前者の禮物は錫一千觔・蘇木三百觔・胡椒一百觔・檀香一百觔・木香二十觔・沙魚皮五十張・烏木五十觔・丁香一百觔、後者は香四十觔・木香五十觔・蘇木六千觔・花錫二千觔・檀香二百觔・丁香一百觔であつた。此友仲の副官人は浦所にて病み、倭通事金自江は對馬島倭人頓沙也文子を副官人と詐り上京したが、

露見して處治された。始め琉使の到るや、其私に進上するもの答賜二萬餘匹にて、當時日本各地の使船多くして答賜に堪へざるを以て、禮曹啓して琉球國王進上の外其餘の諸使の進上は國家不用の理由で受けざる事とした。此私進上之に對する答賜とは附搭貨官貿易の事である。然し「船主・押物以レ數外、倭料不レ得二其請一」とて官貿易も制限的であつたので、五月禮曹にて饋餉日に吾羅沙也文は「發レ憤言辭不遜」とて紛議を釀した次第であつた。（世祖實錄 四年二月乙卯、閏二月壬申、三月丙申、戊戌、戊申、己丑、五月甲辰）翌世祖五年正月に至つて、博多の道安は彼が琉使として朝鮮より附送された綿布・紬布及び書契を對馬島に到つて奪はれ、他の書契を其子に付して琉球國に送つた事を告げたので、朝鮮より對馬島主宗成職に書を送り攘奪人を推究し、奪つた物件を送るべきを諭してゐる。（世祖實錄 五年正月癸巳、戊戌）同七年（寛正二年、明の天順五年）琉球國使僧徳源來り土物を進め漂人二名を還送し、（世祖實錄 七年五月己巳、六月辛未、丁丑）之に對し世祖の琉球國王に答へし咨文は天順五年七月初七日で、其内には戊寅年吉羅沙也文に綿紬二百一十匹・綿布一千三十一匹を附答せし事を述べてゐる。吉羅沙也文は吾羅沙也文であらう。（三九ノ三）十二月には普須古・蔡璟到り漂流民を還送して天界寺のために大莊尊經全部を求めてゐるが、其齎せる國王咨文に「貴國遞年漂流人口絡繹、遣二搭倭船一送回、未レ知レ到一」とあり、又漂人長廻等八名あり「即遣二人船一護送回還」とあつて、此度は琉船が渡航したらしく

見える。それが故にか使臣一行に對する接遇も懇切らしく記され、戸曹參判克堪等の啓に「一使臣貿易雜物雖レ曰ニ價重一、比ニ諸倭人一頗輕、且異國之人遠輸ニ貨物一、未レ畢ニ貿易一而還、則於國體何、請レ令ニ戸曹漢城府畢ニ貿易一」とある。（世祖實錄七年十二月庚午、己丑、八年正月戊申、辛亥）十三年（應仁元年、明の成化三年）七月琉球國使僧同照東渾等到り、鸚鵡・大雞・胡椒・犀角・書籍・沈香・天竺酒を進めてゐるが、木綿一萬匹・綿紬五千匹を送らんとしたるに對し、八月大司憲梁誠之上書して、不可なる所以二十條を擧げ反對し、其十分の一を可とし、「今後使本九州之人、眞假亦未レ可レ知レ之」と述べて、果して眞使なるやを疑つた。世祖實錄八月庚戌の條に賜琉球國王として紅細苧布一十匹以下を記し寶案所收の成化參年捌月拾玖日付李瑈咨文別幅には紅細苧布一十匹以下の前に綿布壹萬匹・綿細貳阡匹とある。（世祖實錄十三年七月丙子、庚辰、辛未、八月己亥、庚戌、三九ノ六）成宗の二年（文明三年、明の成化七年）十一月尚德の使僧自端西堂の進めた咨文に、先王祖の晏駕を弔し、尚德の父王も成化五年八月薨じたりとて、一寺を建立し、先王の繪像・尊號・精舍の宸翰額を請ひ、他の咨文にて新王の卽位を賀し、南蠻のためにも紬子一萬匹・木綿一萬匹を賜りたき旨を陳し「爰平佐衞門尉信重乃以ニ貴國臣一、請爲ニ使者一、盖用ニ內緣一耳」といひ、海島の人書劵を僞作するものあり、割符二枚を上進し二枚を留めて後證とせんとて「平佐衞門尉信重之所レ譜、定可ニ啓上一者歟」とある。賜宴の際の上官人自端が禮曹に告

げたる談に「前年國王又使ニ老僧ニ進香、因ニ風水不ニ順今乃始來」といひ、又上官人信重の談に「適有下琉球國王送ニ付書契一以レ我爲レ使來中賀新卽位上、緣ニ道路甚遠風水險惡一遷ニ延歲月二」といつてゐる。自端西堂は先王の弔慰使、信重は新王の慶賀使であつたが、共に前年成化六年に琉球より委託された事が前掲自端の談及び寶案所收の尙德の咨文によつて明かである。自端西堂は保閑齋集によれば先に入鮮せる東照同渾と同人らしくも思はれるが、本土の禪僧なる事は疑ひもない。信重は海東諸國記に「辛卯冬（文明三年）以ニ琉球國王使一來、受ニ中樞府同知事一、博多津商定淸女婿」とあり、彼自らも丙子歲圖書を受け、朝鮮の臣と稱してをり、此際中樞府同知事を授けられたのである。寶案所收の尙德の咨文は成化六年四月初一日付で「賢王起居益康、甚慰傾企、雖下敝邦與ニ貴國一隔中江漢之遠上、而聘獻之禮未ニ嘗或缺一（中略）近因ニ日本國商船致ニ書信幷禮儀一、俱已收受、銘ニ刻於心一、玆因ニ其歸一順ニ遣新右衞門尉平義重一、聊致ニ土儀二」とある。此義重は信重らしい。之を以て見ると義重は恐らく朝鮮使と稱して琉球に到つたのである。此咨文は全然、成宗實錄に無い。實錄所收の咨文は內容に於いて相當怪しむべきものがあり、特に僞使多きをいふ符二枚を進むといふ如き、南蠻の需により多額の綿紬を求むる如き之である。又彼の談に恰も琉球より書契を送付して慶賀使たるを委賴したる如き口吻なるも同斷である。自端の齋せ

る咨文にも不審がないでない。中間何か作爲が行はれたものであるまいか。（成宗實錄二年十二月庚子、丁未、十二月庚申、四一ノ一七）同八年（文明九年明の成化十三年）入鮮の尙德の遣使内原里主等の齎せる咨文に、先に寺號を請ひ、明信の宸翰を特賜せる寺の雲堂庫司及び法堂方丈の費用浩繁なるを以て、銅錢・緜紬・木綿等一萬緡の分を請ふてゐる。猶成宗の答書に「今次貴使之來、亦言、所㆓送信㆒物多爲㆓海賊㆒劫奪、不ㇾ勝㆓驚訝㆒」といつてゐる。既に前使の疑ふべきものあらば、之に關聯して今次の使も同斷である。尙德は成化五年には薨じ、明に對しても六年九月には世子尙圓の名で入貢せしめてをり、かゝる世代の承繼と遣使通交との關係に於いて南海諸國通交の例に見るも、數年をおくれて先王の名にて行ふ事は全くない。（成宗實錄八年六月辛丑、七月辛巳）同十年（文明十一年）五月鹽浦に到つた球球國使臣新時羅・副官人三未三甫羅・押物要時羅・也而羅・船主皮古仇羅等は濟州漂人金非等を還送したが、彼等は博多人で文明九年十月琉球に興販のため赴き、漂流民及び國王書契を受けて、翌十年七月發船し、博多に歸り大内小貳氏の攻戰のため遲れて來使したものといふ。金非等の漂流し、新時羅等に附送されたるは事實であるが、[1]書契は尙德の咨文で大藏經一部・緜紬・木緜を求め恐らく改竄したものであらう。（成宗實錄十年五月辛未、六月丁未）其翌年來使した同じく尙德の遣使といふ敬宗が果して眞使なるやは、朝鮮にても「琉球使者類非㆓其國人㆒、倭人行販而到ㇾ國受㆓書契㆒而來、今敬宗亦

未ㇾ可ㇾ信也」と疑問としたので、其齎せる咨文は又かの寺號明信の寃額に關係し、寺堂建立の不完を述べ布施を請ふたもので、其日付に成化十五年庚子（〇十五年は己亥）と記し馬脚を露してゐる。（成宗實錄十一年六月丙辰、己未）更に十四年（〇文明十五年、明の成化十九年）倘圓の使者として後來した博多商人新四郎、更に二十二年（〇延德三年、明の弘治四年）同じく、倘圓の使者として來到した博多商人耶次郎の眞假の點も疑はれた。彼等は定つて寺院の創建等のため、布施や藏經を求めてゐる。（成宗實錄十四年十二月丁丑、二十二年十二月甲辰）又翌々年の倘圓の來使といふ梵慶・耶次郎に就いては朝鮮でも、書契の印文といひ、又耶次郎の連年來使する點といひ、僞使なる事を確信しながらも、印信の不可解なる所あり詐僞を慮る旨の答書を與へてゐる。彼等は胡椒・丁香・丹木等若干の他に、黄金・銅・朱紅・太刀等當時本土の使人が齎した商品を、附搭貨としてゞはなく、書契附記の禮物として進めてゐる。（成宗實錄二十四年六月戊辰、辛未、七月丁未）翌年（〇明應三年、明の弘治七年）來到した僧天童の齎した中山府主より禮曹に宛てた書狀に、去歳來航せる對馬の平皮古三甫羅の談に據ると、近年琉球國使者と號して貢船を渡し商賈を僞すは是謀書であつて、出處を知らず傳聞して驚畏勘からず、仍つて新に別符を賜はり他日使船の誠信となし、後來の琉球の書中此印なくば信ずるなかれと述べ、孔方一萬緡等を請ふてゐる。然し此書契も中山府主といひ貢船といひ、有り得べからざる辭を弄してゐる。然し朝鮮では元來遼遠の海國に使を通ずるは自

已に利せずとして通交の意志なくかゝる不都合の多き折柄以後南國の通交は餘り行はれず、燕山君六年（西紀一五〇〇年、明の弘治十三年）尚眞の使として梁廣・梁椿等が本土商船に搭乘來使した程度であつた。（成宗實錄二十五年五月戊寅、六月甲子・燕山君日記六年十一月丁卯）

然し以上の如き事實に依つて、西海商人特に博多商人の琉球往易の頻繁なりし一端を想察し得る。本土の船の集る那覇には日本通事が居り、又琉球使船は博多に輻輳した。海東諸國記に「業行レ商、琉球・南蠻商舶所レ集之地」とあるが、當時の實況であらう。

當時西海の大小名にして使船を琉球に遣り興販せしめたものは尠くなかつたであらうが、詳知し難い。大内氏實錄所收二月十三日付大内政弘の琉球國王宛書狀によれば、先代より通交の行はれし事を述べてゐる。之に副へた天界寺宛書狀は讀難き點もあるが、左の如くある。（大内氏實錄土代十五　大内氏掟書）

追啓

屛風一双・扇面扇子貳拾柄・椀五具・筵百枚・紙百帖奉二獻之一候、輕微不レ顧恐惶表二御禮一而已、誠惶敬白、分國御經歷之時節者、雖レ爲二幼年之比一、對謁にと無二忘却之儀（限）一候、其儀（從カ）御住居之地、不二存知一之處、於二貴國一道躰堅固之由、近日就及レ承、尤悅可候也、就中爲沈□認得獻レ書

畢、檀命可レ然樣、令ニ執啓一給者可レ爲ニ舊好之所一レ致候、委細猶彼使節秀三可レ令ニ演說一候條、省略畢、恐々不宣

二月十三日　　御　字

天開寺待者禪師

政弘は文安三年の生誕で、寛正六年九月父教弘伊豫國興居島に卒せる後家督を嗣ぎ、明應四年九月沒す。享年五十歳であつた。政弘の幼年の頃といへば享德頃であらう。分國經歷中對諷し、近時琉球にて道體堅固を知ると述べ、又力めて敬親の意を示す所からいつて、天開(界)寺住はかの芥隱であるまいか。芥隱は京都の僧、海壽椿庭の法嗣にて琉球に渡らんとし、薩摩實福寺に一時留錫し景泰年中(寶德二年―康正二年)琉球に渡り、禪風興隆の基を開きしといふ。(諸寺重修記並造改諸寺緣由記)然らば分國經歷とは京都より西下の途を指すのかも知れぬ。大内義興は大永七年丁亥九月十一日天界寺宛書にて、尙清即位の禮のため、進德雲軒(源松都文)を渡航せしむるを告げ、明の國書を幕府に琉使天王寺が直達せる由なるも、渡唐船の事は當家永代取沙汰すべき旨の幕府教書を得たれば、兼め當家に示預さるべしといひ、次第は源松都文に諮問さるべしといつてゐる。之は同年八月琉使に附せる既述將軍義晴の書は管領細川高國の意向に依つたもので、遣明船經營に細

川氏と對立した大内氏が自家の特權を述べたものであつた。享祿初年大内氏は三條西實隆に緣り琉球使僧道球、副使僧棠の僧位加敘及び轉位を奏請し勅許を得たが、彼等は勿論大内氏へ來使したものであらう。（實隆公記大永八年閏九月十三日、十九日、享祿二年正月廿三日、廿六日、二月七日、御湯殿の上の日記享祿元年閏九月十四日、二年正月廿八日）

嘉靖壬寅閏五月廿六日（○天文十一年五月廿六日）付琉球圓覺寺の全叢から肥後の相良義滋に宛てた書狀に、國料の商船渡航の萬緒都合良く千喜萬歡といひ、進獻物は一々上聽に達せるを述べ、自己への贈與を謝し、砂糖百五十斤を進むる旨を記してゐる。相良氏の通商船は全叢宛の書を齎し、國王への進物を載せて、貿易に從事したので、當時の一般通商船の實際である。（相良家文書之一（三五〇號））正德十六年六月（○大永元年）三司官より種子島忠時に宛て、使者妙滿寺の來渡し卓札を蒙り、四品の禮物を受けたるを謝してゐる。又丙申（○弘治元年）十二月には琉球國王親書を時堯に贈り、多載の佳例に違はず、一壺の香芽を投せらるゝを謝してゐるが、種子島との應酬は久しきものがあつたであらう。（南島偉功傳七五、七六）天正五年大友宗麟は島津義久に報じて使を琉球に遣してゐる。（南聘紀行中）先に大内義弘の遣使の際も島津氏に通ずる所あつたが、之島津氏領界が必然の經路であつたからであるが、大友氏の場合の如き次章に述ぶる島津氏の特權に關聯せしめて考ふるも妨ないであらう。

(1) 此際の漂流民の談に就いて伊波氏「朝鮮人の漂流記にあらはれた尚眞王卽位當時の南島」（史學雑誌三八ノ一二）參照

第六章　島津氏と琉球との關係

既述の如く文明三年十一月幕府は島津氏に命じて、近年堺より琉球に渡航せる船に幕府の印判なき船は之を逐ひ戻し、之に積載せる錢は沒收する事を命じ、同六年九月には小島以下三氏の船は渡唐に付仰付らるゝ事あるを以て、格別に煩なく勘過すべき旨を達してゐる。之に依ると當時琉球に往易する各船はその許可を必要とすべしとする特權が島津氏に附與されてゐたらしい。永正五年三月十二日付の島津忠治より琉球國王宛の書簡に「抑我國以二貴國一爲二善隣一焉、實非下他國之可二比肩一者上、時義近出二于不意一、而互絶二音問一者六二年于茲一」といひ、近く天王東堂の來使を謝し、仍つて安國寺住雪庭西堂を差し廻禮の儀を述べしめ方物を獻ずと記し「願自レ今以後、不レ帶二我印判一、往來商人等一々令レ點二檢之一、無二其支證一輩者、船財等悉可レ爲二貴國公用一、伏希、此一件無二相違一、永々修二隣好一而自他全二國家一者也」とある。（薩藩舊記前集卅一）即ち以後島津氏の印判を帶びざる商人は琉球側にて一々點檢し、其支證なきものは船財等を沒收されん事を

希望したのである。かく琉球渡航船は島津氏の印蒼を帶ぶるを要すとしたるは、朝鮮の通使貿易に對馬の宗氏の文引を必要とせる如くであつて、後代の朱印狀の濫觴とも見られる。島津氏の琉球渡航朱印の形式は次の如くである。（辻善之助博士　増訂海外史話　三五六頁）

日向國備閒湊天神丸　　船頭　日高但馬守

琉球

永祿六年癸亥二月廿八日　貴久［朱印］

大隅國根占湊小鷹丸　　船頭　妹尾新兵衞尉

琉球

天正九年辛巳十二月廿一日　義久［朱印］花押

下

又坊津の島原氏文書に左の朱印狀がある。（川島元次郎氏　南國史話　二八五頁）

薩摩國坊津天神丸　　船頭　島原掃部助

琉球

天正十二年甲申十一月九日

下　　義久　花押並朱印

天正十二年十二月山川港の船頭が津留讃岐守に緣りて國老上井覺兼に朱印狀を請ふた事が見える。（上井覺兼日記　天正十二年十二月九日）かくの如き島津氏印證の携帶を要するとは本來琉球國王との協議又は其發意に出たものでない。島津氏が幕府によつて承認されたる對內的の特權である。されば海賊船等の甄別或は朝貢船たる事を要求する主旨より制置した明國の勘合符、對馬の文引の如き、通交先の國の制置ではない。是は既述の如き印證なきものを點檢せん事を懇望せる忠治の書簡に依つても明白である。かゝる島津氏の對內的に有した特權は何時頃より享受し得たものであらうか。

李朝の端宗元年（享德二年、明の景泰四年）、琉球國王使として入鮮した博多の道安の言に「琉球與二薩摩一和好、故博多人經二薩摩一往二琉球一者、未レ有二阻礙一、近年以來不二相和睦一、盡行二擄掠一、故却從二大洋一迴

漂而行、其爲艱苦、今我等出來時、商船二艘亦被搶擄、因博多薩摩琉球相距、地圖受錄」とある。（端宗實錄元年五月丁卯）博多より琉球に航するには元來薩摩の西岸を沿ひ、薩南諸島を經て赴くので、之成るべく陸地に沿ひ夜間の停泊を可とする昔時の航海にあつては當然である。然るに近來琉球と薩摩相和せずして、此處を通過せる商船が擄掠せられ、現に道安の來航の際も商船二艘が搶擄されたといふ。されば博多の船は薩摩沿海を避けて大洋を航するといふ。之に依ると近來博多商船が琉球に赴けば薩摩の島津氏のため擄掠されるといふのであり、其原因を道安は琉球との不和に在るといふのである。當時果して薩摩と琉球とが反目の關係にありしや否やは詳知し難いが、博多商船の琉球に通商するものは島津氏のため搶掠さるゝといふ事實は、島津氏の印證携帶の商人以外の渡琉を禁ずる特權の行使と關係あるものと斷じたい。而して道安に據れば享德初年を去る事近き際に、かゝる狀態を生じたといふ。

島津家の所傳では享德二年に先だつ事十二年、嘉吉元年三月島津忠國の時、島津氏が將軍義教の命を受けて、義教舍弟大覺寺門跡義昭大僧正尊宥が日向國櫛間永德寺に落ちたるを討てる賞として琉球國を賜ふとある。同年四月幕府は其功を賞して忠國及び樺山氏等の老臣に劔馬を賜つたが、琉球國を賜はるといふ件は慈眼公年譜に永享年中とかくるは島津國史の撰者山本正

詛は三月より義教の弑せられし六月の間にあるべきで、二月十七日嘉吉元年と改元されたるも永享十三年と爲したるためと考證してゐる。伊知地季安は南聘紀考に於いて、四月九日尊宥を討てる報幕府に達し、十日其首級京に到り、十三日幕府忠國等を賞し「且加封以琉球國云々」と記してゐる。鹿兒島大興寺來由記に義昭を討ちし功に依り義教より琉球國を充行はれ、忠治の代（永正五年家督を嗣ぎ同十二年卒す）義昭の冥福を祈るため大興寺を建立し、「是以琉球文船來到時、必以二上分珍財一、先奉レ獻尊靈一、歷代無レ闕、皆以安二置佛前一」と記してゐる。

琉球國が果して知行國として島津氏に充行はれ、其封國となつたとすれば、兩者の支配關係の實際は如何であつたか、又如何なる新關係が生起し附與されたのであらうか。

當時本土方或は薩摩方と琉球の版圖の境界は、略ぼ後の河邊郡薩南七島に在つたと信ぜられる。瑞宗元年に琉球國使として朝鮮漂流人二人を帶同した道安の齎せる琉球國王咨文に「據二卜麻寧等告一稱、朝鮮國人民、近年因下爲二邊海行船一、遇二遭中大風上、漂二流海面一、到二於日本薩摩州七島嶼一、船破、人浮、登レ岸、彼本嶼人獲爲二奴用一去、遇二本國巡海官船一見憐、將二自奴四人一換貫前來」」とある。道安は此事實を敷衍して「去庚午歲（寶徳二年）貴國人四名漂二泊于臥蛇島一、島在二琉球薩摩之間一、半屬二琉球一、半屬二薩摩一、故二名則薩摩人得レ之、二名則琉球王弟領レ兵、征二岐浦島一、而

見之、賈獻國王」といひ、又石漂流人萬年・丁條は「庚午年十二月、我二人及石乙石・石今・德萬・康甫等六名同乘一船、忽於海中遭風、漂到臥蛇島、康甫・德萬皆病死、島中居民二十餘戶、半屬琉球、半屬薩摩、島人率我二人、往水路三日程、加沙里島、留十餘日間、琉球國人甘隣伊伯也貴、因事到本島、見萬年、帶歸于家、翌日詣闕、持白青段子各二匹、還家、即率我詣闕、意買進我也、中山王曰、年少可學火筒、使與火筒三人同處、有一人入寺庫偸寺、我適見之、告於管事人、奏中山王、王曰、朝鮮人老實、因置眼前、凡鐵物・段子・香子・銅錢所藏之庫使我看守、庫內出入者脫衣見之、留三月間琉球人完玉之又到加沙里島、用銅錢買丁條帶還、使喚同里人、來告萬年、萬年即告、王命萬年、乘馴、往其家、率來用奴一人換云々」と述べてゐる。道安の言に據ると琉球王弟岐浦島を征せし時二人を見て國王に買獻したといふ。岐浦島は朝鮮では浦を以て Kai の音を表はす事が行はれたから鬼界島であらう。康正二年に琉球國北面の仇彌島（久米島）に漂着せる朝鮮の漂流民梁成の言に據ると永享・嘉吉の交には大島は既に中山王の討伐を受けて服屬してゐたらしく、鬼界島は當時猶降らず、琉球側の史傳でも文正元年尙德の大擧征伐をうけた事が見える。又萬年等の談では初め臥蛇島人に率ゐられ加沙里に到つた事が見え、加沙里は大島の笠利かと思はれる。[1]

卅隣伊伯貢なるものが加沙里に到り最初に萬年を帶同して國王に買進したとあるが、或は右の琉人が即ち鬼界島征討に來れる王弟に隨伴したものであらうか。それはとにかく當時臥蛇島邊りを以て薩摩琉球の支配區域を境した事は明かであると思ふ。道安は近年琉球へ赴く博多商船が島津氏のため搶掠さるゝを以て、薩摩沿岸を避けて大洋を航すといひ、博多薩摩琉球の地圖を錄して端宗の許に呈してゐる。朝鮮では更に此地圖四件を模畫して、粧褙成簇し、一件は入內、其餘は議政府、春秋館及び禮曹に分藏せしめた。端宗實錄元年七月己未 海東諸國記所收の琉球國之圖や西海道九州之圖は之に據つたものと迄は斷定し得ずとするも、尠くとも最もよく之を參照したものであらう。之によると博多を發して平戶を經て琉球に到る航路は二あり、一は薩摩の坊津より硫黃島・黑島の間を拔け口永良武島を經て大島に向ひ、一は甑島・宇治島の西方を過ぎ小蛇島を經て大島に向ふのである。前者は道安のいふ「經二薩摩一往二琉球一」航路に當り、後者は「從二大洋一迴邏而行」航路に當る。小蛇島は臥蛇島に屬する周廻六町の小島で、此島に註して「去二上松浦一百九十里、去二薩摩州房津一八十里、分二屬日本・琉球一」とあるは、明かに道安や漂流人の言に吻合する。

種子島氏は七代頼時の時始めて島津氏と隣好を結び、次の淸時の代盟を結んで患難に際し相

助くべきを約せりといふ。十二代忠時の代永正頃には七島の臥蛇島の如き其版圖に屬せるは明かで、同十年三月臥蛇島より綿十八把の納分中九把・鰹ふし五連・叩煎の小桶を納めた文書が殘つてゐる。其後十六代久時の代島津氏の附庸となり、此頃には既に種子・屋久・恵良部三部を除き諸島の領を失ひゐたるは事實らしい。

中世を通じて慶長の征繩役に至る迄、九州と琉球との隷屬範圍の境界は大體に於いて以上の如くであつたであらう。

嘉吉以來島津氏が琉球國を知行し、或は封國としたといふのであるが、其後も隣交的關係に在つた事は明白である。島津氏の琉球國王宛書簡に「我國以二貴國一爲二善隣一焉、實非下他國之可二比量一者上」といひ、「伏願篤修二舊好一、永爲二唇歯一」といひ、又「我與二貴國一有二兄弟之約一」等述べてゐるが、島津氏は琉球國との隣交關係が他の諸侯と比量すべからざる特殊のものである事を强調し、琉球國にてもかゝる理解を求めんとする努力が示されてゐる。相互の間に交はさるゝ方物は外交上の禮物であつて、附庸國の立場に於ける貢物ではなかつた。大興寺來由記の類は措き、島津家譜は貞享元年甲子十一月徳川幕府に書出したものである。其記事は素より確なる史料に即するものが多いが、琉球國關係の記事は、近世の一般編著物を通じ征繩以後の政

治的關係の一變後のものとして、避け難き一種の筆勢を感ぜざるを得ぬ。嘉吉元年將軍義教の琉球國充行の狀といふに就き南聘紀考に「其封冊書則公室世珍襲ニ藏十檜函ニ事、見ニ寛永十八年島津久慶答記一、或曰其後國老筆吏瀨戸山某假而留レ家、延寶八年遇レ火失レ之云」とあつて、其存在に關して何か謎めきたるものあり、唯現存せぬ事は事實らしい。されど猶以て琉球國を賜ふの件を全く否定すべき理由はない。何となれば幕府は當時琉球國を以て我が附庸と觀じた。[2]而して之は實際的には國內的のものであり、琉球國の立場は自ら別に存したのである。琉球國充行が國內的立場のものであり、國際的には觀念的のものであるとすれば、之に依つて獲得さるゝべき新事態は對內的に琉球國知行を宣揚する事であり、具體的には通交通商に對する獨占權に落着くものと考へ得よう。按ふに琉球國渡航の本土商船はすべて島津氏の印證を必要とする特權は嘉吉の頃島津氏に附與されたるものと認定したい。

永正十三年備前國蓮島の住人三宅和泉守國秀なるもの十二艘の兵船を以て琉球國を襲はんと坊津に滯在したので、島津忠隆幕府に請ふて之を誅伐したといふ。天文三年九月薩摩の家臣より琉球國王司官に宛て、右の次第を報じ「與ニ貴國ニ同盟之故、遣レ兵擊レ之云々」とて同盟の關係にあるを强調してゐる。島津家譜に據ると國秀を誅殺せるは六月一日であり、四月にも十二

月にも琉球の使者が來使してゐるのである。（此書は後に大永[illegible]書簡の日付に[illegible]たものであらう）永祿十二年正月三司官より鹿兒島奉行宛書に、去年太平島（宮古島）運租船の加世田浦に漂到せるを存恤を加へ送還されたるを謝し天龍寺を發遣せる旨を記してゐるが、翌年春島津貴久が其來使を謝して廣濟寺住持雪岑を遣し、近年薩隅日三州職を義久に付囑せるを告げ、「謹捧二一書一、獻二微物一、略表二陋志一、件數錄二于別楮一、伏願永々自他和好、共爲齒之邦者至祝々々」といひ、同時に義久は「與二貴國一有二兄弟之約一、表二符改之舊例一、致二書座下一、以修二鄰好一云々」と述べた。之等は孰れも島津氏は琉球國に對し、他國と異れる特殊關係にあり、島津氏の執れる善隣の處置を强調したものである。（薩藩舊記後集三、義久の書簡は島津國史に據る）此頃又備前蓮島の住人今岡道詮なるもの三宅國秀の功成らざるを念ひ、舟師を起さんとしたので、義久伊地知氏等老臣をして三司官に報じたと傳ふ。其事實の穿鑿は次とし、此處に島津氏の態度が示されるのである。琉球貿易に對する島津氏の特權は、琉球國側に於いて當初より承認されたものでなく、海外貿易を生命とする彼にあつてかゝる拘束を歡迎すべき理由はない。されば頻繁に渡琉せる博多の商船も琉球に於けるかゝる處置に付言及せるもののあるを見ない。永正五年の忠治の書簡に於いて、其印判不帶の商人點檢を切望し、「此一件無二相違一、永々修隣而自他全二國家一者也」といへるに據り明かなる如く、爾後島津氏の特殊の隣

交關係の强調は、右の特權强化の爲めの用意でもあつたのである。右の貴久・義久の書簡と共に島津家臣村田經定の琉球國三司官に宛てたる書に「謹以呈二一翰一、仍廣濟和尚、就二于當家改職之儀一、謁二于陛下一、毎件奏達、所レ仰近年往來之商人不レ持二印判一、致二私渡一、非二沙汰之限一、尙以令二違反一者、船財等可レ爲二貴國進退一、萬端付二和尚之口達一」とある。

天正二年の暮尙永は雪岑の來聘に對し先王の薨去のため報聘遲緩したるを陳謝し、（尙元は天正元年薨ず）天界寺住南叔・金大屋子をして來使せしめた。（尙永の書簡日付は萬曆二年甲戌閏臘月十三日）翌年春兩使鹿兒島に到り南叔は興國寺に金大屋子は德永氏に館した。四月一日上原尙常・上井覺兼は興國寺に琉使を訪ひ、去年恐らく雪岑の歸國後島津氏より琉球に糺せる條々書に就き辨辭を聽いた。右條々の主なるものは、（一）訝しき印判船を許用したる事、（二）雪岑使僧に對する接待なかりし事、（三）進物先規に相違し些少であつた事、（四）雪岑宿館に三司官無禮を加へし事、（五）島津氏の書を小門より請取り琉球の返書を大門より出せし事、（六）國吉丸（雪岑乘坐の船であらう）脇船頭を刎首せる事、（七）飛脚使僧にて通達するは私曲なる事等である。之に對し南叔等は三司官よりの口傳として「其故は條々あまた候處、一々に被仰達事者なく候て、只尤と斗承候」といひ、別に釋明して（一）印判舟は先王薨去の際にて上下諸事忙殺の折柄心なく許用したる事、（二）雪岑接待の件に就き

以後使僧に對しかくの如き儀はあるまじき事、(三)進物の事は彼等の周知する所にあらず歸國の上申達する事、(四)使僧宿館に三司官無禮を加へたる件は孰れも島津氏の申出尤の事、(五)脇船頭刎首の件は、船頭衆と地下衆と公事あり、出合の際船方より地下の者を傷け、且其頷を打つたので、船頭の校量にて船方中の對手を生害せしめたる次第なる事、(六)飛脚使僧にて通達したる件は、先王薨去の砌諸事取紛れ、廣濟寺下向の禮・當代(義久)の祝言をも無沙汰せるを以て飛脚使僧にて達せる事を述べた。(上井伊勢覺兼日記天正三年四月一日)

之より先永正五年二月、忠治封を襲ふや翌月琉球に派せる既述の書簡に襲嗣の事を告げてゐるが、永祿十三年には貴久・義久の家督讓渡を併せて報じてゐる。上井覺兼日記天正三年正月三日の條に「紋舟之事は御一代に一度參候事候」とあり、永祿十三年雪岑の通使に應へて來航した南叔等の使船を紋舟といひ、之を一代一度の事といへば、島津氏の襲嗣披露に對する遣使を指すのである。紋舟は所謂文船であつて舳に靑雀黄龍を圖せる船である。かゝる通交形式が如何にして何時頃より行はれたかは問題であるが、是も薩摩琉球の特殊關係の具體化である。然るに琉球の態度は消極的であつて、かくの如き狀勢の赴く結果は、島津氏が多年努力し育成し獲得したる特殊關係を無に歸せしむる虞があつた。「其上(上文紋舟の記事にかゝる)御當家に由ありて琉球之

口を從二上意一御請之處に候、如レ今次第〳〵に疏略に罷成候はゞ後代は筒樣之事も中絕可レ申事一定候」と覺兼は記してゐる。南叔の齎せる進物は先規に違ひ僅なりとて之を受領せずして義久之を引見せんとしたが、南叔は進物納めずば參見し難しと主張し結局之を納れて十日對面の運びとなつた。其次第は覺兼の日記に詳しい。

其後天正十五年に至る相互の通交の事實を家譜により摘記すれば次の如くである。

	使者	書簡日付	到着日	摘要
尙永	天界寺修翁	萬曆 五、閏八、廿一		三州平定を賀す
同	妙巖寺	六、四、五		
同	普門寺	八、十二、廿二		山下筑後の聘に報ず
義久		天正 九、二、七		普門寺來聘に報ず
同		九、十一、五		九州事宜平定を報ず
尙永	天王寺祖庭	萬曆 十二、十一、廿五	天正十三、五	殘黨歸服等を祝す

薩摩・琉球間の特殊關係が時代と共に進展し、天正頃に至つて島津氏の態度は頗る積極化せる事實を感得し得よう。猶之を經濟的及び政治的の表裏兩面の發展に於いて觀る事が出來る。島津氏の領海を避けても頻繁に往易した博多商人の勢威は衰へた。琉球の仲繼貿易は南海、支

那方面ともに衰退し、就中南海の舶貨は最早多くを望まれぬ。肥前・豐後等の海商の琉球貿易に對する興味は、强化せる島津氏の特權下に於いては特に大なるを期待出來ず、寧ろ明船・葡舶の直接交易がより緊要であつた。薩摩大隅等は天文後期以後又明船・葡舶に賑ひ、其商船は旺に明地に往易した。島津氏の特權は自ら領地保護に傾いたであらう。櫛間・根占・山川・坊津の船主に與へた朱印狀を前に掲げたが、猶博捜せば同じ事例を見出し得るであらう。琉球・本土の通商は全般として勿論低調の勢を免れなかつたであらうが、大體に於いて日薩隅商船の勢下にあつた事は疑ひなしと思はれる。

萬曆七年の封使謝杰が歸國して語つた事が林烴等撰の福州府志（卷之二十五 兵戎志 島夷）に載せてゐるが、「琉球有ニ日本館一、群聚數百人待ニ封使之舟一、轉與爲レ市、其人出入挾ニ利刄一、琉球心讎レ之」とあり、封舟帶貨を半ば武力で抑へ市易を壟斷せる如くである。慶長十一年崇元寺宜謨里主は島津家久の襲嗣を慶して薩摩に到り、封使夏子陽等來渡の事を報せるものと見えて、九月義弘幕府の意を以て明の商舶を年々琉球に招來し日本商賈と通商せしむる議を尙寧に呈し、又家久は封使に書を贈つて以後明船の薩摩に來らん事を求めしめた。子陽の使琉球錄に倭船到るといふは是であつて、彼は使錄に於いて封舟從人の通倭貿易を嚴禁したと報告してゐるが、前掲府志の

編者に私語して、日本近く千人も利刄を閃かして市し、琉球亦日本に通交し、封使等到るも之を無視し、「操縱伸縮、惟是諸陪臣與ニ吾之通事一、表裏爲レ姦、區區兩使臣威所ニ不レ能レ如レ法、不レ能レ禁也、倘異時者再啣レ命、涉ニ滄溟一、其辱レ國彌甚、君其識レ之」といつてゐる。薩藩商人の跳擲の狀は覆ひ難く、政治的壓力の加はれるを感知する。

島津氏の特殊關係强化は自ら政治的なるものを內在する。豐臣氏の九州一統成つて、天正十六年八月義久は其委命に依り大慈寺を琉球に遣して、方今天下一統し海內風に向ふに琉球獨り職を供せず、遣使し貢を輸し職を修むべきを諭せしめた。足利幕府は琉球國を目して我が附庸國とし、其來使を指して入貢と稱したが、事實上かゝる關係は一方的のものに留まつたといはねばならぬ。豐臣氏出でゝ其實際化が促進された。島津氏が强化し來つた關係の立場に立つて、其衝に當れるは當然である。かくて秀吉薨じ、此政治的關係は德川幕府の許諾を得て島津氏の手で遂げらるゝ事となつた。

(1) 李朝世祖七年（寛正二年、明天順五年）朝鮮に使した普須古等が帶同した漂人梁成等は丙子年（康正二年、明景泰七年）正月濟州を發船し二月七日に琉球國北面の仇彌島に漂到し、留る事一ケ月貢船にて琉球國に到り「住ニ水邊公館一、館距ニ王都一五里餘、館傍土城、有ニ百餘家一、皆我國及中原人居レ之、令ニ每家輪日餉一、成等過ニ一月一歸ニ王

城」と述べてゐる。伊波氏は成宗十年〇文明十一年、成化十五年に琉球より歸國せしめた濟州漂人の談に、海〇那覇を隔て丶五里足らずの所にある「外有石墻、高一丈、墻有門」公館に移され、二宿之、五日糧米酒醬魚鹽於官廳、供饋之、次家又受而輸次」といふは、沖繩の歴史でいふ泊御殿であると斷じてゐる。泊御殿は現在の泊高橋の橋畔なる泊郵便局がその跡と傳へる。又此漂人の談に「自海岸至王宮十餘里」といへば公館は略ぼその半ばの距離にある。朝鮮で十里は我が一里に當る。梁成等の館せる公館も亦伊波氏に倣つて泊御殿であると考へられる。王都を距る五里餘といふは正しく之に一致する。伊波氏は球陽の尙德の即位六年〇文正元年、明の成化二年の條に「王命與弘瑞、管任泊地頭職、而掌管理及大島・徳島・鬼界・與論・永良部等島」とあるを以て、此際泊御殿が建てられたと考へられる。されど球陽の英親王の條に即位七年〇文永十年大島等の入貢を記し「次後每年入貢、東北諸島入貢之後、王命輔臣、建公館于泊村、令置官吏治諸島之事、即今泊御殿是也、又建公倉于泊御殿之北、令收貯諸島貢物、即今天久山聖現寺是也、但公館公倉何年建之、並何代以公倉爲寺院、但年難考」とあつて、沖繩の史傳でも文正元年は泊地頭職の創剏を云へるのみで、公館・公倉のそれは不明といふべきである。之に據り泊御殿が文正元年に先だつ十年前には既に存せし事は明かである。又梁成等の言ふ所に據れば「攻戰國東有二島、一曰池蘇、一曰吾時麻、皆不降附、吾時麻則攻討歸順、今已十五箇年、池蘇則每年致討、猶不服從」とあるが、吾時麻は大島かと思はれ、永享・嘉吉の頃に琉球の討伐を受けて歸順したといふ。之に相當すべき沖繩の史傳を索むれば、奇界島參賀を怠り連年兵を出して屢〻征したが功なく、尙德は文正元年大擧征討の軍を起したといふ。

附記

近く東恩納寛惇氏は梁成等の泊せる公館を以て天使館に充てられた。之に就いては二三稽ふべきものがある。中山傳信錄二卷に天使館の狀を詳記し「天使館去迎恩亭一里許、面西南」とあり、舊使館の址は其西南にあつて相連るとある。卽ち港に近いのである。東恩納氏は恐らく此舊使館を以て明初以來のものとせられ、梁成等の談に中原人等の居住する所が公館に近隣する如く見え、之は唐榮卽ち久米村に他ならぬが故に、さてこそ公館は天使館なりと斷定された譯であらう。傳信錄の新天使館は那覇郵便局邊であるといふ。

康熙二十一年の封使汪楫の使琉球雜錄二卷に「下天妃宮與天使館隣並門外、卽館垣之左地寛平可數十畝、前有大石池、那覇居民向以此爲市易之所、今徙馬市街宮亦就圮」とある。此天使館が新天使館なる事はいふまでもない。久米村は大體今の久米町に當らう。舊天使館を以て往時のものとするも之は泊御殿に比し餘程久米村に近接する。されど館距王部五里餘といふ館ではあり得ない。見世の前は昔時貿易事務を管掌せる親見世があり、舊天使館の西南に近接してゐた筈である。汪楫によれば康熙以前、天使館前卽ち南方の空地は市易の場所であつたといふ。現在の東町附近は後世の埋立地が多いといふから、天使館、親見世は餘程、江邊に近かつた筈である。梁成等の談に「商賈在江邊」といひ、同じ頃還送された漂人得誠等は「市在江邊、南蠻・日本國中原商來互市」とあるも、此等港岸を指すものであらうが、之を何れも江邊といふは水邊公館の水邊の語に比し多少注意すべきものがあるやうだ。

(2) 文龜二年僧眞より先に朝鮮より得た大藏經を島津氏に贈つたので、六月一寺を建て、僧桂菴、舜樹等を招き誦經せしめたといふ。南聘紀考に「桂菴記島、則書曰、琉球薩州附庸、凡書ニ附庸一見ニ古書一者、蓋首ニ于斯一也」とある。自分は未だ此記録を一見しない。

第七章　琉球國との政治的關係の推移

鎭西八郎爲朝の遺跡に關する傳說は沖繩本島及び此處に到る所謂道之島に普く傳へられてをり、彼の渡航と其子舜敦が琉球國王位に卽いた所傳は、古くは南島志の著者新井白石や中外經緯傳の著者伴信友、近くは重野博士を始め明治時代の諸家が略ぼ史實として肯定さるゝ所であつた。而して又確實なる史料に基き、所傳の時代と其內容を批判比考し、之を生成し保持する社會事情の觀點から、傳說の實相及び其變遷を究明する事は、爲朝傳說に於いても採らるべき研究態度であり、之は該傳說を史實として認むべきや否やの解決にも當然歸着するのである。

白石以下の諸家の說の基づく所は、先づ慶安三年向象賢の編纂せる沖繩最初の修史たる中山

世鑑が擧げられる。其要旨は爲朝が伊豆の大島に流され、（此迄の記事は保元物語等を參照してゐる）永萬元年附近を征伐せる時に風に吹流されて流虬に到り、大里按司の妹を娶つてその翌年仁安元年一子を生んだが、是卽ち尊敦後の舜天王であり、爲朝は其後妻子を引具して歸らうとしたが、風浪に妨げられて引返し妻子を牧港に殘して一人歸國した。尊敦は文治三年彼が十五の時、推されて浦添按司となつたが、此頃天孫氏二十五世の子孫衰へて逆臣利勇といふ者に弑せられ、利勇王位を簒奪して居た際であつて、義兵を催して之を誅し諸侯に推されて王位に上つたといふ。

嘗つて沖繩縣に職を奉ぜられた加藤三吾氏が後平戶に歸住の際明治三十九年上梓された琉球の硏究は隨所に創見に富む史論を示されてゐるが、氏は爲朝渡海傳說を以て頗る疑はしきものとし、中山世鑑の記載を以て爲朝琉球入の說の濫觴とし、中山世譜之を傳へ、徐葆光は引て之を中山傳信錄に書し、天保年間に曲亭馬琴翁が巧妙なる筆を揮ひ、椿說弓張月の主人公として之を詩化するに及んで終に普く世に喧傳せらるゝに至つたと說き、向象賢は薩州の歡心を繫ぎ置き徐ろに款を淸國に通じて依然兩屬の態度を繼持せんとの策に出たもので、中山世鑑は全部和文を以て綴りたるも、琉球の太祖として爲朝の一子舜天王を推し、崇元寺靈廟には天孫氏を排斥して昭穆の中央には舜天の位牌を安置したるも、皆其政策方針を示し、爲朝琉球入の事もか

くして稱へ始められたのであらうと述べられてゐる。

然るに坪井九馬三博士は爲朝の渡海傳說の最舊說として慶長十三年に出來た南浦文集の文を擧げられた事もあつたが、（南浦文集卷之下討琉球詩並序を指す）東恩納寛惇氏は更に慶長十年（實は慶長八年）に入唐の目的で琉球に渡つて三年間滯在した僧袋中の琉球神道記に爲朝落の事を記し、又元和の頃に日下部量衡が定西の琉球へ渡つて九ケ年ほど滯在せるを物語りたるを記せる定西法師傳を著して同じ事を記してをり、爲朝渡來說は加藤氏の考へられたる如く琉球の政治家が政策のために捏造したものでないと主張される。（琉球史講話 沖繩教育大正十三年七月號）

伊波氏に據ると「おもろさうし」十四の卷四十六章に「勢理客（今歸仁の地名）の祝女（のろ）が、アケシの祝女が、禱りを捧げて、雨雲を呼び下し、武士の鎧を濡らした。武士は運天に上陸したばかりであるのに、祝女は嘉津宇嶽にかゝつた雨雲を呼び下してその鎧を濡らした。この人々は大和勢である。山城勢である」といふ意味のオモロがあり、之は爲朝の運天上陸を呪つたオモロであると考へられるといふ。其理由は琉球史上で日本の鎧武者が運天に上陸したるは慶長役と他にありとすれば爲朝の時とであり、慶長の際は琉球側の喜安日記や薩軍の陣中日記を見れば當日降雨はなかつたから、薩軍の上陸を呪つたものでない。又倭寇の運天上陸を呪つたオモロでない

かと推測する人はあるが、寧ろ古來の爲朝の事に結び付ける方が無難であり、爲朝が運天港に漂着したといふ在來の口碑とも一致してゐるといふのである。此オモロは尙豐の卽位三年（元和三年）に編纂された中にあるが、それが果して何を呪つたかといふ事の穿鑿は次とし、呪つた時代の始を明かにする事が出來ぬ。オモロの研究家たる伊波氏も右のオモロの歌はれた時代に依つて慶長役の際にあらざる點を論及されぬ所を見ると、此オモロが近世初期頃以後歌はれた事を考へても差支ないやうである。（南島の歌謠に現はれた爲朝の琉球落（琉球古今記所收））

而して東恩納氏・伊波氏ともに結局爲朝渡來傳說を否定すべき根據なしとし、されど又直に之を史實と認むるに猶多少の躊躇を示される。伊波氏が慶長十年（實は慶長八年であらう）以前爲朝の琉球落の傳說が琉球にて信ぜられてゐた事は確實であり、此史傳を否定すべき反證なしといはるゝが其到着せる要旨である。

近時秋山謙藏氏は神道記・定西法師傳・中山世鑑等の爲朝落の所傳內容の批判より出發し、かゝる傳說の形が具體化し一般社會に支持されたる時代環境を考察されてゐる。

秋山氏は先づ爲朝の死も義經の死も德川時代の初期に至るまで問題視せず史書に傳ふるまゝに信じられたと述べ、天正末年琉球に渡つた定西法師は「琉球には辨財天の島なりとて男子より

女をうやまう、氏神の社は鎮西八郎爲朝をいはひたり、今に爲朝の弓矢有」と記し、神道記に「中コロ鎮西ノ八郎爲友（ママ）此國ヲ始メラル、時、鬼神降伏ノ神タル故」と記せるを擧げ、當時の琉球に存したる爲朝琉球入傳說はたゞ彼が琉球に遊んだとするのみであり、後年の傳說に見る如き琉球の始祖舜天の父とするが如き性質でなかつた事を指摘され、即ち此傳說內容を決定すべき本土と琉球との關係は對等の國際關係にあり、交通の內容は貿易を中心とする經濟的關係であつたのである。定西法師傳・神道記に先だち、例せば嘉靖元年（大永二年）に建立せる尙眞王の頌德碑に「昔年舜天・英祖・察度三代以後其餘世主云々」とて、舜天の父たるべき爲朝に就いて一言半句をも傳へず、當時の琉球には爲朝渡來の說話は全くなかつたと考へる。以上秋山氏は第一段に明の嘉靖頃には琉球に爲朝渡來の所傳存せず、本土でも近世初期まで爲朝の死は、史書のまゝ信ぜられ、其間に「日本より渡つた僧侶か職人・商人等のうちには爲朝の九州に渡つた話から更に彼が琉球にも遊んだとする話を傳へるものがあつたやうで」かくて天正末・慶長頃單に爲朝が此地に遊んだとする說話が琉球に行はれたのであり、此說話の內容を決定する時代環境は、兩者の關係が對等であり經濟中心の通交であつたとする。

次に極めて親日的の政治家であつた向象賢が慶安三年に編纂せる中山世鑑に於いて始めて、

單に琉球に遊べるとする説話の傳へられてゐた爲朝を、琉球史の最初に舜天の父として結び付けたる事を指摘し、之慶長十四年の征伐に依り島津氏の統制下に置かるゝ事となり、琉球が政治的にも經濟的にも全く本土特に源氏の後と稱する德川氏の下に、同じ源氏の後と稱する島津氏によつて統制された時代に於いて、屢々本土に遊び本土の事情に通ぜる政治家の手により、琉球の始祖舜天の父として琉球史上に再現したのである。かゝる時代・環境に在つて、爲朝渡來傳説は些かの疑なく後人に繼承され、元祿十年撰中山世譜、康熙六十年（享保六年）刊徐葆光撰中山傳信錄、本土にては正德年間の寺島良安編和漢三才圖繪より新井白石の南島志を經て伴信友の中外經緯傳に及び、文化二年曲亭馬琴の椿說弓張月に依つて一般化するに至り、明治の學者に及んだ。以上が秋山氏の論旨の大要である。（英雄不死傳說と東亞諸國の狀勢（日支交涉史所收））

秋山氏の考は定西法師傳・琉球神道記を爲朝琉球入傳説の最初の文獻とし其內容批判より出發するものであるが、從來爲朝傳説を論ずるもの此兩書を以て確な最古の史料とする事は一致してゐる。然るに建仁寺第二百四十五世たりし月舟壽桂の幻雲文集に收むる鶴翁字銘并序に次の文がある。

吾近觀二大明一統志一、琉球古詳二何國一、漢魏以來、不レ通二中華一、隋大業中、令三羽騎尉朱寬訪二

求異俗一、始至二其國一、語言不レ通、掠二一人一以返、後遣二武賁良將陳稜一、率レ兵至二其都一、虜二男女五千人一還レ唐、宋時未二嘗朝貢一、元遣レ使招二諭之一、不レ從、本朝洪武中其國分爲レ三、曰中山王、曰山南王、曰山北王、皆遣レ使朝貢、永樂初、其國王嗣立、皆受二朝廷冊封一、自後惟中山王來朝、至レ今不レ絶、其山南山北二王、蓋爲レ所レ併、余疑、琉球乃夷一也耶、不レ可二得而知一焉、吾國有二一小說一、相傳曰、源義朝舍弟鎭西八郎爲朝、膂力絶レ人、挽レ弓則挽强、其箭長而大、森々如レ矛、見レ之勇氣拂レ膺、懦夫亦立、嘗與二平淸盛一有レ隙、雖レ有二保元功勳一、一旦黨二信頼一、其名入二叛臣傳一、人皆惜焉、然而竄二謫海外一、走赴二琉球一、驅二役鬼神一、爲二創業主一、厥孫世々出二于源氏一、爲二吾附庸一也、與二一統志所レ載不レ同、將信耶、將不レ信耶、此者有二僧智仙鶴者一、自二琉球一來、隷二名東福一、頗遊二於藝一、就レ予覓レ述二鶴翁義一、話次及二其國風俗一、仙曰（○以下既掲の國人字を識らず、商賈を以て利とし、又久米村唐人の事に及ぶ）彼王每二卽位一、必建二一寺一、故多二僧侶一、然儒亦不レ學、禪亦不レ參、不レ知三祖宗所二由而興一矣、仙是司二僧省一、而近二侍其王一、紅樓供奉臣僧也

壽桂は永正七年三月建仁寺に入り、一住二十五年晩年一華庵に退去し天文二年十二月入寂した。右は琉球僧にて東福寺に遊學せる鶴翁智仙の請に依り鶴翁字銘を錄せる序の前半であつて、其成たるは文中に「抑前年夏秋之交、中山王以レ僧爲レ使、齎下大明皇帝與二日本一國書上來云

云」とあり、是は既述の如く大永七年天王寺僧の明の世宗の幕府宛の勅書を齎し、壽桂義晴の國書を製せる事實にかゝり、從つて之を距る事近き頃の成文である。是に依つて凡そ次の諸事實が明白となる。

（イ）爲朝が琉球に赴き、此地の創業の主となり、其子孫は世々源氏の出となるが故に、我が附庸國と爲すといへるは、近世初期に至る迄琉球に對する政治的理念として存した。猶具體的にいへば琉球國王は源氏の子孫であり、源家の宗統を以て任ずる足利幕府に對し附庸國たるべしといふ事にならう。アジュタ圖書館所藏の日本敎會史に「リンキヲ（琉球）は日本諸島と接續存在し、その王の先き日本に出づるの故に日本に從屬す」とある。岡本良知氏に據れば右の書は序文に一五七七年から一六〇〇年代の初期まで日本に在住し、日本の事に通曉せる耶蘇會の一パードレを中心として編まれた事が見え、一六二〇年に大部分が書かれ、一六三四年に終稿したといふ。琉球國王の祖は日本より出づるが故に日本に從屬するとは、卽ち爲朝が琉球創世の主となり其子孫は代々源家の出にして本土に附庸すといふ意味にて、之はパードレが天正より慶長の初期間にあつて日本に滯在し傳聞せる事實である。

（ロ）壽桂が大明一統志を讀み、之と內容を異にせる「吾國の一小說」として記したものが、

以上の所傳である。此所傳は恐らく五山僧徒等の識者間に大永以前相當古くより傳へられたものなる事は略ぼ疑ない。然し一統志の記載と吾國の一小説との孰れを是とすべきやに就き疑へる時、鶴翁智仙の來訪するあつて漸次琉球の國俗に及び、同時に右の疑問に付き質せる所があつたに相違なく、壽桂が問答を記して琉球國僧等が儒を學はず、禪に參せず、祖宗由つて興る所を知らずと敍せるは、以て鶴翁の右の質疑に對する應答の如何を示すものに他ならぬ。當時琉球にて舜天・英祖等の世主に就き知られたるはいふまでもなけれど、爲朝の創業主たりしといふ所傳については何等の陳辯を聞かれざりしなるべく、壽桂が以て吾國有二一小説一として之を記述したるは、琉球側に存せずして本土に傳へし説話なる事を決定するものである。

足利幕府に於いて琉球國使船の來使を入朝、入貢と稱し其禮物を貢物と稱した。爲朝が琉球國創世の主であり、其子孫が源氏の後なる足利氏の世に附庸となり入貢せるものとなす理念が其基礎にある。

島津家の歴史では嘉吉年中幕府より琉球を同氏に充行はれたといふ。卽ち其知行國たらしめたといふ。之に就いて充行ふといふ事が果して如何なる形式辭令を以て爲されたかを知る事は現在では先づ困難だと思はれるが、此觀念は永く島津氏の琉球對策の基底を成す事となつた。

而も此頃以後薩摩・琉球間に具顯した實際上の關係は島津氏が琉球通商船に於いて其認許を要すといふ特權を有した事である。之は本來對內的の特權であつて、島津氏は琉球國に對して、他國に異る特殊關係にある事を承認せしめ、又其具體化に努力して、以て其特權行使をより效果あらしめる事に力めた。幕府が琉球國を附庸國とし、次に又島津氏に充行ふたとするも、琉球に於いては自ら異る立場にあつたから、此關係は兩國間に於いて客觀的のものであつた譯でない。されば當時琉球側にて意識的には島津氏との間は勿論、幕府との關係すら、略ぼ對等的立場にあつたのである。爲朝が琉球國創世の主となり其子孫が源氏の後たる足利氏に入貢するといふ所傳が行はれ、而も琉球側には其存在を認め得ざる時代はかくの如く通交關係に在つたのである。

足利時代琉球に本土の文物思潮を流入したるは、本土の僧就中禪僧であり、又琉僧の本土佛教の習學、就中五山遊學の結果である。佛寺は多く尙泰久・尙眞の頃に建立され、神社も佛寺に附屬したもので、多くは此前後に勸請建立されたに相違ない。所謂琉球八社の建立時代の稍々具體的に傳へるものは、末吉社は尙泰久の時、識名宮は尙元の時、八幡宮は尙德の鬼界島征代の戰捷に報ゆるため建てられたといふ。神道記卷五洋權現臨海寺の條に「愚案ズルニ、爲父、

此國ヲ治ラル時、鬼神降伏ノ神タル故ニ、念願アリテ立ル歟」とあり、波上權現護國寺の條に「中ゴロ、鎭西ノ八郎爲伴、此國ニ來リ、逆賊ヲ威シテ、今鬼神ヨリ飛礫ヲナス、其長ケ人形許、其石亦此ニ留ヌ」とある。定西法師傳には八幡宮は爲朝を祀ひ、今に爲朝の弓矢社に藏す事が記されてゐる。之に據ると天正・文祿・慶長頃に爲朝の琉球入の際、其武勇又は征討を具示する石、弓矢等の所傳があつた。爲朝は單に琉球に遊んだのではなくして、討平統治したのである。八幡宮は八幡大神を祀つて其緣起は神道記にも詳記してゐるが、爲朝を祀るといふ如き傳も此頃あつたと見える。沖宮の緣起は未詳であるが、袋中は爲朝の念願で建立されたる事を考へてゐる。爲朝渡琉の所傳は本土の信仰・文物・思潮を琉球に輸入したる僧侶に依り傳へられたとするは先づ妥當な經路であらう。然し何人によつて傳へられたにせよ、爲朝琉球入が既に一般の信仰を博するに至つた事に一の意味を認め得るであらう。其所傳は爲朝が鬼神を驅役し逆賊を討ち、國を統治せるものである。天正以後本土の政治的・經濟的壓力が次第に加つたのであつて、其處に爲朝傳說の時代的環境を見出し得るであらう。

　當時の琉球國は猶政治的には本土に對し一國たるの立場を自認してゐたのであつて、全く神話時代の天孫氏の世代は暫く措き、其最初に王名を傳へて、琉球史の創世の王ともいふべきは

舜天であり、尙眞の頌德碑文に「昔年舜天・英祖・察度三代以後其餘世主」と記すは當時の智識であつた。されば琉球國創世の主として傳へられた爲朝は、舜天と如何なる關係ありとして解釋すべきかゞ問題である。

舜天を爲朝の子として其前後の事蹟を詳細に敍記したるは、秋山氏のいへる如く現在に於いては最初に中山世鑑を擧げる外はない。然し向象賢の如き政治家が唯爲朝が琉球に遊べるとする在來の傳說を以て、舜天王統の父祖とする史實を揑造したにあらざるは明かである。爲朝を琉球創世の主とする本土輸入の所傳と、舜天を同樣創世の王として認むる琉球史傳との調和が行はれたのである。此調和は頗る顯著なる飛躍であり、此新解釋を生成し流布せしめた狀勢は、秋山氏のいへる如き薩摩の威壓的統制下に於いて向象賢の如き政治家の薩摩との間に釁隙の生ずるを極力避け、政治の無故を鋭意務めた創意にあらう。

天正十年六月豐臣秀吉は毛利氏と和議をとゝのへ、播州姫路に著き諸將と光秀誅伐の方略を議したる時、龜井茲矩來つて秀吉に謁した。秀吉先に茲矩に出雲一國を賜はる內約を與へたが、毛利氏との和議にて出雲半國を與へたに依り外の處に於いて望むべきを告げたる所、茲矩答へて琉球國を給はらむ事を請ひ、秀吉其勇壯を感じ腰の團扇を採て表に琉球守殿と書し、裏

に秀吉と記して判形を加へたといふ。天正十一年頃より秀吉の龜井琉球守殿に宛てた文書が現存してゐる。當時國勢膨脹の氣運一般にみなぎつて、諸大名の氣宇自ら濶達なるものがあつたが、琉球國は本來附庸國視した所で、自らかゝる事實も生じたのである。

秀吉の朝鮮・明國を併合し東洋諸國を臣屬せしめんとする壯圖は、彼の國內平定が進捗するにつれて次第に熟した。天正十六年八月秀吉當時在京中の島津義弘をして、使を琉球に派せしめ命ずる所あらんとした。依つて同年冬大慈寺龍雲渡航し、琉球職を供せず、使を遣して罪を謝し、貢を輸し職を供すべきを傳へた義久の書翰と、秀吉の討伐を揚言して參禮を强ひせしかと思はるゝ書翰とを齎した。依つて尙寧は天龍寺の僧桃菴等を來使せしめ、九月大阪に到り、やがて秀吉之を聚樂第に引見した。島津氏は此際秀吉の與へし書に琉球をして後日征明の援助をなさしむべき激越なる辭句あるを改竄するを斡旋し、或は其後琉球をして秀吉の意を迎へしむるに務めた。秀吉琉球を目して領土の一部とし他の諸侯と撰ぶ所なく處置せんとしたので、天正十九年外征の事決するや命を島津氏に下して琉球と共に兵を出さしめ、且名護屋築城の役を助けしめんとした。十月義久琉球に書を送つて關白兩國（島津氏及び琉球國）を合し一萬五千の出兵を命じたるも、琉球は軍事に習はざるを以て義久の計にて、兵數は薩摩の負擔とし、七千人十ヶ月の

糧を明年文祿元年二月迄に坊津に到らしめ然後高麗に達すべしとし、名護屋城築營にも金銀米穀を以て助成すべきを達した。又文祿元年正月秀吉島津氏に命じ、琉球をして出兵の實を擧げしむるやうに命じてゐる。此文に「琉球之儀、今般大明國御發向之次、卽改易、物主雖レ可レ被ニ仰付ㇾ、先年義久取次、御禮申上候條、被レ任ニ其筋ㇾ無ニ異儀ㇾ被ニ立置ㇾ、則爲ニ與力ㇾ、其方に被ニ相付ㇾ候間云々」とある。池內博士「文祿戰役開始以前に於ける秀吉の對外的態度を論じて此の戰役の發端に及ぶ」第三回 史學雜誌二四ノ一〇、辻博士 增訂海外交通史話 四一七頁 卽ち秀吉は琉球國王を諸侯同樣改易を行ひ、諸侯の轉封をも行はんとの態度を示したので、先年義久取次にて禮言を申述べたる故其儘据置き島津氏に付したといふのであり、琉球を島津氏の屬國として充行つたのではない。琉球に事を命ずる場合に島津氏に命じて之に協力處置せしめたのであつて、現に嘗つて龜井氏に琉球守の稱を許した秀吉は、時宜により琉球國王改易、諸侯同樣の轉封をも命ずる態度を示したのである。琉球と長く特殊の關係にあり、其事情に通じ、特權保持に務めた島津氏にとつては、かくの如き秀吉の態度は尠からざる不安を與ふるもので、秀吉と琉球との間にあり、其意圖に反せざる範圍に於いて答書の改竄を敢てし、琉球をして秀吉の意を損せざるやうに勸め、或は自ら徵兵を負擔する等配慮したるは、一はかゝる事情のためであると思はれる。[1]

秀吉の意圖は全く實現されずに終つたが、其結果本土爲政者の琉球國に對する政治的支配の意識は强化され、島津氏がかゝる狀勢に對し自ら執るべき方策の具現化を促したに相違ない。德川幕府は慶長七年奧州に漂着した琉球船を薩摩に命じて送還せしめたが、之に對して禮謝なく、同九年家久師を用ひんとし、義弘抑止して書を遣り琉球王の無禮を責めしといふ。慶長九年六月家久書を遣つて、數項の告示にかゝはらず幕府に聘禮の事無きを責め、東西諸侯朝覲の禮有らざるものなく、「貴國亦致二聘禮於我將軍一者、豈復在二人之後一哉」と述べてゐる。文祿・慶長役以後明國政府の日明商船往來禁止の態度は益〻嚴となり、先に明船の往來により通商貿易頓に榮えた諸港を領有する島津氏にとつては、琉球が明國貿易上に有する位置は一層切實に要視され、琉球國處置の方策を決定的たらしめたのであらう。慶長十一年九月義弘は幕府の意を以て明の商舶を年々琉球に招來し日本商賈と通商せしめる議を尙寧に呈し、又家久は時に來渡せる封使夏子陽に書を贈つて以後明船の薩摩に來らん事を求めしめた。かゝる一の試みは勿論彼の受入るべき筈のものでない。幕府に於いても琉球が致すべき聘禮に缺くるを心外とすると、琉球をして明貿易の媒介者たらしめんがために、島津氏の琉球征討に內諾を與へたのである。南浦文之の討琉球詩並序に、(一)爲朝が琉球創世の主にして其子孫世々主君と爲る事、(二)數

十世の先島津氏の附庸となり歳に薩摩に貢獻せし事、（三）比來島津氏の號令に隨はず、戊申（慶長十三年）家久の遣使に邪那（謝名）なるものの無禮を加へし事を以て討伐の名としてある。（三）の問責の事は論外として、（一）（二）に於ける歷史的の意味は前來悉し得た筈である。

(1) 秀吉の外征を決するに當り、龜井氏は琉球征服を達成せんとし、島津氏は秀吉に請託して之を罷めしめたといふ如きも同樣である。

第八章　琉球貿易と東洋貿易、其動向

本土と琉球間の貿易の推移事情を具體的な數字に依つて明瞭にする事は爲し難いが、琉球の海外貿易は要するに仲繼を主とするが故に、本土との貿易も其一面をなすものに他ならぬ。琉球と明國、琉球と南海諸國の貿易趨勢は、同時に本土とのそれを規定するものといつてよからう。

尚巴志以前の琉球國は海外貿易の勃興期である。此間、南海にては唯暹羅と往來したに過ぎ

ぬ。尚巴志の洪熙元年以後尚永の萬暦十六年に至る琉球よりの明への遣使船（貢船迄）の略ぼ確實に推知し得るものは次の如くである。此間の當初山南王の遣使船も若干あるが便宜之を除く。尚清以後接貢船・迎接船其他の渡航船があるが、貿易を對象とする場合は、琉球よりの貿易貨たる進貢物・附搭物を積むものは本來使船に限らる故に之を除く。又尚清以後護送船・補貢船があり、之は進貢物を附送し、又補貢するもの故、其船數も併せて示す。猶之等に就いての詳細は第二篇に考叙しよう。

	期間		年數	船數	一年平均船數	備考
尚巴志・尚忠	應永三二—嘉吉二	一四二五—一四四二	一八	五七	二・八弱	
尚德・尚圓	寛正四—文明八	一四六三—一四七六	一四	二九		
尚眞	文明九—大永六	一四七七—一五二六	四五	六七	一・五弱	永正一五—大永二を除く
尚清	大永七—弘治二	一五二七—一五五六	二八	一九（護一六）	〇・九弱	大永七・享祿一を除く
尚元・尚永	弘治三—天正一六	一五五七—一五八八	三二	一九（補護一四）	一強	

右は船數の不明若くは曖昧な期間を除外して表示した。尚元・尚永二代の使船數の一年平均數は尚清代に比し尠いのであるが、補貢船・護送船を加算して略ぼ等しくなる。之に據ると使船數の多少より觀て、尚圓以前が琉明通交の盛期であり、尚眞代を中間階段として尚清以後衰

退するといふ事になるが、尙眞代半世紀の長き期間を二に分けて、二年一貢、一年一貢の時代に就き各考査すれば

文明九―永正三	一四七七―一五〇六	三〇年	四九隻	
永正四―大永六	一五〇七―一五二六	一五年	一八隻	永正一五―大永二を除く

となり、前期一年平均一・八隻强、後期一・二隻となつて相當の差がある。

次に南海諸國通交の大勢を觀ると、之を全期に亙つて明瞭ならしむる事は困難であるが、現在までに調査し得た大體確實なる派遣船數は次の如くである。最も長期間に亙り、通交も頻繁であつた暹羅國通交船のみでも洪武年間の通交開始より隆慶四年の最終遣船まで、尠くとも百五十隻に及ぶと推定されるのである。然し次表は略ぼ確實なる年次に於ける船數のみを示したのである。

南海宛遣船表

			暹羅	舊港	爪哇	滿剌加	蘇門答剌	佛大泥	安南	巡達
洪熙 一	應永三二	一四二五	二							
二	三三	一四二六	一							
宣德 二	三四	一四二七	二							

宣德	三	正長	一	一四二八	一	一			
	四	永享	一	一四二九	二				
	五		二	一四三〇		一	一		
	六		三	一四三一	一				
	七		四	一四三二	二				
	八		五	一四三三	一				
	九		六	一四三四	二				
	一〇		七	一四三五	一				
正統	一		八	一四三六	一				
	二		九	一四三七	二				
1)	三		一〇	一四三八	二	一	一		
	四		一一	一四三九	一				
	五		一二	一四四〇		一	一		
	六	嘉吉	一	一四四一			二		
	七		二	一四四二	一		一		
天順	七	寛正	四	一四六三				一	一
	八		五	一四六四	二			一	
成化	一		六	一四六五	一			一	

二	文正一	一四六六		一			
三	應仁一	一四六七		一	一		
四	二	一四六八		一	一		
五	文明一	一四六九	一	一			
六	二	一四七〇		一			
七	三	一四七一		二			
八	四	一四七二	一	二			
一一	七	一四七五		一			
一四	一〇	一四七八	一				
一五	一一	一四七九	一	一			
一六	一二	一四八〇	一	一			
一七	一三	一四八一	二				
2) 弘治三	延徳二	一四九〇				一	
3) 五	明應一	一四九二		一			
4) 一一	七	一四九八				一	
一六	文亀三	一五〇三		一			
正徳四	永正六	一五〇九	二	一			一
五	七	一五一〇		一			

正德六	八	一五一一			
七	九	一五一二	一		
八	一〇	一五一三	一		一
九	一一	一五一四	一		
一〇	一二	一五一五	一	一	
一一	一三	一五一六		一	
一二	一四	一五一七	一		
一三	一五	一五一八	二		一
一四	一六	一五一九		一	
一五	一七	一五二〇	一	一	
一六	大永一	一五二一	一		
嘉靖一	大永二	一五二二	一		
五	六	一五二六	一	一	
八	享祿二	一五二九	一	一	
九	三	一五三〇		一	
一二	天文二	一五三三	一		
一五	五	一五三六	一		
一六	六	一五三七	一		

一七		七	一五三八	一						
一九		九	一五四〇	一						
二〇		一〇	一五四一	一						
二二		一二	一五四三						一	
二九		一九	一五五〇	一						
三三		二三	一五五四	一						
四三	永祿	七	一五六四	一						
5)隆慶四	元龜	一	一五七〇	一						
計		一〇四（内三は兼行）		五八	四	六	二〇	三	一〇	一	二

(1) 正統三年月日尙巴志の咨文宛名を闕落す。文中「及照以二先宣徳伍年一本國始行レ遣レ使云々」とあり、正統五年十月十六日爪哇國宛咨文に「自二宣徳五年一始初敬備二禮物一、遣二使通事貴國一、奉二獻王殿下一、又至二正統三年一再行レ遣レ使禮獻一、二次以後爲レ少下能諳二海道一之師上云々」とあり、正統三年月日の咨文が爪哇に宛てられたる事疑ない。

(2) 紅氏家譜

(3)(4)(5) 鄭氏家譜

猶暹羅、舊港、滿剌加通交の分は第三篇を參照。

右表中斷續せる期間にして、其間の船數に遺漏尠く、以て其趨勢を見るに足ると思はるものに

就き示せば

期間			年數	船數	一年平均船數	通交國數
尚巴志・尚忠	應永三二—嘉吉二	一四二五—一四四二	一八	三四	一・九强	三
尚德・尚圓	寛正四—文明四	一四六三—一四七二	一[illegible]	[illegible]		三
						五
尚眞	永正六—大永六	一五〇九—一五二六	一八	二三	一・三弱	五
尚淸・尚元	大永七—元龜三	一五二七—一五七二	五一	一四	〇・二五弱	二

となる。右に於いては尚眞代は其後期の狀態を見るのみであるが、大體に此時代が通交減退の中間段階にある事琉明通交のそれと揆を一にするものと思ふ。更にいへば尚眞の前半は外國貿易盛代の餘勢を承け、後半は次第に下降の途を辿るものともいへよう。されば先づ琉明及び琉球南海通交を通じて、十五世紀を盛代とし、十六世紀前半を減退期とし、以後を衰亡期と爲す事を得る。十六世紀後期に入つて南海通交は後を絕つに至つたのである。

先づ盛代に於ける貿易經路を要約すると次の如くである。

(一)本土の商品は支那及び南海諸國に輸出された。

(イ)支那へは琉球を介して輸出された諸貨は前來述べた所にも示されてゐる。進貢物としては硫黄・馬の土產を普通とするが、特殊の進貢物としては本土商貨は頗る多樣に亙る。

腰刀は其主なるもの丶一で、高雅な裝備あるもの以下、黑紅漆鞘靶・螺鈿鞘靶等輸出向製品は相當の數に達した。袞刀・長刀・鎗及び甲・手套・護膝・護腿等の武具類より馬具に及ぶ。又各種の屛風・扇子・匣・酒梅等も重要貨であり、生漆・磨刀石等も輸出された。沙金の舶載ありし事も亦注目すべきである。

(ロ)暹羅國を始め南海諸國通交船には禮物として、腰刀・扇等を齎してゐる。其額は國によつて大體定例があつたので、暹羅に就いていへば毎船腰刀五把・摺紙扇三十柄といふ如くである。此他に支那貨等が添加さるゝ事はいふまでもない。正德四年十月正議大夫鄭玖・使者馬沙皆等をして信字號海船一隻に駕し、暹羅及び安南に遣し、貿易せしめた際、安南國に齎した物貨は

硫黃	壹萬觔
鍍金銅結束青皮鎗線穿鐵甲	壹付
金結束金龍靶黑漆鞘腰刀	貳把
金結束鎗鍍金事件腰刀	陸把
鍍金結束螺鈿靶紅漆鞘袞刀	貳把

鍍金銅結束螺鈿靶黒漆鞘	貳把
桑木弓	肆張
貼金竿鷹毛翎	壹佰貳拾莖
各色嫩夏布	壹佰匹
生鐵	貳仟觔

であつた。右の内夏布は土産であり、鐵も大體本土から輸入された[1]。禮物は相互の進物であつて、主要なる貿易貨は勿論使船に搭載せる他の夥多の貨物である。之に就いては南海諸國に就れも磁器等を齎し胡椒・蘇木等に交易せん事を請ふ旨咨文に見えるが、詳しくは例せば十六世紀初頭の滿剌加貿易事情が葡萄牙人の記録に見える。卽ち當時は黄金・銅・刀劍類が滿剌加に轉賣された主なる本土產品であつた。

(二)琉球より本土へは南海諸國の貨物が多く輸入され、支那商品も亦齎された。

(イ)此時代に於いては蘇木・胡椒・丹木・象牙等を始め、沈香・檀香・木香・東香等の香物類、龍腦・肉豆蔻・縮砂・犀角等の藥種は多く琉球を介して輸入された。南海產の珍禽奇獸の舶載された事もある。蘇木・胡椒の如きは遣明船が輸出した重なる商貨の一であつた。蔭凉軒

目錄には琉球船の齎せる南蠻絹・南蠻酒の記事がある。

又西國より朝鮮に輸出した此等南海の貨物は頗る多かつたので、それは秋山氏の論文にも示されてゐる。蔭凉軒日錄延德二年十月五日の條に「沈香事者自二百濟國一出者也、自二百濟一來二于琉球國一、自二琉球一而大唐・高麗・日本に渡之者也、日本より渡二高麗一者沈香・胡椒・丁子以二此三物一持以沽レ之者也」とある。百濟國とは何國を指すか不明なるも、沈香が琉球より支那・朝鮮・日本へ渡り、日本より其他胡椒・丁子とともに朝鮮に齎された事は事實である。

(ロ)琉球より支那商品が又尠からず輸入された。永享年間繻子・緞子の類を齎した例は前述した。麝香・甘草・大黃等の藥種も又將來された。砂糖は江南の産であつて、主として此時代には琉球を介して輸入されたものと考へられる。(砂糖の史的研究に就いて 臺灣時報 昭和十年五・六月)特に銅錢の輸入が問題である。明では當初永樂通寶等を頒賜した事もあり、附搭貨給價の一部に銅錢を給した事もあつた。然し正統以後は一切琉球へ銅錢を附與する事を禁絕したので、部分的に國内に流通し、又足利幕府への進物や本土物貨の購入にも充當した支那錢の供給が大略塞がれた譯である。十六世紀になると西國で鑄造した劣悪な錢が多く琉球へ流入してゐる。(中世琉球に於ける錢貨の流通に就いて 歴史と地理三一ノ三、第二編第五章參照)

倘眞の時代は琉球の海外通商の盛時を過ぎて下降の途に就いた事を前に述べた。

十六世紀の初め葡萄牙人は滿剌加を占據し、北上して一五四〇年代には寧波・漳州の附近に、五〇年代には澳門に植民地を作り、印度・南海諸方の物貨を齎し、支那沿海に通商し、やがて官許を得たる一船は年々豐後・薩摩・平戶に來航する事となつた。彼等は日本へは多く絹其他の支那商品を齎し、日本より銀等を搬出した。西班牙人は南太平洋を迂回して、比律賓に達し、七〇年代にマニラに植民地を完成し、此處へは漳泉地方の支那商人が多く出向き、絹其他の支那商品を新西斑牙より齎す銀と多く交換する事になつた。

廣東・福建特に漳州・泉州等の支那商船の海外通商は正德・嘉靖の頃より益々旺となり、當時政府の禁制が嚴しく唱へられたに拘らず、南海諸國に貿易するものが多く、胡椒・蘇木・丁子等を始め藥香類が輸入された。

日明貿易の根幹であつた遣明船貿易に對して明の態度は頗る消極的となつたが、殊に大永三年の寧波の亂以後は特に警戒嚴にして、天文十六年の船を以て遣明船は絕えた。然し之に稍や先んじて日支商舶の往來は次第に頻繁となり、特に寧波・漳州より薩摩・豐後・平戶等に來航貿易する船は天文の終頃には非常な數に達した。此頃より我が商船の驥足を伸して南海諸國に

通交するに至り、弘治・永祿の頃には邦商の暹羅・比律賓に貿易した事は、確實な史料に見える。

琉球の海外通商が仲繼貿易に基礎を置く以上、日本・支那・南海の頻繁なる間接直接の通商事情の新なる展開のため、全面的に困難な立場に追込まれた事は大體に於いて覩易き事實である。

猶之を通商方面の個別的事情を抽出して觀れば、其處に各論すべきものがある。南海貿易に於いて舊港は十五世紀中頃通商港としての生命衰へ、滿剌加が東亞貿易の中心として勃興してゐる。琉球の舊港通商の廢止と滿剌加通商の盛興とは、かゝる事情にも關聯する。然し葡萄牙人の滿剌加占據に依つて、全く滿剌加通商絶え、從來の暹羅の他には十六世紀に入つて繁榮した佛大泥通交が盛となつたが、之も葡人の北上によつて打撃を受けた事は明かである。暹羅との通交は最も長く頻繁に行はれたが、東方諸國の通例である王家の官設貿易の制のため幾多の不利が醸されたのである。

就中琉球の支那貿易は中樞をなすものであつたが、明の態度は時代とともに消極的退嬰的となつた。それは應行事宜・頒賜・給價等の上に明瞭に現はれてゐる。以上詳細は第二篇以下に

考論する。

かくの如き琉球の外國貿易の趨勢は、本土との關係に於いても想察さるべきである。猶又本土關係に就いてのみいへば、近畿貿易の衰退は、琉球の外國貿易の盛時にあつたが、島津氏の琉球貿易に於ける獨占權の强化は、著しく之を制限的のものたらしめたに相違ない。

琉球の外國貿易の趨移を具體的に知り得るは、明との關係に於いてゞある。附搭貨は弘治以前は蘇木・胡椒・番錫の三種に限られ、尙德・尙圓代に比し、尙眞代には番錫以外には一年平均量を觀れば蘇木は三分の一以下、胡椒は約二分の一で、尙淸代には論ずるに足らぬ。番錫の附搭は嘉靖八年を以て絕え、尙元代には蘇木のみとなつた。之を一部補塡する意味もあつて、倭銅が附搭された事が注意される。正德四年（永正六年）五百觔を齎せるが初見で、尙淸代には合計一萬觔に達する。尙永の初世先例なき硫黃・馬匹を附搭した事もあつたが、やがて土夏布二百疋が常例となつた。

進貢物に於ける南海船貨の事情は第二篇に詳細に比考したが、嘉靖以後著しく品彙共に減少してゐる。隆慶以後は隆慶二年束香二百觔・同三年胡椒五百觔の二例の他、蘇木のみで、之も萬曆五年以後は、唯同三十四年尙寧の襲爵謝恩進貢に三千觔を進めたる以外には見當らぬ。但

天啓年間に至り、却つて胡椒・蘇木を支那へ齎してゐるが、之は歐人及び本土商人を介して輸入されたらしく、別に論ずべきものである。然し腰刀・袞刀・鎗・甲冑・武具類・屏風・扇子・銅等は其種類に於いて甚だ減少し、品質低下してゐるやうだが、依然として進貢されてゐる。琉球往來に「態以二使者一申上候、今般倭船嶋舟參着、御藏買收分、薄二千枚・金(マヽ)子二十斤、銀子十釣、鐵百鎰、木綿五百端、上紙五束、雜帋一篇、茶百斤、漆五百杯、扇子千握、此外御用分、座可レ被二仰遣一候」とあるが、此種の物が當時本土より輸入されたのであらう。就中近世初期には銀の轉出が支那貿易に重要なものとなつた（第二篇第五章第四節參照）。

南海舶貨の附搭が土夏布を以て代用さるゝに至つた事前に述べたが、進貢物にても殆んど南海舶貨無く、本土の貨物亦僅小なるに對して土夏布・蕉布・土苧布・土絲綿・土白紙・紅花・土扇等が新に齎された。土夏布の如きは相當古くより進貢又は諸國禮物に充てられた事もあるが、土白紙・土扇等の輸出は琉球產業史上一顧に價しよう[2]。

然しながら南海貿易の廢絶の時代にあつては、琉球の仲繼貿易は唯本土と支那貿易に集中される。本土にあつても嘉靖三十年代の所謂大倭寇の時代は一時支那商船の來航を妨げ、又秀吉の外征は明の通商禁止を嚴ならしめて商舶往來の影を潛めし事もあつて、支那商品の輸入には、

それだけ重視された。此時代琉球より本土に輸出した物貨の一斑は琉球國より島津氏に致した進物に就いて見る事が出來る。

永祿二年正月

黄金五十兩　眞南蠻香五十斤　紅絲・白絲各五十斤　線織物・白布各五十端　其他砂糖・綠醑等五十樣

永祿年中

黄金三十兩　眞南蠻香三十斤　線織物三十端　紅白及五色絲各二十斤　白布五十端　其他蜜砂糖・綠醑等數種（南聘紀考に據る）

萬曆五年閏八月廿一日義久宛

黄金三枚　紅線六斤　蘇木千斤　絹子二十端　織物三十端　唐紙二帖　蠶綿五十把　太平布百端　唐燒酒・老酒・燒酒各一甕

同六年三月五日　義久宛

紅線三斤　太平布五十端　焼酒二甕

同　　　義弘宛

紅線二斤　上布四十端　綿十把　織物四端

使僧より義久に織物三端・線香二把、尙永より新納氏に扇二本・香合・金色下緒一筋、村田・伊集院・河上・喜入・平田・上井諸氏に紅線一斤・布二十端宛、廣濟寺に紗綾一端・上布二十端・綿十把、又使僧より村田氏等國老六名に織物十端・線香二把宛、福昌寺等六箇寺、本田氏等四名に織物一端・線香一把宛、七島地頭伊知地氏に織物一端・線香二把、平田氏以下に織物一端、側衆阿多氏等に上布一端宛を贈つたといふ。

萬暦十二年甲午季冬廿有三日　義久宛

焼酒二甕　食籠一（赤地紋花鳥有二下臺一）　唐盤一束（大小門卄枚、內漆花鳥卄枚、緣赤漆外青漆）　紅花百斤　白絲十斤　織物卅端　蠶

絲五十把　太平布百端

猶此際の使者天王寺祖庭の私進物に

綿織物十端　唐石香七種　唐墨二挺　方盆一枚　香盆一枚　唐紙二百枚

又三司官より伊集院以下等諸老五名に羅緞五把・太平布十端、御庭より國老に絹織物三端・線香二把宛を贈つた。（[illegible]）

永祿年間に線香類の進物あるも、明の萬暦以後は見えず、蕉布は同五年（天正五年）に一千斤を加へたが、以後は明附搭貨に於ける如く之を缺く。太平布、上布は土夏布で太平島即ち宮古島には優良のものを早くから産した。夏布と或る種の酒以外は何れも支那輸入の貨である。本土・支那の仲繼貿易は殘されたる琉球の活路であり、近世初期長崎港が我が支那貿易の大道となつた後も、琉球及び薩摩を介して支那商品輸入の一方の路が開かれてゐたのであつた。（昭和十一年四月十日稿了、昭和十三年八月十日改訂了）

(1) 察度が若年の頃、牧港に於いて本土の商船から鐵塊を買收し、農器を造らしめて百姓の信望を得た事は世鑑や球陽に記す所であり、尚巴志が幼時與那原に來れる異國商船の裝載せる鐵塊を其帶劍と換へ百姓に給して農器を造らしめ其信服を得た事が球陽に見える。皇明實錄洪武九年夏四月甲申の條に、刑部侍郎李浩琉球に使して、馬四十匹、硫黃五千斤を購入して歸國し、其國俗市易に紈綺を貴ばず、磁器、鐵斧等を貴ぶ事を奏し、是より琉球への賜與及び馬購入に多く磁器、鐵斧を用ふる事としたとある。鐵器類は極めて重視されたが、鐵は勿論國内に産しなかつた。後の事であるが天正十九年十二月島津氏が鐵三百斤を貽つた事があり、又琉球往來に倭船の齎すものに鐵百鎰を擧げてゐる。

2 中山世鑑に洪武五年進貢物の中に生熟夏布を擧げてゐるが、之は大明會典の貢物を其儘襲記したに過ぎぬ。進貢物として土夏布を用ひた比較的古きものは弘治二年孝宗登極の慶賀に皇后に細嫩漂白土夏布三十匹及び細嫩生土夏布十匹を進貢せる等それであらう。細嫩漂白を又絕細漂白といひ、細嫩生を又絕細といつてゐる。之に據つても生熟は漂白の有無を示したものである事が知られる。生熟夏布を蕉布であらうといふ向もあるが、（沖繩一千年史六八九頁）之は勿論誤解である。萬曆五年の進貢物に土夏布があり、蕉布が並存し、以後屢ゝ同じ進貢がある。

土夏布或は上布、布の産出は宮古島が古來有名である。宮古の紺細上布は天正十一年に洲鎌與人の職に任ぜられし下地眞榮の妻が綾錆布を調製して時の國王尙永に獻ぜしを以て始めとすと傳へられる。琉球往來に諸嶋徵物帳として都船十八艘上布・下布・麻紵・船黑綱とあり、彌間船十艘として純白米・麥とある。白細上布は八重山に産すといつても、其製稍や産業らしくなつたるは後世に相違ない。薩摩への進物には天正初年から太平布の名で記されてゐる。宮古の上布は當初白布で多く輸出されたものであらうと思ふ。其製産は勿論天正以前遙かに古き時代に溯るものであるが、天正初年頃より餘程增産した事は輸出事情の上に明白に現れてゐる。

第二篇　琉明間の通交貿易

第一章　琉明關係の開始

本論では洪武五年（文中元年）の兩國關係の開始から尙永の薨ぜる萬曆十六年（大正十六年）に至る二一二年間の研究を目的とするが、論旨により其後の史實をも要照する場合あるはいふまでもない。尙永の後を繼いだ尙寧の時代は琉球史上の一大轉期である。豐臣氏時代の琉球に對する壓力の增加は、慶長十四年（萬曆三十七年）の征繩役に迄推進められた次第であるが、之尙寧の前半期に相當する。日明交涉の制禁に苦慮してゐた明に對して文祿慶長役の與へた衝擊は大きい。尙寧の前半期は又豐臣氏の琉球政策に一大展開を見る際である。日本々土、琉球、明の三者の關係は微妙な律動を以て征繩役に到る。尙寧の代は琉球近世史の開始期であると共に、日本々土・琉球並に琉明各關係の新時期であるといへよう。

洪武五年萬暦十六年間の琉明關係に於いて洪武・永樂年間のそれを開始期或は序期として別敍するを便宜とする。尙巴志の遣使は永樂二十一年に始まるが、彼の冊封を受けたるは洪熙元年である。尙巴志の代は琉球史の躍進期である。卽ち三山統一が彼の手で實現された。尤も山北王の滅亡は永樂十四年（應永二十三年）頃と認められ、彼の擁立した父王尙思紹の時であつた。山南の討平は宣德四年（永享元年）頃といはれるが、山北滅亡の年代と共に實は明の記錄により琉球通交の史實から推定されたに過ぎぬ。明に於いても成祖と仁宗以後の時代とでは、海外通交政策に相當の變化を示してゐる。

琉球の外交史の根本史料たる歴代寶案が、洪熙以後の文書を收めてゐる事は、必しも偶然ではない。[1] 卽ち此處に開始期として別敍する所は、實際に多少の年代の交錯はあるが、尙巴志以前、明にて成祖に到る間、三山通交の時代である。

明の太祖は元の至正二十八年（正平二十三年）金陵に據つて卽位し、元を建てゝ洪武と稱し、翌二年及び三年の間に新王朝の建設を告げ、四夷君長酋師の歸順を促すべき招諭の使臣を諸國に向つて派遣した。[2] 琉球へは同五年行人楊載を遣り、詔して「蠻夷酋長、稱レ臣入貢、惟爾琉球、在二中

國東南遠處海外、未レ及レ報知、特遣レ使往諭、爾知レ之」と諭示した。（皇明實錄 洪武五年正月甲子、（以下本論に於いては皇明實錄の引用には單に年月干支を註記す）楊載等は其歲夏の西南風期に琉球に渡航した。依つて中山王察度は同年の秋冬の風期に、王弟泰期を遣り、表を奉じ、馬匹及び方物を貢したので、太祖は察度に大統曆及び金織文綺・紗・羅各五匹を賜ひ、泰期等にも衣帛を領つた。以後中山王の遣使は連年行はれる事になつた。當時琉球では山南、山北が中山と鼎立してゐたが、山南王の遣使は承（察）度が洪武十三年其臣師惹を遣り、表を奉じ方物を貢し、太祖より承（察）度に大統曆及び金織文綺を、師惹等に文綺・鈔を各賜り、山北王の遣使は怕尼芝が同十六年其臣模智習を遣り、方物を貢し、衣一襲を賜つたと記さるゝが、各初見である。明からの使は屢ゝ琉球へ往來した事ではあり、三山爭覇の狀は知悉してゐたので、同十六年正月中山使臣亞蘭匏に附した太祖の詔にも明かである。三山の明への遣使の事實を、先づ皇明實錄に據つて一括表示して、以下表に卽して通交事情を考敍して行かうと思ふ。

中山遣使表

遣使者	入貢年月	使臣	遣使要旨	摘要	皇明實錄記載條目
中山王察度	洪武五、一二	王弟泰期	進貢		壬寅

中山王察度	洪武七、一〇	王弟泰期	進貢	及上皇太子箋貢方物	庚申
同	九、四	同	謝恩		甲申
同	一〇、一	同	賀元旦		是月
同	一一、五		進貢		乙亥
同	一三、		同		
同	一五、二	泰期、亞蘭匏	同		乙丑
同	一六、一	亞蘭匏	同		乙巳朔、丁未
同	一七、一		同		己亥朔
同	同　六	阿不耶	同		丁卯
同	一八、一		同		癸亥朔、丁卯
同	一九、一	亞蘭匏	同		辛酉
同	二〇、二	同	同		辛卯
同	二一、一	同	同	及進皇太子箋獻馬	辛丑
同	二三、一	同	賀正旦		庚寅
王子武寧	同		同		同
中山王察度	二四、二	亞蘭匏	進貢		己卯
王子武寧	同	鬼谷致	同		同
中山王察度	二五、三	渥周結致	同	各進表箋貢馬	癸未、庚寅

王子武寧	同			同		同
中山王察度	同	一〇	察都	賀冬至		甲午
同	二六、	一	麻州	進貢		甲子
同	同	四	壽禮結致	同		辛卯
同	二七、	一	亞蘭匏	同		乙丑、三月乙巳、乙酉
同	二八、	一	同	同		是月
同	同	四	亞撒都	同		庚午
同	二九、	一	程復	同		乙巳
同	同	四	隗谷結致	同		丁未
世子武寧	同	一一	蔡奇阿勃耶	同		戊寅
中山王察度	三〇、	二	友贊結致	同		丙戌
同	同	一二	同	同		癸巳
同	三一、	三	亞蘭匏	同		戊申朔、甲寅
世子武寧	同		押撒都結致	同		
中山王察度	同	四	鴉勒作特、樸復	同		丁丑朔
同	同		阿不耶	同		己丑
同	永樂一、	二	從子三吾良亹	賀元旦		己巳、三月丙戌
同	同	三	渥周結制	進貢	長史王茂も同使す	辛卯

世子武寧	二、	二	姪三吾良亹	告察度訃		壬辰
中山王武寧	同	一	王舅某	進　貢		乙未
同	三	三	姪三吾良亹	謝襲封恩		甲辰、癸亥
同	同	四	蹇埠結制	賀萬壽節		丁丑
同	同	一二		賀明年正旦		戊子
同	四	一		賀正旦		甲午
同	同	三	姪三吾良亹	進　貢		壬辰
世子思紹	五、	四	三吾良亹	告武寧訃		乙未
中山王思紹	六、	三	阿勃吾斯	謝襲封恩		乙亥
同	七、	四		賀萬壽節		癸未
同	八、	三	姪三吾良亹	進　貢		辛未
同	同	六	阿乃佳結制	同	通事に林佑あり	乙丑
同	同	一二	姪三吾良亹	賀明年正旦		乙卯
同	九	四	坤宜堪彌	進　貢	長史程復同使す	癸巳
同	同	一一	姪三吾良亹	同		辛未
同	同	一二	泰勃奇、郭伯姑賴耶	賀明年正旦		癸酉
同	一一	一	甚麻之里	進　貢		丙申、戊申
同	同	二	泰勃奇	同		辛亥

同	同	三	姪三吾良亹	同	己巳
同	同	一二	威巴魯	賀明年正旦	甲戌
同	一二、	九	姪三五良亹	進貢	乙巳
同	一三、	四		同	丙戌、六月辛未
世子尙巴志	同	八	宜是結制	同	乙丑、九月壬子
中山王思紹	一四、	一	姪三五良亹	進貢（及謝不謹之罪）	庚申
同	同	四	韓完義	同	辛未、六月辛酉朔
同	一五、	閏五	甚謨志里	同	戊午
同	同	八	亞勃結制	同	己丑
世子尙巴志	同	九	鄔梅佳尼	同	丙寅
中山王思紹	一六、	二	長史懷機	同	乙未、三月壬子
同	同	一一	阿乃佳	同	壬子
同	一七、	一	鄔梅佳凡	同	戊辰
同	同	四	農巴魯尼	同	丁酉
同	同	七		同	壬子
同	同	一二	甚謨志里	同	癸未
同	二〇、	九	模都古	同	辛卯
世子尙巴志	二一、	八	阿不察都	同	戊午、十一月丙午

世子尙巴志	二二、二		告父紹訃		戊午

山南遣使表

遣使者	入貢年月	使臣	遣使要旨	摘要	實錄記載條目
山南王承察度	洪武一三、一〇	師惹	進貢		丁丑
同	一六、一	同	同		乙未朔、丁未
同	一七、一		同		乙亥朔
同	一八、一		同		丁卯
同	二〇、一二	耶師姑	賀同年正旦		丁未
王叔汪英紫氏 王弟何寧壽	二一、一		同		丙子朔、甲申
王叔汪英紫氏	二四、九	耶師姑、吉[illegible]結智	進貢		乙酉朔
山南王承察度	二五、一二	南都妹	同		庚申
王叔汪英紫氏	二六、五	不里結致	同		庚午
山南王承察度	二七、一		同		乙丑
王叔汪英紫氏	二八、一	耶師姑	同		是月
山南王承察度	二九、四		同		丁未、五月乙丑
王叔汪英紫氏	同	呉宜堪彌結致	同		
同	三〇、二	渥周結致	同		丙戌
王弟汪應祖	永樂一、三	長史王茂	同		辛卯

同	二、四	隗谷結制	同	告下承察度臨終命ニ應祖一攝中國事上	壬申
山南王汪應祖	二、一		同		乙未
同	三、四	泰頓結制	謝襲封恩		癸未
同	同、一二		賀明年正旦		戊子
同	四、三		進貢		壬辰
同	五、二	泰頓結制	同		己卯
同	六、三	莫達姑耶	同		乙亥
同	八、四	乃佳呑斯古	賀萬壽節		己酉
同	一〇、一	阿勃呑斯古	進貢		己卯
同	一一、三	呑佳結制	同		丁卯
同	同　八	鄔頓離結制	同		癸亥
世子他魯每	一三、三	鄔是佳結制	乞襲爵		丁巳、五月己酉
山南王他魯每	一四、四	鄭義才	謝襲封恩		辛未、六月辛酉朔
同	一五、閏五		進貢		戊午
同	二二、六	阿勃馬結制	同		甲寅

山北遣使表

遣使者	入貢年月	使臣	遣使要旨	摘要	實錄記載條日
山北王帕尼芝	洪武一六、一二	模結習	進貢		甲申

山北王怕尼芝	洪武一七、一		進貢	己亥朔
同	一八、一		同	丁卯
同	二一、一		同	戊子
同	二三、一	李仲	同	庚寅
山北王珉	二八、一	善佳古耶	同	丙申朔
山北王攀安知	二九、一	同	同	己巳
同	同　一一	同	同	戊寅
同	三〇、二	恰宜斯耶	同	丙寅
同	同　一二	同	同	癸巳
同	三一、一		同	丙辰
同	永樂一、三	善佳古耶	同	丙戌
同	二、三	亞都結制	同	己未
同	三、四	赤佳結制	同	丙寅
同	三、一二		賀明年正旦	戊子
同	四		同	
同	一三、四		進貢	丙戌、六月辛未

中山の遣使に於いて、永樂の末年は尚巴志のそれで次章以下に考述する所であるが、此時期

は察度・武寧・尙思紹三代に亙る。此間世子の遣使が屢次行はれてゐる。卽ち世子の使船が、國王使船と共に別に發遣されたのであり、或は單獨に發遣された事もある。次の時代以後は、かくの如き事は行はれなかつたので、世子の遣使は父王、先王の訃を告げてより封册に至る期間に於いてのみ見られる。卽ち國の主宰者たる實に於いて、世子の名に於けるものである。又山南王叔汪英紫氏の遣使頻々たるも異色ある事で、何等か政治的事情の伏在をすら推想せしめる。次の時代、國相の進獻を見るが、之は國王使船に方物を附載し、其文書は禮部に咨して奉呈を請ふに過ぎぬ。

惠帝時代中山始め琉球の遣使の全然記載されざるは、他の諸國に就いても同樣であつて恐らく成祖卽位後當代事蹟を廢沒せしめた結果であらう。武寧姪三五良亹等を派して察度の訃を告げ、成祖使を遣つて之を祭り、武寧をして襲爵せしめたるは、永樂二年二月の事である。されば三五郎亹等の琉球出船は永樂元年の秋冬であらう。世鑑、世譜等は察度は洪武二十八年十月五日、在位四十五年壽七十五にて薨去せりといふ。告訃の事が、其薨去後直に行はるべきものと必しも考へられぬが、それとは別に琉球側の世代の年月の所傳の如き到底確實なるものとはいへぬ。尙思紹は永樂五年四月三五良亹を遣つて父王武寧の訃を告げ、成祖は使を派して祭賻

を賜ひ、思紹をして中山王たらしむる事とした。往使の事は實施されなかつたやうだが、翌六年三月には中山王たる名に於いて思紹は阿勃吾斯を派し襲封の恩を謝せしめた。朝鮮太宗九年（應永十六年、永樂七年）に中山王思紹より送れる咨文に「酬謝事、照得洪武年間、累蒙貴國遣レ使到レ國及惠二珍貺一、得下通二聘耗一、與中同休戚上、不幸後因二先祖王察度及先父武寧相繼薨逝一、以致二各寨不和一、連年征戰不レ息、一向踈廣、未レ得二伸謝一、深負二惶愧一、今深荷下大明皇帝柔二懷遠人一、寵二封王爵一、掌中管地方上、除レ欽二遵朝貢一外、切念二隣國義交一節一、亦合三遣レ使往來相二通音耗一是爲二四海一家一、庶爲二允當一、爲レ此專遣二正使阿乃佳結制等一、坐二駕本國海船一、裝二載禮物一、前二詣國王殿下一奉獻、少伸二酬謝之誠一」とある。（太宗實錄九年九月庚寅）此使は此歳夏本國を出帆せるものであらう。故に武寧の沒落は大體永樂四年又は其以前でなければならぬ。然るに世鑑では同十九年二月初五日薨ずとして巴志直に之を繼ぐと記し、球陽に於いてすら同八年巴志に亡さるとしてゐる。傳信錄に武寧永樂三年薨ずとするは、明側の記録に據る推定である。世鑑、世譜の年代の如き信據し難き事は其他にも明證がある。

山南王承察度の代王叔汪英紫氏が頻りに遣使した事は前に述べた。永樂元年三月王弟汪應祖の使が明都に到り、翌年夏隗谷結制等來使し、成祖は應祖を封じて山南王たらしむる事とした。

即ち應祖は實は承察度の從弟であつて、隗谷結制に附して承察度に子なく臨終に當り應祖に命じて國事を攝せしめ、應祖國人を撫し職貢を脩むる旨を明に告げたのである。是封爵を請ふ義に他ならぬので、奏して「乞下如二山北王王例一賜中冠帶衣服上」とあるも其意の延長である。同十三年三月世子他魯毎の使鄔是佳結制等到り、應祖は兄達勃期の弑殺に遭ひ、各寨官兵を合せて達勃期を誅し他魯毎を推し國事を監せしめた事を告げ、襲爵を請ふた。爾後山南王他魯毎の遣使に就き實錄に掲ぐるもの比較的踈であるが、宣德四年迄繼續する。洪熙元年六月明使琉球に到つて仁宗の登極を報じ、他魯毎は使者謂慈浡也等を遣り表箋文各一通を齎し、恭字號海船一隻に駕せしめて慶賀すると共に、使者安丹結制等をして大行帝に香を進めしめた。（四三ノ一、二、三、洪熙一・一二・一七）宣德三年暮使者歩馬結制等をして永字號海船一隻に駕し進貢せしめたが、皇明實錄に「山南王他魯毎遣二通事梁密祖等一、來朝、貢二馬及方物一」とあるは歩馬結制の一行であらう。（四三ノ六宣德三・一二・一三、宣德四年夏四月辛丑）翌年夏には北京に入つた譯であるが、六月二十一日付（宣德五年とあるは四年の誤寫）禮部の移咨により、福建布政司使より十二月十一日付咨を以て歩馬結制に暦日を附與してゐる。（四三ノ七、（署名を缺くが、福建布政使司なる事は明かである）宣德四年以後は實案中にも山南王の文書無く、實錄にも其遣使の記載は絶えてゐる。明史に「山南自二四年兩貢一、終帝世不二復至一、亦爲二中山所一併矣」とある。球陽

に宣德四年山南王他魯每の滅亡を說くも之に憑由するのである。[3]

山北王の遣使は怕尼芝・珉・攀安知の三代であるが、永樂十三年四月の遣使を以て終つてゐる。明史に「惟山北最弱、故其朝貢亦最稀、王所レ併」とある。球陽に又永樂十四年を以て山北王滅亡の歲に懸く。

琉明通交を共通の目的として、三山相互の關係は如何であつたか。三山の使者が屢〻同時に奉表進貢の儀に會し、賞賜・筵宴等をも俱にした事は、渡航、起京の時期が一定し、明にあつても共に行ふを便宜とせる故でもあらう。然るに山南王他魯每の洪熙元年十二月十七日の表咨の如き、尙巴志の浮那姑是等に附せる表・咨と全くの同日の日付である。此際の山南王使者謂慈浮也は、山南王沒落前の宣德三年九月に恭字號海船に駕し中山王使者として渡航してゐる。洪熙元年山南王使者たりし時も、同じ恭字號海船に駕乘した。宣德三年末山南王使者步馬結制の駕せる永字號海船も、洪熙以來屢〻中山王使者の坐乘せる永字號と同一の海船に相違ない。皇明實錄永樂元年三月辛卯の條に「琉球國中山王察度、山南王弟汪應祖、遣二使渥周結制・長史王茂等六十五人一、貢二馬及方物一」とある。中山王使は渥周結制であり、山南王使は長史王茂となすが、普通の解釋であらう。故に傳信錄にも「應祖故山南王承察度從弟〇中略元年遣二長史

王茂「朝貢」としてゐる。永樂九年入京の長史程復は中山王尙思紹の旨を以て、王茂の輔翼年久しきを告げ、國相に陞せて長史事を兼務せん事を奏して聽された。（永樂九年夏四月癸巳）王茂は山南王に專從する長史ではなかつたのである。永樂十四年四月に山南王他魯毎の使臣として鄭義才が入貢してゐる。（永樂十四年夏四月辛未、六月辛酉朔）長史鄭義才は洪熙元年、宣德三年等には中山王使臣として渡航した。王茂の如き、鄭義才の如き重任された閩人であつたが、それ以下の通事・管師・舵工等にも閩人は殆んど絶對的地位を占めた事であらうし、容易に他を以て代へ、又補充し得た筈のものでない。中山・山南は政治的には爭競の關係にあつたとしても、通交の場合は等しく共同の海船、人に依賴しなければならぬものがあつた。(1) 人に於いては必しも閩人に限らぬ。往返に熟し、外交に通ぜるものは、琉人にあつても極めて制限されたものであつた。唯山北との關係にあつては、土地を隔離し、遣使も頗る疎散であつて、多少事情を異にするものがあつたらう。

前揭の表に示した實錄の日條は、奉表・進貢物或は賞賜・筵宴等種々の行事に懸けてゐる。之等は使臣等の入京後に、序を追ふて行はれたものであつて（第四章第三節に述べる）全般として入京後の日條なる事だけは確である。明では永樂十九年北京に遷都したので、開始期にては主として南京に於ける事實である。十一月乃至四月の條に懸る記載が大部分であるが、渡航が秋冬及び二・

三月の春汛を利するからである。六月乃至八月の記載は、事故あつて起京に遷延せるか、又は滯京中後期の事項にかゝるかであつて、其歲春汛に渡航せるものと認むべきではない。猶月日を接して入貢を記すものは、琉球を同時に發船せるものが多からう。唯かゝる使臣等は、それぞれ一船に駕せるものである事は、後の使節組織より容易に察せられる。滯京の日數は、後の例では四五十日間程度と思はれるが、南京の時代は如何であつたか。實錄の洪武二十七年春正月乙丑（二十五日）の條に、中山王使臣亞蘭匏等及び山南王使臣等表を奉り、馬・硫黃等を貢したと記し、三月乙巳（二十六日）の條に、亞蘭匏等に會同館にて宴を賜ふ事見え、同月己酉（三十日）の條に、賜衣賜物の事を記してゐる。卽ち奉表・進貢・賜宴・賜物の儀が四十五日間に行はれてをり、實際の滯京期間は前後に多少延長する筈である。又同二十九年夏四月丁未（十二日）の條に、山北王使臣吳宜堪彌結致奉表進貢の事見え、五月乙丑（九日）の條に・賜衣・賜物の儀あつて「遣還」と記す。此期間は十九ケ日である。永樂十四年夏四月辛未（二十九日）の條に、中山王使臣韓完義・山南王使臣鄭義才等の奉表進貢の事あり、六月辛酉朔の條に、韓・鄭の「辭歸」を記し鈔幣表裏を賜つたとある。「辭還」といふは、辭京に際して奉天殿に陛辭する事であらう。此期間五十一ケ日である。滯京日數も後代と大差なきものと推せられる。

歸國は五・六月の夏迅による事はいふ迄もない。北京遷都後、春汛による渡航で其の歳に歸還するは勿論、秋冬の渡航も遲延すると翌年の歸還は困難となつた。然し南京の時代は、往復だけで大約二ケ月を節し得る。洪武九年夏四月刑部侍郎李浩は琉球より歸つて復命してゐるが、中山王弟泰期は彼に從つて入貢し、而も翌年の正月には再び到つて正旦を賀してゐる。洪武九年夏四月甲申朔、十年正月是月されば泰期は九年夏に歸國し、秋冬に渡航したのである。洪武三十年二月中山王使臣友賛結致が進貢してをり、同年十二月に再び上表し、馬を貢したとある。洪武三十年二月丙戌（三日）、十二月癸巳（十五日）永樂八年三月中山王姪三五良亹入京し、同年十二月再び方物を進め明年正旦を賀してゐる。永樂八年三月辛未（五日）、十二月乙卯（二十三日）以上に依つて、遲くも年末頃に渡航すれば、翌年夏迅に歸還するは容易であつた事が推せられる。

使者として代表の位置に立つものは、此時期では琉人が大體に多かつた。然し外交文書の製作とか、通事或は篙師・舵工等とかに於いては、明人が容易に他を以て代へ得ざる地位を占めた事であらう。洪武二十五年中山王察度は渥周結致を遣り上表して、通事程復・葉希尹の二人は寨官にて通事を兼ねて進貢往來し、勞に服する事大なるを以て職を賜はり冠帶を加へて威儀あらしめ、本國民をして景仰し番語をも變せしめん事を述べ、太祖之を聽したといふ。洪武二十五年三月庚寅

同二十七年王相亞蘭匏の入貢の際、中山王は亞蘭匏の秩正五品を陞敍し、通事葉希尹等二人を陞せて千戸たらしめん事を請ふて聽された。[illegible]程復が同二十九年使者として到れる際は典簿と記され、永樂九年坤宜堪彌等と共に使した時は長史とある。此時の中山王倘思紹の表に據れば、彼は饒州江西の人、察度以來四十餘年勤劬懈らず、歳八十有一に達せるを以て、致仕して其鄕に還らしめん事を請ふた。依つて陞せて琉球國相兼左長史とし致仕して饒州に去らしめたといふ。洪武二十九年春正月己巳、永樂九年夏四月癸巳

王相、長史、典簿等は明の王相府又は王府の制に據れるものである。從つて之等は明より授職されたものであつた。王相の初見は洪武中期以來屢〻中山王使として往使した亞蘭匏である。彼は既述の如く洪武二十七年中山王が陞敍並に冠帶を請ふたので、太祖其秩を中國王府の長史と同じからしめて、故の如く王相を稱せしめ公服一襲を賜つたのである。明にては之より先洪武十三年王相府を廢し、王府として左右長史以下を代置したのであるから、王相は長史に相當したのである。されば亞蘭匏の秩新制の長史正五品と同じからしめ、王相の舊制の稱を特に依然として許した譯であらう。永樂九年中山王長史程復の致仕を上表すると共に、王茂輔翼年ありとて陞せて國相とし、長史事を兼ねん事を請ふので、成祖は國相兼右長史たらしめた。國相

なる新稱が現はれたが、之は形態の上から王相と同じく見え、而も長史とは別に其上に位置するやうである。永樂十六年長史として使した懷機は宣德三年頃以後の文書に王相とし、琉球國王相府王相とも署してゐる。（永樂十六年二月乙未、四三ノ四等）之に依ると國相、王相は結局同一で、球陽に懷機を國相と記すも同じである。

當初明制に從つて、其授與に成つた王相は後の長史に相當した筈であつたが、明にて王相府の廢置後も琉球にては其稱制を殘し、長史より高き位置を占める事となつた。長史の如きは閩人の外交に從事するものゝ專官として保たれたが、後には事實上明よりの授職を俟たなかつたのである。而して其秩は後迄正五品の位を殘したのである。王相、國相は實質的に政治機能を增大して、外交上の役割より離脱したのであらう。かくて閩人の子孫は任用されなくなつたらしい。

洪武五年・同十三年に中山王及び山南王使の到つた際、大統曆を頒つた事が見える。同十六年山北王使入貢の際は其事は明記されぬが、勿論同樣であつて、以後每歲曆日の頒賜があつた事と思はれる。洪武十六年中山王使亞蘭匏・山南王使師惹に附し鍍金銀印を賜與した。（洪武十六年春正月丁未）同十八年山南王使に駝紐鍍金銀印を補給し山北王にも下附した。（洪武十八年春正月丁卯）洪武初年高麗國に

與へた印は黃金印で、方三寸、文に「高麗國王之印」とあり、安南・占城國に與へた印は、駝紐鍍金銀印で、方三寸、文に「安南國王之印」「占城國王之印」とある。（嘉靖刊大明集禮 卷三十三 賓禮三 賜蕃國印綬）永樂二年に足利幕府に贈れるものは龜紐黃金印で、文に「日本國王之印」とある。琉球に賜與した印は、皆駝紐鍍金銀印で、方三寸文に「琉球國中山王之印」「琉球國山南王之印」「琉球國山北王之印」とあつたに相違ない。

洪武二十七年明では蕃國朝貢儀を改制し、國王來朝し奉天殿の謁見に際し、既に朝服を賜ふた者は之を服せしめたとある。（洪武二十七年夏四月庚辰）琉球國王の入貢は終始行はれなかつたが、朝服の頒賜は未だ無かつた。中山王之を豫て請ふ所あつて、洪武三十一年太祖は先に禮部に命じて制した冠帶を賜ひ、併せて琉球國臣の冠服をも頒つた。（洪武三十一年三月癸亥）永樂五年尙思紹は三吾良亹を遣り父王武寧の訃を告げたが、同年九月成祖命じて王爵を襲封せしむると共に皮弁冠服等を給する事とし、工部に移して造完の日使者實達魯に附して齎さしめたといふ。（永樂五年四月乙亥、四ノ一 宣德二・五・二）續文獻通考に「永樂中賜琉球王皮弁玉圭麟袍犀帶、視二品」と記すは是である。（卷九十三 王禮 七）以後中山王冊封に當り每に皮弁冠服を賜與さるゝ例となつた。永樂元年山北王使善佳古耶に附し冠帶衣服を賜つて國俗を變せん旨を請ひ、成祖禮部に下して國王並に臣下の冠服を與へた。（永樂元年三月丙戌 翌

年山南王弟汪應祖襲封を乞ふと共に山北王の例に倣はん事を奏し冠帶衣服を賜つた。琉球國臣に冠帶衣服を給與する事は洪熙以後は全く行はれなくなつた。但入貢使臣各官に衣服の頒賜あるは諸國一般であつて、各國毎に規制があつた。

明より琉球へ遣使は如何程行はれたか。洪武五年の行人楊載の渡航が其嚆矢なるはいふを俟たぬ。次に刑部侍郎李浩が同九年四月歸京して、琉球國俗の紈綺を貴ばず、磁器・鐵斧等を重んずる旨を覆奏した。彼は陶器七萬・鐵器を齎し、琉球に就いて馬及び硫黄を市易し來つたのであるが、恐らく前の夏渡航したのであらう。（洪武九年夏四月甲申）同十五年二月中山王使亞蘭匏等辭還するに際し、尙佩監奉御路謙をして行を俱にせしめたが、同年秋冬亞蘭匏等再び渡航すると共に歸國し、やがて入京して琉球國三山爭立の狀を報じた。依つて成祖は內使監丞梁民（珉）をして亞蘭匏等に同途せしめて、戰を罷め民を息めん事を諭し、又山南・山北二王の許に到つて同じく息兵養民の旨を諭示せしめた。梁民は同年卽ち洪武十六年秋歸國復命したが、彼は貨幣を齎し琉球より馬九百八十三疋を購入してゐる。（洪武十五年五月乙丑、十六年春正月丁未、九月己未）

成祖卽位するや、官を遣り朝鮮・安南・占城・暹羅・琉球・眞臘・爪哇・西洋・蘇門答剌諸國の王に絨錦・織金文綺・紗・羅等を往賜せしめた。琉球へは行人邊信・劉亢が使したが、其渡

航は永樂二年夏ではあるまいか。（永樂元年八月癸卯）此歲二月武寧姪三吾良亹等を遣り、察度の訃を告げたので、成祖禮部に命じて行人時中を遣り先王を祭り布帛を賻り、詔して武寧を襲爵せしめた。是封王禮の權輿であつて、大明會典にも「永樂以來國王嗣立、皆請レ命」とある。詔に曰く

聖王之治、協二和萬邦一、繼承之道、率二由常典一、故琉球國中山王察度、受二命皇考太祖高皇帝一、作二屛東藩一、克修二臣節一、暨朕卽位、率先歸レ誠、今既亡歿、所レ宜有レ後、爾武寧乃其世子、特封レ爾爲二琉球國中山王一、以承二厥世一、惟儉以修レ身、敬以養レ德、忠以事レ上、仁以撫レ下、克循二玆道一、作二鎭海邦一、永延二世祚一、欽也（永樂二年二月壬辰）

時中等は同年夏秋琉球に往き、諭祭・行封王禮を畢へた故に、翌年春には武寧王使京師に在つて襲封の恩を謝してゐる。（永樂三年三月甲辰）永樂五年四月尙思紹三吾良亹等を遣り武寧の訃を告げたので、成祖禮部に命じて使を遣り、祭賻を賜ひ、詔を齎し中山王を襲封せしめた。（永樂五年四月乙未）然し此際は遣使の事實施されず、詔勅・賻物等は琉球使に附したらしい。(6)

永樂十三年山南王世子他魯每使を遣り襲爵を請ふたので、成祖は行人陳季芳等を遣つて、詔を齎し、他魯每を封じて、誥命冠服及び鈔一萬五千錠を賜與した。（永樂十三年三月丁巳、五月己酉）陳季芳等は同年夏秋封王禮を畢へたので、山南王使鄭義才等は翌春京師にて襲封の恩を謝してゐる。

以上述べた琉球の遣使、明使の往來、明地に於ける琉使、並に之に附帶した貿易事情等に就き、後章に於いて詳論し、前後のそれを比對して以て一般的形態を明かにしようと思ふ。

(1) 本論に資するは歴代寶案第一集で、其序に「歴代寶案藏㆓于天妃宮㆒其來久矣、然歴世已久而不㆑能㆑無㆓廢夷之患㆒、今國相尚弘才・法司向世俊・毛克盛・毛見龍、心甚憂㆑之、隨□紫金大夫蔡鐸・長史蔡應祥・鄭士綸重㆓脩舊案㆒、抄㆓成二部㆒、一部四十九本、一部上㆓于王城㆒、一部藏㆓于天妃宮㆒、自㆓康熙三十六年丁丑四月四日㆒起、至㆓十一月三十日㆒告㆑竣」とあり、此天妃宮舊藏のものが現在沖繩縣立圖書館に寄託收藏されてゐる。現在第一集分四十二冊であるが、目錄に四十九卷あり、卽ち卷之九（推定）三四・三八・四四—四九の計九卷を失ひ、卷之四、卷之十四が各一本は蟲害甚しいが二本存する。又目錄の第一葉を脫落し、卷之十二以下を錄してゐるが、現存のものにつき次表の如く推定する。
各世代の文書の號通として表示したものは、例せば「尙巴志一—一六・二七」は第一號文書より第一六號文書に至り、及び第二七號文書が尙巴志より發せる文書の意味である。故に一二ノ一洪熙一・閏七・一七と記すは洪熙元年閏七月十七日付尙巴志表奏を示す。本論の註記は皆之に從ふ。

現存歴代寶案（第一集）一覽表

卷號	文書の種類	文書の期間	通數	各世代の文書の號通摘要
一	詔勅	永樂二二—康熙 九	三四	

二	詔勅	弘治　七—崇禎一七	一七		
三	同	順治　四—康熙三二	二六		二部在リ、巻末ニ朝鮮國王宛尚賢ノ咨ヲ錯綴ス
四	禮部咨	宣德　二—崇禎一三	一一		
五	同	順治　六—康熙　八	一七		
六	同	康熙一三—康熙三四	二四		
七	福建布政使司等咨	成化一七—天啓　七	二二		
八	同	崇禎　七—崇禎一二	二三		
九	同				缺本
一〇	同	康熙一一—康熙二四	一五		實ハ二六年迄在リ
一一	同	康熙二五—康熙三五	一二		
一二	表奏	洪熙　一—嘉靖二二	二七	尚巴志一—一六・二七、尚忠一七、尚德一八—一九、尚圓二〇—二三、尚眞二四・二五、尚清二六	
一三	同	萬曆　六—崇禎一七	二三	尚元一、尚寧二、尚豐三—一八、尚賢一九—二三	
一四	同	順治　六—康熙一九	二一	尚質一—一二、尚貞一三—二一	二部在リ
一五	同	康熙二一—康熙三五	一九	尚貞一—一九	
一六	國王咨	洪熙　一—宣德一〇	二三	尚巴志一—二三	
一七	同	正統　一—成化一五	二一	尚巴志一—一〇、尚忠一一—一三、尚德一四—一七、尚圓一八、尚眞一九—二〇	他ニ尚眞ノ封使宛書状一通
一八	同	成化一七—天啓　七	二七	尚眞一、尚寧二—九、尚豐一〇—二六	

一九	同	崇禎 三—崇禎 八	二一	尙豐一—二一	内ニ長史ノ牒狀ヲ含ム
二〇	同	崇禎 九—崇禎一七	二六	尙豐一—一六、尙賢一七—二六	内ニ上咨ナラザルモノアリ
二一	同	順治 六—康熙一九	三三	尙質一—一五、尙貞一六—三三	内ニ王咨ナラザルモノアリ
二二	同	康熙二一—康熙三五	二九	尙貞一—二九	
二三	符文	宣德 一—成化二三	二七	尙巴志一—二、尙德三、尙圓四—一一、尙眞一二—二七	
二四	同	弘治 二—弘治一七	二五	尙眞一—二五	
二五	同	正德 一—嘉靖四六	三六	尙眞一—一六、尙清一七—二九、尙元三〇—三六	
二六	同	隆慶 二—崇禎一七	三二	尙元一—七、尙寧八—一九、尙豐二〇—三〇、尙賢三一—三二	
二七	同	順治一〇—康熙三五	一九	尙質一—六、尙貞七—一九	
二八	執照	宣德 一—弘治一七	四六	尙巴志一、尙德二・三、尙圓四—八、尙眞九—四六	
二九	同	正德 一—嘉靖二〇	二九	尙眞一—一六、尙清一七—二九	
三〇	同	嘉靖二一—嘉靖四六	三九	尙清一—一七、尙元一八—三九	
三一	同	隆慶 二—萬曆二〇	三一	尙元一—七・九、尙永八・一〇—二八、尙寧二九—三一	
三二	同	萬曆二一—天啓 七	二五	尙寧一—二二、尙豐二三—二五	
三三	同	崇禎 二—崇禎一七	二六	尙豐一—二二、尙質二三—二六	
三四	同				缺本
三五	同	康熙二一—康熙三五	二四	尙貞一—二四	
三六	弘光文稿		七		詔・咨・執照ヲ含ム

三七	隆武文稿		一九	詔・咨・表奏・符文・執照
三八	主文稿			缺本
三九	彝回咨	宣德 五—崇禎 七	二三	其他朝鮮國王咨トアリ
四〇	移彝咨	洪熙 一—正統 七	三〇	尚巴志一—二六、尚忠二七—三〇
四一	同	天順 七—崇禎 一一	二六	尚德一—一七、尚圓一八・一九、尚寧二〇、尚豐二一—二六
四二	移彝執照	宣德 三—嘉靖 四三	三八	尚巴志一、尚眞二—二四、尚淸二五—三六、尚元三七・三八
四三	山南王併懷機文稿	洪熙 一—正統 五	二二	
四四	琉球錄			蕭崇業・謝杰缺本
四五	同			同　同
四六	同			夏子陽・王士禎 同
四七	同			同　同
四八	同			杜三策・楊掄 同
四九	同			張學禮・王垓 同

(2) 太祖は洪武二年正月使を遣り、日本・爪哇・西洋・占城を詔諭する事としたが、此詔は洪武三年頃のものを大明集禮卷三十三賓禮三に收めてゐるし、又皇明資治通紀一卷の洪武元年十一月の條に「遣レ使頒レ詔諭二安南・占城・高麗・日本各四夷君長一」とて掲げてゐる　然るに又皇明實錄洪武二年二月辛未の條に「遣二呉用顔・宗魯・楊載等一、使二占城・爪哇・日本等國一」とて、「賜二日本國王璽書一」なるものを記してゐる。されば日本に就いては、洪武二年夏汛に楊載等が一通の詔諭を齎した事が考へられる。郎

ち前の一通は一般的の卽位建國の詔で、後のものは特に日本に宛てたものといへる、世鑑に「洪武二年己酉太祖皇帝遣使頒詔曰」と前の卽位建國の詔を掲げ「依テ洪武五年壬子中山王察度云々」とて入貢を記すは、史實の上より不徹底の誹を免れぬか、傳信錄に「洪武五年、行人楊載齎詔至國、詔曰」とて實錄の詔と比校してゐるは蛇足以上に、誤解に基くものと思はれる。兩者は全然別個のものたる事、恰も前述日本に宛てた二通の詔の如くである。

(3) 世鑑の三山滅亡の記事は曖昧である。卽ち山南王驕奢にて、佐鋪按司（尚巴志）を討たんと謀り、諸侯按司を尊び山南王とした。かくて佐鋪按司は中山王武寧を攻略し、次で山北王をも討平した。之が永樂二十年三月といふ。球陽に至つて記事一般に革りしは、明の記錄を要照した結果と認められる點が多い。

(4) 南山城趾に近く、糸滿町の東に照屋城跡あつて南山倉庫の跡といひ、北麓に巨岩あり、此附近一帶の田畑は昔時港灣にて、山南王明と通交せし時唐船の纜を岩に繫ぎし故、今に唐船獄の名を存すといふ。沖縄一千年史一六七八頁此種の傳說は措き、使船の出入港の如き必しも中山・山南を別けて考ふるを要せぬのでないか。那覇港以前は泊港が榮えたといふ。閩人が早く此間の久米の地に居住した意味の一は、港との關係にあらう。

(5) 續文獻通考卷五十八職官八、諸王官屬
洪武三年置王相府、左右相・左右傅・參軍府左右傅・參軍府參軍各一人、錄事一人、紀善一人各以品秩、列於朝官之次〇下略

十三年并罷二王相府一、置二左右長史・典簿各一人一（下略）

明王府長史司、官有二左右長史各一人一、其屬有二典簿一人一（下略）

長史掌二王府之政令一、輔相規諷、以匡二王失一

(6)

永樂五年九月、成祖思紹をして襲爵せしむると共に、皮弁冠服を給する事とし、造完の日に使臣賓達魯に附して齎さしめた事本文中に述べた。前後の史實に明かなる如く、皮弁冠服は冊封使の齎すを常制とする故に、既に琉球使に附したとすれば冊封使の往渡は中止したものと認められる。球陽に「此時成祖不レ遣レ使、止賜レ詔封レ之」とあり、傳信錄に「永樂五年、封二思紹一、如二典禮一、不レ遣レ使」とあるは、基く所を明示せぬが、肯定さるべきものと思ふ。

第二章　琉球船の渡航

便宜上次の三期に分けて考察する。

第一期　尚巴志――尚圓　（永樂二一――成化一二　應永三〇――文明八）

第二期　尚眞――尚清　（成化一三――嘉靖三五　文明九――弘治二）

第三期　尚元——尚永（嘉靖三六——萬曆一六　弘治三——天正一六）

以上の期間は、各代其名を以て船を派遣せる年次に依り分けた。其年代は世鑑・世譜等に依る各在位年より來るものと必しも一致しない。而も此年次に依る分期は、通交史上のそれとして適當なるのみならず、世譜・世鑑等の世壽、薨年の如き信據し難きものがある。[1)]

第一節　第一期

皇明實錄永樂二十二年二月戊午の條に「琉球國中山王思紹卒、訃聞、命二禮部一遣レ官賜二祭賻一以二布帛一」とある。之より先同二十一年秋八月には世子尚巴志の使者阿不察都等表を奉じ方物を進めて、皇太子禮部に命じて宴勞せしめたとある。（永樂二十一年秋八月戊午）阿不察度等は十一月に陛辭し鈔幣を賜つた。（永樂二十一年十一月丙午）然るに彼等は翌々年洪熙元年閏三月頃に未だ福州府閩縣に在つて、此間明地に滯在し、冊封使の內官柴山等と共に同年夏に歸國したのである。（十二ノ二　洪熙一・閏七・一七）彼は永樂二十一年春世子の使者として渡航したのであつて、恐らく請封の表を齎したのであらう。實錄の二十二年二月の條は冊封使往遣の事決定して、其辭京の際にかゝるものと思はれる。尚巴

志に領つべき冠服も此月に工部に移咨して造製した事が、宣德二年五月の禮部の咨に見える。然るに成祖病革り七月に至つて崩じたので、成祖下命の冊封使は途にして抑止されたに相違ない。永樂二十二年八月の仁宗の成祖の訃を報する詔は、中山王尚巴志に宛てゝゐる。是先帝の冊封を遵行する意味からであらう。かくて洪熙元年六月、禮部郎中潘雲・通政司參議游學、仁宗登極の詔を捧げ、行人司行人陳資大行皇帝賓天の勅を齎し、中山・山南兩國に諭示した。又同じく內官柴山、行人周彝は諭祭先王・封王禮を果したのである。永樂二十二年夏冊封使と共に早く歸國すべかりし阿不察都等は一年を經て漸く歸還したのである。されば尚巴志の名にての通交は永樂二十一年に始まる。[2]

歷代寶案には洪熙元年以後の文書を收めるが、咨文・符文・執照を比較研究する事によつて琉球船の全貌を察知し得る。但萬曆以前にては、正統八年（嘉吉三年）以後天順六年（寛正三年）に至る二十年間、此種の文書を全然亡佚してゐる。其他の年にも缺漏の文書尠くないが、該文書を適宜に考査して前述の二十ケ年を除き、渡航の船數の如きは大略遺漏なく知る事が出來る。此船數の調査は、後に貿易其他を論ずる上に一の基本ともなる。又船の組織、貿易等を考ふるに必要ともなるが故に、船字號・勘合・使臣・乘員數等併せて、先づ表記しよう。

使船表其一

派遣者	文書日付	船字號	勘合	船数	正使	正議大夫	長史	使者	人員数	使船の要目
中山王 尚巴志	洪熙一、閏七、・七	永		一	模都古					朝賀・船隻 番貨・暦日
	同			同						
	同			同						
	一、一二、一七	仁		同				浮那姑是		進貢・暦日 番貨
	同	盤		同				阿蒲察度		
	宣徳一、×、×	荒		同				佳期巴那		慶賀・暦日 番貨
	一、三、一一	盤	義×	同				阿蒲察都		進貢
	同			●同				浮那姑是		
	二、四、一七			同				穂古湼制		進貢・番貨
	三、一、一四	洪		同			鄭義才			進貢・番貨
	同			同				南者結制		
	同			同						
	三、九、二	天		同				漫泰来結制		慶賀・番貨 暦日
	同	恭		同				渭慈勃		
	四、三、二〇	盤		同				阿蒲察都		進貢
	同	地		同				穂古湼制		

四、一〇、一〇	仁	一	佳期巴那	[illegible]
同		同	郭伯慈母	
六、三、一一	洪	同	由南結制	謝恩・番貨 船隻
同	恭	同	渭慈勃也	
同	[illegible]	同		
六、九、六	荒	同	漫泰來結制	慶賀・船隻 番貨・[illegible]
同	永	同	南者結制	
同	義	同		
同	大	同	阿蒲察度	進貢・船隻 遭風船隻
同	安	同	阿普尼是	
同	地	同		
七、八、一六	猛	同	物恩麻	謝恩・番貨
同		同	均周佳結制	
九、三、×	義	同	楊布勃也	謝恩・番貨
同		同	魏古結制	
九、八、一五	勇	同	梁永保	謝恩・開讀 番貨
同	安	同	領沙毎	
一〇、×、二〇	恭	同	伍是堅	進貢・船隻

同	順	同	義魯結制	番貨
正統一、九、二四	安	同	阿普尼是	謝恩・朝服・放回番人・暦日
同	義	同	布勃也	
同	恭	同	義魯結制	
二、三、二三	永	同	梁求保　達福期	朝貢・番貨
同	也	同	明泰	
同	勇	同	義魯結制	
三、×、×	恭	同		朝貢
三、一〇、四	安	同	梁求保	慶賀・番貨
同	×順	同	巴魯	
同		同		
四、四、九	勇	同	梁求保	慶賀・番貨
同	義	同	●楊布勃也	
同	永	同	●明泰	
同（四、二四）	地	同	歩馬結制	
五、一〇、一六	勇	同	梁求保	朝貢・番貨
同	安	同	普斯古毎	
中山王世子尚忠　六、七、六	義	同	梁求保	朝貢・世襲

六、七、六		一		得稙	番貨
同	永	同		達不期	慶賀
同	地	同		伍是佳	
同	恭	同		吉且川	
七、九、一〇	勇	同		閔泰	慶賀・漂流船
缺在り					

中山王尚徳

天順七、八、四	勝	同	王察都		謝恩・番貨
同	德	同		梁賓	
八、八、九	恭	同	王弟尚武		喪禮・慶賀
同	安	同		蔡璟	戸口
同	德	同		明査度	
成化一、八、一五	勝	同	程鵬		進貢・乞恩
同		同		梁賓	
二、×、二	德	同		蔡璟	進貢・番貨
同		同		沈満布	
三、八、九	福地一二一	同	程鵬		謝恩
四、八、一五	德一二五	同		蔡璟	進貢
同		●同		査農是	

	五、八、一五	徳		同	程鵬		謝恩
	同			●同	梁賓		
中山王世子尚圓	六、九、七	智	一三七	同	蔡璟	三九五	謝恩
	同			同	實奇郎		
中山王尚圓	八、九、二八	徳		同	程鵬		謝恩
	同	壽		同武實			謝恩・番貨
	同			同	李榮		
	九、九、三	禮	一六三	同	閻那	一七九	進貢
	同			●同	王達魯		
	同	義		同	蔡璟		進貢
	同			●同	安遠路		
	一〇、九、三	恭		同	程鵬		謝恩
	同	壽		同	李榮		
	一一、八、二六	勝		同	梁應		謝恩
	同			●同	亞蘇		
	一二、九、一五	寧	一九二	同	程鵬	三〇八	慶賀・謝恩
	同	壽	一九〇	同	李榮	二八〇	

備考　使者名は該使船坐駕の頭位者を録す

人員は官役員・伴從人・稍水を合計せるものにて、多少論ずべきものがある。(第三章第二節・第三節參照)
×(船字號上)難破の明なるもの。
●船隻(船數上)・使臣(使臣名上)の推定せるもの。

右の表は成化二年迄は咨文を主とし、以後は符文・執照に據つて考記した。此等の文書より派遣船數等を確めるには、該文書の性質を明かにする要あるも、此處には詳說しない。(第三章第三節參照)

此期に於ける咨文は琉球國王より明の禮部に宛てたもの丶みであるが、使船に附する場合に、二隻又は以上の船數があつても一起の各使船を包攝して、使船派遣の要旨とか希望とかを箇條書に陳記してゐる。故に一起の船數及び各船に駕する上位の使臣名を共に記すが普通である。例せば

今遣二使者浮那姑是等・同使者阿蒲察度(都)等一、共齎二表箋文各壹通一、及坐二駕仁・盤字號海舡貳隻一云々

とあれば、仁字號海船に使者浮那姑是・盤字號海船に使者阿蒲察都が坐駕し、一起の船數は二隻である。然し一起の船數が多く、條陳すべき箇條の多き時は咨文を二通にする場合もあり得

よう。宣徳六年九月六日付の咨文に於いて、荒・永・義各字號の三隻の派遣が記され、遣使の要旨として慶賀・船隻・番貨・暦日の四箇條を揭げ、又別に同日付咨文一通あつて、天・安・地字の三隻の派遣が記され、進貢・船隻・遭風船隻の三箇條を記し、「計六件三件在前」と註してゐる。（○六件は七件の誤か、船隻の條は同一なるも前者は荒字號後者は安字號の修理を請ふたものである）計六隻の船は一起として渡航したものと認められる。

咨文によつて使船數を考ふるには、以上の點を注意すれば足りる。

猶咨文は特殊の要請希望ある場合に、別個に草せられて使船に附送される事がある。[3] 其他此期に於いて明よりの來使船に託せる咨文が洪宣間九通程殘存する。

符文及び執照は毎使船に各一通附與される。孰

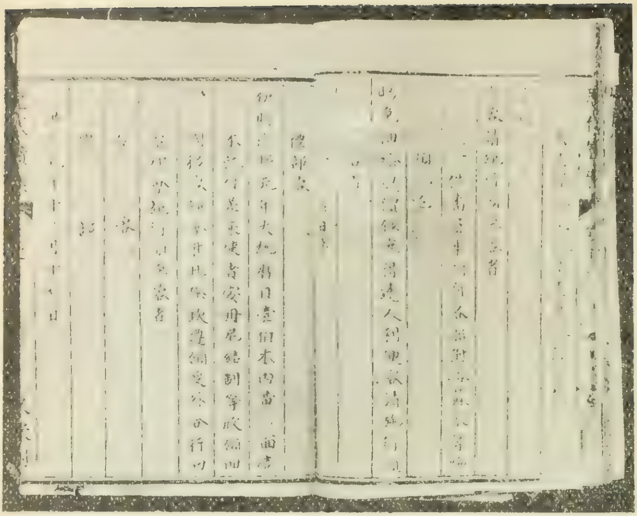

二　歴代寶案　巻之十六　琉球國王へ文

沖縄縣立圖書館所藏

れも渡航證明書ともいふべきものであるが、符文は明都に及び、執照は福建に到るを對象とする。故に執照は使船以外に接貢船・迎接船・護送船等にも附與される。前來使船なる語を使用したが、所謂進貢船の事である。接貢船以下福建往來を以て其目的を完了する遣船は第二期以後現れて來る。符文・執照の附與は船隻にのみ行はれるといふのでは勿論ない。然し使船には必ず毎船に符文・執照を其他の遣船には執照の附與ある事を指摘すれば此場合足りる。

然るにかく毎使船に附與さるべき符文・執照にして、現在亡佚してゐるものが尠くない。されど符文・執照の何れかゞ一通殘存すれば、略ぼ同起の船數等を推定し得る。成化四年度にては八月十五日付執照一通を存するが、二八ノ三文に

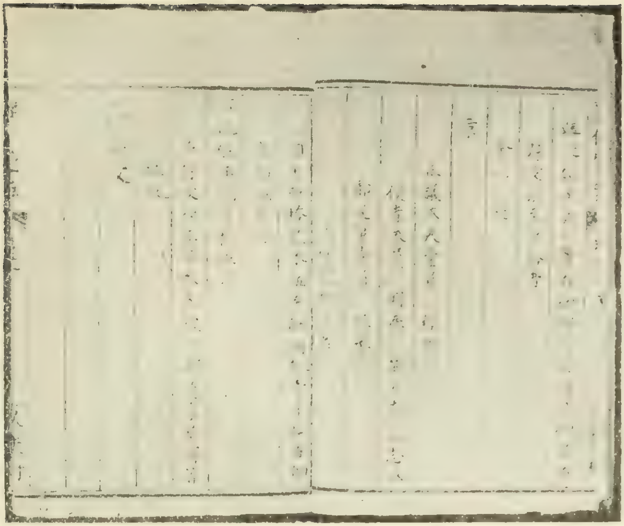

三　歴代寶案　卷之廿三　符　文

沖繩縣立圖書館所藏

四　歴代寶案　巻之廿八　執照

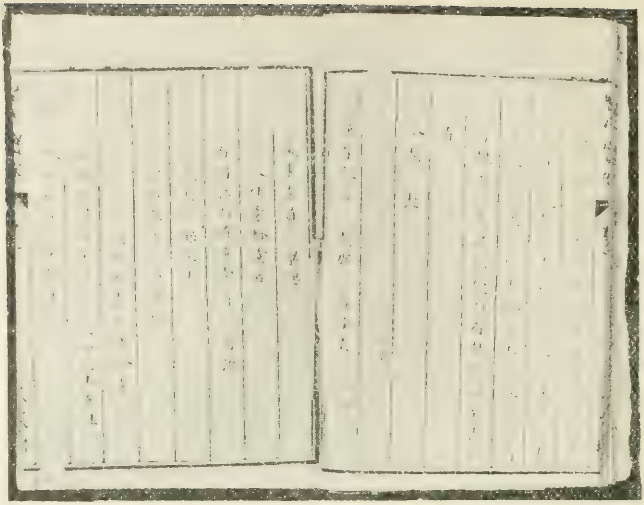

沖繩縣立圖書館所藏

今特遣ニ長史蔡璟一、同差ニ使者査農是等一、齎ニ捧表文壹通一、及坐ニ駕徳字號海船壹隻一

とある。該執照は長史蔡璟の駕乘せる徳字號海船に附與したものである。執照に「今開赴京」として使臣（王舅・正議大夫・長史・使者）通事（都通事・通事）の姓名を掲げ、之に随伴する人伴數を記し、又存留在船通事・火長・管船直庫の名列並に其人伴數・稍水數を記してゐる。使者査農是は徳字號海船駕乘の使者中に見えざる點よりしても同起別船に駕せるは明かである。成化五年度にては八月十五日付符文一通を存するが、（二二・三）文に

今特遣ニ正議大夫程鵬一、同差ニ長史梁賓・使者安遠路等一、齎ニ捧　表文壹通一、及坐ニ駕徳字號海船壹隻一

とある。符文にては「開赴京」として通事（都通事・通事）迄の名列及び人件數を掲げてをり、尚請後のものに存留在船使者・同通事並に人件數をも記してゐる。[illegible]右の符文は正議大夫程鵬の駕乘せる徳字號海船に附與したものであるが、長史梁賓・使者安遠路は該船に駕せざるを以て別船に坐せるを知る。梁賓・安遠路が各船を異にするやの點は暫く措き、此際同起の船が尠くとも二隻ありしは確である。かくの如く派遣船數等を推定する過程を猶明瞭たらしめる上に、第二期に屬するが、次の諸例を擧げる。

成化十三年八月二十日符文・執照に

今特遣ニ長史等官梁應等官、齎ニ捧　表文壹通、坐ニ駕義字號海船壹隻一

とあり（二三ノ一二、二八ノ九）同日付別の符文・執照に

差ニ同使者亞蘇及泰那・達魯毎等、共齎ニ表文壹通、坐ニ駕禮字號海船壹隻一

とある。（二三ノ一二、二八ノ一〇）次に同日付他の符文あり、之に該當する執照は喪失してゐるが、

差ニ同使者達魯毎及泰那・亞蘇等、齎ニ表文壹通、坐ニ駕勝字號海船壹隻一

とある。（二三ノ一四）之を以て各船駕乘の名列に對考すれば

義字號……………長史梁應

禮字號……………使者亞蘇
勝字號…………使者達魯毎

となるが、泰那は長史梁應と行を倶にせる三名の使者中筆頭に記されてゐる。故に此場合義字號海船の分を除く、他の符文・執照四通〇現在するは三通の內何れか一通あれば、一起の船數と毎船の筆頭の使者〇禮・勝字號の二船にては最上の役員を推定し得る筈である。

成化十五年九月二十六日付の符文・執照に

仍遣正議大夫程鵬、同差使者泰那、齎捧 箋文壹通、坐駕禮字號海船壹隻

とあつて、二三ノ五、二八ノ一 正義大夫程鵬坐駕の禮字號海船の他に使者泰那の駕せる一船の同起した事は明かである。程鵬は尙眞冊封に對する皇太子への謝恩の箋文を齎したるが故に、皇帝への謝恩表文を齎せる使臣使船がなければならぬ。一起二船以上ある時、第一號船・第二號船と順次稱し、上位號船より上位官の駕乘する所となる。卽ち此際正議大夫の上位官たる王舅の駕する第一號船の存せる事は容易に推察し得る。果して同日付の咨文あつて

特遣王舅馬怡世及正議大夫程鵬・長史蔡曦等、賚捧 表文壹通、坐駕義字等號船隻

とある。一七ノ二〇 之に據ると馬怡世は義字號・程鵬は禮字號海船に各駕乘し、別に長史蔡曦の一

船ありしものかと思はれる。使者の名を錄し、同船の上位官の名を省く例は前に記した所で、使者泰那は蔡曦と同坐したものとして差支ない。弘治以前の例では長史が王舅と同駕する事も尠かつた如く思はれ、正議大夫に隨駕する事實は絕對に無い。（第二章第二節參照）

然るに次の如き例も偶ゝ存する事も注意される。成化六年九月七日付の符文に

特遣二長史蔡璟一、同差二使者吳司馬・實奇那及王達魯等一共齎二捧表文壹通一、及坐二駕智字號海船壹隻一

とある。（二三ノ四）名列に對照すると使者吳司馬は長史蔡璟と共に智字號海船に駕してゐる。實奇那及び王達魯は別船の使者である。されば かくの如き記し方は當時に於いて寧ろ異例であらうが、符文・執照の文に併記せる使臣名を以て、他の諸種の事實を顧慮する事なく、各船を異にせるものとは速斷し難い。

既揭の表はかくの如くして推定せる最小限の船數である。

咨文には派遣船の要旨或は希望を條陳してゐるが、符文・執照には其旨頭に概して第一條項のみを揭げて派遣船の目的とする所を示してゐる。朝賀・慶賀とは新帝登極・萬壽節・新年正旦・立太子儀等の賀である。世襲とは父王の訃を告げ、襲封王爵並に皮弁冠服等の欽賜を請ふ

のである。謝恩とは諭祭王儀・封王禮・詔勅並に頒賜物・海船賜與・銅錢を以てせる附搭貨給價等に對するものである。喪禮とは大行皇帝賓天を弔し、香・香爐等を供奉するのである。船隻とは海船の船身損傷し檣椇破壞し、或は艕底損折し、頭尾低垂せり等と稱し其修理を請ふものであり、曆日は新年の大統曆一百本・內黄綾面一本を附送されしを報せるものである。咨文には通じて朝貢進貢の件を記し、番貨の一件を記すが普通である。番貨とは附搭貨の抽分を優免し給價を請へるものである。

以上咨文に條陳する主なる事項は、各派遣船の持つ個別的なる使命を示すものであり、猶之には特殊なる事項もある。此時期にあつては派遣船は皆使船であるが、實質上進貢物を裝載し頒賜を期し、附搭貨の交易を求むるが其通せる要旨であつて、此處に最終の目的を置く事が出來る。成化十七年以後萬曆三十四年に到る間の咨文の喪失せるは遺憾といはねばならぬ。

既述の表に基き尙巴志以後各其名に於いて派遣せる使船數は左の如くである。

尙巴志	洪熙一—正統五（應永三二—永享一二）	一六箇年	五一隻（內難破の事實明かなるもの二隻）
尙　忠	正統六—正統七（嘉吉一—嘉吉二）	二箇年	六隻
尙　德	天順七—成化五（寬正四—文明一）	七箇年	一四隻

尚　圓　成化六—成化一二（文明二—文明八）　七箇年　一五隻

尚巴志の派遣せる永樂二十一・二十二年の使船數は不明であり、尚忠の第二年以後尚思達・尚金福・尚泰久三代の分を闕く。皇明實錄に天順六年三月世子尚德の父王の訃を告げる事は見えるが、其隻數等は不明である。[5]

(1) 世鑑・世譜に據り尚巴志以後諸王の薨逝の年月を記せば次の如くである。（（）内は世鑑）

	在位	世壽	薨去の年月
尚巴志	一八	六八	正統四、四、二〇
尚忠	五	四二（五四）	正統九、一〇、二四
尚思達	五	四二	正統一四、一〇、一三
尚金福	四	五六（五二）	景泰四、四、一八
尚泰久	七	四六	天順四、六、五
尚德	九	二九	成化五、四、二一（二八）
尚圓	七	六一（六九）	成化一一、七、二八
尚宣威	六ケ月	四八（退位後）	成化一三、八、四
尚眞	五〇	六二	嘉靖五、一二、一〇
尚清	二九	五九	嘉靖三四、六、二五

尙元	一七	四五	隆慶	六、四、一
尙永	一六	三〇	萬曆	一六、一一、二五

生年の兩書一致する點よりいへば、尙忠の壽は世譜正しく、尙圓の壽は六十二歲となる筈である。

寶案所收の文書に於いて尙永以前薨逝の年月の明記さるゝものは左の三王である。

尙巴志	正統	六、四、一六	一二ノ一七
尙圓	成化	一三、八、六	一二ノ二四
尙永	萬曆	一六、一一、六	四ノ四

之はいふ迄もなく明に告報せる薨去の月日である。世子襲封を請ふ遣使は當然之と同年若しくは翌年の間に行はる筈である。寶案及び皇明實錄等に依つて告訃請封の遣使に附せし文書の日附と略ぼ入京具奏せる月日とを左に掲げる。

尙巴志			永樂	二一、八、戊午
尙忠	正統	六、七、六	正統	七、一、己丑
尙思達			正統	一二、二、丁未
尙金福			景泰	二、七、戊戌
尙泰久			景泰	五、二、己亥
尙德			天順	六、四、辛卯
尙圓	成化	六、九、七	成化	七、三、甲申

尚眞	成化一三、八、二〇	成化一四、四、丙午
尚清		嘉靖六
尚元	嘉靖三六、二、九	嘉靖三六、一二、丙申
尚永	隆慶七(萬曆元)、二、一四	萬曆一、一二、癸酉

尚永薨去につき告訃の日付は世譜と一致する。尚眞の薨去につき陳侃の使琉球錄に「嘉靖丙戌冬琉球國中山王尚眞薨」とあり、尚清の薨去につき郭汝霖の使琉球錄に「嘉靖三十四年六月琉球國中山王尚清薨」とあり、之告訃のそれに據れる事は明かであつて何れも世鑑・世譜と一致するものと推せられる。尚寧以後の諸例を見れば、尚寧泰昌元年九月十九日(七四〇ノ)尚豐崇禎十三年五月四日(二一九ノ)尚賢康熙七年十一月二十七日(二二〇九ノ)等皆相應ずる。

尚眞が尚圓の薨去を成化十三年八月六日と報ぜるに就いて、琉球側所傳にては其間尚宣威の在位あり、冊封を受けざれば明に對しては告報すべき限りでないかも知れぬ。偶〻宣威の薨去の日付に近い。されば尚巴志薨年の差違等は如何解すべきであらう。

世鑑・世譜の必しも信據するに足らざるは尚思紹の即位、薨去、三山統一の事實、年代の例にも明かである。又尚泰久時代に鑄造された梵鐘銘すべてに王は「琉球國王大世主庚寅慶生」とあつて、永樂八年の生誕とすべきであるから、二書共に永樂十三年乙未の生誕となすは誤である。尚眞以後すべて世鑑世譜は明に對する告訃の年月と一致するから、前代においてのみ特に告訃に際し年月を詐稱すべき理由は容易に捕捉し難く思はれるが、猶暫く、直ちに之に信據するを差控へよう。而も世鑑等記載

の年代を以て確實なるものなるを前提し、告訃請封の年月との間隔あるを目して、種々の政治的變動等を憶測するが如きは、その方法に於いて既に誤謬に卽するものたるを免れぬ。

(2) 成化十三年七月尙圓薨じて世子尙眞幼冲なるを以て、尙宣威群臣に推戴せられて、翌年王統を嗣ぎ在位六箇月にて越來に隱遁し、八月に薨ぜりと傳へてゐる。成化十二年九月十五日付符文・執照は尙圓の名にて記されてをり、次の尙眞の告訃の文も尙圓の薨去を指してゐるから、彼の在位間は使船の派遣はなかつたのである。

(3) (イ)還鄕事、卽ち潘仲孫なるもの宣德六年當時八十一歲に達し、原籍福建省福州府長樂縣十八都の民で洪武二十三年以來稍水となり、使船に從事し、永樂三年火長に昇つたが、老齡となれるを以て原籍に回らん事を請へるもの 一六ノ一九宣德七・九・六 (ロ)朝服事、卽ち本國各官の朝服年序を經て朽壞し、且國にて裁製する能はず、給賜されん事を請ひ、曆日事、卽ち曆日の着到遲延するを以て福建にて給付し小料船を撥賜し交付されん事を求めしもの 一七ノ二正統一・九・二四 (ハ)度牒事、卽ち球陽の十刹報恩寺住の天屋裔則のため度牒を請へるもの 一七ノ五正統三・×・× (ニ)使者巴魯通事鄭長の駕せる順字號海船が馬期山〇馬齒山卽ち慶良間列島にて難破したので、巴魯等及び進貢物を次渡の阿普禮是の船に附搭せるを報じ、海船一隻を請へるもの 一七ノ七正統四・三・六 是である。

(4) (イ)乞恩、附搭貨に銅錢を給與されん事を乞ふ、 一七ノ一六成化一・八・一五 (ロ)遭風船隻、盤字號海船の那覇港附近で惡風に遭つて破損せるを報ず、 一六ノ一八宣德六・九・六 (ハ) 放回番人、使者阿不(蒲)察都等坐駕の使船浙江省昌國衞而孤山にて難破し、稍水四名登岸して京に赴き恩卹を蒙り、宣德十年四月國に還到せしを謝す、

一七ノ二一・九・正統四（二）漂流船隻、使者阿普斯古等正統六年四月安字號海船に駕し爪哇に往き、福建省福州府閩縣にて損破するを以て、明泰の船に駕領回國せしめん事を請ふ、一七ノ二三七・九・一〇（ホ）上日、長史蔡璟の父寶達魯か福州府高惠里にて范祖生より房屋一間を買取り、梁氏を妻とし男子一人を擧げ、母と共に長樂縣に入籍させて置いたが、其後父物故し、母と兄とで亡父の神主を奉祀してゐた、景泰四年に母兄ともに死し、其後を見るものなければ、男蔡光を入籍して跡を立てん事を請ふた。一七ノ一五六景泰八・八・九其他異例に屬する事項に對し、別通の咨文を附したるは註3の如くである。

(5)

明史本紀に據れば永樂二十一年以來成化十二年に至る間琉球中山の入貢を記さゞる歳は正統六・同八・景泰元・天順二・同八の各年である。洪永年間の本紀の記載を實錄に對照すると、例せば本紀に琉球中山入貢者或は再入貢者三等とあつて、使臣の入京奉表進貢每に入貢を記したらしいが、洪熙以後には本紀は一層粗である。本文の表に明示せる如く一歳二起の遣使も尠くない。景泰元年の一例を採ると本紀に入貢を闕くが、實錄には

景泰一、一、戊子　尙思達遣使臣百佳尼
　　三、己未　同　遣使臣馬權度
　　五、丁卯　琉球國通事程鴻等言
　　八、己未　思達遣使臣梁回等

とあり、程鴻は馬權度に隨伴するとするも、洪永年間の記載法に從へば入貢者三と記すべきであらう。本紀の記事の如きは全然入貢の趨勢を徵するに足らぬ。

第二節　第二期

尙眞・尙淸二代成化十三年以後嘉靖三十五年に至る間の使船及び新に發現した接貢船・迎接船・護送船等の遣船を、符文・執照を主として考査し次に表記する。

使船表其二　附護送・補貢船

派遣者	文書日付	船字號	勘合	船數	王舅	正議大夫	長史	使者	人員	使船の要目
中山王世子尙眞	成化一三、八、二〇	義	玄二一	一			梁應		三〇三	襲爵等
	同	禮	六	同				亞蘇	二一八	
	同	勝		同				達魯每		
中山王尙眞	一五、九、二六	義		同	馬怡世					謝恩等
	同	禮	一九	同		程鵬			二三四	
	同			●同			蔡曦			
	一七、八、一二			●同		梁應				進貢等
	同	禮		同			蔡曦			
	同	義		同				泰那		

一九、八、六	義	三九	一	程鵬			[illegible]七	進貢等
同	禮	四一	同		蔡璋		二八五	
同	安	四三	同			[illegible]	二二〇	
二一、八、一二	智	四九	同	程鵠			一九[illegible]	進貢等
同	禮		同		蔡璜			
同	義	五一	同			泰那	二九六	
二二、九、二五	仁	五四	同	馬審禮			二一一	謝恩等
同	安	五六	同		鄭玖		一九九	
二三、八、一一	智	六[illegible]	同	程鵬			二[illegible]六	謝恩等
同	義	六三	同			皮揚那	[illegible]七八	慶賀等
同	禮	六五	同			安丹慈	[illegible]六	謝恩等
弘治二、九、一二	智	七二	同	麻勃都			二五七	慶賀等
同	仁	七四	同	梁得			[illegible]六	
同	安	七六	同		梁能		二三二	進貢等
同	禮	七八	同			嘉滿度	二二六	
四、八、二一	智	八四	同	梁得			二五八	進貢等
同	禮	八六	同		鄭玖		二四一	
同	仁	八八	同			紀闍丹	[illegible]四〇	

同	安		同	砮楊那		）
六、八、二〇	安	九六	同	梁得	二六一	慶賀等
同	仁	九八	同	梁能	二六四	
同	智	一〇〇	同	鄔菩世	二八四	
八、八、一六	仁	一〇五	同	鄭玖	二二四	進貢謝恩等
同	智	一〇七	同	蔡賓	二三九	
同	禮	一〇九	同	闇那	二五五	
同	信	一一一	同	馬信尼	一一三	
一〇、七、一三	禮（安）	一一六	同	程璉	二六〇	進貢等
同	仁	一一八	同	梁能	二六四	
同	智	一二〇	同	沙普魯	二六一	
一二、八、三	禮	一二六	同	鄭玖	二三〇	進貢等
同	智	一二八	同	蔡賓	二一三	
同	仁	一三〇	同	安丹惹	二一三	
一四、八、九	禮		同	程璉		進貢等
同	智	一三八	同	梁能	二二七	
一七、七、一二	智	一四四	同	程璉（玖）	二八二	進貢等
同	禮	一四六	同	梁能（蔡賓）	二九〇	

一七、七、一二	仁	一四八	一			益沙每（馬咸）	二一九	
正德 一、九、二	智		同	亞嘉尼施				慶賀等
同	義	一五六	同	鄭玖			二〇五	進貢等
同	仁	一五九	同			馬寧久	一五〇	
二、八、一九	壽	一五九	同	程璉			一七二	進貢謝恩等
三、八、一三	福		同	梁能				
同	義	一六五	同		蔡遷		二〇八	進貢等
四、八、一三			●同	程璉				
同	仁（義）	一七一	同		陳義		一九九	進貢謝恩等
五、八、一九	壽	一七八	同	梁能			一九七	
同	康	一八〇	同		蔡遷		二〇二	進貢等
六、八、一三	福		同	梁寛				
同			●同		陳義			進貢等
七、八、一三	康	一九一	同		蔡遷		二二三	進貢等
八、八、七	義	一九三	同	梁能			二七〇	進貢等
九、八、一三	寧	一九八	同	署・長・陳義			二三三	進貢等
同	壽	二〇〇	同		蔡遷		二四八	
一一、九、一三	寧	二〇七	同	陳義			二七八	進貢謝恩等

	一二、九、一五	寧	二一〇	同		蔡遷	二五四	進貢等
	缺在り							
	嘉靖　二、八、一七 ×			●同	鄭繩			進貢謝恩等
	同	仁		同		金良		
	四、八、一五	仁	二三八	同		金良	一七九	進貢等
	缺在り							
中山王世子尙淸 ○	八、八、一五	天黄	六	同		蔡潸	一二五	進貢等
	同		七	同		邁志	九七	護送
	一〇、八、一二	天	一一	同	金良		一六二	進貢謝恩等
	一二、八、二〇	黄	一六	同	梁椿		一七一	進貢等
中山王尙淸 ○	一四、二、八	堤	二〇	同毛賛			一一二	謝恩等
	同			同		錢林	七〇	護送
	一四、一〇、二七		二五	同	林盛		九六	進貢等
	一六、八、二〇	黄	三〇	同	陳賦		一五二	進貢慶賀等
	同	宇	三二	同		蔡廷美	一三八	
○	一八、八、一	宙		同	梁梓		一二二	進貢等
	同			同		慈務	七八	護送
	二〇、一、二二		四一	同殷達魯			一六一	進貢慶賀等

二二、二、一	洪	四七	一	陳賦			一六一	進貢等
二四、一、一一	仁	四九	同		梁顯		一九九	進貢等
○同		五〔〕	同				九六	護送
二六、三、七	義	五三	同	陳賦			一八七	進貢謝恩等
同		五五	同		蔡廷會		一五五	（同上）
二八、二、一三		五八	同	梁顯			一五九	進貢等
同		六〔〕	同		蔡廷會		一五八	（同上）
三〇、八、一六		六四	同	蔡廷會			一七六	進貢等
同		六六	同		梁炫		一七七	（同上）
三二、三、一〇		六八	同		梁炫		一七七	進貢等
○同		六九	同			馬加尼	一八	補貢
三四、一、一〇		七二	同		梁頭		一六六	進貢等
○同		七〔〕	同			馬伍刺	九六	護送

備考　玄字一五九號の勘合號數に誤寫ありと思はるゝが、暫く其儘とす
○は護送・補貢船

接貢・迎接其他遣船表　其一

派遣者	文書日付	勘合	船數	正議大夫	長史	使者	人員	遣船の要目
中山王世子尙清	嘉靖一二、一、二一	黄一四	一	梁椿			一〇四カ	進貢船隻未レ還、導ニ消息一

	一二、八、二〇		●同	蔡廷美		迎接
中山王尚清	二一、九、一七	四五	同	呉　羅	一三三	側ニ聞明旨一、以慰ニ遠望一
	二七、一、二八	五六	同	馬普度	一〇四	接貢
	三三、二、一〇	七〇	同	賈満度	八一	調ニ査人船消息一

備考　嘉靖二十一年遣船に宙字號を使用せし外、字號船舉用の例はない。

使船に於いて、推定の場合の過程は前節に述べた如くである。符文・執照ともに毎使船に給與さるゝ事も既述したが、咨文同様に特旨を以て派遣船に附搭する人員に對しても附與される事がある。[1] 故に符文・執照は單に派遣船のみに給付される譯ではない。

嘉靖二十年以後嘉靖三十二年に至る使船並に補貢船の數は高岐の福建提擧市舶司志の記載と吻合する。唯嘉靖三十年度の使船二隻に就いて高岐の書に之を闕くは、後に補貢船の派遣もあつたから、或は中止されたのであらう。蔡氏家譜六世正議大夫廷會の條に、「嘉靖三十年辛亥八月十六日奉使爲ニ進貢一、正議大夫、同長史梁炫等赴ㇾ閩、時洋中逢ニ大風一、漂ニ到太平山一、阻風自ニ彼地一回ㇾ國」とあり、又七世朝器の條にも同時に存留在船通事として渡航せる同じ記載があり、彼は梁炫の船に從役したのだから、二船とも太平山（宮古島）より回國したのである。

毎使船の行の個々の目的は、咨文殆んど闕くを以て明瞭ではない。其第一條項を記し得るの

みであるが、概容は第一期も異なる所は無い。右の内弘治六年八月の慶賀とは同五年三月の立太子儀、嘉靖二十年一月の慶賀とは同十八年二月の立太子儀に對するものである。前者にては第一號船は皇帝、第二號船は東宮へ、各表箋並に慶賀進貢物を搭載したが、後者は一船で之を兼載してゐる。之は恰も弘治二年九月孝宗登極の慶賀進貢に皇帝・皇后に各一船を充當したるに比し、正德元年九月の武宗登極のそれには皇帝・中宮に一船を以て兼ね充てたると同樣であり、一起船數の減少を示すものである。

使船とは性質を異にして、福建迄の往渡を以て任を畢るべき派遣船が現はれた。

其一は先づ接貢船である。正德三年八月十三日付の執照に

琉球國中山王尙眞見爲二駕船回一レ國事、於二正德貳年一、差二遣正議大夫程璉等官一、坐二駕壽字號海船壹隻一、裝二載方物一、赴レ京謝レ恩進　貢、因レ見三本船缺二少官員一、今遣二使者麻美子・通事金良等一、順二搭進　貢義字等號海船一、前二往福建泊船處所管一、駕二壽字號船隻一回レ國〇下略

とある。(二九ノ五) 即ち正德二年進貢謝恩のため程璉等壽字號海船一隻に駕して渡航したが、官員缺少のため使者麻美子・通事金良・管船直庫三名及び稍水共一百六十二名を正德三年の使船義字號等の海船に順搭して福建に赴かしめ壽字號に駕して歸國せしむといふのである。之は接回京官

員のために人員の補給をしたので、船隻を發遣したのでない。然るに嘉靖二十七年には使者馬普度・通事陳繼成等をして一小船に駕し、前年の貢使陳賦等迎接のため派してゐる。（三〇ノ七嘉靖二七・一・）

八二

接貢船の何たるかを理會するため、康熙十七年再度之を許さるゝに至つた經過を簡敍しよう。順序として貢年の制限に就き一瞥する。成化十一年四月明では琉球使臣の非違を責めて以來二年一貢たらしめた。正徳二年武宗登極慶賀のため入京せる王舅亞嘉尼施等は毎歲一貢を請ふて之を聽された。然るに世宗卽位するや、嘉靖二年再び二年一貢に復し萬曆末年に及んだ。貢年の制限は勿論使船を對象とする。表箋進貢附搭物を齎す使船が、唯一の本來の通交手段たる事はいふを俟たぬ。此制限は大體に於いてよく遵守されてゐる。（一第四節・第二節參照）然るに萬曆四十年明では征繩役の結果琉球の負擔重からんとて十年一貢たらしめた。同四十一年以後も種々の名目にて派遣船はあるが、正常進貢の使船は無い。天啓三年五年一貢となり、崇禎七年二年一貢に復せられたるを以て、崇禎九、十一、十三年等それ〴〵貢期に當るとて使船を派してゐる。(2)然るに康熙初年、使船の閩に到るや赴京の諸員は次回の使船に便傷せしめ、其餘の者は春汛に渡航し其歲夏歸國せしめん事を請ふてゐる。其理由として揭ぐる所は（一）使船の多くの人役兩

歳の久しきに亙り滯泊し天帑を費消するは憚ある事（二）淡水（閩縣河口に宿泊す）に長泊するは船損傷し、琉球にては船材少くして困窮する事の二である。（一四ノ一五嘉靖九・一一・一三、一四ノ一七康熙一二・一〇・一五等參考）此要望に對して生れたものが卽ち接貢船である。之に附した咨文に

二年一次、朝貢、向例兩船貢件至閩、除赴京員役外、其餘人數、卽於本年夏迅回國、迄至朝京事竣、臣恐未員在閩無事虛糜天朝廩餼、且中間未値後次貢期、臣照例另遣一船迎接皇上勅書欽賞同貢使、一齊回國、遵行已久

とある（一例として一五ノ一〇康熙二七・九・一五）先に掲げた二の理由は同時に接貢船設置の理由たり得たが、琉球側の内面的なる契機は如何。一は人役の欠乏と之が活用の法にある。二は使船の保存も眞實であらうが、之も亦海船の貧窮なると其利用の法にある。正德三年使船に人役を附搭せしめて、發遣船の事なきは當時一年一貢制の際にて特に之を要しなかつたであらう。嘉靖年間二年一貢制となりて接貢船の出現を見たのである。

次に護送船がある。卽ち進貢方物を附送するための遣船である。嘉靖八年八月十五日付の執照に

琉球國中山王世子尙淸、爲附送進貢方物、及取遭風夷人歸國事、今遣使者過志・通事

林盛等一、率ニ領人稍一、撑ニ駕小船壹隻一、裝ニ載馬貳疋、硫磺伍千觔一、附送前來充レ貢、仍赴ニ福建市舶府一、告稟進收〇下略

とある。(二九ノ一八) 之には遭風夷人の歸國といふ副次の件もあるが、進貢物が使船のみにては足らざるを以て福建迄附送せるものが護送船である。護送船は嘉靖八年以來屢々行はれ、やがて恒例の如くなつた。當時の使船は琉球の造船が多く充用さるゝに至つたが、護送船は更に小型の土船である。使船が唯一隻を以てする時代となつて護送船が發現したのである。使船に必要なる人役と船隻との闕乏が、その直接の動機を成すは何人も容易に氣付く所であらう。嘉靖三十二年使船と共に小船を派遣し、馬・硫黃の進貢物を裝載したが、小船に附した執照に「於ニ嘉靖參拾年一、例當ニ貢之年一、切緣ニ本國缺ニ乏船隻一、以致レ失レ貢、爲レ此特遣ニ使者・通事陳繼成等一、齎ニ捧咨文壹通一、坐ニ駕本國小船壹隻一、裝ニ載馬肆疋・硫黃伍千觔一前來補貢」とある。(三〇ノ一四) 既述の如く高岐の書に三十年の使船を缺いてをり、同年の進貢を中止したのであらう。之は前貢年の進貢物を補貢するもので、補貢船とも稱すべきであるが、護送船と全く性質を同じくするものである。

第三に迎接船がある。通說には嘉靖三十九年尙元の封舟を迎接するため長史梁炫等を派した

るを以て其始めとする。然るに陳侃の使琉球錄を按ずるに、嘉靖十二年十二月福州へ琉球より進貢船の到着せるを記し、次いで「又報、琉球國船至、乃世子遣長史蔡廷美、來迎、則又喜、其不必詢諸貢者、而有爲之前驅者矣」とあり、又看針通事一員、稍人三十人の來れるを記してゐる。前者は同年八月二十日付の執照を齎せる正議大夫梁椿の黄字號船で、翌年三月には入京奉表進貢を畢へて宴を賜つてゐる。（嘉靖十三年三月戊辰）蔡廷美の船は即ち勅書天使の迎接船であつて、此船に附與された筈の執照は喪はれてゐる。迎接船なるものの創始は、明の琉球通交態度も漸く消極化し警戒的となれる折、特に事大の意を示したものと見えるかも知れぬが、從前は二・三隻の使船あつて封舟と同行したのである。封舟に登駕すべきものを便駕せしめる餘裕もあつた。二年一貢制の下にて、小土船をして迎接せしむる要も生じたのである。

其他に特別の目的あつて福建へ往遣した船がある。使船等の回還せざるを以て調査のため發遣せしものゝ如き是である。[3]

接貢船以下の諸船は福建への往渡を以て目的を完了するのであつて、執照は附與されるが、符文は給されぬ。然し護送船にあつては進貢物を附送する點で、使船要務の一端を負ふのである。故に符文は特に給されぬが、同起の使船に附した符文・執照に「今特遣其勇毛實同長史蔡

瀚等一、齎二捧表文壹通一、坐二駕埕字號船及小船共貳隻一」といふ如く、護送船の裝載貨をも併記する。されば護送船の執照の喪失せる場合も、同起の使船の符文・執照存すれば其有無を推知し得る。

進貢物並に附搭貨貿易を問題とする場合、對象とすべきは使船並に護送船である。右の表に基き本期に於ける使船・護送船數は左の如くである。

尙眞	成化一三—嘉靖五、内正德一二—嘉靖一を除く（文明九—大永六、内永正一五—大永二を除く）	四五箇年	六七隻
尙清	嘉靖六—嘉靖三五、内嘉靖六・七を除く（大永七—弘治二、内大永七・享祿一を除く）	二八箇年	一九隻
	護送船		六隻

皇明實錄によるに正德十三年には、同十二年九月の符文・執照を齎せる長史蔡遷等到り、同十五年長史金良等、同十六年使者椰馬度等、嘉靖元年王舅達魯加尼等世宗の登極を慶賀のため入貢してゐる。之より二年一貢制となり嘉靖三年長史金良等到り、同起の正議大夫鄭繩は漂流して翌年入京した。又嘉靖六年は貢年に當り、且尙清の告訃請封の遣使があつた筈で、實錄には七年其入京奉表進貢等のあるを俟つて記載さるべきであらうが、余の通覽した内閣本には漏れてゐるやうである。されど陳侃の使琉球錄に「戊子（嘉靖七年）世子尙清表請レ襲レ封」とあれば、

其事疑なく、遣使鄭繼等は歸途風に遭つて漂沒した。

二年一貢制の成化十三年以後正德元年に至る三十年間の使船四十九隻で、一起三隻餘となる。之を前期の內明確なる分三十一年八十一隻の使船、卽ち一年平均二・八隻弱に比すると餘り增加してゐない。從つて年平均に一・八隻强の派遣となり、尙眞の代前半期には年平均一隻の減少となる。次に一年一貢制の正德二年以後同十二年に至る十一年間使船數は十五隻で、年平均は前半期に比し稍や少い。尙淸の代嘉靖八年以後同三十五年に至る二十八年間使船數は十九隻之に六隻の護送船を加ふるも計二十五隻である。二年一貢十四回で、一起平均一・八隻弱、年平均は〇・九隻弱となり尙眞の代に比し半減してゐる。此事は進貢附搭貨貿易の趨勢にも大なる關係を有つが、すべて第五章に讓る。

使船の減少は海船並に人役の減少に直接に表裏の關係にあるが、之亦第三章に考敍する。接貢船・護送船等、小型土船と僅小の人役とを以て充用し得る派遣船の出現するも此點に起因する。其他の福建渡航船は各獨自の目的を有つとはいへ、猶之と同種の要務をも荷擔し得る事を豫想し得る。

遣明の使船々舶の如きは同時に日本々土・南海諸國の貿易にも擧用した。本土に對する具體

的の狀勢は不明であるが、南海諸國に往易せる船數の消長は又略ぼ琉明間のそれに照應する。

(1) 大行皇帝に進香のため王舅麻勃都等の船に順搭した使者馬仁・通事蔡賓等に附與した符文（二・四ノ二 弘治 二・九・一三）冊封使陳侃等の歸國に際し、封舟に駕し護送した都通事林盛等に給付した執照（二・九ノ三二 嘉靖 一三・八・一一）の如きそれである。

(2) 三年兩貢なる語があり、二年一貢の使船に接貢船を加へてかく稱する如く一般に解される如くである。然し之は誤解であらうと思ふ。接貢船は使船と同一に扱はるべきものでない。二年一貢の使船に翌年の接貢船を加へるならば、一年一貢といふべきで、三年兩貢では事實が合はぬ。三年兩貢の語は萬曆末年の文書以來使用せられてゐるが、明にあつては二年一貢と稱し、かくの如き用語はない。崇禎七年以後康熙十七年迄、二年一貢で接貢船は派遣されなかつた。而も此間の文書に「先祖太祖高皇帝舊典欽定、臣國三年兩貢」とか「三年兩次朝貢、載在會典」等と記してゐる。されど會典には二年一貢と記し、三年兩貢とはいはぬ。然し之によつて、二年一貢を指して、琉球では三年兩貢と呼んだ事實は明瞭である。按ふに、第一年、第三年に進貢する意味でかく稱したものか。

(3) 明末期に廣東入貢の諸國船にも護送船なるものがあつたので例せば華夷譯語暹羅館來文に「差船進貢一隻船護送一隻船引水一隻船八櫓一隻」とある。護送船は進貢船を護送する軍船とも解し得ようか、清代に同じく、暹羅の進船に護貢船があり、本來の意味は琉球の護送船によつても解釋されよう。されど當時廣東では琉球の貢道たる福州とは異り、貢船附隨の商舶抽盤の制が布かれ、右の護送船なるも

のは實質的に貿易を目的としたらしい。清代に護貢船の他に探貢船なるものあり、之は琉球に所謂夷情夷船探査のため派遣せる船なるものか、本來の意味を成すのであるか、之も當時は實質的に貿易船であつた。順治八年の制に「正貢船未レ到、護貢、探貢等船、不レ許ニ交易一」とある。（大清會典事例巻五百九十八）猶第三篇第一章第二節二の註參照。

第三節　第　三　期

尚元・尚永二代嘉靖三十六年以後萬曆十六年に至る間の使船並に接貢船・護送船・迎接船等を符文・執照特に主として執照に據つて考査すれば次の如くである。

使船表其三　附護送・補貢船

派遣者	文書日付	船字號	勘合	船數	王舅	正議大夫	長史	使者	人員	使船の要項
中山王世子尚元	嘉靖三六、二、九	宇	二一	一		蔡廷會			一三四	進貢謝恩等
	同		四	同			蔡朝器		一三四	
	三八、九、二五		一〇	同		蔡廷會			一二〇	進貢謝恩等
○	同		一一	同				馬宜志	一〇〇	護送

中山王尚元		四、九、一三		一六		同	源德				一六三	進貢謝恩等
		四二、二、一五		二〇		同		鄭憲			一五〇	進貢等
	○	同	×		●	同						護送
		四三、二、二二		二二		同				湯嘉寧	一一四	補貢
		四四、二、二二		二五		同			梁灼		一一二	進貢謝恩等
	○	同		二六		同				吳相旁	九八	護送
		四六、二、一七		三〇		同			蔡朝用		一一三	進貢謝恩等
	○	同		三〇		同				華阯	八四	護送
		隆慶 二、二、二三		三三		同	翁壽祥				一七〇	慶賀等
		三、二、一五		三七		同	毛廉				一五二	進貢慶賀等
	○	同		三八		同				馬沈希	八一	護送
		五、二、二一		四二		同		鄭憲			一三五	進貢謝恩等
	○	同		四三		同				栢全	八三	護送
中山王世子尚永		七、二、二四		缺く	●	同		鄭憲				進貢謝恩等
	○	同		三		同				馬納里	七二	護送
		萬曆 二、二、二〇		六		同	馬忠叟				一七・	慶賀等
		三、二、二八		九		同		蔡朝器			一一〇	進貢等
	○	同		一〇		同				吳駿	七二	護送

	○ 三、一二、二一	一二	一				五四	補貢
	五、三、三	一四	同		梁灼		一〇三	進貢謝恩等
	○ 同	一五	同			馬武良	七二	護送
中山王尙永	七、一二、一二	二三	同	馬良弼			一六三	進貢謝恩等
	○ 同		同					護送
	九、二、一六	二五	同		梁燦		一〇七	進貢等
	○ 一〇、二、二四	二七	同		署都通・鄭禮		七三	補貢
	一一、二、三〇	二八	同		梁灼		一〇四	進貢等
	○ 同	二九	同		署都通・鄭禮		八一	護送
	一四、九、二一	三〇	同		署都通・梁應		八九	進貢等
	○ 一四、一一、×		●同					補貢
	一五、三、五	三七	同		鄭禮		一一六	進貢謝恩等

接貢・迎接其他遣船表　其二

派遣者	文書日付	勘合	船數	正議大夫	長史	使者	人員	遣船の要目
中山王世子尙元	嘉靖三七、一、二一	字×	一			馬加泥	一四九	接貢
	三七、一〇、一〇	六	同		梁炫			迎接
	三九、一〇、二九	一二	同		梁炫		一五二	迎接
	四〇、一、二六	一四	同			馬寧久		

中山王尙元	四一、二、一九	一八	同	馬南北	七二	探㆓聽大使船隻回朝消息㆒事
	四一、一〇、一五	一八	同	馬三路	八一	右同
	四五、二、二七	二七	同	吳蒙達	六四	接貢
	同	二八	同	麻加寧	五五	接貢
	隆慶 二、二、二三	三五	同	馬南北	七五	接貢
	四、二、一五	三九	同	馬佳尼	一二六	探㆓聽朝京官員消息㆒
	六、一、二八	四四	同	馬至遠	一四〇	接㆓回大學讀書官生㆒
中山王世子尙永	萬曆二、閏一二、三	寅 七	同	馬慶	六四	探㆓聽進貢船隻未㆑還㆓本國㆒
	三、一二、二一	一一	同	梁燦	一二八	還㆓奉勘合㆒襲㆓封王爵㆒
	六、四、一四	一七	同 梁燦		九九	迎接
中山王尙永		三九	同	馬達路	一〇六	保㆓全夷命㆒以慰㆓遠望㆒

備考　迎接船人員には導賀封舟人員を加へず。

隆慶七年の使船の符文・執照何れも亡佚し、護送船の執照のみ存する。（三一ノ八）萬曆二年閏十二月使者馬慶等をして使船未還のため探聽の目的を以て渡航せしめたるは「萬曆元年（隆慶七年）貳月內、差㆓遣正議大夫鄭憲、與㆓同使者等官、坐㆓駕海船壹隻、裝㆓載方物、捧㆓表箋文、進貢、請㆓封天朝、至㆑今未㆑見㆓回還㆒」といふためであつた。（三一ノ一二）

嘉靖四十二年の護送船の執照を缺くも、同起使船の符文に明記さるゝ事は既述の如くであり、且翌年の補貢船の執照に「嘉靖肆拾貳年適當ニ貢期一、特遣ニ正議大夫鄭憲等一、齎ニ捧　表文壹通一、坐ニ駕本國小船貳隻一」とある。(三二ノ二二) 此四十三年の補貢船は前年の護送船が海中にて不明となり、王舅源德等の歸國の結果貢儀の缺少せるを知つて、馬・硫黃を裝載渡航せしめたのである。萬曆十四年補貢船の執照は無いが、年次不明の保ニ全夷命一、以ニ慰ニ遠望一ために派遣した都通事金仕歷等に附與した執照に據つて、萬曆十四年十一月金仕歷等補貢船に駕して渡航せるを知る。金仕歷等は回還せるも先に使せる梁應等歸到せざるを以て、再び彼をして出發せしめたのである。此執照は恐らく萬曆十六年春のものであらう。

尙元の封舟迎接船は嘉靖三十七年・同三十九年兩度渡航したが、封使郭汝霖等は初め三十八年渡航の豫定であつて、海寇の難等のため遲れたのである。三十七年冬迎接船に駕して福州に到つた長史梁炫等は柔遠驛にあつて盡く盜掠を被つた。(郭汝霖使琉球錄)

使船の渡航は尙淸頃より春汛を利する事が多くなり、(第三章第五節參照) 二年一貢の制は依然として略ほ遵守されてゐる。隆慶二年・萬曆二年は期に當らぬが、新帝登極の慶賀進貢であつて、特に認容されたものであらう。使船數は尙元・尙永二代三十二年間に十九隻であり、護送船・補貢船

が十四隻に達する。かくて護送船の件隨が殆んど常態となつた事を知る。兩者を合して年平均約一隻である。

此期には接貢船の數が著しく增加してゐる。接貢船の性質は前節に説ける如くであるが、猶事實の説明を以て補足しよう。正德三年には接回京員のため人役を派遣したのみであつたが、嘉靖二十七年の遣船では、前年の使船義字號等の二船に駕した正議大夫陳賦等は既に閩より上京し、餘の人役等は義字號船に乘じて前年夏に歸國したので、陳賦等を接回するため小船一隻を派したのである。即ち「將㆓多餘稍㆒、先令㆔義字號船乘載㆓回㆑國㆒」とあり、「正議大夫陳賦・使者馬讀古・通事梁炫帶㆓同人伴元壽眉等㆒、齎㆓捧　表箋㆒、赴㆑京、無㆑船、難㆓以回國㆒」といふのである。護送船にあつても使船と共に、其歳夏歸國するものが多かつたと思ふ。嘉靖三十二年春汎で、使船・補貢船の二隻が渡航したが、同年夏に回國しなかつたので、翌年の春を俟つて船を遣つて其消息を詢査せしめた事がある。(三〇ノ一五　嘉靖三三・二・一〇)嘉靖四十四年に使船一隻護送船一隻であつたが、翌年春に二隻の小船を接回のため渡航せしめた事もある。(三〇ノ三六　嘉靖四五・二・二七)然し護送船には赴京員駕せず、本來福建渡航を以て任を畢へるのであるから、當年の回還に對しても接貢船を要しなかつたであらう。

此期に於いては又接貢・護送等の他に福建に往渡した船が多い。之等は臨時の要務を持つたのであるが、此種の渡船あつた際は接貢船を略した事が尠くないから、或は同時に之に代行し得たものではあるまいか。

第三章　琉球船の組織及び渡航

第一節　船　舶

使船〇進貢船に就いて、中山傳信錄卷六舟の條に「前明洪永中、皆賜二海舟一、後使臣請下自備二工料一、於二福州一改造上、今本國舟工、亦能自造如レ式」といへるは大略其事實を失はぬものと思はれる。皇明實錄洪武十八年春正月丁卯の條に「又賜二中山王察度・山南王承察度海舟各一一」とあるが、海舟賜與の記載の初見である。當時琉球にては造船の材料・技術ともに、遠洋の大船造營に對し殆んど不可能であつたに相違ない。明初、特に成祖の時代四隣諸國に朝貢の形式の下に來貢を求めて頗る積極的の態度に出で、海舟の賜與も屢〻あつたのである。日本々土の如き、

當時既に大海舟の造營技術に相當の進歩を遂げたるものにすら、永樂二年猶海舟二隻を贈つた。かくの如きは中華に朝貢するために使用すべき物件として頒賜物の一に加へたに過ぎぬであらう。琉球にあつては王國の發展が海外通商の隆興とともに啓かるゝに際し、海舟の頒賜を頻に申請したに相違ない。

正統四年三月初六日付の尙巴志の咨文に

洪武・永樂年間、數有二參拾號船一、遞年往來、多被二破損一、止存二海船柒隻一

とある。一七ノ七號船とは船字號を附せる明朝賜與の海舟であつて、洪永年間三十隻を數へたといふ。洪熙以後の咨文に據るに、仁字號海船は永樂十五年浙江省瑞安戶所の海船を、洪字號海船は同十六年福建の海船を各撥與されたものといふ。又荒字號海船は永樂年間より使用すと記してゐる。

洪熙元年長史鄭義才等を派して、使船永字號等の二船は連年海洋を經涉して船身損毀し梖櫃損壞し、琉球にては物料艱難にて修辦し得ず、洪永年間の事例に照し修理せしめられん事を請ふた。之に對し明では翌年海舟一隻を頒つた。同じく宣德四年使者佳期巴那等を遣り仁字號海船の修理を求めて、福建の鎭東衛より安字號海船を撥與され、同六年漫泰來結制等を遣り荒字

號海船の修理を乞ふて、福建より順字號海船を給された。然るに右の安字號海船は既に多く海蟲蛀を被り船身を損して滿水し、桅檣損壞する狀態で、最初に使船に充てた宣德六年に、使者阿普尼是等を遣つて修理を乞ふたので、浙江都司金鄕衛の海船を與へられた。順字號海船は原は福建都司永寧衛金門千戸所の所屬であつたが、之又相當年歷を經たものであつて、撥與後四箇年の宣德十年には使者伍是堅等を遣つて本船損壞し海蟲蛀船底を損する理由で修理を求めた。此船は正統三年十月使船として那覇港を出て、馬期山（馬齒山か）で難破したので、翌年其事を告げて海船一隻の撥與を請ふてゐる。

尙巴志時代に使用された海船の船字號及び其使用期間の知らるゝものを次に揭げる。

永	洪熙一―正統四	仁	洪熙一―宣德四	盤	洪熙一―宣德六
恭	洪熙一―正統三	荒	宣德一―宣德六	洪	宣德三―宣德六
天	宣德三―宣德九	地	宣德四―正統四	義	宣德六―正統四
安	宣德六―正統五	猛	宣德七	勇	宣德九―正統五
順	宣德一〇―正統三	也	正統二		

南海諸國に派遣した海船に就いて見れば

仁　洪熙一	義　洪熙二	勝　宣德二
盤　宣德三	洪　宣德四	恭　宣德七
勇　宣德八—正統三	順　正統二	安　正統二—正統四
永　正統三		

となる。以上の内にて安・順の兩字號船は宣德五・六年に撥與され、別に宣德元年頒賜の船字號不明の海船一隻がある。猶洪熙元年に山南王他魯每が使者謂慈滓也等を遣り恭字號海船の修理を請ふたが、之に對し一船を頒たれたものと思ふ。船の修理を請ひたる場合、當時一船の撥與あるを例としてゐるが、同時に可能なるものは修理したのである。仁・荒兩字號船の如きは其後使船として渡航した明證を欠く故廢棄されたのかも知れぬが、永・安・恭字の三船の如きは其後も航渡してゐる。かくの如くして尙巴志時代に船字號の明かなるもの十五隻存する。正統四年三月の咨文に「止存海船柒隻」といへるは洪永年間撥與の三十號船中殘存せる數をいへるものであらうが、十五隻中に宣德以後の撥與たる四隻（の内順字號船は正統三年三月難破した）廢棄を想像さるゝ二隻を除き猶九隻殘るが、其内に猶洪熙以來の撥與にかゝるものがあるのであらう。

尙忠以後尙圓に至る使船に就いては、前述の如く符文・執照殆ど無く、咨文の脫漏も尠くな

いが、此間知らるゝ船字號及び使用期間は次の如くである。

●義　正統六—成化　九	●永　正統六	●地　正統六
●恭　正統六—成化一〇	●勇　正統七	●勝　天順七—成化一一
●安　天順八—成化　一	徳　天順八—成化　八	福　成化三
智　成化六	壽　成化八—成化一二	禮　成化九—成化一二
寧　成化十二		

又南海諸國通交船に於いては

●安　正統六—成化一	●永　正統六	●恭　天順七
●勝　天順八	讀固至麻魯　成化一	

がある。(●印を附せるは前代以來の船)宣徳九年三月の咨文に義字號海船を巴年之船と記し、同起の船字號不明の一海船を小梯那之麻魯とある。一六ノ二一　天順七年八月の表文に一號船を右麻沙里勝字號と記し、一二ノ一八　同八年八月の咨文には、恭字號を控子羅麻魯船・控之羅麻魯船、安字號を吳羅麻魯船、徳字號を徳固之麻魯船と記してゐる。一七ノ一五、四一ノ一、四一ノ二　吳羅麻魯船は成化元年暹羅に赴いた吾剌麻魯船と同じく、四一ノ六　勝字號を右麻沙里といひ、讀麻査理船、杜固麻沙里船とも記してゐる。七一

ノ一六成化一・八・一五、四一ノ五天順八・八・九 徳岡之麻魯は讀岡至麻魯に等しく、岡志羅麻魯一七ノ一六は控子羅麻魯ではあるまいか。麻魯は恐らく丸で船字號に對し琉球名を附したものと思はれる。[1]

正統九年來到した長史梁回等に海舟一を賜つた事は實錄にも記されてゐるが、其後海舟撥與の事は明側の史料にも見えず、琉球側史料にも脫漏は多いが徵知すべきものはない。

正統六年四月使者阿普斯古等安字號海船に駕し滿剌加に赴かんとし、福建の海上にて風のため檣椇を損失して福州府閩縣に漂至したので、都布按三司等は該船裝載の磁器等を福州府大儲縣庫に收めた。阿普須古等は自ら物料を備へて原船を修理して爪哇に赴き又三司等の領去せる護船の軍器の返還を請ふた。明では原收の器物を給與し「自修二物料一修レ舡完日」に起程を催促し本國に回還せしむる事とした。船の修理を畢へて翌七年夏に歸國したものと見らるゝ。琉球では阿普須古等の報告を得て、同年九月の使船に附して護船の軍器の返還を求め、使者明泰等に給付されん事を請ふた。(一七ノ一三正統七・九・一、正統六年閏十一月己亥) 成化七年九月滿剌加に赴ける海船が歸途七州洋にて難破し、稍人等も溺死する者多く、通事林昌等一百二十六名板を浮べて登岸し、廣東三司官の驗實を受けて福建に送られ、成化八年秋渡航せる王舅武實等は赴京具奏して禮部より皆字五百三十七號勘合を受け「自備二物料一、雇二債工匠一補二造船隻一」以て回國を許された。又成化九

年九月の寄文等を齎し渡航した使者沈満志等の歸國報告に據れば、通事紅英・使者王寶等の駕した暹羅國派遣の海船は歸途廣東外洋に遭破し、福建地方に漂到して所在官司の存恤を受け、恰も沈満志等は赴京奏上した結果、例に准依し自ら物料を備へて船隻の補造を許された。二八ノ六成化一二ノ二五成化一五・九・二 此新造船は寧字號で、翌十年九月に廻航のため使者馬勘比等が派遣された。一〇・九・三 成化十五年満剌加に往易した使者沈満志が翌年夏回還に際して、成化十六年二月日付の満剌加國王咨文と共に附託された樂作麻拿の書に「開得、寶船一隻、打二在交阯一失水、與二交阯人一相杀(殺)鬪得、樂作麻拿、差二使小船一隻一、前二往古城地面一、根尋、得レ着(看カ)下止有二人口二名一、不二其日久二一名病上」とあるが、此難破船は恐らく成化十一年の發遣であらう。成化十四年三月戊子、三九ノ一〇

之等は南海諸國通商の途難破損亡せる海船の修理或は補造である。然し使船にあつても同じく自ら船材を備へ、工匠を傭ふて修理造營を行つた。景泰元年五月禮部は琉球國通事程鵬が歸國後暹羅に往易せんとするも、途風に遭ひて破船し回還する能はず、賞賜の綵幣等を以て材料を購入し工匠を傭ひ造船せん事を請へるを以て、文を福建三司に移して自造を許し軍民を侵騷するを戒禁せん旨を奏申し、聽許された。景泰元年五月丁卯 景泰二年にも使臣察都等回還に際し船を缺くとて福建にて造船を請ふたが、當地方は賊禍を被り難窘すとて進貢通事李敬等の歸還の日に順

搭回國せしめた。景泰二年春正月乙卯 同六年に入貢せる王姪尚伯禮等は蘇州にて釘麻等の物料を買辦して海船を修理せんとしたが、禮部は民を騷擾するを恐れて許さゞらんとした。景帝特に之を許したといふ。景泰六年三月己丑

正統・天順間の史料に脱漏はあるが、成化十二年に至る間知らるゝ船數尠くとも十三隻、內七隻は前代來のものである。破棄船の明かなるもの五隻、同じく撥與新造四隻、成化以後に福・德・智・禮・壽・寧の各字號が使用されてゐる。成化七年以後の新造船の明證あるもの二隻、內一隻は寧字號で他は禮壽字號の何れかであらう。

次に尚眞時代の使船に就いて左に擧げる。

●義　成化一三—正德八	●禮　成化一三—弘治一七	●勝　成化一三
●安　成化一九—弘治六	●智　成化二一—正德一	●仁　成化二二—嘉靖四
信　弘治八	●壽　正德二—正德九	●福　正德三—正德六
康　正德五—正德七	●寧　正德九—正德一二	

此期の史料にも多少の喪失せるものがあるが、船字號は大體盡し得たるものと思はれる。猶南海諸國通交船の分は正德四年以後の執照のみ存してゐる。

●寧　正德　四―正德一五　　康　正德四―正德　八　　信　正德　四―正德一五
●義　正德　五―正德　九　　●壽　正德八―正德一一　　●福　正德一三
●智　正德一六―嘉靖　五　　●仁　嘉靖五

弘治十六年廣東守臣より、琉球使人吳詩等の駕船滿剌加に行かんとして難破し、詩等一百五十二人海南に漂到したる事を聞したので、孝宗命じて詩等を福建に送り本國貢使の歸還の日を俟ち去らしめた。（弘治十六年十月辛卯）嘉靖二年秋冬琉球を出帆せる正議大夫鄭繩の駕船は難破したらしく、長史金良等のみ翌三年入京し、鄭繩は四年に至つて漸く到つた。之より先嘉靖元年二月使者馬三魯等寧字號海舟に駕して暹羅に往易し、翌年五月歸途漳州外洋にて難破し三百餘人は溺死し、蔡瀚等三十餘登岸した事があつた。（桂州奏議卷之五）成化二十年入貢せる正議大夫程鵬は永樂年間賜與の船は破壞し盡して、唯二隻を存するのみ故、自ら物料を備へて福建にて補造せん事を請ひ一隻の造船を許された。永樂以來の三船とは多分、仁・義・安の三字號船であらう。正德二年武宗登極を賀して入京せる長史蔡賓は自ら工料を備へて貢船二隻を修造せん事を請ふたが、禮部は議して鎭巡官をして實査せしめた結果必しも改造を要せずといふ事であつたが、先に一年一貢制に復して寛容を示した武宗は、又二船を拆却して補造するを許した。

以上の如くして偶〻知り得らるゝ難破廢棄の船數は寧字號他四隻、新造船が三隻であらう。此新造船は成化二十年信字號、正德二年康字號他一隻と推定し得ようか。

尙淸時代には使船の他に接貢・護送等の造船多く現はれるが、船字號海船の使用は使船に限られ、それも嘉靖二十六年を以て最後とする。

天　嘉靖　八―嘉靖一〇	黄　嘉靖一二―嘉靖一六	埕　嘉靖一四
宇　嘉靖一六	宙　嘉靖一八―嘉靖二一	洪　嘉靖二二
●義　嘉靖二六	●仁　嘉靖二四	

南海諸國通交船では

●義　嘉靖　八	地　嘉靖八	天　嘉靖　九―嘉靖一二
宙　嘉靖一六―嘉靖一九	宇　嘉靖一七	洪　嘉靖二〇
●仁　嘉靖二三		

天・地字號は尙巴志・尙忠時代にあるが、同一船と見ざるが穩當である。嘉靖七年告訃請封のため入京した正議大夫鄭繩の駕船は歸途漂沒した。同十年秋冬琉球を出帆した天字號海船は十一年内に歸國せず、翌年春詢查のため小船を出してゐる。然し天字號は十二年に暹羅に渡航

してるから異狀はなかつたのである。嘉靖十九年に入貢せる長史梁椊等は海船両隻を補造して續貢に便にせん事を請ふて許された。此際迄に幾船か失はれたのであらう。

使船以外の遣船は、すべて本國小船と記し、船字號はない。尙清の末期以後の使船も船字號を缺く。萬曆三年春渡航の使船及び護送船を土船二隻といひ、（一三ノ一六）同二十八年以後の符文等にも使船等を指して土船と明記するものが多い。船字號なき船は琉球にて造營したるものと認められる。僧袋中の琉球往來に「一、遣船者任材木出所、大嶋可申付、板厚薄、釘大小、梁強弱、材木直、木橋・帆・篷等」とある。此文は慶長十年（萬曆三十三年）頃かゝれたものである。船材は松樹を主とした。（一四ノ一五）使船及び其他の遣船には大小の差は容易に推定し得るが、船型の類差は明かでない。萬曆二十二年冬北京兵部より差委の錦衣衛指揮史世日本に奉使し漂到せるを以て、予灞等をして護送せしめたが、此土船に附せる咨文に「鳥船」とある。（二七ノ二）後代のものであるが傳信錄に「貢船式、略如福州鳥船、船桅施櫓左右各二、船長八丈餘、寬二丈五六尺（中略）今本國舟工、亦能自造如式」とある。之に據ると戎克の一種たる鳥船が造られた如くである。[2]

尙巴志の洪熙以後尙圓に至る五十二箇年、尙眞の五十箇年の略ぼ匹敵せる期間の使船船字號を計ると、前者に尠くとも二十一隻、後者に十一隻となる。而も史料の喪失は前者に遙かに多

い。尚眞以後土船の使用された事は、船字號船の減少と相對の關係にある。

之を造船の立場よりいへば、大略尚巴志時代迄は明船撥與の時代、以後尚清の前半期頃迄は自費を以て福建にて修造せる時代、爾後琉球造船時代となる。此過程は即ち明の通交態度の退嬰化を示すものであり、又海舟の撥與、修造を頒賜並に恩惠として進貢物件に對應せしめる點より觀れば、かゝる形を以てする貿易の衰亡ともいへる。然し明の造船技術の輸入に依る琉球の造船術の向上は半ば餘儀なくされたであらう。[3)]

(1) 麻姓家譜に

三世眞福、正德元年丙寅八月十日爲二進貢一、王舅亞嘉尼施・正議大夫鄭玖・長史蔡賓、赴二于中華一之時、爲二勢遣富御船之官舍一到レ閩、

四世眞盛、嘉靖二年癸未八月二十六日爲二進貢謝恩一、正議大夫鄭繩・長史金良、赴レ閩之時、爲二寶丸御船之官舍一到レ閩、

嘉靖十六年丁酉八月二十日爲二進貢事一、正議大夫陳賦・長史蔡廷美赴二中華一之時、爲二世續富御船之使者一到レ閩、嘉靖二十二年辛丑八月十日爲二勢治荒富筑登之役一赴二南蠻一

とある眞福は麻普都と同人とせば勢遣富は義字號海船にて、寶丸は或は鄭繩の駕せる船字號か明の船かと思はれ、世續富は黃字字號の何れかに當り、勢治荒富は仁字號海船であるまいか。混効驗集に御

船の事として「ゑそこかすすみおうね」「たまのきみのかい」「すけとみのおやおうね」「せぢあらとみ」等を擧げてゐる。

(2) 元福州東瀛學校長野上英一氏が閩江の各種の船に就き實測の結果を記された所に據ると、鳥艚船の長一〇四尺・幅二三尺・深九尺・檣三とある。（[illegible]）山東船・鳥槽船・猫檔船を俗に山東船ともいひ、戎克と呼ぶ。（昭和十二年刊福州攷七〇頁）

(3) 遺老說傳、進貢船の條に「往昔之世、本國之人、不レ知レ製二造貢船一、若貢船敗壞、恒往二福建一、題二請補造一、以致二往來一、至二于中世一那覇邑有二一老翁一（其名不レ傳、俗呼二石垣殿內翁一）於二本國一始造二貢船一云爾」とある。

第二節　乘員の構成

洪武永樂年間明の史料に見ゆる所に從へば、琉球の使臣は其稱呼より推して多くは琉球人であつた。後に王舅・正議大夫・長史・使者と整備された一列の使船役官に當るものを使臣と總稱すれば、かゝるものは琉球人が主であつたと思はれる。然し明との通交には通事・笥師・舵工等に於いては明人を必須とするは當初より疑を容れぬ。かゝる明人にて次第に重用せられ、琉球の國政に參與する者あると共に、使臣たるの位置に至る者も尠くなかつた。永樂元年既に

長史に任じ、同九年國相を兼ねた王茂、洪武初年通事に役し、同二十七年千戸となれる葉希尹、之と同じ途を辿つて二十九年には典簿、永樂九年には既に長史となり、此歲國相を兼ねて致仕せる程復の如き是である。王相・長史は本來同一の王相府・王府の官を移して授與されたものであつたが、長史は明人の專管となり而も外交に專從する事となつた。

洪熙以後次第に琉明通交を殆んど專掌するに至つた所謂閩人の歸化問題が一應顧慮されねばならぬ。

所謂三十六姓撥與に關する記錄上の初見は嘉靖十三年撰の陳侃の使琉球錄で、「故特賜以閩人之善操舟者三十有六姓焉、使之便往來、時朝貢亦作指南車之意焉耳」とある。嘉靖末の鄭若曾撰琉球圖考に「太祖嘉其忠順、賜符卽（印カ）章服及閩人之善操舟者三十六姓、令往來朝貢」とあるも、同書の琉球に就いての他の記事とともに全く使琉球錄に據つたものである。同四十三年鄭曉撰の吾學編琉球の條も殆んど使琉球錄を寫したに過ぎぬが、「賜閩人三十六姓善操舟者、令往來朝貢」の句を洪武二十五年の「中山遣子姪及其陪臣子弟、入國學、上嘉禮遇獨優」の記事と、永樂二年の「察度卒、詔封其世子武寧嗣王」の記事との間に挿入してゐる。卽ち使錄が單に太祖時代の賜姓を記して年次を示さざるを以て、太祖時代の事項の末に錄し

て、成祖時代のそれを以て承けしめたに過ぎぬ。萬曆大明會典卷之一百五、萬曆末の皇明世法錄卷八十、閩書卷之一百四十六島夷志の記載は全く之と同斷である。萬曆十年の嚴從簡撰の殊域周咨錄卷四琉球に洪武三十一年亞蘭匏入貢の記事に次ぎ「上賜二王閩人之善操レ舟者三十六戶一、以便二貢使行人來往一」と記し、次で永樂の記事に及べる理由も同樣である。萬曆十四年撰の續文獻通考卷二十九土貢二は太祖時代の最後の記載たる洪武二十九年春山北來貢の事に次いで「帝以下琉球修レ職勤上、賜二閩中舟工三十六戶一、以便二貢使往來一」とし、惠帝嗣位後も三王奉貢絕えずと記してゐる。明史藁・明史の記事は續文獻通考の辭句を踏襲したに過ぎぬ。

然るに萬曆八年の冊封副使謝杰の使錄に「洪永二次、各遣二十八姓一、多閩之河口人、合レ之凡三十六姓」中山傳信錄卷三所引となすは稍や異說といはねばならぬ。萬曆三十四年王舅毛鳳儀等を遣つて禮部に齎さしめた咨文に

洪武・永樂間、兩蒙二聖祖隆恩一、共賜二舟人三十六姓一入國

といへるは謝杰の記錄と同系らしく思はれる。此文に對し禮部より主客淸吏司に送つて査得した結果は

洪武二十五年中山王遣レ子入二國學一、以二其國往來朝　貢一、賜二舟人三十六姓善操レ舟者一、後承レ表、

大夫・長司・通事等官司皆三十六姓及レ學ニ子國學ニ爲レ之

とある。（四ノ四萬暦三五・一二・一〇）杏得は直接には大明會典に准依せるは疑ない。陳侃の使琉球錄に出で、吾學編、大明會典を通じ、世法錄、閩書等又之を承けて撥姓は洪武二十五年の事實と早斷する素地を殘したのである。世鑑・球陽等皆此過誤を敢えてした。

謝杰の記錄を以て最古とする洪永二次の賜姓の所傳に類する說が、萬暦三十四年琉球側より提示されて而も明側の說と對比されてゐる點からいへば、二次賜姓は或は琉球側に存したのであるまいか。

大永末年に來朝した琉僧鶴翁智仙は月舟壽桂に語つて「有二一聚落一、曰二久米村一、昔大唐人百餘輩、來二居此地一而成レ村」とある。（幻雲文集）三十六姓の三十六の數に拘泥すべからざるは、當時の漢籍を讀む者の容易に理會し得る事で、東恩納寛惇氏も之を充分に說明してゐる。1) 太祖時代の一次の撥姓か、太祖・成祖二代の二次の賜姓か、かゝる兩傳に對して、根本史料たる皇明實錄に何等徵すべきものを見ざるは不審ともいへよう。唯明初より相當數の集團的撥與が幾次かあつた事は否定を要せぬであらう。猶之を若干の事實に就いて考へよう。

程復は永樂九年八十一歲にて察度以來四十年勤誠懈らずといへば、琉球使船に從役せしは殆

ど通交開始の際にあらう。葉希尹又同様であらう。王茂は官職よりいへば寧ろ彼の先任者であつて其撥與の年も之に降るまい。

潘仲孫は洪武二十三年に稍水に投じて琉球使船に駕し、永樂三年火長に進み宣德六年に八十一歳に達し、老齢役に堪へざるに至つた。彼は原籍福建福州府長樂縣十八都の民で、此歳使船に駕して郷に還らんとし、尚巴志より禮部に請申してゐる。（一六ノ一九宣德六・九・六）

天順八年長史として使した蔡璟の父蔡寶達魯（琉球名）は永樂年間通事として屢ゝ使船に駕したといふ。（一七ノ一五天順八・八・九）蔡氏家譜では璟の父は讓、祖父は崇で之を始祖とし泉州府晉江縣人なりといふ。成化五年蔡璟の入貢せる時の談として祖父は福建南安の人で「洪武初奉二命予琉球國一、導二引進貢一、授二通事一、父襲二通事一、傳レ璟陞二長史一」とある。（成化五年二月壬辰）璟の祖父は卽ち家譜の崇であるが、洪武初年の撥與は事實らしい。嘉靖二十六年璟の曾孫蔡廷會長史として入貢してゐるが、實錄に「廷會者、其先閩人、蔡璟永樂中撥二琉球國一、充二稍水一、而產籍在レ閩云々」とあるは些か誤謬がある。（嘉靖二十六年十二月辛亥）

林氏では家譜では成化初年の通事林茂・林英等を二世とし、始祖を喜と記すが、宣德六年の通事に林惠があるのみならず、永樂八年中山王使阿乃佳結制と共に使した林佑がある。中山王

は林佑が本中國人にて琉球通事となれる事を述べて冠帶を請ふた。（永樂八年六月乙丑）林英の如きは成化末年にも通事であつて、永樂八年と殆んど八十年を隔てる故、林佑を喜に擬す事は困難であらうと思ふ。

鄭氏の家譜では義才を始祖とし、彼は洪熙元年、宣德三年に長史として渡航し、之より先永樂十四年にも山南王使として入貢した。彼を以て始祖とすれば、其撥與は程復等よりは後であらう。

以上を以て見れば、琉明關係の開始と殆ど同時に若干名の撥姓があつたので、之通交上寧ろ必須にして當然の處置であつた。然し此一次的撥姓を以て畢つたのでなく、爾後の賜姓もあり(2)投化も尠くなかつたものと考へられ、之に就いて以下述ぶる所にて觸るゝ筈である。

既揭萬曆三十四年の咨文に「知レ書者、列ニ名大夫・長史一、以爲ニ貢謝之司一、慣レ海者、任ニ以通事・總管一、以爲ニ指南之備一」とあり、陳侃の使錄にも土官にて武職たる法司官等に對して「若ニ大夫・長史・通事等官一、則專司ニ朝貢之事一、設有ニ定員一、而爲ニ文職一者也」とある。正議大夫・長史及び通事・火長は歸化の明人（閩人）の專官となつたが、かゝる外交上の官役が整備し畢るには多少の時代を經たらしい。成化初年に至る現在の史料卽ち主として咨文に於いては駕船の人

役名・人件數・梢水數すべては知悉し得ない。前來使臣と假稱せるもの卽ち王舅・大夫・長史・使者にあつて、王舅の他に使者に於いても琉人を充つるを常則とするが、咨文に於いては每使船の上級使臣名を知る事を得、又宣德中期以後每舟の通事名が記されてゐる。該通事は當代の咨文は皆禮部に宛てたるもの故、赴京の通事たる事は自明である。

尙巴志時代には正議大夫の職はなく、長史は略ぼ知らるゝ事前述の如くで、鄭義才・梁求保・梁回・郭祖毋・程安の四姓五名是である。

正議大夫の初見は成化元年秋の使船に駕した程鵬に於いてゞある。[3] 彼は正統四年地字號海舟の通事となつてゐるが、景泰元年入貢の際も通事であつた。（景泰元年五月丁卯）

成化三年以後符文・執照の殘存するあつて乘員の構成が略ぼ明かとなる。官役員には王舅・大夫・長史・使者・都通事・通事があり、各其伴人と共に福建より赴京する。符文に「今開赴京」として記すもの是である。又存留在船都通事・同通事・火長・管船直庫あり[4]、尙淸以後は存留在船使者が記される。存留は福建に停留する意である。以上は明で官員といへるものに略ぼ相當し、伴人・從人・稍水は卽ち人件と稱せられる。

使船に於ける官役の組成狀態は、尙淸以後著しく改變されてゐるが、以前にても同一ではな

い。存留在船通事・火長・直庫は尚眞に至る迄別異を見ないが、赴京官役の結合は次の如くであつた。

使船官役人表

（一）成化三—弘治一七

王舅	正義大夫	長史	使者	都通事	通事	人伴（使船數）	船數
1			3	1		24（1） 23（1）	2
	1		3	1		22（9） 21（2）	11
	1		3		1	21（6）	6
		1	3	1		22（5） 21（2）	7
		1	3		1	22（10） 20（1）	11
			3	1		12（1）	1
			3		1	11（17）	17

使臣の順位は王舅・大夫・長史・使者であり、歸化明人の官位次は大夫・長史・都通事・通事となる。[5] 王舅或は稀に王弟の派遣は襲封諭祭の謝恩・新帝登極慶賀・大行皇帝進香等の重事に限られる。同起の船數二隻以上の際、頭位號に上級使臣駕し、順次第一號、第二號船と呼ぶ。

弘治以前にあつては官役の組成法に於いて、（一）王舅・大夫・長史は同船する例がない、（二）都通事は大夫以上の駕船に搭する事多く、長史以下の使船には通事が比較的に多いといふ點が指摘される。然るに正德以後は（一）の變更著しく、尙淸以後は都通事の駕乘の範圍は殊に擴大した。大夫・長史・都通事等に累進の甚しきは、寧ろ時代の下降とともにある。

他方正德年間一年一貢制となり、而も使船數は全體として減少の一途にあつた事が以上の組成の變改に直接に具顯してゐる。

人件は各官役に隨伴したもので、足利幕府遣明船の正副使・居座等の從僕に該當する。嘉靖以後の文書に官役員別に人件數を記すものが尠くないが、之に據ると

（二）正德一―一二

王舅	正議大夫	長史	使者	都通事	通事	人件（使船數）	船數
1		1	3	1		34（1）	1
	1	1	3	1		30（1）	1
	1	1	3		1	31（1）	1
	署1		3	1		22（3）	3
		1	3	1		22（2）	2
		1	3		1	21（3）	3
		1	2		1	19（1）	1
			1			2（1）	1

王舅　一〇　　大夫　一〇　　長史　一〇
使者　五　　都通事　三　　通事　二

とある。猶署大夫都通事（都通事にて大夫の職を署するもの）十人、同通事六人である。使者の伴人五人は、使者一船一人の場合で、二人以上の際はそうでない。正德以前も大夫十人、長史十人、使者三人、都通事三人、通事二人を以て常則とした事が計出される。使者三人は使者の數一船二人の場合で、

然らざる時は一定しない。王舅にては三例を得るのみであるが、十一人乃至十二人であらう。

（三）嘉靖八―萬曆一六

王舅	正議大夫	長史	使者	都通事	通事	人件（使船數）	船數
1	1		1	1		28（2）	2
1		1	1	1		29（1）28（3）	4
	1	1	1	1		28（1）	1
	1	1	1		1	27（2）	2
	1		1	1		18（4）	4
	1		2	1		19（1）	1
	1		1		1	17（5）14（1）	6
	1		1		1	13（1）	1
		1	1	1		18（6）17（1）	7
		1	1		1	17（5）	5
	1		2		1	23（1）	1

尙淸以後最も著しき改變は使者が大體一人となつた點で、以前は正德年間小數の二名の異例あるのみで普通三人であつた。次に前には絕えて記されなかつた存留在船使者が一名乃至二名加つた事である。存留在船使者・同通事の從人（伴人と記さずして從人と普通記す）は各二名で、同都通事は三人である。尙淸以前に同都通事の從人を記さぬは如何であらうか。從人は官役に應じたものとせば、現在の文書に簡略してゐるのではないか。

接貢・護送等の遣船の官役員は、使者一名稀には二名・都通事又は通事一名・火長・管船直庫各一名である。都通事・通事・火長は歸化明人の專官たる事、都通事の從人三名、使者・通

事の從人二名とする點に異はない。唯迎接船の如きは大夫・長史の派遣があり、導駕天使船隻即ち封舟に駕し嚮導するため、都通事・看針舍人・冠帶舍人及び其從伴人・慣知風勢稍か選られた。

成化三年以後嘉靖五年（尚徳の末年－尚眞）嘉靖六年以後萬曆十六年（尚淸－尚永）の略ぼ拮抗する期間の歸化閩人の官役員數は次の如くである。劃弧内は當期間の新除員數である。

	正議大夫	長史	都通事	通事	火長
成化三－嘉靖五	九	二	一四	四一	三四
嘉靖六－萬曆一六	一三（一二）	一三（一二）	二〇（二〇）	三八（三七）	二五（二四）

此内火長に琉人と思はるもの一兩名あり、又對明通交以外の史料を併考すれば都通事以下に若干の異動を生ずるが、史料前後に不揃故暫く之を除く。後に通事より都通事以上に昇進する者は特に多かつたので、前代では通事以上の延人員七十五人、後代では八十三人であるが、實員は前代四十七人、後代四十六人である。火長を加へれば、前代延人員百九名・實員七十七人、後代延人員百八名・實員六十九人となる。猶尚寧時代萬曆十七年より同四十七年に至る三十二年間、即ち前述各代の約二分の一の期間に就いていへば、大夫六（内新五）・長史八（新七）・

都通事八（新八）・通事二〇（新二〇）火長二〇（新二〇）となる。

次に可能の史料を綜合し、各代の諸姓及び任用の度を見よう。

察度—尚思紹　鄭　程△蔡　林　王△　葉

尚巴志　鄭△梁△郭△程△蔡△范林陳李馬沈

尚忠—尚圓　鄭梁△／程○蔡△／林／李△馬／魏金田王紅高

尚眞　鄭○2△1梁○3△2／程○2蔡△6／林陳○1△1李△1／沈魏金○1田王紅高宗

尚淸—尚永　鄭○2△2梁○5△5／程蔡○3△5／林○1△2陳○1／／沈／金○1田王紅／／

尚寧　鄭○4△3梁○1／／蔡△4／林陳／／／／金○1△1／王紅／／阮毛葉黄

○正議大夫　△長史　數字は任用の人數

尚圓以前は殊に史料の不備もあり、尚巴志以前は參考までに記したに過ぎぬが、諸姓中に隆替あり、沈潛し去つたものもある事は窺はれる。阮・毛二姓の如き萬曆二十二年の使船を護送し後に三十五年新に撥與されたものであるが、其他に於いても途にして投化したと思はるものが多い。後の葉氏の如き、洪武初年の通事葉希尹の琉球に於ける直系とは現在の史料では信じ難い。

明初以來福建海商等の禁を犯して下海通商し琉球に到るものも尠くなかつた。閩粤人の南海に於ける華僑の發展も、違禁歷冬の徒に頗る由來する。海外の居住は犯禁下海に殆ど必然的のものであつた。成化十四年四月の禮部の奏に、近年琉球の使臣は多くは閩中逋逃の罪人である事を陳してゐる。嘉靖の頃特に泉漳人の東西兩洋貿易は頗る顯著なる發展を遂げたが、琉球の往易は遂に公許されずして而も往來は絶えなかつた。（第六章第二節參照）かゝる徒の久米に混在し、船役に從ふ者尠くなかつたであらう。

萬曆七年の謝杰の使錄に洪永二次三十六姓の撥姓を述べ「今所ㇾ存者僅七姓」とある。萬曆三十四年の禮部宛の咨文に

不謂世久代□、人湮、裔盡、謹餘六姓、仍染二侏㒧椎髻之習一、天朝文字音語盡行育□外島海洋針路常至二舛迷一、文移多至二駁問一、舟楫多致二漂沒一、甚至二貢期缺誤一、儀物差訛、而萬里螻誠不ㇾ得三少達二于君父一也

とある。本咨文のいはむとする所は、近年萬曆二十二年の菊壽等の進貢の途を誤り、同二十八年の請封使長史蔡奎が歸路を失ひ、或は明官兵に擒獲せられ、或は福建衙門より阮國等をし迂回せしめられたる事態を陳し、聖祖撥姓の例に倣ひ賜姓を請はんとするものである。卽ち三十六

姓後裔の現在は、六姓あつて、所謂蠻夷の風に染み、中國言語文字、海洋針路に朦昧となり、貢謝の司、指南の役としての能力低下の結果、舟楫の漂沒、貢期の缺誤、儀物の差訛を致すといふのである。

同じく恐らく福建布政使司に宛てたと思はるゝ咨文に

琉球舊自二開國之初一、欽蒙二聖祖恩撥一、參拾陸姓入二琉球國一、稽二査舊例一、原有レ興二販朝鮮・交址・暹邏・東埔寨一、緣レ是、卑國陸續得依資藉、迄レ今參拾陸姓、世久人湮、夷酋不レ諳二指南車路一、是以斷二販各港一、計今陸拾多年、毫無二利入一、日鑠月銷、貧而若レ洗、

とある。本咨文は琉球は原朝鮮・南海諸國に往易せるも六十餘年來此事絕え（即ち嘉靖二十年代南海通商の大に衰退せるは略ぼ事實である）且琉球の地窄く人希にて匱窘の狀を告げ、海澄縣に於ける東西二洋興販の例に准依して琉球にも一二隻の商販來往を許されん事を請ふたのである。（六八ノ一三、第六章第二節參照）此諸國通商の衰退も三十六姓の衰滅及び指南車路の能力の低下に依るといふ。

萬曆間七姓といひ、遂に六姓といふも要は朝貢の司、指南の役として顯要なる姓に就いてゞある。尙寧の代、長史以上を有つは梁・鄭・金・蔡の四姓にて都通事以上は阮を除けば林・陳二姓を加ふる事となる。（6）既に見たる如く、歸化明人の官役の延數及び實數員は尙寧に至る迄下

降の途にあつたとはいへぬのである。

中國言語文字、指南針路に於ける能力の低下は、一般的に兩國通交の衰退と勢を同じくするもので、前者を以て獨り後者の因となす如きは固より採るに足らぬ。其一は歸化明人の次第に世を累ねるに至つた事である。國子監官生は明初には王の親近子弟又は按司等の子弟が選抜されたが、尙眞の成化十七年頃から歸化明人の裔孫が撰定された。鶴翁智仙の語に「(○久米村住民)頗有二文字一、子孫相繼而學、令三彼有二文者一、製二鄰國往貢之書一、近來無三爲レ學者一、或赴二大唐一而入二小學一、但淺陋不レ足レ取焉」とある。彼等の學識が一般に低下の傾向にあつた事は事實であらう。其二は所謂違禁下海或は逋逃々竄の徒が加つた事であらう。彼等は所謂朝貢の司としての見識は勿論、舵工篙師としても必しも精なるものを期し得ない。其三は其一に關聯して琉球人生活への轉化で、志あるものにて政治其他の社會に進出するものが數を加へたのであらう。

官役員數に對して、稍水の數には非常な變化がある。成化三年以後嘉靖二年迄に確知し得る使船五〇隻に就いて稍水數の平均毎船二一一人弱であり、其内尙眞時代四七隻、平均毎船二一〇人である。次に尙淸以後尙永に至る使船三七隻の稍水數は平均毎船一一〇人强である。護送船一八隻の平均毎船七六人强、接貢船六隻の平均毎船八四人餘、其他一二隻平均毎船九〇人强

となる。使船と其他の遣船との稍水數に懸隔あるは、船積の大小にも照應しよう。使船に於いて前後の差殆ど二倍せるは、船字號船等の有無多少による船積の大小をも推察せしむるものがあらう。然し同船にて、例せば仁字號船は尙眞時代七回の渡航に毎回平均二〇七人・義字號船は五回にて毎回平均二五〇人弱たるに比し、尙清時代は各一回のみ明かだが、前者が一六七人、後者は一五六人となつてゐる。

加之、使船數の激減の結果、縱令接貢・護送等の遣船ありとも、稍水數の全般的減少は甚しきものがある。一方に於いて萬曆以後は南海往易の船は全然絕えた。琉球側にて官役員に於けるよりも稍水の闕乏は寧ろ大なる苦痛であつた事と思はれる。

(1) 申叔舟の海東諸國記に見えたる琉球國圖について（史學一六ノ三）一歸化閩人の問題に就いて好個の論文である。

(2) 康正二年（〇景泰七年）正月濟州島を發船して、仇彌島（〇久米島）に漂到した朝鮮人梁成等の談に、琉球にて銅錢はすべて中原より得て使用すといひ「丁丑年中、中原人始來敎之」とある。丁丑年は洪武三十年に當る。洪武年間に銅錢の頒賜給賞の如きは政策として行はなかつたし、此歲に明よりの遣使あつた事は見えぬ。丁丑年來り銅錢通用を敎へたといへる明人は擾與か投化の民らしく思はれる。かゝる所傳も此問題に多少の參考とはならう。（〇燕山君日記八年春正月辛未）

(3) 球陽卷之二、十三（〇成化年）明憲宗封、爲程鵬陞正議大夫、未知何世而始也、竊按往昔之世、唐榮官員、奉

命爲二正使一、入貢、時勅命爲二大夫一、且勅許下國王有二入貢之一、時擇二其官等一遣、然設二通事一日久、莫レ從二稽詳一」とある。當初定員ありし事は俄かに信じ難い。

(4) 火長又夥長とも記し、直庫又は値庫とも記し總管ともいふ。徐傳信錄卷一を參照。

(5) 後代の整備された官階に於いてさへあるが、康熙二十二年汪楫の使琉球雜錄卷三・傳信錄卷五特に久米協理府官の條等參攷される。

(6) 梁姓は家譜では嵩を始祖とす。世次關係は不明だが梁復は洪熙元年暹羅に通事として渡航し、梁回は宣德三年長史として明に使し、同四年に山南王使として入京した通事に梁密祖がある。(宣德四年夏四月條註) 金姓は寶案では成化元年遣明の通事金鏘等が比較的古いが、家譜では彼は二世で始祖は瑛となつてゐる。陳姓は成化初年通事として滿剌加等に渡つた泰が二世となつてゐるが、之より先宣德九年通事陳康の入明した事が見える。

右の他に尙寧の頃に存續した比較的古き姓に紅・王姓がある。紅氏では天順八年八月暹羅に通事として赴ける英が家譜では始祖となり、王氏では同七年八月同じく通事として暹羅に使した元が家譜では始祖である。果して然らば此二氏の如き撥姓を洪武年間に溯る事困難であるが、王元と王茂との關係も如何見るべきであらうか。

向象賢の中山世鑑(慶安七年撰)に「洪武二十五年壬申大明皇帝賜二閩人三十六姓一、爲二紀綱之役一、今ノ久米村人ハ其後胤也(中略)其三十六姓凋謝シテ今存スル者トテハ僅蔡鄭林梁金ノ五家也」とある。是明初の撥姓にて殘る者五姓の意味であらうが、陳姓を缺くは其地位が沈潜しゐつたからであらう。汪楫の使

琉球雜錄卷三に「今所存止蔡鄭梁金等七姓、亦甚不レ振一といへるは謝杰の使錄等に准依したものであらう。

東恩納氏によれば、元祿年間設置の系圖座の編纂せるもの二十四姓（同姓の重復せるものを除くと十七姓）あるとの事であるが、其等の內には長き期間中に投化せるものを多く含むであらう。

第三節　外交文書

使船の齎せる文書に表箋文・咨文・符文・執照があり、接貢・護送等の遣船には執照が附與され又時に咨文を齎す。

一、表箋文

表（奏）文は皇帝に、箋文は皇后皇太子に上聞する文書なるはいふを俟たぬ。每起使船每に表文一通を齎し、時に箋文をも加ふ。表文は最高の使臣之を持して、明廷闕下に捧呈する。箋文は次號船持するを普通とするが、後には表文と倶に一船に兼搭した（圖版一參照）

二、咨　文

現存の咨文は萬曆以前は禮部に宛てたものであるが、萬曆後には福建布政使司・巡撫・巡視等に送つたものも多い。使船にあつては、一起二船以上の場合も普通一通の咨文に、派遣の要項希望の條陳を記す。件數多く、或は特殊の條陳ある場合には別に一通を草し、又明の封舟等に附する事もある。貢儀上の問題の如きは禮部に宛てられるが、福建に於ける事項の如きは布政司使司等に宛てられる。此種のものは接貢船以下の齎す場合が尠くない。（圖版二參照）

三、符　文

符文は普通毎使船に給せられる。文例を掲げると

琉球國中山王尚德見爲二進
貢等一事、今特遣二正議大夫程鵬一、同差二長史梁賓使者安遠路等一、齎二捧
表文壹通一、及坐二駕德字號海船壹隻一、裝二載馬壹拾伍疋・硫黃貳萬觔一、赴
レ京進
貢、仍赴二
禮部一、告稟
進收外、承茲諭遣、在レ途毋レ得二遲滯不一レ便、所レ有符文須レ至二出給一者

今開　赴
京

正議大夫壹員　程鵬

使者參員　明泰　梵麻志　物志麻

都通事壹員　蔡齊

人伴　貳拾壹名

國王附搭蘇木伍千觔・胡椒壹千伍百觔・番錫伍百觔

成化伍年捌月拾伍日

最初に使船派遣の要旨を示し、使臣の名を擧げるが、通常同起別船の使臣名を列敍する點は前述した。次に符文所帶の海船の船字號・裝載進貢物の數量を明記し、進貢物進收の件を禮部に告稟せしむるを記す。「今開　赴京」として掲げた官役員及び其人伴が進貢のため赴京するのである。終に附搭物貨が明記される。符文の目的とする所は、船籍・人員・裝載貨を明かにして、沿途の障碍より保證する事にある。故に符文は上位使臣、赴京の都通事或は通事に附與される。（圖版三參照）

符文の辭句は尙寧の頃より稍や變つてゐる。「承玆云々」に當る所が

今給二某字第某號半印勘合符文一前去、沿途各該地方關津把隘去處及驛遞巡司等衙門官吏往廻到、彼卽レ便驗レ實放行、毋レ得二阻滯留難不便一、須レ至二出給一者

とある。半印勘合の符文が給されたものと見える。猶淸朝に至り康熙初年から「赴禮部告稟云々」以下が、

前赴二福建等處承宣布政司一、投遞起送、赴レ京據三差去員役並無二文憑一、誠恐二所在官軍盤阻不便一、理合下給二發符文一、以便中通行上、爲レ此　王府今給二某字第某號半印勘合符文一、付二通事某等一、收執前去、如遇二經過關津把隘去處及沿海巡哨官軍一、驗レ實卽レ便放行、毋レ得二留難遲悞不便一、須レ至二符文一者

とある。多少の字句の相違は免れぬが、著しき變異は大體以上の三型であらう。

尙淸以後使船に存留在船使者が新置されたらしい事を前に述べたが、此頃以後の符文に同使者・同通事並に從人數等を記してゐる。之は勿論現在の寶案に卽していふのであるが、萬曆末からは又火長・直庫の記名もある。

保證の點よりいへば、人員・記名等も詳細である程よい譯である。道光四年八月の符文寫に

臺北帝國大學史學研究室所藏

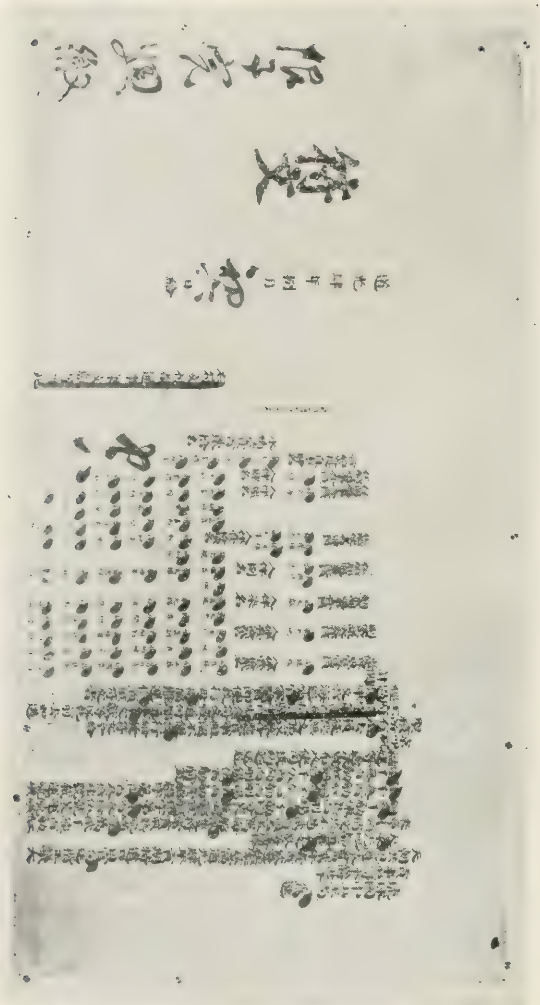

五 符文 劄

道光肆年捌月初六日給

（第一三〇四號）

正使耳目官員一員・人伴十二名・副使正議大夫一員・人伴十二名・朝京都通事一員・人伴七名（○以上卽ち尚眞代以前の符文の記名全部に當る）在船都通事二員・人伴八名・在船使者四員・人伴十六名、存留通事一員・人伴六名・在船通事一員・人伴四名（○存留通事以下護送船の人役）管船火長・直庫四名の名を全記して、水稍共壹百貳拾名としてゐる。卽ち原文書の書式は之であつて、寶案の記載に筆略あるは明かである。（○臺北帝大國史研究室藏）唯寶案に赴京の官役員、其人伴名の省筆せるは必然と思はれるが、尚眞以前火長・直庫・水稍數並に存留在船通事等を全然省略せるものと斷じ去る事は暫く差控へよう。

符文は使船の外に、進香使（○大行皇帝に供進す）等にも與へられるが、赴京者たるを要する點を原則とするのである。

四、執照

執照はすべての船に給せられる。使船の執照は左の如くである。

琉球國中山王尚圓見爲ニ進

貢レ事、今特遣ニ使者閣那一、同差ニ使者王達魯等一、共齎ニ表文壹通一及駕ニ禮字號海船壹隻一、載ニ馬

壹拾疋・硫黃壹萬伍仟觔一、赴

レ京、進

貢、所ㇾ據㆔今差去人員別無㆓文憑㆒、誠恐㆓所在官司盤阻不便㆒、王府除外今給㆓地字壹百陸拾參號半印勘合執照㆒、付㆓存留在船通事高弼等㆒、收執前去、如遇㆓經過關津把隘去處及沿海巡哨官軍㆒、驗ㇾ實卽ㇾ便放行、毋ㇾ得㆓留難、因而遲悞不便㆒、所ㇾ有執照、須ㇾ至㆓出給㆒者

今開　赴ㇾ京

使者　閣那　益沙美　倪始

通事壹員　梁德

人伴壹拾壹名

存留在船通事壹員　高弼

火長　鄭文生

管船直庫　亞他那

稍水共壹百陸拾壹名

右熱照付㆓存留在船火長鄭文生等㆒、准ㇾ此

成化玖年玖月初參日

臺北帝國大學史學研究室所藏

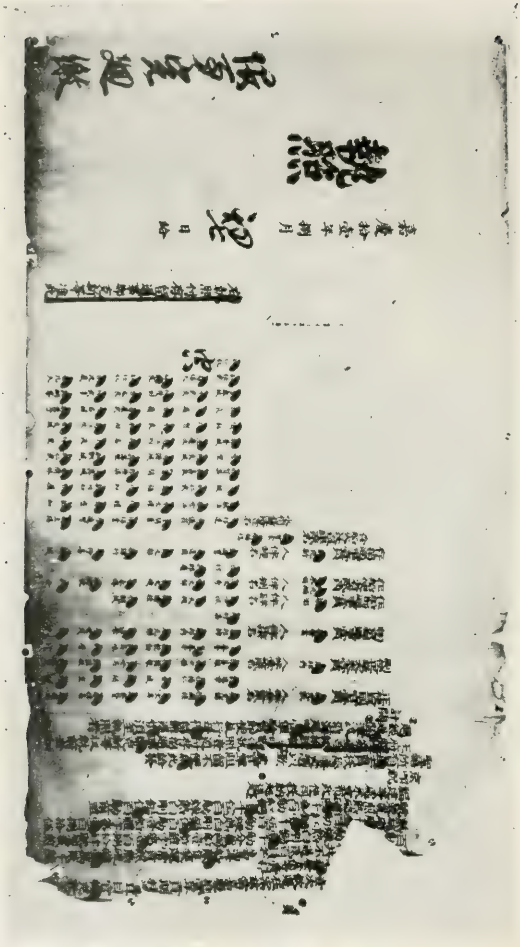

六 進貢船執照

嘉慶拾六年捌月初七日給

（[illegible]）

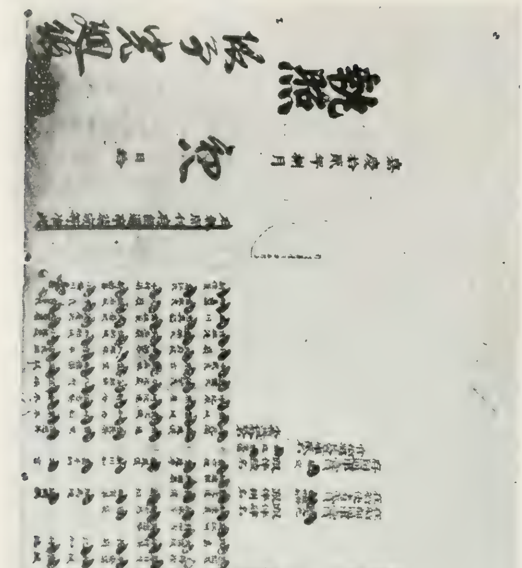

臺北帝國大學史學科研究室所藏

七 迎接並接貢船執照

嘉慶拾貳年捌月初八日給

縦一三七 横一九〇 糎

執照の書式の要領は清朝に至るも變りはない。其目的とする所は符文に類するが、特に福建往返の保證を對象とする故、使船外の渡船にも附與される。使船にあつては存留在船の使者・通事・火長に手交するのである。（圖版四參照）

嘉慶十一年八月の執照寫に、符文と同じく正使以下管船火長・直庫に至る姓名及び人件の數並に名を明記する外、水稍六十一名の名を羅列してゐる。（臺北帝大國史研究室藏）寶案所收の分も當初より存留在船通事以下の名及び其人件數、稍水數をも記してゐるが、原文は嘉慶の寫に見る如く人件稍水の名をも列敍したるものであらう。

護送船の執照にては、附送の進貢物に就き「仍赴福建布政使司告禀進收」と記すを普通とし、萬曆以前の市舶司存置時代には「赴福建市舶府云々」とする場合もある。接貢船等の執照に多くは「前去福建等地方」となすは、いふまでもなく福建往渡を以て任を畢へるからである。執照は船に對するのみでなく、國子監官生、迎接船に順搭する導駕天使船隻の各人役等にも給付せられる。

五、國王之印と半印勘合

以上の文書は通常琉球國中山王（世子）の名で出されたものであり、琉球國中山王之印が捺

せられる。

表文に於いては書出しの琉球國中山王臣尙某の尙某の上に一箇所、末尾の日付に續き琉球國中山王尙某謹上表とある尙某の上に一箇所、都合二箇所に國王之印を捺する事は、恐らく足利幕府の國書と同様であつたらうと思ふ。表文には上包紙がある筈で、之も幕府のものと同じく、右端上に「上表」、左端上に「大明皇帝陛下」、中央下に琉球國中山王尙某謹表と記し、尙某の上に捺印したのであらう。

咨文は幕府の國書に別幅と稱するもの是で、末尾の日付の年號の上に捺印する。符文・執照又同じく、臺北帝國大學所藏の寫は清朝のものであるが、年號の上に捺印の標がある。

次に半印勘合につき少しく說明しなければならぬ。明にては洪武十六年に勘合符・底簿を設定して暹羅等の諸國に頒ち、永樂二年には足利幕府へも之を給與した。勘合符は相當の大型の紙符で、之に船隻・裝載貨・人員等を仔細に明記するのである。（神戶市史第二輯附錄一第二章第四節參照）此制は琉球に對しては設定されなかつたので、（頒付の諸國は大明會典卷一百八に有計勘合分として列記する）之に相當する役割を有つものが卽ち符文・執照である。明代では一代一年號で、改年每に新勘合符・新底簿が制置されたが、例せば日本に對しては本字號第一號より第百號に至る符と日字號第一號より第百號に至る底簿とが

頒たれる。遣明船毎船の齎す勘合符が浙江布政司使隷下の寧波の市舶司と禮部に各備置する本字號底簿とに比對されるのであるが、符の表面には字號が半印されてゐるのである。此表面の半印字號に相當するものが、琉球の半印勘合である。前引清代の符文・執照の寫に依ると、經約十糎の圓印の左半が方形の紙篇に捺印されて年號の右側に貼付されてゐる。卽ち字號の左半が捺されてゐるので、明代でも同様であつた事と思はれる。

半印勘合の字號は、琉球の外國渡航の執照（並に尠くとも尙清以後の符文）に相通じたので、成化以前にあつては宣德三年九月の舊港への渡船が義字號第七十七號、天順七年八月の明への使船が德字號番號に不明である以外は不明である。成化以後に知り得らるゝ字號番號及び其使用期間は左の如くである。

地字號	一二一	一九二	成化	三・八・九	同	一二・九・一五	尙德・尙圓
玄字號	二	二四〇	成化	一三・八・二〇	嘉靖	五・八・一五	尙眞
黃字號	四	七三	嘉靖	八・二・一一	同	三四・一・一〇	尙淸
宇字號	二	四四	嘉靖	三六・二・九	隆慶	六・一・二八	尙元
宙字號	三	三九	隆慶	七・二・二四	萬曆	一六	尙永

洪字號	二—七〇	萬暦一七・三・二一 同　四七・二・一一	尙寧
仁字號	四—七四	天啓三・一・一八 順治一〇・二・二七	尙豐・尙質
義字號	一—	康熙二・一〇・二二	尙質

尙眞以後は明代を通じ、世代毎に字號を改めてゐる。明制の勘合號簿・信符金牌はすべて其改元毎に造換してゐるのであるから、此半印勘合は琉球側の設定であらう事は略ぼ疑ない。現存の史料では缺番のもの頗る多い。勿論船のみに給付されたものでない事は屢次説ける如くであるが、琉球船活躍の大勢は或る程迄此數に基き想察し得よう。

第四節　貨物の裝載

琉球の外國貿易は王家の經營する所であつて、國の通商であつて、幕府の遣明船貿易とは稍や機構を異にし、暹羅・滿剌加等の對明貿易に類するものがあらう。それ故に、直接に商人の資本注入や從商貿易が行はれなかつたものと見らるゝ。船頭以下の粮料は國庫より支出され、使船の歸帆せる際交易諸貨は同じく庫藏に納められる。（琉球往來上を參照）唯外船の來市に於いては勘から

ず商人との取引があつたので、官庫が獨占したのではない。（第六章第一節參照）

貿易貨物を藏する官の倉庫として御物城が建立されたが年代は不明である。天順三年に後の尚圓、金丸が御物城御鎖側官に任ぜられた事、往昔此職を設けて國政を聽き異國及び那覇久米村の事を掌理せしめたといふ所傳がある。其頃又外國貿易の事務を管掌した親見世なる公館が建てられた事も傳へてゐる。

我が寶徳二年（〇景泰元年）十二月六名の朝鮮人が臥蛇島に漂流して、萬年・丁祿の二人は大島に移り、やがて萬年は中山に到つて鐵物・段子・香子・銅錢所藏の庫の看守となつたといふ。（端宗實錄元年五月丁卯）天順三年中山王尚泰久の申請に依り、禮部の奏したる内に、琉球王府失火して倉庫に延燒した事が見える。（天順三年三月甲申）成化元年八月の表文・咨文に「前因二王府失火一、銅錢貨物、俱被二燒毀一、不レ堪二行使一、國用匱乏」とあるは、同じ事故を指すのであらう。（一二ノ一九、一七ノ一六）此等の官庫は御物城ではなくて、或は首里の王宮中に在つたものかと思ふ。

裝載貨の主體たるべきものは進貢物、附搭物件である。使臣等の自進物も初め許されて給賞あつたが、後禁止された。然し私貨の夾帶は事實盛であつて、銀兩舶載私易の如きは後には容認されてゐたのである。此詳細は第五章に讓る。

接貢船等の福建渡航船にあつては、進貢物・附搭貨を裝載すべき性質のものでない。然し萬曆末には十年一貢で正常の進貢船は許されぬので、種々の名の下に福建に渡る諸船に進貢物をも積んでゐる。而して之等の船でも私貨夾帶の件は想察し得る事であらう。

第五節　渡　航

琉球にては泊港が早く、那覇港の發展は之に遲れるといふ。三山統一の頃には既に那覇港が海上交通の中心となつた事は確であらう。明では洪武初年泉州に市舶司を置き、次で永樂元年再設の際も同じく泉州が撰ばれ、琉球の朝貢船に備へた。福州へ市舶司が公に移置されたるは成化八年である。然し琉球船は殆ど當初より福州に赴いたるものと想像される。(第四章第一節)渡航には季節風を利する事は論を俟たぬ。表文以下文書の日付は給付の際であらう。臺北帝國大學所藏の寫に日付の下に給の字を註記してゐる。宣德六年三月十日付の咨文を齎した洪字號以下三船は、同月十九日に那覇を出帆したが、文書給付の後好風の到るを俟ち速に解纜するが普通であらう。封舟の歸回と同行した謝恩進貢船にて、嘉靖十三年には八月二十日付の文書

にて九月二十日、同四十年には九月十三日付の文書にて十月十八日に開洋してゐる。

琉球よりの渡航は、秋冬及び春の風期に於いてし、當初一歲二起以上の使船のあつた時は何れをも利用した。尙眞時代は皆秋冬の渡航といつてよい。次の尙淸の中期以後は殆ど春である。護送船は勿論使船と同行する。接貢船も大體春が多い。其他の遣船は各目的に從ひ、春秋を撰ばざる場合あるは必然だが、實際は春が多い。卽ち使船・護送船は春汛に渡航して、其歲の夏歸回する。翌春接貢船等が到つて、赴京人役を搭乘せしめ夏歸國するといふ順序になる。然らざる場合も使船が秋冬に渡航し、赴京者を俟つて夏歸回するは餘程無理があつて、翌々年となる。春の渡航は、人船の缺少と其活用の意味があつた事と思ふ。

那覇・福州間の航路を詳記せるは陳侃が最も早いが、其後淸朝に入つても大體變りはない。閩江を出でゝ臺灣島北端（小琉球・鷄籠嶼・彭嘉嶼・花瓶嶼）を經て、尖閣列嶼より久米島に向ふのが復路で、那覇より久米島を指し復路より北寄に、通常閩江河口の稍や北邊に向ふのが往路である。嘉靖以前に於いても之と同樣であつたらう。

所要日數に就いて傳信錄に陳侃以後の封舟のそれを記してゐる。但年次の誤がある故之を訂正して左に引く。

嘉靖一三	五・一八	開洋	二五	那覇着	一八	九・二〇	那覇發	二八	定海所	七
同　四〇	五・二二	同	閏五・九	同	一一	一〇・一八	同	二九	五虎門	一一
萬暦　七	五・二二	同	六・五	同	一四	一〇・二四	同	一一・二	定海所	九
同　三四	五・二四	同	六・一	同	八	一〇・二一	同	一一・一	五虎門	一一
崇禎　六	六・四	同			九	一一・九	開洋	一九	同	一一
康熙　二	六・七	同	二五	同	一九	一一・一四	同	二四	同	一一
同　二二	六・二三	同	二六	同	三	一一・二四	同	一二・四	定海所	一一

那覇に向つて開洋すといへるは閩江口より出洋する事である。五虎門は閩江口に在つて閩縣に屬し明代巡箇司が置かれた。定海千戸所は連江縣十七都に位置する。閩江口に封舟を廻航し、或は那覇港にて登舟し開洋に至る迄にも相當の日數を要する場合があるが、渡洋の時日は順風を得れば意外に早い。我が康正二年〔景泰七年〕久米島に漂流して寛正三年朝鮮に送還された得誠等は「中原程途因二東南風一、舟行七日乃到」と述べてゐる。

高岐の福建提擧市舶司志に據り閩安鎮巡檢司〔閩縣に屬す。閩江を溯江し馬尾に到る間の北岸〕より琉球使船の到着を報せる日付と、同船に附與せる符文・執照の日付とを對照すればたの如くである。

(使臣)　(符文・執照日付)　(閩安鎮巡檢司報告)

殷達魯	嘉靖	二〇・一・二三	三・二六
陳賦	同	二二・二・一	三・二五
梁顯	同	二四・一・一一	三・四
陳賦	同	二六・三・七	四・一
梁顯	同	二八・二・一三	三・二六
梁炫	同	三二・二・一〇	閏三・六
馬加尼	同		同 （補貢船）

右の内梁炫・馬加尼の船は小埕澇水寨より報告されてゐる。小埕澇水寨は連江縣定海千戸所に近く、明初江夏侯の督造せるものである。高岐の書に琉球船が梅花千戸所より開洋回國する事を記してゐる。梅花千戸所は長樂縣二十四都に在つて閩江口に臨むが、明制では外船〇朝貢船の着岸より開洋まで、巡檢司・千戸所等の巡哨官をして嚴に督察せしめたのである。

第四章　明の制度

第一節　福建市舶提擧司及び驛廠

明初太倉・黄波に市舶司を設けたが、洪武三年二月廢して、明州・泉州・廣州の三箇所に置いた。泉州は宋元時代外國貿易の昌えた餘勢を以て、明初には南海諸國の船の入港するがあり、洪武二年三佛齊國船の泉州河口に到りし例もある。同四年には福建行省に諭して、占城海船の貨物の徵稅を免じたが、是もとより泉州に入れるものであらう。然るに南海諸國船のために廣州の市舶司が專ら備置せられて、泉州の市舶司は琉球船に對する事となつた。

洪武七年正月の戶部の奏に「海外諸國入貢、許下附二載方物一、與二中土一貿易上、因設二市舶司一、置二提擧官一、以領レ之」とある。明制では朝貢船に對してのみ附載貨の貿易を許すを原制とし、市舶司は之を領したのである。此歲市舶司は一度停止されたが、成祖即位するや永樂元年八月に復設した。皇明實錄八月丁亥の條に「上以二海外番國朝貢之使附帶物貨一、前來交易者、須三有官專

主レ之、遂命ニ吏部一、依ニ洪武初制一、於ニ浙江・福建・廣東一、設ニ市舶提擧司一、隸ニ布政司一、毎司置ニ提擧一員從五品、副提擧二員從六品、吏目一員從九品ニ」とある。其後諸國の貢するもの益ゝ多くなつたので、永樂三年九月三箇所の市舶提擧司に命じて驛を設けて使臣等を館せしめた。泉州のそれを來遠驛といふ。皇明實錄九月甲午の條に「上以ニ海外諸番朝貢之使益多一、命ニ於福建・浙江・廣東市舶提擧司ニ各設レ驛以館レ之、福建曰ニ來遠一、浙江曰ニ安遠一、廣東曰ニ懷遠一、各置ニ驛丞一員ニ」とある。

泉州の市舶司は宋元時代市舶司の故址に置かれたので、八閩通志に府治の南なる水仙門内に位置すとある。（卷之六十古蹟）卽ち此地は水溝巷に屬して通羅橋の東方に當る。（明黃鳳翔等撰（萬曆四十年）泉州府志 卷之五 規制志下 橋渡）來遠驛は府城の南、三十五都の車橋村にあつた。八閩通志に「在ニ府城南三十五都車橋村一、永樂三年建、以館ニ海外諸國之來貢者ニ」とある。萬曆の府志には「三十五都、統ニ圖三一（在ニ城西南二里一、宋爲ニ登瀛里一）」とあり、宋代の晉江郷に屬すといふ。（卷之一都里）

八閩通志の古蹟市舶提擧司の條に（卷之六十）成化八年市舶司を泉州より福州へ移置した事を記すが、同書の公署福建市舶提擧司の條には「在ニ布政司西南、侯官縣之西、都指揮僉事王勝宅也、舊置ニ司于泉州一、後番舶入貢多抵ニ福州河口一、成化五年巡撫副都御史張瑄奏、請レ移ニ建于此ニ」とあつ

て、成化五年巡撫張瑄の奏に依つて移置されたとある。（卷之四十）福建の市舶提擧司提擧たりし高岐は福建市舶提擧司志に述べて、「國初開㆓市舶于泉㆒、司署因㆑之、後蕃舶入貢、徧趨㆑福、成化五年奏㆑改㆓舶司于福㆒、制曰、可㆔迺建㆓市舶太監府于柏衙、市舶擧司于澳橋、進貢廠・柔遠驛于河口㆒」といつてゐる。弘治十六年の按察司副使林此撰の福建市舶提擧司記に

> 永樂元年始置㆓市舶提擧司於泉㆒、設㆑官掌㆑之、〇中略歲久番舶漸抵㆓福城南河口㆒、是司猶在㆑泉、成化丙戌巡按御史朱公賢奏、請㆑遷㆓福之柏衙㆒、制從㆑之、提擧羅公倫申云、衙門設立、自有㆓其地㆒、遷移亦有㆓其數㆒、蓋以㆓柏衙僻陋㆒、非㆔可㆑設之地㆒、歲數未㆑窮、非㆔可㆑遷之時㆒、遂寢㆓其事㆒、甲午巡視都御史張公議、將㆓舊司㆒貿易、置㆓澳門都指揮王欽宅㆒

とある。林此に據ると既に成化二年巡按御史朱賢（〇閩書卷之四十五文莅に傳在り）市舶司を柏衙に移置せんとの奏あり、提擧として令名あつた羅倫の場所・時を得ざる旨の反對あつて止んだといふ。按ずるに成化五年に巡撫副都御史張瑄の議に依つて移轉の事が決せられたが、泉州水仙門内の市舶司は成化八年に福州移置の結果廢止されたる故に其完了したるは此際であらう。（〇閩書卷之四十五張瑄の傳に「成化壬辰（八）以㆓右副都御史㆒巡撫」とあつて五年には巡撫副都御史でなかりし如く記す）八閩通志に「侯官縣之西、都指揮僉事王勝宅」といへるは、林此の記に「澳門都指揮王欽宅」となすもの是で、高岐の市舶提擧司を澳橋に移すとなすも同じであ

八　福建省城地圖

① 布政使司（同）　② 提刑按察司（總督部院）　③ 都指揮使司（提刑按察司）　④ 福州府（同）　⑤ 貢院（同）　⑥ 開元寺（同）
⑦ 市舶府 原織染局後巡按察院（原總督公署後鎮閩將軍府）　⑧ 閩縣（閩縣は九仙山麓に移建す）　⑨ 都察院（同）　⑩ 府學（同）
⑪ 侯官縣（同）　⑫ 市舶提擧司　⑬ 織染局 原市舶府　⑭ 常豐倉（同）　⑮ 三山驛（康熙間驛を裁す）

（ ）内は清代同位置に於ける官衙等を示す

る。然るに林此に據れば張瑄の議にて王欽宅に市舶司を置けるは成化十年である。此間一兩年福州に存置したと見らるゝ舊司の所在は明かに判らぬ。高岐の市舶提擧志司に提擧司圖として收むるは、王欽宅趾の市舶司の其後改建增築せられたもので、現在の烏石山北麓の營房裡に近く澳門路の地であらう。

八閩通志に泉州來遠驛につき「成化八年提擧司移二置福州一、驛遂廢」とあつて、市舶司の移轉と共に廢絕したるは當然である。高岐は既述の如く、成化五年の奏の結果、進貢廠・柔遠驛を河口に建てたと述べ、之に續いて「進貢廠在二郡城東南河口一、國初創建、凡番國貢獻方物、初皆貯二於此一、然後轉以上進、懷遠驛在二進貢廠之南一、國朝創建、以爲二番國使臣館寓之所一」と記してゐる。此文は八閩通志に准依したもので、郡城東南河口が府城東南河口とある他に一字の出入もない。明代三箇所の驛を通じて柔遠驛とも稱してをり、懷遠驛の名稱は廣東に於けるものだが、かゝる嚴密の區別あつての使用ではなからう。進貢廠・柔遠驛が明初より河口の地に設けられた事は疑ない。

成化二年の朱賢・同五年の張瑄の奏に、蕃船多く福州河口に到るを以て、市舶司の福州移置を論じてゐる。正統四年八月巡按福建監察御史成規が琉球使臣の廩米日給等の弊を論じ一琉球

國從來使臣、俱於福州停住、館穀㆑之需所㆑費不㆑貲」とある。（正統四年八月丙戌）福州に於ける停住の館は即ち河口の柔遠驛であらう。永樂二十一年の使者阿不察都度等は赴京進貢して、南歸して福建福州府高惠里に到つて住泊してゐたが、洪熙元年三月回還の期も迫つたので、本里住人の陳銘・黄恩等及び福淸縣方民里の人周文質に返償を求めた。即ち彼等は共謀して貨物を替買するためとて、二次に亙つて琉使より賞賜の寶鈔四千五百貫を騙去したのである。然るに陳銘等は却つて罵つて「你這番子、多是叛、因㆓惡類㆒、你夷:禽獸之行、陽爲㆓進貢㆒、陰爲㆓刼掠㆒、朝廷不㆑聞㆘與㆓你這賊蠻㆒於此往來㆖、俟㆓我一日機會㆒、到㆑京奏、知㆓教你毀㆑蹤滅㆒㆑跡」といつたといふ。（一二ノ二洪熙一・閏七・一七）高惠里は嘉崇里と共に宋代の高蓋北鄕の地で（閩書卷之一方域　閩縣）河口の地も之に當る。淸末嘉崇・高惠兩里を合して南臺區とし南臺・水部の二段としてゐる。（淸鄭祖庚等撰・新撰閩縣鄕土志附卷五　地形略）高惠里に到り住泊すとは恐らく柔遠驛に館寓したのであらう。明制では市舶司の所在に驛廠を設け、貢道之に由り、使臣は此驛に泊住し、又定まれる應行事宜を受くるのである。琉球船が早くより河口に入り、其驛館に停住せる事は確で、泉州來遠驛は空虛の施設と化し、市舶司も亦閑散なるものであつたらう。

市舶司に對し、永樂以後朝貢船の事宜及び貿易上絕大の勢威を以て統莅するに至つた市舶太

監府に就いて此處に考敍する要がある。

八閩通志に福建市舶提擧司（之は卷之四十屬司の條に在る）とは別に統莅使臣公署の條に提督市舶衙門の記載があつて、「在二光澤內一、舊織染局地也、初建二於府治西南法光寺東一、成化十六年提督市舶都知監韋査與二織染局一互易創建、上三公署、俱布政司東南」とある。卽ち提督市舶衙門は光澤坊內の舊織染局の地に在り、成化十六年に市舶都知監韋査が織染局の地と互易して創建せるものであり、三公署（鎭守衙門・巡撫公署・巡按監察御史察院）と共に布政司の東南にあるといふ。同書の織染局の條には府治の西南地平寺の東にあり、舊提督市舶衙門の地であつて、元は府治の東南光澤坊內にあり洪武八年の建立であるといふ。されば提督市舶衙門は元は地平寺の東にあり成化十六年に光澤坊內に移置したので、其舊趾成化十六年後の織染局の位置は湧門の地に接し、王歛宅趾に設けられた市舶提擧司に近い。されば清の郭柏蒼等も「提督市舶舊衙與二福建市舶提擧司公署一、皆在二烏石山北麓一」といつてゐる。（烏石山志卷之四）

重修福州府志の巡按察院の條に「在二光澤坊內一、嘉靖二十七年改二市舶府一爲レ之（其地卽織染局、成化間建二市舶府一、御史陳宗夔自二南院一徙居、因改爲レ之）」とある。（明林燫等撰（萬曆二十四年）重修福州府志卷之十一公署）福州府志（明林烴等撰（萬曆四十一年）卷九公署）閩書（卷之三十二建置）閩都記（卷三）の記載之に同じい。之に據れば提督市舶衙門卽ち市舶府は嘉靖二十七年改めて、巡按察院とし

御史陳蘷南院より徒居したといふ。閩都記に察院に續いて栢衙の記事がある。栢衙は察院に南接し、元の行省の行省郎中栢帖穆爾の住居の故地で、栢氏一門の沒後宅は荒廢に歸して久しく、芳名猶當時に殘り、成化年間の侍郎黃堯復・尙書黃鎬二人の故宅もあつたとある。成化二年朱賢は此地に市舶司を移さん事を奏したのである。

市舶提督衙門は卽ち市舶太監府である。內監の市舶董事は福建は廣東同樣に永樂初年より行はれ、嘉靖初年裁革された事は後段に述べる。されば地平寺東に衙門の創立されたるは、永樂初年にあらう。嘉靖二十七年光澤坊內の衙門が察院に改められたるも、既に廢止に歸したからである。されば高岐が成化五年の奏の結果、進貢廠・柔遠驛を河口に建てたとなすにも混亂があるが、市舶太監府を栢衙に建てた事を記すは誤解である。之恐らく成化十六年都知監韋查の光澤坊內移建を混同したものであらう。

溯橋の提擧市舶司は卑陋圯壞琉球の進貢ある每に龍亭儀杖假に儀門を設けて執行する狀であつたので、弘治十五年春市舶太監劉毅は鎮守太監鄧原・巡按御史陳玉と謀り、提擧武全・通判楊瑞をして工事を董せしめて、外は重門、正廳は兩廂とし、宴室・浴室・廨等を設け、計屋七十餘間を建脩し、九月十五日に起工十二月十六日竣工した。當時都布按三司にて市舶司の敷地

を買收し、東は官衙に至り、西は地平堂に接し、南は軍人張清等の宅に北は官河に至つたといふ。（福建市舶提擧司記）高岐の書の提擧司圖は嘉靖末の實狀を示してゐるが、同書の署舍の條に次の如くある。

提擧司正廳三間　穿堂二間　中堂三間　東房三間
西房三間　吏戸禮書房三間　兵刑工書房三間　儀門三間
屏門一座　大門三門　土地祠三間　荔枝樹一株
龍眼樹四株

提擧宅
客廳三間　中房三間　兩耳房八間　廚房一間　宅門三間

副提擧宅
客廳三間　中房三間　耳房三間　廚房一間　宅門二座

吏目宅
客廳三間　中房三間　耳房八間　宅門一座　東公廨房六間
西園房三間

閩都記に據ると嘉靖年間に巡按聶豹は市舶提擧たりし羅倫（文毅、一峰と號す）のため朱紫坊に一峰書院を建てゝ祀つたが、萬曆十七年に至つて督學使耿定力は撫臺に請ふて提擧司衙を廢して羅倫と共に提擧舒芬を合祀して兩賢祠を建て、更に同二十二年知府阮氏提擧衙を改めて杉洋督捕館としたといふ。卽ち兩賢祠は市舶司の一部に置かれた如くで、後に提擧副使徐郎登等が祠前の地十數丈を求めて門を建てゝ東南より出入する事とゝし、私署（督捕館）との間に高牆を以て隔てたといふ。（明徐郎登撰兩賢祠記 烏石山志 卷之四）　杉洋は古田縣の郷名で、弘治頃より盜賊の巢窟となり、彼等は杉洋より出沒したので、督捕の館を設けたのである。（閩書文莅志 魏察傳）　閩書の文莅志（卷四十九）に提擧以下の吏員は萬曆八年に裁革せられたとある。重脩福州府志（卷之十一）に市舶提擧司の條あつて、未だ督捕館に改めし事に及ばず、「有二吏目一廳一」と記してゐる。蓋し琉球の遣船は連年絶えなかつた事でもあり、急遽市舶司官吏の裁革を舉行するは困難でもあつたと思はれる。福州府志に「海防督捕館在二烏石山東北一、舊市舶提擧司、萬曆二年廢、改爲二公館一」とあつて明かに萬曆二年は二十二年の誤である。閩書の建置の條の記事も府志を踏襲してゐる。かくて既に提擧司衙は廢せられ、萬曆二十二年市舶司の他の衙は督捕館に改まり、同三十一年巡撫朱運昌奏して通判をして福寧北路海防を兼管せしめ、春秋汛畢るや此處に駐在して杉洋地方の警備に當らしめた。

市舶提擧司廢止の後には、やがて其掌務は海防同知に承繼された。乾隆の福州府志に「本朝省ニ並其事于福州海防同知ニ」とある。（清魯曾煜等撰 巻之十九 公署）萬曆三十七年七月六日付の福建承宣布政使司咨文に至る迄は、進貢物・附搭物の盤驗に就いて「因到レ司、備レ咨、准レ此、已經ニ本司委官會盤明白ニ云々」と記すが、同四十年五月十三日付の咨文以後のものに「因到レ司、准レ此隨行、據ニ福州府海防館查一、將ニ進到方物盤驗明白ニ云々」とある。方物の盤驗に立會ふ事は市舶司職官の一要務であつたので、海防官が之に代れる事實を示してゐる。海防同知の此制は之より先漳州府海澄縣にて東西二洋往販の商船に對し稅餉を督理せしめたると同類であるが、海防官が貢務を掌領する點に、琉明間特に日本々土を結合する時代の動きを察する事が出來る。

進貢廠に就いて高岐は

有ニ交盤廳及庫房・二門・外門一、弘治乙丑（十八）督市舶太監劉廣重加ニ修飾一、又建ニ於交盤廳之後太題名牌一、正德壬申（七）督市舶太監尙春、又建ニ控海樓於交盤廳之左一、樓之前爲ニ尙公橋一、橋之前爲ニ懷遠坊一、又一廠在ニ府城內東南一

と記してゐる。劉廣は前職官の閱歷等の傳なきを以て、故牘に稽へ遺老に詢ふて、官秩姓名僅に八人を得て碑亭を交盤廳の後方に作つて碑記し、按察司副使杭濟に之が記を求めた。市舶提

學司志に收むる提督福建市舶題名記は卽ち是である。尙春の事蹟は兵部尙書林潮撰の尙公橋記に詳しい。同記に據れば彼は正德五年秋都知監太監となりて來閩し、市舶事を總管した。方物の會盤は大體一日を以て河濱で行ふ例で、木橋を架して諸貨を運搬し登岸するもの、板弱く繩朽ちて、遽に墜ちて蕃使の溺るゝ事があつた。依つて尙春石工に命じ橋を造り、橋の東に坊を樹てゝ懷遠といひ、西に樓を建てゝ控海と稱した。提擧王尙學は通事黃仕明・官牙馮驥等を率ゐて役を董し、七年五月十六日に起し、十月二十七日に功を終へたといふ。嘉靖年間の實狀は市舶提擧司志の貢廠圖に示す所で、同書の署舍の條に

進貢廠房屋

錫貢堂三間會二盤方物于此一	承恩堂三間察院三司會二宴于此一
控海樓一座三間	廚房一所
儀門三間	運府提擧司會宴堂三間
待夷使宴堂三間	更樓一間
守宿房五間	庫內香料庫三間
椒錫庫一間	蘇木庫三間

福建市舶提擧司志所載

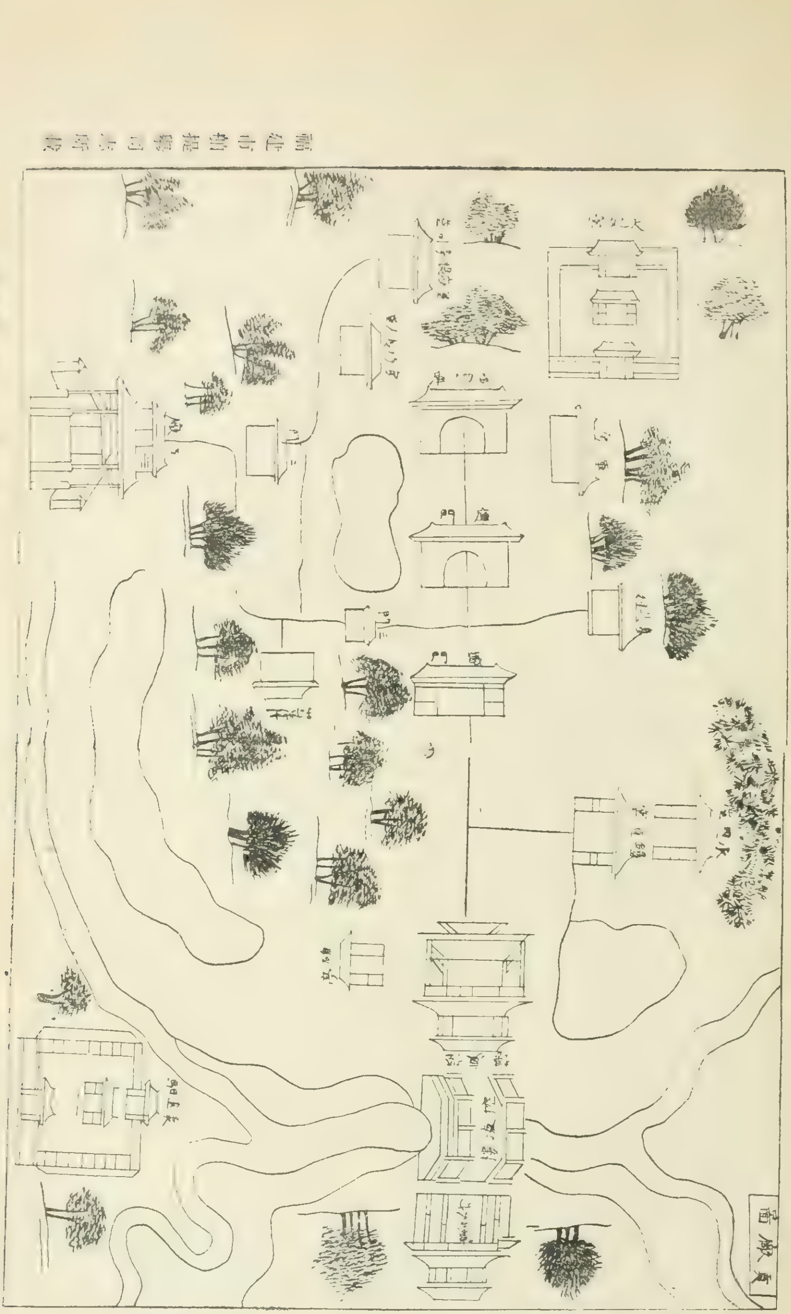

九貢廠圖

硫磺庫一間共八間　揀篩煎銷硫磺兩廊
房共二十間　庫亭一座三間
庫門三門　外叄門一座
貳門一座　大門一座
門外坊牌一座　各小角門三座

とあり、其他に天妃宮一所・眞武祠一間・土地祠一間等並に樹木に及んで詳記してゐる。八閩通志以下の地志並に高岐も廠は方物を貯ふ所であるといつてゐる。然し單に方物を庫貯するのみでなく、方物會盤・筵宴等の重儀が此處で行はれた。柔遠驛に就き高岐の記す所は

柔遠驛
前廳三間　兩邊臥房共六間
後廳五間　兩邊夷稍臥房共二十七間
武門三間　兩邊夷稍臥房共六間
守把千戶房兩邊共十間　軍士房二間
大門一間

一〇 琉球館附近地圖 （圖版八の右下に續く）

閩都記卷十三に據れば控海樓は隆萬間屢〻修理をした事が見える。尙公橋は重脩福州府志以下乾隆の府志並に康熙清鄭開極撰（康熙二十三年）卷之七乾隆清吳嗣富撰（乾隆二十三年）の福建通志等にも記す所である。

驛廠に關する萬曆以後の府志・通志の記事は殆ど一律で、新事實の加ふべきものがない。康熙元年二月初九日の尙質の咨文に

於レ福省水關外、設二柔遠驛壹所一、中有二頭門・儀門・大堂・月臺・左右兩傍房舍參拾貳間一、皆脩整完固、使貢臣有レ棲止レ之、地方物無二濕壞之虞一、又於二附レ驛曠地一、週圍砌墻、日夜巡邏、使下居民貢使無二相混雜一、嫌隙不上レ生、和好永□規制甚弘、體恤至曠也、查自二戊子（○順治五年）兵火一、本驛大堂・頭門・儀門頽爲二曠土一、兩傍房舍、僅存二壹拾陸間一、居止淺窄、每下至二風雨一之夕上、貢伴滴漏不レ堪、方物傍惶恐レ濕、

とある。一四ノ一〇清末の新撰閩縣鄉土志附錄五に「柔遠驛、卽琉球會館（○現在では琉球館と稱し琉球會館は別に在る）在二太保境後街一、前有二十家排一、李姓四戶・鄭・宋・卞・趙各一戶、代售二球商之貨一」とある。驛の諸門・堂臺・房屋等殆ど廢毀した。現在は正門・正廳（○天妃を祀り前半は茶棧に改築してゐる）土地祠・崇報祠あり、何れも嘉慶・道光以後の建造である。正門より正廳に通ずる道の左側は十間長屋で、沖繩縣人の製茶に從事する者等が居住してゐる。

一　琉球館

昭和十一年米倉二郎氏撮影

進貢廠は驛の北に位置すると八閩通志以下の記す所である。同治の重纂福建通志（巻之十八）に至つて廢署の内に記してある。驛を出でゝ水部門に通ずる道路を進む事數分、直瀆新港に架する小橋の手前に琉球會館と稱する元は宏麗なりしと思はれる建物がある。前清時代牙行の會宴に使用せりと傳ふ。恐らく進貢廠の後址に建てられたものであらうと思はれる。（○圖版一〇の印）

市舶提擧司の官吏は提擧一員（從五品）副提擧一員（從六品）吏目一員（從九品）で、高岐に據れば、俸糧として提擧毎月本色米二石八斗・折色米十一石二斗、副提擧毎月本色米二石四斗・折色米五石六斗、吏目毎月本色米一石五斗・折色米三石五斗とある。又祇候なるものの提擧に四名・副提擧に四名・吏目に二名が附與される。此計十名の祇候は泉州府四名（晋江縣三名・安溪縣一名）・漳州府六名（龍溪縣五名・龍巖縣一名）として徵收される。猶、

眞堂本司弓兵十名・吏目廳弓兵二名あり、此計十二名の弓兵は興化府三名（莆田縣三名）漳州府四名（龍溪縣二名・同隷兵二名）泉州府五名（安溪縣二名・同安縣一名・永春縣二名）の割當となる。他に本司眞堂門子二名あつて、泉州府（晋江縣）より出し、轎傘夫六名・探事馬夫一名は三山驛より撥用する。高岐は成化三年任の羅倫以下高岐に至る提擧名を列擧してゐるが、官歴の年次に間隙もあり悉した譯でない。吏目の如きは嘉靖八年任の尉賢以下四名を擧ぐるに過ぎぬ。

洪武七年の戸部の奏に海外諸國入貢船の附載貨の貿易を許し、市舶司を設け提擧官を置いて之を領すとある事は前に述べた。續文獻通考（卷六十職官十）に「市舶提擧司、掌海外諸蕃朝貢市易之事、辨其使人表文勘合之眞僞、禁通番、征私貨、平交易、閑其出入、而愼館穀之」とあり、明史も之に等い。（卷七十五職官）尤も之は三市舶司に通じていへるもので、征私貨の事項の如きは正德以後廣東のみに行はれた事である。勘合の眞僞を辨ずる條は、琉球にては符文・執照の査檢に當る。傳維鱗の明書に「提擧掌海夷朝貢市易之事、副提擧爲之貳、辨其使人表文勘合之眞僞、禁通番、征私貨、閑其出入、而愼穀之、吏目典文移」と稍や分掌的に記してゐる。（卷六十六）高岐は提擧の責務を評して

我朝司署初設于泉、〇中略茲惟理貢船、不復開海市、副提擧遂未銓授矣、吏目間來任、

亦虚說耳、雖レ有二正提擧一、責至經二理之一、此外他無二事事一、然國初設有二衙門印信符驗字號一、凡遇二進貢一則有二本冊起之關、每年拜進則有二表文一、上司公檄則有二承行一、撥參則有二吏役供使一、令則有二隸徒掌印一、提擧之任、可レ少レ之哉、況隸二會省之地一、秩列二大夫一、與二運府一並レ列、同レ事、有二協恭之義一焉、蒞レ是者其敬爾、有官可歟、

とある。提擧等は方物盤驗・筵宴・赴京・廩糧・市易等諸般の責務を領し、上に市舶監あり、三司並に嘉靖後は察院等の監掌の下に、府縣諸司とも協力之に當つたので、其詳細は後節に述べる。

市舶司に附屬するものに冠帶土通事・牙行・看廠・方物解運の殷實戶・看廠園頭・柔門（遠）驛門子がある。冠帶土通事は外語に通ずる國人を撰び、四員であつたが、嘉靖二十五年一員を減じたといふ。牙行は原二十四名あつて、各年の所當員數は不同であつたが、嘉靖末には僅かに五名に減じてゐた。牙行に就いては第五章に述べる。看廠及び方物解運の殷實戶とは恐らく資力ある運漕業者が委命されたので、六名であつたが、嘉靖三十四年に三名に減ぜられた。看廠園頭は一名で、閩縣の均課徭夫より僉撥し、柔遠驛門子は二名で均徭銀で雇用した。市舶司官吏の裁革後も、以上の如き屬投は人員數に出入あつても、存續さるべき筈のものである。萬曆二

十四年六月、福建提督軍門金恩は市舶提擧司通事馮璽・夥長陳徳等を遣つて、琉球の稍水哈那等三十二名を護送せしめた事が見える。（三十八ノ四寶案、四・九・八） 市舶司は二十二年迄に既に廢止されたが、猶市舶提擧司通事と稱したのである。

市舶太監の設置は、明史に「永樂元年復置、（○市舶司）設官如洪武初制、尋命内臣提督之」とあつて、永樂元年以後の態に記すのみで明かでない。廣東にては嘉靖の廣東通志に「永樂改元、遣使四出招諭、諸蕃貢獻畢、（中略）乃命内臣監鎮市舶、設公館于城南水邊、後改建于郡西仙湖（今爲分守道）」とあり、（明黄佐等撰（嘉靖三十七年）巻六十六 夷情上）又「永樂元年八月、命内臣齊喜提督廣東市舶提擧司」といふ。（同巻七事紀五） 福建にても林此の記に「永樂元年始置市舶提擧司於泉、設官掌之、又主以中貴一人」とあり、高岐が擧げた先年市舶府太監歴任職名の最初のものに「楊斌交趾人、洪武年間膺選、歴陞奉御、永樂初年任」と記し、同じく永樂初年に置かれたのである。高岐は楊斌に次ぎて「梁廣、湖廣人、洪武年間膺選奉御、永樂初年任」とし、以下十三員の名を掲げてゐるが、成化以前には明かに脱漏が多い。成化九年任の施斌が卒したる際、同十二年巡按福建監察御史葉稠は三司と共に、琉球國の貢事務繁ならず、内官を差遣するを停め、鎮守太監盧勝をして兼理せしめん事を請ふたが、憲宗聞かずして韋查を赴任せしめた。（成化十二年夏四月乙未）

成化十六年に提督市舶衙を光澤坊内に移したるも彼である。高岐は成化十二年九月其着任を記し、「華查廣西人、宣德四年陞歷、陞二都知監太監一」としてゐるが、鼓山大頂峯に在る成化壬寅（十八）夏四月初九日書の石刻に據れば市舶司少監廣西韋查とある。高岐は正德十四年十月十一日任で、嘉靖五年四月十五日鎭守太監に轉じた趙誠を最後に記してゐる。

浙江の市舶太監は嘉靖八年三月御史毛鳳韶の議に依り、兵部より裁革すべしとの意見を上つて、市舶事務を鎭守内臣の兼理とした。廣東では同十一年五月巡按林有孚より鎭守内臣の非法を奏し、兵部尙書李助覆議して、大學士張孚敬之を力說して、鎭守並に市舶の內臣を革めた。（臺北帝國大學史學科年報第四輯五一頁）福建では嘉靖初年に巡按御史聶豹の鎭守太監及び中官にして市舶を司る者を停めん事を請ふて、市舶董事は裁革された。（閩書卷之四十五文蒞志）聶豹はその乞恩休致疏に於いて、福建の巡按御史となれるは嘉靖六年で八年には寧波府知府に陞任せる事を述べてゐる。（耳雙江文集卷二）光澤坊內の市舶府は嘉靖二十七年察院に改められし事は前に述べた。

(1)　〔重脩福州府志卷之十一公署〕進貢廠、在二水部門外一、夷人方物貯レ之、南有二柔遠驛一、館二使臣一

〔福州府志卷之十一建置志四〕柔遠驛、在二水部門外、河口、進貢廠之南一、國初建、爲二外國使臣館寓之所一

〔閩都記卷十三〕進貢廠在二河口尾一、琉球入貢駐二泊于此一、有二柔遠驛一

〔閩書（卷之三十、建置）〕柔遠驛、國初建爲二外國使臣館寓之所一、其北爲二進貢廠一、外夷方物貯レ之

〔康熙福建通志（卷之三十六公署）〕柔遠驛在二水部門外河口進貢廠南一、爲二外國使館寓之所一

〔乾隆福州府志（卷十九公署）〕柔遠驛在二水部門外一、明曰二懷遠一、以爲二琉球諸蕃使臣館寓之所一、國朝因レ之、進貢廠、在二郡城東南河口一、明初創建、凡番國貢二獻方物一、皆貯二於此一、然後上進、有二交盤廳及庫房、二門、外門一（○本文の如き全然八閩通志を踏襲したるなり）

〔乾隆福建通志（卷之十九公署）〕康熙志と同文

〔同治重纂福建通志（卷之十八公署）〕乾隆福州府志に同じ。唯進貢廠を廢署中に入る。

序を以て顧炎武の讀史方輿紀要（卷九十六福建二）の記事を掲げると、柔遠驛、在二水部門外河口一、稍北爲二進貢廠一、明初建、爲二外國使臣館寓之所一とある。

第二節　船隻・人員・貢年の制限

明の太祖は洪武二年以來諸國に使を遣し卽位建國を報じて詔諭し、市舶司を設置したが、やがて諸國入貢の年期、使臣の員數等を制限して市舶司を廢止した。海外政策の消極化せるには、使臣等への頒賜、廩糧其他諸般の經費を節減せんとする事情があつた。洪武二十七年頃に

は海外諸國多く姦詐なりとて往來を絶ち、唯琉球・眞臘・暹羅の入貢を許すのみであつた。然るに成祖卽位するや官を朝鮮・安南・占城・暹羅等の諸國に派し絨錦織金文綺等を頒ち、琉球へも行人邊信・劉亢を遣り卽位を告げ、又鄭和等をして屢次大擧西征せしめて南海諸國の入貢を促し、市舶司も復設し、驛館を新置して、頗る積極的となつた。されど其晩年には外夷招集の費に困迫せりとて、翰林院侍讀李時勉等は、外夷の朝貢は近きものは三年一貢遠きものは五年一貢とする事を奏申した事があつた。

宣宗朝以來諸國の通交に關係ある諸般の經費を節減する事が、益々提議されて、漸次實行に移されてゐる。其主要なる事項を掲げると次の如くであらう。

一、船隻、赴京及び廩糧を支給すべき人員、貢年の制限

二、使臣等の賜物、筵宴、廩糧及び停留期間等に關する制限

三、入貢のために特設されたる機關（司所並に職官）の整理

四、國王及び王妃に對する頒賜、附搭貨の官貿易の縮少又は制限。附搭貨貿易の制限には、數量制限及び給價法の改變がある。

以上の如き諸制限には、國情の漏洩、使臣等の非違、使臣等と官司居民との生釁等種々の契

機が纏綿し、又公論されてゐるが、其共通的にして基礎的の原由としては財政問題にある事は容易に見出される。[1]

右の内三の條項は本章第一節に述べたる所で、二は第三節四は第五章に說く所に該當する。

琉球使船の隻數及び貢年に就いて當初は特に制限はなかつた。一歲二貢の例も多かつたのであるが、尙德頃よりは實際上一歲一貢となつてゐる。成化十五年九月の尙眞の表に「臣伏讀祖訓條章、許臣國不時朝貢、故自臣祖父（尙德）以來皆一年一貢」とある。（成化十六年四月辛酉、同時に捧持した船隻修造を請へる表文は寶案中にあるが、此表文は失はれた）成化十一年四月禮部より前年成化十年に福建守臣より琉球國使臣等懷安縣民陳二官夫妻を殺して房屋を焚き其財物を刧めたるを報せるを奏して、勅を齎して省諭し貢期を定めん事を請ふた。依つて宣宗勅して福建巡按等が通事蔡璋等の殺人掠奪を奏するを告げ、王（尙圓）の璋等を罪し肆惡の徒を追究して法に依り懲治し、以後二年一貢とし、止百人を許して多くも百五十人を超えざらしめ、國王正貢の他に私に貨物等を附帶するを禁じた。（成化十一年夏四月戊子、一ノ二一成化一一・四・二、）通事蔡璋等は成化九年秋冬に渡航したのであり（使者安達路。王達魯の駕船に坐したのであらう。此船の符文等を缺く）勅書は十年秋冬渡航し翌年夏歸還せる正議大夫程鵬に附せられた。そこで尙圓は同年八月二十六日既に符文等を給せる長史梁應等の使船の出帆を抑止して、翌春開讀復命の表文を草した。

琉球國中山王臣尙圓奏、爲ニ開讀復　命一事、本國成化二年、謹備ニ方物一、差ニ正議大夫等官程鵬等一、朝貢回还、齎ニ捧　勅諭一、到レ國、開讀、省ニ夾邦一、責ニ問先次通事蔡璋等一、追ニ究行刧番人一、依レ法懲□（治）一、今後每船壹百人、多不レ过ニ一百五十人一、二年一貢、遵依、即拘ニ通事蔡璋並同船□起人犯一、親自逐一隔別、研ニ究各供陳一、陳二官被ニ賊刧殺一、拘ニ問之一、先船離ニ港外馬頭江綱崎[2]一抛泊、通船人衆不レ許ニ一人登岸一、豈□番人遠離ニ本船一、強刧ニ殺人一、情由異口同詞、事明理順、委無ニ實情一、懷安縣官一時無レ從ニ挨捕一、只憑ニ陳二官隣人王宗人托ニ容告一、指ニ番人行レ刧、着ニ該管地方里老一、依ニ憑王宗所レ告、供結申達、上司不レ究ニ有無實跡一、只照ニ該縣申呈一、具奏、出レ自ニ一夫浮言一、煩ニ瀆九重聖聽一、合下將ニ各人備細供詞一、具本復　命上、伏望　天朝海涵春育覃、敷ニ曠蕩之　恩赦一、其疑似□罪

○中略

一年一貢遵ニ奉舊規一、二歳一朝、實爲ニ疎曠一、孝子事ニ父母一、一日不レ見、於レ心不レ安、夷國仰ニ天朝一、一年一貢於レ誠乃甚、乞照ニ洪武・永樂年間事例一、照レ名支ニ給廩粮一、庶免乞焉、實爲ニ萬幸一

一三ノ二一成化
一二・×・×

人員一百名多くも一百五十人を超過すべからずとしたるは、廩給口糧數の制であつて、渡航

人員の事ではない。「照ニ洪武・永樂年間事例一、照レ名支ニ給廩粮一」といへるは其故である。此事は併せて次節の廩糧の條に述べる。私の附帶貨物を禁止したるは、使臣等が私に携帶した貿易貨物の禁止であつて、之は容易に遵行されなかつた。陳二官劫殺の事實に關して、彼我の陳述する所に相違があるが、陳二官・蔡璋の爭は恐らく私の取引の紛擾に起因したものであらう。

其後琉球よりは頻に毎歲入貢の許容を請ふた。尙眞が成化十三年秋冬渡航の長史梁應に附して比年一貢を請へるに對し、翌年四月禮部奏して、琉球連年の章奏は市易を圖るが故に過ぎず、都御史の報に依れば遣使人多くは福建逋逃の罪人で、狡詐百端、殺人、縱火、專ら中國の貨を易して利を擅にせんとするを述べて、比年一貢の許用すべからざるを切言してゐる。（成化十四年四月己酉）貢年・人員等の制限の動機を使臣等の不法に因るとなす事は、足利幕府遣明船に加へた景泰成化間の人船・貢年等の制限の過程と全く軌を一にする。成化十八年五月の勅に「今後王差人來貢、須レ要レ選下擇曉ニ知大□〔體〕一守中禮法上通事番人毎起一二名、量ニ夾件一、嚴加ニ戒飭一、俾ニ往回一、小心安レ分、毋レ作ニ前項非爲一」といへるは（一ノ二六）成化二十一年二月の幕府宛勅書と同旨で、之は成化十七年十月禮部の奏請に依り、全く同じ趣意を諸外國一般に諭示する事となつた結果である。（成化十七年冬十月癸卯）成化十六年王舅馬怡世等尙眞の旨を以て比年一貢を請へるに對へた勅に、貢年・人員

の制は擾人違法に因るものであつて、冗費を裁省するが故にあらざるを諭してゐる。一・二五 成化一六、四・二一、成化十六年四月辛酉 之、却つて制限の理由の奈邊に存するかを吐露するものといへよう。

正德二年春王舅亞嘉尼施等入貢して武宗の登極を賀して每歳一貢を乞ふや、禮部覆議して今期入貢の期限に違ふを以てかゝる奏を爲し其非を飾るものとし、成化間の法を失はざらん事を奏したが、武宗は特に一歳入貢を許した。正德二年三月乙卯 然るに世宗卽位し、嘉靖元年五月二年一貢の舊制に復せしめたが嘉靖元年五月戊午 萬曆四十年に至つて、暫く十年一貢制を置かれた事は前に述べた。

貢年の制は大體に於いてよく遵行されてゐる。皇明實錄の弘治元年正月甲子二十九の條に琉球國入貢使臣を却けしめた事が見えるが、其理由は浙江より來貢するは正路にあらず、又二年一貢の例限に違犯すといふのであつた。使者皮揚那等は禮部宛の咨文を上つたが、それには成化二十一年正議大夫程鵬等が進貢し、歸國して皇太子册妃の事を報じたので、使者を派し表賀進貢するとあつた。三月禮部は奏して琉球入貢は例限に合はぬが、遠夷の情念ふべく、箋文已に着京して却け難く暫く貢納を賜ふて舊例を以て裁し、又福建風水不便のために、浙江より來る事も明かであるから、起送入京せしめ正副使給賜の綵段等は舊例の如くし、獨り伴從人のみ減半して裁抑の意を示さん事を請ふて、孝宗之を許した。皮揚那は成化二十三年八月十一日付の符文

執照を給せられて義字號船に駕し、程鵬・安丹慈の駕船二隻と共に出發した筈で、後の二隻が謝恩のためであつたに對し、皇太子への慶賀進貢の命を有つてゐた。謝恩とは二十年秋冬王舅馬審禮等の三船が渡航し、翌年入京して孝宗の登極に會し冠帯を賜つた事に應ふるものかと思はれる。二十二年秋冬福建に着した筈の馬審禮等も例限に合はぬが、程鵬等二船は二十三年中に無事福建に着岸したのであらう。然るに皮揚那等は「因福建風水不便取路自浙江來」とあつて、風惡く浙江に漂到したので、遲れて越年着岸したのであらう。弘治元年は貢期に當らぬ[3]。安丹慈の船の通事蔡賓が、成化年中南京國子監に學びし時の祭酒劉宣時(時に吏部侍郎)に贄を執つて謝せん事を請ふてゐるから、二船の赴京者とも相會した譯であらう。(弘治元年二月戊寅)弘治十六年は貢年に當るが、此歳遣船なく翌十七年三船渡航した。此事情に就き「先是琉球國遣人往滿剌加國收買貢物、遭風未回、致失一年一貢之期、至是遣人補貢」と福建守臣より以聞する所あり、政府では命じて例の如く納めしめる事とした。(弘治十七年十一月丁未)其後に於いても新帝登極の慶賀進貢等の特殊の場合の外、貢年制を遵守せる事は第二章の表に就いて確め得る。

成化十一年人員多くとも百五十人に限れるは廩給口糧の數である事を述べたが、弘治三年三月禮部は尚眞の奏請に「謂本國貢船抵岸、所在官司、正給口糧百五十名、其餘多未得給」

とあるに從つて、二十名を增給せん事を議して聽された。弘治三年然るに世宗は貢年制の復舊とともに、「朝貢毎船不レ過二一百五十人一」とした。猶念のため附言するのであるが、毎船は毎貢船の義で、貢船が二船以上の場合が尙眞以前には多いが、一船毎の意味ではない、福建市舶提擧司志に「只許レ應二付一百五十員名一」とあるもそれである。

赴京人員の制に就いては、宣德十年禮部尙書胡濙は方今一切の冗費を節して軍民を安せんとするに當り、四裔の使臣多く沿途の供給に疲弊する事を奏し、以て琉球國使人正副使・從人二十人を赴京せしめて、餘は福建に殘留せしめん事を請ふた。宣宗之を裁可したが、實行されてはゐない。成化十八年禮部奏して、琉球國の舊例赴京者四五十人乃至六七十人にて給賞差あり、邇く各國進貢奸弊多く毎國止五・七人を許して多くも十五人に過ぎず、餘は邊に留めて俟たしむるのであるから、正議大夫梁應等十五人を赴京して福州に留めて布政司より均しく給賞せしめん事を請ふて許されてゐる。寶案に就いて見れば弘治以前は一起二隻乃至三隻を最も普通とし赴京人員通常一船十五六名乃至二十五六名であるから、入貢毎に四十名乃至七十名前後となろう。尤も一船毎に起京の時日は前後する事はある。成化十八年の裁定も實施困難であつたので、定員の變更も隨時に行はれたと見えて、弘治三年三月には禮部より尙眞の表により、

琉球國來貢人員（赴京人員を指す）近く止二十五人を許さるゝも、赴京の物貨多く、人員少く、疎略を致すを以て更に五名を増さん事を奏して、許されたといふ。（弘治三年三月癸卯）實案にては正德間は毎貢一・二隻が普通で、起京人員二十五・六名乃至五十人程度とし、嘉靖以後特に隆萬間は毎貢殆ど使船一隻にて、使者の數も多くは一名に過ぎず、赴京者も十五六名乃至三十二・三人であつた。天文八年の遣明副使策彦周良等の一行が嘉靖十九年二月赴京の途楊村驛にあつた時に、琉球人十五名が二船に分乘して來り、彼等は釣雲（一に宰窓と號す、遣明船居座）、河上杢左衛門（第二號船々頭）と面識の間であつたといふ。同年三月二十七日周良等北京會同館に在りし時、琉球長史釣雲の宿館に來訪し、四月十日に起身歸國したといへば、楊村驛にて遭つた際も彼等の赴京の途であつた。（初渡集）物貨・人員・船數すべて輕少にて、琉球使臣の行程は早く、周良を追越したのである。嘉靖十八年八月一日付符文等を齎し秋冬渡航せる長史梁梓等が此一行に該當する。符文・執照には人伴十七人を加へて赴京人員二十人とあるが、五人は削減されたものと考へられる。

（一）足利幕府の遣明船通交貿易上に示された經過は、神戸市史第二輯附錄中世の兵庫と外國關係（第二章第四節・第七節）並に臺北帝國大學史學科年報第四輯（足利後期の遣明船通交貿易の研究）（六・七）に述べた。船隻、人員、貢年の制限は特に同年報第三輯（[illegible]に關する問題）に詳論してゐる。

(2) 馬頭江又馬江といふ。閩書に「馬頭江東通二大海一、既廣且深、中有二馬頭石一、潮退則現」とある。（巻十三方域）閩江と稱するは馬尾以下の峡流で、馬尾附近を特に馬江といふ。馬頭尊の銀は今も殘つてゐる。（四十敬四四頁）

(3) 明側の記錄には二年一貢制の時代にも連年の入貢を記す場合がある。明史を始め類似の書はすべて實錄に就いて批査すべきは論を俟たぬが、其記載は屢〻指摘せる如く、使臣入貢後の事實の際に多くかゝる。使船の渡航の時期は尚德以下の年一起に於いて、尚眞以前秋冬、尚清以後春を主とするが、二年一貢制下にて此兩季の渡航相承くる際は、秋冬の貢船は翌年春夏の入京となり、春の貢船は同年中の入京となるを以て、實錄に連年の記載となるは當然である。然らば明制にて貢年の當否を何時を以て基準とするかといふに、之は福州當着の際である。天文十六年遣明船に於ける事實はよく之を說明してゐる。使船に附する諸文書の日付は秋冬渡航船にては十月以前であつて、勿論年內に福建に着岸するが普通である。故に此歲を以て、貢期とする文書を屢〻記すも當然である。

第三節　使船に對する應行事宜

使船の着岸以後回還迄の明地滯在中の行程行事、明の之に對する事宜等は多少の繁閑精疎の差はあつても、大體に於いて幕府の遣明使に對するものと旨を同じくする。高岐の福建市舶提

擧司志は明制を知るに絶好の文獻であつて、遣明船に於ける允澎入唐記・周良の初渡集・再渡集等は又其實際を記して詳細なる史料であるから、彼我對比してよく遣舶の事情を究明し得る。

一 進貢使の行程

琉球使船の小埕澇水寨を經て閩安鎮に到るや、該地の巡檢司は之を福州の諸衙門に申報し、把總指揮より千百戶一員を差し、軍船に坐駕して護衛せしめて河口に進む。使船が何れの海邊に着するも所在の巡檢司・千百戶所等は之を糺査して所管の地區を護送せしめたのである。報を受けて都司は指揮一員を委命し地方沿江の巡邏を督同して警戒せしめた。察院は都布按三司と議して、首領官三員を任命して各封皮を附する。又提擧司掌印官は土通事・匠工等を帶領して共に使船の停泊する場所に赴く。果して進貢船たらば、其符文・執照を査驗し寫を取り、使船の艙艙を法の如く釘封し、原委の指揮防護して港に進む。官員は艙艙封過の次第を稟報する。水淺くして進航し難くば、使臣等は槓棋行李を卸して、自ら船隻を僱ふて柔遠驛に搬運し、進

貢方物は芋原驛に命じ站船を取撥して裝運するのである。此場合に布政使司會差の原委員が預め察院並に三司に封皮を稟請して、船に到り封を驗して艙を開き、方物を站船に積み法の如く封釘し、船戶の領狀を取り、進貢廠河下に到つて盤驗を俟たしめる。使臣等は各自の行李を驛に搬運して、此由を提擧司に申報するのである。

重脩福州府志卷之五に「城之水關四、一在二水步門之東一、引二南臺江潮一、自二河口一繚繞、凡三十有六曲、由二水關一入レ城、土名直瀆諸浦」とあり、閩都記卷十三に、直瀆新港、在二河口尾一、初郡城水關四、〇中略一在二水部門之東一、引二南臺河潮一、自二河口一直瀆、凡三十有六曲、由二水關一、入レ城、東西環合、以萃二風氣一直瀆、又北通二東湖一、受二東北諸山之水一、其流甚迅」と記す。路通橋の近邊より臺江に直通するのが、新港であつて、鴨姆洲近邊の地形の變動は甚しいが現在でも新港の街名に其跡を留めてゐる。新港は弘治十一年鎮守太監鄧原が琉球船の便を計つて鑿透したものである。嘉靖初年の給事中謝蕡の復舊河疏に新港鑿透以前の水流を述べて

海門潮汐、繇二閩安鎮一、歷二閩縣鼓山・歸善・崇賢・高惠四里一、計有二三十六灣一、周流瀠廻、抵二河口水部門一、散入二城中一

とある。鼓山・歸善・崇賢は清末の東山區に當り高惠は南臺區にて河口の地方であつて、府城

東南四里に亙り幾多の屈折あつて水歩門より閩江に通じたのである。されば琉球船は「以レ故夷人入貢、番船必候ニ風潮一、撐駕曲折、數日然後可ニ以至レ驛一」といふ有様であつた。然るに太監鄧原は貢船の便を計り河道を改易し、上王地方にて大江に鑿透して之を新港と稱した。之がため船は臺江より新港を經て驛廠に通ずるに至つたであらう。然し謝蕡は新港鑿透の諸害を述べて(一)水勢直に江河に達し、外夷に對する備薄弱となれる事、(二)新港の開鑿により膏腴の民田一頃有餘を失ひ、浮糧を致し、戶に在つては累年糧差を賠納する事、(三)港門水急にて舟楫往來に橋梁を激破し、修理の費大なる事、(四)夏秋間の洪水に濱河の田土崩落し租稅の減ずる事、(五)舊河三十六灣の水迂廻紆緩、灌漑田萬餘頃、今は水利通ぜず田皆荒蕪する事等を擧げて新港の塞杜、舊河の復通を奏請してゐる。（乾隆福建通志卷之六十六藝文） 其後郡守汪文盛塞杜したが、間もなく潰れ、萬曆十五年郡守汪鏵隄壩を築きしも天啓三年潰れたといふ。後又塞ぎ、康熙初年に復開き、乾隆十年に巡撫周學健、塡塞を請ふて、路通橋より閩安關に至る長八百二十六丈間の舊河を開いた。（○閩安關は萬壽橋の北頭に置かれた。plan of the port of Foochow, Decennial reports, p. 457） 同十三年旱災により東關外村民新港の吐塞を以て環水に便ならずとて鑿通を請ふて巡撫潘思之に從つたといふ（乾隆福州府志卷七水利）

嘉靖四十年五月封舟は既に長樂に廻航したが、正使郭汝霖等は、二十五日に新港にて都布按

三司に別れて出船した。明治以後琉球使船は新港を利する事多かつたであらうが、驛廠に至るには水淺くして舶船を必要としたであらう。萬壽洲の如き江中の小洲が發達し、埋められて、沿地に續いたであらうし、府城東南水流の變遷は殊に甚しく、古昔の推移を現地に求むるは非常に困難である。

進貢方物の盤驗は察院の批により布政使司日を擇んで箚し、提擧司之を受けて日期・封皮・張數の手本を具して稟申し、各衙門進貢廠に臨席して行はれる。原委員先づ船を驗して艙を開くを稟申する。提擧司は閩侯懷三縣に命じて籮・桶・槓等の調度を廠に備置せしめ、布政司より府及び閩侯懷三縣に令して酒席を備へて使臣を饗應する。此間都司の命にて左右中の三衛より金鼓・旗・吹鼓を撥して、銃手軍士を出して排列して警護する。各衙門の官員、使臣等參會し、盤驗が行はれるが、馬疋・蘇木・胡椒・硫黄等の方物を逐次匠人をして驗報せしめ、三縣の民夫が廠の各庫に搬入するのである。原委官は封皮を請ふて庫を封じ、都司は左中右三衛より百三員・軍士一百名を撥し、提擧司吏一名を撥して、每夜提鈴巡邏して方物を防守せしめる。又千戸二員・軍士三十名を撥して、柔遠驛門を守り、提擧司は使臣等の擅に出入して居民と交通し、違禁の貨物を貿易するを禁止する旨を示すのである。

察院並に都布按三司より各使を上らしめ、琉球貢使來着を走報する。而して方物の收納・筵宴・使臣の赴京がある。方物の中で硫黃は布按二司の委命の官一員提擧司官と公同廠に到り、草包の生硫黃を拆開して匠人をして成色を驗看せしめ、舊規に從ひ春篩法の如くし、煎鎖して餅を作らしめるのであるが、かくて方物の樻數を申報する。布政司委官は樻を解き、提擧司は封樻の日期及び封皮の式樣張數を呈報し、封印を原委官員に給與すれば、原委官員之を領帶して廠に到り公同驗看の上で樻に釘封して庫に收めるのである。かくて布政司は府及び三縣並に三山驛遞に命じ、都司は福州の三衛に令して、樻數に應じて夫を撥し、三司より委命の千百戶四員の內二員は提擧司より差遣の看廠と共に殷實戶二名を傭用して、方物を領解して南京內庫に交納し批廻附卷を領收するのである。

萬曆重修の大明會典（卷之一百五）琉球の條に、貢物の品名を羅列して

右象牙等物進收、硫黃・蘇木・胡椒運二送南京該庫一、馬就二於福建一、發二缺レ馬驛站一、走遞、磨刀石發二福建官庫一收庫

とある。卽ち象牙等は京に進め、硫黃・蘇木・胡椒は南京內庫に收め、馬は福建の驛遞に、磨刀石は福建官庫に撥するといふ。萬曆二十三年渡航の正議大夫鄭禮等半艘の使船の方物收納に

就いて看ると、硫黄は錆煎して餅を成し、南京該庫に解送して批迴附卷を得、（萬曆二三・五・二七 七ノ三）同二十七年渡航の長史鄭道等坐駕の使船に於いては、馬は福建の驛に發せられ、鎗・刀・甲・盔・螺は使臣と共に赴京し、硫黄・土夏布は南京に收めてゐて、南京搬運に際し福州右衛指揮江燫が領解し、南京禮部に交納してゐる。（萬曆二八・六・一 七ノ七）

されば進貢方物の内にて、刀劍・鎗・甲・盔其他武具類・金銀器皿・螺殼・象牙等は北京に進め、香類・漆器・屏風・扇子等も同樣であつた事と思ふ。硫黄・蘇木・胡椒・土夏布は南京に送るが、銅も多分同じである。之は幕府の遣明船の場合に大體似てゐる。然し以上は嘉靖以後の史料に據つて記述せる所である。大明會典（卷一百八）朝貢通例に、恐らく洪武二十六年の制と思はるゝ一般規定があつて、馬に就いては

凡進二馬贏一到二會同館一、即令二典牧所一、差二醫獸一、辨二驗兒騍騸及毛色齒歲明白一、備二寫手本一交收、及令下本館（○會同館）放二支草料一喂養上、仍撥二人夫一管領、至レ期進二內府一、行二列千丹墀東一、伺二候御前一牽過、同手本交二付御馬監官一、收領

とあり、金銀器皿等に就いては

凡進二金銀器皿・珍寶・段疋之類一、須三同貢獻之人驗視明白一、具寫奏本、仍以二器具一裝盛、或

黄袱封レ裹、分二撥館夫一、一同貢獻之人收レ館、先レ期一日、關二塡勘合一、開二報門單一、次日早照二進內府千殿前丹陛等處一陳設、一一交二付長隨・內使一收受

とある。又蘇木等に就いて

凡進二蘇木・胡椒・香蠟・藥材等物萬數以上一者、船至二福建廣東等處一、所レ在布政司、隨即會二同都司・按察司官一、檢二視物貨一、封レ寄完密聽候、先將二番使一起送赴レ京、呈二報數目一、除二國王進貢一外、番使人伴附搭買賣貨物、官給二價鈔一收買、然後布政司、仍同二各衙門官一、將レ貨稱レ盤、見數分割、原報二附餘數目一、差レ人起解前來、禮部委官及行二戶部都察院委官一會同、差二督人夫一運二送承運等庫一、稱レ盤入レ庫、禮部先レ期開二寫冬庫該收貨物手本于午門關一、領二各門勘合一、塡寫照進、幷出二給長單一、令三該庫批二寫實收數目一、回レ部備照

とある。正統十四年正月福建布政司奏して、尤沙二縣（○尤溪・沙溪二縣福建延平府に隷す）の强賊靖平せざるを以て、琉球國進貢の馬匹・方物は賊平ぐ日を以て起運せん事を請ふた。（正統十四年正月庚子）尤沙二縣は閩江の上流で、福州より赴京の途に當る。之に據ると馬の如きも起京したのである。大明會典に洪武以後・進貢方物起運收納の場所方法が、國により又種目の差にて續定された事が見える。「蘇木・胡椒・硫黄、近多解二南京禮部一交收」といへる如き其一例である。されば琉球の進貢方物の起

運收納も當初は既述の一般の朝貢通例に準依せるものと推定される。

猶、察院並に三司、提擧司より各人を遣り方物の數目本冊を北京に呈報せる事は會典に示す如くである。

琉球使臣に對する恆例の筵宴畢り、（次項に述ぶ）所定の役員・伴人が赴京する。赴京には例に準じて方物を伴隨し、先に府・三縣・三山驛・三衞より撥せる人夫（一部分は南京納庫に役す）を從事し、千百戶二員（他二員は南京納庫に從ふ）が同行する。萬曆二十三年には百戶石洪、同二十七年には百戶顧大節が押送した。之を伴送官又は押官と稱する　提擧は起槓の日期を稟知し、當日三司に稟請して、先づ西門樓城に到り、槓の出城を送つて、槓官並に發驛たる芋源驛遞の領收を收める。又布政司に起關應付の事を詳報する。

一行は柔遠驛より起程し、芋原驛にて乘船する。芋原驛は舊懷安縣に屬し萬曆八年廢縣後侯官縣に隷した。閩都記（卷二十三）に「皇華使節往來絡繹」とあり、遞運所は驛の東にあつて、隆慶二年八箇所の遞運所廢止後は福建唯一のものとなり站船は此處より撥せられた。

福州杭州間の行程を淸代の實際に就いて見るに、大要閩江を溯り、延平より岐れて浦溪に沿ひ楓嶺を超えて、淸湖・江山に到り衢州に出で、安江に沿ふて下行し、錢塘江に出るのであ

る。[31] 崇溪・浦溪・松溪は合流して建溪となるが、現在にても小船は水源近くまで各溯航し得る。建溪は延平附近で金溪を合せた富岐溪と沙溪との合流を入れ、此邊で河幅一二〇〇呎を超える。水口にて高溪を合せて水量頓に増加し險灘も少くなり、現在冬期の減水期でも小蒸汽を通ずる事が出來る。（福州攷 五八―五九頁）されば積數の多寡、水量の増減、往還（溯降）の別等の時宜に從ひ、或は水口・延平或は浦城等にて水陸の搬運に移行する種々の場合があつたのである。

然らば明代の行程は如何であつたか。市舶提擧司志に「由延平・建寧・崇安、過山、浙江直抵北京」とある。卽ち淸代の如く浦溪を溯行し浦城縣に赴かずして、崇溪に沿ひ崇安縣を經る事となる。此行程は必然に溫林關を超えて、江西の鉛山縣に出で、上饒・玉山二縣を經て岸風關より浙江の常山縣に入り衢州府に到ることゝなろう。大明會典（卷一百四十八）驛遞事例の條に

凡琉球國貢使、使回還、隆慶五年題准、自京至徐州、給馬匹車輛、徐州至福建、給船隻、中經常山・玉山等處、不通舟車者、照扛給夫

とある。

會典に「安南・琉球・古城等國使臣支廩給、應付驛驢・站船或馬快船」（一百四十八）とあるが、站船を給付すべき水驛は明代建寧府にて大平水驛（建安縣）建谿水驛（建陽縣）長平水驛（崇安縣）あり、又驛驢

を應付する驛は葉坊驛（甌寧縣）・城西驛（同上）・太安驛（崇安縣）・興田驛（同上）あるのみで、浦城縣には全く設置されてゐない。遞運所は隆慶二年以前は福州遞運所を除き、建寧府にては建寧・崇安・大安・建陽四箇所にあつて浦城縣になく、他は福州府（水口・懷安）・延平府（延平・大峽）の閩江下域にあつて、崇安を經る崇溪から閩江を通ずる幹線をなした事が察せられる。浙江の衢州府にては萬暦頃に水驛は上航埠頭水馬驛（衢州府）・亭歩水馬驛（龍游縣）・廣濟渡水馬驛（常山縣）あり、古くは驛に信安（衢州府）・龍丘（龍游縣）・草萍・新站（常山縣）があつて廢したといふが、以上の水驛は何れも常山より衢州に流るゝ常山港及び其下流の安江に在るもので驛も亦之に沿ひ草萍は屏風關に通ずる要地である。清湖の屬する江山縣下には水馬驛は一も置かれなかつた。されば明代琉球使臣の往還は崇溪に沿ふて、江西に出で、浙江の常山に達するを普通としたと斷定し得る。水運の行程範圍は必しも一定した譯でもあるまいが、大體に於いて崇安・常山間は陸行し、他は水行を利したものであらう。

既述の如く、北京徐州間陸行と會典に記すが、之は回還の際で、往路は必しも同様であつたといへぬ。徐州は運河と舊黄河との會通點であつて、杭州に南行するに河及び淮安附近以南の運河を利するのである。策彥の再渡集に順天府楊村驛にて琉球長史一行に會した事見え、往路と認定すべきは前述した如くである。されば往路は運河を利して遣明使と行程を同じくしたも

のであらう。

入京した使臣等は會同館に安歇する。明初南京公館を會同館とし、永樂六年に北京にも之を設けて順天府燕臺驛を改置し（永樂六年八月辛巳）其後正統六年北京會同館を南北二館とした。琉球使臣は南館に滯泊するのである。（大明會典卷一百四十五）

在京中には表箋文進貢方物狀の捧呈、皇帝謁見が行はれる。琉球は毎歳常朝の例に屬するものであらうが、洪武三年の制では表箋方物は中書省にて授受し、次に侍儀司蕃使を引き天界寺にて習儀せしめて後、奉天殿の謁見が行はるゝ事となつてゐる。（大明集禮卷之三十一賓禮二）洪武十八年の制では儀禮司習儀せしめたる後、奉天殿謁見の際、表案を奉天殿東門外丹陛上に、方物案を丹陛中道の左右に置き、使臣より表及び方物狀を禮部に捧呈して禮部之を各案上に置き、謁見行はるる事となつてをり、常朝の國使の場合宣表せざる差あるのみである。（大明會典卷五十八）方物狀といへるは方物の數目本冊であつて、現物の收納は前述する如くなつて來た譯であらう。謁見の儀畢つて錫宴（次頁に述ぶ）賜與あり、附搭貨の給賞も北京時代は尠くとも一部は北京で行はれ、會同館開市も許された。

琉客談記に據ると進貢使は春三月頃福州着、九・十月頃起程四十餘日を經て、十一・二月頃

北京着、北京滯留四十日といふ。卽ち一月又は二月初旬起身、三月頃福州着、五・六月の夏汛に歸國するといふ事にならう。然し右の福州北京間四十餘日といふ行程は、方物の一部をも搬運する使臣の旅程としては餘程早かつた場合であらう。康熙二年冊封使張學禮に隨伴した謝恩使が、殆ど半年を要せるが如きは異例であるが（張學禮使琉球記）乾隆四十二年の進貢使は往途七十餘日、歸途八十餘日を要してゐる。春汛渡航の使船、殊に嘉靖中頃以後は殆ど春であつたが、琉球福州間往來の時期が一定してゐる故、概ね琉客談記にいへる行程であつたと思ふ[5]。

洪熙・宣德頃歲二貢の場合はあるが、秋冬比較的多く成化頃よりは專ら秋冬の渡航である。その內には明年の正旦慶賀の爲めといふものもあつて、福州よりの起程は早かつたかも知れぬが、實際は實錄をよく味讀すると正旦慶賀使が必しも舊年內に着京してをらぬのである。嘉靖十八年秋冬渡航の長史梁梓は翌年二月末に入京した筈で、四月十日辭京したから約四十日の滯京である。四・五十日の滯京日數は恐らく洪・永以來略ぼ定つてゐたものである。

回還には鴻臚寺序班一員が福州迄護送する。福州で再び筵宴あり、琉球使臣より土通事を以て離驛の日期を提擧司に通ずる。布政司委官一員・市舶司土通事及び吏各一名が琉球使臣等を逐一搜檢して上船せしめ、梅花千戶所に護送する。沿途經過の各巡司は使臣等の自由に登岸

し、又違禁の貨物を收買し、中國人を夾帶する事を禁戒し、結狀を以て各衙門に繳報する。

以上福建に於ける應行事宜は、主として福建市舶提擧司志に據つて述べたる故、嘉靖後期の實狀である事を注意しなければならぬ。明初以來事宜の一々が如何程の變更を來したかといふ事は明かならざる點が多い(6)。然し明の對外態度の一般的推移、嘉靖初年以來明人の海邊危惧の高潮せる事情等に照し、琉球に對しても警戒的且消極的のものとなつた事は想察するに困難でない。

(1) 明の應行事宜は大體に於いて清代も之を襲踏してゐる。

大清國へ琉球人通融の大抵聞合候覺書（沖繩一千年史 九五—九六頁）に

一琉球、那覇の津より大唐福州津口の外定海の消迄、日本道に積り四百八拾里程の由申傳候、……定海と申所には番所有レ之候、琉球船の出入は構不レ申候、……於二五虎一は改、其所之番人船に乘來、向國の船にて候哉と問候、琉球國進貢船の由、書付相渡候者、何ぞ子細無之候

一……閩安鎭と申關所へ參、琉球進貢船何月何日琉球出船、今日參著爲仕由申斷候得ば、改有レ之候、改濟次第閩安鎭へ罷下、……

一右關番の官人より福州官人方へ琉球船到着の注進有レ之候得者、官人方より下役被二差遣一、執照と申書手形取寄、被二見屆相濟一、布政司と中官人より海防官被二差遣一、船可二乘入一由申來、右官人案內にて

新港ヘ乘入申候、

一新港ヘ參著仕候得者、海防官・城守甫官出來、船改有之、相濟次第琉球館ヘ安挿仕候

(2) 右同書に

一館屋ヘ安挿仕候得者、追付爲門抑ハ把門官并從五六人、又は海防官・戸部・城守・兵道と申四官より兵並檢見人三拾人程、在館中爲警固ハ館屋門番爲致候

(3) 赤崎楨幹の琉客談記（史籍集覽所收）に建寧府より衢州府迄陸行、衢州府より杭州府迄水行、山東は陸行して北京よりの歸途は山東は別行するとある。之は大要をいへるもので、各府の何地より水陸行に移るか明かでないが、琉球政廳の編纂した掲既の大清國ヘ云々の覺書には、浦城縣城より浙江の江山縣清湖迄陸行、清湖より錢塘江迄水行、此處で上岸杭州府より運河に入り張家灣迄水行すといふ。然し燈下異談卷下の安永七年清の乾隆四十三年の進貢使の如きは福州より水口迄水行、此處より陸行して清湖に到り、清湖にて乘船、杭州にて復水行し、淮安府の王家營にて下船し、良鄕縣を經て入城した。歸途は濟寧迄陸行したらしく、此處より杭州、並に清湖に到る間水行して、清湖より浦城を經て延平迄陸行し、延平にて乘船福州に着したといふ。

(4) 清代崇安浦城二縣の郵驛の制を見るに康熙福建通志（卷之十五兵防郵傳附）に

浦城縣小關驛（留設驛夫一百二十名、走遞公文等夫十二名）

柘浦驛（右に同じ）

人和公館（留設驛夫一百名、走遞公文等夫六名）

崇安縣興田驛留設驛夫三十名、走遞公文等夫四名

長平驛右に同じ

裴村公館右に同じ

大安驛右に同じ

とあり、又巻之三十六公署

浦城縣柘浦驛・小關驛・公館五一在二清湖里臨江鎭一、一在二人和里八口坡一、一在二上原里一、一在二安樂里楓嶺一、一在二安樂九牧舖一

崇安縣長平水驛今廢在二縣南一大安馬驛今廢在二大安里一常平驛今廢興田水驛今廢在二興田里黄亭街一崇安遞運所今廢在二長平驛後一大安遞運所今廢在二大安驛後一

公館一在二武夷山下一、一在二分水關上一、俱廢

とあつて、明代に比し郵驛の重點全く浦城縣に移りしを知る事が出來る。乾隆志を見るに多少の改制があるが、興田、長平、裴村公館、大安の留設驛夫三十名が一律に一十名に減じた事が著しい。兩縣郵驛の經費は浦城縣三二七三・六兩留給驛夫銀四五一・三五兩留縣備給夫船銀二二二三・二兩外各縣撥奏銀に比し崇安縣三九六・八兩留給驛夫銀に過ぎぬ。巻之十六驛夫猶崇安縣の郵驛の興廢につきては重修崇安縣志清章朝栻撰巻之三參照。大清會典事例巻五百五十九郵政驛程一に皇華驛より福建省城に至る四千八百四十八里の驛程を記して、龍遊縣亭歩驛七十里西安縣上航驛八十里江山縣廣濟驛一百六十里浦城縣小關驛九十里浦城縣柘浦驛七十里浦城縣人和驛七十里建陽縣營頭驛七十里建陽縣建溪驛云々とあり、上航驛に註して分道九十里にて常山縣、八十里にて江西玉山縣に至る事を記し、建溪驛に註して分道五十里にて崇安縣興安驛四十里にて同縣裴郵驛三十里にて同縣長平驛五十里にて同縣大安驛更に四十里にて江西鉛山縣車盤驛に至るとある。

(5) 福建市舶提擧司志により閩安鎮に於ける接待及び往復に於ける宴の日を、皇明實錄により在京中の賜宴賜物等の際のそれとを對比すれば次の如くなる。

嘉靖二〇・三・二六	二〇・六・三 來朝宴賞如例	二一・五・七
二二・三・二五	二二・一一・一五 賜宴及綵段紗羅物銀、賜其王禮幣	二三・五・九
二四・三・九	二四・七・二七 奉表貢方物〇中略宴賚如例	二五・五・一八
二六・四・一	二六・一一・六 貢馬及方物謝恩、宴賚如例	二七・五・一三

(6) 允澎入唐記に「景泰四年五月十三日告琉球船一隻到溫州、十三日李内官発寧波、起溫州府、將賓迎琉球人、六月二十五日李内官從溫州來(ママ)、琉球貢馬十五匹、硫黄二萬斤、蘇木一斤五百斤、二十六日驛丞官送琉球進貢上京、景泰五年二月十七日琉球長史來朝」とある。東洋允澎等は景泰四年八月八日安遠驛發、八月二十六日着京、翌年二月二十八日起身南歸したが、琉球國長史來朝とは恐らく入京の意味であらう。されば六月二十五日進貢を送り上京すとは使臣にあらずして方物らしい。即ち琉球使船が溫州に着し、便宜進貢物を(當時は蘇木・硫黄は多分南京かと思ふが)送納し、長史一行は或は福州へ廻航した事であらう。果して然らば後年に比し随分寛大便宜の處置である。

因に清代使臣等の伴送の事は大清會典事例卷五百十八迎送の條に規定あり、琉球に對する雍正四年、乾隆三十五年の定制も見え、進表謁見等の儀は同卷五百十五朝貢朝儀の條に見ゆ。

二　筵宴及び廩給口糧

京にあつて奉天殿謁見後の錫宴に就いて、大明集禮に

蕃使朝貢

皇帝遣二禮部侍郎一、錫二宴于會同館一、皇太子錫宴、則遣二宮官一禮二待之一、俱酒七行食七品、作二大樂・細樂一、陳二雜戲一、省府臺皆置レ酒宴會、酒五行、食五品、作レ樂、不レ陳二雜戲一

とある。（詳くは錫宴儀注並に省府臺宴勞儀注）洪武十九年正月亞蘭匏に宴及び鈔を賜ひ、同二十七年三月に亞蘭匏に宴を會同館に賜つたとある如き是であらう。（洪武十九年春正月辛酉 同二十七年三月乙巳）大明會典に（卷一百十四）土魯番・滿剌加・日本以下諸國に就いての制があり後隨時改制された事實を記してゐるが、琉球に對しては特に記載がない。然し之等諸國の例より推すと筵宴二次回還後福州にて管待一次といふ事にならうと思ふ。禮部史稿（卷三十九 精膳司職掌）に「古城國・琉球國（中略）各筵宴二次、使臣回還至、廣東布政司茶飯管待一次」といへるは廣東福建布政司とあるべきを略したのである。1) 回還後の管待一次は諸國多く類するが、赴京前にも琉球に對しては進貢廠、遣明船に對しては東庫（進貢廠と同じもの）で筵宴があつた。

高岐は赴京の筵宴を敍して

提擧司案、着本處官員呈一、筵宴緣由備申、布政司行二福州府・閩侯懷三縣一、照二依舊規一、辨二宴

于都司堂、上宴待掌印、都司一員主レ宴、三衛排列、隊伍防鎮、次日夷使詣、各衙門酒席畢、上
通事帶領回驛

といひ、又歸國前の筵宴につき「照二前宴一待一」とある。

使臣等の福建・明都滯在中並に赴京人員の行途に於いても廩給口糧の支給があつた。

廩給は官員給であり、口糧は人伴給である。

正統四年八月巡按福建監察御史成規の奏に

琉球國往來使臣、俱於二福州一停住、館穀之需所レ費不レ貲、比者通事林惠・鄭長所レ帶番梢人從
二百餘人、除二日給廩米一之外其茶・鹽・醯・醬等物出二於里甲一、相沿已有二常例一、乃行二刁蹬一、勒二折
銅錢一、及二今半年一、已用二錢七十九萬六千九百有餘一、按レ數取レ足、稍或（マヽ）稽緩輒肆詈毆、雖二蠻夷之
人一、不レ足二與較一、而憑凌之風、漸不レ可レ長、已行二福州等府縣一、止將二例該給之物一、按レ日支與、
不レ許下私以二銅錢一准當上、但煩瑣多端終非二久計一、乞令二該部定議一、於人支二日廩一之外、量加二少
許一、聽レ令二自辦一、其林惠等、不レ能二禁戢一、坐二視紛紜一、請下執二治之一、以肅二夷情一、事下二行在禮部一、
以爲三於レ例止日給二廩米一、凡一切之費、宜中悉罷上レ之、其通（マヽ）人員不レ行二禁戢一、請治二其罪一

とある。英宗は遠人を以て姑く優容を示し、但文を移して戒諭せしめ、悛めずば治罪すること

とした。（正統四年八月丙戌）成化十一年貢年の制と共に、毎船（毎入貢）百人多くも百五十人を超ゆべからず

としたるは、廩糧の數である事は前に述べた。當時一起三船の場合も尠からず、總人員は五六百名以上にも達せる事は屢〻あつた。弘治三年三月尙眞の申請に基き禮部奏して二十名分を增加した。幕府遣明船の景泰以後嘉靖に至る實際を見るに、寧波に於ける廩給は毎員米五升以下十四品、口糧は毎名米二升以下五品であつて、人員の制限もあつたが、略ぼ渡航全人員に支給された如くである。市舶提擧司志に、「只許レ應二付一百五十員名一、夷官廩給毎員毎日給二米五升一、人伴口糧毎名給二米一升五合一、夷稍（口カ）月糧毎名毎日給二米一升一、該三山驛備申、福州府行二常豐倉一、按月關二支蔬菜一、夷官毎員毎日給二銀五分一、人伴毎名毎日給二銀五釐一、按季赴二布政司一、給二領火柴一、毎員名毎日給二銀一釐一」とある。嘉靖後期の應付員名は一百五十名で、制の如く實施された。嘉靖十九年頒賜等が北京より寧波に回歸後、廩給銀子官員毎員毎月一兩三匁五分を支給されたが、口糧も亦銀給制となつたものと想察され、次の天文十六年遣明船では赴京前も寧波にて廩給銀制となつてゐた。琉球に對しても米以外の諸品は銀給となり、蔬菜等は官員毎員毎日銀五分、人伴毎名毎日銀五釐、卽ち毎月廩給銀一兩五匁、口糧銀一匁五分を福州府常豐倉より支給し、火柴は官員・人伴共に毎員名毎日銀一釐の割にて毎季に布政司より支給したのであ

る、人件と夷稍とを區別して米を給してゐるが、銀子分は稍水も人件に準じたのであらう。崇禎六年麻姑山の者が漂到した際、福州海防官（[illegible]）の議に「每名日給米壹升五合、蔬菜銀五釐・柴炭銀壹釐、但以解到日起、支至每名給衣被銀貳錢」とあつて、（一七、二一崇禎八・二・六）漂到恩恤の者に對しても全く同樣の人件給が行はれた事が判る。

滯京中の下程は大明會典（巻一百十五）膳羞の條に記す所で、常例下程と欽賜下程とがある。欽賜下程一次のものは常例下程が支給せられ、欽賜下程が五日又は十日每にあるものは常例下程を支給されぬ。朝鮮・安南・占城・琉球・爪哇・暹羅は前者で、日本・滿剌加等は後者に屬する。常例下程は洪武二十六年の制では、五日一名每に猪肉二斤八兩・乾魚一斤四兩・酒一瓶・麪二斤・鹽醬各二兩・茶酒各一兩・花椒二錢伍分・燭每房五枝で、旨を奉じ優待する場合は此例に拘はらずとし、又一日一名每に肉半斤・酒半瓶・米一升・蔬菜廚料を支給される。欽賜下程は琉球に對しては十人每に羊鵞雞各一隻・酒十瓶・米五斗・蔬菜廚料で、前述の如く下程一次あるのみである。以上は官員・人件の區別はない。萬曆四年に至つて、以上の既制の欽賜・常例下程の他に、三人五日每に鵞一隻・雞二隻・酒四瓶・米一斗・果子五斤を加給される事になつたが、隨從人卽ち人件の分は除外された。（萬曆四年正月乙卯）

之等の下程は光祿寺より屬官一員を差し、會同館主事の許に管押して驗給するので、已に給賞を經て、滯在兩月に及び回還せざるものは之を停止した。(2)

沿途の廩糧は會典に「一凡使臣進貢、沿途關ニ支廩給口糧一、回還亦如レ之」とあり、琉球は他の七ケ國とともに回還の途所定の廩糧以外に、每日每人肉半斤・酒半瓶を支給された。之等の支給は各驛にて行はるゝを一般とするが、實際は往途と歸途とでは其品量を異にし、往途でも區間によつて差があつた事が遣明船の事實より察せられる。歸途には米以外は錢銀給が相當早くより行はれてゐた。

成化十九年に、進貢使が來貢し、或は回還するや、該布政司は二十日内を限つて、例に照し茶飯管待して起程せしめ、若し期を過ぎ或は沿途故なくして停止一日以上に及べば廩給を停止せしめた。沿途の支給の如きはとにかくも、諸國の事情によりかくの如き制は實施困難である。隆慶元年には夷使京に在つて賞を領し五日の後遲留して起身せずば、光祿寺は下程を中止し、禮部は伴送人に令して參治せしむる事としたといふ。

(1) 淸代では太和殿謁見後、禮部衙門の正面にて賜宴あり、下馬辭去の際同樣の饗應あつたといふ。（上馬宴）
大淸會典事例卷五〇四禮部各國貢使來朝筵燕の條に一般規定の他に「雍正四年議准、琉球貢使、在ニ部燕一

次ハ國王・[illegible]ニ一人、とあり、又[illegible]見ゆ、[illegible]以掌管主事、理[illegible]官一人・正議大夫一人・外通事一人・並主[illegible]一・[illegible]官一人・主[illegible]事一名・共席一、從人十七名毎ニ三人ニ席一、共設ニ席十一、[illegible]、[illegible]共用ニ[illegible]・[illegible]・[illegible]二五一

とある。

(2) 清代滯京中の廩糧は大清會典事例[illegible]に規定あり琉球に對して[illegible]治七年、雍正[illegible]年の詳細なる定制がある。

三　頒賜

使臣等に對して、明廷より種々の頒賜があつた。洪武五年中山王察度の最初の遣使王弟泰期等に詔賜して「文綺・紗・羅・襲衣有レ差」とあり、（洪武五年十二月壬寅）同七年同じく泰期等の入貢に際し、泰期に衣幣靴襪を副使蔥爬燕之及び通事從人にも皆賜物があつたといふ。（洪武七年十月庚申）同十三年山南王使師蔥等に對し「文綺・鈔有レ差」とあるが、鈔の賜與の初見であらう。（洪武十三年冬十月丁丑）其後鈔が屢ミ下給されてをり、洪武二十九年の中山・山南の使に對し詔賜、夷使二十七人鈔二百四十鈔二とあつて、（洪武二十九年春正月己巳）幣帛頒賜の記されぬ場合すらある。

大明會典巻一百十一外夷上に

差來王舅、綵段四表裏・羅四疋・紗帽一頂・紋花金帶一條・織金紵絲衣一套・靴韈各一雙
長史使者、毎員綵段二表裏・折鈔綿布二疋
通事、毎員綵段一表裏・折鈔綿布二疋
從人、毎名折鈔綿布二疋
留邊使者・通事・從人賞同

とある。かくの如く賜物の數の定例となつた時代は明白でないが、同條に記す王・王妃への頒賜の錦・紵絲・羅・紗の數は大體宣德正統の頃には定制となつた如くで（第五章第一節）同じ頃であらう。萬曆三十年五月九日付福建布政使司の咨文に諸國常例として

長史・使者毎員、綵段貳表裏・折鈔綿布貳疋
通事毎員、綵段壹表裏・折鈔綿布貳疋
人伴毎員、折鈔綿布貳疋

とあり、（七ノ八）天啓五年六月二十五日付の同咨文に

王舅、綵段四表裏・羅四疋・紗帽一頂・紋花金帶一條・織金紵絲衣一套・靴韈壹雙（○長史以下前に同じ）

とあるが、（七二）全會典に憑依したものであるが、後世まで同じく實施された證左にもな

らう。

會典には王・王妃に對する頒賜物も使臣等のそれと併記してゐるが、進貢物に對するものと見れば貿易の一形態とも考へ得る。禮部の言に「四夷朝使到レ京、有レ物則有レ賞、有レ貢則有レ賜」とあつて、（成化五年二月甲申）賞は附搭物に對する給價を意味し、賜は進貢物に對する賜與を指すのである。前掲萬曆三十年の布政使司咨文に「進貢方物馬匹・硫磺例不レ給賞」とあるが、琉球の進貢物は通常馬匹・硫黄であつて之には賞給はない。進貢物を評價して給直する事はない。されど進貢・賜與は相對の關係にある故に、之を次章貿易の條に述べる事とする。使臣等には進貢物は許されぬ。其私進物は許された時代もあつたが、之には給賞があつて下直給價あり附搭貨收買と同じである。併せて次章に考敍すべき問題である。

第五章　琉明貿易

琉球より明へ齎された貨物を分けて、國王世子進貢物（國相の順搭せしめた進貢物も之に準ずる）同附搭物、使臣自進物

となす事を得、猶其他に私載物を考へ得る。進貢物に對しては明より頒賜物があつた。附搭物には給賞があり、琉球に對しては常に附搭物の官收買が行はれたので、全部公貿易であつたといへる。使臣私進物は後に禁止されたが、給賞は附搭貨に准ずる。福建にて盤驗解廠し次で南北兩京に納庫し或は福建に撥用された進貢方物は、卽ち玆にいふ進貢物並に附搭物である。

官收買の給價を以て、私貿易が行はれた。中國商貨の私易には、廩給口糧等の餘剩が相當の額に上り、使臣等への頒賜物件の一部を割いて充當する事すらあつた。私貨の夾帶は明制では本來公許的のものでない。故に之を以てする私貿易は寧ろ密貿易の形態をとるものであつたが、次第に公的に行はるゝ事となつた。特に雜多な貨物でなくて、本土より輸入した銀兩の私載による私貿易が明末には盛となり、且認許さるゝに至つた。

第一節　進貢物と頒賜物

一　常例進貢の傾向

洪武・永樂年間の進貢物の詳細は不明であるが、馬匹・硫黄が充當せられた事は後世と一貫

してゐる。其數量の知らるゝものは次の如くである。

	馬匹	硫黄（斤）
洪武一〇	一六	一、〇〇〇
一五	二〇	二、〇〇〇
一九	一二四	一、〇〇〇
二〇	三七	
同	三〇	
二三	二六	四、〇〇〇
同	五	二、〇〇〇
二七	九〇餘	
二八	三六	四、〇〇〇
永樂八	一〇	

（以上中山）

	馬匹	硫黄（斤）
洪武二〇	三〇	
二九	二一	
洪武二九	五二	七、〇〇〇

（以上山南）

	馬匹	硫黄（斤）
二三	一〇	二、〇〇〇

（以上山北）

洪武二十三年中山王より馬匹。硫黄の他に胡椒五〇〇斤・蘇木三〇〇斤、世子武寧より同じ

く胡椒二〇〇斤・蘇木三〇〇斤を進貢し、通事屋之結者が胡椒三〇〇餘斤・乳香一〇斤を附致せる事は、琉球貿易の發達を稽ふる上に重要なる意味を有つものである。以後胡椒・蘇木は進貢物として屢〻齎された事が見える。永樂十一年十二月入貢せる威正尊等が馬匹並に金銀器皿等を獻じたとあるが、又金銀器皿進貢の初見の如くである。（永樂十一年十二月甲戌）

洪熙以後、使船々數全く不明の期間を除けば、大體に於いて進貢物の全貌を知り得る。

使船はそれ〴〵時代に依つて略ぼ一定量の進貢物を裝載し、又一貢二船以上の際は各船の裝載分が均等なるが普通である。琉球では馬匹・硫黃が時代を通じて、定例の進貢物であつて、以上の事は此定例進貢物に就いていひ得るものである。

馬匹・硫黃の他に、土產品として螺殼・磨刀石等、日本々土輸入品としては刀劍・鎗・甲・盔・其他武具・金銀器皿・屛風・扇子等、南海輸入貨として胡椒・蘇木・象牙・香類等多樣の貨物が充當されるが、之は慶賀・謝恩等の進貢の際に限られてゐる。故に進貢を分けて、常例と特殊とになし得べく、特殊の進貢に對しては明でも頒賜物に於いて之に對應する意味も有つたのである。

先づ常例進貢たる馬匹・硫黃の每年進貢數量を示して、其增減の傾向を明かにしよう。猶特

殊進貢の際にも此附物は通常含まるゝのであつて之をも加算した。

●は當年使船中に特殊進貢の裝載分を加算せるもの

馬匹・硫黄進貢表　其一

尚巴志

	船隻數	馬匹	硫黄（斤）	備考
洪熙一	五	八五	三五、〇〇〇	他に柴山坐船管造硫黄二〇、〇〇〇在り
宣德一	三	六〇	三五、〇〇〇	一隻馬匹二〇、硫黄五、〇〇〇と推定す
二	一	一五	五、〇〇〇	
三	五	八五	一五、五〇〇	
四	四	七五	二三、〇〇〇	地・仁字二隻分八〇斤とあるは八、〇〇〇斤の誤と認む
六	九	一七五	四五、〇〇〇	他に柴山坐船管造馬匹一四、硫黄二〇、〇〇〇在り
七	二	五〇	五、七〇〇	
九	四	六〇	四五、〇〇〇	他に柴山坐船管造硫黄六八、〇〇〇（小）在り
一〇	二	三〇	三〇、〇〇〇	
正統一	●三	六〇	三〇、〇〇〇	
二	三	五五	四〇、〇〇〇	
三	四	八〇	七〇、〇〇〇	貼字號船馬匹二〇、硫黄二〇、〇〇〇破船す

	四	四	六〇	七〇、〇〇〇	り内馬匹一〇、硫黄二〇、〇〇〇補貢、地字號船馬一〇を二〇ともあり
	五	二	二〇	四〇、〇〇〇	
尚忠	六	五	四〇	八〇、〇〇〇	
	七	一	一〇	二〇、〇〇〇	
尚徳大順	八	●三	四五	六〇、〇〇〇	
成化	一	二	三〇	四〇、〇〇〇	他に象牙一六〇斤、檀香一〇〇〇斤、束香二五〇〇斤、胡椒三五〇〇斤あり
	二	二	三〇	四〇、〇〇〇	
	三	一	一五	二〇、〇〇〇	
	四	二	三〇	四〇、〇〇〇	内一隻馬匹一五、硫黄二〇、〇〇〇と推定す
	五	二	三〇	四〇、〇〇〇	右同じ
尚圓	六	●二	三〇	四〇、〇〇〇	右同じ
	八	●三	四五	六〇、〇〇〇	右一隻硫黄二〇、〇〇〇と推定す
	九	四	五〇	七〇、〇〇〇	内一隻馬匹一〇、硫黄一五、〇〇〇、一隻馬匹一五硫黄二〇、〇〇〇と推定す
	一〇	●二	三〇	四〇、〇〇〇	
成化	一一	●二	三〇	四〇、〇〇〇	内一隻馬匹一五、硫黄二〇、〇〇〇と推定す
	一二	二	三〇	四〇、〇〇〇	
尚真	一三	三	三八	五〇、〇〇〇	外に腰刀二あり
	一四	●二	三〇	四〇、〇〇〇	内一隻馬匹一五、硫黄二〇、〇〇〇と推定す

	一七	三	四五	五○、○○○
	一九	三	四五	五○、○○○
	二一	三	三四	四四、○○○
	二二	●二	三○	四○、○○○
	二三	●三	四五	六[illegible]、○○○
弘治	二	●四	六○	八○、○○○
	四	四	六○	八○、○○○
	六	●三	四五	六○、○○○
	八	●四	五一	七○、○○○
	一○	三	四五	六○、○○○
	一二	三	四五	六○、○○○
	一四	二	三○	四○、○○○
	一七	三	三四	四四、○○○
正徳	一	●三	二三	二八、○○○
	二	●一	一五	二○、○○○
	三	二	三○	四○、○○○
	四	二	三○	四○、○○○
	五	二	二五	四○、○○○

右同じ、他に象牙二○○斤、束香二○○斤、胡椒二○○○斤丁香二○○斤乳香二○○○斤あり

	六	二	二五	六〇、〇〇〇	内一隻馬匹一〇、硫黄二〇、〇〇〇と推定す
	七	一	一五	二〇、〇〇〇	
	八	一	一五	二〇、〇〇〇	
	九	二	二五	四〇、〇〇〇	
	一一	●一	一五	二〇、〇〇〇	
	一二	一	一五	二〇、〇〇〇	
嘉靖	二	二	三〇	四〇、〇〇〇	内一隻馬匹一五、硫黄二〇、〇〇〇と推定す、之は破船す
	四	一	一五	二〇、〇〇〇	
尚清	八	二	四	一〇、〇〇〇	護送船を加算す、以下同じ
	一〇	一	一〇	二〇、〇〇〇	
	一三	一	一五	二〇、〇〇〇	
	一四	●三	四	五、〇〇〇	謝恩船中には装載せず
	一六	●二	二三	三〇、〇〇〇	
	一八	二	六	二〇、〇〇〇	
	二一	●一	四	一〇、〇〇〇	
	二三	一	一〇	二〇、〇〇〇	
	二四	二	一〇	二〇、〇〇〇	
	二六	●二	二一	三〇、〇〇〇	

		二八	二	一〇	一五、〇〇〇	
		三〇	二	一六	二五、〇〇〇	
		三二	二	一〇	一五、〇〇〇	内補貢船馬匹四、硫黄五、〇〇〇は三〇年の補貢
		三四	二	一〇	一五、〇〇〇	
尚元		三六	●二	一四	三〇、〇〇〇	
		三八	●二	四	一〇、〇〇〇	
		四〇	●一	六	一〇、〇〇〇	
		四二	二	六	一五、〇〇〇	
		四三	一	二	五、〇〇〇	前回護送船分を補貢す
		四四	●二	六	一〇、〇〇〇	
		四六	二	六	一〇、〇〇〇	
	隆慶	二	●一	ナシ	ナシ	
		三	二	四	一〇、〇〇〇	
		五	二	四	一〇、〇〇〇	
尚永		七	二	四	一〇、〇〇〇	進貢船分推定加算す
	萬暦	二	●一	ナシ	ナシ	
		三	三	六	二〇、〇〇〇	内硫黄五、〇〇〇海水に傷めるを後補貢す
		五	●二	四	一〇、〇〇〇	

七	●二	六	一〇、〇〇〇	
九	一	四	一〇、〇〇〇	
一〇	一	二	五、〇〇〇	補　貢
一一	二	六	一六、〇〇〇	
一四	二	四	一二、〇〇〇	内補貢船馬匹二、硫黄六、〇〇〇と推定す
一五	●一	二	八、〇〇〇	
尚寧一七	●一	四	五、〇〇〇	
一九	一	四	一〇、〇〇〇	
二一	一	四	一〇、〇〇〇	
二二		二	八、〇〇〇	明年の貢に備へて明船にて送る
二四	●一	四	一〇、〇〇〇	
二七	●一	四	一〇、〇〇〇	
二八	二	四	二二、〇〇〇	内一隻硫黄三、〇〇〇は前年の補貢、他一隻内九、〇〇〇同じ
二九	一	四	一九、〇〇〇	
三〇	●一	ナシ	ナシ	
三三	●一	四	一〇、〇〇〇	
三四	●一	六	一〇、〇〇〇	
三五			二、〇〇〇	前年補貢、天使回駕問信使に託す

三五	一	四	一〇、〇〇〇	
三七	一		[illegible]	[illegible]
三八	三	四	一四、〇〇〇	右により一隻四〇〇〇別貢
四〇	一	四	一〇、〇〇〇	
四一	二	四	一〇、〇〇〇	
四二	一	四	一〇、〇〇〇	
四七			四〇〇	商舶搭載の船に附搭す

右表の使船・護送船中には推定のものも含まれ、従つて装載分も推定の分が加算されてゐる。天順・成化年間より嘉靖初年に至る間、即ち尚圓・尚眞の時代は使船一隻に馬一五匹・硫黄二〇、〇〇〇斤の装載が普通である。猶参考迄に附記した尚寧時代に於いて、萬暦四十一年以後は正常の使船は一隻もなく、適宜造船に装載したのである。

之を第二章に於ける時代に准じて區分し、各時代の總數量及び一年平均數量を計出すれば次の如くなる。

馬匹硫黄進貢表　其二

國王	期間（年）	船數	馬匹總數	馬匹年平均數	硫黄總量（斤）	硫黄年平均量

尚巴志	一六	五一	九二四	五八弱	五八九、二〇〇	三六、八二五
尚忠	二	六	五〇	二五	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
尚徳	六	一二	一八〇	三〇	二四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
尚圓	七	一五	二一五	三一弱	二九〇、〇〇〇	四一、四二九弱
計	三一	八四	一、三六九	四四強	一、二一九、二〇〇	三九、三二九強

備考　尚巴志代明船附載分を加算し、又小秤の斤数を大秤（唐秤）に換算す　尚巴志代馬匹一〇、硫黄一〇、〇〇〇は破船のため之に達せず。

正統八―天順六（二ケ年）之を缺き天順七年使船二隻あるも装載分不明にて之を省く。

尚眞	四五	六七	九二五	二一弱	一、二三六、〇〇〇	二七、四六七弱
尚清	二八	二五	一五三	五強	二五五、〇〇〇	九、一〇七強
計	七三	九二	一、〇七八	一五弱	一、四九一、〇〇〇	二〇、四二五弱

備考　尚眞代馬匹一五、硫黄二一、〇〇〇は破船のために達せず、又正徳一三―嘉靖一（五ケ年）嘉靖六・七（二ケ年、使船一貢）之を缺く。

尚元	一六	一七	五二	三強	一一〇、〇〇〇	六、八七五
尚永	一六	一七	三八	二強	一〇一、〇〇〇	六、二一三弱
計	三二	三四	九〇	三弱	二一一、〇〇〇	六、五九四弱

備考　尚永代[illegible]

[illegible]

馬匹に就いて見るに、尙巴志以後漸減の傾向にあるが、尙眞時代を中間階段として、尙清以後非常な減少である。硫黄に於いても尙圓以前と尙眞時代とに相當の差あり、尙清以後の低減は甚しい。猶尙寧時代三十一ヶ年間使船其他に裝載した分を計出するに、馬匹六〇・硫黄一七二・四〇〇斤で、年平均馬匹二弱・硫黄五・五六一斤弱となる。

馬匹・硫黄は倶に琉球の土産である[1]。然るに又倶に附搭貨として裝載した例はない。明では洪永間使を琉球に遣つて兩物を購入せしめた事がある。硫黄は恐らく火藥用の故であらうが、民間私易禁止品に准じて、幕府の遣明船附搭貨中で官收買するものは市易禁止品たる武器類に限らるゝ時代となつても、同じく官で收買したのである。他の貨物の夾帶は可能であつても、馬匹・硫黄の私載私易の如きは餘程困難であつたと思はれる。此琉球土産は常に進貢物として明へ輸出された。常例進貢には專ら此兩物を充當した。進貢に於いて、兩物輸出の減退は、結局進貢物件の輕薄となれる事實である。

前表缺漏の期間、假に其前後の時代の年平均數量に准じ進貢數量を計出せば次の如くなる。

正統　八—天順七	二一ヶ年	馬匹年四四強として	約九二五	硫黄年三九、三二九強として	約八二五、九〇九
正德一三—嘉靖一	五ヶ年	馬匹年二一弱として	約一〇五	硫黄年二七、四六七弱として	約一三七、三三五

嘉靖　六―同　七　二ヶ年　馬匹年五強として　約　一〇　硫黄年強として　九、一〇七　約　一八、〇〇〇

されば洪熙元年以後萬暦十六年に至る百七十四年間に凡そ馬匹四、〇〇〇硫黄四、〇〇〇、〇〇〇斤が裝載されたであらう。

（1）硫黄は古くより鳥島より採取した。皇明實錄洪武二十五年五月己丑の條に「才孤那等駕二舟河蘭埠一採二硫黄于海洋一」とある。河は或は阿の誤で、阿は伊・永の訛であり、伊蘭埠は永良部であらう。（中山傳信錄卷四）日本一鑑に「熱壁山南風用二正癸鍼一、約至四更取二硫黄山一、山產二硫黄一、在二於本山阿蘭埠一」とあり、熱壁山は葉壁山卽ち伊平屋島、硫黄山は鳥島である。在二於本山阿蘭埠一とは多分右の實錄に據り記したものである。

二　特殊進貢の傾向

次に特殊の進貢を便宜次の如く分けて、進物の增減進貢物内容の變遷を時代的に比考する。

一　封王諭祭王の謝恩進貢
二　明帝登極の慶賀進貢
三　立太子の慶賀進貢
四　其他の謝恩・慶賀進貢

特殊進貢物は、(イ)日本々土よりの輸入貨、(ロ)琉球國土産、(ハ)南海よりの舶貨の三種に分け得べく、各個に説明を要せぬ程度に識別し得る。先づ左に洪熙以後の特殊進貢物を上述四個の場合に就いて、それ〴〵貨物の種類に從つて表示しよう。但一、二の謝恩・慶賀進貢に於いて、宣徳年間、刀劍類の記載法が後世程に鞘靶の裝飾を詳記せず、又稍や相違してゐる點もあると考へられるので、表に加へず、各項に就いて説述する際に併記した。

(別表參照)

一　封王諭祭王の謝恩進貢

洪熙元年尚巴志襲封の謝恩進貢物は内官柴山の駕船にて管送した。（一六ノ一　洪熙一・閏七・一七）

(イ)腰刀　金包鞘二・金結束鞘二　黑漆鞘六〇

長刀　金結束二　金帶銅結束二

袞刀　二

屏風　金箔紙一　銀箔紙一

扇　五等各色摺紙四〇〇

(ロ)螺殼　八・〇〇〇

特殊進貢物表　其一

品目		成化八(尚圓)	成化一五(尚眞)	嘉靖一四(尚清)	嘉靖四〇(尚元)	萬曆七(尚永)	萬曆三四(尚寧)
腰刀	金結束洒金漆鞘（金龍紋）金龍紋金靶	一	—	—	—	—	—
	同　同鞘金龍紋紅線札靶	二	—	—	—	—	—
	金鞘靶	—	二	二	二	二	二
	銀結束紅漆鞘光小	二	—	—	—	—	—
	同　同鞘銀龍紋緞花靶	二	—	—	—	—	—
	銀鞘靶	—	—	二	二	二	二
	同鞘銀起花靶	—	二	—	—	—	—
	黒漆鞘龍紋銀靶	—	×二	—	—	—	—
	鍍金銅結束紅(黒)漆鞘靶	—	—	四〇	四〇	四〇	二〇
	同　同鞘線紫靶	—	三〇、×六	—	—	—	—
	同　同鞘沙魚皮靶	—	—	—	—	—	—
	同　同鞘紅線札靶	二〇	—	—	—	—	—
	同螺鈿鞘沙魚皮靶	一〇〇	—	—	—	—	—
	同　同鞘紅線札靶	一〇〇	—	—	—	—	—
	同(黒)(紅)漆螺鈿鞘靶	—	—	二〇	二〇	二〇	—
	同螺鈿鞘靶	—	三〇、×五	—	—	—	—
	銅結束黒(紅)漆鞘靶	—	—	八〇	八〇	六〇	—
	同　同鞘沙魚皮靶	—	八〇、×八〇	—	—	—	—
袞刀	鍍金銅結束紅漆鞘靶	三〇	一〇、×一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	同螺鈿鞘靶	二〇	二〇	—	—	—	—
	同紅漆螺鈿鞘靶	—	—	二〇	二〇	一〇	—
鎗	同黒漆鞘靶	—	—	—	—	—	一〇
鐵甲	伍彩(紅)編繊穿束皮	二領	—	—	—	—	—
	鍍金銅結束□綵線	—	一	—	—	—	—
	同　線穿	—	—	一	一	一	一
手套	鎖□甲	一雙	—	—	—	—	—
	鍍金銅線穿	—	一	一	—	一	一
護膝	鍍金銅	一雙	一	一	一	一	一
護腿	(伍彩)線穿鐵	—	一	一	一	一	一
	線穿紅漆鐵	一雙	—	—	—	—	—
	貼金鐵	—	—	—	—	—	—
頭盔	鍍金銅	—	一頂	一	一	一	一
馬鐵甲	色布穿	—	一付	—	—	—	—
	貼金穿	—	—	二	二	二	—
馬鐵面	(貼金)鐵	—	一個	二	二	二	—
馬鞍	黒漆貼雕金花鍍銀	—	—	—	—	—	一座
轡頭踩灯前後牽鞦		—	—	—	—	—	一全
屏風	貼金(金箔)彩畫	二扇	一對	一	一	一	二
	銀箔彩畫	—	×一	—	—	—	—
扇	貼(片)金墨畫(粘骨)	二〇〇	二〇〇、×一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	—
	兩面泥金彩畫黒骨	—	二〇〇	—	—	—	—
	泥金二次等彩畫黒骨	—	一五〇	—	—	—	—
	金彩畫黒骨	—	×一〇〇	—	—	—	—
	泥金水墨畫	—	—	二〇〇	二〇〇	二〇〇	—
	兩面泥金	—	—	二〇〇	二〇〇	二〇〇	—
	貼金銀面	—	—	—	—	—	一〇〇
	貼片銀面	—	—	—	—	—	二〇〇
	素倭扇	—	—	—	—	—	二〇〇
銅		—	—	—	—	五〇〇斤	五〇〇
磨刀石		一〇、〇〇〇斤	八、〇〇〇	—	—	—	—
馬		三〇（四五）	二五（四〇）	—（四）	六（六）	六（六）	六（六）
硫黄		四〇、〇〇〇（六〇、〇〇〇）	三五、〇〇〇（五五、〇〇〇）	—（五、〇〇〇）	一〇、〇〇〇（一〇、〇〇〇）	一〇、〇〇〇（一〇、〇〇〇）	一〇、〇〇〇（一〇、〇〇〇）
紅花		—	—	—	—	—	五〇〇斤
土絲綿		—	—	—	—	—	二〇〇
土夏布		—	—	—	—	一〇〇匹	—
土亭布		—	—	—	—	—	一〇〇匹
象牙		五〇〇斤	五〇〇	五〇〇	二六〇	—	—
蘇木		—	—	—	二、〇〇〇斤	二、〇〇〇	三、〇〇〇
檀香		—	二〇〇斤	二〇〇	—	—	—
東香		—	二〇〇斤	二〇〇	—	—	—
犀角		一七斤	—	—	—	—	—
番錫		—	—	—	五〇〇斤	—	—

備考　馬、硫黄（　）内は同貢總船の裝載を合計せるもの。
磨刀石は第二樣にて本土產である。
×皇太子に對する進貢物
●皇后に對する進貢物

特殊進貢物表　其二

		天順八（憲宗）	弘治二（孝宗）	正德一（武宗）	隆慶二（穆宗）	萬曆二（神宗）
腰刀	金結束洒金漆鞘（金龍紋）金龍紋金靶	一	—	—	—	—
	同　同鞘（龍紋）金起沙魚皮紋靶	—	—	二	二	二
	同　黑（紅）漆鞘　沙魚皮靶	—	—	二	二	二
	銀結束黑漆鞘（銀龍紋）光花龍紋銀靶	一	—	—	—	—
	金光金鞘　金起沙魚皮紋靶	—	—	二	二	二
	鍍銀金結束洒金漆鞘（金龍紋）起花靶	二	—	—	—	—
	鍍金銅　鍍金銅包鞘靶	二	—	—	—	—
	鍍金銅　結束黑（紅）漆鞘　皮匣靶	一〇	—	—	—	—
	同　同鞘　沙魚皮靶	—	—	一二	二〇	二〇
	同　螺鈿鞘　線紫靶	—	—	八	—	—
	同　同　線匣靶	一〇	—	—	—	—
袞刀	同　紅漆鞘靶	一〇	—	二〇	二〇	二〇
	同　紅漆螺鈿鞘靶	一〇	—	—	—	—
甲	鍍金銅□綵線褊條穿束鍍金銅	一	—	—	—	—
	鍍金銅□□線褊條黑漆皮	二	—	—	—	—
匣	金粉匣	—	●一對重八兩	●一對八	●一對八	●一對七・九
	銀粉匣	—	●一對一〇兩	●一對一〇	●一對一〇	●一對七・六
酒梅	金酒梅	—	—	—	●一箇八〇兩	●一箇六六
	銀酒梅	—	—	—	●一箇五〇兩	●一箇五〇
扇		—	—	—	●七〇	●八〇
馬		一五（四五）	一五（六〇）	一五（二三）	—	—
硫黃		二〇、〇〇〇（六〇、〇〇〇）	二〇、〇〇〇（八〇、〇〇〇）	二〇、〇〇〇（二八、〇〇〇）	—	—
土夏布	細嫩漂泊（絕細漂泊）	—	●三〇疋	●二〇	●二〇	●二〇
	細嫩生（絕　細）	—	●一〇疋	●二〇	●二〇	●二〇
象牙		—	—	三〇〇	—	—
胡椒		—	●二〇〇	—	—	—
蘇木		—	—	—	八〇〇、●六〇〇	八〇〇、●七〇〇
東香		—	●二〇〇	●二〇〇	●一〇〇	—
丁香		—	—	二〇〇、●二〇〇	—	—
木香		—	—	●一〇〇	—	—
檀香		—	—	二〇〇、●二〇〇	—	—

特殊進貢物表　其三

		成化一二（孝宗）	弘治六（武宗）	嘉靖二〇（穆宗）	隆慶三（神宗）	萬曆三〇（光宗）
腰刀	金結束黑（紅）漆鞘　金起沙魚皮靶	—	—	—	—	二
	同　同鞘　沙魚皮靶	—	—	×二	×二	—
	金鞘靶	—	—	二	二	—
	金光金鞘靶	—	—	—	—	二
	銀結束紅漆鞘　銀起沙魚皮靶	—	—	—	—	×二
	銀鞘靶	—	—	二	二	—
	金光銀鞘靶	—	—	—	—	×二
	鍍金銅結束黑（紅）漆鞘　沙魚皮靶	二〇	一〇、×一〇	一〇、×一〇	一〇、×一〇	—
	同　螺鈿鞘　沙魚皮靶	一〇、×四	六	—	—	—
	同　同鞘　黑漆沙魚皮靶	—	—	—	—	—
袞刀	同　紅漆鞘靶	—	一六、×一二	一六、×一二	一〇、×一二	—
	同　螺鈿鞘靶	×四	—	—	—	×二
鐵甲	線穿	—	—	—	—	×一
盔		—	—	—	—	—
扇	兩面泥金	—	—	×一〇〇	×一〇〇	—
	一面泥金	—	—	×一〇〇	×一〇〇	—
馬		三〇（三〇）	三〇（四五）	四（四）	二（四）	—
硫黃		四〇、〇〇〇（四〇、〇〇〇）	四〇、〇〇〇（六〇、〇〇〇）	一〇、〇〇〇（一〇、〇〇〇）	五、〇〇〇（一〇、〇〇〇）	—
蕉布		—	—	—	—	二〇、×二〇
土夏布		—	—	—	—	二〇〇
土扇		—	—	—	—	×二〇〇
紅花		—	—	—	—	二〇〇
象牙		×二〇〇	—	二〇〇	—	—
檀香		×二〇〇	—	—	—	—
東香		×二〇〇	—	—	—	—
丁香		×三〇〇	—	—	—	—
胡椒		×一、〇〇〇	—	—	五〇	—
蘇木		—	—	—	—	—

嘉靖一	[illegible]
嘉靖一六	[illegible]
嘉靖二六	[illegible]
嘉靖三六	[illegible]
嘉靖二八	[illegible]
嘉靖四四	[illegible]
嘉靖四六	[illegible]
隆慶五	[illegible]
萬暦五	[illegible]
萬暦一〇	[illegible]
萬暦二四	[illegible]
萬暦二七	[illegible]
萬暦二八	[illegible]
萬暦三三	[illegible]
萬暦四〇	[illegible]

特殊進貢物表 其四

品目	宣德九	成化六	成化一一	成化一一	成化二二	成化二三	弘治八	正德二	正德一一	嘉靖一二	嘉靖一六	嘉靖二六
腰刀 金結束嵌螺鈿龍紋鞘金起沙魚皮紋靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—
同 黑(紅)漆鞘同靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 螺鈿鞘同靶	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 銀結束黑(紅)漆鞘銀起沙魚皮紋靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 螺鈿鞘同靶	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 金光銀鞘同靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 鍍金銀結束紅漆鞘線紫靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 鍍金銅結束黑(紅)漆鞘同靶	二〇	二	—	—	—	六	—	—	—	—	—	—
同 同線鞘紫靶	—	—	—	—	五、×二	六、[illegible]四	一、[illegible]六	—	—	—	—	—
同 同沙魚皮靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 同皮紫靶	—	—	—	—	—	—	—	—	六	—	—	—
同 螺鈿鞘同靶	九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 同線紫靶	—	—	—	—	五、×二	—	—	—	—	—	—	—
同 同沙魚皮靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	—
同 同黑(紅)漆靶	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 同黑漆沙魚皮靶	—	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—
同 皮包鞘皮紫靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	—	六
長刀 龍結束黑漆鞘嵌金銀龍金包靶	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
表刀 金鍍銀並銅結束螺鈿鞘靶	六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 鍍金銅結束黑(紅)漆鞘靶	一〇	四	—	—	五	六	一、[illegible]六	—	六	六	一六、[illegible]二	六
鎗 同 螺鈿鞘 靶	四	—	四	四	五、×二	[illegible]四	—	—	—	—	—	—
同 同紅漆靶	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 黑漆貼金鞘黑漆靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 黑(紅)漆鞘 靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 紅漆鞘螺鈿靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 同鞘貼金靶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
甲 (鍍金銅五色)線穿鐵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
扣線黑角	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
盔	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
手套	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
護腿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
屏風 金箔彩色	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
扇 金銀面扇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泥金彩色	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水墨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
果合 洒金雙龍紋花□漆	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洒金花紅漆	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洒金鸞鳳花紋漆	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇〇〇	—	—
馬	—	一五（[illegible]）	一五（三）	一五（三）	三〇	四五	[illegible]	五	一五	一〇	一五（[illegible]）	[illegible]五
硫黃	四、〇〇〇	二〇、〇〇〇（四）	二〇、〇〇〇（四）	二〇、〇〇〇（四）	四、[illegible]	四、[illegible]（六）	四、[illegible]（七）	—	—	二〇、[illegible]	三〇、〇〇〇（三）	二〇、〇〇〇（[illegible]）
螺殼	八、五[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土夏布	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蕉布	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土白紙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紅花	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土扇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
魚皮	四、二〇〇張	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蘇木	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
象牙	—	四[illegible]	二〇〇	二〇〇	二[illegible]	二〇〇	[illegible]	—	一七〇	—	—	二
胡椒	—	四[illegible]	一、[illegible]	一、[illegible]	二五〇〇	一、五[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—
番錫	—	—	—	—	—	二〇〇	—	[illegible]	一、[illegible]	—	—	—
檀香	—	—	—	二〇〇	一二〇〇	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—
東香	—	二[illegible]	五〇〇	三〇〇	二〇〇	—	[illegible]	—	—	—	—	—
丁香	—	—	二[illegible]	二〇〇	—	二〇〇	[illegible]	—	—	—	—	—
沈東香	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—
木香	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 宣德九年他に海巴五、八八六、四六五個（一個一文）在り

尙圓以後の封王諭祭王謝恩進貢は別表に示す如くである。成化八年皇太子進貢の分を闕くは冊立以前の故であるが、嘉靖四十年・萬曆三十四年の如きは明かに之を省略してゐる。嘉靖以來進貢物は一定してゐるが、馬匹・硫黃の減少は顯著であるから進貢物全體としても輕薄となつた譯である。嘉靖十四年の如きは使船に兩物を缺き、護送船に附載してゐる。萬曆以後は南海の船貨は蘇木のみとなり、新に倭銅が加つた點が注意される。萬曆三十四年には刀劍の數も減じた。

二　明帝登極の慶賀進貢

宣宗・英宗卽位の際は馬匹・硫黃以外に特別の進貢はなかつたのであるが、（一六ノ三洪熙八・八・九、一七ノ一正統一・九・二四）卽位の詔と共に綵幣の頒賜あり、之に對し琉球より謝恩として、馬匹・硫黃の他に諸貨を進貢してゐる。宣宗の場合は宣德二年柴山等來使して、皮弁冠服を頒賜したが、皮弁冠服は封王の際頒賜すべきもので、之は異例である。卽ち洪熙元年に尙巴志封王の際に紗帽束帶衣服禮物を頒賜したので、洪永以來の例として皮弁冠服を求請した結果である。

英宗は入貢せる伍是堅等に勅諭二道並に錦段・紵絲・紗・羅を附して頒賜したが、之は通例の國王に對する頒賜でなくて、卽位に際しての特殊のものである。宣宗代は後と違ひ、屢〻琉

球へも遣使し、其際は頒賜物があつた。宣德五年の錦段以下の頒賜は、別に今度即位の頒賜といふ意味もあるまいが、便宜加へて、以上三度の頒賜に對する謝恩進貢物を掲げる。

宣德三年　一二ノ九宣德三・二・一一　柴山の來船にて答送

(イ)腰刀　金結束刀靶黑漆鞘纏金龍二　渾結束黑漆鞘一〇〇

袞刀　紅漆鞘黑漆靶一〇〇

屛風　金箔等畫紙三

扇　泥金等異摺紙一、〇〇〇

白紙　一、〇〇〇

(ロ)磨刀石　第六樣一一、〇〇〇

螺殼　三、〇〇〇

宣德六年　一二ノ一四宣德六・四・一〇　柴山來船にて答送

(イ)腰刀　長短不等二五　黑漆鞘二二

袞刀　紅漆鞘一五　螺鈿鞘一〇

屛風　金箔彩色畫紙一　彩色畫紙一

金銀器皿　金酒瓶一、金海瓶一、金香爐一
金香盒一、通共二五一兩重余四兩三錢五分

磨刀石　第一樣　五、〇〇〇
第二樣　三〇〇

（ロ）磨刀石　第六樣　一一、〇〇〇

螺殼　一三、二〇〇

正統元年　一七ノ一
正統一・九・二四

（ハ）沙魚皮　二、〇〇〇

香類　一、〇〇〇

英宗は正統十四年八月十五日土木の變で、也先の軍に捕へられ、皇帝郕王をして百官を總べしめ立てゝ景帝と稱した。時に琉球より王舅馬權度が謝恩のため入京してをり、八月三十日に使臣等に賜物あると共に勅を齎し鈔・羅・紵絲等を附して國王・妃に賜つた。然るに九月十六日馬權度等の陛辭に際し、勅並に金織綵段表等を再び國王・妃に頒賜された。（正統十四年八月丁丑、九月癸巳）後の勅書は世鑑の內に收められ、頒賜の內容も記されてゐるが、後述する如く常例の頒賜と品目數量一致する。されば八月三十日の頒賜か即位に關する特殊の頒賜らしい。然し之に對する琉球の特殊進貢の內容は明かでない。

憲宗以後入貢使に即位の勅書を附し、之に對し慶賀進貢するといふ形式が分明になる。明帝登極後、最初に琉球を發つ使船は慶賀であつて謝恩でない。

天順八年に憲宗登極の慶賀進貢に際し、皇后への進貢は第二號船たる安字號船に積むべきであらうが、事實は七月に吳氏を冊立し忽ち之を廢して十月王氏が冊立されたので、琉球で知る譯がないから無かつたものであらう。弘治二年孝宗登極の慶賀進貢の智字號船の執照は存するが、「裝載硫黃。馬疋・腰刀等」とあるのみで、詳しく記さぬ。一八ノ二二 弘治二・九・一二

正德以來進貢物は略ぼ一定して來た事が知られるが、隆慶以後南海の舶貨が減少し、萬曆には蘇木のみとなつて、本土輸入の金銀酒梅が新に加つてゐる。又隆萬二回の慶賀に馬匹・硫黃を全く省略してゐる。此兩物の當時の進貢數量を以てしても、他の慶賀進貢物の合計以上に明側で評價したものと思ふ。

新帝登極に際して、大行皇帝喪禮のため香・香爐が送進された。洪熙元年香五十斤、天順八年香爐重五斤七、弘治二年香五十斤、隆慶二年香三十五斤等之である。

三 立太子の慶賀進貢

嘉靖隆慶間一定してゐるが、同じく馬匹・硫黃の減少が著しい。萬曆三十年には刀劍類の數

も減じ、南海の舶貨なく、各種の土産品を以て代へてゐる。冊立の儀は、成化十一年十一月（○孝宗）弘治五年三月（○武宗）隆慶二年三月（○神宗）萬暦二十九年九月（○光宗）にそれぞれ行はれた。

四　其他の慶賀・謝恩進貢

宣徳九年。柴山の來船にて管送せるもので、柴山來使して綵幣を頒賜されたるに應へたものである。（一六ノ二三宣徳九・×・×）既掲宣徳六年謝恩進貢も此に同じ。

成化六年。尙圓父王の訃を告げ、襲封を乞へるものである。

成化十年・同十一年。成化九年の福建に於ける琉使の傷害事件、次で明の處置・人員・貢年の制限に關係あるものであらう。

成化二十三年。皇太子冊妃に對するもので、第一號船は謝恩のためであるが、第二號船義字號は皇太子への慶賀進貢船である。（弘治元年三月戊寅）

正德二年。恐らく毎歳入貢の許容・船隻補造等に應へた謝恩のためであらう。

嘉靖十年。尙淸前年來歴し襲封を請ふたが、此歳に至つて特に懇請した。實錄に「賫二國中人民結狀一」といふ。（嘉靖十一年四月壬午）

嘉靖十六年。十五年二月皇長子（○穆宗）生誕の慶賀進貢である。

嘉靖三十六年・同三十八年。尙元の襲封を乞へるものであらう。

嘉靖四十四年・同四十六年・隆慶五年　中國漂流民又は被掠民を遣送し、明帝より勅を賜り銀幣を賞給されたに應へたものであらうか。

萬曆五年・四年に在京中の使臣の下程を增賜されたるを謝せるものか。

要するに謝恩進貢と稱するものは、明の恩惠に謝するものであるが、必しも物的の恩恤を伴はずとも、事大の儀禮として隨時かゝる名目で特殊進貢を行つたものらしい。以上は多くは各異る意味を有つものであるから、進貢物の多寡内容を一律に比較し難いが、大體嘉靖以後に南海の舶貨は蘇木・象牙・束香のみとなり、隆萬年間には蘇木のみ殘り、やがて之も消失し、各種の土產品が新に充當された事は明瞭である。

以上一・二・三の各同一條件の特殊進貢に於いても、進貢物價値の總體の時代的の增減の如きを計算する事は出來ぬが、かゝる事を想察する上に必要な二三の事項を述べる。

日本々土よりは刀劍・鎗・甲・盔・其他武具・屛風・扇・生漆・金銀器皿・漆器・磨刀石・金・銅等頗る多樣の貨が輸入されて、明へも轉載され、南海へも輸出されてゐる。就中刀劍には夥多の裝備のものが擧げられ、優劣千態萬樣であつたらうが、各時代に取引された値段等も

とより知るべき由もない。唯裝備等に應じて、金銀結束のもの鍍金銅又は銅結束のものより貴く、螺鈿乃至は黑紅漆鞘に比し、金銀・洒金漆・又は嵌金龍鳳等の紋樣を施すもの優り、沙魚皮・線紫・紅線札乃至は黑漆靶（柄の事）ものより金銀龍紋等の靶のもの重かりしは容易に想察出來る。鞘の洒金漆にて龍紋を施すものは、遣明船進貢物中の鞘梨地雲龍紋の龍太刀といへる類である。

宣德八年來使した柴山等が銅錢二千貫を齎して、刀劍等を求めたので、琉球では本土に船を遣つて諸貨を購入せしめたが、代價は次の如くであつた。

金龍並銀銅結束靶黑漆鞘嵌金龍腰刀貳把（各帶鞘長參尺壹寸捌分）	參佰壹拾肆貫玖百文
金並銀銅結束靶黑漆鞘嵌金鳳腰刀貳把（各帶鞘長參尺壹寸四分）	參佰肆拾柒貫陸百文
金龍並銀銅結束靶洒金鞘腰刀貳把（各帶鞘長參尺捌分）	貳佰伍拾貫玖百肆拾文
金貼銅結束紅漆靶鞘腰刀貳拾把（長短不等）	捌拾貳貫
金貼銅結束靶鈿靶鞘腰刀貳拾把（長短不等）	柒拾貫
金包銅結束螺鈿靶鞘袞刀陸把（長短不等）	壹佰陸拾玖貫伍佰陸拾文

貼金銅結束といへるは、後に鍍金銅結束といへると同物を指すは前に述べた。

戊子入明記に據れば、當時進貢物の散金鞘柄太刀（一に蒔繪太刀とあり）二振代五拾三貫七百文、黒漆鞘柄太刀（一に御太刀とも記す）百振代百伍拾貫文、長刀（[illegible]）百振代百七拾貫文とあり、又鎗（[illegible]）百挺代百伍拾貫文と記す。永享四年の遣明船の幕府附搭貨にて「御太刀八百伍十張代八百五十貫文」とある。遣明船附搭の腰刀に對し、明では宣德八年に毎把鈔十貫・景泰五年に鈔六貫・弘治年間に鈔三貫等と差定してゐるが、此種の輸出刀劍は鍍金銅又は銅結束黑（紅）漆鞘靶と稱さるゝ類であつて、琉球よりも多數搬出されてゐる。特に此種の刀劍は明に直接輸出せるを始めとして、日本外國貿易品の大宗であつて數打と稱し大量の生産を見るに至つた。其結果は刀身裝備共に粗惡化し、明側の給價差定の低廉となるに應じて、益〻其傾向を促した。琉球を經て轉送された刀劍類も、時代の下降とともに、同様の粗惡化を免れなかつたであらう。

前掲宣德年間の本土よりの諸品購入代價の内に、果合・屛風の分として

洒金雙龍紅漆合貳個	貳佰貳拾貫
洒金鸞鳳紅漆合貳箇	壹佰捌拾貫
素紅漆合陸箇	陸拾貫
金箔彩色屛風肆	參佰貫

とある。戊子入明記に「御屛風參雙四季草木代百伍貫文」とあり、次の文明八年の遣明船の齎せる國書に貼金屛風參副とあつて、卽ち進貢用の屛風は貼金屛風彩畫と稱さるものであつた。かゝる工藝品の評價を一律には到底考へられぬが、琉球では本土に比し相當高價に評定すべきであつて、宣德九年の謝恩進貢物の如き本土の輸入品のみを以て、琉球では恐らく三四千貫文以上の負擔であつたと思ふ。

常例の進貢にて、馬匹・硫黃が充てられてゐるが、特殊の進貢の場合も其時代の常例進貢額の馬匹・硫黃を裝載するのが普通で、結局之に適宜他の諸貨を附搭したに過ぎぬのである。又特殊の進貢のために、特にそれだけの船數を遣した譯ではない。畢竟每貢船の第一號船を充てるが普通であつて、皇后・皇太子への進貢船に弘治以前は各一船を使用する事が多いが、正德以後は一貢二船の際に第一號船で之を兼ねしめて、殘の一船は常例の進貢とする。嘉靖以後にあつては每貢一船が多くて、特殊進貢でも常例進貢でも同樣であり、其何れにても護送船・補貢船が附隨する。萬曆年間には一船で慶賀・謝恩を兼ねた特殊進貢すらある。

かくの如くして、特殊進貢物の總體の價値に於いて、先づ三の同一條件の場合に就いて見れば、尙貢以後減少し、尙寧の時代には頗る低下したといふ程度の事は斷定し得よう。

次に特殊進貢を通じて、本土の輸入貨が、時代の下降と共に大體に於いて減少した事が認められる。然し南海の舶貨に於いて、其傾向は更に瞭然としてゐて、琉球の仲繼貿易の隆替は南海關係に特に顯著なる事を示してゐる。

三 頒賜の內容と變遷

洪武五年最初の中山王使泰期に附し、察度に大統曆と共に金織・文綺・紗・羅各五匹を賜つたとあり、同七年には同じく泰期に附し大統曆及び金織・文綺・紗・羅を給したとある。大統曆は每年頒賜さるゝが、幣帛の頒賜は洪永年間には一定してゐない。洪武十五年には織金文綺・紗・羅十二匹、同十六年は織金・文綺・紗・羅凡七十二匹を察度に賜つたといふ。

使臣等に對しては洪武より鈔の頒賜があつたが、皇明實錄の記載では使臣等の入貢を記して「賜……有差」といふ如くあつて使臣の頒賜と解すべきであらうが、猶國王・妃のそれをも含むか否か明かでない場合が多い。然し永樂年間には國王に對しても鈔の頒賜は勿論あつたので「琉球國中山王思紹・山南王他魯每使臣甚謖志里等辭歸、賜二鈔及文綺・表裏・金織紗衣、而賜二其王鈔及絨錦織及文綺・紗・羅一」と明記する事もある。(永樂十五年閏五月戊午) 同じく銅錢の頒賜もあつた事と

思はれる。（永樂二年三月己未、永樂十一年三月己巳等參照）

大明會典（卷一百十一）外夷上に

琉球國洪武十六年、賜₂國王文綺等物₁、山南王亦如ᴸ之、後賜₂中山王・山南王・山北王紵絲・紗・羅・冠服、王妃紵絲・羅、王姪・王相・寨官絹公服₁、後又同₂賜國王錦四段・紵絲・羅各六疋・紗八疋、王妃錦二段・紵絲・紗各四疋₁

とある。尚思達封王のため渡航した給事中陳傅等の歸還に從つて、正統十四年謝恩のため入貢した王舅馬權度に附與した勅書が世鑑の中に收められてゐる事は前述したが、其内に記せる頒賜物は

國王

錦四匹　紵絲六匹　紗八匹　羅六匹

王妃

錦二匹　紵絲四匹　紗四匹　羅四匹

であつて、他に王叔へ錦一匹・紵絲四匹があるが、之は王叔から進貢物を順搭したに對するものであらう。又世鑑に景泰元年入貢せる亞間美等の齎せる勅書を收めてゐるが、之に見ゆる頒

賜物も、國王錦四段・紵絲六匹・紗八匹・羅六匹、王妃錦二段・紵絲四匹・紗四匹・羅四匹であつて、紋樣色調に多少の差あるのみである。之は會典に「後又回賜」として定められた頒賜物の品量と一致する。

幕府遣明船の進貢物は第二回應永九年以來略は定つたのであるが、頒賜物は洪永年間は不同であつて、永享四年の義教の復交第一船以後大體定つた。琉球に對する頒賜も正統年間には會典に收むる定制となつてゐた事は、前述の如く疑ないが、恐らく遣明船同樣に宣德年間には定つた事と思はれる。

幕府に對する頒賜が洪武年間に比し、宣德以後には頗る輕薄となつたと同じ傾向を琉球に對しても認め得る。

銅錢・鈔の國王・妃への頒賜は宣德以後には全く行はれてゐない。殊に海舟の頒賜は琉球にては最も大なる恩邮であつた筈であるが、宣德以後の海舟撥與は寥々たるもので、正統以後になると自費で福建で補造修理し、それも尙淸以後は止んで國内で建造するに至つた。

冠服の頒賜にても同じ事實が見える。洪武三十一年太祖は先に中山王の請ふ所に依り、禮部に命じて制した冠帶を賜ひ、併せて琉球國臣の冠服をも頒つた。正統元年使者阿普尼是等を派

して、洪武年間各官冠笏公服を賜りたるも、今多年を經て朽壞したるを以て其再賜を請ふた。然るに明では原降の制度に照依して、自ら製造行用せよと命じた。四ノ二 正統二・六・六

皮弁冠服の頒賜は永樂五年思紹の襲王の際に創ることは前に述べた。洪熙元年六月來到した尚巴志の封使內官柴山等は紗帽束帶衣服禮物を齎したが、皮弁冠服の頒賜を請ふたので、宣德二年柴山の再來の際之を賜つた。紗帽束帶衣服とは、紗帽一頂・金犀帶一條・紅羅衣服一副である。宣德二年の禮部の咨文に、永樂二十二年二月皮弁冠服を工部に移咨して造らしめたとあつて、襲王に際し頒賜される筈のものであつたが、如何なる事情か常服たる紗帽束帶等のみを齎したと見える。皮弁冠服並に常服の頒賜は封王の際行はるゝ事定法であつたが、其明細は尚德を封ぜる天順五年三月の勅書以下にて知られる。

皮弁冠服一副

七旒皂縐紗皮弁冠一頂 旒珠金事件線條自

玉圭一枚 袋全

五章錦紗皮弁服一套

六紅素皮弁服一件

白素中皁一件
纁色素前後裳一件　玉鉤線索全
纁色粧花錦綬一件
纁色粧花佩帶一付　金鉤玉素斑當全
紅白素大帶一條
大紅素紵絲舃一双　襪全
大紅平羅銷金雲夾袍袱肆各條

常服

烏紗帽一頂
金犀帶一條
大紅羅織金胸背麒麟圓領一件
深靑羅褡䕶一件
柏枝綠羅貼裏一件

以來成化七年八月・同十四年七月・嘉靖十一年八月・萬曆三十一年三月等の封王の勅書所載

の皮弁冠服は、唯五章錦紗皮弁服一套が絹地紗皮弁服一套に改められたる他に異同なく、常服は全く差異はない。

封使來到して、先王に祭賻を賜はるを例とするが、嘉靖萬曆の例では

牛一斤　猪一口　羊一羫　饅頭五分　粉湯五分　蜂糖糕一盤　象眼糕一盤　高頂茶食一盤　響糖五筒　酥餅酡各四個　纏碗五筒　降眞香一炷　燭一對重一斤　焚祝紙一百張　酒二瓶

となつてゐる。

新王・王妃に冠服常服とともに幣帛の頒賜がある。永樂の事例は不明であるが、洪熙元年には

國王

紵絲四匹　羅四匹　纓絲布一〇匹

王妃

紵絲四匹　羅四匹　纓絲布一〇匹

であつて、天順五年・成化七年の勅書所載の分も之に同じであつて、唯紋樣色調に多少の差あるのみである。然るに嘉靖十四年・萬曆三十一年には

國王

紵絲（黒緑花一匹 深青素一匹）　羅（黒緑一匹 青素一匹）　白氊絲布　一〇

王妃も之に同じ

とあつて、織金動物紋樣の貴重なる紵絲・羅各二匹を減じてゐる。

永樂元年成祖は行人邊信・劉亢を遣つて、中山王に絨錦綺・紗・羅を賜つたといふ。洪熙元年仁宗卽位の詔を齎してゐるが、特別の頒賜の事は見えぬ。宣德十年秋冬渡船の使者伍是堅等は英宗の勅諭・綵幣を齎し、正統元年六月歸還し、國相王機も亦頒賜を受けて、同年謝恩慶賀使を派遣してゐて、此綵幣は特別の頒賜らしい。正統十四年八月・九月王舅王權度二度の勅書・頒賜を受け、後者は常例の頒賜と一致するから、或は前者が特別のものらしい。然し其後新帝登極、其慶賀進貢に對して特別の頒賜があつたか否かは明かでない。皇明實錄の記載では寧ろ特賜の制はなかつた如く思はれる。

成化十二年入貢の長史梁應等は偶々皇太子册立の儀に會して、朝鮮・安南の例に從ひ詔を賜つて歸國せん事を請ひ、禮部は琉球は日本・占城の例の如く詔を頒たざる旨を以て奏したが、憲宗は特に勅を降して錦幣を王・王妃に賜つた。

國王

紵絲四匹　錦二段　綵絹四匹

王妃

紵絲二匹　錦二反　綵絹二匹（一ノ三三 成化二二・四・六）

之は會典所收の常例の頒賜と異り、皇太子冊立のための特別のものと認定される。弘治六年秋冬渡航せる正議大夫梁德等は立太子慶賀の命を受けてゐたが、之に附した翌年七月の孝宗の勅に、成化十二年と同じ錦幣の頒賜が記されてゐる。（二ノ一 弘治七・五・九）

宣德以前には封使の他にも明より屢々遣使あつて頒賜物を齎した。宣德五年に

國王

錦四匹　紵絲三匹　紗八匹（別に紗四匹を記すが、八匹中に同紋色の品含まれ四匹は衍と思はる）　羅六匹

王妃

錦二匹　紵絲四匹　紗四匹　羅四匹

同九年にも同じ頒賜あつた。

嘉靖末以後海寇被掠民或は漂流民を遣送して、明では厚く之を褒賞した。嘉靖三十六年海寇

浙江より敗走して琉球境に到り、尚元之を邀撃せしめて被掠人金坤等六名を遺送したといへるを始め、同四十二年漂流民、同四十四年北山守備の獲たといふ被掠民・隆慶三年・同五年被掠民を護送してゐる。之に對し明では勅を降して褒諭し、國王に銀五十兩・綵幣四表裏を賜ひ、被掠民獲得の琉人にも銀幣を賞するを常とした。

以上國王・王妃に對する常例・特殊の頒賜を主として觀たが、別に國相の進貢物を順搭する事あつて、之に應じて頒賜があつた。宣德五年・同八年柴山來使の際國相懷機に綵幣の頒賜あり、懷機より謝恩進貢として

屛風四對（大小不等、水墨畫紙一　金箔彩色畫紙一）　馬九匹　及び

金箔彩色屛風貳扇　金包靶結束虎豹黑漆鞘嵌銀竹長刀貳把（各長五尺參寸柒分連鞘）　金鍍銀結束靶黑漆鞘嵌銀竹腰刀貳把（各帶鞘長參尺參寸柒分）　海獺皮壹百張

を進め、又正統元年英宗登極の際も懷機に頒賜あり、沙魚皮一千枚・香五百斤を謝恩進貢してゐる。（一六ノ一五、一六ノ二二　一七ノ一）兩度の頒賜は錦一匹・紵絲五匹及び錦一匹・綵絲四匹であつた。（四三ノ五、四三ノ一二）因に正統元年の使船に附し懷機は王並に彼のために誥錄（○符である）を請ふて天師府に香禮として

國王　沙金貳拾包計捌拾兩重

王相　沙金壹拾包計肆拾兩重　泥金彩色扇五把　金面彩色扇壹拾把　銀面彩色扇壹拾把　彩畫扇伍拾把

正統三年符を得て還るや

國王　沙金貳拾包通八十兩重

王相　沙金壹拾包通四十兩重　銀面彩色扇壹拾把　水墨畫扇貳拾把

を進めてゐる。（四三ノ一四、四三ノ一八）　沙金八十兩は所謂大稱であるから一包四兩約四十匁に當る。當時本土で行はれた田舍目十兩の四十匁の法がある。沙金は十兩宛沙金嚢に入るゝを普通としたので、勿論之は本土輸入のものである。

洪永年間には世子の進貢が王と同時に又單獨に頻に行はれたが、後には單獨に世子としての進貢は先王薨後國の主宰者たる位置に於いてのみ行はれた。正統十四年の遣使に王叔尙金福も馬及び方物を順搭進貢して錦一匹・紵絲四匹を頒賜されてゐるは、前の王相の額に准ずる。

之を要するに明の頒賜は洪永年間に比し、以後頗る輕薄となり、其傾向が時代と共に進められた事は種々の點に認められる。之は明の對外政策の退嬰化した一具現である。又有貢有賜・

の觀點よりいへば琉球の常例と特殊とに拘らず進貢物の輕微となれるに對應したものである。幕府遣明僧の一人は明の頒賜の減少せるは、進貢物の粗惡なためであると述べた事があるが、此相對關係の推移は嚴然たる事實であつた。

第二節　附搭貨公易の推移

一　附搭貨の量額

琉球使船貿易の主體と見做すべきは、附搭貨の貿易である。

洪永年間の附搭貨に就いては知るべき由もないが、後世と略ぼ同樣であらう。洪熙以後成化初年に至る咨文には附搭蘇木等又は附搭蘇木胡椒と記さるのみで、其數量等は不明である。成化五年以後の附搭貨を、前節進貢物に倣つて計出すれば次の如くなる。

附搭貨表　其一

	船數	蘇木（斤）	胡椒（斤）	番錫（斤）	紅（倭）銅（斤）	土夏布（匹）	
尙德成化　五	●二	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	內一隻分推定
尙圓　六	●二	一二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	同

八	●三	二四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	―	―	二隻分推定
九	●四	四〇、〇〇〇	四、〇〇〇	―	―	―	三隻分同
一〇	二	二〇、〇〇〇	二、〇〇〇	―	―	―	
一一	●二	一六、〇〇〇	三、〇〇〇	―	―	―	一隻分同
一二	二	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	―	―	―	
尙眞一三	三	一五、〇〇〇	四、五〇〇	―	―	―	
一五	●三	一五、〇〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	―	―	二隻分同
一七	●三	一〇、五〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	―	―	一隻分同
一九	三	一五、〇〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	―	―	
二一	三	一三、〇〇〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	―	―	
二二	二	八、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	―	―	同
二三	三	一二、〇〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	―	―	
弘治二	四	一六、〇〇〇	四、〇〇〇	一、六〇〇	―	―	
四	四	一六、〇〇〇	四、〇〇〇	一、六〇〇	―	―	
六	三	九、〇〇〇	三、〇〇〇	三、六〇〇	―	―	
八	四	一二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、八〇〇	―	―	同
一〇	三	九、〇〇〇	三、〇〇〇	三、六〇〇	―	―	同
一二	三	三、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	―	―	

	一四	二	六、〇〇〇	[illegible]、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	
	一七	[illegible]	一五、〇〇〇	[illegible]、〇〇〇	一、[illegible]	—	—	
正徳	一	[illegible]	四、〇〇〇	[illegible]、〇〇〇	[illegible]	—	—	
	二	一	二、[illegible]	一、[illegible]	[illegible]	五、〇〇	—	
	[illegible]	[illegible]	一〇、〇〇〇	[illegible]、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	
	四	●二	九、〇〇〇	—	[illegible]、八[illegible]	—	—	一隻分推定
	五	二	九、[illegible]	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	
	六	●二	九、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—	同
	七	一	—	一、〇〇〇	四、〇〇〇	—	—	
	八	一	五、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	
	九	二	一〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇	—	—	
	一一	一	五、〇〇〇	—	一、〇〇〇	—	—	同
	一三	一	五、[illegible]	—	—	—	—	
嘉靖	二	●二	四、[illegible]	二、〇〇〇	—	—	—	同
	四	一	—	一、〇〇〇	—	—	—	
尚清	八	一	—	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	
	一〇	一	—	—	—	一、〇〇〇	—	
	一三	一	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇	—	同

一四	二	二、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇	—	同
一六	二	二、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇	—	
一八	一	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇	—	
二〇	一	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇	—	
二二	一	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇	—	同
二四	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	
二六	二	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	
二八	二	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	
三〇	二	三、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	同
三二	一	一、五〇〇	五〇〇	—	—	—	同
三四	一	一、〇〇〇	五〇〇	—	—	—	
尚元 三六	二	四、〇〇〇	—	—	—	—	
三八	一	二、〇〇〇	—	—	—	—	
四〇	一	二、〇〇〇	—	—	—	—	
四二	一	二、〇〇〇	—	—	—	—	
四四	一	二、〇〇〇	—	—	—	—	
四六	一	二、〇〇〇	—	—	—	—	
隆慶 一	一	二、〇〇〇	—	—	—	—	

	三	一	二、〇〇〇	|	|	|	|	
	五	一	二、〇〇〇	|	|	|	|	
	七	● 一	二、〇〇〇	|	|	|	|	一隻分推定
萬暦	二	一	二、〇〇〇	|	|	|	|	
	三	一	二、〇〇〇	|	|	|	|	同
	五	一	二、〇〇〇	|	|	|	|	
尚永	七	一	|	|	|	|	|	
	九	一	|	|	|	|	|	
	一一	一	|	|	|	|	二〇〇	
	一四	一	|	|	|	|	|	硫黄二〇〇〇、馬二
	一五	一	|	|	|	|	|	
尚寧	一七	一	|	|	|	|	二〇〇	
	一九	一	|	|	|	|	二〇〇	
	二一	一	|	|	|	|	二〇〇	
	二四	一	|	|	|	|	二〇〇	
	二七	一	|	|	|	|	二〇〇	
	二八	一	|	|	|	|	二〇〇	
	二九	一	|	|	|	|	二〇〇	

三〇	一	—	—	—	—	二〇〇
三三	一	—	—	—	—	二〇〇
三四	一	—	—	—	—	二〇〇
三五	一	—	—	—	—	二〇〇
三八	一	—	—	—	—	二〇〇
四〇	一	—	—	—	—	二〇〇
四一	一	—	—	—	—	二〇〇

附搭貨は毎使船に装載するが、護送船には當代では搭載しなかつたものと認定する他はない。

●印は進貢物装載の場合の如く、推定の使船装載の附搭貨を推定して加算されたものである。

萬曆以前にあつては現在寳案所收の執照に附搭貨の記入を省略してゐるために、執照存して符文の喪失せる使船装載の分も同じく推定である。萬曆十四年以後は却つて符文に記入を省略して、執照に明記してゐるものが多い。

毎貢船の附搭貨は二船以上の際も各使船其品量を同じくするが普通である。弘治以前は特に例外なくさうである。正德年間に相異のもの二例、同一のもの二例あるが、相異の場合も貨によつて同一のものもある。嘉靖以後毎貢使船一船の事が多いが、二船の際の附搭貨は各同一で

ある。符文を缺き、同起船なき場合は便宜前年の附搭貨の品量に從つた。

かくて又、進貢物に於ける如く各時代の附搭貨の總額及び年平均額を計出すれば次の如くなる。

附搭貨表 其二

國王	期間	船數	蘇木總量(斤)	蘇木年平均量	胡椒總量(斤)	胡椒年平均量	番錫總量(斤)	紅銅總量	上夏布總
尚德・尚圓	七	一七	一三二、[illegible]	一八、八五七弱	二〇、〇〇〇	二、八五七强	六、〇〇〇	—	—
尚眞	四五	六七	二四六、五〇〇	五、四七八	七二、〇〇〇	一、六〇〇	五二、五〇〇	五〇〇	—
尚清	二八	一九	一八、五〇〇	六六一弱	七、〇〇〇	二五〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
尚元	一六	一四	二八、〇〇〇	一、七五〇	—	—	—	—	—
尚永	一六	五	—	—	—	—	—	—	四〇〇

備考 尚眞代正德一三—嘉靖一、尚清代嘉靖六・七を除く。

之に依つて次の二の事實は容易に看取されよう。

(一)尚眞以前には蘇木・胡椒・番錫の南海舶貨が專ら附搭された。其量は尚圓代に比し尚眞代概して減少し、尚清以後は特に著しい。番錫は嘉靖八年、胡椒は同三十四年を下限として、以後は裝載されぬ。蘇木も尚永以後は附搭されなかつた。南海舶貨の退化に對し、本土産の紅

銅が代つて一部を補塡した形だが、之も尙元以後は附搭されぬ。蘇木・紅銅に代つたのが、土產の土夏布で二〇〇疋が常例となつた。其間に硫黃・馬匹の土產物を以て、附搭した事もある。

(二)附搭貨の總體の價値の時代的推移を觀るに、進貢物に於ける如く、尙眞代を中間の階段として、尙淸以後著しく減少してゐる。

然し猶以上の如き事實を闡明するためには、附搭貨貿易の事情を分析し且時代的推移を考査しなければならぬ。

二 抽分法

洪武二十六年の定制に

凡遠夷之人、或有二長行頭匹及諸般物貨一、不レ係二貢獻之數一、附帶到レ京、願レ入レ官者、照二依官例一具奏、關二給鈔錠一、酬二其價値一

とある。明では元來諸國の貢船の附搭貨の貿易を許し、官收買する際も抽分を優免して柔遠の意を示す方針であつた。右の定制にも抽分の記載なく、鈔錠を以て價値を酬ゆとなつてゐる琉球に對しても當初は抽分が優免されてゐたのである。永樂十五年三月の禮部の咨文にも一附

搭一□物貨、都免ニ抽分一、照レ例給ニ與鈔ニ云々一とあつた。一二ノ三一成化一三・六・六洪熙以來成化初年に至る現存の琉球國王咨文に附搭貨の抽分を優免し給直を請ふ旨記されてゐるが、之はかゝる恩惠の不易ならん事を表示した禮辭であらう。然るに弘治年間の定制に

凡番國進貢內、國王・王妃及使臣人等附至貨物、以ニ十分一爲レ率、五分抽分入レ官、五分給還、價値必以ニ錢鈔一相兼、國王・王妃錢六分鈔四分、使臣人等錢四分鈔六分、又以レ物折還、如鈔一百貫、銅錢五串九十五貫折レ物、以レ次加增皆如ニ其數一、如奉レ旨特免ニ抽分一者不レ爲レ例

とあるが、之は一般の規定で、實際の給價法は國によつて一定しない。幕府遣明船の附搭貨・使臣私進物の如きは抽分を特免されてゐる。然らば琉球に對しては如何かといふに、會典卷一百十一外夷上に「正貢外、附來貨物、官抽ニ五分一、買ニ五分二」とあつて、五分の抽分があるが、按ふに弘治年間の定制に基くものであらう。使臣私進物は之より先成化十一年禁止されたと思はれるから、此條に其規定は記されぬが當然である。

附搭貨の五分抽分、五分給直の一例として、萬暦三十年の附搭貨收買の例を左に掲げる。八ノ八萬暦三〇・五・九

附搭土夏布二〇〇疋

除二官抽一半一、例不レ給レ價

其抽剩一半〇即ち一〇〇疋である毎レ疋給二鈔五〇貫一

鈔二〇〇貫、折與潤生絹一疋

卽ち土夏布の給價分は一〇〇疋で、鈔五〇〇〇貫、潤生絹に折して二五疋となる。

三　給　價　法

明では洪武八年以後大明寶鈔を發行して其流通に努力し、同十年小錢と鈔とを兼行せしめて、百文以下にのみ錢の通用を許し、同二十七年には軍民商賈所有の銅錢を鈔に換へしめて、銅錢通用を禁止した。洪武二十六年の制に附搭貨の給直に鈔錠を關給する事としたるも當然である。然るに鈔の流通は普遍せず、且鈔一貫を以て銅錢一貫・銀一兩に充てる初制の法定價値は到底行はれずして、鈔價は暴落の途を辿つた。宣德十年十二月の梧州知府李本の奏に、錢鈔兼行は律文に載せる所であるが、用錢禁止のため現在錢を使用せる兩廣地方の如き違禁の罪に問はるゝ民多きを述べて、其兼行を聽されん事を乞ふて容れられた。之を以て觀れば、法規上の用錢の禁は此頃まで、續いたらしい。されど事實鈔の流通が梗塞し、價値が暴落せる以上は、

附搭貨收買に鈔錠を闕給するには頗る困難がある。

遣明船の事實を稽ふるに、永享年間には錢鈔兼給し錢一貫・鈔一貫・銀一兩として計算し、鈔の給直に於いては、鈔百貫につき絹一疋・同五十貫につき布一疋に折して、錢・絹・布の三種を以て給賞してゐる。附搭貨の評價は鈔を以てし、鈔一貫・錢一貫に律する點は、洪武初制の形態を襲ふたものといふべく、折鈔絹布は暴落した鈔の時直を基準としたのである。然し當時は錢鈔兼給とはいへ、實際には銅錢を以て大部分給賞された。然るに寶德の遣明船では、錢鈔各半給する事となり、而も折鈔絹布は前と同じく洪武初制に比して殆んど二百分の一に低下せる鈔價を以て計算したから、非常なる損失を加ふる結果となり、正使以下頻に加賞を要請した。成化年間には鈔價の下落益〻甚しく、銀兩を以て評價して、銅錢を以て折給する事になつたが、從前の錢鈔兼給との間に實質的に給直の差が大であるから、其點は評價を適宜切下げたものと思はれる。成化以後は遣明船の附搭貨の官收買は大體民間私易禁止の刀劍のみで、他は私貿易に轉じてゐた。弘治年間に至つて、外貨收買の價格と折鈔貨の價格とを規定し、鈔を以て附搭貨を評價する事舊に同じくしたが、折鈔貨の評價は國毎に適宜異つたのである。

琉球の附搭貨に對して、洪永年間には法の如くに鈔錠の闕給が一般に行はれた事と思はれ

る。永樂二十一年の使船が、閩縣にて高惠里及び福清縣方民里の民のため（〇之恐らく牙行である）欽依賞賜の寶鈔四五〇〇貫を騙掠されたといへるは、恐らく附搭貨賞給の鈔が多く含まれた事であらう。然し永樂年間に永樂通寶錢を以て給賞された事實もある。宣德三年長史鄭義才に附した咨文に「照二永樂年間事例一、就二於京庫一、支二給永樂通寶鈔一、回國流」と記してゐる。（一六ノ七宣德三・一・一四）之錢鈔兼給の場合と認められる。

洪熙元年より宣德四・五年に至る咨文に、附搭貨の抽分を優免して價鈔の給與を乞ふてゐる。宣德五年入貢の遣使に對して、王に鈔二一、七六〇錠を賜つたとあるも頒賜でなく給賞であらうと思はれる。鈔價は時代と共に下落の一途にあつたから、賜給の鈔價は何を基準としたかゞ問題である。鈔による評價は何れの國に對しても同じであつたが、錢鈔兼給の場合は錢一貫・鈔一貫の割であるから緩和の餘地がある。銅錢の下給の率が大なれば、之に比例して諸國側に有利となる。然し琉球に對しては幕府の遣明船と異り鈔錠給賞が多かつた。かゝる場合後の弘治年間の制に於ける如く、鈔を以て評價する際に、鈔價の下落の程度を斟酌し、適宜に評價を高めるといふ事が行はれたのであるまいか。銅錢の賞給も宣德頃までは時に行はれた事もある。日本々土では銅錢は輸入の主要な目的物で、實際は景泰頃迄は官給の銅錢が多く舶載され

たが、琉球では回國流といつても其流通の範圍數額は殆ど比較するに足らぬ。寧ろ仲繼貿易に有利なる支那貨の購入を力めなければならぬが、明政府としては宣德初年までは法の上では、用錢禁止を名とする以上は鈔錠を以て賞給する事とはならう。

宣德三年鄭義才等に附して、永樂の例に照し銅錢の賞給を求めたが、之に對し明では鄭義才駕乘の洪字號海船の附搭貨に永樂通寶を以て賞給し、他の二船分には「依常例給價絹匹等物」とあつて絹等に折給したのである。（一六ノ一三宣德六・三・一〇）卽ち附搭貨の約三分の一、從つて鈔を以てせる總價格の約三分の一が鈔一貫・錢一貫の率にて、銅錢にて給直し、約三分の二は絹等の折鈔貨にて支拂はれたのである。依常例とあつて、折鈔貨の事は當時普通に行はれたものと見える。そこで折鈔貨に於ける鈔價の差定法が問題である。遣明船に於ける例では、琉球では銅錢を兼給するは常態でなく、又兼給あつても其率は低いだけに更に不利となる。天順三年入京の遣使に附して、尙泰久は本國王府失火して倉庫・銅錢・貨物を燒失せるを告げ、附搭の蘇木等の貨を以て永樂・宣德間の例に照し、銅錢の給賜を求めたに對して、禮部より銅錢は中國所用に係り准給し難し、鈔貫を以て評價し、舊に照依し六分は京庫より潤生絹匹を折支し、四分は福建布政司に移して其收貯の紵絲・紗・羅・絹布等の物を折支し「依時値關給」と奏請して聽

許された。（天順三年三月甲申）依時値とは附搭貨を當時の相場によつて評價する譯であるが、外貨に對し評價の基準たる鈔價は銅錢一貫・銀一兩・鈔一貫の洪武初制を襲踏せるは、遣明船の例に徴し殆ど疑ない故に、內貨たる紵絲・羅・絹布等の折鈔物の折價に於ける鈔價の基準が問題である。天順七年の使船に於いても絹匹の加給を乞ひ、（一七ノ一四天順七・八・×）成化元年の使船の際も、前に王府失火して銅錢貨物共に燒け行使に堪へず、國用匱しく、近年以來附搭貨は只絹匹等の貨を給して、下年の方物を收買するに、土產は只硫黃・馬匹のみで餘は諸蕃に出づるを以て銅錢流通を便益とする故に、永樂及び宣德三年の例に照依し銅錢の給與を乞ふ旨を述べ、（一二ノ一九、一七ノ一六成化一・八・五）成化二年（一七ノ一七成化二・×・二）同　八年（一七ノ一八成化八・九・二八）にも絹匹の加給を乞ふてゐる。此頃以後の咨文は不幸にして喪失してゐるが、恐らく絹匹の加給或は銅錢の賞給を頻に訴へた事と思はれる。以上を以て觀るも給賞の折鈔貨の評價が、頗る不當であつた事は設想に難くない。之は又弘治の制を以てしても容易に看取される。

前述の咨文に銅錢が海外貿易に便益であるといつてゐるが、事實に徴するに銅錢が仲繼貿易に最も有利な裝載貨であつたといふ譯でない。只錢鈔同價の制に依り、錢給は極めて有利であつた。銅錢の給與を求めた眞意は玆にあるので、絹匹の加給と全く目的とする所は一である。

弘治年間に附搭貨錢鈔給・抽分の制あり、又内府估驗定價・折遣物價の制があつた。内府估驗定價とは、番貨の收買値段を鈔を以て評價せるもので、折遣物價とは折鈔の中國貨の値段である。其内主なる定價は次表に示す如くである。

内府估驗定價

赤金	一兩	鈔五〇貫	龍涎	一兩	鈔三貫
足色銀	同	一五	蘇合油	一斤	二
錫	一斤	〇・五	乳香	同	五
鐵	同	〇・三	沈香	同	三
象牙	同	〇・五	速香	同	二
黄臘	同	〇・五	丁香	同	一
雄黄	同	〇・五	木香	同	三
沒藥	同	五	金銀香	同	〇・五
肉豆蔻	同	〇・五	降眞香	同	〇・五
大楓子	同	〇・一	黄熟香	同	一
蘇木	同	〇・五	安息香	同	〇・五
烏木	同	〇・五	丁皮	同	〇・五
胡椒	同	三	鹽	同	〇・一

腰刀	一把		二
青布	一段		一・五

折還物價

各色紵絲	一疋	鈔	五〇〇貫
各色綾子	同		三〇〇
各色紗	同		三〇〇
各色絹	同		一〇〇
青絨䋲子	同		六〇〇
駝褐䋲子	同		六〇〇
青花白瓷盤	一個		五〇〇
椀	同		三〇〇
瓶	同		五〇〇
酒梅	一個	鈔	一五〇〇貫
豆青瓷盤	同		一五〇
椀	同		一〇〇
瓶	同		一五〇
麝香	一斤		一五〇〇
樟腦	同		一〇〇
良薑	同		二五
大黄	同		三〇
鐵鍋三尺闊面	一口		一五〇

鈔價の基準は、內府估驗定價卽ち買入方と折還物價卽ち支拂方とでは非常な差がある。內府估驗定價では足色銀卽ち純銀毎兩鈔十五貫とあるが、同時の制に銀一兩折錢七百文とあるから、鈔十五貫は錢七百文に當る。されば足色銀の差定を指標とすれば、洪武の鈔一貫・錢一貫の法定に比して、二十一分の一強の鈔價を以て番貨を評價したものといへる。然るに折還物價では絹匹を指標とすれば、遣明船に於ける宣德景泰年間の折鈔絹價と等しく、洪武の法定に

比し大體二百分の一の鈔價を以て、支那貨を評價した事になる。當時實際の鈔價は殆ど無價値に等しかつたが、二百分の一の折鈔貨の價は、宣德頃の鈔の時價である。かく買入方と支拂方とに鈔價の基準に懸隔あつて、一般規定では附搭貨の五分を抽分し、剰餘の五分に給賞あるが、其法は錢六分鈔四分、或は錢四分鈔六分といふ如く兼給する（鈔にて評價し、錢の給付は鈔一貫・錢一貫の割である）然るに共適用に當つては國によつて異なる。幕府の遣明船では抽分は特免せられ、唯一の收買貨たる刀劍に毎把鈔三貫で、一分は鈔にて九分は折鈔絹（鈔一百貫絹一匹）にて兼給するのである。更に内府估驗定價も同一物の評價が國によつて相違する。故に幾國も共通してゐる附搭貨に就いては、特に國により異る評價を註記してゐる。

暹羅・滿剌加・琉球等の共通した附搭貨を各區別して高價に註記してゐるが、布帛の類で一國だけの特殊貨に就いても評價の基準を高くしてゐると思はれるものがある。

		一般（鈔貫）	琉球	暹羅	滿剌加
錫	一斤	○・五	八	—	—
象牙	一斤	○・五	—	一○	—
沒藥	一斤	五	—	—	一○
肉荳蔻	一斤	○・五	—	一○	—
大楓子	一斤	○・一	—	一○	—
乳香	一斤	五	—	四○	—
降眞香	一斤	○・五	—	一○	—
丁皮	一斤	○・五	—	二	—

黄熟香	一斤	一	一	一〇	一	
蘇木	一斤	〇・五	一〇	五	一	
烏木	一斤	〇・五	一	四〇	四〇	
胡椒	一斤	三	三〇	二五	二〇	
檀香	一斤	一	一	一〇・一〇		
藤黄	一斤	一	一	一五	一	
紫莖	一斤	一	一	三〇	一	

かくの如く一般の估驗定價に比して頗る高價に評せられてをり、評價の率も一國にあつて貨によつて一定しない。琉球・暹羅・滿剌加の折還物價に、特に「每二鈔二百貫一、折二絹一疋一」とあつて、一般の每疋折鈔百貫とは異る。琉球に對し當時折還物は絹を主としたが、他の二國に於いても恐らく同樣であつたのではないか。次に琉球附搭貨の五分抽分は此際規定された如くである。他の二國にあつては全價支給された。（大明會典卷一百十一）又尠くとも琉球に對しては錢鈔兼給の制がない。銅錢の給價は行はれなかつた。加之、弘治十四年七月詔して「今後琉球國進貢方物、除丙胡椒蘇木每二一百斤一准令下加二五十斤一以備中折耗上、番錫不二必如增甲外云々」といひ「著爲レ令」とあれば、蘇木・胡椒は百斤收買每に五十斤を折耗分として徵用したので、之は琉球側の負擔となつたらしく、果してかゝる事が實施されたものとすれば其不利大なるものがあらう。（弘治十四年七月甲戌）茲に琉球に關する限り附搭貨評價の基準を高くせる理由は略ぼ想像される。然し三國並に一般を通じていへば、一々其通交貿易事情を仔細に吟味比較しなければ估驗定價差定

の基礎の奈邊に存するかは理會されぬ。

琉球附搭貨の折還物價が、錫・蘇木・胡椒の三種に限らるゝは、當時に至る附搭貨は實に此三種を出でなかつた故である。使臣自進物は成化十一年に公に禁止されたから、他に諸貨が嘗つて含まれたとしても此際の規定に記される筈はない。

嘉靖の前半に之等南海舶貨の附搭が減少して、紅銅を以て一部を補塡した。然し紅銅の估驗定價は判らぬ。萬曆十一年頃以後は唯土產を附搭して、土夏布二〇〇疋が常例となつた。萬曆三十年の給價の一例を前に擧げたが、此給價法は明末まで不易である。卽ち土夏布二〇〇疋の五分抽分し、殘餘一〇〇疋に對し、每疋鈔五〇貫に評價し、總估驗定價は五、〇〇〇貫である。每絹一疋に鈔二〇〇貫に折し、絹二五疋が支拂はれる。（八ノ一二萬曆三七・六・六、八ノ二天啓五・六・二二）されば折物（絹）還價は弘治以來變化ない。而して折物還價不易の故を以て、直に內府估驗定價の不變なるを決定し難いが、假に弘治の制が存續したものとすると折物還價の總額は次の如く推定される。（但弘治の制は其何年の制かは明かでない。元年より假に起算す）此內半分は抽分として差引かれる譯である。（○蘇木。胡椒折耗分備用の件も暫く除く）

附搭貨表其三

期間	蘇木（斤）	同代絹（疋）	胡椒（斤）	同代絹	番錫（斤）	同代絹	計

尙眞	三四	一五八、〇〇〇	七、九〇〇	四五、〇〇〇	六、七五〇	四一、五〇〇	一、六六〇	一六、三一〇
尙清	二八	一八、五〇〇	九二五	七、〇〇〇	一、〇五〇	一、〇〇〇	四〇	二、〇一五
尙元	一六	二八、〇〇〇	一、四〇〇	―	―	―	―	一、五〇〇

備考 1 尙眞代弘治一―嘉靖五内五ヶ年を除く、外に紅銅五〇〇斤分あり
2 尙清代他に紅銅一〇、〇〇〇斤分在り
3 尙元代土夏布四〇〇疋代を加算す

四 使臣自進物

使臣の自進物も當初は許されてゐた。抽分の優免・鈔錠又は折鈔絹の給賞等すべて附搭貨收買に准じた筈である。

洪武二十三年入貢の通事屋之結者が胡椒三〇〇斤・乳香一〇斤を附致したとあるは自進物である。（洪武二十五年春正月庚寅）成化十年入貢の使者沈滿志等が其自貢物の價値に舊例の如く銅錢を折給されん事を乞ふたが許されなかつた。（成化十年夏四月丙戌）附搭貨に於ける如く銅錢の折給も以前には行はれたであらう。

自進物は附搭物に准じて、進貢廠の盤驗解納が行はれた。正統元年入貢の使者漫泰來結制等

は福建に到つた際に、國王の進貢方物（進貢物、附搭貨を指す）の外を報じ、各人が附帶した海螺殻九〇箇・海巴五八、〇〇〇箇を陳申しなかつたので、有司瞞報として悉く之を沒收した。使者等は給價を懇請したので、英宗之を許したといふ。（正統元年三月丁卯）此海螺殻等は彼等が私に夾帶したもので、目的は密貿易にあつた。

然るに成化十年琉球使臣等懷安縣民を殺傷したといふので、翌年四月二年一貢・人員百人多くも百五十人を超えざらしむる事とし、又私臣の私貨の附帶を禁じた。皇明實錄に「除二國王正貢一外、不レ得三私附二貨物等二」とある。正貢とは大明會典に「正貢外附來貨物、官抽二五分一、買二五分二」といへる如く、進貢物を意味して附搭貨を含まぬ。然し實錄に私に貨物を附するを得ずといへるは附搭貨を禁じたのでは勿論ない。此際の勅書に「除二國王正貢一外、許三照レ例附二搭胡椒等物一、其余正副使人等、不レ許下夾二帶私貨一前來買賣上」とある。卽ち進貢物及び國王の附搭貨は許すが、其他正副使人等の私貨を夾帶買賣を禁止すといふのである。されど使臣等が私貨を夾帶し、自由に之を私易する如きは本來明制では一般に認めぬ所である。故に之は加へて使臣自進物を實際に禁止せるものと考へられる。大明會典に爾餘の諸國の使臣自進物に就いて、抽分給價法をそれ〴〵規制するものが多いが、琉球に於いて全く此事を記載せざるは既に禁止さ

れてゐた結果と考へざるを得ない。

第三節　會同館市易と福建の牙行貿易

私貿易は主として京師の會同館及び福建にて牙行を介して行はれた。附搭貨又は自進物の給價、廩給口糧の餘剩或は領賜物をも割いて中國貨購入に充てられる。又使臣等各自携帶の行李を認められてゐたから、實際上消費調度品のみでなく、私易を目的とする貨物も齎されたのである。官司の飽中非違は殆ど常套の事であつた。

大明會典に據ると、各處の夷人は朝貢領賞の後、會同館に市を三日或は五日間開く事を得たが、朝鮮・琉球のみは期限なく開市し得た。其際主客司は館門首に告示して、史書・玄黃等違禁器物の賣買を禁じ、各舖行人等は物貨を持して入館し、兩平交易せしめ、布絹等を染作する項も限を立てゝ交還し、賒買又は故意に拖延騙勒して夷人之を候ち起程するを得ざらしむる如き、又私に相交易する如きは、罪に問ひ、館前にて枷號一ヶ月に處す事とした。又夷人にして故に人家に潜入し交易せる者は私貨を沒收して、給賞未だ終らざる間にあつては計董して遞減

する等を定めてゐる。

幕府の遣明船附搭貨の給賞は銅錢を以て行ふが主で、南京内庫より交付されたが、琉球に對しては北京内庫より交收するが普通であつた。「候レ命下二本部一部（禮）行移ニ内各衙門一、照レ數關出給賞」一と記す如くである。（七ノ八、萬暦三・五・九）又時に福建の官庫より支給する例ある事は前に述べた。

會同館開市は琉球は無期限であつたが、朝貢領賞の後許さるゝ事には變りはない。若し入貢者が館外人家に通じて、交易する場合に、私貨は沒收されるといふが、之は購入の中國貨及び其代價の物共に沒收する意味であらう。又給賞せざる内は計量して給賞額を遞減するといふのは、給賞物を以てすべき代價未償の際で、賒買に於ける場合であらう。

弘治以前諸國使臣は五日に一次、朝鮮・琉球使臣は制限なく會同館より出でゝ貨易し得たが、一律に改められた。同十四年正月禮部主事劉符奏して舊に復した。（弘治十四年正月壬申）嘉靖十三年一月己巳の條に「先レ是四夷貢使、至ニ京師一、皆有ニ防禁一、五日一出レ館、令レ得ニ遊觀貨易一、居常皆閉不レ出、唯朝鮮國・琉球使臣、防之頗寛、已而亦令ニ五日一出一、至レ是朝鮮國王李懌以ニ五日之禁一、乃朝廷所下以待ニ虜使一而爲上レ寇、褻國體、與レ虜同、因ニ禮部一以請、詔弛ニ其禁一」とある。以上は館外遊觀の制限に關するもので、貨易とは個人的な輕小の買物の類であらう。

福建に於ける私貿易は官設の牙行を介して行はれた。福建市舶提擧司志に牙行は原二十四名設けられてゐたが、嘉靖三十年代には十九名を裁革して五名存したといふ。牙行による取引は、大體賒買であつて、購入すべき商貨の數量・値段を取決めの上で、購入方を委託する。代價物を先に交付する場合が尠くないから、彼我の間に釁端醞釀の機會が多い。永樂二十一年の使船が、歸還に際して閩縣高惠里の民二人、長樂縣方民里の民一人に寳鈔四五〇〇貫を騙掠されたといふが、此三人は多分牙行である。牙行の制は清代も同じく、現在其裔楊某は同地に棲んでゐる。

沿途の私易は遣明船に於いても當初はそれ程行はれなかつたものらしい。明では擾民を名として之を取締る方針であつた。正統十四年王勇馬權度に同行入京せる蔡寧等は賜ふ所の絹匹（折鈔絹）を以て、蘇州に往き紗羅に易へん事を乞ふて許された。（正統十四年九月庚辰）景泰六年王姪尙伯禮等は蘇州にて紗・羅・叚疋を收買し、又釘麻等を買辦して海船を修理せん事を請ふたが、禮部は民を騷擾するを恐れて之を許さゞらんとしたが、景宗特に之を許したといふ。（景泰六年三月己丑）

第四節　私貨夾帶と私易の隆興

使船が私貨を夾帶して、秘に貿易する如きは明制では本來容認せざる所である。

永樂二年禮部尚書李至剛等は琉球國山南王使が白金を齎して、處州に詣つて、磁器を市易した事を述べ「法當ニ逮問一」と奏したが、成祖は「遠之人、知ㇾ求ㇾ利而已、安知ニ禁令一」として之を許したといふ。（永樂二年五月甲辰）當時白銀頒賜賞給の事例は餘り見當らぬ故、白金は夾帶物であらう。正統元年に使臣等附載の海螺殼・海巴を陳申せず、有司漏報のものとして沒收せるも、禁令を犯せるを名としたのである。然るに翌二年に使臣所載の海巴・螺殼を具數入官せしめん事を奏せる浙江市舶提擧司提擧王聰の議に對し、禮部に命じ「海巴・螺殼夷人資以貨殖、取之奚用、其悉還ㇾ之」として「著爲ㇾ令」とあれば其夾帶交易を許したのである。（正統二年二月壬申）成化十一年に琉球使臣の貨物夾帶を一切禁じたが、弘治年間の定制に「凡番國進貢船內、搜ニ出私貨一、照ㇾ例入ㇾ官、俱不ㇾ給ㇾ價、其奉ㇾ旨給與者不ㇾ爲ㇾ例」とあるは、私貨夾帶の風增長せるため、一般に戒飭したものと思はれる。所在の官司の飽中奸僞・私易助長の如きは日常茶飯の事に過ぎぬ。成化五年福建の

鎮守巡按等奏して、福建都指揮僉事王雄受賂して島夷と奸闌互市を聽し軍を領して出海し番舡と會して逗留したるを告げたので、巡按御史に下して鞫せしめ、平常の功を以て絞を減じて廣東邊海衞に宛てしめたといふ。（成化五年九月乙巳）彼は奸商と共謀し琉球船を海上に迎へて密易せしめたらしい。明の洪鐘の福州府常豐倉薪建金廒記に據ると、弘治十一年鎮守太監鄧原は琉球の貢臣が故事に循ひ黃金・番布を饋したが受けず、貢使却つて困惑するを告ぐる者あつたので、福州府をして白金四百有奇を購ふて市材鳩工の資とし、常豐倉に三廒を增設したといふ。（烏石山志卷之二）當時黃金は進貢物・附搭貨として裝載してゐないから夾帶物である。同十四年琉球使臣福建守臣の虐削の狀を奏したので、胡椒等附搭貨の他に「其餘附帶物貨、召レ商變賣者、不レ許レ勸下借二客商銀兩一、及夷商私出中牙錢上、其布政司等衙門・市舶太監等官、俱不レ許三乃取以困二夷人一、違者罪レ之」と令し、私貨交易に於ける私爲を禁じた。（弘治十四年七月甲戌）

附搭貨の貿易は尙淸以後殆ど問題にならぬ。遣明船にあつては成化以後、官收買は刀劍に殆ど限られて、他は私貿易に轉向したが、其主要な原由の一は、明の給直の緊縮化にあらう。琉球附搭貨は官收買に終止せるが故に、附搭貨の減少は同じ原由によつて又免れなかつたであらう。國王・妃・使臣等への頒賜は廣大なる恩惠であつたが、洪宣以後輕薄化の一途にあり、使臣

自進物も禁止され、數百人の廩給口糧は想像外に閩の大なる負擔であつたが之も減員された。私貨夾帶の容認と增大とは便補の途でなければならぬ。

崇禎九年秋冬の使船に附し、三法司及び長史より福州府知府及び海防館にそれ〴〵書を送つて崇禎七年の使船駕乘の林泰等三十一名夾帶せる王銀四、九九八兩を以て湖絲四、五九四斤を除買せんとし騙去されたるを告げ、招審定罪を請ふた。（二ノ三崇禎九・一・×）崇禎七年は二年一貢に復せる最初の使船である。九年の使船も銀を齎して、尚豐は湖絲の買賣を乞ふたので、撫按事愼重なるを以て具疏し、勅を奉じて禮部々議し白絲當禁の令があつた。之が十年五月の事である。然るに同使船は大船銀一二、〇〇〇兩小船九、〇〇〇兩を裝載して既に白絲買得に着手したらしい。十年四月の巡撫福建都御史の批に、布政司署司事參議の呈に從つて、夷使進貢に帶銀買絲は原典制にあらず、輸貢の年一〇、〇〇〇兩附載の事は憲牌（○巡撫の牌）にあつて、一一、〇〇〇兩を超過し、且三年一貢（○二年一貢の誤）となつて去來絡繹制に違ふは皆通事奸牙射利の徒の撥引といつてゐる。巡按福建監察御史の批も同前である。十年十月巡撫三司等會同して覆奏し、既に白絲の禁あれど價散じて復するに由なく、諸夷空手歸國するも憫むべく、諸夷人の禁を聞くも稍や遲きを以て今次の賣買は姑く容し將來を嚴禁せん事を告げた。禮部依つて十一年三月奸牙

射利の徒夷使を煽惑し、絲商を勾引して白絲を貿易せしむるは嚴旨を奉ずる前にあり、牙商を獲て罪を究め市絲を沒收すべきであるが姑く寛に從ひ、撫按會疏題請の如く將來を禁じて、布帛器用の他に白絲及び違禁の物の市易を禁じて永く令とせん事を奏し聖旨を奉じて之を移咨し、布政司より琉球に達した。（八ノ二〇崇禎一一・五・一〇）（八ノ二一崇禎一一・五・二六）然るに次の崇禎十一年冬の使船に附して尙豐は「衣服器用、皆仰ニ給於天朝一、因進貢之規互市之例恪ニ遵祖制一禁在ニ硝鐵軍需之物一、然而絲緒未レ有レ禁也、夫求者、不レ過レ美ニ天朝衣冠文物之美一」といひ、廣東香山嶼の例あるを述べ暹羅・交阯の貢に互市あつて貿絲行はれ絲價每兩に稅參分を納むる制に倣はん事を請ふてゐる。（一三ノ一六崇禎一一・一〇・二〇）かくの如く銀兩一〇、〇〇〇兩の夾帶は巡撫との間に約諾ありといひ、其增大が牙行の誘導によるも事實であるが、明制一般の上に正德以來廣東の抽分制に依る商舶貿易の公許・香山嶼の葡人占據と貿易、漳州府海澄縣の東西二洋通商等、顯著なる變移を來してゐたのである。琉球にあつて、かくの如き巨大な銀兩の輸出は如何なる因由に基くか。既に慶長十八年（萬曆四十一年）島津氏は今年の渡唐銀十貫目・銅一萬斤を給付せりといふ。（舊琉球藩評定所書類）本土・琉球間の政治的・經濟的關係の推移と中世末以來の我が銀產の顯著なる增加とが、琉明貿易に齎せる事實である。此具體的研究は次の機會に讓らなければならぬ。

第六章　明の通交貿易

第一節　明使の來航

仁宗の洪熙元年六月內官柴山等登極を報じ諭祭先王封王の儀のため琉球に到つた事は第一章に述べた。宣德二年六月柴山再び來使し、勅書並に皮弁冠服を頒ち、又銅錢二百萬文を齎し生漆・磨刀石等を購入せんとした。されど柴山の奉旨買得せんとする貨にて、唯第六樣磨刀石のみ琉球に產し、之は進貢物に加へて進むる事とし、他は使を本土に遣つて購求せんとしたが、恰も戰亂の際で容易に路通せざる有樣だつた。そこで取敢えず、琉球の市場にあつた生漆二七〇觔、第五樣磨刀石計三、一五五觔、合代金、錢二八二、七〇〇文を買得し、翌年春柴山等の歸還に當り其駕船に裝載した。右の殘餘の銅錢を以て、本土に到り諸貨を購入せしめたが、歸途宣德五年十二月に船は由魯奴島〇係論島附近で難破し、頭目人等多數は溺死し、生漆・各色磨刀石は漂沒した。

之より先此歲八月柴山・內使阮漸來到し、前の剩餘金で屏風・生漆・各樣磨刀石等を收買する命を奉じたのであるが、之等を獲て、王よりの進貢物と共に駕船に積み翌年春歸國した。

宣德八年六月柴山四度來使し、復銅錢二、〇〇〇貫を帶して、酒金果合・各色屏風・彩色扇・五樣磨刀石・腰刀・袞刀・硫黃・生漆・細沙魚皮を購求せんとした。此際柴山等は足利幕府の入貢を促す勅諭を捧じ、又琉球國王に宛てゝ此旨を體し買辨完了する日柴山等を日本に轉送せしめるといふ事であつた。尙巴志は使を本土に遣り前項の諸貨を買得せしめたが、二、〇〇〇貫を以ては到底需むる所に足らぬので、彩色扇等進貢して補塡し、翌九年五月一日使者等をして柴山等の來船三隻に分乘し日本に去らしめる豫定であつた。然るに柴山等は日本に赴かず、尙巴志北賽に出でて海神を祭る間に、六月二十四日出帆歸國し加之謀殺犯人の八郎なるものを便乘せしめ去つたのである。（一ノ七、八、一二、一二、一二ノ五一一四）

正統六年秋尙忠は父王巴志が此歲四月二十六日薨逝せるを告げ、（二冊鑑・世譜に正統四年四月廿日薨去とす）襲封を請ふた。（一二ノ一七下續六・七・六）長史梁求保等翌年正月には既に入京して表を捧呈してゐる。依つて明では正使禮科給事中兪忭・副使行人劉遜を遣して諭祭封王の儀を行はしめた。（正統七年春正月己丑、三月壬午）兪忭等の渡航せるは、正統八年夏である。卽ち七年九月十日付の尙忠の咨文に稱世子とあり、皇明實錄

の九年入貢の記事より以後中山王尙忠の遣使となつてゐる（正統八年十月丙寅の條。耆老等を賞す。）愈林等の歸國は八年冬にあらうが、彼は琉球にて黄金・沈香等の惠與を受けたといふので、九年六月錦衣衛獄に下して鞫問された。（正統九年六月己卯）

正統十一年秋冬尙思達は父王尙忠の訃を告げて襲爵を請ふた。長史梁求等は翌年二月には入京し、明では三月刑科給事中陳傳・行人萬祥を正副使として遣す事になつた。陳傳等の渡航は恐らく十三年夏であらう。十三年正月入貢の使臣閣班那は世子尙思達の名で派遣されてゐる。陳傳等は同年冬謝恩進貢使梁同等と共に歸還したのである。翌年正月福建布政司より尤沙二縣の强賊靖平せざるを以て、琉球國進貢の馬匹方物は賊平ぐ日に起運する旨か北京に報せられてゐる。梁同等は三月には既に入京、賜宴賜物があつた。陳傳は福建人であつたが、往使のため閩に下つて途其家を過ぎ遷延して往行せず、禮科都給事中童瑾の劾奏によつて、琉球より回るや錦衣衛に下して鞫驗され、遂に此歳五月戊戌大同威遠衛に謫せられた。（正統十二年二月丁未、三月丁亥、十三年春正月壬寅、十四年正月庚子、三月辛巳朔、五月戊申）

景泰二年尙金福は尙思達薨じ子無く叔父たる彼が國事を攝するを告げて襲爵を請ふたので、給事中喬毅・行人董守宏を正副使として遣す事とし、翌三年夏渡航した。（景泰二年秋七月戊戌）

景泰四年秋冬、尚泰久は長兄金福薨じ、次兄布里と姪志魯嗣が嗣を爭ひ、府庫を焚き倶に殞れ、鍍金銀印も亦銷壞し、國人泰久を推して國事を攝せしむるを告げた。使臣は翌五年春には入京具表した。翌六年四月正使右給事中嚴誠行人劉儉を正副使として往使せしむる事とし、七年夏に渡航したのである。襲封頒賜の詔勅は六年七月二十日付で一ノ實錄にも又收めてゐる。（景泰五年二月己亥、四月辛卯）

天順六年三月に尚徳の遣使入京して、泰久の訃を告げ襲封を請ふたので、翌四月吏科右給事中潘榮・行人蔡哲を正副使とし往使せしむる事とした。寶案に收むる襲封頒賜の詔勅三通は天順伍年三月貳拾五日付となつてゐるが、天順伍は恐らく陸の誤寫であらう。伍年三月の詔勅ならば、尚徳の襲封の遣使は遲くも四年秋冬の派遣でなければならぬ。然るに六年二月入京せる使臣程鵬も泰久の遣使で、彼は五年秋冬琉球を出發したものと推定される。又潘榮の撰中山八景記に「天順壬午六春、琉球國遣レ使、請下立ニ世子ー爲上レ嗣、君上命ニ臣榮・臣哲、往ニ封之ー」と記してゐる。潘榮等は翌七年七月琉球に到り、同年秋冬に歸還した。（天順六年夏四月辛亥、六年二月庚寅、中山八景記（殊域周咨錄卷六所引）一二ノ一八　天順七・八・四）

成化六年秋冬、尚圓は尚徳の訃を告げて襲封を請ふた。長史蔡璟等は翌年春入京し表を捧げ

したので、明では正使戸科給事中邱弘・副使行人韓文をして往使せしめんとした。邱弘は山東に到り病死したので、六月給事中官榮を之に代らしめた。詔勅は恐らく改められて、七月八日付となつてをり、渡航は翌八年夏となつた（成化七年三月甲申、丁亥、六月甲寅、一二ノ一四、同、一六ノ一八―二〇、一二ノ二〇）。

成化十三年秋冬尚眞父王尚圓此歳八月六日薨逝せるを告げ、（○世鑑・世譜に成化十二年七月八日薨去、宣威立ち六ヶ月にて退き十三年八月四日薨ずとす）襲封を請ふた。長史梁應等は翌年夏には入京し、明では兵科給事中董旻・行人張祥を正副使として往封せしめる事とした。詔勅は七月九日付で、渡航せるは翌十五年である。十六年三月、兩使が尚眞より受けた贐につき具聞して、琉球使臣（の謝恩進貢使として入京した程鵬等）に領回せしむるか、或は官の公用に收めん事を請ひ、憲宗命じて受領せしめた事が見える。（成化十四年夏四月甲辰、丙午、十六年三月辛卯、一二ノ二四、一ノ二三―二四、一七ノ一九―二〇）

嘉靖六年尚清父王尚眞の訃を告げ、襲封を請ふたので、世宗詔して福建守臣をして事實を勘報せしめた。十一年春正議大夫金良到つて、國中人民の結狀を以て、請ふ所あり、禮部往封の事を議して、五月吏科左給事中陳侃・行人高澄を正副使として往使せしめる事とした。此往使に就いては陳侃が十三年十月撰せる使琉球錄が現在して詳細を知る事を得る。[2] 十二年五月侃福州に到り、特に閩の三司は禮部の移咨によつて既に封舟造作の計を進めてゐた。十一月福州に

到着せる進貢船は、八月二十日付熱照等を齎せる大夫梁椿の黄字號海船である。次で又長史蔡廷美の駕せる迎接船到り、封舟に駕乗導引すべき看針通事一員・梢人三十八も同乗し來つた。之實に迎接船の初見なる事は前に述べた。蔡廷美は之より先金良と共に通事として渡航し、歸國せずして十二年春に探索の船が發遣されたが、同年夏には無事歸還したものと見える。翌十三年三月封舟竣工し、四月二十六日侃等南臺を辭して五月一日广石に赴き、廻航された封舟に登駕し、八日開洋、熱壁山に往着し、曳航して二十五日那覇に着岸した。六月十五日諭祭王禮、七月二日封王儀あり、九月十二日登舟、二十日開洋して二十八日定海所に到り、十月二日福州に入城した。琉球では看針通事林盛及び從人五名を封舟に同駕せしめた。翌十四年六月功を以て侃は光祿寺少卿、澄は尚寶司丞に升除された。（使琉球錄、嘉靖十一年四月壬午、五月癸亥、十三年三月戊辰、十四年六月甲子、二九ノ二一―二）

嘉靖三十六年春尚元は父王尚清が三十四年六月薨逝せるを告げて襲封を請ふた。大夫蔡廷會は同年暮には入京して奉表進貢し、翌年二月給事中呉時來・行人李際春を正副使に任じ往使せしむる事となつた。呉は此際大學士嚴嵩奸邪の狀を疏論し、嵩其航海の役を畏るが故に妄議するを奏して、呉は戍廣西に謫せられた。四月刑科右給事中郭汝霖代つて正使に補して九月に福州に下つた。汝霖の往使に就いても自撰の使琉球錄がある。此歳冬より翌年夏にかけて海寇の襲

來あつて福州城外に帳集し、城門を閉す事三ヶ月餘に及んだ。三十七年冬長史梁炫の迎接船導駕封舟の看針舍人等を搭乗して福州に到つたが、柔遠驛にあつて盡く搶掠を蒙つた。封舟造作の起工は此歳十一月で翌年四月に至り僅かに事を終へたので、塢を出でゝ幸じて奪取を免れた。三十八年冬大夫蔡廷會等謝恩進貢使と稱して渡航し翌年正月福州に着し、福建守臣に尚元の意を以て領封を願ふの情を呈請した。即ち海寇出没の折柄、古城國を封ぜる故事に倣ひ、長史梁炫をして詔冊を齎さしめ、封使の勞を煩さざらんとしたので、御史樊獻科は此旨を轉奏した。禮部議して不可の條由三を擧げ、又受封せずして謝恩を稱するは故典になく、入貢方物を止め、謝恩表文は世子受封の後を俟ち上進せしめん事を奏して裁可された。八月より十一月間に前の封舟を改造し、翌年五月二十五日汝霖等南臺を出て广石に到り、翌日先に廻航せる封舟に登駕、二十九日梅花より開洋、閏五月九日那覇に着岸した。六月九日諭祭王禮、同月二十九日行封王儀、十月九日登舟、十九日開洋、十一月二日省城に入つた。使者宋能・通事鄭憲以下看針舍人・弓箭舍人・稍水等之に同乘した。使琉球錄、殊域周咨錄所收、嘉靖三十六年十二月丙申、三十七年四月戊寅、九月壬辰、三十九年三月甲戌、二五ノ三〇、三〇ノ一八、三〇ノ二一、二五ノ三二、三〇ノ二四、二五ノ三三、三〇ノ二七

萬曆元年春尚永、父王尚元の訃を告げ襲封を請ふた。大夫鄭憲は其歳暮には入京した。禮部

より福建鎮巡官をして事實を査勘せしめ、同四年七月に至つて、戸科左給事中蕭崇業・行人謝杰を正副使として往使せしめる事となつた。此往使に就いては謝杰の使錄等があつて諸書に引用してゐるが、今完本を見る事を得ない(3)。

大夫梁燦の迎接船及び導駕封舟の都通事紅紋綬等は萬曆六年四月の執照を附せられたが、渡航は同年秋冬であらう。崇業等は翌七年五月二十二日梅花開洋、三十日熱壁山に到り、六月五日那覇に着した。其那覇開洋は十月二十四日、十一月四日定海所に到つた。謝杰は後光祿太常府尹・南贛巡撫・刑部侍郎に歷敍して戸部尙書に陞り、萬曆三十二年四月卒去した（使琉球錄、萬曆元年十一月乙巳、十二月癸酉、四年七月丁酉、癸卯、三十二年四月辛未、三一ノ一九）

(1) 現在の寶案には正統八年乃至天順六年の咨文・符文・執照を缺くが、又正統・景泰間の詔勅を失ひ、唯景泰六年七月の詔一通を第一卷の卷頭に錯綴するのみである。世鑑に正統十四年九月、景泰元年閏正月の勅二通を收めて、「竊ニ念、當初察度王大明ヘ朝貢シ給テヨリ以來歷代ノ詔勅書、表文、雖レ有レ之、尙寧ノ亂ニ失却スベシ、今存スルモノヲハ記レ之、以後日出來ンヲ待者也」とあるは注意すべき記載である。世鑑の編著は寶案第一集編纂以前に行はれたが、此材料を殆ど利用しなかつたのでないかと思はれる。寶案に又嘉靖十一年乃至萬曆四年の詔勅を逸す。之等は實錄及び各使錄に見ゆる事を得る。

(2) 陳侃の使琉球錄は記錄彙編卷六十六本を以て完なるものとしたが、民國二十六年上海商務印書館影印本出た（叢書集成初編 第三集）。兩者を比照するに、卷末の侃の題奏文・禮部咨文を前者に缺くる。前者には善本の異本は概して多いが、又後者の文辭を訂正し得る所ないではない。

(3) 寶案の卷之四十四・四十五は謝杰の使錄であつたが、亡逸した。夏子陽以下の使錄・陳侃錄・閩志略等に引用してゐる。其他萬曆の福州府志・閩書等に抄引されたものもある。謝杰には其他に撮要補遺・日東交市記・使事補遺等の著ある事閩志略にも記してゐるが、寶案に引用せる斷片的のもの以外今見る事を得ざるは遺憾である。

第二節　冊封と附帶貿易

正統以後は封舟以外に明廷の旨を奉じた來船はなかつた。萬曆後期壬辰の役等の結果、哨探の使船が來航した事もあるが、之は福建守臣等の名で派遣したものである。宣德以前封舟以外に來船は幕府詔諭の如き目的もあつたが、諸貨の購求が主要な目的となつてゐる。洪武の刑部侍郎李浩・內官梁珉の如き、宣德の內官柴山の屢次の來航の如き、官帑を齎し所要の貨を購求した。

初め封使には内官又は行人を起用するが普通であつた。正統七年尙忠の冊封に禮科給事中兪忭を正使とせるが、給事中正使任用の嚆矢である。明史に「勅使之用二給事中一、自レ玆始也」とある。正使給事中、副使行人の慣例は清朝初めまで變更されなかつた。萬曆二十三年暮に干灞等を遣り領封の事を請ふや、福建巡撫許孚遠は朝廷使臣一員をして詔勅を捧じ福建に遣り琉球差官に面領するか、海濤に慣れた武職一員を往封せしめ從前の儀を襲ふを可とすといふ意見を述べた。そこで二十八年長史鄭道等を遣り襲封を請ふに當り、武臣を止めて舊例に從はん事を求め、面領・武臣往封皆實現しなかつた。（七ノ三、四ノ三、夏子陽使琉球錄 使事記）

成化六年春尙圓の封使戶科都給事中邱弘は辭京し山東で病死したが、彼を送る李東陽の文に「賜二朱衣一襲二」とあり、又同十四年の尙眞の封使給事中董旻に贈る同人の詩に「麒麟有レ服、眞殊寵」とある。（殊域周咨錄 卷六）陳侃は正副使に一品服一襲を賜ふとて「侃以二麒麟一、澄以二白澤一、俱大紅織金、羅爲レ表、絹爲レ裏、綠羅褡褸、靑羅摺子、裏亦用レ絹」と記してゐる。萬曆四年七月蕭崇業等、二十九年十月兵科給事中洪瞻祖等正副使に任ぜる時も大紅織金胷背麒麟白澤羅圓領各一件・綠羅褡護各一件・靑羅貼裏各一件を賜つた。（萬曆四年七月丁酉、四ノ四萬曆二九。一一。二二）洪瞻祖に代れる夏子陽も「各賜二大紅一品服一襲一、陽以二麒麟一、禎（〇高澄）以二白澤一」と自ら記してゐる。

洪永年間の事實は不明であるが、宣德年間の使船は何れも二隻であり、正統以後は一隻が普通であつた。洪永年間には春遣使の事決すると其歳夏渡航した實例が多い。宣德乃至成化間は春より夏に遣使の命あつて、翌年夏渡航するのが常例となつてゐる。

成化以前に後世の如く其都度封舟が新造されたとなすには疑問がある。陳侃以後の使錄に據ると遣使の事決定して、禮部より福建三司に移咨して造船の計を進め、正副使閩に下つて工程を督するのである。造作には起工より完成まで何れも尠くとも一年を要してゐる。起工に先だち船材等を諸方に求め、船匠以下を各地より徴募する事が既に相當の難事であつた。それには地方官等が命を受けても迅速に事を運ばぬ故もあつた。遣使の事決して、封舟を新造するのでは、其歳は勿論翌年の開洋すら容易でなかつた事が分る。[1)]

陳侃以後の封舟を侃・子夏の使錄及び傳信錄引用の他の使錄に就いて見ると

	長（尺）	濶（尺）	深（尺）	造船費（兩）
嘉靖　一三	一五〇	三一・六	一三	二、五〇〇餘
同　四〇	一五〇	二九・七	一四	
萬曆　七	一四〇	二九	一四	
同　三四	一五〇	二六	一三・三	二、〇三二

となつてゐる。造船は嘉靖以前は河口の廠塢で、以後は洪塘橋閩洲のそれで行はれた[2]。

乘組員としては指揮・把總・夥長・舵工以下、嘉萬間は約四百名であつた[3]。嘉靖十三年は約三百七・八十名、萬曆三十四年は三百九十一人で、萬曆七年の封舟乘員につき子陽の使錄に「大抵此行人數、悉如ニ乙卯之役ニ」とあつて、三十四年と大差なかつた事が判る。夥長・舵工は皆漳州人で、護送の軍兵は鎮東・萬安・梅花・定海等の扶艕軍、福州諸營の牙兵等を用ひたらしい。陳侃によれば官三員(○即ち千戸一員百戸二員)の衣裝費として給銀十二兩、他の乘員は工食銀五兩三錢五分を各給し、夏子陽によれば夥長・舵工の工食銀(○行粮)六兩餘、斑手之に次ぎ、餘は五兩三錢を槩給し、又防禦牙兵三十四名は唯營中の本糧を給するのみで行糧を與へぬといふ。其他に兩使過海の料物として金銀器・金廂帶等の經費がある。

　夏子陽の使錄に「一臣今次所帶人員共、參百玖拾壹員、所レ支廩給口粮銀、通共二千三百五十八兩六錢、與ニ所レ造器械[1]ニ通共銀一千三百六十四兩六錢八分、造船貳千零參拾貳兩」とある。是大體封舟渡航に要する經費であらう。又「一帶過人員、用過錢粮査ニ之舊例ニ、皆有ニ定數ニ」と記してゐて、嘉靖以後の封舟經費は凡そ大差なかりしものと思はれる。琉球滯在中の諸經費は琉球の負擔となり、歸航の途の口糧等も支辨されたのである。

封使の琉球に在るや凡そ定例の儀禮行事がある。五・六月着到、十・十一月回還を普通とするが、七月中に凡そ畢る詔勅天使迎接に始り諭祭王禮・行封王禮を以て最も重儀となす事いふを俟たぬ。

封使等登岸の日、世子は衆官を遣つて龍亭を奉じて迎恩亭下に候せしめる。封使詔勅を捧げ、龍亭に安置し、衆官五拜三叩頭の禮を行ひ、前導して天使館に到る。龍亭を中堂に安置し、衆官禮を行ふ事初の如くし、次に封使等に禮を行ふ。侃・子陽の使錄には、此際長史〇又ハ法司官を喚び世子の詔勅を迎へざる理由を問ふた事を記してゐるが、侃の使錄に「對曰、洪武禮制、凡詔勅至國、世子候於國門之外、數代相承不敢違例以行」とある。大明集禮巻三十三賓禮遣使の條に諸蕃國開詔以下詳細なる規制があり、大明會典巻五十八に洪武十八年定の蕃國迎詔儀を收めてゐる。琉球に於ける迎詔以下の儀禮もすべて洪武の禮制に準據してゐる事は明かである。

諭祭王禮に當つて、封使等諭祭文安置の龍亭に隨行して廟〇崇元廟、尚圓代の創建に到り、世子素服にて門外に候し、五拜三叩頭禮を行ふて廟中に導引す。神主は東、封使は西に相對して位置し、龍亭中に立つて南向し、世子南に位置して北向する。侃の使錄には諭祭文宣讀畢つて、世子露臺に出で北面して恩を謝し、進んで封使と交拜し、中堂に到るとあるが、子陽の使錄には當初より

廟門外露臺上に立つて北向し、諭祭文宣讀畢つて恩を謝し、廟門右より入つて封使と交拜して中堂に到るとある。かくて世子側より獻杯合歡燕樂嘉賓の意を陳べ、封使側の辭退あり、酒數行世子親ら進め、封使は館に歸るのである。

行封王禮は七月中の吉日を卜して行はれた如くである。世子は歡會門外中山坊（守禮之邦の扁額あつて守禮坊ともいふ）下に候して、龍亭及び彩亭（に頒賜物を收む）を迎へ、五拜三叩頭の禮を行つて門内に導引する。正殿前に綵を結んで幄を造り、龍亭を正中に安置する。世子百官を率ゐて階下に居て四拜の禮を行ひ、封使詔勅を宣讀官に授け、宣讀畢つて、龍亭中に置き、世子に頒賜物を傳授する。世子賜服に更めて東階より升つて聖躬萬福を問ひ、又復位して四拜の禮を行ふ。復衣服を更めて封使に揖して別殿に到り交拜する。かくて王群臣の賀を受け別殿にて宴を設ける。封使詔勅を捧じ歸館せんとするや、王其留存を請ひ封使先朝詔勅寶藏の狀を査覽して後之を許すのである。侃の使錄に行封王禮に際し「先レ期五日、長史已請ニ儀注一習ニ之熟矣」とある。以上嘉萬間の事實によつて述べたが、其大綱は洪武以來の式であらう。清代に於いても略ぼ同樣である。

後半期の主なる行事は、所謂中秋宴以下の諸宴であらうが、之は陳侃以後にても樣態を異にするものあり、嘉萬間に形態を成し清代之を承けて常例となつたものと思はれる。

中秋の日侃は王の請によつて諸寺を歴遊し、日本風の茶の接待を受け、次で未刻に王の宴席に臨み、夕方途に月を賞して回館してをり、子陽は風雨によつて辭退してゐる。侃は專ら酒宴を簡敍するのみだが、傳信錄等では歌舞燕樂の常例的なるものを記してゐる。

侃の使錄に「八月二十八日、請二餞行一、陳二席於水亭中一、觀二龍舟之戯一」と記すが、後の重陽宴に當らう。子陽は九月重陽の際の宴を稍や詳細に記し、傳信錄の記事と比對し得る。

次いで侃の使錄では餞別の宴があつて、妃嬪自らの料理の饗應等あり、登舟歸還してゐる。子陽の使錄では九月二十五日王、餞を請ふも雷雨のため辭し、十月四日王城に到つて宴に臨み、王は守禮坊外に送つてゐる。後の拜辭の宴に相當する。次で王親ら館に到つて餞宴を設ける。後の望舟の宴に相當する。諭祭王禮・行封王禮の際の二宴を加へて、七宴といつてゐる。

傳信錄では第二宴〇行封王禮の宴は詔勅授與の後行はれ、日を更め臣下の賀を受け、次で王儀仗を整へて館に到つて封を謝してゐる。明代では前述の如く儀畢つて群臣慶賀及び宴あり、次で詔勅授與の事があつて、日を更め拂塵の宴がある。此宴の事は傳信錄に之を缺く。侃の使錄では中秋宴後に「二十三日王始至ㇾ館」とあり、汝霖の使錄も同じく「八月十八日王乃躬至二使館一」と記し、子陽の使錄では重陽宴後に「九月十五日王親至ㇾ館謝」とある。儀禮行事に於いて細部

に至つては時代により必しも同一ならず、清代には多少の變改もあるが一々贅せぬ。

侃の使錄では三日每に大臣一員を館に遣りて問安し、酒二壺・菓合二架・牛羊・菜菓等を進むとある。汝霖の使錄之に同じく、子陽は五日每に法司・大夫・長史各一員を遣り米餅二盒・酒二瓶・牛羊・海味數物を進め、又牛二隻を以て從人等を犒ひ、子陽之を煩勞とて十日一獻とし牛羊等の大部を却けたと記してゐる。汝霖によれば毎日の廩糧につき一軍稍行匠人、日米一升半、乾魚四兩、略有二海菜一外、給二錢五文一、買二蔬菜一といつてゐる。

次に永く恒例となつた饋(餽)金に就き述べよう。陳侃に據るに諭祭王禮の後世子法司官等を館に遣り、獻盞の事なしとて黄金十兩を具せしめ、侃書を與へて之を辭してゐる。次に行封王禮後にも王親を遣つて禮物を贈り、復書を與へて唯扇布二物のみを領してゐる。又九月七日の餞別宴の際に黄金四十兩を贈らんとしたが、固辭して唯泥金倭扇二柄を取り所持の川扇を答與してゐる。侃の歸還に同行せる謝恩進貢使に附せる表文に、封使饋金を受けず、受領の下命あらん事を請ふてゐる。侃等此黄金を內帑に收儲するか、琉使帶回を命ぜられん事を請ひたるも、世宗之を二使に受けしめた。餽金(○宴金ともいふ)の辭退・琉球國王の受領下命を請ふ表等すべて其後永く形式を改めなかつた。徐葆光の如き「按前明使臣却レ金不レ受、始二於陳侃一、世宗仍命二侃

等一收受二といつてゐる。琉球側でも恐らく此記事等に暗示されて却金に關する附會の話柄を傳へられてゐる。(5)

成化十五年に渡航せる冊封副使張祥の尙眞に與へた十月六日付書狀に、中山に到つて凡そ三度黃金の餽を受け之を辭す事が見える。(6) 之に應へたと思はれる尙眞の書狀に

辱賜二書禮一、詞豐誼渥、愛踰二骨肉一、足レ徵故人拳々之意一也、第愧二微邦鄙陋而廩餼菲薄一、無レ可下以爲二長者一待上、懷悚懷悚、僭以二微物一以爲二長者壽一（中略）大人之高誼、上下神祇之所二共知一、奚復蒙レ諭以攄レ仁撫レ下、篤レ忠事レ上、又以見二大人敎愛彌篤一、雖二父子一不レ足二以踰一レ此也、感荷感荷、孤謹致レ書、伏望大人俯頒、是所レ願也、若夫圖レ報二寸忱一、則又在レ心、而不レ在レ物

といつてゐる。（八ノ一成化一五・一〇・六張祥狀、一七ノ二一成化一五・一〇尙眞狀） 皇明實錄成化十六年三月辛卯の條に「兵科給事中董旻、行人司々副張祥、充二正副使一、封二琉球國世子尙眞一、爲二中山王一、王贐レ之金、旻等受レ之、歸具レ實以聞、請下付二其使臣一領回、或送レ官公用上、上命二旻等一受レ之」とある。之に依ると饋金を受領して琉球を去つたらしい。然し琉球に於ける三度の辭退、歸國後の處置等全く陳侃以後と揆を一にする。之より先正統九年六月封使兪忭等が錦衣衛獄に鞫治されたるは、彼等が黃金・沈香・倭扇等を受けて報じなかつたからであるといふ。唯琉球にて饋金を却下して齎し去らなか

つたるは、陳侃に始まるものかも知れぬ。萬暦八年十一月蕭崇業は例に依つて琉球使臣の齎した餽金を辭したが、此時は詔して使臣をして携去せしめた。（萬暦八年十一月乙卯）

萬暦七年の封使謝杰の日東交市記に洪武間より過海五百人行李各百觔を持ち琉人と貿易するを許すと記してゐる。（中山傳信錄卷一所引）五百人は乘員數の大概をいへるものであらう。侃の使錄に「從レ予駕レ舟者、閩縣河口之民約十之八、因二夷人駐二泊於其地一、相與情稔、欲三往爲二貿易一耳」とあるが、稍水等の從役者の大部は河口の民であつた。唐樞の蕘越通に「福州城外海洲名二河口一、居十九姓、交二往琉球一、全諳二其國語性一」とあるが、（唐一庵全書）河口の民も琉球に往來せる機會は公には少ないから、陳侃のいふ如く琉人の驛駐泊によつて國語性に通じた譯である。日東交市記に又此從役人の貿易を論じて

甲午之役、得二萬金一、五百人各二十金、多者三四十金、少者亦得二十金八金一、辛酉之役、僅六千餘、五百人各得二十二金一、多者二十金、少者五六金、稍失レ所レ望、是以己卯招募僅得二中材應一レ役、不レ能レ如二前之精工一也、所レ獲僅三千餘金、人各八金、多者十五六金、少者三四金、大失レ所レ望、至三捐レ廩助二之、始得レ禮而歸一、蓋甲午之役、番舶轉販者、無慮十餘國、其利既多、故我衆所レ獲亦豐、辛酉之役、番役轉販者、僅三四國、其利既少、故我衆所レ獲亦減、己卯之役、通

番禁弛、番舶不レ至、其利頓絶、故我衆所レ獲至少、使レ然也。

とある。謝杰が嘉靖十三、同四十年と從役人の貿易の利大に減じ、彼の封使の際は大に薄く廩糧を損てゝ補ひ禮物を得て歸國したといへるは先づ事實であらう。其原因として彼は番舶轉販の減退を述べてゐるが、甲午の際かゝる多數の諸國船が琉球に來往貿易した譯ではない。本土以外に唯暹羅國船が以前より來易したのみで、琉球より往航する貿易が衰退したのである。嘉靖間は暹羅・佛太泥と通商し、其中頃以後は暹羅一國となり隆慶年間に絶えてゐる。通番禁弛といふのは海澄に於ける東西二洋下海通商の開禁を指してゐる。其結果番舶至らずと考へたのであらう。謝杰は別に日本商人の取引の事を敍してゐて、番舶とは南海諸國船を指すのである。謝杰の往封の際は琉球の南海通商は全く絶えた後で、其間多少の傳聞の誤があつた譯であらう。されど琉球の南海通商の衰退、之には本土との仲繼貿易の衰微をも附帶して、封舟に附隨せる貿易の利が失はれた事は謝杰のいふ如くであつた。

謝杰は貿易の利薄きため、中材を僅かに得て精工なるを招募し得なかつたといつてゐる。夏子陽は渡航に最も重要な夥長・舵工は皆舊來漳人を用ひるが、精能の者は海商が私に隱匿して求め難いと記してゐる。即ち海商が當時海澄より東西二洋に出易する商舶に使用するためであ

る。然し夥長等自身も商船に乗るを希望して、封舟を忌避するといつてゐる。封舟に從役すればば僅小の工食銀（兩六）を得て、數年商船に出役出來ぬし、又官船の帶貨は頗る制限されて貿易の利も期待し得ぬからである。加之謝杰のいへる如く、琉球に在る有利な商品が減少し支那商品の購買力も低下した事は、又彼等の從役を忌避せしめた點であらう。而して萬曆三十四年五月十九日封舟广石に廻航されて、各員役の帶貨を積込んだが、帶貨多くして、子陽より示を發して禁諭し、又海防館をして盤驗せしめたといふ。彼等は出來るだけ制限外にも多く貨を積まんとし、かゝる事は以前より實行され來つたに相違ない。

汝霖の使錄に「往者封船既至、琉人亦招ニ集各島夷船一、以レ觀ニ天使一爲レ名、實亦因レ之、滋ニ貿易一也、是年則琉人務假ニ防護之名一、時雖レ有ニ商舶一隻一、亦遂ニ出之一、而各役所レ帶纖毫行李、俱不レ能レ售、於レ是盡擧而歸ニ之琉人一、琉人故證而賤レ之、各役之情苦矣」とある。各島夷船とは琉球各地の商船の意味らしいが、或は本土の商船をも含むかも知れぬ。それはとにかく、嘉靖四十年には恐らく官司又は其被護の下の一部琉人が、他の商舶を排して獨占的に廉價に封舟所帶の貨を買〆たのであらう。

南海の舶貨減少して、封舟從役人の求むるものは本土商貨である。林烴等撰萬曆福州府志

（巻之二十五 戎志 島夷）に謝杰歸國して編者に述べて琉球に日本館が有つて群聚數百人、封舟の到るを俟つて市を爲し、出入に利刄を挾んで琉人之を畏れてゐると記し、封舟帶貨を牛に琉人を武威に抑へ壟斷市易してゐる如く述べてゐる。定西法師傳は相當誇張附會の記事多く到底其儘には受取り難いが、彼の渡琉した天正頃に那覇の港に日本町あつて九州・四國・五畿内・大坂・堺より關東・奥州の人まで二三百軒を數へるといつてゐる。

子陽の使錄に據ると九月倭將來寇の傳があつて、子陽命じて防禦の備へをなさしめた。倭數船到つて、國王を賀し、貿易を目的とするものなるを判明したが、從衆の潛に市易を通じて生端を醸し、釁を招くを恐れて、嚴に通市を禁じ、皆之を遵行した。子陽左右の諫止を退け倭人を一見し、天朝の威を示したが、彼等は氣奪はれて地に伏し再拜して、後琉人に語つて「吾見吾國王未嘗懼、今見天使膽（驚カ）落矣」といつたと記してゐる。使錄は報告書ともいふべきで、かゝる事實の記載は全く事大的虚妄の文飾に過ぎぬ。

同年（慶長十一年）崇元寺宜謨里主は島津家久の襲嗣を慶して薩摩に到り、封使來琉の事を報せるものと見え、九月義弘、幕府の意を以て明の商船を年々琉球に招來し日本商賈と通商せしむる議を尚寧に呈し、又家久に封使に書を贈つて以後明船の薩摩に來らん事を求めしめた。子陽の使

錄に倭船到るといふは是である。琉球を中繼貿易地とする議も明船薩摩來市の請も到底受容され難き事はいふまでもない。されど子陽は使錄に於ける尊大の辭に似ず、前揭府志の編者に私語して「日本近、中人露ν艘而市、琉球行ニ且折於日本一矣、且使臣入ニ彼國一、若ν不ν聞焉、其所以、事ニ天朝一至淺鮮也、操縱伸縮惟是、諸陪臣與ニ吾之通事一、表裏爲ν姦、臨陽兩使臣威、所ν不ν能ν加ν法、所ν不ν能ν禁也、倘異時者再啣ν命涉ニ滄溟一、其爲ν國彌甚、君其識ν之」といつてゐる。天威を示し、倭人を畏伏せしめた所でない。全く無視された態である。之によつて、本土の政治的壓力の加はるを推し得ると共に、本土商賈の自在な市易、之に蝟集せる從役人の交易を到底抑止し得なかつた事が察せられる。

正德以前の封舟の附帶貿易に關する史料は不幸にして見當らぬ。されど後世に比し其有利と思はるる條件は一にして足らぬ。（イ）琉球に於ける有利なる諸貨は潤澤にて、支那商品の購買力も豐富である。（ロ）封舟の籍名に入つて、殆んど一年程にて回還し得る。（ハ）當時海澄の二洋出易の如き公許はなく、通番下海は禁止され、之を犯す以上は幾多の危險を經過しなければならぬ。封舟從役に於いては口糧の他、小額といへども工食銀あり、琉球滯在中も廩糧支給あつて一切の私費を要せぬ。之等を以て稽へれば、往時の附帶貿易は遙かに活氣あるものであつた

と思はれる。

(1) 傳信錄卷一封舟の條に「從前冊封、以造舟爲重事、歷考前冊、採木各路、騷動夫役、開廠監造、靡費官帑、奸吏假手爲弊無窮、經年時累歲、其事始舉、自前明以至本朝冊封之舟、其煩費遲久前後一轍也、康熙二十一年使臣汪楫・林麟焻即取現有戰艦、充之、前弊始絕」とある。造船の實狀は子陽の使錄造舟の條に最も詳しい。

(2) 子陽の使錄に造船廠塲は南臺江邊にあつて、舊林尙書の業たりしを其十畝を以て、官府雪峰寺田十畝五分と易へて造舟所としたといふ。前面は江（南臺江）に臨み、後方に墻あり、左右とも境界分明にて、己卯封事即ち萬曆七年の往封後丈量して境界を明示したのである。然るに通事林鐘和なるもの、元、營廠の役にあつたが潛かに地を林仲愚に售つて池とした。又左旁の地は陳卿なるもの官に佃作を請ふて池とし、遂に造船の木料を置く場所もなくなつた。子陽、按院に移して爭つたが、閩縣尹尹氏遂に實を勘明して侵地を獲て官地としたといふ。林燫撰萬曆重修福州府志（卷之十一船廠）の條に「在洪塘橋閣洲、隆慶元年建」といへるは之であらう。されば雪峰寺田との互易建廠は隆慶元年である。又同書に「舊廠在府城東南河口」とある。されば嘉靖以前の造船は此處で行はれたものと思はれる。

(3) 侃の使錄に「上文所云、長年數人、乃漳州人也、漳人以海爲生、童而習之、至老不休、風濤之驚見慣、渾閑事耳」といひ、子陽の使錄、用人續論、駕舟法在擇人の條に「篙工船師舊錄、皆用漳人、蓋其涉險多而風濤慣」と記してゐる。本文に述べし如く子陽往封の際は其精能なる者得る事困難

て、彼は漳州府海防館をして洋船回還（○二作下海出より歸國）の日海商より籍名を査報せしめ、漳州の把總にて造封舟を督せしめた蘇道亨等をして眞僞能否を辨認せしめ、原額に准じて夥長六名、舵工十六名を採用したといふ。乘組員は侃の使錄に

民梢	一四〇餘	軍用	一〇〇	通事引禮醫生識字各色匠役	一〇〇餘	官	三

とあり「舊時用二四百餘人一、今革二其十分一一從レ約」といふから、全人員三百六七十名であらう。子陽の使錄に

指揮把總	三カ	繚手	一四	夥長	六
椗頭	一六	舵工	一六	車手	三〇
喃吶官・引禮通事・譯話通事	七	管小艕	四	民梢總甲哨官	四
聽用水梢	四七	班手	一四	哨駕管稍并總小甲	四七
水梢總甲	八	其他醫畫書等匠役照舊		看針總甲并管水大旗幔總甲	九
防禦牙兵	三四	椗手	八		

とある。

(4) 器械とは子陽は「過海防船器械、如二大銃鏢鎗盔甲弓箭火藥等項一、舊設有二定額一」と記してゐる。

(5) 前代志略とは異なる書に那覇港封舟登岸の地に却金亭あつて、前明嘉靖七年の冊使陳侃建つと傳へるといふ（沖縄一千年史）。

(6) 子陽に據れば、諭祭王□後、法司官を館に遣り席金二封を献じ、行封王禮後（○即冊封）法司等を同じく遣つ

一宮金及び代銭・布・蘇木・木香等を贈り、何れも華人をして[illegible]し、[illegible]者に[illegible]て硫黄・羊[illegible]等を貿易せしめた。又使節の[illegible]は當時のため辨じ、翌年三月の[illegible]を[illegible]へて[illegible]、[illegible]日[illegible]の宴へ容れ、倭寇[illegible]に對する手段を容認した。概ね他のそれと同事で、三度の[illegible]を[illegible]事であつたと見える。

第三節　明商船の海外通商發展と琉球貿易

明の商船の海外通商に對して、明初に抽分を課してゐるが、後には一般に下海を禁止するに至つた。支那商人は宋元時代より南海其他我が國へも出かけて、盛んに貿易に從事し、舶商に關する取締法や脱税に對する處分法も宋元時代から順次成つて明律に條文として收められてゐる。明初より屢次に制定改編し、洪武三十年に發布された明律に左の如き條がある。

凡泛レ海客商、舶船到レ岸、即將二物貨一盡レ實報レ官抽分、若停二揭沿港土商牙儈之家一、不レ報者杖一百、雖二供報一而不レ盡者、罪亦如レ之、物貨並入レ官、停藏之人同罪、告獲者、官給二賞銀二十兩一（卷八、戸律 舶商匿レ貨）

凡將二馬牛・軍需鐵貨・銅錢・段疋・紬絹・絲綿一、私出二外境一貨賣、及下レ海者杖一百、挑擔駄載之人減二一等一、物貨・船車並入レ官、於レ內以二十分一爲レ率、三分付二告人一充レ賞、若將二人口軍器一出レ境、及下レ海者絞、因而走二泄事情一者斬、其拘該官司及守把之人、通同夾帶、或知而故縱者、與二犯人一同罪、失二覺察一者減二三等一、罪止二杖一百一、軍兵又減二一等一（卷十五 兵律 私出外境及違禁）

又洪武初年より制あり、同三十年刑官に命じて大誥條目を取り律に附載し、嘉靖二十九・三十四年等に重脩續增し、萬曆十三年刑部尚書舒化等が三百八十二條として律文の後に附したといふ問刑條令に左の如き一款がある。

凡沿海去處、下レ海船隻、除下有二號票文引一許二令出洋一外上、若姦豪勢要及軍民人等擅造二二桅以上違式大船一、將二帶違禁貨物一下レ海、前二往番國一買賣、潛二通海賊一、同謀結聚及爲二嚮導一、劫二掠良民一者、正犯比二照謀叛已行一律處レ斬、仍梟首示レ衆、全家發二邊衛一充レ軍、其打造前項海船賣二與夷人一圖レ利者、比下照私將二應禁軍器一下レ海、因而走二泄事情一律上、爲レ首處レ斬、爲レ從者發二邊衛一充レ軍、若止將二大船一雇二與下海之人一、分二取番貨一、及雖レ不下曾造二有大船一、但糾二通下海之人一、接二買番貨一、與下探二聽下海之人一、番貨到來私買、販賣蘇木胡椒至二一千斤以上一者上、俱發二邊衛一充レ軍、番貨並入レ官〇下略

此條例は何年の頒制かは明かでない。明律では號票文引を給與所有せる商舶の下海を許し、歸國の際其貨物の全數を報告して、官十分の一を抽分し照票を給して後貨賣を許したのである。諸貨及び違禁貨の私載、私の下海は皆所罰されたが、特に人口・軍器の私載出境、事情の漏告等に對する罰は重かつた。

洪武二十三年、金・銀・銅錢・段疋・兵器等は前代以來出蕃を許さゞる所であるが、兩廣・浙江・福建等の愚民之を知らず、私に外蕃に交通して貨物を交易するとて、戸部に詔して嚴禁せしめ、沿海軍民官司の之を認容するものをも所罰せしめた。（洪武二十三年冬十月乙酉）同二十七年には緣海の人往々私に諸蕃に下海し、蕃貨を貿易し蠻夷を誘ふて盜を爲すとて、禮部に命じて下海を禁絶し、私に諸蕃に下海互市する者を重治し、蕃貨蕃香の販鬻を禁止せしめた。（洪武二十七年春正月甲寅）宣德八年には私に外夷に通ずるは已に禁制あるに拘らず、近年官員軍民往々船を私造し、朝廷の名目を假り、擅に下蕃して外夷を擾害し或は誘引して寇を爲すとて、已に擒獲せるものは重罪に處し前禁を申明して緣海の軍民に榜諭し、犯人を申告せる者は犯人家貲の半ばを給し、知る者の告報せず、軍衛有司の禁止せざる者は犯人と一體に治罪せしめた。（宣德八年六月己未）正統十四年の福建巡海按察御史董應軾の奏に、舊例瀕海の居民私に外夷に通じ、番貨を貿易し事情泄し、海賊を勾

引して邊地を劫掠する者は、正犯は極刑に、家人は邊を戍らしめ、情を知りて故に縱す者は同罪たらしむといふに拘らず、比年民往々利に走つて禁を犯すとあり、依つて刑部に命じて舊例を申明し禁止せしめた。（正統十四年六月壬申）其頃陳萬寧等四名は私に下海して、漳州府の獄に投ぜられ、京に輸送の途脫走した。やがて勅旨を憑んで自首し、賊の討伐に從ひ、龍溪縣にて之を殺し功を立てたので、董應禎から宥免の應否を奏し、朝廷罪を免じて副巡檢に除し、逃犯人等を招撫せしめ（○一味の脫走の下海犯人であらう）自首した者を宥免せしめたといふ。（正統十四年七月己丑）

當時より福建は下海通商の徒の多い所で其等の中には琉球に往易したものも尠くない。景泰三年六月には偶〻黃蕭養の亂あつて海寇嘯聚に由因する事を言ふものがあり、景帝は刑部に命じ、福建沿海居民の中國貨物を收販し軍器を置送して、海船に駕し琉球國に交通し、招引寇を爲すを禁約せしめた事實がある。（景泰三年六月辛未）成化十四年尙眞が一年一貢を請ふた際に、禮部は福建都御史の奏とて「其使臣多係二福建逋逃之徒一、狡詐百端・殺人放火、亦欲下貿二中國之貨一、以專中外夷之利上」と述べてゐる。（成化十四年春正月己酉）

かくの如く禁令を犯して下海通商する徒が彌々繁く、「誘レ蠻爲レ盜」とか「洩二事情一及引二海賊一寇レ邊」とかいふ明の當局の最も憂惧した事實が益〻多くなつた。又違禁の貨が通常最も有

利な貿易品でもあつて、結局一般に下海禁止の法を採らざるを得なかつたともいへる。高賢明律集解附例の舶商匿貨の條の纂註に「然今將下海通番者、有例禁之、又愼重海防之意也」と記してゐる。王紹元の嘉靖二十九年頃の陳末議廣の奏議に

「通海舶、以資貨物、臣聞福建漳泉・廣東廣潮等處、俱濱大海、國初亦通互市之法、許人泛海爲商、官府抽取貨稅、如大明律內見有舶商匿貨之條、不知何時始有禁令」云々

といつてゐる。（白匡奏議卷一）

福建に於いては宋元時代外國貿易港として榮えた泉州は明初既に衰へたが、漳泉地方賈人の南海通商は頻に行はれ、弘治・正德の頃より頓に繁を加へた。其互室は特に漳州に多く、龍溪縣（後一部を割き海澄縣を置く）に輳り月港より出入した。十六世紀の初頭葡萄牙人が滿剌加を占領した頃には漳州人の船が每歲此地に貿易のため來航した事が報告せられてゐる。嘉靖初年佛郎機の廣東に於ける貢市を禁止し、安南・滿剌加等の貢船も併せて之を拒否した。廣東は洪武初年以來南海諸國の貢舶のため開かれて、市舶提擧司を設け懷安驛を置き、附搭貨の官貿私易も行はれて來た。正德四年都御史陳金等の奏請によつて、夾帶の私貨の抽分も行はれて軍餉費に充當されたのである。然るに廣東閉鎖の結果南海諸國船は皆漳州に泊して私易する事となつた。嘉靖八年

兩廣巡撫都御史林富は之等番舶通市の緣由と利便とを奏陳し、禮部に下して議せしめた結果、廣東の事例舊の如くし、漳州より諸國船を驅逐せしむる事とした。嘉靖八年十月己巳、廣東通志卷六十六 明黃佐等撰 夷情上 此事實は漳泉商賈の下海通商を一層刺激した結果となつたであらう。嘉靖十五年の御史白貢の備倭事宜の中に「一龍溪・嵩嶼等處、地險民獷、素以二航海通番一爲レ生、其間豪右之家、往々藏匿二無賴一、私造二巨舟一、接二濟器食一、相倚爲レ利、請下二所司一、嚴行二禁止一」といつてゐる。嘉靖十五年七月壬午 嵩嶼は當時龍溪縣に隷し、泉州府同安縣鼓浪嶼と東西相對してゐる。同二十一年頃には海上往來の喇噠は佛郎機を勾引して、浙江の雙嶼及び漳州にて江閩の市人と取引する事になつた。二十六年七月提督浙閩海防軍務巡撫浙江となれる朱紈は禁止通番政策を强行して二十七・八年に雙嶼並に月港を掃蕩し佛郎機をも驅逐した。月港と並んで海舶互市の中心たりしは雙嶼で、此地は幕府遣明船の發着地たる寧波府に隷し、日本往反の徒の主として據點であつた。漳泉の海商は南海貿易の中核たりしのみでなく、日本にも盛に來市したのである。かゝる趨勢は朱紈の禁止策、次で其失却後一層進展したのである。

嘉靖二十三年漳州民王乞等通番せんとし、颶風のため漂流して朝鮮に到り、三十九人が捕捉されて遼東都司に送られた。嘉靖二十三年十二月乙酉 二十五年には朝鮮より下海通番犯人顏容等六百一十三

人を送還したが、彼等は悉く漳泉人で、詔して福建巡按御史をして治罪せしめた。（嘉靖二十五年二月壬寅）又翌年先に日本に往市せんとして漂流した福建下海の奸民三百四十一人を朝鮮より解送し、今又馮淑等千人以上、皆軍器を挾帶し貨物を舶するものを獲たる事を遼東都司より具報する所があつた。（嘉靖二十六年三月壬子）以上の漂到民中には日本のみでなく、南海に往市せんとしたものもあつたらうが、何れにしても當時の此種の漂到民の記錄は殆ど福建人で、二十六年の詔にも「頃年沿海奸民、犯レ禁、福建尤甚、往々爲二外國所一レ獲」とある。

當時之等下海商舶に於いて、琉球通商に互利を期待する事は恐らく困難であつたらうが、他の諸國にして往來の途は安易であつたといへる。嘉靖二十一年尙清は長史蔡廷美と共に漳州人陳貴等七人を送付して彼等は盜人であると告げた。巡按御史徐宗魯は二司官を會同して譯審の結果を京師に報じたが、之によれば陳貴等下海通番の徒は蔡廷美等の招引にて琉球に到り港に入つたが、潮陽（○廣東省潮州府）の海船と遇ひ、利を爭つて殺傷し、廷美は貴等を舊王城に囚して其貲を沒した。貴等夜脫走して守衛のため掩捕され多く殺害されたが、尙眞は貴等七人を械繫して誣言を以て賊といひ、送還したといふのである。部臣覆奏の結果は貴等は通番の禁を犯すを以て國典によつて處治し、琉球國に對しては貨を奪ひ、中國民を拘殺し、盜人たるを誣言したるを戒

諭し、延美は拘留重治すべき所特に姑く寛に從ひ放囘し、後若し悛めずば朝貢を絶つべき事を告ぐる事として福建守臣に移咨して備行知報せしめた。（嘉靖二十一年五月庚子）

嘉靖三十年頃以後浙江より閩粤海邊は警報頻に至つて、海寇の荒掠慘を極めた。此大事變の間に見らるゝ大なる事實は、一方に海商喇噠の徒が海邊無賴の輩を使嗾し導卒して、通番禁止の策に反撃し、殺掠を企てたのであるが、一方無爲放浪の徒、海上僅かに口を糊する邊民等相倚り相率ゐて有勢に投じ、擾亂に乘じて盜掠を擅にした。屠仲律の禦倭事疏に述ぶる一事を引けば「一絶亂源、夫海賊稱亂、起於負海奸民通番互市、夷人十一、流人十二、寧紹十五、漳泉福人十九、雖槩稱倭夷、其實多編戶之齊民也」とある。（屠侍御奏疏）倭の舶商にて彼の官憲・海商に欺謀・侵奪され、恨を含んで兵を用ひし者、或は海邊遠島の海盜の黨を組んで海寇に加はりし事實はあるが、倭寇の稱は實に於いて正當でない。かゝる海寇の最大なる淵叢は屠仲律のいへる如く福建である。都司載冲霄の議に

閩中事體與浙直不同、惟在撫之、得宜而已、蓋寸板不許下海之禁、若行於浙直、則海濱之民、有魚鹽之利、可以聊生、而海洋卽爲之肅清、若福建漳泉等處、多山少田、平日仰給全賴廣東惠潮之米、海禁嚴急、惠潮商舶不通、米價卽貴矣、民何以有活乎（中略）故漳

泉强梁狡猾之徒、貨貲通番、愈遏愈熾、不レ可ニ勝防一、爲ニ倭嚮導者、官府案ニ其家屬一、不ニ敢生還一、歲歲入寇、是外寇之來、皆由ニ內寇糾引一也、福建之亂何時已乎、福亂不レ已、浙直之患、何時而靖乎、唐荊川云、倭患始ニ於福建一、福建者亂之模也、諒哉言乎

とある。通番禁止は遂に沿岸航海禁止にまで及んだのである。彼の意見としては漳泉巨室の船隻所有者に就き、官で編號を作つて、之に保結を與へて出洋せしめ、南は惠潮の米、北は福・寧・溫・臺の米を販賣するを許して、外國に到り番貨を載するを禁止するといふのである。（籌海圖編卷之十二）漳泉の地は土地磽确にして生業に乏しく、居民を驅りて海上に舶利を求めしめた。陳侃も夏子陽も皆操舟の術は漳州を以て第一とし、篙師舵工は是非とも此地に索めざるを得なかつた。海上禁斷を一の契機とする海寇跳梁の中心たりしも亦此地である。林希元は嘉靖二十六・七年頃の撰と思はるゝ金沙書院記に於いて「福建八郡之民、惟漳稱レ難レ治、漳州七邑之民、惟龍溪稱レ難レ治、龍溪漳首邑、其地負レ山而襟レ海、山居之不逞者、或阻ニ巖谷林箐一、時出剽掠、爲ニ民患一、海居之不逞者、或挾ニ舟楫一、犯ニ風濤一、交ニ通島夷一、甚者爲ニ盜賊一、流ニ毒四方一、故稱ニ漳州難治一、莫ニ龍溪若一也」といつてゐる。（林次崖集卷十記）之より先嘉靖九年巡撫都御史胡璉の議にて海滄に安邊館を置き八府の通判をして輪管して難治の龍溪に鎮せしめた。其結果は嘉靖四十三年の縣

尉李英の請設縣治疏に「官貪吏墨、與賊爲市、亂且倍於前日」と評してゐる。（清葉廷推等撰乾隆海澄縣志卷之二十一）嘉靖二十七年六月朱紈は巡視柯喬の呈議に據り「漳州府龍溪縣月港地方、距府城四十里、負山枕海、民居數萬家、方物之珍、家貯戶峙、而東連日本、西接暹球、南通佛郎・彭亨諸國、其民無不良繡踊珠者、蓋閩南一大都會也、其俗强狠而野、故居則尙鬪、出則尋刧、如佛郎機日本諸夷、阮其寶李、大用、諸賊首苟可以利則窩於其家、而縱之、妻女不恥焉、此何等俗也、其東通近海滄、設有安邊館、通判一員管理、捕務其始也」とて、月港八・九都、海滄一・二・三・四・五・六・七都、漳浦縣の井尾・島尾、同安縣の沿海の部分を併せて、一縣とし「上下控馭、而姦宄自屛、朝夕調撫、而良善自生」の事を請ふた。（甓餘雜集卷之三章疏增設縣治以安地方事）翌年生員蔡進等又縣治を設けん事を請ふて、撫按巡守等より調査する所あり、城基・工費・版籍（龍溪漳浦之轄甲共有五十六圖）田地等を計定して、奏請裁可を經たが、海寇蜂起したので中絕し、四十三年に至つて漳州の所謂二十四將、二十八宿の黨も靖平して小康を得たので、李英の疏あり、翌四十四年五十六圖を以て茲に海澄縣が設立された。

之より先海寇拔源の策として浙江に於ける開市舶を說く者あつて、鄭曉の如き其一人であるが、彼は次の如き意見すら吐露してゐる。

惠安縣治、設于月港、總兵亦宜駐月港、俟內賊漸靖、外寇漸息、即將浙廣市舶、併而爲一、移置月港、修復先朝故事、嘗聞、洪武初、市舶司設于太倉黃渡、尋以今稱爲六國馬頭、後乃慮其切近南京、分而爲三、移之于浙・于閩・于廣、六國亦分隸三司、今可考而行也（鄭端簡公文集 書答弓湖王都憲）

右は諸國貢舶に對する意見であるが、猶或は浙閩にても廣東に於ける如く、開通番舶及び抽税を議するものあり、其反駁あつて、諸論嘵々たるものがあつた。（例へば馮元成集に收むる馮璋の通番舶議を看よ）

隆慶元年福建巡撫都御史塗澤民は海禁を開き東西二洋に商販する事を許し、唯日本への通貿を嚴禁せん事を請ふた。同六年郡守羅青霄議して商税を徵して貢舶に及び海防同知を以て之を管轄せしめた。萬曆三年巡撫劉堯は請ふて舶税を以て兵餉に充てゝ歳額六千兩を計上し、同知沈植は海税禁約十七章を發布した。以後海澄に於ける舶税制度、貿易事情は頗る注目すべき變展を遂げたのであるが、左に其概要を記す。（東西洋考 卷七 餉税考、天下郡國利病書 卷九十三 福建三 洋税の項一應參照される）

(一)公署及び督餉職官

靖海館の舊基に嘉靖四十二年海防館を新設したが、位置は縣治の右に當る。舶税を管するに及んで督餉館と改めた。後商舶出洋の際に驗船のため公館が厦門に設けられた。萬曆四十五年

通判王起宗は其位置の不便を陳し、圭嶼に移建せん事を請ふた事がある。

舶稅の事は海防同治管理したが、萬曆二十一年任の同治舒九思が罷免後、同知が船政を私する事あるを疑はれて、輪管の議が起つた。二十五年巡撫金學曾等は歲に府佐一員を委任して海澄に駐劄せしめ、権稅を專管せしめる事とし、海防同知の兼攝を不可としたのであるが、此議が聽されて（萬曆二十五年十一月庚戌）翌年郘武府佐官たりし趙賢意が督餉に當つた。翌二十七年には漳州府佐官のみを以て輪管する事に改められた。此歲內官高寀が福建稅監として入閩し、福州に駐劄したが、海澄の港口・圭嶼に委官署を設け、時々臨行した。彼は中貴の奸濫の例に漏れず、貪婪荒淫度なしといはれ、或は蘭人ワールワイク（○麻韋郎と在り）等の取引の交涉に應諾せんとし、或は日本往來の隱謀ありとて、巡撫袁一驥以下の猛烈なる劾疏に會ひ、遂に四十二年に歸京した。（高寀の事に東西洋考卷六稅璫考に詳し、猶實錄の萬曆二十七年二月戊辰、三十五年十一月己酉、戊午、十二月己未、己亥、四十二年五月辛酉、庚午等各條參照）

(二) 文引制と通商の範圍

文引印簿は道府に備置し、文引は海防官より管給した。之は直接には當時の沿岸航海の號引制を移したものである。ガスパール・ダ・クルスの支那旅行記に「而から支那の一地より他地への沿岸航海すら出發する土地のローチヤの證明書あらずんば許されず、その證明書には赴く

所・從ふ義務・その人の特徵・年齡を記載せしめることゝいへるもの是である。萬曆二十一年の制には船商及び之に器械・貨物・姓名・年貌・戸籍・住址等を塡寫し、行先・回還の期限等をも載記する。循還號簿二扇を海防官及び各州縣に置き、日限を記入し、一々登記せしめた。回還の後文引を道府に齎して査覈し、更に撫院に送付し査驗するのである。內官高寀稅監たりし時、文引を餉館の書吏に付して、代理塡寫せしめ、中途にて貨物の額を增加書改める如き弊を生じた事があつた。

當初は毎次一百張を以て率とし、道府より印發した。一百張は東西二洋に對する分で、雞籠・淡水の文引は別である。文引管給の時期は一定してゐるのであるから、之は毎年印發の數である。文引の管給に對して、引稅を徵收する。引稅は東西二洋は毎引銀三兩、雞籠・淡水銀一兩であつたが、後六兩及び二兩にそれぐ〵加增された。當時東西二洋の船數は定限あつた事は自明であるが、毎船に對し、唯東西二洋を分つたのみで、各洋の何地に赴くべきかといふ事は限定されてゐなかつた。そこで萬曆十七年巡撫周寀の議によつて、之を限定し、又歲に船八十八隻とした。許孚遠の萬曆二十一年の海禁條約行分守漳南道移に據れば、其定限は左の如くであつた。（敬和堂集卷七公移）

東洋

呂宋　一六隻

屋同・沙瑤・玳瑁・宿霧・文萊・南旺・大港・吶嗶嘽　各二隻

磨荖央・筆架山・密鴈・中邦・以寧・麻里呂・米六合・高藥・武運・福河崙・岸塘・呂蓬

各一隻

計　四四隻

西洋

下港・暹羅・舊港・交趾　各四隻

東埔寨・丁機宜・順塔・占城　各三隻

麻六甲・順化　各二隻

大泥・烏丁礁林・新洲・啞齊・交留吧・思吉港・文林郎・彭亨・廣南・吧哪・彭西寧・陸

坤　各一隻

計　四四隻

合計八八隻

其他に雞籠・淡水は廣東福寧州・浙江北港の捕魚船同様の文引を給して歳に四・五隻或は七・八隻で一定しなかつた。萬曆二十一年に至つて、巡撫許孚遠は巡海道の呈請に基き、十七年の限定以前の時期に於ける如く、占陂・交阯州等十二箇所に各一隻を定めて加へ、合計一百隻とし、雞籠・淡水は十隻を以て準とした。然し二十五年の金學曾等の議に據ると、東西洋引・雞籠・淡水並に新加の占陂・高阯州等共に引一百十七張とあり、更に二十張の増加を請ふて、裁許された。

(三)舶稅

舶稅に水餉・陸餉・加增餉の三種があつた。

水餉は船舶稅で、萬曆三年の沈植の令に、西洋船では船の幅員一丈六尺以上は毎尺稅銀五兩の率で徵收し、更に一尺を加ふる毎に毎尺稅銀五錢を加算した率で課する。故に譬へば

船闊			
一六尺	一尺に付　五兩	稅銀	八〇兩
一七尺	一尺に付　五兩五錢	稅銀	九三兩五錢
二六尺	一尺に付　一〇兩	稅銀	二六〇兩

となる。東洋船は西洋船の十分の三を減ずる。

陸餉は貨物税で、當初は從價税であつた爲めに頗る不定で、萬曆十七年に同知葉世德の呈議に從ひ、從量税に改定した。其詳細なる税率は東西洋考卷八陸餉の條に見える。水餉は船商より陸餉は鋪商より徴收する。

加增餉とは呂宋貿易船に課するもので、之は主として西班牙銀を輸入したからである。即ち貨物に對しては陸餉を徴するが、舶載銀に對する分として附加課税したので、之を加征ともいふ。初め銀百五十兩であつたが、十八年に百二十兩に減じた。

舶税額は萬曆三年に歲額六千兩と見積つたが、同四年頃より一萬兩となり、十一年に至つて二萬餘兩と定められた。二十二年頃には二萬九千兩に達したが、其後税額減じて、海防官の掌税中報に虛妄あるやを疑はれて、前述の如く二十六年に閩八府の佐官一人をして税務を輸管せしむる事とした。此頃泉州では兵餉匱しきを告げ、泉州中左所（廈門であらう）に官を設け、漳民は西洋に泉民は東洋に下海を分割せん事を議したが、漳州府では之に反對して、分販の事は實現しなかつた。其歲の漳州府側の奏記に、府十縣の餉額共に三萬七千七百九十餘、舶税二萬餘といつてゐる。

四十二年高寀の閩を去るや、詔して漳州府の關税三萬五十一百餘兩の三分の一を減ぜしめ

た。此關稅は餉稅二萬七千八十兩有奇と港口・分水・赤石・石馬・華封五商所の關稅八千十餘兩とより成り、漳州府全稅額六萬兩の過半に當る。海澄港口稅の如きは、既に餉稅了れる貨物に對し、二重に課するものであり、石馬・華封の如き往時より小額の充餉名目の稅はあつたが、今は百倍し、赤石・分水二關又同樣であつて、之等は高寀入閩以來に新加したものである。知府袁業泗五關罷榷議を議して、漳州府關稅三分の一の減免額より五關關稅八千十餘兩を全免し、五關關稅を控除せる三千六百八十六兩を以て餉稅の減免額とした。（明袁業泗等纂漳州府志卷之九洋稅考、內閣文庫本に卷之二十九津渡の條に一葉錯綴す）從つて陸餉の如き改定されて、平均一割四五分方減率した。猶此際に前規定に無き新貨の稅率が規定されてをり、貿易史上注意される。共に東西洋考に詳記してゐる。四十五年通判王起宗の呈請により洋船にして米を積載するもの多く、其稅は規定されず、而も有利なる商貨であるので、五十石迄は食米として免稅し、他を課稅する事とした。天啓・崇禎間蘭人の通商進出あり、妨碍又甚しく、明では海禁を行つた事もあり、餉額は一般に激減した。崇禎十二年開洋の稅を停止するに至つたが、勿論禁洋の實が行はれた譯ではない。（明王志道撰海澄縣志卷之六、天下郡國利病書卷之九十六福建六）

餉額は或る期間に於いて觀る時、一定の歲額を見積つて、兵餉に充當される。故に各年に就

いていへば、船・貨物の增減あつて餉額に多寡ある筈だが、之は歲額をいふ時は別論となる。即ち萬曆後期にては六十船を以て率とした。若し其歲の餉額にして餘剩あれば府に儲して公用に備ふるか、又は次年の餉額補塡に資する。

以上は海澄餉稅の概略の說明である。餉稅に於いて、盤驗・漏貨・匿貨・漏稅等の諸制度、督餉館の組織並に洋船の經營、舶貨の販賣經路より貿易の一般的動向を考へ、更に又之を東西兩洋に於いて、外國側史料の檢討による研究と比考しなければならぬ。之又漳泉地方の社會經濟史的、特に時代的に外國關係の史的研究に溯らなければならぬが、本論に於いては以上の程度で差控へよう。

琉球は以上定められた東西二洋諸國の內に含まれず、又雞籠・淡水の如く特別指定された通商地でもない。萬曆三十四年封使夏子陽等の歸國に同行し、謝恩進貢のため渡航した王舅毛鳳儀等の齎せる尙寧の咨文に、近來朝鮮・交阯・暹羅・柬埔寨等に興販する事絕えて、貧窮甚しく、地窄く人希にて賦稅又匱しき狀を告げ、東西二洋興販の例に准じて、每年一二隻船を以て率とし、兩院按撫より引を給し、往來せしめ、琉球にては號引を詳査したる上で勘合印信を與へて回還の査驗に供へん事を請ふた。之に對し先の封使にて三十五年十二月大常寺少卿並に光

條寺丞に陞除した夏子陽・王士禎連署にて尚寧に與へた咨文に「看得慕二富國一議レ欲三通商一託レ名往來者、貴國陰實與二倭夷一爲レ市、非三但隳レ禁長二奸、將來遺二中國之憂一、尙恐二爭奪啓釁殺掠隨一レ之、所謂延レ寇入レ室、亦非二貴國所爲一保之計一耳、豈惟久失レ利、實莫レ大焉」といひ、彼等の琉球に在る日倭船來市し、之との交易を嚴禁せるも此故とし、「貴國前レ此、進貢船回、夷官往々夾二帶奸□一、潛販二日本一、藉二口於飄風一者、亦不レ可レ不二査□而申一レ嚴之一」といつてゐる。（七ノ一三萬曆三五・一二・）

九一

夏子陽等は琉球にて、本土の政治的經濟的壓力の加はれるを充分感知してゐる。而して東西二洋興販の例に倣ふを峻拒せる理由を茲に端的に吐露してゐる。

初め明にて東西兩洋開禁に際しても日本への往來通市は絕對に禁止する所であつた。萬曆十九年頃より朝鮮琉球を介し倭警頻に傳へられ、明では福建の商人等をして哨探せしむる等苦慮し、豐臣氏外征の擧あるや、東西二洋下海の如きも嚴禁された。巡撫許孚遠十款の要制を以て題請する所あり、兵部欽を奉じて移咨し、以て開洋の事復されたのである。十款に於いては日本通市の禁絕のため最も苦慮されてゐる。其內に東西洋船の給引は二月、出洋は三月を過ぎざらしめ、夏至後には沿海漁船といへども文引を給するを禁じたが、其の基く所は次の理由に

よる。

今照二番舶往來一、海上不レ過二順風一、駕使去在二冬春之際一、故以二十一・十二・正月一爲レ期、夏必回至之候、故以二五六月一爲レ限、此乃時不レ可レ易者、及査二日本地一居二東北一、去利二南風一、回利二北風一、往返之期與二東西二洋一不レ同、今後嚴禁、商人過二二月一不レ許二給引一、過二三月一不レ許二開駕一、仍行二沿海縣分一、管二給浙江福寧州及北港捕魚船引一、時當二夏至一、不レ得二輕給一、俱遵二原議一、俟二立秋後一、塡發、庶通倭之徒無レ所レ用二其姦等一

嘉靖頃以來福建より大小琉球を經て薩摩に到る航路が發展し、日明商船にて之に由るものが尠くなかつた。琉球航路は漳州よりいへば日本の方向と一致する。琉球が當初より開洋諸國より除外された主なる理由は玆にあらう。

今後通倭の禁制は愈〻嚴化した。同樣に琉球下海の禁も之に順ふべきであり、特に琉球・本土間の關係の推移、慶長十四年 萬曆三十七年 征繩役の結果は益〻之を強化したであらう。然るに漳泉始め各地商賈の禁を犯して日本に通商する者は彌々多かつた。萬曆三十八年の福建巡撫陳子貞の海防條議に「近奸民以下販二日本一之利上、倍二於呂宋一、夤二緣所在之官司一、擅給二票引一、任意開洋高桅巨舶絡繹、倭國將來、構通接濟之害、殆不レ可レ言」といひ、萬曆三十八年十月孟冬丙戌 四十年の兵部の言

に一通レ倭則南直隷蘇・太倉等處、以レ貨賄貿易、或レ通浙路ニ而去、而通倭之人皆閩人也、合ニ福興泉漳一共數萬計、無論不レ能レ禁、法能禁レ之、閩數萬人皆倭面耐、中於閩一とある（萬暦四十年八月丁卯）。十七世紀初期長崎に在つたベルナルディノ・デ・アビラ・ヒロンの記述に「現今は毎年多量の物資のマニラより舶載されると頻繁に支那漳州人の多大の物貨を將來するとに因りて、以前よりは彼等（葡萄牙人）の收むる利益少なし」といふ（岡本氏「十六世紀日歐交通史の研究」六六九頁）。日明貿易の研究は本論の目的とする所でないが、されど當時琉球の經濟的衰微と明船の日本に對する通商の發展とは、略ぼ明商の琉球往易の興盛を考ふるを困難ならしむるものと思はれる。(2)（昭和十二年五月三十日初稿、同年七月十三日再稿）

(1) パードレ・ガスパール・ダ・クルスが一五五六年（嘉靖三十五年）の支那旅行記に「死刑を以て支那人の何人をも其國より外に航海するを禁ずるは支那に於ける法律たるを知らざるべからず。彼等には沿岸航海のみは許されてあり。而かも支那の一地より他地への此沿岸航海すら出發する土地のローチャの證明書あらずんば許されず。〇中略 此法令に拘らず、如何なる支那人も通商のため支那以外に航海するを許さず。國外に出たる者は再び支那に歸らざるなり。之等の出國者の一部はマラッカに又一部は暹羅に、パタニに住む。同様に南方各地に許可なくして出でたる人々散在す〇中略 かくの如き法令の布かれたるは蓋し支那國王、國外者の頻繁なる交通はその國にとりて騷亂の原因たるを認めたればな

り。且は多數の支那人國外への航海を口實として、漂盗となり沿岸諸地方を襲撃することあり」と述べたるは頗る精彩ある記事である。（Cruz, Tratado. pp. 135―140 岡本良知氏十六世紀日歐交通史の研究 七三頁）

黄衷の嘉靖十五年撰の海語によれば暹羅の首都アユチヤに支那人の居住地あり、又マニラにては一五八二年には既に支那人の住居區域を定め、一五九〇年には支那人居住區域たる Parian 建設せられ當時平常人口三四千、船にて來住するもの二千、Tando 居住人近隣の漁夫等を加算すれば六七千ありといふ。之皆漳泉人にて其詳細は Philippine Islands によつて考究し得る。臺大史學科年報第五輯箭内健次氏の「マニラの所謂パリアンに就いて」參照。Emanuel Godinho de Eredia の記す所に據れば、十六世紀末には滿剌加の郊外 S. Estevão は Campon China と呼び、此處には漳州人及び其他の異國人居住せりといふ。（Eredia's description of Malacca, Meridional India, and Cathay. translated from the Portuguese, with notes, by J. V. Mills, G. M, B. R. A. S. vol, VIII, 19. P. 19, P. 104.）

(2)

一五八四年のフランシスコ・ガァレーのマカオよりアカプルコに到る航海記に左の如くある。（ダアルグレン氏のポルトガル文書館所藏文書の譯出による）

一五八四年七月二十九日マカオを出帆し、港外に出づるや南東東に轉じて白き島 Piedra Branca を通過し、針路を南東にとつて百五十リーグを航し、澎湖諸島と琉球（フォルモサと稱す）の突端を周行した。之は漳州のパイロットの教示に從つたのである。之等諸島は約二二度に位置し、海深は三〇尋で、余は島影を見なかつたが、太陽の位置並に測定の結果周行を終へたるを知つた。フオルモサ島を通過して、針路を東北にとり二百六十リーグを航した。漳州のパイロットは語つて、此等の諸島（琉球）は其數多く、良好の港に富み、其住民は顏・軀を比律賓のビサヤ人の如く彩り、又同樣の服裝をしてゐる。

島には金を産し、土人は支那や日本へ小船に皮革・砂金を積んで行くといふ、彼は九度も往つたので以上の事を熟知するといふので、余も其言は信用を置けるものと信ずる。此諸島の東北端は二九度に在る。

此航海記も當時の此種の記錄の例に漏れずテキストにより文字の差があり、又内容そのものも相當に曖昧なものである。漳州のパイロットの說いて語つた琉球諸島は大體位置より考へると大琉球即ち今の琉球らしい。然し其内容は小琉球、臺灣島の傳聞をも混淆したらしく見える。當時漳泉商船が雞籠淡水に年々往易した事は本論中にも述べた。故に漳州人が琉球に頻繁に往來した一の史料としては此航海記等は適當といへぬであらう。

H. R. Wagner, Spanish Voyages to the north Coast of America in the 16th C. 1927, pp. 131–135; Hakluyt Voyages, Vol. X, pp. 291–97.

第三篇　南海通交貿易

第一章　暹羅の東亞貿易の隆替と琉球貿易

第一節　アユチヤ王朝の勃興と支那との通交

西暦十三世紀の中頃メナン河谷に多くのタイ人の國があり、多かれ少かれカンボチャ王國の支配を受けてゐたらしい。Prince Damrong は九箇國程其名を擧げてゐる。J. S. S. XIII, 2 Siam History of prior to the founding of Ayuddhya.

其内に北方に Sukhothai, Sukhodaya があり、十三世紀の前半頃カンボチャ軍を破つて王國の始祖となつた Sri Indrāditya の代其羈絆を脱つて獨立したとも考へられてゐる。然し其次男にて二代 Ban Muang の後を承けた三男の Ram Kamheng の代には王國の勢威は甚だ振ひ、

既に獨立してゐた事は明かであつた。Kamheng 王の治世を讃へた碑文によれば、其版圖は非常な膨脹を遂げ東はメコン河及び更に之を越えて Java に到り、西は Hamsavati (Pegu) に擴がつたといふ。其掲げた地名には比定し難いものがあるが、之等すべてに實際的に支配力が及んだかは疑はしい。Prince Damrong の如きはベンガル灣に到る地方の Hamsavati, Tennasserim, Tavoy, Martaban 並に U Thong を除外しなければならぬし、又當時は Bayab 地方はラン・ナ・タイが優勢にて Khelang (Nagor Lampāng), Haribhunjaya (Nagor Lamphūn), Chiengmai 等を併せて國を成してゐたし、南西の Lavo, Ayōdhyā はスコダヤの支配權及ばずして、ウ・トーンの領域に屬したといつてゐる（P. Damrong, Ibid.; W. R. Wood, A History of Siam, 1924, p. 53.）Kamheng の薨去はウッド氏も Prince Damrong に從つて一三一七年頃としてゐる。Loe Thai 嗣いだが、王國の勢力は既に傾いた。其子 Lü Thai は一三五四年に叛徒を討つて王位に卽いたといふ。暹羅の年代記では其子 Sai Lü Thai 嗣ぎ彼は Phra Mahādharmarāja of Bionuluk (Pitsanluk) といふ。ウッド氏は其八年（一三七八年）アユチャヤ王國に臣屬し、カンペンフェットを讓與して、ピトサンロクを首府とし舊領を支配したと述べてゐる。

支那の記錄に見える暹國は Sukho'ai であるが、暹國と併記される羅斛が Lvo, Lavo 卽ち今

日の Lophuri, Navapura なる事はペリオ氏等の考證せる所である。Paul Pelliot, Deux Itineraires, B. E. F. E. O, IV, P. 236,
十三世紀に於いて羅斛といへるは、實際にはウ・トーン王の版圖を意味するものなる事を Prince Damrong も强調してゐる。即ちカンベン王時代にはアユチヤ、ラボ共にウ・トーン王領にあつたに相違なく、之に對し、支那人は彼等が既に慣用した羅斛の名を適用したのであらうといふ。ウッド氏の説明法は稍や違つて、カムヘン王時代、ロープリやアユチヤはタイ人の獨立國であつたか、又はカンボチヤの屬國であつて、次のロ・タイ王の終頃ウ・トーンはスコタイ王國の多くの部分を併存し、カンボチヤの一部分すら加へたので、其中にロープリやアユチヤもあつたといふ。

U Thong は巴黎語で Subarnabhūmi, Savarnabhūme といひ黄金の在る所の意味である。ウ・トーン王はウ・トーンを統治する王で、此國の王は歴代此名稱を帶びた。後にアユチヤを建設したウ・トーン王も此國を統治したに相違ない。此王朝の始祖 Jay 王が佛暦一七三一年に Muang Pareb に新都を建設し、ウ・トーン王のアユチヤ建設迄約百六十年間存續したといふ所傳もあるが、パエブのみが首都であつたか疑はしい。此間には北にスコダヤ王國の勃興があつたので、ウ・トーンの初代には Kamheng Bejr 地方をも支配したであらうが、此地方はスコダ

ヤの勢下に歸して、昔時 Nagor Pu と稱へた此方面の一都がカムヘン・フェットに置かれたのである。從つて此地に近きハエンをアユチヤ建設のウ・トーン王の出生頃迄支配したといふ所傳は信じかねる。或る年代記によるとパエブに來れる王朝の始祖を Jaya (Çri 王といひ、又他の年代記ではアユチヤ建設のウ・トーン王の父を Çri Jaya (Chinese Xacca) といふ。Çri Jaya は現在の Nagor Pathom の古名で此地の王の意味である。そこで縱令最初からではなくとも此王朝は Nagor Pathom を首都としたものかと思はれる。以上が Prince Damrong の考である。

元史本紀に據ると世祖の至元十九年一二八二年六月何子志を暹國に派遣し、同三十年四月にも使を遣り、成宗卽位の歳至元三十一年七月にも詔諭を繰返してゐる。然し此後の遣使を俟たずして、元貞元年には暹國より來使あり、當時暹國は麻里子兒と爭つてゐたので成宗之が和睦を諭示したといふ。ペリオ氏は麻里子兒 Ma-li-yü-êrh はマルコ・ポーロの Malaiur で、スマトラの Minangkabow であるといひ、フェラン氏は後には滿剌加附近のマライ半島植民地をもかく呼んだのであるといつてゐる。(Pellot, B. E. F. E.-O., IV, P, 242. G. Ferrand, J. A. Malaka, le Malayu et Malayur May-June and July-August, 1918.) 當時は Malayur は三佛齊の宗主權を握れる Jambi であつたが、Malay-ur はタミル語で hill-town の事で、シンガポールをもかく稱し、ジョホールにも同じ地名があるから、元史の麻里子兒は後のいづ

れかであらうといふ説も近時出た。R. O. Winstedt, M. B. R. A. S. XIII, 1, March, 1935, pp. 33—34. 何れにしても Rām Kamheng 時代で、其兵威は馬來の南部に及んだものと見える。暹國よりは大德三年にも入貢した。之に先んじ、羅斛よりは至元二十六年二十八年等に元に遣使してゐる。

元の汪大淵の島夷志略には至正九己丑夏五月に暹が羅斛に降れる事を記してゐる。之は多くの人のいふ如くアユチヤの建設の史實に關するものと解する他はない。すべての暹羅の年代記はアユチヤ建設の歳を暹羅暦七一二年寅歳、佛暦一八九二年（一三五〇年）に一致してゐる。此當時の史實は實際に於いては明かでない。Prince Damrong は或る種の年代記等により、ウ・トーン王がアユチヤを建設した頃、其版圖は南は馬來半島を南に伸び、西はテナサリム・タボイ、北はサルガに及び、東はクメル人の領域に接したと述べ、最初は Wieng Lek に都市を經營し、三年間之に在つて時期熟するや遷都して主權に就くを宣言しアユチヤ王朝を開いたといふ。それはとにかく、スコダヤ王國の臣屬は稍や後るゝものとしても、カムヘン王沒後衰退の狀にあつた事、アユチヤ新王朝がメナン河の咽喉を扼して興隆し、スコダヤの如きは對外的には實質的に獨立の態を失ひ、新王朝が此頃勢力を四隣に伸張し、新都の建設が一のモーメントとして現はるゝ事を考へ得よう。

アユチヤ王朝の歴史特に當面の十六世紀以前のそれは大體に於いて主として年代記に據る他はない。數種の年代記の中にあつては Phra Rajaphongsawadan Krung Kao (Chabab Luang Prasoet と題せるものは一九〇七年の發見にかゝり國立文庫に藏せられて最も據るべきものとされてゐる。卽ち他の年代記が何れも一七六七年ビルマ軍の首都占領による記錄等の喪失以後の編纂なるに比し、之は一六八〇年の編纂と推定される。他の諸本の年代等の錯誤甚しきは近隣諸國の年代記、西歐諸家の著書との比較によつても察知されるが、而も一五〇〇年頃迄の初期の部分は大體一六八〇年編纂本に似てゐるとさへいふ。Wood, op. cit. pp. 2–3. されど之は比較的の事であつて、猶年代の差異尠しとしない。

又此處に一七八九年編纂の Sangitivamsa, Sangitiyavamsa と稱する巴黎語の年代記がある。之は Sangitis 卽ち Buddhist council の歴史であつて、Vimaladhamma といふ僧侶の撰である。ウッド氏は之も Luang Prasoet 本と年代記述の系統を同じくするといふ。而も此も他の諸本が一五〇〇年頃以前大體に年代が一致するといへると同じ程度に於いてゞあつて、實際は其變差尠しとせぬ。特に Nagara-Inda より Rāmādhipati に至る間は甚しい。P. N. Bose, The Indian Colony of Siam, 1927, p. 70. 西歐人の記錄以前何を以て年代等の確實なる憑據となし得ようか。Luang Prasoet 本に於いて

Phitsnulok の寺院 Wat Chulāmani の堂前で發見された碑文は暹羅曆八二六年申歲 Paramatrailok 王が Phitsnulok なる Chula Mani 寺院を建立した記事の正しきを證據だてゝ、該本の價値を高める（O. Frankfurter, Event in Ayuddhya from Chulasakaraj 686–966, J. S. S. VI, 3, p. 20）然し碑文によつて年代を明め得る範圍は狹い。近隣の年代記も皆後世の編纂で、年代の出入ある事皆等しい。さればウッド氏の如きは自ら序文に記す如く專ら Luang Prosoet 本に從ふ。Bose 氏は佛教やヒンヅー教の印度的文化の支配を考論する點より出發し This Pali Annal is very valuable for our purpose because we get here the political history of Ayuthia as well as the history of the Buddhist church in Siam. とて一七八九年の巴黎本を採る。其間の徑庭は尠少としない。然し年代の如きは自ら一であらねばならぬ。[1]

自分は暹羅史に對して深き素養を持たぬ。之を精覈する事は現在の研究を超えたものであるし、必しも本論の目的とする所でない。然し以上の問題に對し支那の文獻は有力なる一憑據たるべきを失はぬ。特に暹羅に對しては尠くとも十五世紀末までは冊封の儀が行はれた。冊封は琉球に於ける事實にも見らるゝ如く、一の世代轉位に對する事實である。自分は暹羅史研究者が明代史料の檢討に些か薄きを怪しむものである。

明の太祖は洪武三年八月使を南海諸國に派したが、其際呂宗俊をして暹羅を詔諭せしめた。呂宗俊は翌年九月歸國上京してゐるが、彼と偕に暹羅國王參烈昭毘牙が其臣昭宴孤蠻等を遣つて入來せしめ馴象六足等を貢したので、明よりは國王に織金紗羅文綺を、使者に衣一襲を賜つた事が見える。洪武四年九月辛未參烈昭毘牙は其歳暮にも其臣柰思俚儕刺識悉替等を來朝せしめ金葉表を進め方物を貢して明年の正旦を賀せしめた事見え、洪武四年十二月壬午翌年正月に暹羅斛國より其臣寶財賦來貢し黑熊・白猴・蘇木等を獻じたとある。洪武五年春正月壬戌洪武・永樂年間は單り暹羅に限らず南海諸國の明通交が頻繁でもあつたが、皇明實錄の記載も後代に比して比較的懇切の如くでもある。次に此間の暹羅の遣使を表示しておく。

暹羅入貢表

洪武		遣使者	使者	摘要
洪武　四、	九	國王參烈昭毘牙	昭宴孤蠻	
同	一二	同	柰思俚儕刺識悉替	賀明年正旦
五、	一	暹羅斛國	寶財賦	貢方物于宮中、却之
六、	一〇	國王女兄參烈思狞		
同		暹羅斛國	昭委直	
同	一一	國王女兄參烈思狞	柰文莾囉	貢方物于宮中、却之

同　一二	暹羅斛國	柰思俚儕剌識悉替	國王交替を報ず
同	國王參烈寶毘牙噁哩哆囉祿	柰昭揰哆囉	
同　一二	同	婆坤岡信	賀明年正旦
七、三	暹羅斛國	沙里拔	去年八月途に難破し遲るといふ
同　一一	國王世子蘇門邦王昭祿羣膺	昭悉里	上箋于皇太子
八、一	暹羅斛國		
同　一〇	同	婆坤岡信	副使昭揰哆囉先に八月入京
同　一一	舊明臺王世子昭勃羅局	柰暴崙	
一〇、九	國王	(其子) 昭祿羣膺	
一一、三	暹羅國	昭直班	
同　一二	暹羅斛國		
一二、一〇	國王參烈寶毘牙噁哩哆羅祿	亞剌兒文智利	
一五、六	暹羅斛國	班直三	
一六、一	同		
一七、一	國王參烈寶毘牙噁哩哆囉祿		
同　八	暹羅斛國	昭祿宗霸觀	
一八、一	暹羅		
一九、一	暹羅國王	昭依仁	

二〇、	七	暹羅國	坤[illegible]	
二一、	八	暹羅斛國		
二二、	一	國王世子蘇門邦王昭祿群膺	[illegible]	
二六、	一	國王參烈寶毗牙	奈三[illegible]德	
二八、	一一	嗣王蘇門邦王昭祿群膺	[illegible]事剌	故王の喪を告ぐ
三〇、	八	暹羅國	同	
三〇、	一〇	暹羅國王	奈斯勿羅	
三一、	一	暹羅國蘇門邦王昭祿群膺		賀正旦
永樂 二、	九	國王昭祿群膺哆囉諦剌	奈必	
同	一一	同	奈[illegible]納李剌	
三、	七	同	曾壽賢	
同	一一	同	奈婆郎直事剃	
四、	九	同	虎都卜的毛那々	
五、	一〇	同	奈婆郎直事剃	
六、	一二	同	虎都無霞昧	
七、	一〇	同	坤文琨	
八、	一一	同	曾壽賢	
九、	一一	同	奈義	

一〇、一二	同	坤文理	告レ訃且請二襲爵一
一四、三	三賴波磨刺札的賴	李世賢	
一五、一二	國王三賴波磨刺札的賴	柰叫	謝祭其父并命襲爵恩
一八、四	同	柰靄納	
一九、四	同	柰懷	
二〇、七	同	坤思利	
二二、二	同	坤梅貴	

實錄の記事は賜宴・賜物・陸辭等の使臣入京後の行事に繋るものが多い。暹羅より支那に到るには、後年隆慶六年通事握文源が「彼國來貢必用二五六月一、南還則十一二月、北風過レ此、不二敢行一矣」といへる如くである。稍や後には廣東を貢道とせる事言を俟たぬが、洪武初年にも同樣と見るが普通である。使臣中より限られた人員が起京する。かくて正月より三四月迄の條に揭載された使臣は大體に於いて前年夏の渡航と觀てよい。滯京日數は例せば洪武二十年七月壬寅暹羅國より胡椒・蘇木を貢し、使臣坤思利濟剌試職替等より翠羽・香物を獻じた事が見え、十月庚戌に彼は陸辭し、國王使臣等に頒賜があつたので、方物進獻より陸辭まで三十九ヶ日となる。永樂二十年秋七月庚午使臣坤思利の方物を貢する事が見え、十一月癸亥に陸辭頒賜の事が

記されてゐて此間は百十三ケ日に及ぶ。然し大體は日本琉球等と同じく二ケ月程度を普通としよう。かくて七、八月以後に時日を接して入貢の記さるゝものは、同じ時季に暹羅を發したものであらうし、翌年三四月の條に見ゆるものは何かの事情で使臣の上京が遅れた場合も多からう。琉球の實際よりも徴せらるゝ如く、一船毎に使臣等が前後して赴京せる事が考へられる。されば參烈昭毘牙の使臣昭宴孤鑽・柰思俚儕剌識悉替及び暹羅斛國使といへる寶財賦は、偕に洪武四年夏に來船せる最初の一團の遣使といへる。

皇明實錄の洪武六年十一月庚申の條に暹羅斛國の使者柰思俚儕剌識悉替來り金葉表を進めたとあり「時其國王參烈昭毘牙懦不レ立、國人推二其伯父參烈寶毘牙哂哩哆祿一主二國事一、故奉レ表來告」とある。暹羅年代記では（a）一三六九年（暹羅暦を換算す、以下同じ） Rāmādhipati 沒し其子（Rāme）Suan 嗣いだが、翌年 Paramarājadhirāj が Suphanpuri より來り王權を握り、王をロープリの知事たらしめたといふ。ウッド氏は王が恐らくカンボヂャ戰爭の失敗から人望を失ひ、卽位後一年にて騷亂起きて鎭靜する能はず、大臣に强ひられてスパンの長官たる叔父の Boromaraja に王位を奪はれたといふ。（Wood, op. cit. p. 71）此所傳の事實は實錄に該當し、參烈寶毘牙哂哩哆祿は Paramarājadhirāj (Boromaraja) に當り、參烈 Somdet 毘牙は王の別稱 Pānga (the fifth) の音譯と

ならう。又參烈昭毘牙は Ramesuan に當るべきであるが之に難點がある。即ち暹羅の歷史では伯父王の代りしを一五七〇年、洪武三年とするし、昭毘牙はウッド氏も推定し、桑田氏も指摘したる如く Chao Paṅga の音譯であらう。そこでウッド氏は Boromaraja は即位後間もなく一三七一年に南京へ甥の Ramesuan 王が統治がよく行かぬので、その支配權を取つたといふ書信を持たしめたと記してゐるが、之は明の記錄にいふ所と合はぬ。桑田氏は昭毘牙は Paramarāj-adhiraj で、王位更迭の事情が洪武六年十一月に始めて明に傳はつたのであるから、明では之を同年の事と考へて前王を洪武四年入貢の參烈昭毘牙と解したのであらうといふ。（臺北帝國大學史學科年報第四輯皇明實錄に見えたる明初の南洋）洪武六年十月に國王女兒參烈思狆の遣使が、暹羅斛國使臣昭委直と前後して入貢してをり、十一月參烈思狆の遣使奈文隸囉が前述の奈思俚儕刺識悉替及び暹羅斛國王寶毘牙嗯哩哆囉祿の使臣柰昭𣯏哆囉と前後して入貢してゐるが、皆同年夏の來航であらう。國王女兒參烈思狆はウッド氏は先王 Ramesuan の母で新王の姉妹と解してゐる。明では國王女兒の中宮進貢は異例として却けたが、之も國王交迭又は其告報と何か關係あるらしくも見える。

洪武七年十一月に暹羅國世子蘇門邦王昭祿羣膺が遣使し、同二十二年正月にも入貢せしめてゐる。同十年九月には暹羅斛國王は其子昭祿羣膺をして入貢せしめたので、明では禮部員外郎

王悰等を遣つて詔を齎し印綬を頒つたが、詔に「爾參烈寶毘牙思哩哆囉祿、自嗣王以來、内修齊家之道、外造睦隣之方、況數遣使稱臣入貢」とある。實錄に之より先、暹羅・暹羅斛國と略記するは此王の遣使たるは容易に推考される。新に給賜した印は暹羅國王之印である。洪武二十八年十一月暹羅國王嗣王蘇門邦王昭祿羣膺は其臣柰婆郎・直事剃を來使せしめ、國王參烈寶毘牙嗯哩哆囉祿の訃を告げたので、明では内官趙達・朱福等を遣つて故王を祭り、新王を襲封せしむる事とした。

蘇門邦は Suvarnabhūmi, Suphan で、ウッド氏は昭祿羣膺を Boromaraja I の甥の Nakon In で、一四〇八年（永樂六年）に Ram Raya を追つて王位に卽いたといふ（Wood, op. cit. p. 77.）暹羅の年代記 a では Paramarājādhiraj 一三八八年（洪武二十一年）死し其子 Thong Lan 嗣ぎしも先王 Rameśuan ロープリより來つて之を處刑し卽位したといふ。王は一三九五年（洪武二十八年）沒し其子 Rām が嗣いだ。一四〇九年に王は大臣を處罰せんとし、大臣はスパンに逃れて領主 Indrarāja と結び、アユチヤを占領して Indrarāja 卽位すといふ。他の年代記 b では此間の年代頗る差異あつて、之に基ける Bose 氏は Nagarainda（Indrarāja）の卽位は一三九七年（洪武三十年）とする。洪武二十一年正月世子蘇門邦王昭祿羣膺の遣使は前年夏には本國を發した筈であるが、王の死に就いては何等言

及してをらぬ。昭祿羣膺の使が王の訃を告げたのが、二十八年夏出發せるもので、同年冬には封使が赴ける筈である。尤も之は次年に延びる事もあらう。卽ち明の記錄にては二十八年以前には二十六年正月の來使あり、之は參烈寶毘牙の派遣と記してゐる。卽ち明の記錄にては二十八年迄 Paramarājādhirāj の治世として示されてゐる。年代記 a に Rām の在位は一三九五年―一四〇九年となり年代記 b にては在位三ヶ年 Bose 氏は一三九四年―九七年と推定するが、此王は各年代記に一も事蹟を傳へず、ウッド氏も Phonton King と稱してゐる。此王を假に除き得るものとせば、昭祿羣膺の求封は、一三九四年又は五年 Ramesuan の薨去に際し行はれたものといひ得る。洪武三十一年正月に來使正旦を慶賀せしめたるは暹羅國蘇門邦王昭祿羣膺とあつて、桑田氏のいへる如く昭祿羣膺はスパンの領主で猶暹羅國王でなかつた如くであるが、そうすると洪武二十八年の往使も昭祿羣膺の意に反し其希望が虛しくなり Rām の卽位となつたのかも知れぬ。暹羅史に從へば洪武二十六年の遣使は Ramesuan が寶毘牙の名で行つた事となるが、Ramesuan, Rām の卽位には昭祿羣膺と對立する爭があつたらしい。やがて Rām は大臣と爭ひ、大臣昭祿羣膺と結んで王位を奪はれたと傳ふるも、此事を示す如くである。

成祖卽位するや洪武三十五年九月に四隣に卽位を告げ、來貢を促し、暹羅にも往使せしめた。

翌年八月にも官を諸國に遣つて國王に幣帛を頒つたが、暹羅へは給事中王哲・行人成務を遣つた。此歳正月に遣使して暹羅國王昭祿羣膺哆囉嘀を詔諭し駝紐鍍金銀印を頒つた事を記すは、右の兩使の何れかに當るのであらう。されば暹羅國王昭祿羣膺哆囉嘀の名を以てせる入貢は洪武三十五年以前からあつた筈である。惠帝時代の入貢の記載は諸國皆抹殺されてゐる。されば洪武三十一年乃至三十五年間に暹羅國王昭祿羣膺哆囉嘀入貢の事實あるべきで、かく觀れば桑田氏のいふ如く年代記a又はウッド氏の Indrarāja の一四〇八又は九年即ち永樂六・七年即位說は非で、年代記b及び之による Bose 氏一三九七年、洪武三十年說は支障なきを見る。但し年代記bにて年次を明示せるは一三五〇年、一五二九年で他は在位期間を記すに過ぎぬから、此間 Bose 氏の推定年代に一兩年の前後するは差支なき事別表に就き計算すれば自ら明瞭である。

永樂十四年五月壬辰朔の條に「暹羅國王昭祿羣膺哆囉諦剌卒、其子三賴波磨剌札的賴遣二使李世賢等一、告レ訃且請二襲爵一、詔遣二中官郭文一往祭二其父一、別遣レ使賚レ詔封二三賴波磨剌札的賴一爲二暹羅國王一云々」とある。之は封使決定の際にかゝるもので、告訃請封したるは其以前にあり、琉球の實際等をも要照するに李世賢の來航は前年夏にある事は略ぼ疑ない。而して十四年冬中

官郭文等往使したので、翌年十二月には暹羅國王三賴波磨刺札的の遣使柰叫等入貢して諭祭王襲爵の恩を謝してゐる。されば Indarājā (Nagarainda) の薨ぜるは永樂十三年（一四一五年）夏以前でなければならぬ。三賴波磨刺札的は Somdet Paramarājādhirāj の恐らく音譯であるが、年代記 a に一四二四年（ウッド氏、之に據る）同 b に基き Bose 氏が一四一七年の卽位とするは俱に採らぬ。然るに年代記 b により一五二九年より逆算すれば、此王の卽位を一四一五年に求むるも妨ないのであつて、かく解すれば實錄と照應し得よう。

宣德八年九月暹羅國王悉里麻哈賴が坤思利等を入貢せしめた事が見えるが、悉里麻哈賴は Sri Mahā Rāja で三賴波磨刺札的賴の一稱號であつたらしい。（桑田氏四〇四頁參照）正統三年二月、三月何れも悉里麻哈剌の名で來使せしめてゐるが、同十一年には思利波羅麻那惹智利とある。景泰四年正月給事中劉洙、行人劉泰を正副使として故暹羅國王波羅摩刺劄刺を祭り、其子把囉藍米孫剌を封せしむる事とした。卽ち使臣坤罡悅等の告訃請封によるもので、其來航は前年夏であらう。（景泰四年春正月丁丑）波羅摩刺劄的賴は卽ち三賴波磨刺札的賴であつて、廣東通志の如きは永樂十四年告訃の記事にも波羅摩刺劄的賴の名を以てしてゐる。されば Paramarājādhirāj の薨去は景泰三年（一四五二年）夏以前にある。把囉藍米孫剌は Phra Ramesuan (Paramatrailok) の音譯かと思は

れるが、此王の即位に關する暹羅年代記の年次は俱に採らぬ。

成化十八年七月坤望群等來つて封を請ふたので、刑科給事中林霄・行人姚隆を正副使として世子國隆勃剌略坤息利を往封せしむる事とした。成化十年秋七月庚辰、乙卯　之に據れば Ramesuan の薨去は成化十八年一四八二年夏以前に求むべきであらう。年代記の記載は俱に採らぬ。國隆勃剌略坤息利は Paramarājād iraj (Indarājā) に當る。

Maha Chakraphan (Dirarājā) 時代よりビルマ軍の暹羅侵入が始つたが、之に就いては Burmese Invasion of Siam, J. S. S. V. 1908 の論文がある。第三回の侵入といふ一五六八・九年のアユチヤ占領に關しては、暹羅、ビルマの年代記以外にラルフイッチ、リンスホーテン等の歐人の記錄も參照されるが、四夷館考下に「先レ是有ニ東牛國一 Pegu 與ニ暹羅一鄰、因下求ニ婚王女一、不レ諾、遂擁レ衆、攻ニ暹羅國一、陷ニ其城一、王普喇照普噬、先自盡、捕ニ其長子哪浡喇照一爲レ質、時隆慶三年七月也、其次子昭華宋頃嗣、爲レ王、以下欽賜印信被ニ兵焚一無レ存上、因奏ニ請別給一、禮部議稱、印文頒賜年久無レ憑ニ查給一、且表字譯學失レ傳、難ニ以辨驗一、覆題、行ニ彼國一査取印篆字樣一並取下精ニ通番字一人員上赴レ京教習」とあるは更に參攷すべきものと思ふ。普喇照普噬は Pira Chakraphan (Suva Dirarājā) 哪浡剌は Mahindrādhiraj (Mahānainda) 昭華宋頃は Mahadharmarājād irāj (Mahādham-

marājasidviratana なる事いふまでもない。

洪武七年三月中書禮部に詔して古制に「九州之外、番邦遠國則毎世一朝、其所レ貢方物、不レ過レ表ニ誠敬一而已」とあるに准じて、高麗は中國に稍や近く頗る文物禮樂あつて他番と異なるを以て、三年一聘の禮に依り、又毎世一見を欲せば其意に從はしめ、其他遠國にあつては暹羅の如きも入貢既に頗る頻繁にて勞費甚しとて古典に遵つて頻煩を要せずとて、文を移して諸國に知らしめた。（洪武七年三月癸巳）同年三市舶司を廢し、太祖の海外通交策の退嬰化した事は別に述べた。されど暹羅の入貢は高麗・琉球に次ぎて依然として頻繁であつた。洪武二十七年春正月甲寅の條に「先レ是、上以ニ海外諸夷多詐一、絶ニ其往來一、唯琉球・眞臘・暹羅許ニ入貢一」とあり、同三十年八月禮部より諸番國使臣客旅不通を奏せるに應へて、太祖は近くは安南・古城等凡三十國が入貢したが、胡惟庸の謀亂あつて、三佛齊の不倫等あり、其後使臣商旅阻絶して朝貢せず「惟安南・古城・眞臘・暹羅・大琉球自ニ入貢一以來、至レ今來庭」といつてゐる。（洪武三十年八月辛丑）

成祖卽位して朝貢の招諭を積極的に行つた。暹羅に對して諭祭王封爵の遣使は洪武二十八年十一月内官趙達・朱福が嚆矢である。成祖朝には封使の他に、先づ卽位を報せる遣使を始め永樂元年の給事中王哲・行人成務・内官李與、同六年の内官張原、同八年の同じく張原、同十年

の內官洪保、同十四年の內官郭文、同十七年の某、同十八年の內官楊敏と頻に遣し、明代を通じ前後に其比を見ない。

永樂五年四月丙戌の條に「上諭禮部臣曰、蠻夷既服事、即釋不問、一體給以信符、令三年一朝貢」とあるが、よく實施されてをらぬ。其晚年には外夷招集の費に困迫して、翰林院侍讀李時勉等は近きものは三年一貢、遠きものは五年一貢とすべきを奏申した。（永樂十九年四月甲辰）鄭曉の吾學編に「（永樂十五年）瑣里人昭蘇草脾哆囉嗂剌爲王、遣奈必上表貢方物、乞量衡式、賜古今列女傳金綺量衡、令三年一朝貢」とあり、萬曆大明會典（卷百五）に「永樂元年遣使、乞量衡爲國中式、自後定三年一朝」といへるは、畢竟之に據るのであらう。弘治四年三月の條に「據本部所見則自弘治元年以來、番舶自廣東入貢者、惟占城・暹羅各一次」といへば、當時は殆ど三四年一度の入貢であつた。宣德以後其入貢數は大體に於いて減少した事は認めなくてはならぬ。

(1)　二種の年代記及び各之に據れる Wood, Bose 兩氏の王名、即位、退位（簒奪、死亡）在位期間等を左に一括して示す。但暹羅曆、佛曆は便宜西曆に換算した。

(a) Phra Rajaphongsavadan Krung Kao Chabab Hluang Prasot

Rāmāchipati　1350—1369

(Rame) suan	1369—1370	
Paramarājadhiraj	1370—1388	
Thong Lan	1388	(7 days)
Rāmesuan	1388—1395	
Rām	1395—1409	
Indrarājā	1409—1424	
Paramarājādhirāj	1424—1448	
Ramesuan (Paramatrailok)	1448—1488	
Paramarājādhirāj	—1491	
Jethādhiraj (Rāmādhibodi)	1491—1529	
Adit (Paramarāja No Buddhaugkur)	1529—1533	
his son	1533—1534	
Jayarājādhirāj	1534—1546	
Yot Fā	1546—1548	
Khun Jinarāj (lover of kings wife)	1548	(42 days)
Maha Chakraphan	1548—1569	
Mahindrādhiraj	1569	

Mahadharmarājādhiraj (Vrid dharaj)		1569 1590	
Nārāyana			

(a′) Wood, History of Siam

Rāmātibodi I	(died)	1350—1369	
Ramesuen	(abdicated)	1369—1370	
Boromarāchā I	(died)	1370—1388	
Tóng Lān	(Killed)	1388	(7 days)
Rame′suen (2 nd time)	(died)	1388—1395	
Rām Rāchātrāt	(deposed)	1395—1408	
Indrarāchā	(died)	1408—1424	
Boromarāchā Ⅱ	(died)	1424—1448	
Trailōkanāt	(died)	1448—1488	
Boromarāchā Ⅲ	(died)	1488—1491	
Rāmātibodi Ⅱ	(died)	1491—1529	
Boromarāchā Ⅳ	(died)	1529—1534	
Ratsada (aged 5)	(Killed)	1534	(5 months)
P′ra Chai	(died)	1534—1546	

Keo Fā	(Killed)	1546—1548	
K′un Wōrawong	(Killed)	1548—1549	(lover of Queen Regent)
Chakrap′at	(abdicated)	1549—1565	
Prince Mahin	(Regent)	1565—1568	
Chakrap′at (2nd time)	(died)	1568—1569	
Mahin	(died)	1569	
Mahā T′ammarāt	(died)	1569—1590	
Naresuen	(died)	1590—1605	

(b) Sangitivamsa or Sanggitsyavamsa.

Rāmādhipati	19	Tigne	1892	(1350)
Rāmessura	3			
Baúu-Mayānāyaka	18			
S′uvaṇṇacada	7	Jours		
2 Rāmessura	6			
Rāmarāja	3			
Nagarainda	20			
Paramarājādhirāja	20			

Paramatilokanātha	20		
Indarāja	37		
Rāmādhipati	38		
Buddhāúkura	5	Boeuf	2072 (1529)
Raṭṭhādhirājakumāra	5	Mois	
Jayarājāsi-	13		
Bayatta	3		
L'usurpateur Jinarāja			
Dirarāja	16	Suige	
Mahāmainda	7		
Mahādhammarājāsidviratana	22		
Narissa	15		

(b') Bose, Ancient Indian colony of Siam.

Rāmādhipati Suvaṇṇadola	19		1350—1369
Rāmessura our Pali annals	3		
Rāmessura all other versions	1		1369—1370
S. I. our P. A.			
Paramarajadhiraja (Bauu mahānāyaka)	18		1370—1388

	Suvaṇṇacauda (S. I. Thong Lau)		7	days	1388
2	Rāmessura		6		1388—1394
	Rāmarājā (Rāmarājādhirāja, Phrarj chao)		3		1394—1397
	Nagaraiuda		20		1397—1417
	Paramarājadhirāja (Chao Sam)		20		1417—1437
	Paramatilokanātha		20		1437—1457
	Indarāja	over	37		1457—
	Rāmādhipati	over	38		
	Samaticca Buddhānkura		5		1529—1534
	Vara-Ratthādhiraja Kumāra		5	months	1534
	Jayarājāsi		13		1534—1547
	Bayatta		3		
	Vara-Dhirarája		16		1548
	Mahāmahuida				
	Mahādhammarājasidviratna		22		
	Narissarāja				

a, Event in Ayuddhya from Chulasakaraj 686—966, translated by O. Frankfurter, J. S. S. VI.

3, 1909, pp, 3—19.

a′, W. A. R, Wood, A history of Siam, London, 1926.

b, Y. Coedès, Une recension Palie des annales d'Ayuthya, B. E. F. E. O. XIV, 3.

b′, P. N. Bose, The Indian colony of Siam, Lahore, 1927, pp. 54—75.

猶現存する年代記各種寫本に就いての概要は The story of the records of Siam history,-transl. of H. R. H. Prince Damrong's preface to the history, by O. Frankfurter; J. S. S. X 1. 2. により一應知る事が出來る。

(2)

明史本紀に見ゆる暹羅入貢の記載數を擧げると左の如くである。

洪武	二—三一	二〇	永樂	一—二二	一八	洪熙	一	ナシ
宣德	一—一〇	六	正統	一—一四	五	景泰	一—八	二
成化	一—二三	六	弘治	一—一八	四	正德	一—一六	ナシ
嘉靖	一—四四	五	隆慶	一—六	ナシ	萬曆	一—四八	二
天啓	一—七	二	崇禎	一—一六	四			

之に據ると洪熙以後入貢甚だ減じてゐるが、本紀に就いて見ると他の諸國何れも同様である。然し本紀の記事は到底憑據とする事は出來ぬ。本紀の毎歳の條の末に某國入貢とあるは、何を示してゐるか、一々之を調査しなければ到底議論に資する譯に行かぬ。琉球に關するものは第二篇にも觸れたが、例せば日本に對して嘉靖十八・十九・二十七・二十八の各年入貢を記すが、實は天文八年、天文

十六年兩度の遣明船を指すので、記事が兩年に亙る事は實錄を看れば明白である。其他遣使ある歳にも之を脱する事も非常に多い。當面の暹羅の入貢に就いては正德年間何れの歳も記事を缺くが、正德四年三月、同十年十二月等入貢せるは實錄に明記し、萬曆三年九月の入貢等實錄の他皇明世法錄にも載つてゐる。要するに實錄を丹念に調査すればとにかく、本紀の記事等到底諸國通交の大勢を觀るに足らぬ。

第二節　暹羅の明貿易

一　進貢頒賜及び附搭貨貿易

暹羅の進貢船に對する明の應行事宜に就いて說敍するを省く。唯廣東市舶提擧司、市舶太監府、驛廠に關し簡敍して置かう。

廣東市舶提擧司は洪武初年開創、同七年廢止、永樂元年再設されたる點は浙江・福建の二司と等しい。明の黃佐等纂の嘉靖刊廣東通志（巻二十八）に「廣東市舶提擧司、在府城西南一里、卽宋市舶亭海山樓址也」とある。永樂元年再設に當り提擧潘定が重脩し、正統十四年に兵燹に罹り

毀つたので、景泰六年提擧祝寛留が重建した。嘉靖年間の景況は

正廳（三間、内は懐遠堂）　後廳（三間、内は大珍堂）　左右廂房（各三間）　庫房（一百一十六間）　吏目廳（三間）

であつた。職官は提擧一員（從五品）副提擧二員（從六品）及び吏員一員（從九品）で、正統以後の提擧・副提擧の題名は同志（巻十）職官下に記してある。嘉靖三十七年提擧一人は裁革された。副提擧・吏目の廨舍は三十六間あり、「廨次有㆓水心亭㆒、前有㆓觀瀾亭㆒、其上有㆓閣瀨江樹坊㆒、牌曰㆓重譯㆒（宋黄博文詩○省略す）前衢樹坊、牌二、東曰㆓來賓㆒、西曰㆓柔遠㆒」とある。市舶司は後萬曆三年に布政司前街の右に改建された事が明の郭棐撰の萬曆廣東通志（巻之七　郡縣志二　公署、巻之十五　廣州府公署）に見える。

永樂元年八月市舶提擧司の再設と共に、内臣齊喜に命じて廣東市舶提擧司を提督せしめた。（嘉靖廣東通志巻七　事紀五）市舶内臣の公署は城南水濱に設けられたが、後に郡西の仙湖に改建された。嘉靖十一年市舶の内臣を廢したので、其公署は分守道の署となつた。（同巻六十六　夷情六）

正德四年暹羅船の廣東境に漂泊するものあり、鎭巡等の官議して貢船ならざる商船に抽税の行ふ事を裁可されたが、市舶司太監熊宣は税務に與らん事を奏請し、禮部の反對に遭ひ、南京に召喚され、内官畢眞之に代つた。商舶抽盤の事は明制の提擧市舶事務と別個の新制で、市舶司内官の關與すべき限りでないのであるが、畢眞又之を請ふて禮部の反對ありしも太監劉瑾の

私故によつて内臣抽分に預る例を開いたといふ。嘉靖元年暹羅・占城等の海船到るや報税に先んじ、市舶司太監牛榮は家人蔣義山等と計り蘇木・胡椒等を收買して南京に裝運する如き違犯があつた。嘉靖廣東通志(巻六十六夷情上)に「然内官總レ貨、提擧官吏、惟領レ簿而已」といひ、清の郝玉麟撰廣東通志(江藩纂廣東通志巻一百八十所引)に「稅璫多縱恣爲二民害一」といつてゐる。以上内官の私故に就いては猶後に細敍するが、かくて浙江・福建に於けると前後して市舶内臣裁革の議が行はれたのである。萬暦廣東通志(巻之六事紀五)に「嘉靖十一年五月、詔革二兩廣鎮守内臣一、巡按林有孚疏言二鎮守内臣之害一、兵部尚書李承勛覆議、大學士張孚敬力持レ之、遂革二鎮守一、併市舶・守珠内臣皆革レ之」とある。嘉靖廣東通志(巻六十六夷情上)には「嘉靖中革二去市舶内臣一、舶至レ澳、遣下知縣有二廉幹一者上、往レ舶抽盤、提擧司官吏亦無レ所レ預」とある。抽盤に就いては次項に述べる。

永樂四年八月三市舶司に驛を設けられたが、廣東なるを懷遠驛といふ。嘉靖の通志に「置二懷遠驛于廣州城蜆子歩一、創房一百二十間、以居二番人一、隷二市舶提擧司一」とある。萬暦の通志(巻六十九番夷)に「置二于懷遠驛於郭西蜆子歩一、創屋百二十間、以司館穀一」としてゐる。

暹羅國よりの進貢物として、皇明實錄に記されたものは、洪武年間に象六疋・龜及び方物(四年九月)、黑熊・白猴・蘇木・胡椒・丁香等(五年正月)、蘇木・兜羅綿(七年三月)、象・象牙・蘇木(十一年十二月)、胡椒・蘇木・

乳香十九年正月、胡椒一萬斤。蘇木十萬斤二十年七月、象三十隻・番奴六十人及び方物二十一年六月、馬・蘇木・丁香二十二年正月があり、永樂年間に象牙・諸品香・薔薇水・龍腦・五色織文縵・紅闌毯花布六年七月、馴象・鸚鵡・孔雀五年十月馬及び方物八年十一月があり、正統年間に馬及び方物二年、孔雀及び方物等があつて頗る多様である。然し以上は當該進貢物の一部を掲げ、或は單に一斑の品名を記すに留まる。進貢物の品名數量を明記したるものに、嘉靖の廣東通志卷六十六外志三に左の如き例がある。

嘉靖三十二年八月　使臣　坤隨離

象牙	一九枝	三九〇斤	烏木	三七株	二、六〇〇斤
樹香		六〇〇同	藤黄		四八〇同
速香	二一株	六五〇同	木香		三〇同
大楓子		五八〇同	紫梗		三〇〇同
蘇木		一四、二〇〇同	白豆蔻		六〇同
胡椒		八一〇同			

他に白象があつて之は途にて斃れた。

嘉靖三十七年八月　使臣　坤應命

象牙	三〇〇斤	樹香	六五〇斤
藤黄	一五〇同	速香	三五〇同
白豆蔻	三〇同	蘇木	一三、二〇〇同
胡椒	四五〇同	烏木	三、八〇〇同
大楓子	五〇〇同		

進貢に對して頒賜は如何か。洪武四年九月の參烈昭毘牙の遣使入貢に際して、織金紗・羅・文綺を賜ふとあり、此遣使と同航せりと思はるゝ金葉を捧じて正旦慶賀のため來到した柰思俚儕識悉替に附して大統暦及び織金文綺を頒つた。以來毎歳の大統暦は頒賜されたに相違ない。同六年十一月には織金紗・羅各八匹を十二月には織金文綺・紗・羅・雜綵各八匹を頒つたといふが、洪武より永樂初年にかけて頒賜は一定しなかつた。洪武二十四年十月に雜綵九十疋並に藥餌を、永樂二年九月に文綺・綵幣四十四匹・鈔千四百錠・古今烈女傳百本及び量衡を給したといふ。又洪武七年十一月世子昭祿群膺の使臣入貢の際織金文綺・紗・羅各四匹、八年十一月の舊明臺王世子昭勃羅局の使臣入貢に當り同じ幣帛各六匹を附與した。大明會典（巻之一百十一）暹羅國の條に

洪武間賜ニ國王大統曆及織金・紵絲・紗・羅等物一、永樂十五年賜ニ王錦四疋・紵絲・紗・羅・十疋、内各織金四疋、王妃紵絲・紗・羅各六疋内各織金二疋一

とある。永樂二十年十一月使臣坤思利ノ陛辭ノ際ニ「仍賜ニ其王三賴波磨剌札的賴錦四疋・紵絲・紗・羅各十六疋一」とある。之は實は王及び王妃に賜ふ意であらう。會典に續いて「宣德間各減半、正統以後俱照ニ永樂十五年例一」とある。

以上は常例の頒賜であつたが、特殊の場合の頒賜として明より遣使の際の如きものがある。洪武二十年八月に眞臘・暹羅斛二國に遣使あり、暹羅斛國王には文綺二十匹・王妃には同十四匹、陪臣にも各賜物があつたといふ。同二十八年十一月に始めて封使を派遣する事となつたが、嗣王には文綺四匹・羅四匹・氈絲布四十匹、王妃には文綺四匹・羅四疋・氈絲布十二疋を頒つた。永樂十四年の往貢の際も、王に「素綺・素羅・白氈絲布等物」を頒つたといふから、前回同樣であつたかも知れぬ。然し景泰四年往封の際は金織紵絲・羅・絨錦を賜ふといふから明かに相違する。正德十年十二月暹羅國正使坤息禮等は奏して銀料を乞ふて船隻を修補せん事を告げ、禮部は給銀の例なしとて廣東布政司に命じ軍匠を撥して修補せしめん事を議したが、詔して布政司に命じ銀を給して修補せしめたといふ。（正德十年十二月甲戌）之も一の恩惠である。

序を以て使臣等への頒賜を見るに大明會典に次の如く記す。

正副使臣初到、毎人織金羅衣一套・靴韈各一雙、未レ經二冠帶一者、給二紗帽素金帶一、先曾到レ京、冠帶者、換二給鈒花金帶一、正賞紵絲・羅各四匹・折鈔絹二疋・綿布一疋・織金紵絲衣一套、通事人等初到、毎人素羅衣一套・靴韈各一雙、未レ經二冠帶一者、給二紗帽素銀帶一、先曾到レ京、冠帶者換二給鈒花銀帶一、正賞紵絲・羅各二疋・折鈔絹一疋・素紵絲衣一套、番伴初到、毎人絹衣一套・靴韈各一隻、正賞折鈔綿布一疋・胖襖袴鞋各一副、其存二留廣東一、有二進貢者一、頭目人等毎人賞素紵絲衣一套・紵絲・羅各二疋、從人毎人紵絲絹衣一套・紵絲一疋、番伴人等毎人折鈔綿布一疋・胖襖褌鞋各一副、

洪武年間の使臣等頒賜の例を見るに、或は襲衣・文綺・布帛とあり、或は綺・羅・韈とあり、衣・鈔とあり、又其數を明記するものにあつては或は正使に綺羅各四匹・襲衣・靴韈とあり、（六年十月）正使綺・羅各二匹・衣服一襲、副使以下に綺・羅・布とあり、（六年十二月）正使に綺・羅各二匹襲衣・靴韈とあり、（七年十一月 八年十一月）又從者七人に帛一とあり、（七年十一月）將士三百十一人辭京に際し鈔一千五百六十一錠を賜ふ等あつて（十一年十二月）一定しなかつたやうである。永樂二十年十一月使臣坤思利に帶冠及び鈔百錠・紵絲・羅各四匹を賜ふとあるが、會典の制に近く、當時は折鈔絹布でな

くて鈔を給賜するが普通であつたらしい。會典の制の施かれしは永樂以後であらう。

進貢物及び貿易のための附搭貨にして官收買の分は洪武二十六年の制ではそれ〳〵京に解運される。其禽獸・金銀器皿・珍寶・段疋類の進收の法、蘇木・胡椒・香・蠟・藥材等の所在布政司の盤驗解納の法は大明會典卷一〇八朝貢通例の條に規制ある事は第二篇にも述べた。北京遷都後蘇木・胡椒は硫黄とともに多く南京禮部に交收さるゝに至つた。

明制にては官收買の貨物も、官收買外に私易を許さるゝ貨物も、等しく貢船に附載せる附搭貨でなければならなかつた。此貨物はすべて所在の三司・市舶司內監・市舶提擧司等の會盤を經た。

幕府の遣明船に見る如く附搭貨の官收買以外自ら貿易を許す事を明規したものがある。滿剌加に於いても「正貢外附來貨物、皆給レ價、其餘貨物、許レ令レ貿易」と會典に明記してゐる。然し其他多くは使臣自進物の給價の件や貨物の抽分を免じ全給するといふ如く記されてゐて、之はいふまでもなく官收買の給價の法である。暹羅の條には「使臣人等進到貨物例不ニ抽分一給ニ與價鈔一」と單に記してある。洪武六年十一月使臣自貢の物を却けた事があつたが、同十九年正月には使臣坤思利濟剌試識替が翠羽・香物を獻じた事がある。即ち使臣自進物で之は附搭貨官收

買に准じ給價ある事は前來屢〻述べた。殊域周咨錄卷八に「永樂二十一年、詔定、其例使臣等進到物貨、俱免二抽分一、給二與價鈔一、給賞畢日許二于會同館開市一」とある。（皇明世法錄卷八十二參照）洪武二十六年の制に「凡遠夷之人、或有二長行頭匹及諸般物貨一、不レ係二貢獻之數一、附帶到レ京、願レ入レ官者、照二依官例一、具奏、關二給鈔錠一、酬二其價値一」とあつて、附搭貨中にあつて官收買を希望するものを官易したやうに見える。從つて然らざる附搭貨は自ら貿易したらしい。勿論京師では會同館開市、市舶司所在地では官設の牙行に依る私易を一般とする。然し後に官收買以外に特に自貿易の許可を日本滿剌加等にのみ明規した所に多少の問題があらう。琉球の如き附搭貨はすべて官收買に終始した。然らば暹羅に就いては如何。之は滿剌加同樣に官收買以外自貿易せしめたものと思はれる。後に述べよう。

附搭貨收買の給價法は第二篇に述べたる如く洪武の制では鈔錠を以て關給する。弘治年間に五分抽分、五分給價及び錢鈔兼給法等の一般例規が布かれた。三佛齊・西洋鎖里・滿剌加等は日本と同じく皆五分の抽分特免の部で暹羅も此全免の内に入らう。嘉靖六年に暹羅國副使坤思悅者不的剌等が奏して「正船並無二抽分一」といひ、禮部查得して「會典內該國例不二抽分行一、回將二原抽貨物一退變貢買修船歸國一」といつてゐる。（嘉靖廣東通志卷六十六）正船は貢船で正船の貨物は進貢物及

び附搭貨である。百分抽分の事は附搭貨官買の法として規定したもので、全免とは價値の全給さるゝ事である。之は正德以後廣東に行はれた商舶番貨の抽盤とは全然性質を異にする。當時にても之を故に無視して誅求を圖る官吏もあつた程だから、特に注意を要する。

然し附搭貨收買の給價の實際に於いては幾多の利害相反の因縁もあつた事は日本・琉球の關係にて之を考述した。そこで國々に從ひ、特異の法が採られた事であらうが、暹羅に就いては例せば正統九年附搭の碗石八千斤に每斤鈔五十貫、每鈔二百貫折支絹一匹として絹二千匹を價給されたが、翌年の使臣坤普論直は正統二年每斤鈔二百五十貫の例に准せん事を請ひ、詔して每斤給鈔五十貫とし、以後の附搭を免じた事がある。絹一匹二百貫の制の如き、日本に對する、一百貫の定と異る所であつた。（按ふに琉球と同じく、錢の全給は存せなかつたものであらう）

弘治年間の內府估驗定價例卽ち附搭貨買入値段は、暹羅・滿剌加・琉球の貨は尠くとも特別に差定されてゐる。一般の定價に比較すると暹羅貨每斤のそれは次の如くなる。（鈔貫にて示す）

象牙	一〇	二〇倍	丁皮	二	四倍
大楓子	一〇	二〇〇同	烏木	四〇	八〇同
白肉豆蔻	一〇	二〇同	黃熟香	一〇	一〇同

乳香	四〇	八同	蘇木	五	一〇同
降眞香	一〇	二〇同	胡椒	二五	八・三同餘
檀香	一〇		藤黄	一五	
紫莖	三〇				

今一般估價に於いて足色銀を指標として見る時は、鈔は一貫錢一貫の初制に比して二十一分の一強に低落せる鈔價を以て差定してゐる。之に對し折還物價は絹匹を指標として見る時は初制に比し大體二百分の一に近き鈔價を基準としてゐる。從つて買入方と支拂方では、鈔價基準に約十倍の差があらう。然るに琉球・暹羅・滿剌加は毎鈔二百貫折絹一疋と規定されて、一般の毎鈔一百貫折絹一疋に比し、支拂方の折鈔價二倍を要し、從つて買入方と支拂方では基準の差は約二十倍となる。故に內府估驗定が一般に比し約二十倍となれば暹羅にては收支價直か平衡する理ではある。暹羅等三國のみ何故にかく特別の估價が制定されたか、其理由は前にも一瞥した。琉球の如き朝貢度數にては高麗・朝鮮と共に他に冠絶したが、附搭貨は當時三種に過ぎず、其額は僅少である。滿剌加も亦特別の估價の規定さるゝは四種に過ぎぬ。內三種は暹羅と同じく、胡椒のみ百斤五貫の差がある。琉球の蘇木・胡椒は暹羅に比し高價に差定されてゐ

るが、琉球は五分の抽分がある事を考へねばならぬ。暹羅は明代其朝貢度數に於いて高麗・琉球に次ぎ、内府估價の特定も、所謂恭獻たる一大國たりしと附搭貨官易の重要性とに關聯するものではなからうか。何れにして此估價は暹羅なる特殊國に頒たれたるもの故、當時暹羅の附搭貨或は附搭貨にて官收買さるゝものは以上十三種を以て主なるものとなし得よう。

暹羅は既述の如く附搭貨の私貿易は許された。之に關して違禁の色段貿易等の事件が生じた例がある。成化十三年に使臣坤祿群謝提と共に入貢した奈文英必美亞は元福建汀州士人で杜文斌(彬)といつたが、象牙・蘇木を南京で委託販賣し、其銀兩を以て各種の色段を購入し、その事が色段購入の仲介人の一人であつた龍江遞運所の周璋の首告に始つて露見したのである。

連累者の一人福建汀州衞武平守千戸所軍餘の杜讚の語る所に據れば、本所の文引を以て成化十三年四月十五日鐵貨を置買し贛州府河下に到り、親人李德に遇つたが、彼は先年出外して今暹羅國使臣として來貢した杜文彬より廣東三司盤過の進貢に堪へざる蘇木一百五十柵及び截斷の象牙四包を托與され、南京に到つて發賣せんとする旨を告げたので、讚之を鐵貨と共に裝載して南京上新河に到り、經紀陳質・韓源に投托し、象牙・蘇木併せて銀六百四十九兩に賣り、内十二兩を陳質等に與へた。八月三日杜文彬等赴京の途下關灣に到泊し、李德、讚を引領し番

船に到り祖宗名字鄉貫同じきを語ひ、前項牙木賣却の銀兩を交還した。讚の語る所によると、杜文彬は正統十三年間に鹽販賣の途飄流して暹羅に到り、今封じて岳坤等の官に任じたといふ。讚は病に罹り經紀の家にて調治し、李德は賣牙木銀一百六十兩を領して、面識もない石聰なるもの及び遞運所の石彥璋と共に機戶陳碍の家に到り各色段疋を織る事を約したが、病に罹り十月回家し、陳碍の家に在らしめ段疋の事を托したといふ。

扨て翌年正月使臣等は北京より回還し南京に到つたが、護送官鴻臚寺署丞馬全より呈して、使臣等、下關灣の住人周璋・石彥璋等に銀兩を交付し段疋織造を約するも送還全きを得ずとて淹留遲滯し、廩給なきを訴へ、起程を督促すれば、副使等連名の具狀を以て告ぐる所ありとて、告狀を以て併せ陳した。之に據れば彼等は成化十一年四月進貢の命を受け、國王より銀兩を受けて段疋を買辦せんとし、海船一隻に駕し出發したが風に遭つて八月二日雷州地方に漂到した。十二月二十一日廣東右少監韋眷・三司委官等の前來開盤あり、蘇木の水侵虛心朽爛彎節して進用に堪へざるもの三百五十餘擔、同じく破烈痕損裁斷して進用に堪へざる象牙二十餘擔を選取、委官等焚かんとしたが、番從二百餘人各衣幔漂失の狀を訴へ布を買はんとし之を容認された。然し猶考ふれば段疋を買ふべき國王銀兩は失はれたので之を以て充當せんと議し、船

隻を雇ひ廣東に到り面識の簡玉・李徳に遇ひ、その蘇木一百觔銀三兩五錢、碎牙一百觔銀六兩にて引受けるといふを聞き、簡玉に蘇木二百五十擔・碎牙十七擔・李徳に蘇木一百零五擔・碎牙二百一十斛を委託し南京に到つて發賣せしめ、其價銀を交還し色段收買の事を約したのである。成化十三年八月使臣等下關灣に在り、龍江遞運所住人石彦璋・周珍・唐廉・錢鵬・吳節・周璋・周寶等番船に來り、價銀を包攬して各色綾段を織造せしめる事とした。翌年正月北京より回つて龍江驛に到ると、周璋は男周寶とともに李英必美亞の船に來り官絹一百疋を虎班絹に替染するため攬去し、又坤皦群謝提の官絹十五疋綵段長衣一件を白綿三觔に代ふるとて攬去した。周珍・石彦璋等は各色段疋一半を交還せるのみで、周璋父子の如き寸絲も返還しない。此地に淹留して而も廩粮半月餘も受けざる狀であるといふのであつた。

猶連累各人の陳述は大要次の如くである。

林壽（南京錦衣衛鎭撫司鞍轡局分調軍匠林信戶內寄住餘丁）
七月十三日周璋彼の宅に到り、銀二十七兩六錢を以て白錦紵絲二段・紅拱白錦紵絲一段と易へた。

周珎（南京錦衣衛鎭撫司女戶籍）

八月二十日、入貢使臣の乘船は龍江關遞運所にて交換する先例だが、其際に江寧縣民人唐廉・錢鵬と共に使臣船に到り、段疋手巾代銀三百二十八兩織造を約し、其内二百八十七兩を受領し、各機房に散與した。九月四日祢等陳咼の家にて銀六十兩を以て大紅閃綠紵絲四疋を接收、三疋を使臣に與へ、又鴨頭綠素紵絲三疋・青紵絲二疋を使臣に與へた。六日何通なるものに銀兩五錢で青紅綠各色織金紵絲女襖一十九件、十一日張義（南京留守右衞右所軍匠）に銀十八兩を以て香草麒麟裏外嚮板雲手巾三十四條（未交付十六條）十六日虞文瑞に銀六十二兩二錢を以て織金間道紵絲二疋・檳榔袋三個（未交付紵絲一疋袋二箇）同日陳榮（上元縣民）に銀九十兩を以て白閃紅紵絲十疋・綠閃白紵絲十二疋、十月十八日王宣（上元縣民）銀十九兩を以て藍紅花各色紵絲一十八段を各接收し使臣に交付した。

虞文端（南京錦衣衞鎭撫司軍匠虞景戶内餘丁）

八月二十四日周璋來り、銀五十四兩を以て問道抹絨紵絲六疋を織るを約し、やがて銀二十三兩二錢七分で三疋を接收し去つた。

石彦璋（南京府江寧縣民匠）

八月二十四日李德來り、彼と兄の石聰を伴ひ使臣船に到り、銀六十兩を受け陳咼に到り段疋を織るを約し、後李德とともに銀一百兩を以て陳咼より遍地織金紵絲一十五疋・閃色紵絲二十

一疋を接收する事とし、其內八疋を使臣に交付し、陳呼の機上によつて織了しない分もあつた。

以上の審理に基き南京刑部尚書王恕は守備太監安寧等を會同し、各人の陳申を參看して「私通二外國使臣一、交二易番貨一、織二造違禁紵絲一、負二騙夷人財本一、及杜謙供稱、杜文彬卽李英必定亞係二伊房伯一、先年出レ外生理、不レ見レ回レ家、今在二暹羅國一差來進貢等情・俱係二違法重事一」として使臣等を龍江驛に留めて廩給を關支して、審問を俟たしめ、使臣等の價銀・織成未還の分・違禁紵絲等の處理につき奏申する所あつた。（太子王端毅公奏議卷四等奏「南京經紀私與番使織二造違禁紵絲一奏狀」）

按ふに杜文彬の出外し使臣として入貢したる件は、宋素卿等幾多の例あつて赦されてゐるから問題とならなかつたであらう。廣東で託賣を約した簡正・李德は或は市舶司附隷の牙行であらう。之は附搭貨私易の一般の法で異とするに足りぬ。南京の經紀が私に番使と交易するは或は例法ならずとするも、問題は違禁紵絲の織造と夷人財本の騙取にあつたに相違ない。之は王恕の具奏の題にも示されてゐる。明では段疋・紬絹の輸出を律にも禁じてゐるが、事實は之等は主要な商貨の一であつた。周璋父子が坤祿群謝提の官絹十五疋を綠段長衣一件とともに白綿三觔と代ふとて攙去したが、官絹は正使頒賜の正賞折鈔絹かと思ふ。此事件は偶〻私利の爭や騙去のため表沙汰となつたが、之に依つて當時の貿易の實際を明瞭にする事が出來る。

嘉靖廣東通志に「成化・弘治之世、貢獻至者日夥、有司惟容二其番使入見一、餘皆留二于驛一、往來、設レ燕管待、方許二入城一、衣服詭異、亦有二帽金珠、衣服寶者一、老稚咸競觀レ之、椒・木・銅鼓・戒指・寶石溢二于庫一、市二番貨一甚賤、貧民承令二博買一多致レ富一とある。是廣東私市の狀である。然るに明朝の消極政策は附搭貨收買の法その他に於いて、單り廣東入貢の諸國に對してのみ特に寛容たり得た譯ではない。弘治四年三月兩廣都御史閔珪の奏並に禮部の議に據れば、當時唯占城暹羅の稀なる來貢あるのみで、多く違禁の私船來市に轉ぜるを述べ、貢船の處置の寛易ならん事を論じてゐる。暹羅側にても私貿易擴張を求むる動機の一は玆に與へられたであらう。廣東官司にては增大する軍餉等の費用捻出には前代抽分法の復現は非常な誘惑となつたであらう。暹羅の如き大國にあつても當時貢船は一船が普通らしく、附搭貨としてゞなく、商貨を裝載する船を伴隨し、之を公許する事によつて彼我兩面の希望に添ふ事を得た。卽ち貢船は正船といひ之には進貢物或は官收買を目的とする附搭貨が裝載されて、抽稅は免ぜられる。私易を目的とする貨は他の伴隨船に裝載し、明では之を商舶といつた。

(1) 粤海關志卷四前代事實三に實錄を引き「洪武二年九月定、朝貢附至番貨欲レ與二中國一貿易一者官抽二六分一、給レ價償レ之、仍免二其稅一」と記し、「謹按邱濬大學衍義補言、明雖レ沿二前代市舶司之名一而無二抽分之法一、

今考ニ貨物ニ、明初原不ニ抽分一、其後又有ニ抽ニ十分之五一、今抽ニ十分之三ニ者、斯存考之不ニ審也」とある。大明會典のことは「明顯ニ請ニ前代市舶司之名、而無ニ抽分之法一、惟海國三遣ニ使ニ貢、以待ニ海外諸番之進貢者一、蓋欲ニ柔ニ遠人一、實無ニ所ニ利ニ其入ニ也」とある。

實錄によれば洪武二年九月六分を抽する事とせる法は官買の法に於いてゞ、四分を價給する事とした。而して其後を免ずといへるは、前代來の市舶の抽分を指すのである。然るに洪武二年の官收買六分の抽分の制は、事實個々の國に就いて見れば、大體行はれず、寧ろ全免優恤されたるものゝ多きを察せしめる。即ち洪明の市舶司は前代と名を同じくするが、抽分の法なしといへるは、前代商舶の抽分の制なきをいへるもので勿論正しい。粤海關志に其後十分の五の抽分有りといふは弘治の制、十分の二の抽分有りといふは正德以後廣東の商舶抽盤を指すので、恐らく之を混同してゐる。「考ニ之不ニ審也」の譏は却つて同志の編者の受くべきものである。

二　商舶の貿易

嘉靖廣東通志卷六十六外夷上抽分有則例の條に

布政司案得、正統年間以迄ニ弘治一、節年俱無ニ抽分一、惟正德四年該鎮巡等官都御史陳金題要、將ニ暹羅・滿剌加國並吉闍國夷船貨物一、俱以十分抽レ三、該戶部議、將ニ貴細一解レ京、粗重變賣、留ニ軍備餉一

とある。卽ち正德四年都御史陳金等の議によつて、暹羅等の夷船の貨物十分の三を抽分する事とし、戶部議して十分の三の貨物税の內貴細の物は京に解送し、粗重の物は變賣して軍餉のため廣東に留むる事としたといふ。かゝる抽分は以前には明制としてはなかつたのである。

皇明實錄正德四年三月乙未の條に

暹羅國船有下爲レ風漂泊、至二廣東境一者上、鎭巡會レ官議下稅二其貨一、以備中軍備上、市舶司太監熊宣計二得御レ事以要レ利、乃奏二請於上一、禮部議阻レ之、詔以レ宣忘レ攬レ事、權令レ回二南京一、管レ事以二內監太監畢眞一代レ之

とある。之に據ると暹羅船の廣東境に漂泊したるものあるを機會に鎭巡等の官議して其貨を稅して軍餉に充てんとし、大體裁可を得たものらしい。されば太監熊宣は此稅務に與つて利を營まんと考へ奏請したが、禮部の反對に會ひ、宣は職務を忘るとて招喚されて內監畢眞が之に代つた。貨物に稅を課するといふは、旣に裝貨の貿易を許す上に成立つのである。此飄到船は通常の正貢船として取扱ふべき船でなかつた點を注意しなければならぬ。市舶司太監の抽稅關與が何故禮部の反對を受け、職務を忘るとされたかは次の事實を要照すれば更に明白である。熊宣に代れる太監畢眞に就ては明史卷八一食貨志に左の記事がある。

武宗時、提擧市舶太監畢眞言、舊制泛海諸船、皆市舶司專理、近領ニ於鎭巡及三司官一、乞レ如ニ舊便一、禮部議、市舶職司ニ進貢方物一、其泛海客商及風泊番船、非ニ勅旨所一レ載、不レ當レ預ニ中旨一、令ト如ニ熊宣舊例一行上、宣先任ニ市舶太監一也、嘗以不レ預ニ滿刺加諸國番舶抽分一、奏ニ請兼理一、爲ニ禮部所一レ劾而罷、劉瑾私眞レ謬以爲レ例云

卽ち畢眞も亦抽分の兼理を請ふたのである。之に對する禮部の反對する所は、泛海客商・風泊番船は從來明制には無く、其抽分は新制である。市舶職は進貢方物を司るもので、此新制の抽分には市舶提擧司及び之を督理する市舶太監の關與すべき筈のものでない。先任太監熊宣の奏請し禮部の劾する所となつたも之と同じであるといふ。嘉靖五年都御史姚鏌は奏して、暹羅の進貢船の陪貢附搭貨に抽分して軍餉に充てんとしたが、翌年來貢の副使坤思悅者米的利等は奏して「正船並無ニ抽分一」といひ、禮部覈査の結果は「該國有ニ舊例一、令ト將ニ原抽貨物一退還、變賣偕レ船歸國上、遵行到レ今」とある。之に萬曆の廣東通志卷之六十九に註記して「舊例國王進貢、其王妃・王子・使臣人等搭貨、或上進者爲ニ正船一、若餘船以レ商論」とある。正船は貢船で之には進貢物、官收買の附搭貨、使臣自進物を裝載して抽分を免せられる。之は市舶提擧司の督領に屬する。其餘は商を以て論ずとあるが、通志に又之を番商舟とも記してゐる。番商舟の認容は

全く新制であつて、本來明代市舶提擧司の職務には勿論存在しない。之は新制の際より鎮巡三司等の管掌下にあつた。然るに内官劉瑾の姦謀によつて、市舶太監の抽分兼理が例となつたといふ。

正德五年巡撫兩廣都御史林廷選の議によつて各項の貨物卽ち貴細・粗重の貨とともに變賣して本處に留存し、軍餉の用に備ふる事となつた。同十二年巡撫兩廣都御史陳金・副使吳廷擧を會勘して、宋朝の例に倣つて十分の二を抽するを請ひ、或は近日事例の十分の三抽分に從ひ、貴細の貨を京に解送し、粗重の貨を變賣し軍備に收めん事を奏し、十分の二抽分の制を裁可された。一五五六年一月十五日（嘉靖三十六年）印度コチン發のソーザの葡萄牙のドン・ルイスに宛てた書翰に「また支那國王の特典と允許とを得て支那に航海する暹羅國の暹羅人の納むる如く、二〇ポルセントの稅を拂はざるべからず」といへるは之を指す。Freitas, Macau, pp. 6, 7.

市舶太監が抽分兼理を例とするに及んで嘉靖元年太監牛榮の私爲の如きが生じた。牛榮は家人蔣義山等と謀り、暹羅・占城等の海船到岸するや報稅に先んじて私に蘇木・胡椒・乳香・白蠟等を收買して、南京に裝運し隱稅販賣した。犯人蔣義山は貴州司、同黃麒は浙江司の追問する所となり、依つて南京刑部尚書趙鑑は贓罰を議して蘇木三十九萬九千五百八十九斤、胡椒一

萬一千七百四十五斤、作銀三萬餘兩を沒收して、內府に解し公用に資助するを奏したのである。然るに蔣義山等は內璫に緣つて運動し、北京刑部は聖旨を奉じてその故貨價を返還せしめたのである。刑部尙書林俊復疏して、「通番下海買賣劫掠、有二正犯處死、全家邊衞充軍之條一、收二買蘇木・胡椒千斤以上一、有二邊衞充軍、貨物入レ官之條一、所下以嚴二華夷之辨一、謹中禍亂之萌上一」といひ、義山等威權に倚仗して番貨を買ひ、幸にして國稅事發覺し、其罪を治し、其贓を沒せしに、牛榮奏して已に給主の批あるより、「以二勘報之奏未一レ來、處分之旨何出、將レ謂レ從二批犯人之奏一、尤非二正大之體一、且該科不レ知、部院無レ與、是旨從レ何出哉、無レ惑哉」として法司明正贓物の入官を奏した。嘉靖元年六月詔して贓物を沒收せしめたといふ。（見秦集卷之六奏議　正逆番貨變賣給主疏）

嘉靖初年佛郎機の火者亞三等の事件に關聯して廣東より安南・滿剌加諸番船と共に暹羅船も驅逐され、以後漳州に泊して通市する事となつた。八年十月巡撫兩廣都御史林富の奏請あり、廣東の抽盤・通市等に於いて舊例の如くし漳州より番船を驅逐する事とした。蓋し廣東の通市舊例の如くし漳州より番船を驅逐する事とした。蓋し廣東の抽盤・通市等に於いても奸僞騷擾か甚しかつた事も「嘗任二彼處海道副使一、身親二其事一、頗知二其詳一」といへる嘉靖九年の給事中王希文の奏に見える。

法久弊生、諸夷熟二識海道一、大肆往來、加以二奸民千百一、爲レ群、駕二造雙桅大船一、私置二兵器一、

縱二横于海一、潜通勾引至二于東莞地方一、虜二掠居民一、一語不レ合、輙勦殳刺戮、而巡捕等官、畏二其猾悍一、莫二敢誰何一、又抽分之官多不レ得レ人、守候日久、未レ抽之先、私通二貿易一、官軍不レ能二防範一、而貴細之物已十去二七八一、及至二抽分一、又施詐百端、止將二麁糲之物一用水浸灌、搪抵納レ官、是以解官有二陪償之苦一、運船有二雇直之虧一、其爲二地方之害一、已非二一端一

加之佛郎機の横姦甚しきために、御史丘道隆・何鰲の建言となり、戶部備査して

今後但係二私番客船一、原無二貲到勘合一、雖レ有二勘合一、不レ係二貢期一、假以二國王差遣買辦一爲レ名的着、鎭巡官嚴督二所屬一、即レ便阻回

といふのだから實質上商舶の如きは廣東を避ける結果となつたのであらう。（皇明經濟錄 卷之四十三、嘉靖九年十月辛酉）然し抽分通市の衰退の打擊は大である。林富の奏に「抽解俱有二則例一、足レ供二御用一、此利之大者一也、除二抽解一外、即充二軍餉一、今兩廣用レ兵連年、庫藏日耗藉、此可二以克羨一、而備二不虞一、此其利之大者二也」といひ、又「貿易舊制、有司擇二其良者一、如レ價給レ之、其次資二民買賣一、故小民持二一錢之貨一、即得二握椒一展轉交易、可二以自肥一、廣東舊稱二富庶一、良以レ此耳、此爲レ利之大者四也」といつてゐる。（嘉靖廣東通志 卷六十六、嘉靖八年十月己巳）而も九年の奏にて王希文は舊例復歸後も勘合制置あるものは之を比對し、番貨抽分して、其他を良民の兩平交易を許すが、貢年にあらず、貢期を過ぎて還

らず、或は國王買辦を名として奸商勾引し釁端を構ふる者等は重治せん事を請ふて裁可されてゐる。

嘉靖十一年既述の如く市舶太監は裁革されたが、嘉靖廣東通志に一遣下知縣有二廉幹一者上、往レ舶抽盤、提擧司官吏亦無レ所レ預一とあつて、市舶提擧司は抽盤に預らざる事となつて、初制の態に復した譯である。隆慶年間に貨物抽税より抽銀制となり、同じ頃に丈抽制となつて船の大小を按じて税徵したので、其法は萬曆廣東通志卷六十九番夷、丈量の記載が大體要を得てゐる。

番商舟至二水次一、往時報至、督撫屬二海道委官一、封二籍之一、抽二其十二一、還二貯布政司庫一、變賣或折俸之用、餘聽二貿易一、隆慶間始議レ抽レ銀、檄二委海防同知・市舶提擧及香山正官三面一、往同丈量估驗、每二一舶一、從二首尾兩艕一丈過、濶若干、長若干、驗二其舶中積載一、出水若干、謂二之水號一、卽時命レ工、將二艕刻一、定二估其舶中載貨重若干、計貨若干、該納銀若干一、驗估已定、卽封二籍其數一、上二海道一、轉二聞督撫一、待レ報徵收、如二刻記一、後水號徵有レ不レ同、卽爲二走匿一、仍再勘二驗船號・出水・分守又若干一、定二估走匿貨物若干、賠補若干、補徵税銀一、仍治以レ罪、號估税完後、貿易聽二其便一

之に據ると市舶提擧司も亦督撫海道の下に丈量估驗に參與してゐる。粤道貢國圖說卷四に淸の

康熙二十四年粤海關監督宜爾格圖の奏言を載せて、隆慶五年夷人の報貨に奸欺多く査驗困難なるを以て、丈抽の制に改定したとある。抽銀制も同年に始められたものであらう。リングステットは葡萄牙人が澳門占據の初め二十一・二年間支那商人が此處に出向き絹を以て外國貨物と交換し、一五七八年(萬曆六年)葡人が廣東に出入するに至つて一五八二年(萬曆十年)銀貨稅納を拒絕さるゝまで抽銀制であつたといふ。Lingstedt, Historical Sketch of the Portugal Settlement in China, pp. 82—90.

萬曆二十七年稅監李鳳廣東に入つて番船抽分にも干預する事になつた。(萬曆二十七年十月壬辰、彼の食利他中等については萬曆二十八年四月甲戌、三十二年九月甲戌、三十七年六月庚戌等の鎭巡官等の劾奏參照) 明史食貨志に「萬曆中(中略)兩市舶司悉復、以ニ中官一領レ職如レ故」といへるは福建稅監高寀と共に之を指す。

萬曆七年張居正の上奏の結果四譯館中に暹羅館が增設されたが、(神田喜一郎氏「明の四夷館に就いて」史林十二ノ四) 東洋文庫所藏華夷譯語暹羅館來文によれば明末進貢船一隻・護送船一隻・引水船一隻・八櫓船を通常來航せしめてゐる。護送船は文字通り警護船とも採れるが、琉球の遣使に於いて既に觀たる如く貢物を護送(附送)する意味が本來的のものとも考へられる。護送・引水の船は進貢船に附帶するものとして、護送船の如き清代にても課稅を免ぜられた事もあるが、恐らく實質的には商貨の舶載通商を目的とするに至つてゐたであらう。故に明にて之を商船と觀て抽盤したる事

も決して有り得ぬ事ではない。猶詳しくは後勘を俟つ次第であるが、八櫓船とは商船として抽盤せるものであらう。祝允明の前聞記に船名大八櫓二八櫓之類とあるが、八櫓は馬來語 Prau の音譯であり且義譯を兼ねる。P. Pelliot, T'oung Pao, XXX, p. 311; Hobson-Jobson, pp. 733—734.

フリート Jeremias van Vliet は

暹羅と支那との友交關係は長く續いたが、そのため相互に金葉の文を送つた。然し支那皇帝は當初（暹羅語を知る者乏しき故）心意を述べかねたので、四人の學識ある者をアユチヤの王宮に送つて永久に奉仕せしめた。（中略）此兩國王間の友交は強く長く續いたので、相互の世代替毎に何等の約定をも必要としなかつた。按ふに是は暹羅國王の不注意に基く怠慢であつた。卽ち古き特權に依り國王は毎年廣東へ遣使し、暹羅人は其名の下に通商し得たので、自分の知る限り何れの近隣諸國も遠國にも許されてゐない。其利益は暹羅國王の認めてゐる程度以上のものである。而も暹羅人は尊大で盲目で、長い間與へられてゐた此好機に注意しなかつた。此毎年の遣使により暹羅は莫大な支那貿易をなす事を得て、海外貿易商を自國に集め得たであらうに。時折國王は蘇木・鉛其他の小量の產物を積んだ戎克を廣東に遣つて支那商品と交易せしめた。然し兩國相互の使節は中止され、商人は專賣や障碍のため、商品を相當の値に賣捌くた

めには二年近くも滯留しなければならぬ事が屢〻あつた。

といつてゐる。(Translation of Van Vliet's Description of Siam, by L. F. van Ravensway J. S. S. VII, 1, pp. 50—51.) 此特權といへるは、商船抽分の事で、嘗つてソーザの述べしと同斷であらう。右の記述は當時の外人には有り勝ちの誤解も多少はある。彼は又他の個所で

暹羅國王・王兄弟・王子は毎年一艘の船に多額の貨物を積んで、タナサリよりコロマンデル廣東に行き、二三隻の戎克が支那の他の土地に行く。之は暹羅が古き條約によつて支那皇帝より獲得せる特典である

といつてゐるが(Ibid. P. 52)廣東に行く一隻は正貢船で商船が之に伴隨するのであつて、廣東以外に自由に航渡通商する特權は決して明代に容認されてゐない。

(1) 清代暹羅よりの渡航船に正貢船(又は後に正船・副船)の他に探貢船・護貢船(貢補船)等の名がある。本來探貢・護貢等は既に明代琉球船に於いて見たる如く、貢船の消息を探査し、又進貢物を附送或は補貢する船であつた。然るに順治八年の制に「正貢船、未レ到、護貢・探貢等船不レ許ニ交易ニ」とあり、既に實質的に貿易を目的とする一種の船であつたと見らるゝ。十六年暹羅の探貢船の貨物(之を壓艙貨物と稱する所に本來の性質との隔間を有つ)を交易するに就いて抽丈船貨稅銀冊を具し戶部に移送して察覈せしめた。然も乾隆二十七年の如き探貢船の

壓艙貨物は徵課を免じてゐる。康熙四十七年、馴象進貢船の壓艙貨物を自ら夫力を出して京城に帶來貿易せんとするを許し、廣東地方に貿易せんと欲すれば其他に督撫衙官、交易貨物數目を監視し、造冊禮部に報せしめ其徵税を例に照し停めたといふ。此馴象進貢船は當然正貢船に入るべき性質のものであつて、正貢船壓船貨物の徵税は免ずるを例としたのである。（大清會典事例卷五百九十八、禮部）

探貢・補貢船は本來的に正貢船に附隷するものといひ得る。此意味に於いて、抽税免許の理由は考へ得るが、實質的に貿易船化したのである。されば乾隆五十一年の上諭に、據穆騰額奏稱、暹羅國每年正副貢船到關、其隨帶之船至十餘隻之多、又有藉名探貢船隻、俱屬內地商船、所帶貨物甚多、該監督查明、應徵稅銀若干報明該督撫、具題、概行寬免、殊非杜弊防奸之道、請將正副貢船各一隻照例、免其納稅、其餘船隻、俱按貨徵稅等語、暹羅商修職諭誠、遣使呈進方物、其正副貢船、自應免其徵稅、豈內地商船、藉名影射希圖免稅、此等商船到關、時該督原可逐船覆勘、除貢物之外、若有私帶船隻、無難一望而知、自應按貨徵稅、該監督即當商之督撫、分別辦理何得概豫具題貢免、此係該督撫監督等分內應辦之事、何必形之章奏、俟朕降旨始奉行耶、除就近傳知穆騰額遵辦外、著傳諭富勒渾孫士毅、於該國貢船到關、所有正副貢船各一隻、仍照例具題免稅、其餘若果查係夾帶各商私船、俱逐一查明、按貨納稅、以杜奸商取巧通同弊混之計、將此傳諭知之」とある。（粵海關額定款金冊、粵海關志卷二十一）

第三節　支那商船の暹羅貿易

明代に至つて、福建・廣東人の南海諸國に往來居住するもの多く、暹羅に於いても此例に漏れぬ。洪武五年一月寶財賦と共に入貢した通事李淸は恐らく中國人であらう。寶財賦は前年夏來航したと思はれるから、アユチヤ王朝最初の遣使の一人である。明暹通交にても特に其開始期には中國人の通事等を必要とした事であらう。

永樂七年使臣坤文琨等の歸國に際し、明では中國人何八觀等が流移して暹羅に入り歸らぬので、還歸せしむるを命じ、翌年暹羅より之を還送した。永樂七年十月己亥、八年十一月戊戌 正統十三年暹羅に漂到した福建汀州士人杜(謝)文彬の如き仕官して岳坤 Ockan に昇り、成化十三年には副使として明に入貢してゐる。

正德・嘉靖に及び福建漳泉の人の南海往易の盛となつた事は第二篇に述べた。葡萄牙人が滿剌加に始めて到つた頃、彼等は同地に年々通商し、又暹羅へも往來した。カスタネーダによれば、ガスパル・コレアの戎克の一船主にてプラタといふ者互市のため暹羅の町に往かんとし、

總督は彼に暹羅王への使節を載せて行かん事を依頼した事もある。（岡本良知氏　十六世紀日欧交通史の研究　六九頁）就中ダ・クルーズの一五五六年の支那旅行記に次の記事がある。（一六六—一七三頁）

如何なる支那人をも通商のため、支那以外に航海するを許さず、國外に出でたる者は再び支那に歸らざるなり。之等の出國者の一部は滿剌加に、一部は暹羅に、パタニに住む。同樣に南方の諸地方に許可なくして出でたる人々散在す。

之より先嘉靖十五年（一五三六年）の黄衷の海語の暹羅の條に「王居據二大嶼一（中略）有二奶街一、爲二華人流寓者之居一」とある。アユチヤの一部に支那人居住地があつたものと見える。或る暹羅の年代記に據るに、Mahachakrapat の代（暹羅暦九一七年、西暦一五五五年とす）ペグ軍が來攻中の事として、一艘の漳州の戎克が戰ある事を知らず河口（メナン河）に進んで來て、ペグ軍に追はれたが捕促されなかつたと記してゐる。（The Chinese Repository, VI, 1837, p. 183）

海澄に於ける東西二洋往易の開禁に當り、萬暦十七年の定制の隻數は、暹羅は四隻で、下港・舊港・交阯とともに西洋にては第一位にあつた。フリートは漳州及び交阯支那より來る支那人は嘗つては現在よりも遙かに多く、彼等はあらゆる支那商品を齎し、蘇木・鉛其他の商品を多く搬出したといつてゐる。彼は暹羅と比隣諸國ジャンビ・マラッカ・パタニ等との貿易の

衰退の理由として、葡萄牙人との係爭、パタニの亂、國王の穀物輸出免狀の出し惜み等を擧げ、又支那商人の通商衰退の原因として、官憲の貿易、在暹支那人の支那貿易の拘束等を擧げてゐる。然し猶之を全般的にいへば十六世紀にては葡人、次世紀にては更に和蘭人等の進出、壓迫等が明の南海通商に與へた打擊の大なる事は疑を容れぬ。

第四節　琉球暹羅通商の開始

高麗史に據ると恭讓王の三年（〇元中八年、明の洪武二十四年）秋七月暹羅斛國の使者奈工等八人が來て、土物を獻じたが、其國書に姓名封識なく但だ小圓印あつて考驗すべからずとて、書を受けざらんと議したが、王は之を引見した。其談に戊辰年命を受けて發船し、日本に一年程滯在して高麗に到つたといふ。奈工等の暹羅發船は洪武二十一年夏であらうから、恐らくアユチヤ王朝三代の英主 Somdet Phra Paramarajadhiraj の發遣であらう。朝鮮太祖二年（〇明德四年、明の洪武二十六年）にも使乃張思道等二十人來り、蘇木・東香及び土人二名を獻じた。乃はいふまでもなく Nai で支那では柰・奈とも記してゐる。彼等は歸還のため朝鮮を發して倭賊の寇掠を受けて、翌年七月朝鮮に回り、冬

汛に出發する事になつた。八月裴思道は禮賓卿に、其ノ一人陳彥祥は書雲副正を授職されてゐるが、多分兩人は明人であらうと思ふ。朝鮮よりは回禮使裴厚行を共にし、通事李子瑛之に從つたが、太祖五年暹羅斛の使者林得章等に護送されて羅州海中に到り、倭寇に遭ひ、子瑛七月に其手より逃れて日本より歸へつた。林得章等六人は翌年四月捕虜の身より逃れて朝鮮に來着したといふ。

かくてアユチヤ王朝の明への入貢後十數年にて、既に日本朝鮮との通交が始められたのであるが、琉球との交渉の開始が之に遲れざるべき事は想像に難くない。歷代寶案所收の琉球暹羅關係文書の中では、洪熙元年九月十七日付の中山王尙巴志の暹羅國王宛咨文が最も古い。其内に「自二洪武一至二永樂一、年來曾祖及祖王・先父王、至レ今遞年累遣二使者一賫二菲儀一、前詣二貴國一奉獻、蓋今多年矣」とある。又永樂十八年に使した佳期巴那・通事梁復の談を記して、永樂十七年使者阿乃佳等海船三隻に坐駕して暹羅に到つたが、歸國して告げて、所在官司は禮物短少と稱し、裝載の磁器を官買し、又蘇木を私賣するを禁約して官賣に依らしめた結果損失甚大であつたから、今後禮物を加增すべしといつた。そこで十八年には加增して往使したが、所在官司は依然として磁器を官買する事更に甚しく損害を加へたといふ。かくて事態革らぬので、永樂

二十二年發船を停止した。洪熙元年に至り、尙巴志通交を復し、自由の貿易を乞ひ、官買なきを願つて、遣使する事になつたのである。

洪熙以後の暹羅遣使船を調査すると、一年二隻の事もあるが、一船の場合が寧ろ多いやうである。永樂十七年には三船の派遣があつたが、かゝる事實から觀ると永樂年間は洪熙以後に比して却つて往易の盛なるものがあつたらしい。宣德七年九月三十日付の尙巴志の咨文に「自ニ洪武・永樂年一以來、遣レ使馳獻ニ土宜一、其歲航海二三舟、今見ニ疎曠一數年、理宜ニ再遣一」とて此歲は二隻を派遣した。此所謂疎曠を見る理由としては、琉球側より頻に琉球商品の官買と暹羅商貨の官賣のための苦痛を訴へてゐる。フリートも「蘇木・錫・鉛・胡椒等は暹羅の主なる産物であるが、唯官庫より外人に賣られた」といつてゐるが、當時のアジア諸國の多くの例に見る如く貿易は國王の自ら營む所であつて、之がため拘束壓制が多く貿易發展に尠からざる障妨を與へたのである。

W. Nunn, Some notes upon the development of the commerce of Siam J. S. S. XIV, 1, 1921, p. 87.

暹羅よりの遣船も洪武年間に始つたであらう。日本・朝鮮の例より觀て、寧ろ暹羅側に兩國通交のイニシイブがあつたのかも知れぬ。永樂二年九月福建布政司より奏して番船漂泊し之を詢問するに暹國より琉球に遣すものであると告げた。成祖は禮部尙書李至剛等に「暹國與ニ琉

球一修レ好、是番邦美事一といひ、布政司をして舟を修理し食糧を給し、便風を俟ちて、歸國するとも琉球に往渡するとも其欲するに委せ導出せしめる事とした（永樂二年九月丁酉）。

琉球國王察度より尚元に至る間、通交貿易せる南海諸國は八ヶ國に達するが、最初に始り最後迄一貫して最も頻繁に繼續したるは暹羅との交渉であつて、而も他の諸國は琉船の回還に際し、使節・書契・禮物等を順搭せしめるか又は單に書契・禮物を便附するのみで特に使船を裝備派遣した例はなかつたが、暹羅のみは縱令琉球に比すれば遙かに消極的であつたとはいへ、時々使船をも送つてゐる　此事は猶次項に述べる。

琉球の通交貿易せる南海八ヶ國の中で、舊港は宣德三年暹羅より廻航せしめたに始まり、爪哇は宣德五年の遣使を嚆矢とし、他は其後の事實であるから永樂以前は唯暹羅のみ交渉があつた。暹羅では永樂より宣德にかけては Nagarainda (Indrachā)、其子 Paramarājādhirāja (Boromarāchā Ⅲ) の時代、明の實錄の昭祿群膺哆囉諦剌及び三賴波磨剌札的賴の時代で、暹羅のなかく強大であつた際である。

アユチヤ王朝建設の當時に、或る年代記では南は滿剌加・爪哇、西は Tenasserim, Tavoy. 北は Sukhotai, Sawankalok. Kampengpet, Sawanpuri に至るまで臣屬したといふが、之は到底そ

の儘には信じかねる。Chinese Repository, V, 1836, p. 57; Prince Damrong, ibid. pp. 63-66 又Paramatilokanātha（Trailōkanāt）實錄の把羅蘭米孫剌の時代に滿剌加遠征を行つたといふ事が、各の年代記に見えるが、年次は勿論一定しない。Luang Prosat 本では暹羅曆八一七年西曆一四五五年である ウッド氏は滿剌加はスコダヤ王朝のランカムヘン王以來暹羅に臣屬したが、然し暹羅の支配は不完全で、王の遠征が行はれ首都を占領したが、永く實際に支配を全ふする事は出來なかつたといつてゐる。Wood, ibid. p. 88. 滿剌加側では最も有名なサルタンの Muzaffar Shah (ca. 1445—ca. 1458) 明史の速魯檀無答佛哪沙の時代に、パハング及び Batu Pahat の沖で暹羅軍を打破つたといふ。Winstedt, ibid. p. 37. 瀛涯勝覽に滿剌加は嘗つて暹羅に屬し、歲に金四十兩を輸したと記してゐる。皇明實錄に、永樂五年十月暹羅の遣使柰波郎直事剌等に附して國王を諭し、占城・蘇門答剌・滿剌加均しく朝命を受くるに、暹羅獨り、强を恃んで、占城朝使を拘し、蘇門答剌・滿剌加の明より授つた印誥を奪ひたるを責めた。之より先占城よりの入貢使が歸途湓亨國 Pahang に漂到せるに暹羅湓亨を凌略して、使者を覊留せるを告げ、又蘇門答剌・滿剌加よりも暹羅强暴にて兵を發し、印誥を奪ふを告げたからである。永樂五年冬十月辛丑 又永樂十七年九月には使を遣つて三賴波磨剌的賴を諭して近く滿剌加國王亦思罕答兒沙 Muhammed Sekandar Shah 立ち、事大の誠を致すに拘らず、暹羅國王の故なくして兵を加ふるを責め、使

誌の事しに謂詳す「しとし」てある。次第の貿大は、一方に通商の興隆をも随伴し得よう。永樂六年琉球より羅斛吉里等の貢使等が遣羅に依頼したるも、遣羅の舊港往來が頻に行はれた證である。宣德元年舊港に使した阮佛舍馬稍等も舊港で遣羅船と遭つた事を報告してゐる。（一四〇一）琉球の遣羅・南通商の時代にも、此處に集まる南海各地の産物を輸入し得た事いふまでもない。

中山世鑑に據ると洪武五年中山王察度・山南王承察度・山北王怕尼芝皆使を遣し奉表して、貢物を獻じたといひ、貢物は馬・刀・金銀酒海・金銀粉匣・瑪瑙・象牙・螺殻・海巴・擢子扇・泥金扇・生紅銅錫・生熟夏布・牛皮・降香・木香・速香・丁香・檀香・黄熟香・蘇木・烏木・胡椒・硫黄・磨刀石であつたといふ。此貢物名は大明會典（卷之一〇五）琉球の條に記せる貢物名と一字の出入もない。之は世鑑の無批判的な漢籍引用の一例で誤も甚しい。會典の貢物名は一般的にいへるまでゝ、洪武五年の貢物を指したのでは無論ない。

皇明實錄に據ると琉球より南海物貨を進貢せるものでは、中山王より洪武二十三年一月胡椒五百斤・蘇木三百斤、世子武寧より胡椒二百斤・蘇木三百斤を貢し、通事屋之結者より胡椒三百餘斤・乳香十斤を附致せしといふが初見である。次で二十七年一月に蘇木・胡椒の進貢があり、

山南王からは二十九年四月蘇木千三百斤を貢した事が見える。又高麗史によると洪武二十二年八月中山使臣が到って蘇木六百斤・胡椒三百斤を他の方物と共に進めたといふ。之等の南海貨は、琉球貿易によって齎されたと爲すか、順當の推論である。されば兩國通交の開始も略ぼ洪武二十年前後を降らざるべきは此方面よりも想察し得よう。

第五節　琉球通交經過の概況

寶案中に洪熙元年以後の暹羅國王に宛てた中山王の咨文、正德四年以後の暹羅遣使に附した執照がある。南海諸國との通交には明に對する關係と違って勿論表奏文は無い。又咨文も之を要しない。先づ左に主として咨文・執照に依り、猶其他知らるゝ限りの史料を參酌し、洪熙元年以後、暹羅遣船の最後のものと推定される隆慶四年に到る琉球船舶字號、勘合、船長等を表示し、其内推定の船については後に檢討を加へよう。

洪熙 一、×、×	―	[illegible]	一	[illegible]
同	仁		[illegible]	[illegible]
二、九、一〇	義	―	同	南者結制 ―
宣德 二、九、一七	勝	―	同	[illegible] ―
×、九、二	盛	―	同	浮那[illegible]
三、九、二四	―	[illegible]	同	[illegible] ― 舊港に往く
四、一〇、一〇	洪	―	同	有南結制 ―
同	―	―	同	南者結制 ―
六、九、三	―	―	同	郭伯茲母 ―
七、九、九	恭	―	同	由南結制 ―
七、九、三〇	―	―	同	步馬結制 ―
八、九、一八	―	―	同	均周住 ―
同	勇	―	同	益沙每 ―
同一〇、三	―	―	同	阿蒲察都 ―
九、九、二六	―	―	同	步馬結制 ―
同	―	―	同	阿普尼是 ―
一〇、九、一二	―	―	同	同 ―
正統 一、一〇、一	―	―	同	欲沙每 ―

	二、八、一六	順	―	同	歩馬結制	―	
	同	安	―	同	欲沙毎		
①	三、一〇、四	尊	―	同	明泰		
②	同	―	―	同	楊布出	―	
	四、四、九	安	―	同	欲沙毎	―	
③	七、一〇、五	―	―	同	阿普須古		
④	―	―	―	―	―	―	
⑤	天順八、八、九	―	―	同	亞斯美	―	亞哇郡尼にて打破す
	同	―	―	同	達古是	―	
	成化一、八、一五	安	―	同	崇嘉山	―	
⑥	五、八、五	―	―	同	讀詩	―	
⑦	八、	―	―	同	王寶	―	歸途難破す
	一四、	―	―	同	澹馬巴	―	
	一五、	―	―	同	倪寶	―	歸途難破せるか
	一六、	―	―	同	奈剌	―	
	成化一七、	―	―	同	武志馬	―	
	同	―	―	同	倪始	―	
	正德四、八、一八	寧	玄一七二	同	勿頓之玖	一二〇	

四、一〇、九	信	一七五	一	鄭玖	一五〇	安南へも往く
七、八、一三	義	一九二	同	徐沙每	二三二	
八、八、七	康	一九五	同	馬參魯	二二二	
九、三、一三	義	二〇一	同	吾剌每	二三八	
一〇、八、一二	壽	二〇四	同	嗎加尼	二一九	
一二、九、一五	信	二一一	同	亞什周	一一二	
一三、九、一八	同	二一六	同	麻美子	一五三	巡達へも往く
同	福	二一五	同	馬布度	一三八	
一五、八、一九	信	二二三	同	馬沙皆	一六三	
一六、九、七	智	二三八	同	椰末度	二一三	
⑧嘉靖						
一、	寧	｜	同	馬參魯	｜	歸途難破す
五、八、一五	智	二三九	同	馬密志識	二三九	
八、八、一五	地黄	八	同	陶美	一五三	
一二、三、二〇	天	一八	同	王全	一五〇	
一五、八、一四	｜	二七	同	全鼎	一四〇	
一六、八、二〇	宙	三二	同	馬密子	一三八	
一七、一〇、三	宇	三四	同	馬加尼	一七四	
一九、九、一二	宙	三九	同	毛是	一三四	

二〇、九、七	洪		四四	同	賈滿度	一四五
二九、一〇、八	—		六一	同	邁志剌	一六三
三三、一一、六	—		七一	同	馬沙皆	一七三
四三、一〇、八	—	宇	二三	同	賈佳梓	一六〇
⑨隆慶 四、一〇、二〇	—		—	同	毛如德	—

咨文は明通交に於けるものも正統八年以後天順六年に至る間を缺き、次に天順七年より成化二年に及び、其後萬曆に至るものを喪失する。他の諸國宛咨文に就いても大體同樣である。萬曆以後は南海通交既に絶え、咨文は朝鮮關係に殘るのみである。執照は對明のもの唯宣德元年の一通在るのみで、次に成化三年以後のものを存する。南海通交に於いては宣德三年舊港遣使に附せる王相懷機の執照一通の他は正德四年以後にかゝる。猶執照殘存の時代にても明關係に於いて觀る時、缺漏も尠くないが、符文・執照ともに全く失はれたるは正德十三年より嘉靖元年迄、及び嘉靖六年の使船に於いてゞある。南海關係では正德四年以後の執照は比較的よく殘存すると思はれるが、やはり右の相當期間には喪失の分ある事が明かにされるのである。

南海諸國遣船の組織は、明通交の場合と通ずるのであつて、正使・管船直庫は琉人で、通事・火長は閩人の裔孫之に當る。正德以後の執照では副使二人添ふを例とし、之も琉人で、即

一二　歴代寳案　巻之四十一　暹羅國致琉球國王咨文

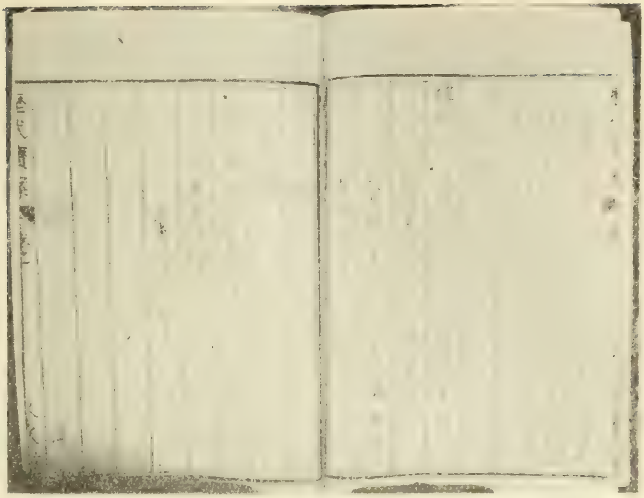

沖繩縣立圖書館所藏

ち正副使は明遣船の使者に該當する。通事も普通二名であるが、從伴人の事は現存の執照には記されぬ。通常正使以下七名の從役員となり、彼等は勿論明遣船にも隨時に從役したのである。

⑴　現在の咨文に宛名を逸してゐるが、「本國歴世代相通音云々」とあつて、暹羅に宛てた事疑ない。此船は安字號海船で正使明泰・通事鄭智である。

⑵　然るに別に正統三年十月日付琉球國執禮等官烏魯古結制の暹羅國中人密讚知道に宛てた回書あり、之を正使楊布也に附すとある。（四三ノ一七）されば此歳には前年正統二年の如く暹羅遣船が二隻あつた事が分る。

⑶　正統五・六年咨文なきは脱漏と見るべきで

あらうか。然し之は必しもかく考へるを要せぬ。此兩年には舊港一隻の他に、爪哇に遣船あり合計三隻が渡航してゐるのである。之より先宣德五年にも舊港に一船、爪哇に始めて一船渡航し、此歳暹羅に宛てた咨文の見えざる例もある。

(4) 正統八年以後天順七年に至る間は咨文の缺落のため通交事情不明である。景泰元年五月明に入貢せる通事程鵬等は、歸囘後暹羅國に行き蘇木等を貨買せんと欲するも、入貢の途船壞れて囘國する能はず、賞賜の綵幣等物にて木料を求め工匠を傭ふて造船せん事を請ふた事かある。（景泰元年五月丁卯）

(5) 天順八年遣船二隻は翌年夏になつても歸國しなかつたので、成化元年の遣船に附して、或は買賣遲延のためかを尋ねてゐるが、實は亞咩郡尼にて難破したのであつた。

(6) 成化二・三・四年遣船なきは、必しも咨文の缺漏の結果ではない。成化五年八月の咨文に「前者遣レ船適レ彼、因レ致ニ阻留日久一、風迅過レ期、在レ海損失、是以間ニ濶聘問一」とあつて、在海損失は天順八年遣船の難破を指すものと解せらるゝ故に、遣使が比較的に疎隔したのである。蓋し當時東亞貿易の一中心となつた滿剌加との通商が頻繁となり、又蘇門答剌通交も新に加つた事が、疎隔せる一半の實情を成すであらう。

(7) 成化九年以後の咨文は全く缺けてゐる。寶案卷之十二成化十五年九月初三日の明帝への琉球國王表奏文に、又據成化九年九月初三日差出朝貢使者沈滿志等告稱、有本國通事紀英・使者王實等、坐駕船隻、亦領國本財本、前往暹羅國收買貢物、回至廣東外海洋、忽遭颶風打破、時人衆捨板、漂至福建地方、已蒙所在官司一體前例存恤外、沈滿志等赴京、具本奏、准例自備物料、補造舡隻等、因臣閒感戴天恩、愧不能補報とある。之に據ると成化九年九月三日（是は使者閣[illegible]の[illegible]、[illegible]沈滿志の[illegible]義字號海船に附せる符・勘照の日付である）琉球國より朝貢のため派遣せる沈滿志が歸國して暹羅國派遣の通事紅英・使者王實等が歸途廣東外洋にて難破し、福建地方に漂到し所在官司の存恤を蒙り、時に入貢せる沈滿志等が京に赴き奏したる結果例に准じて、（之より先成化七年七月の咨文等に據れば滿剌加に赴ける琉球船が歸途七州洋にて難破し、通事等百二十六名漂到して廣東三司等より福建に護送されて官司の存恤を受け、成化八年九月二十八日付咨文を齎して入貢せる王舅武實が赴京上奏して、物料を備へて工匠を雇ふて船隻を補造し回國し得た事があった）物料を自ら備辨し、船を補造して歸國し得たのである。紅英等の難破せるは成化九年夏秋の頃で、琉球より暹羅に向けて發船せるは前年成化八年暮の事と推定される。

寶案卷三十九に諸國王咨文等が收められて、其内に暹羅國王及び其臣の琉球に宛てた成化年間の咨文・回書が五通ある。（四、一一—一六）之等を併考するに恐らく成化十四年に正使濟馬巴・副使祉

納奇・通事鄭具等が暹羅に來到したが、使船は不幸にして燒失した。暹羅では正使柰悶英謝等を遣つて護送せんとしたが、風水不便にして引返し暹羅で押冬修船し、翌成化十五年夏に出船した。之より先正使倪實・通事鄭珞等が來到し、柰悶英謝等と同航回還したのであらう。十六年にも正使泰剌・通事紅錦等駕乘の一船が到つた。暹羅よりは柰納を泰剌の船に順搭回報せしめた。十七年に正使武志馬到り、柰納を護送して、又正使倪始の船も來着した。之によると此頃一歳二船の遣船も行はれたらしい。

(8) 嘉靖二年福建市舶司太監趙誠・福州府知府等の報告に、琉人の暹羅よりの歸途漂到した事實がある。卽ち嘉靖元年二月使者馬三魯等寧字號海船一隻に駕して、暹羅國に前往し、歸途漳州外洋にて破船し三百餘名溺死した。蔡淵等三十餘名五月二十九日に海邊に登岸し得たといふ。（殊域周咨錄卷二四、桂州奏議卷二六、南京倭寇事情疏）

(9) 正德末年以後は暹羅の他は唯佛大泥に通交したのみである。佛大泥 Patani は十六世紀末には榮えてゐた港で、スラト・ゴア・コロマンデル・支那等より商人が集まり、一六〇一年にはファン・ネックが女王と胡椒貿易及び商館設立につき締約し、一六一二年に至りて英人又此處に進出したといふ。(Nunn, op. cit. p. 85) 一五六四年ビルマ軍のアユチャ攻戰の際、パタニ王は二百隻

の船隊を以て、ビルマ軍を討つため軍を起したが、アユチヤに到着した際はビルマ軍の一旦退いた後で、暹羅國王の軍の手薄さを見て却つて國王に反旗を飜した事があつた。Wood, op. cit. p. 119 リンスホーテンはパハング・パタニが共に暹羅に臣屬して、沈香・伽羅・樟腦・黃金・胡椒等があり、暹羅より蘇木が多量に搬入される事を記してゐる。Voyage of Linschoten to the East Indies, Vol. I, pp. 120—121. パタニの通商港としての繁榮は猶以前に溯り得よう。十六世紀中頃には、クルスの報告に見ゆる如く、支那人の居住者は滿剌加・暹羅と共に相當多かつたらしい。琉球の佛大泥通交は弘治三年（一四九〇年）には既に始つてゐるが、葡萄牙人の滿剌加占據後に琉人の滿剌加通商が絕えて、代つて佛大泥通商が比較的に頻繁であつた。然し嘉靖の後半には之も廢絕して、暹羅通商のみとなつたが、それも次第に疎散となつた。最後の遣船は隆慶四年で、鄭氏家譜の八世正議大夫禮の條に「隆慶四年庚午十月二十日爲下收二買進貢方物一事上、奉レ使爲二副通事一、隨二正使毛如德一、前二往暹羅國一」とある。寶案卷之四十二の末尾の執照は蠹魚の害甚しく文字剝蝕して數十字を殘すのみで、如何とも辨じ難いが、多分隆慶四年のものであらう。

以上の如くして洪熙元年以後暹羅への遣船は現在の所五十八隻は略ぼ確實であらう。其内に

洪熙一—正統七　一八ヶ年　二四隻

天順八―成化　五		六ヶ年	四隻
正徳四―同　一六		一三ヶ年	一一隻
嘉靖一―隆慶四四		九ヶ年	一三隻

となるが、此期間にあつても猶多少の脱漏はあらう。其間隙たる正統八―天順七（二一ヶ年）、成化六―正徳三（三九ヶ年）を、假に平均三年に二隻の遣船ありとせば合計四〇隻となり、又假に琉暹通交の開始を洪武二十年頃とし、洪永年間平均一年二隻の遣船ありとせば、洪武二〇―永樂二一（〇二十二年には遣船なし）（三七ヶ年）にて七十四隻、合計一六八隻とならう。琉球の遣船すべて尠くとも百五十隻を降らざるべきを信ぜられる。

暹羅より琉球への通交船は如何であつたか。

卷三十九第十一號文書は暹羅國王の咨文であるが、之には前歳來差の琉球使臣濟馬巴等の船が不幸殃を蒙つたので、一船を派し正使柰悶英謝替・副使柰昝謝替・通事柰棨等を駕せしめ、濟馬巴等を送還せる事を記し、又琉球船の難破せるを聞くを悼み、使臣泰剌・通事紅錦等の來到し禮物を受けたるを謝し、柰衲をして番稍三名を差し禮物を齎して來使に隨同せしむるを述べてゐる。此咨文は日付を缺くが、第十二號の禮部尙書屋吧囉摩訶䕶陀列の回書と全く内容を

同じくして成化十六年將に來りしのである。是亞刺 Okya Ok Ya で四夷館考、東西洋考の握歩喇で、握哈住那と Okya Ok Pra にいて、...刺哈喇陀羅の回書に、齊哈里刺使に對する禮物を賜ひ、彼及び昔坤孛陀哩・葉的孫沙・長史奈悅本の回書に禮物を開記してゐる。昔坤は握坤で、實錄には坤と記す場合多く、Ockun Ok Khun であり、奈は Nai である。禮部尚書・長史等は支那風にいつたに過ぎぬ。

第十四號文書は長史萬奈悅本の回書であるが、之には去歲濟馬也の船火燒すとあり、正使奈悶英謝替等をして一船に駕し送らんとしたが、風水不便によつて暹羅に回つて押冬し、修船して、今打發せんとすといつて、暹羅船の發遣の際のものにかゝる。又其中に正使俔實等の船の來到し禮物を受くるを謝してゐるが、かの難破船の事に言及しない。此文書は恐らく成化十五年のものであらう。昔坤孛陀哩を單に坤孛陀補（マヽ）と記してゐる。難破船の事は十一號文書に「遭風水船溺洋中人財散、近蒙咨來方知其事」とあつて、成化十六年秦刺の齎せる咨文によつて知つたのである。されば恐らく前年の俔實の船の歸國の途の出來事であるまいか。

琉球より暹羅への渡航の時期は十一・十二月である。葡萄牙人はゴール人の滿剌加渡船を一月（太陰暦十二大體十一・十二月に當らう）といつてゐるが、四夷館考に隆慶六年十月通事握文源且の語を記して「彼

國來貢必用二五・六月一、南還則十一・二月、北風過レ此、不レ敢行一矣」といへるは、勿論琉暹往來にも當嵌まる。琉球より南海諸國に宛てた文書は、すべて八月より十月に至る日付である。暹羅より琉球に宛てた文書の日付は三月又は四月である。嘗つて奈工等は高麗國王に語つて北風四十日にして到るべしと告げた。葡萄牙人は琉球滿剌加間約四十日の航程と報じてゐる。濇馬巴以下の來航の歲は暹羅側の文書に就いて便宜記したので、嚴密にいふと濇馬巴の船は成化十三年末か十四年始め、倪實等の船は同十四年末か十五年始めに暹羅に到着した筈である。（○此點琉球國暹羅遣船表の年月記載に注意を要する）

第十六號文書によると（成化十七・三・一五）武志馬等の使船到つて柰納・番稍三人を護送せる事が見え、又同日の同じく暹羅國王咨文には正使倪始等の船が來到した事を記し、禮物を琉船に附する次第を述べてゐる。

之より先宣德五年三月二十一日、琉使南者結制に附した暹羅國王咨文があり、之にも禮物を附してゐる。

現在知らるゝ所の暹羅より琉球に對する明確なる通交の事實は以上の如くである。之に據つて觀ると成化十五年暹羅より琉球へ使船を派した事實はあるが、之は火燒せる船の使者等を護

資する稍や特殊の場合である　又使者・咨文・禮物を琉船に便搭せしめた例もあるが、單に咨文・禮物を琉使に附するが寧ろ多かつた如くである。

第六節　琉暹貿易の推移

獨り暹羅との貿易に限らず、琉球と南海諸國との貿易形態には禮物の應酬と裝貨の販賣による商貨の購入との二がある。現存する琉球側の史料では前者は具體的事實を略ぼ明かにし得るが、後日に就いては究明するに足るものがない。而していふまでもなく貿易の主體は後者にある。

先づ禮物の應酬による貿易を見よう。琉球より暹羅に宛てた禮物は永樂十七年の使船が禮物短小と磁器の官買、蘇木の官賣を強制したといふので、翌年の使船から加増したといふ。洪熙元年以後成化五年に至る咨文によるに、概ね禮物の種量は左の如く一定してゐる。

織金段	五匹	素段	二〇匹	大青盤	二〇箇
小青盤	四〇〇箇	青碗	二、〇〇〇箇	腰刀	五柄

摺紙扇　　三〇柄　　硫黄　二、五〇〇斤

織金段又は官段を花段・閃色段・白花段と記す場合もある。天順・成化には之を綵雲段一匹・白雲段一匹・藍雲段一匹・桃紅雲段一匹・木工（葱白）雲段一匹としてゐる。素段を青素段・色段或は各色段となす場合あり、正統四年の如きは各色段一〇匹・各色羅五匹・各色紗五匹としてゐて、稍や異例である。

但宣德九年の二船の如き腰刀及び硫黄を缺くが、之書寫の誤脱と見るべきか否か明かでない。以上は一船毎に搭載する禮物であつて、暹羅國王宛咨文に具載してゐる故國王宛の禮物と思はれる。其他暹羅國管事列位に宛て禮物があつた事が見える。

正統三年には琉球の執禮等の官烏魯古結制より暹羅の寄讃知道に酒貳埕の謝禮として漆盞百五十箇を贈つた事がある。

之に應じて、暹羅國王よりは例せば宣德五年には蘇木三〇〇〇斤・剳紅布二〇匹・剪絨花氈二領・西洋絲牙耳布一條を贈つた。成化十六年同十七年には琉球使船三隻に對し、毎船各蘇木三〇〇〇斤・紅布一〇匹、又回奉禮物或は答謝禮物として別に成化十六年に蘇木二〇、〇〇〇斤、十七年に二船各に香花酒上等一埕（内有二椰子一）香花酒伍埕を附送してゐる。又管事列位

の回奉禮物として

屋把囉摩訶薩烈

成化十五年　綠鎖袱一匹

十六年　紅鎖袱一匹 長一丈六尺 薔薇露水伍罐　香花紅酒參埕　蘇木一、〇〇〇斤

坤孛陀屋

成化十五年　香花酒一埕

十六年　西洋紅布二條　薔薇露水二罐　香花紅酒三埕

柰勾歌沙

成化十五年　上水花布一〇條

十六年　手巾織花絲黃布一條　蘇木一、〇〇〇斤

長史柰悦本

成化十五年　香花白酒一埕　紅酒一埕

十六年　香花紅酒一埕　蘇木四〇〇斤

とある。

琉球では永樂二十二年には、暹羅所在官司が磁器を官買し、蘇木の私賣を禁じて官賣した爲め缺損甚しとて、遣船を中止した程であるが、以來毎咨文に磁器の官買を免じ、蘇木・胡椒等の兩平交易を乞ふてゐる。然るに暹羅では貿易は官營に屬する故に、官賣買より來る不利を免れぬ。宣德六年にも前年の使者南者結制が所在の管事頭目多く官買を事とし、磁器の內から逐一選抽して遷延日久しく、又貨物價錢を給するに虧刻を加ふと告げた事を述べてゐる。同七年の咨文に、前年の使者に對し暹羅より琉球國咨文の事理に從ひ、官買を免行し、寬容自ら兩平貿易せしむといへるを謝してゐる。此事は琉球側の深き關心事であつて、正統二年の咨文にも「近年毎船回、寬二卹遠人一、從容貿易、畢令レ回レ國」とある。

磁器の舶載は暹羅のみならず、他の南海諸國宛咨文に皆之を載せてゐる。支那の磁器が重要輸出品たりし事は言を俟たぬ。

グラハム氏 Graham に據ると、スワンカロク、スコタイの古跡には往古の陶器製作の遺物が多く、暹羅の他の地方で見出される燒物類とは相違する。之等は非常な高溫度で作られた陶器の遺物である。北部の年代記 Pongsawaden Muang Una に據るに King Phra Ruang (即ちスコタイ王朝の王) が支那皇帝に遣使し、陶工を連れ歸つてスワンカロク近傍で陶器を燒かしめた。此傳說の眞僞

は暫く燒き、此地方に支那人の陶法に依つて製陶の行はれた事は事實で、それは多分支那人自身であつたらしく、プラ、ルアンが彼等を首府近くに置かれた事が考へられる。スワンカロク・スコタイの遺物は宋代のものに比して、見劣はないが、支那では陶法が次々進歩したに對比し、暹羅ではかゝる事はなかつた。明朝の興起した頃に釉藥の下に青色で畫く事が始まつて、十四世紀末此青色の磁器は暹羅へ齎された。スワンカロクの燒物に見る釉藥の下に色付けせんとする試みは、その當時のものと思はれるが、其頃よりスワンカロク・スコタイの陶工は王家の御用職から拙劣な安物の陶器製作者へと轉落し、段々技法は衰へた。そして支那よりの磁器輸入は益々増加して、之を凋落せしめた。支那よりの眞個の磁器の輸入と共に、ルアン王の子孫は王室直屬の陶匠を持つ考を捨てゝ、より立派な支那の白磁器を用ふるに至つた。支那陶器の搬出は益々増大して、近隣諸國のみならず歐洲に及んだ。十六世紀末には王室貴族も或は平民も明製の茶碗で茶を飲む事が習となつた。スワンカロク・スコタイの陶匠が支那陶磁器の輸入のための凋落し去つたるは或人は十六世紀といひ、又或人は十八世紀といふと記してゐる。(Graham, Pottery in China J. S. S. XVI, I. pp 16—20.) グラハム氏が十六世紀末に明の磁器が、王室貴族等の調度として壓倒的となつた事をいへるは、十七世紀初期の和蘭人の記錄やアンダーソンの引用せるラムジォの一

五五〇年代の記録に依つて示唆されたからでもあらうが(Anderson, English Intercourse with Siam in the 17 th Century, p. 30.) 之は明や琉球の記録を充分利用する事により猶問題を發展せしめ得よう。島夷志略には南海到る所處州の磁器が輸出されてゐる事を記してゐる　琉球史料では遲くも十五世紀初期には、磁器を官買し、特に優秀のものを撰抽してゐる。明の磁器の輸入の增大は、勿論先づ明暹貿易が之を荷擔する事大であるが、琉球の仲繼貿易も參與する事尠しとしない。前掲禮物中に大靑盤・小靑盤・小碗といへるは勿論支那の磁器である。四夷館考に隆慶六年十月通事握文源旦の暹羅の土風物產を述べたるを記して「其所レ用磁器・緞絹皆貿レ自二中國一者」といふ。磁器と共に段絹も琉球の轉貿品の一であつた。或は麝香の如きも輸出されたであらう。

腰刀・摺紙扇はいふまでもなく本土の舶貨で陳侃の使錄に「所謂摺子扇卽倭扇也」とある。其他に沙金・黃金が輸出され、又尠くとも十六世紀に入ると銅が轉載された事は滿剌加に對すると同樣であらう。

暹羅よりの輸入貨としては南海諸國同樣に蘇木・胡椒が擧げられてゐる。咨文には大明進貢に備ふるため蘇木・胡椒の交易を乞ふ事を記してゐるが、之は共に附搭貨として舶載されてゐる。其他暹羅よりも明に輸入したと同樣の各貨が齎されたに相違ない。之等は明に轉輸したるの

みならず、本土に對しても有利な商貨であつた。陳侃の使琉球錄に「南蠻酒則出自暹羅、如中國之露酒也」とある。是香花酒であらう。又大明會典に列示せる貢物に就き記して「按琉球貢物、唯馬及硫黃・螺殼・海巴・牛皮・磨刀石乃其土產、至於蘇木・胡椒等物皆經歲易自暹羅日本」といつてゐる。右の貢物の土產といへるを別とし、又刀・扇等の本土舶貨を除き蘇木・胡椒・錫・烏木・降香・木香等はすべて獨り暹羅のみより舶載したといへるは妥當でない。然し陳侃の往封せる時代に於いては、暹羅一國のみを問題とせるは理由なしとしない。即ち當時は琉球は南海にては唯暹羅のみが殆ど唯一の通商國であつたからである。

明への附搭貨は嘉靖三十年代に至ると蘇木のみとなり、萬曆七年頃からは土夏布を以て代用された。進貢物に於いても嘉靖以後南海舶貨減少し、隆萬年間には蘇木のみとなつた。同じ傾向が本土に對する輸出に就いても考へられる。嘉靖後期には暹羅一國の通商のみ存續し、それも隆慶四年を以て絕えた。されば嘉靖後期以後の琉球の南海舶貨轉貿の減少は、直接に暹羅貿易の廢絕に至る經過に照應したものといへる。

琉暹貿易は主として、琉球側の往易であつて其衰退の直接的の大なる原因は琉球側に見出されよう。南海貿易の中樞は實に暹羅貿易にあつたと觀てよいが、仲繼貿易である以上は結局琉

明及び本土通交の上に齎された衰退の動向は暹羅貿易の上にも作用し得たものである。猶之を一般的立場よりいへば、西歐人の進出は明商船の南海通商すら壓迫したのである。此壓迫は更に其以前に仲繼を生命とする琉球船に來るべきである。即ち明商船の通商發展も亦之に先んじて琉球船に大きな打撃を與へた。加之十六世紀中頃以後本土商船の南海に航するものあるに至つた。琉球の南海船貨の仲繼貿易の意義は多く玆に失はれたといつてよい。（昭和十三年八月二十四日稿了）

第二章　舊港及び其日琉兩國との交渉に就いて

舊港に就いては元の汪大淵の島夷志略を始め支那の記錄に多く見える所で、スマトラの東南なる Palimbang, Palembang に當る事は現在では疑ふものはない。應永十五年に若狹に來着せる南蠻船や同二十六年南九州に來航せる南蠻船が此舊港の船に他ならざる事が信ぜられる。而も右の後の來航船が直接の動機となつて、琉球舊港間の交渉か開かれたのである。本論では以

上の事實を明かにして、些か舊港に就いての所見を併敍したいと思ふ。

一

應永十五年・同十九年に若狹の小濱附近に南蠻船が入港したといふ話は極めて著名であつて、若狹國税所今富名領主代々次第に左の如く記してゐる。

應永十五年六月二十二日に南蕃船着岸、帝王御名亞烈進卿、蕃使々臣（間丸本阿）彼帝より日本の國王への進物、生象一疋・黒山馬一隻・孔雀二對其外色々、彼船同十一月十八日大風に中湊濱へ打上られて破損之間に同十六年に船新造、同十月一日出濱ありて渡唐了、

同十九年六月二十一日南番船二艘着岸有ㇾ之、宿は問丸本阿彌、同八月二十九日に當津出了、御所進物註文有ㇾ之

新村博士は右の南蠻は卽ち舊港を指すものであらうといはれる。（日本と南國との關係 藝文大正四年一月）博士は明史三佛齊傳を引用せられて、永樂五年鄭和が西洋より還る時舊港頭目陳祖義が明軍を詐謀を以て劫かそうと試みたる時施進卿が兵を以て祖義を戮したる事、尋て進卿は其婿を遣して朝貢したるによつて、舊港宣慰司を設けて進卿を宣慰使としたる事を擧げて、若狹着岸の南蠻船は其所

謂帝王亞烈進卿の名によつて判ずると三佛齊國の後なる舊港ならんとし、亞烈又は阿烈は元史に見える阿里と同じく回語にて大の義卽ち亞剌比亞語 Ali の音譯であるまいかといはれてゐる。博士が亞烈進卿の名より舊港の施進卿に想到されたるは確かに慧敏なる考案であつた。然るに故三浦博士は大正十五年四月發表の應永外寇の眞相なる論文にて「然るに余は李氏實錄を見て、此南蠻が爪哇なることを知り得たるは快心の事に屬す」とて、右の南蠻船が爪哇船なる事を力說せられた。（日本史の研究第二輯一一〇一—一一〇三）

爪哇國使臣に關する李朝實錄の文を左に抄記しよう。

太宗實錄六年八月丁酉（○應永十三年、明の永樂四年）

南蕃爪蛙國使陳彥祥、至二全羅道羣山島一、爲二倭所一レ掠、船中所載火雞・孔雀・鸚鵡・鸚哥・沈香・龍腦・胡椒・蘇木・香等諸般藥材・蕃布盡被二刼奪一、被レ虜者六十人、戰死者二十一人、唯男婦共四十人脫レ死上レ岸、彥祥嘗於二甲戌年一（○太祖二年暹羅斛國使として張思道と共に來使し、翌年發還の途倭寇に遭ふて朝鮮に回り、八月書雲副正を授く。本篇第一章四節參照）奉レ使來二聘國朝一、拜二朝奉大夫書雲副正一者也

同　六年九月丁巳朔

爪蛙國使陳彥祥至レ自二全羅道一、從者十七人、命二中官一、饋二于西廊一、各賜二襦衣一襲及笠靴一、其

留船者亦令㆔監司給㆓衣服㆒

同　六年九月壬申

爪哇國陳彥祥等還　上厚賜以遣㆑之、彥祥告㆓議政府㆒曰、永樂四年五月十八日蒙㆓國王差遣㆒、賫㆓擎方物㆒、特爲㆓朝鮮國進賀㆒事、於當年五月二十二日起程、駕㆓坐海船一隻㆒、至㆓閏七月初一日未時㆒、到㆓朝鮮全羅道鎭浦外羣山島外㆒、忽逢㆓倭船一十五隻㆒、當日兩相交戰、至㆔初三日午時㆒、寡不㆑迭㆑衆、力不㆑能㆑加、被㆓刧掠㆒一空、殺死蕃人二十一名、捉去蕃人男婦並六十名、現存㆓性命㆒上㆑岸者、並彥祥男婦並四十名、進賀方物並自己進獻、衆人滿船物貨、盡行㆓被掠㆒、今蒙㆑給㆓賜衣㆒囘㆓還本國㆒、誠恐㆓我國未㆑信㆓遇㆑賊事㆒、意曰說無㆑憑、乞賜㆓囘文㆒、爲㆓照文㆒、又呈曰、永樂四年五月十八日蒙㆓國王敬差㆒、特爲㆘賫㆓擎方物㆒進賀㆖事、於當年五月二十二日起程、駕㆓坐新造二千二百料海船一隻㆒、至㆓閏七月初一日㆒、到㆓朝鮮全羅道鎭浦外羣山島外㆒、不㆑期遭㆓遇倭賊㆒、刧掠一空、只留㆓本船㆒、今蒙㆔使令㆓囘還㆒、乃可㆑駕㆑船水手人等被㆓倭殺害㆒大半、餘者捉去、駕船人少、本船重大、難㆓以乘駕㆒、惟恐㆔洋海儻有㆓疏失㆒性命爲㆑重、今情㆓願將來大船納獻、囘㆓換四十料輕快小船一隻㆒、明年再來、上命許㆑之

同　十二年四月乙亥〇應永十九年、明の永樂十年

爪蛙國亞列陳彥祥遣レ使獻ニ土物一、琉球別種也、其書曰、彥祥稽首頓首百拜申ニ議政府大人閣下一、下僕於前年被ニ倭賊刧害一、感ニ得皇恩一、賜ニ僕衣衫日食一、又賜ニ軍船一、不レ勝ニ犬馬之情一、來至ニ日本國洋內一、船隻漏水、被レ風漂流、失ニ害楨棋一、流至ニ岸邊一、卽時船沈、得ニ性命一、又被ニ倭賊刧ニ盡衣衫一、十分寒凍無レ耐レ之、何感得、日本國王就レ時、差レ使坐ニ駕軍船一隻一、拜ニ禮物一、送至ニ本國一、國王就差レ僕送ニ日本使臣一、回禮船隻因レ風失ニ害楨棋一、又回ニ本國一、至ニ今年七月內一至ニ日本博多地面一、官府留遲未レ及ニ上京一、至ニ明年正・二月一只得ニ上京一、僕想感ニ得前年貴國厚恩一、意欲ニ親身前來叩頭、謝ニ恩干係ニ國家未ニ辨、僕不レ及ニ前來親謝ニ皇恩一、特差ニ孫男實崇一、賚ニ持方物一、前來代拜、感ニ謝厚恩一、蒙ニ大人奏ニ下情無ニ任、叩頭叩頭、伏乞ニ電覽一

同　十二年五月癸巳

買ニ爪哇國人所レ賣秘布十四一

同　十二年五月戊申

日本國宇久殿使人及爪蛙國陳彥祥使人等告還、爪蛙國人曰、日本國人性本貪暴、多竊ニ彥祥財一、恐中路殺レ我、以滅ニ其迹一、願國家護送、政府啓曰、送ニ一兩兵船一、安能禦レ暴、又不レ可ニ多遣送一行

三浦博士は「應永十九年彥祥其國王の命を承けて日本に赴謝せんとせしに、暴風に遭ひて其船破壞したりし爲め、本國に引返し、更に七月迄に日本に來謝せんとして、四月先づ使を朝鮮に遣し土物を進めて先年の恩誼を謝せり」とて應永十九年六月二十一日小濱港に入津せる南蠻鐵船二隻は此豫定の使命を果せるものであると解されたのであるが、先の十三年六月の南蠻船に就いては李朝實錄に記載する所と如何なる關係にあるかを明示された譯ではない。故博士の爪哇船說は其後殆ど定說となつたる如く見える。昭和七年八月薩摩國志布志町にて發見された阿多文書によつて、應永二十六年來朝の南蠻船に就き紹介さるゝ所あつた高柳光壽氏の如きも、「この三浦博士の說はまことに卓見であつて私も全然同意を表するもの」と贊同せられたのみでなく、右の二十六年來着南蠻船も亦爪哇船なるべき事を想像してをられる。又最近昭和六年の前論を補正發表された秋山謙藏氏も大體三浦博士說の要領と一致する。（爪哇船の渡來と象の傳來　日支交涉史所收）唯氏は其間に多少の說明を加へられてゐる。卽ち前掲十二年四月乙亥の條を引用して、應永十三年八月全羅道群山島に於いて倭寇のために襲はれ、太宗より輕舟一隻を賜り爪哇に歸還したる陳彥祥は其際朝鮮に對して明年再來を約したることによつて、其答禮の爲に再び朝鮮に向つたのであるが、其途中日本國洋內に於いて船が破損しまた風に吹きつけられて岸邊に漂着し、こゝ

でまたもや海賊群に襲はれ、日本國王より新たに軍船一隻を受け歸國したことを語つてゐるが、之卽ち應永十五年六月二十二日若狹國小濱に到着せる南蠻船なりとし、又應永十九年閏四月三日（月日は氏の誤記であらう）朝鮮に至つた陳彥祥の一行は同年五月二十五日日本に向ふこととなつて、彼等は七月中に博多に赴く內命を受けてゐる樣であるから博多を目ざしながら小濱津に到着したものと考へられると說かれてゐる。彥祥の呈書に「來至二日本國洋內一、船隻漏レ水、被風漂流、失二害楨楫一、流至二岸邊一、卽時船沈、得二性命一云々」とある條が、若狹國稅所今富名領主代々次第の「南蠻船着岸、帝王御名亞烈進卿、番使々臣 問丸本阿 彼帝より日本の國王への進物生象云々、彼船同十一月十八日大風に中湊濱へ打上られて破損之間に同十六年に船新造云々」とあると對照して景況を全然異にする點を穿鑿する迄もない。實錄に「又賜二軍船一、不レ勝二犬馬之情一」と記すは、太宗六年九月の輕快小船の賜與を述べたもので、「來至二日本國洋內一云々」は直ちに其文を承けて、九月に京城を辭して日本近海に到り難破漂着したものと解すべく、三浦博士の解釋もかやうに說かれてゐるやうであり、秋山氏のいはるゝ如く、一旦此歳爪哇まで歸還し、更に答禮のために再び朝鮮に向つて來航の途中日本近海に漂流したといふは穿ち過ぎてゐる。されば彥祥の漂到地が何處なるにせよ、それは應永十三年內の事にて、小濱來着の南蠻船

とは無關係といはねばならぬ。次に「至二今年七月内一、至二日本博多地面一、官府留遲未レ及二上京一、至二明年正二月一只得二上京一」とあるを、此書契が朝鮮政府に到着せる應永十九年四月以後の事實、即ち豫定の行動と解せられてをり、此點は三浦博士も同斷である。然るに右は七月中に博多に到りしも上京即ち京都に上らんとして官府留遲して果さず、明年正・二月に上京するといふ意味で、官府留遲未レ及二上京一の語は當然此書契を記したる際の過程を示し、博多到着後の起草にかゝるものといはなければならぬ。右の書契は太宗十二年（應永十九年）四月乙亥（二十一日）の條に掲ぐるものであつて、從つて其前年即ち應永十八年七月博多到着以後同年内に記されたものであらう。此際彦祥自ら入鮮したのでなく、孫男實崇をして代らしめた事は書契に明かである。博多より渡鮮の使船等に便搭せしめたものかも知れぬ。秋山氏は彦祥が閏四月頃朝鮮に到り、尋で七月頃博多に赴航する豫定なりし如く記せるも、彦祥自ら入鮮せざりし事は明白にて、「今年七月内至二日本博多地面一云々」を豫定事とせざれば、小濱着津の南蠻船と結合不可能となり、而して豫定事とするためには恐らく三浦博士の如く孫男實崇をして先遣せしめしものと解せざるを得ない。假に同年内實崇が爪哇を先發したものとせば、四月二十一日既に朝鮮政府の手に書契か入るためには、おそくも二月末三月初めには本國を開帆しなければならぬ[1]。當時南海より

支那・朝鮮に向ふには五・六月の西南恒信風の時季に限らるのであるから、二・三月は其時季でない。

若狹着岸の南蠻船に牽引された結果であらうが、彦祥の書狀に對する秋山氏の解釋は自分には理會しかねる。三浦博士の說も其肝要の點にて猶同樣の事がいへる。大體彦祥は應永十三年內に輕快小船を賜つて、日本近海にて漂流し船は沈んで着岸し、海賊の刧掠を蒙つた。日本國王（○幕府と見るべきであらう）より軍船一隻に使臣を駕乘せしめ、彦祥等を本國に護送したのである。そこで爪哇國王は彦祥を使として、日本使臣を送つて報聘せしめた。此回禮船隻は途風のため檣椇を失害して、回國した。そこで（○かゝる場合當時の多くの類例からいふと、翌年の風信期となる）改めて又本國を發し、本年七月に博多に到着した。されば彦祥の此度の來航は日本國王に對する回禮のためであつた事が明かである。然るに官府留遲して、幕府に答禮進奉のため未だ上京せず、來年正・二月頃とならうといふのである。かゝる場合九州探題より幕府へ注進ある事は應永二十六年南蠻船の條にも見える。恐らく幕府と探題との往來等に遲延したものと見える。彦祥は前年の朝鮮の加恩を想ひ親謝せんとする意あるも、其事出來かねるによつて孫男實崇をして代拜感謝せしむるといふのである。彦祥は本來の使命が朝鮮報聘にあるのでない。若し朝鮮報聘を目的とするなら、孫男實崇の代謝

を以てし、自ら日本に留る事は不穩當である。即ち彼は幕府答禮のため上京を俟たねばならぬが故に、孫男をして代謝せしめたといふ意味か、書契にある。此書契を實崇が便を得て渡鮮し、政府の手に納つたるが、應永十九年四月二十一日以前といひ得よう。されば彥祥の博多入港は應永十八年七月の事で、十九年六月小濱津入津の南蠻船とは無關係のものと認定せざるを得ぬ。

秋山氏は兩度の小濱來着南蠻船は爪哇船なりとし、附記して新村博士の說を引き「當時爪哇の國勢は頗る盛んであり、舊港の如きも其の治下に在つたので、亞烈進卿も舊港の副頭目施進卿であるかも知れぬ」と言及された。當時舊港が爪哇に隷屬したるは事實らしいが、進卿は舊港宣慰使を明帝より賜り、支那及び此と密接なる交隣關係に在る日本・朝鮮或は琉球等へ通信を行ふ場合あれば、宣慰使又は此に相當する名義を以てしたのであつて、爪哇又は其國王の名の許に行ふ事はあり得ない。此の事は後に例述する所でもある。若狹着岸の南蠻船につき帝王亞烈進卿と記すは、此船派遣の南蠻國の主宰者としての進卿が遣渡せしめたる事を示してゐる。從つて假に爪哇國使臣と記さるものが、帝王進卿と記さるもの〻派遣とすれば、進卿は爪哇國王とでも詐稱したといふ事にならう。李朝實錄にいふ爪哇國使は絕體に舊港國使ではあり得な

いのである。

應永二十六年南九州來着の南蠻船の顚末は高柳光壽氏によつて昭和七年八月始めて紹介された。（應永年間に於ける南蠻船來航の文書について　史學雜誌　四三ノ八）此南蠻船の一件は後段述べる所と直接に關係する所が多いので高柳氏の記述に從ひ、稍や詳しく紹介しよう。南蠻船關係の文書中時日の早きは應永二十六年のものと推定さるゝもので

南蠻船可レ著二岸當津一（博多）候之處、依二海上怖畏一其方ニ逼留之由注進到來候、不レ可レ然候、仍先京都へ申了、如何ニモ被レ加二御助成一、早々此面ニ被二送越一候者、目出候、就二其態一遣二迎船一候、隨而津々浦々警固事堅申付候、可レ有二御心得一候、恐々謹言

八月五日　　　　道　鎭（花押）

町田飛驒守殿

とある。道鎭はいふまでもなく九州探題澁川道鎭、宛名の町田飛驒守は薩摩の豪族で阿多氏名は家久後に忠淸と稱した。次で十月二十三日附を以て道鎭並に此際既に探題職を襲ふた其子の義俊より南蠻船着岸につき幕府より兩度に及んで探題まで命あつて兵庫津に廻航せしむべきを達せられたる事等を報じ、更に翌年二月十七日附にて義俊、同月二十三日附其重臣と見らるゝ

宗壽なるものより、南蠻船の薩阿多領に滯留するを以て博多に廻航せしむべきを達してゐる。更に又三月二十二日付にて義俊より町田氏宛の書狀に「南蠻船去月十五日可㆑出船㆑之由、自㆓那覇㆒答㆑狀到來候、但又延引候歟云々」として速かに廻航に奔走すべきを達してゐる。又卯月七日附家久より義俊の使者芥河愛阿に與へた書狀案によると、南蠻船の出津準備の際、匠作なるもの大軍にて三月二十七日來襲し、南蠻船を奪取せんとしたるを以て、大に驚き碇を切捨て出航し終つたといふのである。高柳氏の考證によれば匠作は多分島津久豐で當時家久と敵對關係にあつたといふ。高柳氏は又南蠻船來着の場所は川邊郡泊津ならんかと推想され、一方阿多郡の某所かとの疑も殘してをられる。氏が此南蠻船を以て爪哇船と解釋されてゐる事前述の如くであるが、是は小濱津來着の南蠻船を以て爪哇船とする説よりの着想以外に他事ある譯でない。

小濱津着岸の南蠻船を考へるに先だち、考論の便宜上南九州來航のそれを數へよう。私は本年（昭和十年）三月末沖繩縣立圖書館を訪ひ、此處に寄託保存さるゝ歷代寶案中より琉球・舊港關係の文書九通を獲た。歷代寶案は昭和七年頃の發見にかゝり翌八年十一月圖書館に寄託されたるもので、久米村居住の閩人裔孫の秉掌せる外交文書案を集成せるもので、現存するもの百六十二冊洪熙元年より同治六年に至る文書を收む。第一集は康熙三十六年に久米村人の尊崇せる天

妃宮に保藏する寶案を重修せるもので四十九卷現存四十二冊〇第二篇第一章第一節註參照第二集は雍正七年に抄成せるもので康熙三十六年以後雍正五年迄の文案を修め、以後連年續脩せるものである。現存の寶案は天妃宮に保存され、最近には久米村居住の人々の間に轉々祕藏されしものである。舊港關係の最も古きものに左の文案がある。

琉球國王相懷機端肅奉ニ書

舊港國管事官閣下一、自ニ永樂十九年間一、准ニ日本國九州官源道鎭送到一、舊港施主烈智孫差來那弗答鄧子昌等二十餘名到レ國、告乞ニ遞送回ト國、准レ此、緣レ無ニ能諳火長一思係ニ遠人一難ニ以久留一、未敢擅便除啓

國王敬蒙、卽使差令ニ正使闍那結制等、駕ニ使海船一隻一、已到ニ暹羅國一、仍行レ乞レ爲ニ轉送一□未レ知ニ到否一、今有下本國頭目實達魯等駕ニ□（使カ）小船一隻一、裝ニ載磁器等貨一、到ニ貴國一、買賣上、仍令ニ尺楮付ニ實達魯一、前ニ到

舊港管事官前一、告稟回報、今備ニ禮物一馳送、少伸ニ遠意一、萬望レ笑ニ留所ニ有、今去人船煩ニ爲寛容買賣一、趕趁風迅回レ國、庶爲ニ四海一家一、永通ニ往來一便益、今將ニ禮物一開ニ坐于后一、草字不レ宜

今開

素段五匹　鎖子甲貳領
衮刀貳柄　腰刀貳柄
摺扇拾把
宣德三年拾月初五日奉書

右に據れば永樂十九年卽ち應永二十八年に九州官（探題は實は其子義俊に讓つてゐた）澁川道鎭より舊港の施主烈智孫の派遣せる那弗答鄧子昌等二十餘名を琉球に送到し、鄧子昌等は遞送回國を乞ふたが、當時は琉球舊港間には直接の交涉が無かつたので、暹羅に派遣せる正使闍那結制の船に便乘せしめ暹羅より轉送せしめたのである。それは多分永樂二十一年以前の事であらう(2)。而して宣德三年冬實達魯等が磁器等を積んで舊港に行き貿易せんとするに際して書を付して鄧子昌等の安着如何を問はしめ、寬容なる貿易の許諾を乞ふたのである。然し宣德三年九月二十四日付琉球國王の暹羅國王宛咨文によれば、實達魯は暹羅に赴く正使として天字號海船一隻に駕して派遣さるる事になつてゐるから、按ふに先づ暹羅に行き次で舊港に到つたのである。寶案所收の右文案の後に一往舊港へと加筆してゐるのは卽ち之がためである。

施主烈智孫とは恐らく舊港宣慰使たりし施進卿の子濟孫 Chi-sun であらう。皇明實錄の永樂

二十二年正月甲辰二十七日の條に

舊港故宣慰使施進卿之子濟孫、遣₂使丘彥誠₁、請₂襲₂父職₁、並言₂印爲₂火所₁毀、上命₂濟孫₁、襲₂宣慰使₁、賜₂紗帽・花銀金帶・金織文綺・襲衣・銀印₁、令₂中官鄭和賫往給₁之

とある。進卿は永樂十四年春頃には生存してゐたと認むべき節があるが、其後間もなく沒したらしい。施士烈智孫の施は姓、智孫は名で、士烈は支那書に室利・悉利・偲俚・悉里等種々記す所の梵語の Sri であらうと思ふ。彼と此使船派遣の際は未だ宣慰使に補任されてゐなかつた事はいふまでもないが、是に就いては猶後述する。那弗答鄧子昌の那弗答は波斯語の na-khuda 馬來語の nakhada の音譯であらう。[3] the master of a native vessel の義である。Hob. Job. p. 612 William Marsden, Dictionary of the Malayan Language, p. 338 右の書は琉球國王相懷機より舊港管事官に宛てたるを注意すべきである。懷機は景泰三年那覇首里間の長虹堤を築成せる人として有名であるが、朝鮮暹羅を始め、後の爪哇滿剌加等の諸國との頻繁なる交渉は琉球國王の咨文を以て爲されたるに對し、舊港間の九通の文書は孰れも國相懷機の名で行はれてゐる。宣慰使進卿及び其後繼者の位置に就いては、琉球側にても略ぼ通ずる所があつたものと見える。

右の文に據れば永樂十九年卽ち應永二十八年施主烈智孫の使者鄧子昌等は道鎭の手にて琉球

に送致されてゐる　此事より何人も應永二十六年南九州來着の南蠻船の事實を想起せざるを得ないであらう　阿多文書によれば二十七年三月二十三日匠作なるもの、來襲せるため南蠻船は町田領の海岸より開帆せし事を以て其消息を絶つてゐる　澁川道鎭・義俊父子が頻に其博多廻航を命じ、又南蠻船來航の目的地が内外商船物貨の輻輳地たりし博多に存した事は「南蠻船可レ著二岸當津（博多）一候之條云々」とあつて明瞭である。　町田領に其遷延遲留したるは高柳氏の考へられたる如く、寧ろ町田氏等の押留によりしなるべく、二十七年二月十五日には澁川氏宛那弗答より博多に向け出航する旨の狀あり、而も延引してゐるのである　町田領出航の後南蠻船の一行は博多に到り、道鎭父子にも謁したのであらう。かくて翌年の東北恒信風期に琉球迄道鎭の保護にて送られ、琉球より暹羅を經て舊港に轉送されたものと思はれる。右の經過より考ふるに南蠻船は町田領出航以後に、何れの處にてか風波か海賊かのため破壞し去つたのであらう。三月二十二日付義俊の狀に見ゆる那弗答は、卽ち那弗答鄧子昌を指すものと思ふ。義俊は明白に那弗答の書狀に從つて那弗答と記してゐるし、懷機の書狀も道鎭の送狀か鄧子昌等の告文に從つて那弗答の文字を使用したるものであらう。支那では之を喇噠・哪嗒・剌達握・南和達等種々に書くが、那弗答の文字の充用の例は餘り見ない。而して、那弗答の文字の一致する事も

南九州來着南蠻船の那弗答卽ち鄧子昌と見るべき一の傍證となるであらう。

應永十五年同十九年小濱來着の南蠻船が爪哇船たるべき何等直接の關係を有せざる事は前述の如くである。唯從來此南蠻船の本國を考ふべき史料は全然國內になく、又一方爪哇船が此頃我が近海に來り又我が國にも交渉を有したる事は李朝實錄の明示する所なるを以て、小濱來着の南蠻船も亦爪哇船にあらざるやの推想を與ふる餘地あるに過ぎぬ。然るに應永二十六年來朝の南蠻船が既に舊港船とせんか、かの小濱來着の南蠻船も同樣の設想の餘地を有ち得るであらう。應永十九年の來着南蠻船は爪哇船たるや舊港船たるやの確證の出現は將來に俟つべきものとしても、恐らく爪哇船にあらざる事は消極的には證し得るのでないか。爪哇船は既に應永十八年七月博多に來航してゐて、十九年六月小濱着岸船の本國發船の頃には未だ歸國してをらぬ筈である。當時の我が國と南海との交渉狀況より推して、かく連年の發船は先づ考慮し難い。然しその決定は暫く措き應永十五年の船の舊港船たるは疑を容れぬ。卽ち亞烈進卿は舊港宣慰使施進卿なる事は動かすべからざる事實である。應永二十六年來着船は進卿の沒後其子濟孫の派遣したもので、恐らく父の先蹤に從つたものであらう。

(1) 永樂四年には五月二十二日に爪哇を出で閏七月一日群山島外に着したといふから、此間六十八日を要

してゐる。鄭和第七次の西征には閩江河口の五虎門から爪哇まで全古城の滞在日を除き航行日數のみで四十一日を費してをり、古城より爪哇まで二十五日を要した。古里より忽魯謨斯の遣使に朝貢洋海まで暹羅斛より四十日を要するといつてゐる。琉球より滿剌加に到るに同じく約四十日を要する事が、葡萄牙人の記錄に見える。按ふに爪哇より蘭領近海に到るには約二ケ月近くを必要としたであらう。

(2) 既に本篇第一に述べたる如く、宣官貢等のため琉球では永樂二十二年暹羅の通船は中止した。洪熙元年以後の暹羅遣船の使者名は大體知り得るが、宣德三年までには同國派遣船の名はない。

(3) Reinaud は馬來語 Na Khoda は波斯語より出でたといふ。明の黄衷の海語、滿剌加の條に「其尊官稱二姑郎伽邪一、(Orang kaya noble man であらう) 有二南和達一、富民之稱、南和達一艘、可載數千料、象牙、犀角、西洋布、珠貝、香品若何也」とある。南和達 nacoda は富商で貿易をなす事を記してゐるが、Yule などは元來は船舶を積めるは船主の意味であるといつてゐる。支那では綱之を呼ぶ(華夷文字彙卷四 刺達類雜記)に書く。

二

琉球より鄧子昌一行を舊港に送致せる事を直接の機緣として兩國間に交渉が開始さるゝ事となつた。右に關する往復文書はすべて九通現存するが、此文書は史料の乏しき舊港の歷史に對

一三 歴代寶案 卷之四十一 舊港宛王相懷機奉書

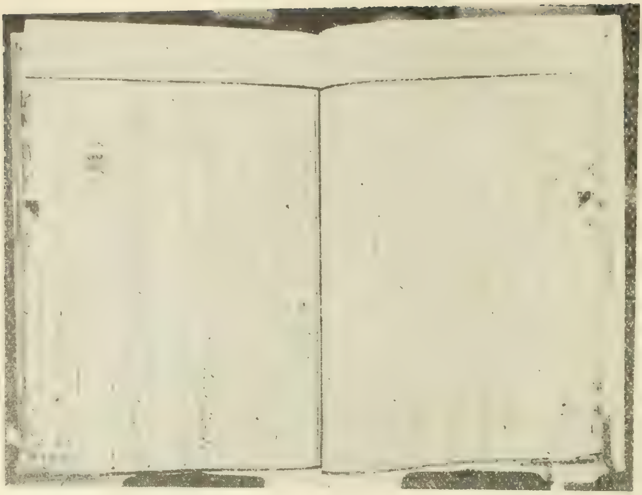

沖繩縣立圖書館所藏

しても若干の史料たり得るを以て、旁々左に列擧する。

（一） 琉球國王相懷機端肅奉二書

三佛齊國舊港僧亞剌吳　閣下一　自二宣德四年六月內一、蒙下

貴國遣二來財賦察陽等一、附二搭本國船隻一、賫中捧

箋文禮物上、到レ彼、蒙此本國人船、多蒙管二行寬容

買賣一、承二惠

貴國奇異罕物一、並賜二卑爵奇物速行類進一、及茲來

使

啓見、敬二奉

王令旨一、多感二厚意一、看二得人船一、又送二禮物一、使賞二

來使衣服一、好看管待、就備二禮物一、速行二回謝一、

遣レ使駕レ船護二送回レ國一、敬レ此除二敬遵一外、本□

欲二隨卽遣一レ船、奈缺二甘貨一、以至延、今特遣二使者馬結制等一、管二送禮物一、領二駕人船一、護二送來使蔡陽泰一回レ國、並備二尺楮一、前詣二陛內一、少伸二遠意一、萬望二收留一、煩念二四海一家一、今去人時裝二載磁器等物一、煩二爲官買賣一、回レ還寡人國、今將二禮物一開二坐于后一、草字不レ宣、伏乞二
照鑑一

今開

馬貳疋　　閃色段拾匹

段五疋　　羅三匹

宣德五年十月十八日王相懷機

（二）　琉球國王相懷機端肅奉二書

三佛齊國寶安邦本目娘粧前一、自二宣德肆年陸月內一、承二得封書一、送二到奇物一、就二付本國船隻一前來、卑爵
啓進、

敬奉二

王令旨一感二得遠信一、備二知書中一、合レ遣二人船一、特去回謝、敬レ此敬遵外、得レ観二翰墨內壹節一、忝二見前年間貴處人船到一レ彼、本欲二差レ使[護カ]□送一、缺二無火長一、致レ送二暹羅國一、甚是有レ愧、所レ差船隻會問之間、多蒙二管待一、並送二奇物一、感二謝厚意一、今特正使達旦尼等領二駕人船一、賚送禮物一、前詣回謝、幸希二收納一、今去人船專托二顧眄一、煩三為作二成寬容買賣一、完日發、趁風迅回レ國、永結二四海一家一、為□、草字不レ宜、伏乞二　照鑑一

閃色段參匹　青段貳匹　腰刀貳把

宣德伍年拾月拾捌日　王相懷　奉書

（三）　三佛齊國寶林邦□[粧カ]次　本頭娘稽首再拜、卽日孟春、謹時伏惟

琉球國公卿王相　臺座　謹貴不謂謙仁貺物答敎佩服厚意退揆缺然、自二宣德五年十二月十一日一受到寄來批信、大膽收受、齊全感謝、

鈞候興居多福、仰二依大夏帡幪之庇一、尙二稽一瞻仰鈞庭一、此承二藻翰一誨諒、復二少禮一鶴二俟治報一、

迨レ今慊然、昨承ニ教帖一、諒蒙ニ恕
　照一、今特
貴國本船回還、賚ニ寄禮物一、前詣回謝、幸希ニ收納一、今來人船買賣完備、趕趁風汛前ニ往處所一、
草字不レ專、伏乞
　ニ頓納一
　　苾布貳匹　長文節智壹塊
　　頂□壹匹　沈香壹拾斤
宣德六年二月初三日　本頭娘再拜奉書

（四）　三佛齊國寶林邦愚婦俾那智施氏大娘仔百拜上ニ書
琉球國王相尊候臺前一、拜ニ達台誨一、倏易歲華權ニ掌
當朝之大事一、卽日仲春、謹時敬惟
公庭清逸、鈞候納福無レ量、自ニ宣德五年一船隻前來到レ邦、明稱ニ
貴國王庭仁義禮祝一、未レ由下參ニ拜均堦一少意奉讀上、草邦賤國希ニ少貴物一、今見ニ便船回ニ國、博禮

貢奉、進二表鵝毛之意一、草字不レ專、伏乞二笑納一、

今開奉來博禮

紅花布被面一合

紅花布頂子一合

青花文佃布二合

象牙二條

淡桥仙酒四埕

宣德六年二月初三日愚婦俾那智施氏大娘仔百拜奉書

（五）　琉球國王相府王相懷　端拜奉二書

三佛齊國舊港管事官閣下一、近自二卑爵一敬二奉

王旨一、敬レ此、除二敬依奉行一外、今遣二正使阿普尼是等一、坐二駕安字號海船壹隻一、領二齎禮物一、詣二前去送遠信一、萬望二收受一、永結二四海一家一、相二通音好一、仍煩三申令二人船從レ便買賣一、趂風時月回還、及照二已先宣德五年本國遣使一、駕船前至、甚蒙二回奉禮意一、到レ國已（逮カ）行類進、喜受、敬レ此、合レ行二拜謝知會一、今將二送信物件一、開二坐數目于後一、草字不レ專、伏希二照亮一

今開

各色段十一匹　　各色[illegible]九匹　　各色紗五匹

正統三年十月初四日

（六八）琉球國王相府王相懷　端肅奉書

三佛齊國寶林邦施氏大娘仔稚前、自於宣德六年、其感珎奇好信及書一封就付來使船隻回國、已憑喜受收訖、向後累欲遣使慶達

貴國、爲少火長、以致疎曠年深、其多感厚意、銘心不忘、爲此今備微誠奉謝、遣使齎送信物、以表遠意、萬幸笑納、是［結カ］四海一家、永通心盟、仍望共成柔恤遠來人船早令從便買賣回國、今將禮物開坐于後、草字不專、萬

望

心照

今開

漆盤中樣貳伯箇　漆椀貳伯箇

正統三年十月二十六日

（七） 琉球國王相府王相懷　端肅奉二書

三佛齊國寶林邦本頭娘粧前一、得知先於宣德六年間甚謝二好信一、憑書收訖、向後却少下能諳二海道一火長上、以致二疎曠一多年、今令下正使伍寶佳勃也齎二捧遠書一、代面奉謝備送上、意幸希二收納一、是心照二四海一家一、永通二音好一、更煩三共成憐二恤遠來船一、早令二買賣回一レ國、今將二禮物一開二坐數于後一、草字不レ專、幸希二心照一

今開

正統五年九月　日

（八） 琉球國王相府王相懷機　端肅奉二書

貴國三佛齊舊港寶林邦施氏大娘　粧前一、自二於宣德六年一、甚喜收下見珎寶奇並書壹封所上付二本國來使船回レ國、遂一憑二書收訖、向後果欲三回謝慶達二

貴國、却少航海火長、以致疎曠多年、其感激之心不忘朝夕、爲此今備禮物、馳送以表
遠意、惟盟心四海一家、萬容酬謝、仍希笑□□□□□懷遠方、早令下今次人船從□□□（買賣閲も）
（國令開）□、□□禮物干後、草字不專、萬望
心照
今開
白段二匹　　漆盤中樣二百箇　　漆棧二百箇
正統五年十月初四日
琉球國王相府王相懷機　端肅奉復

猶他に宣德三年の使船に附したる同年九月二十四日付の執照一通がある。
宣德三年末に舊港に向つた實達魯の船は(一)(二)の文書によれば宣德四年六月に琉球に歸國してゐる。琉球船の囘國に際して舊港の僣亞刺吳より財賦察陽等を同船せしめて、箋文禮物を進め、懷機にも奇物を贈る所あり、又寶安邦本目娘よりも封書禮物を進めた。琉球では翌五年十月僣亞刺吳宛に正使步馬結制を遣して舊港來使を護送し、又本目娘宛に正使達且尼を遣して夫々禮物並に懷機の奉書を進め、琉球船裝載の磁器等の貨物の貿易に寛容ならん事を請ふ

た通常正使と記さるものは各一船を駕領すべきであるが、此場合は或は一隻に同駕したかも知れぬ。此船は(三)(四)によれば同年十月十日に舊港に到着した。右の僧亞剌吳とは何人か、又固有名詞か普通名詞か判然しないが、恐らく普通名詞である。寶安邦本目娘の寶安邦は(三)以下の文書に見ゆる寶林邦と同じく Palimbang の音譯で、明史三佛齊傳に「(洪武七年)王麻那哈寶林邦遣使來貢」とある寶林邦も同じである。此宣德五年末來着の琉球船に對して、舊港では翌六年夏の出發の前に、本頭娘及び俾那智施氏大娘仔の二女から封書を寄せ禮物を贈つてゐる。此時は舊港の使節は同行しなかつたらしい。六年間を經て正統三年十月琉球より正使阿尼是を派し、安字號海船一隻に駕せしめ、禮物並に懷機の書を送つてゐる。其一通は舊港管事官に宛て、先の宣德五年往訪の船の厚遇を得たるを謝し、他は施氏大娘仔に宛てゝゐる所を見ると、本頭娘が即ち舊港管事官に相當するものなる事は明かであり、更に又僧亞剌吳が本頭娘に本目娘が施氏大娘仔に各當るやうであるが、俾那智施氏大娘仔の俾那智は懷機の書に單に施氏大娘仔と宛てゝあり、身分的稱號なる事を察せしめるが、俾那智 Pi-na-chi は馬來語の perwatin Pematin の音譯ではないかと思ふ。之は印度諸島に於いて頭目の稱で特にスマトラにて用ひられてゐるといふ、[illegible] 本頭娘・本目娘等も結局女頭目といふ程の意味であら

う。正統三年の琉球國船に應ふる答書は遂に書さなかつたらしく、（七）（八）の文書に其事を記さずして唯宣徳六年の好信禮物を云々してゐるのみである。琉球には更に翌々年正統五年正使伍寶佳勃也を派して禮物を送り書を本頭娘施氏大娘に寄せてゐるが、以後兩國往復の文案は斷えてゐる、按ふに之は史料の亡佚したといふよりは、舊港側の態度が極めて消極的で琉球國船に附して使節を派したるも唯一回で、封書・禮物を附送するのみとなり、後には之をも缺く事となつて其通交も消滅し去つたものと解せられる。更にいへば後にも說く如く舊港は當時多く外國貿易に依存して繁榮を保つたが、其衰萎のため琉球船を最早誘致し難くなつたのである。

然らば本頭娘施氏大娘仔とは如何なる女性であらうか、馬歡の記錄榮編本瀛涯勝覧の舊港國の條に「就賜㆓施進卿冠帶㆒、歸㆓舊港㆒爲㆓大頭目㆒、以王㆓其地㆒、本人死、位不ㇾ傳ㇾ子、是其女施二姐爲ㇾ王」とある。施二姐は此處では施進卿の第二女といふ意にとれるから、二人の女があつた事は確かである。瀛涯勝覧では二姐が進卿の後を承けて華僑の頭目となつたといふ。寶案に收むる前掲文案の本頭娘施氏大娘仔は施氏の二人の女に當るものと考へる。本頭娘を舊港管事官と記してゐるから恐らく之が二姐であるまいか。舊港が寶林邦と同一なる事は此等文案にても明白であるが、宣徳頃施進卿の女二人が、舊港の頭目として臨んだ事も殆ど疑問の餘地はない。

唯三佛齊と寶林邦と、濟孫と本頭娘施氏大娘仔との關係を次に考へようと思ふ。

三

舊港がスマトラの Palimbang なる事は今日東西學者共に異論のない所であるが、三佛齊と舊港との關係に就いては論議の無い譯でない。

先づ明代の三佛齊國に關する記錄中に、前代記錄の單なる受繼ぎの類を除き當代の史實に現はれたものを考へよう。明史三佛齊傳に「洪武三年太祖遣二行人趙述一詔二諭其國一、明年其王馬哈剌札八剌卜遣レ使奉二金葉表一隨入、貢二黑熊。火雞。孔雀・五色鸚鵡。諸香。苾布・兜羅被諸物一、詔賜二大統曆及錦綺一有レ差、戶部言、其貨舶至二泉州一、宜レ徵レ稅、命勿レ徵、六年王怛麻沙那阿者遣レ使朝貢、又一表賀二明年正旦一、時其國有二三王一、七年王麻那哈寶林邦遣レ使來貢、八年正月復貢、九月王僧伽烈宇蘭遣レ使隨下招二諭拂菻國一朝使上入貢、九年怛麻沙那阿者卒、子麻那者巫里嗣、明年遣レ使貢二犀・牛・黑熊・火雞・白猴・紅綠鸚鵡・龜筒及丁香・米・腦諸物一、使者言嗣子不下敢擅立上、請二命於朝一、天子嘉二其義一、命二使臣一齎二印敕封爲三三佛齊國王二一」とある。怛麻沙那阿者麻沙者巫里は父子で同一家であるから、洪武初年に三佛齊に四王家あつた如く見える。然し

「時其國有三三王一」と明記してをり、何喬遠ノ名山藏王享記三佛齊ノ條に「國王馬哈剌札剌（）中略卒、怛麻來沙那亞者嗣」とあつて此に從へば三王家といふのは前後合致するやうである。馬那哈寶林邦は Maharaja of Palimbang であつて、舊港の地に居つたものであらう。怛麻沙那阿者 Tan-ma-sa-na-ho を Tumasik 即ち新嘉坡の王ではないかと疑ふものもあるが、確かでない。Winsted op. cit. p. 36 然し他の二王家はパレンバン以外の地に居つた事は明かである。

明史に前述の文を承けて「時爪哇強、已威二服三佛齊一而役二屬之一、聞三天朝封爲二國王一、與レ己埒則大怒、遣レ人誘二朝使一邀二殺之一」とあり、又洪武三十年に暹羅に移して移咨に轉達せしめ三佛齊が所謂聲敎を梗するを咎め爪哇をして三佛齊に告諭せしめた公文を載せて「時爪哇已破二三佛齊一、據二其國一改二其名一曰二舊港一三佛齊遂亡」とある。爪哇が三佛齊を威服し役屬したるは明史に於いても洪武初年已にかくあつた事を記してゐる。皇明實錄に洪武三十年八月禮部が諸番國使臣客旅不通の事を奏したるに、太祖の言として胡惟庸の謀亂（洪武十三年）に關聯して三佛齊は明との關係を絶ち、其使臣到るを拒けたので爪哇國王聞知して三佛齊を戒飭し使臣を送還せしめたといふ。爪哇國に直接遣使して三佛齊が中途にて阻む恐ありとて、太祖は禮部をして暹羅國王に移文し爪哇國に轉達して、其統屬に係る三佛齊に告諭せしめたのである。

爪哇のスマトラ來征は之より先屢々行はれ一二八六年には Krtanagara 王の軍スマトラに來征して、一二八六年の Jambi の碑文によれば、スマトラ及び其王の Srimat Tribhuwanaraja Mauliwarmadewa を征服した。一三三八年より一三六五年に至る間に Majapahit 王朝は Jambi, Palimbang, Minankabau 等全スマトラを服屬せしめたのである。

明史に洪武三十年の詔諭の事に次いで、爪哇が三佛齊に據つて舊港と改め三佛齊亡ぶと記してゐる。名山藏には「永樂年中竟爲二爪哇所一幷國亡、廢二其國都一曰二舊港一」とある。然し舊港の名は元の汪大淵の島夷志略に見ゆる所であるから洪武末年乃至永樂初年に始つた譯ではない。茅瑞徵の皇明象胥錄に「三佛齊國在二東南海中一、即舊港又名二浡淋一」といひ、又別に「或云、三佛齊王號二詹卑一、今王所部稱二詹卑國一、而其都爲二爪哇所一破、更名二舊港一、以別二於新村一云々」とある。故藤田博士は詹卑は王號にあらずして地名であり、新村は元時にあらずして明時に見ゆる名であるから舊港が新村に對する名稱とするは憶説に過ぎずとされた。象胥錄の一説では三佛齊即舊港の國王は Jambi に移り、爪哇の新村に對して其都を舊港と稱したといふ。舊港は Palimbang である事は明人も疑はなかつたから、即ち三佛齊の都が Jambi に移つたから、舊都を舊港と稱したといふ。故に之等の記事を綜合したと思はるる東西洋考に「今王所部詹卑國、

而故都爲爪哇所破、更名舊港云々」とある。

明史のいふ如く「爪哇已破三佛齊、據其國、改其名曰舊港」だけでは、舊港改名の事由が徹底しない。之に此地が三佛齊の故都であつたといふ説が加味されて、改名の意味が餘程判然するであらう。唯之は明代の事實ではない。爪哇のスマトラ征服は明以前に在つたが、舊港遷都なる事が果して何時頃行はれたかといふ事が問題として殘る。

然し猶考ふれば、明の史乘に舊港の名が皆洪武、永樂間に始つた如く記すは意味のない事ではない。舊港の名は室利佛逝・三佛齊・寶林邦等の名と相違して、支那人の呼稱に出でた事を示してゐる。土語の音譯ではなくて、支那人が或る意味を以て稱したものである。明初に於いては支那關係に現はれた歴史的の面に見える三佛齊・寶林邦の稱が使用されてゐる。舊港の名が一般的となつたるは、換言せば此名を使用する機會が多くなつたるは、永樂初年以後であらう。之は華僑の頭目が此地に據つて土地を統率する狀に至つた事に密接な關係を有つものと思ふ。

汪大淵の島夷志略は至正九年（一三四九年）以前に出來たものといふ。此書によれば舊港及三佛齊の各記載がある。而して舊港が Palimbang なる事は異論はない。然らば三佛齊に Palimbang

にあらざる筈である。三佛齊の條に

自二龍牙門一去、五晝夜至二其國一、人多姓蒲、習二水陸戰一、官兵服藥、刀兵不レ能レ傷、以レ此雄二諸國一、其地人烟稠密、田土沃美、氣候暖、春夏常雨俗淳、男女椎髻、穿二青棉布頭衫一、繫二東冲布一、喜二潔淨一、故于水上架レ屋、採レ蚌爲レ鮓、煮レ海爲レ鹽、釀レ秫爲レ酒、有二酋長一、地產二梅花・片腦・中等降眞香・檳榔・木棉布・細花木一、貿易之貨用二色絹・紅硝珠・絲布・花布・銅鐵鍋之屬一、舊傳、其國地忽穴、出牛數萬、人取食レ之、後用二竹木一塞レ之、乃絕

とある。右の內「人多姓蒲」―「習水陸戰」―「其國地忽穴、出牛數萬、人取食之、後用竹木塞之、乃絕」は諸蕃志を、「官兵服藥、刀兵不能傷」は周去非の嶺外代答の文を直接に襲用してゐる。藤田博士は龍牙門はヒルト氏等の Lingga 峽及び島となすに反對して新嘉坡として、此處より五晝夜を要すれば Jambi なりとせらるゝのであるが、舊港の別地たる三佛齊は自ら Jambi に宛てざるを得ぬ。(2) 趙汝适の諸蕃志は「故汝适得二於福州見二其市易一、然則是書所レ見、皆得二諸見聞一、親爲二詢訪一(欽定四庫全書總目卷七十一)」とある如く、汝适が福建の提擧市舶司時代の見聞に基き記述せるものといひ、其提擧市舶司たりしは嘉定年間 A. D. 1208—1224 といふ。此諸蕃志三佛齊の土俗產物等に關する記載が島夷志略の記載に類する事は、之が同じく Jambi なりとするに、さ

して有力な證左とはならぬが、其屬邦に巴林馮を見出す事も、殆ど Jambi 說を決定的ならしめる。巴林馮はいふまでもなく Palimbang である。嶺外代答は淳熙五年 A. D. 1178 の撰であつて、諸蕃志の三佛齊の記事も之に據る所尠くなかつた如く見ゆるが、其文に差異ある事も感知し得る　然し本書に屬國として佛羅安國を擧げて巴林馮を記さず、元豐二年七月詹卑國使を遣して來貢せしめたとあるを注意しなければならぬ　宋史三佛齊傳には其王號二詹卑一とあるは或は宋會要にいふ三佛齊詹卑國王の詹卑を王號と誤つたのではあるまいか。宋史に（元豐）三年廣州南蠻綱首、以二其王管國事國王之女唐字書一寄二龍腦及布一、與二提擧市舶孫迥一、迥不二敢受一言二於朝一、詔令二估直輸一レ之、官悉市帛以報一」とあるは宋會要元豐五年十月十七日の條に「廣東轉運副使兼提擧市舶司孫迥言、南番綱首持二三佛齊詹卑國主及主管國事國主之女唐字書一寄二臣龍腦二百二十七兩・布十三疋一」とあると同一事であらう。宋史にては主管國事たる國主の女と記す其國王は三佛齊王を意味し、會要では同じ國主は三佛齊詹卑國主を指すのであるから、宋史では詹卑國王を三佛齊王と解釋した筈である。詹卑を三佛齊の王號としたるは此故であらう。三佛齊王の名を以て遣使するは三佛齊の主宰者たるに於いてはパレンバンたるにせよ詹卑たるにせよ當然であるが、三佛齊詹卑國主の遣使の事實は詹卑國主が三佛齊の主宰者たらずして、

其勢下に在る一國たるを推知せしめるものである。宋會要には猶元豐二年七月三日三佛齊詹卑國使來貢方物とあり、桑田六郎氏の引かれた續資治通鑑長編（卷二九九）に七月己巳三佛齊詹卑國使來貢とある。嶺外代答に元豐二年七月詹卑國使を遣し來貢すとし、長編の編者が註に「詹卑國當考二十七日並八月二十二日賜二三佛齊一、亦不レ及二詹卑一、元豐五年十月十七日合二參照一」とて七月癸巳（二十七日）八月丁巳（二十二日）に三佛齊國使に賜物あるを記すは、代答と同じく詹卑國使を三佛齊よりの遣使と觀たらしいが、詹卑國は明かに三佛齊とは別に考へてゐる。(3)

三佛齊の名は宋時に始めて記さるが、唐代の室利佛逝 Sri Vijaja の訛音といふ。西暦六八三年頃其都は Palimbang にあつた事は Coédès 氏の說ける如く其近傍の Tatang river より出でし碑文によつて確實に知られる。其後 Sri Vijaja の推移に曲折があるが、それは今當面の問題ではない。唯茲には嶺外代答編纂の頃には三佛齊の首都は Palimbang にありと認められ、更に確實にいはゞ元豐五年 A. D. 1082 頃には詹卑にあらずしてパレンバンにありと認定する。Coédès 氏も既にいへる如く諸蕃志の記事は代答の記事を寫してゐるとしても、Palimbang を屬國の內に加へて Malāyu (Jambi) に就き述べてをり、Palimbang でなくして Malāyu 卽ち Jambi が國の首腦であつた事を暗示してゐるのであり、此は汝适の新見聞に基くものと思はれ

る。

Leiden 大學教授 N. J. Krom 氏は「室利佛逝（三佛齊）の衰退に就いての覺書」なる論文にて、從來明史等によつて Palimbang なる三佛齊の滅亡が一三七六・七年（洪武九・十年）にありとする說を廢して、それは一二八〇年頃としてゐる。即ち氏は Jaiya の碑を建設せる Çandrabhanu 王は三佛齊王とし、一二三六年、一二五六年の兩度錫蘭遠征を試みてゐるが、此最後の遠征の結果が三佛齊衰退の原因となり遂に Malāyu 國が之に代つてスマトラの宗主權を掌握したといふ。Malāyu 國は十二世紀以來三佛齊に征服されて忘却されてゐたが、一二八〇年頃再び現はれて來たので元史に一二八一年（至元十八年）其入貢の記載がある（Mededeelingen der Koninklijke Akademie van Wetenschappen, Afdeeling Letterkunde, Deel, 62, Serie B, No. 5. Amsterdam 1926, pp. 149—171.）此 Malāyu 國を Jambi とする事は Y. P. Rouffaer 氏が一九二一年の Bijdragen tot de taallanden volkenkunde van Nederlandsch-Indië 誌上に長文の論文を發表してをり、Krom, Coédès 氏等皆之を定說としてゐる。然るに Coédès 氏は一九二七年の同誌上に A propos de la Chute du Royaume de Çrivijaya (Deel 83, 459—472) なる論文を發表して Malāyu 國の解放と三佛齊國の轉落とは (Krom 氏に比し) 今一世紀前迄遡り得るので、一一七八—八三年の間にあり Pararaton が Krtanagara 王の遠征に就き語つて

ゐるのは、スマトラ一般を指してゐるのでなく Malāyu 王國卽ち Jambi 王國をいつてをり、此王國は一世紀前より三佛齊國卽ち Palimbang を繼承せるものであると述べてゐる。氏は Jaiya の碑文の Candrabhanu 王は室利佛逝國王の七七五年の碑に室利佛逝首領の名を記したる先例に反して唯 Tanbralinga の首領の名を刻し又 Candrabhanu 王の家族が三佛齊王のそれの名と異る等の理由を擧げて三佛齊王にあらずして Jabaka なる地方の領主に過ぎずとし、Jabaka の名は Tanbralinga に住む人々を指して呼び、十三世紀中頃にタイ人が此地方に接觸して六昆の名を與へたのであるとし、當時王は Malāyu 王國の下に歸屬してゐたと主張する。此碑は一二三〇年の建設と考へられたが、更に Malāyu 王國の名は Grahi の碑文に現はれ、此碑の年代は一一八三年のものと推定し、三佛齊の宗主權は此際には Malāyu 王國卽ち Jambi 王國が握つたに相違ないと考へる。而して宋史等によれば淳熙五年（一一七八年）三佛齊王の入貢が記されるから Palimbang より Jambi への宗主權の移動は一一七八—一一八三年の間にあるといふのである。Coedes 氏は猶三佛齊の一屬國たる詹卑國の王族が主權をとつて代つたものなる事を想像してゐる。(40)

三佛齊の主權が詹卑に移轉した後に、此地は Palimbang と共に爪哇の征服する所となつて、

益々衰微した。一三六五年の Nagarakrtagama に據れば、嘗ては三佛齊の屬邦であつた地方を含む Pahang, Ujong, Langkasuka, Kelantan 等馬來半島の部分も爪哇の屬國となつてゐた。三佛齊王として Jambi 王の統制力が近隣の地方に如何程の程度に維持されたかは疑問である。されど明初猶三佛齊王の名で遣使せるものがあつて、三佛齊に三王あつたといふ。麻那哈寶林邦は其一であるが、彼が Palimbang 王として遣使した事は、彼が三佛齊の主權者にあらざる點を示したものといへる。然し當時三佛齊王が僭卑にありとし、實質的に支配力を有したかは疑はしく、三佛齊の名は歷史的の惰性を以て或る古領域間に殘つたものと見らるる。

(1) W. P. Groeneveldt 氏の如きは三佛齊・舊港共に Palimbang 河上にあつて前者は沿海の最大の河流に臨み外國貿易に最も恰好の地位を占めたといひ、後者は場所を幾分異にするといふ說であるが、其根據は「陳祖義が舊港にあつた支那人の頭目で三佛齊には他の頭目が居り此れが場所の異なる證據である」と述べてゐる。他の頭目とは卽ち梁道明を指してゐる。氏の此段の說明は明史に據つたのであるが、之は「有二其地華人流寓者一、往往起而據レ之、有二梁道明者一云々」とあり、陳祖義の條には「(永樂)四年舊港頭目陳祖義遣二子士良一云々」とあつて、後者は明瞭に舊港に據れるを記し、前者は其地を三佛齊遂亡云々を承けて三佛齊と解した所より出た誤謬であらう、梁道明も舊港に據りし事は皇明實錄の永樂三年正月戊午の條に明記されてゐる、W. P. Groeneveldt: Note on the Malay Archiperago and Malacca, compiled from Chinese sources, p. 76, p. 71 note 陳祖義

(2) 故藤田博士の「室利佛逝・三佛齊・舊港は何處かになる論文は大正二年四月藝文誌上に發表されたもので、東西交渉史の研究南海篇に收む 當時「舊港卽古名三佛齊是也」とある瀛涯勝覽の類等に據り舊港・三佛齊卽ち Palimbang といふ殆ど定論に對して、頗る新味ある好個の批判を下したものといへる。博士の考は、要するに義淨の大唐西域求法高僧傳に見ゆる末羅瑜今改爲室利佛逝 とある末羅瑜卽ち改爲の室利佛逝は Jambi で、以後室利佛逝の訛たる三佛齊も是であり、改爲前の室利佛逝が舊港と呼ばれ卽ち Palimbang であるといふ。三佛齊の名は宋代に始めて見えるので之が Jambi たるの根據として凡そ四が述べられてゐる。

（イ）志略によると龍牙門より五晝夜にして三佛齊に到るといふ。博士は龍牙門を Singapore なりとせらるゝのであるが、此處より Jambi 河口まで二晝夜で充分であらうが、Jambi 城までは五晝夜を要すといふは疑ない。其他志略に「喜潔淨、故于水上架屋」といへるは此地に最も適する。

（ロ）嶺外代答に「諸番水道之要衝也」とあり「東自闍婆諸國、西自大食故臨國、無不由其境而入中國者」とあり、諸蕃志に「其國在海中、扼諸番舟車往來之咽喉」といへるは Jambi に適する。

（ハ）宋史三佛齊傳に其王號詹卑とある。詹卑は國名若くは河口で王號でない。詹卑は爪哇語で土名であるのを知らず、舊く三佛齊の名を耳にし新に詹卑の名を聞きて後者を王號としたのでなからうか。

（ニ）諸蕃志に三佛齊の屬國に巴林馮があある。巴林馮は Palimbang であるから三佛齊は果して Pal

[illegible]imbang なる[illegible]。

（イ）（ホ）は共に、[illegible]佛齊と[illegible] Jambi [illegible]といふ理由はない。特に（ニ）の着眼は流石に[illegible]である。（ロ）は特に Palembang より Jambi に[illegible]するといふ理由はない。諸蕃志の文は嶺外代答に依據したものであらう。[illegible] Palembang がより適合する。東方爪哇、西方印度並に其以西、北方支那に通ずる要衝[illegible]であるといつてよい。此條件は事情は異なるものがあるが、現在に於いても首肯めて見る事が出來る。パレンバンは[illegible]、マトラ第一の通商港で大都會なる事は、港市としての地理的條件の優越性が、一の要素をなすは確である。然し博士も「如何やうにも解釋は附かう」といはるゝ如く、決定的の有力な證左とはならぬ。（ハ）詹卑は王號でなくて土名であるとされたはよいが、三佛齊の名を一方に聞き、他方に詹卑の名を聞き、實は同一のものを後者を王號としたと考へらるゝは全く臆斷に過ぎぬ。（Chan pi-han, Fr. (3). の解釋も殆ど同様である。委細は本論に辯じた如く、之は詹卑が當ろ、三佛齊の屬邦たるを示すもので、代答に「遣詹卑國來貢」とあるを「こゝに特に詹卑をして朝貢せしめたといふのは何故であるか。此國が三佛齊の屬國であるからだともいへばいへる」と氣付かれながら、遂に之を發展せしめられなかつた事を博士のため惜むのである。

(3)

此小篇發表後桑田六郎教授は昭和十一年九月刊の臺北帝大史學科年報第三輯に三佛齊考を掲載されたが、最近泰西學者の諸論をも博く參攷し一四四頁に亙る雄篇である。教授は宋會要の元豐二年五年の記事に就いて、一は嶺外代答の如く三佛齊詹卑國を別國とする考へ、一は宋史の如く兩者を一とする

考へがあり、宋史の考へを是なりとする。即ち當時三佛齊の中心がパレンバンよりジャンビに移つてゐたと思はれる。其理由は藤田博士の宋史の王號の說明に存し、又長編の三佛齊詹卑國入貢の註によると詹卑を別國と解すれば宋朝の是に對しての賜與が三佛齊に對してのみで、詹卑に及んでゐないのは不審で、一國、三佛齊即ち詹卑の入貢と見なくてはならぬといふのである。

然し自分は猶以上の解釋には贊成し難い。

(1) 三佛齊國詹卑の書き方は詹卑が三佛齊の主宰者即ち三佛齊そのものなる事を否定する。之は桑田氏も擧げられた如く、大食勿巡國大食前爸盧和地國大食甦囉拔國大食層檀國の書き方と同様である。長編の註に「賜三佛齊亦不及詹卑」とあるは明瞭に詹卑が三佛齊そのもの即ち主權國たらざる事を示してゐる。然るに同じ註に詹卑國にあらずして、三佛齊にのみ頒賜を記すは、三佛齊詹卑を別國と解する事明かなる以上は詹卑國使は三佛齊使として人貢したものと考へられやう。果して嶺外代答はかく記してゐる。桑原博士が「唐會要に占卑、室利佛逝があり、嶺外代答に三佛齊國王が占卑國使を遣はし來貢した。又宋會要の元豐五年の條に三佛齊詹卑國主となる。是によれば詹卑は三佛齊の勢力下に立ちし別國と認めざるべからず。以上の理由により、予は唐代より北宋末にかけての三佛齊は Jambi にあらずと認めるが故に、姑く普通の說に從ひ三佛齊 Palimbang に贊成すべし」といはれたるは大體に於いて從ふべきであらうと思ふ。蒲壽庚の研究一二八—一二九頁

(2) 藤田博士の宋史の三佛齊傳に其王號詹卑とあるに對する解釋に對しては既に述べた。此宋史の解釋は本ках批判したる如く會要に詹卑國主とあるを三佛齊國主となす誤解より導引され、又は同一の

基礎に立つ。

(1) 宋史の淳熙五年入貢の記事を以て Jambi が Palimbang に代りし年代を一一七八年としたのは桑田氏も疑ふ如く、頗る怪しい。元豐二年・五年以後の入貢は、其以前と共に唯三佛齊の遣使を記すが、ジャンビでもパレンバンでも三佛齊の主宰者たる限り單に三佛齊の名を以て入貢すべきであるから、三佛齊入貢の記事を以ては何れとも決し得ない。唯偶然にも嶺外代答が此歳の撰で、之に元豐二年三佛齊が詹卑國使を入貢せしめた事を記し、又後の諸蕃志の如く巴林馮を屬國とせず、詹卑を一屬邦と認めてゐたらしい事が考へられる。然し之とても周去非が三佛齊の隆替を知らなかつたといへばそれまでである。故に詹卑が三佛齊の宗主權者たりしは A. D. 1082–1182 にありとなすが確である。

四

三佛齊なる Palimbang は嶺外代答に「東至ニ闍婆諸國一、西自ニ大食故臨諸國一、無下下レ由ニ其境一而入ニ中國一者上」とある。此處で支那商品は爪哇や印度或は其以西の物貨と交易されたのである。Jambi も亦貿易地として榮えた。三佛齊の首腦地が後者に移つて、此地の勢力失墜は明かな事實であらうが、貿易場としての生命が失はれた譯でない。支那商人は此地を一の取引地とし、やがて舊港の名を以て呼んだのであらう。藤田博士は義淨の室利佛逝往訪の頃此名が

Jambi なる末羅瑜に移り、その原地を舊港と稱するに至つた事を想像されたが、さうすると舊港の名は七世紀中頃を過ぎて間もなく始つた事にならう。然し七世紀中期以後の室利佛逝・三佛齊は Jambi とされる博士の考說からいへば自然の結果である。

明史に舊港改名と三佛齊の滅亡を記し「國中大亂、爪哇亦不レ能レ盡ニ其地一」とし、此混亂に乘じて華人流寓して據るものあるに至つたといふ。皇明實錄永樂三年正月戊午の條に「遣ニ行人譚勝受・千戶楊信等一、往ニ舊港一、招ニ諭逃民梁道明等一、舊港在ニ南海一、與ニ爪哇一隣、道明廣東人、挈レ家竄ニ居于彼一者累年、廣東福建軍民從レ之者至ニ數千人一、推ニ道明一爲レ首」とある。かくて永樂四年七月には梁道明が姪の觀政を、又別の頭目陳祖義が子の士良をして來朝せしめた事が見える。南海招諭のため宦官鄭和は永樂三年の冬期信風期に出發したが、舊港に到つた時に一の事件が生じた。卽ち實錄永樂五年九月壬子の條に「太監鄭和使ニ西洋諸國一還、械ニ至海賊陳祖義等一、初和至ニ舊港一、遇ニ祖義等一、遣レ人招ニ諭之一、祖義等詐降、而潛謀レ要ニ劫官軍一、和等覺レ之、整レ兵隄備、祖義率レ衆來劫、和出レ兵與戰、祖義大敗、殺ニ賊黨五千餘人一、燒ニ賊舡十隻一、獲ニ其七艘及僞銅印二顆一、生ニ擒祖義三人一、既至レ京、命悉斬レ之」と記してゐる。瀛涯勝覽には「有ニ施進卿者一、亦廣東人也、乃備ニ言陳義兇惡等情一、被太監鄭和生ニ擒祖義等一回レ朝皆伏レ誅」とある

が、施進卿は周咨錄卷八、東西洋考卷三には「梁道明、歸(三)其副施進卿、代領其衆」とあつて梁道明輩下の有力者であつたらしい。陳祖義は永樂四年七月朝貢せしめてゐるのであるから、使者の此歲夏の信風期の舊港出發以後の事件で、實錄に「初和至舊港」とあつて鄭和が爪哇より印度に赴く往路に立寄つた際起つたといふ事實であらう。施進卿は永樂五年九月鄭和の歸還と同時に壻丘彥誠を遣つて朝貢せしめた。明では舊港宣慰司を設けて進卿を宣慰使に補した。

彼の後繼者に就いて瀛涯勝覽に「本人（施進卿）死、位不傳子、是其女施二姐爲王」とあり、張昇の瀛涯勝覽集に「進沒、其女代之」とある。然るに皇明實錄の永樂二十二年正月甲辰の條に「舊港故宣慰使施進卿之子濟孫遣使丘彥誠、請襲父職、並言印爲火所燬、上命濟孫襲宣慰使、賜紗帽・鈒花金帶・金織文綺襲衣・銀印、令中官鄭和齎往給之」とある。永樂十四年十一月に舊港宣慰使の使者が來朝した事が見えるから、進卿の死が同年夏の信風期以後なる事が察せられる。之に據ると永樂二十一年の夏頃には進卿の子濟孫が、父の實跡を繼いで頭目の位置にあつたらしく、宣慰使の襲職を乞ふてゐるが、勝覽では二姐が直に頭目を襲ふたらしく見える、此二者の關係を說いて二三の論はあるが孰れも臆說に過ぎぬ。

瀛涯勝覽に施二姐と記し進卿に尠くとも二人の女のあつた事が推察され、宣德年間琉球との交渉を有つた當事者たる舊港の管事官本頭娘及び頭目の施氏大娘仔が之に當るべき事は疑なしと思ふ。本頭娘が恐らく勝覽の施二姐であらう。永樂五年・同二十一年に進卿及び其子濟孫の使者として入朝した婿丘彥誠は孰れかの配偶者と見られる。應永二十六年卽ち永樂十七年八月南九州來着の南蠻船を派遣した施主烈智孫は濟孫と推せられ、此船は同年夏の信風期に舊港を出帆したのであらうから、或は進卿は永樂十四年夏以來同十七年夏迄の間に沒したものと考へられる。永樂十七年には濟孫が父の後を承け頭目の位置に在り、二十一年に至り宣慰使襲職を乞ふため遣使したものと思ふ。然らば濟孫は進卿の死後直に之に代つたものと見らるべきである。かく解すると勝覽の記事に缺くるものがあるらしい。勝覽は馬歡の自序によると永樂十年末から十三年に亙る鄭和第三回の往使に於ける知識が本となつてゐる。然し後の加筆があつて永樂十四年以後の記事たる施二姐の條は明瞭に後筆に屬するものである。勝覽の最後に景泰辛未秋月望日、會稽山樵馬歡述とあつて永樂十四年以後に得られた知識を纏めて景泰二年に補筆したものであらう。（[illegible]）舊港に關する加筆は如何なる見聞に基き成されたか。馬歡の第三回の鄭和[illegible]に同行して、舊港を[illegible]當時進卿の宣慰使たる[illegible]際に、濟孫の在る

事二女等の存する事をも知悉してゐたであらう。次に又第七回の宣徳五年より八年にかけての出使にも同行したらしく、此際は二姐が首領たる現狀を見た筈であるが、祝允明の前聞記にては宣徳七年六月二十七日舊港に行き七月一日滿剌加に向ひ開航してゐる。第三回第七回出使の年次の間には、恰も進卿死し、濟孫繼ぎ、二姐が代つた過程が相當してゐる。即ち馬歡が宣慰使進卿に子濟孫ある事を知りたるも、次に濟孫が進卿の後にあらずして二姐の頭目たりしを見て加筆したものかと思はれる。濟孫が明朝より受けた宣慰使の責を間もなく失へるは、病死か失職か不明であるが、馬歡の記載に「不傳子」といへる筆致よりいへば或は後者かも知れぬ。

(1) 義淨大唐西域求法高僧傳の末羅瑜（今改爲室利佛逝也）は Jambi なる事今日大體異論はないやうである。博士は室利佛逝の名が末羅瑜なる改爲の室利佛逝に移つて、その原地は室利佛逝を稱せず即ち舊港となつたと考へられるが、然し博士の原地なる室利佛逝にても依然其名があるので現に義淨が六ケ月此處に停まつたのである。そこで改爲といふは如何なる事實であるか。名が移るといふ事は主權の移動といふ如き實質が伴はずしては解釋する法がない。博士の改爲の意味は徹底してをらぬやうだ。Jambi 河畔の七世紀末の碑文は明かに當時 Sri Vijaiya が此地方を支配した事を示し、Sri Vijaiya の王權は Palembang にあつたから、末羅瑜が室利佛逝に屬したものといへる。改爲の意味は室利佛逝の一部となつた、統合されたといふ事實に當らう。（桑田氏四七頁參照）

(2) Groeneveldt 氏は「施進卿が一四〇七年（永樂五年）宣撫使に補せられた際に、婿を使として入貢したる故、彼は息を有せざりしか又は尠くとも充分の年齢に達しなかつたものであらう。馬歡が舊港を往訪せるは永樂十四年以前にて、此事は永樂二十二年前に明廷に知られなかつた。馬歡の往訪の際幼かりしか、或は其後養子としたと考へられる濟孫が二十二年に至つて襲嗣を乞ふたのである」といふ。op. cit. p. 74, note 彼は勝覽に「不レ傳レ子」とあるを When he died he had no son と譯せる事、此事を永樂十四年以前の記事となす事、孰れも既に誤である。山本達郎氏は「施進卿の死後には女子が或期間舊港の支配權を握り暫く宣撫使の置かれてゐなかつた事が知られる　進卿の死後そこには後繼者の爭があつたらしく、恐らく濟孫は施二姐の勢力を倒したもので、實錄に「印爲レ火所レ燬」といふはその間の出來事であつたらう」といふ。鄭和の西征

五

明代の初世四隣を詔諭して朝貢使が會同した事は諸國間の理解と交渉を深める上に寄與したであらう。殊に廣東福建の商人の下海通商は諸國の通交貿易を促す一の基礎的な勢力をなしてゐる。朝鮮太宗六年入鮮した爪哇國使陳彦祥の如きは、之より先き太祖の時には張思道なるものと共に暹羅國使として來使してゐる。彼等は皆出洋の華僑の有力者ともいふべきである。舊

港に據つて機を得て宣慰使に封ぜられた施進卿の如き、其翌年早くも船を我が國に寄せ其後繼者も之に倣つた。

諸國と明との通交には、通事としては勿論使者として從役し、通交の成立のために基礎的の役割を持つた支那人が實に多い。琉球に於いて其最も具體的な例を知悉し得る。實に當時に於いては日本・朝鮮・琉球と南海諸國との通商は明を樞軸とし、言語・文書に於いて支那を國際的なるものとして展開されたといつてよい。取引關係に隨伴する形式的の國交が國王と國王との間になされる場合にあつても、南海諸國の東亞貿易の底部に流れた華僑の實勢力を看過してはならぬ。

唯、舊港との往來は日本々土にあつては應永以後徴すべき史料がない。琉球との交渉も正統五年の琉球國よりの貢使を以て消息を絶つてゐる。明史に永樂二十二年濟孫の貢使を記して「其後朝貢漸稀」とある。按ふに華僑の勢力の陵夷と舊港の衰退とが之に關係するものであらうと思ふ。東西貿易の一要衝としての舊港の轉落と、第十四世紀中頃代つて勃興して來つた滿剌加と琉球との通商の新展開は次に述べよう。（昭和十年五月十七日稿了、昭和十三年八月三十一日補訂）

第三章　琉球滿剌加間の通商關係に就いて

第一節　通商の起源

琉球滿剌加間の通商關係を示す現存の史料中で年次の最も古きは天順七年（西暦一四六三年）八月初四日附で琉球國王より滿剌加王に宛てたる咨文である。卽ち同年の東北恔信風期に正使吳實堅・副使那嘉・明泰をして恭字號海船一隻に駕せしめて派遣せる際齎せるものである。右の咨文は左の如くである。

琉球國王咨二

滿剌加國王殿下一、蓋聞、交聘睦レ隣爲二邦之要一、貨財生殖（爲說カ）富國之基、邇審二

賢王起居康裕一、深以爲レ慰、且敵邦與二

貴國一雖レ云レ白レ西白レ東禮信往來一、未二嘗少一レ贊、曩歳復蒙二厚惠一、銘二刻下懷一、茲者特遣二正使吳實

堅等一、賫二禮物一、詣前酬獻、以叙二寸忱一、伏希二少留一、亦有二微貨載一二「」前來一「二」「」方土產、

須令行關早與買賣□□□□回還利便、須至咨者

今開禮物

色段五匹　青段二十匹

腰刀伍把　扇三十把

大青盤二十箇　小青盤肆百箇　青碗二千箇

右　咨

滿剌加國

天順柒年捌月初肆日

故藤田博士は元史及び萬曆二十三年重修の溫州府志によつて、元の元祐年間密牙古卽ち宮古人が撒里卽（Selat 馬來語で海峽の義）卽ち新嘉坡附近に迄通商してゐた事實を指摘された事がある。（史學雜誌二八ノ八琉球人南洋通商の最古の記錄）琉球の歷史は中山王察度出でゝ新時代に入り、彼が洪武五年明の太祖の詔諭に從つて入貢したるを始め、當時鼎立せる北山・山南の二王と共に中山王と明朝との間に使船の派遣が頻に行はれた。明の初世太祖・成祖等の蠻夷招諭の政策に應じて、東方日本・朝鮮・琉球と共に南海諸邦の入朝するものが多かつた。南京北京に會同する諸國間には多

少とも相互の理解を可能ならしめたが、日本々土にては吉野朝數十年の攻爭一度止んで足利幕府の基礎を固めるあり、半島では李氏朝鮮新に興つて、時代は一轉移を示してゐる。暹羅では之に稍や先んじてアユチャ王朝の勃興があつた。琉球では此間日本々土・支那の他に朝鮮・暹羅に通交して仲繼貿易を發展せしめた。南海諸邦にあつて一大勢力を扶植しつゝあつた華僑の活躍をも伏線として、琉球の三山統一成ると共に舊港爪哇との通商も開かれたのである。

爪哇への遣使は正しく宣德五年に始まる。卽ち同年十月十八日附の爪哇國宛咨文に「久欲レ遣レ使來賀一、奈微國缺二諸海道之師一以致三如レ斯失二大儀一、今有下頗曉二水道一之人上、聊脩二菲儀一、特遣二正使南者結制等一駕レ船齎二送禮物一、前二詣貴國一奉獻」とあり、次いで正統五年に遣使し、正統五年十月十六日附咨文に「自二宣德五年一始、初敬二備禮物一、遣二使通事等貴國一、奉二獻王殿下一、又至二正統三年一再行二遣レ使禮獻一、二次以後爲レ少下能諳二海道一之師上云々」とある。(四〇ノ九、二三、二六)

滿剌加通交の現存咨文の最も古きは前述の如く、天順七年八月四日附のもので蘇門答剌宛のものも同日附を以て嚆矢とする。爪哇通交の開始に遲るゝ事三十三年であるが、「弊邦與二貴國一雖レ云二自レ東自レ西禮信往來一、未二嘗少一レ贊、襄藏復蒙二厚惠一銘二刻于懷一」といへば、之より先通交行はれ、滿剌加國王の本回禮物ありたる事明かである。されど其四年後の成化三年三月二十日附

滿剌加國王より琉球國王宛の咨文には「既數載、余蒙レ差ニ使頭目通事等一、裝ニ載寶物一到來上云々一」と記し、翌年八月日附の琉球國王咨文に「近自レ交ニ通貴國一、賓蒙ニ其惠一、深感ニ于衷一」とあるから、天順七年に先だち近接せる年次に開始されたものであらう。正統八年以後天順六年に至る各文書は大體に於いて寶案に缺く、事前來屢次說ける如くである。天順七年の蘇門答剌宛咨文にも「義者昔問往來、儀物交互、無レ非ニ睦レ隣之要一也、邇聞ニ賢王殿下、恩加ニ壹國一、利及ニ肆隣一、所ニ羨至一也」とあつて、其通交開始も滿剌加通交のそれと同時にあらう。

滿剌加通商が十五世紀中頃に開始され、而も他の諸國に增して盛興を致した事は、滿剌加及び琉球のそれぞれの歷史的發展の立場より見て重要なる一の面に他ならぬのである。滿剌加にあつては十五世紀中頃に通商港として一大發展を遂げ、東は支那・爪哇・暹羅等を始め南海の諸島、西は印度各地よりアラビヤ商人の活躍を介して遠く西歐諸邦とを繫ぐ東亞細亞最大の貿易港となつた。琉球にあつては三山統一已に成り那覇安里間の長虹堤を修造せる尙金福に次ぎ尙泰久治世（一四五四—一四六〇）には財政外交の樞機を司る御物城の創建乃至は官制の整備が推想され、就中佛社寺の建立、銅鐘の鑄造夥しく、鬼界島の大規模の征師を企畫したといふ尙德を經て、第二尙氏の尙圓治下の依然たる佛寺の建立がある。此間國力の基礎をなした仲繼貿易は盛運を極

めた。次の尙眞治下は（一四七七―一五二七）政治的には整頓の時代に入るが、其長き治世の前半は猶通商盛代の餘勢を保つたのである。琉球の滿剌加通商は其國勢擴張の時期たる十五世紀中頃より一五一一年に及ぶのである。

第二節　滿剌加の發展

滿剌加は十四世紀までは馬來半島南部の貧弱な一寒村に過ぎなかつたのである。此事は既に一八九七年巴里の東洋學會に於いて M. Blagden 氏が述べて「滿剌加の基礎は十三世紀中頃に築かれた事を通常論ぜられるが、それは一世紀半おくらさるべきもので、否定的の徵證によつてそれは支持されるのである。問題の時期十三・四世紀に此等の地方を訪れて其記錄を現在まで遺した旅行者は何れも滿剌加に就き語る所がない。Marco Polo, Odorico, Ibn Batuta 何れも此點につき沈默し、特に Ibn Batuta は此時期の最後に訪れたるを以て最も有力なる證據となるのである。彼はスマトラに幾日か滯在したので、滿剌加が十四世紀中頃既に十五世紀同樣に貿易市場となつてゐたならば彼がそれにつき語らぬ事は有り得ない」といつてゐる。The medie-val chron-

ology of Malacca, dans Actes du X le Congrès international des Orientalistes, 1897, Paris, 1898, in-8° 2e section: Langues et Archéologie de l'Extrême-Orient, p. 249.

以上の事實は大體に於いて諸々の史料の比較考査に基き推想さるゝ滿剌加發展の經過が同樣に之を示してゐる。馬來半島の古くして且主要なる地方は十四世紀以前スマトラ乃至は爪哇等の勢力下に置かるゝ事が多かつた。六昆に在る七五五年の碑文は室利佛逝王の希望により建てられたといふ。一〇四六年の一部梵語の碑文に the son Sri Maravijayottungavarman なる王名を擧げて、彼は Kataha と Sri Vijaiya との王であるといひ、Kataha は一〇四四年のタミル語の碑文では、Kadara 又は Kidar といひ、Kedah であらう。コロマンデルの Rajendracola 一世は十一世紀初期に室利佛逝の馬來植民地と戰ひ、一〇三〇年の Tanjore の碑文は Kedah, Sri Vijaiya, Langkasuka, Tamralingga 等に制勝した紀念である。一〇六八年に Chola 王が三佛齊、Kedah を征服した事があつた。（The struggle between the Sailendras and the cholas, R. C. Majumdar, Journal of the Great India Society, I, 1934）然し諸蕃志によると三佛齊の Jambi たりし時代蓬豐 Pahang, 登牙濃 Trengganu 凌牙斯加 Langkasuka 吉蘭丹 Kelantan 等の馬來半島諸地方が其屬國となつてゐる。一二三〇年の Jaiya の碑文の示す所では六昆は當時三佛齊に屬せず、自身の王を持つ事前に述べた。次で爪哇のケルタナガラ王の軍スマトラに來征し、マジャパイト王朝に至つて十四世紀中頃スマトラ一帶は之に屬隷した。一

三六五年作の Nagarakrtagama の言ふ所に從へば、Pahang, Ujong, Johor, Langskasuka, Kelantan, Trengganu, Tumasik, Klang, Kedah 等馬來の要地悉く其屬邦となつたといふ。

十四世紀後半の爪哇のスマトラ・馬來諸國の征服は、滿剌加勃興の一契機をなすものであつた。立並べる幾何の小屋と近緣を往來する刳舟の存するのみで、マジャパイトの船隊の注意を喚ぶに足らなかつた滿剌加は、爪哇軍のため荒されたシンガプラ、パレンバン、パサイ等の人々の避難する場所となり、十五世紀に入つて東西交易場として踏出す事となつた。滿剌加國の成立と王の世代並に事蹟等に就き、馬來半島南部に遺る傳說を一六一二年に輯錄せる馬來年代記がある。之より先十六世紀に恐らく同樣の所傳に據れる葡萄牙人の記錄（Commentaires d'Albuquerque を始め Jean de Barros, Diogo de Couto, Godinho de Fredia 等の書より後世の Valentin に至るまで滿剌加王の世代と若干の事蹟とが記されてゐる。[1] 然し滿剌加史の王の世代は年次的には何よりも明の記錄に最も多く憑據しなければならぬ。(G. Ferrand 氏の解釋を參照し (Malaka, le Malayu et Malayur, Journal Asiatique, X 1 Serie, Tomo X 1 (1918) pp. 401—405) 明史に記す王名と支那入貢年次を左に掲げる。

拜里迷蘇剌　Pa-li-mi-su-la……Parameçvara

永樂元年 A. D. 1403 同三年 同五年 同六年 同九年 同十年 各年入貢

母幹撒干的兒沙 Mu-kan-sa-kan-ti-r-sha……Muhammad Sekandar Shah

永樂十二年 A. D. 1414 同十七年 各年入貢

西里麻哈剌 Sri-ma-ha-la……Sri Maharādja

永樂二十二年 A. D. 1424 宣德六年 同八年各年入貢

八密鬼瓦兒丢八沙 Pa-mi-si-wa-r-tiu-pa-sha……Sri Parameçvaradeva

正統十年 A. D. 1445 入貢

速魯檀無答佛哪沙 Sultan Wu-ta-fu-na-sha……Sultan Muzafar Shah

景泰六年 A. D. 1455 入貢

蘇丹芒速沙 Sultan Wang-su-sha……Sultan Mansūr Shah

天順三年 A. D. 1459 入貢

馬哈木沙 Ma-ha-mu-sha……Muhammad Shah

成化十七年 A. D. 1481 入貢

蘇端馬末 Sultan Ma-mat……Sultan Muhammad Shah

正德三年 A. D. 1508 入貢

殊域周咨錄卷八に「永樂三年其王西利八兒速剌遣㆑使奉ニ金葉表文ㇾ朝貢」とある。西利八兒速剌は Sri-Pa-ri-su-ra, Sri Parameçvara である。皇明實錄永樂十七年九月癸未の條に、暹羅國王に諭して滿剌加に兵を加ふるを止めしめる勅に「比者滿剌加國王亦思罕答兒沙嗣立、能繼ニ乃父之志ㇾ、躬率ニ妻子ㇾ詣㆑闕朝貢」とある。亦思罕答兒沙は既に Schlegel 氏の指摘せる如く yi-seu-kan-ta-eul-cha, Iskandar-Šāh, Sekandar Šāh である。(Toung Pao, X, 1899, p. 472) 同じく成化五年三月戊戌の條に「滿剌加國王滿速沙兒遣ニ使臣端亞媽剌的那答等ㇾ奉㆑表來朝」とある。滿速沙兒 Man-su-sha-r はいふまでもなく蘇丹芒速沙 Sultan Mansūr Shah である。

皇明實錄によると永樂五年九月鄭和が第一次の西征より歸還した事を記したる條に滿剌加の使者の入朝した事が見え、(永樂五年九月壬子) 同九年六月第二次西征より歸還して翌年には滿剌加王の入朝が記されてゐる。(永樂九年九月壬子) 之より先暹羅は南方に勢力を伸張して、滿剌加・蘇門答剌等の諸國を壓迫し、彼等は支那に援助を求めてゐたので (永樂五年十月辛丑) 明では一方暹羅に對し戒告の勅諭を下し、翌六年八月中官張原を派遣して暹羅に使せしむると共に、一方鄭和を滿剌加に派して之を藩屬國として封ずる事としたのである。鄭和は同十三年七月に第三次西征より歸還したが、その詔

諭に從ひ滿剌加の使者が又來朝してゐる（永樂十三年九月癸卯）。翌十四年十一月戊午の條にも滿剌加の使者の來朝せる事見え、同十七年七月鄭和が第四次西征より歸還して九年丙午の條に又其使臣の來朝せる事が記され、翌年にも滿剌加より遣使があつた。永樂二十二年九月にも入貢があり、第七次鄭和の西征では古城爪哇を經て宣德六年七月滿剌加に到り、更に西行して八年四月滿剌加に歸り北歸してゐるが、此間宣德六年二月に滿剌加の使臣を鄭和の船に附して歸國せしめた事が見える。之前年入貢のものであらう。宣德八年鄭和の歸國の際は滿剌加王自ら入朝したのである。かくの如く實錄によつて明史入貢記事の不備を補ひ、一層之を精緻ならしめて、王の世代の年次をより詳細に推想し得るのであるが、今一々之を述ぶる餘裕はない。

馬來年代記によると Raja Secandar shah が Bartam 川の堤にて狩獵の時木の影に憩へる際、その樹木の名稱を尋ねしに Malaca と呼ぶと聞き、街の名をかく名付くる事とし、やがてシンガプラが爪哇軍に征略されたる時滿剌加に向ひ、此處に定住せりと傳へる。（Malay Annals, R. J. p. 88.）Wilkinson 氏は滿剌加國の創基の際馬來年代記の傳へる所は推考さるゝ史實と一致せざる事を述べて次の如くいふ。明史の拜里迷蘇剌は Parimaisura であるが、印度人の王を稱する語である。彼は十四世紀の初期には既に回教徒化してゐたスマトラの Pasai からでなくて寧ろシンガ

プラより來たる事が察せられ、彼が印度・爪哇人風の（ヒンヅー風）習俗を有したる事は、印度人風の稱號や儀禮、譬へば回敎改宗後も火葬の風が滿剌加に行はれたる如き事實によつて明白である。然し滿剌加最高の貴族や國の樞機に參與するもの丶家族がパサイの稱號を有つてをり、恐らく回敎徒であつて、Parimaisura は支那皇帝に入貢し又回敎に轉宗する事によつて彼の權威を維持したものである。馬來の傳說では最初の回敎の頭目に Muhammad Shah の稱號を與へたといふに一致してゐるから、それは多分 Parimaisura に當るのであらう。A history of Peninsular Malaya, Singapore. 1923 pp. 29–30. R. O. Winstedt 氏は近刊の馬來史にて、滿剌加王の世代を明史の記載と年代記の所傳と順次相當せしめて年代記により忠實に王の事蹟を敍述してゐる。彼は Parameswara がアルブケルケ傳にはパレンバンの一異敎王（非回敎徒）で、シンガプラに來り Tamagi 王の許に投じ、王を殺して五年間シンガプラを支配し、タマヂ王の兄弟パタニ王のため追はれて滿剌加に逃れたと記し、バロスには爪哇のマヂャパイト王朝の內亂に逃れてシンガプラ王の許に到り、彼を殺して暹羅王に追はれ Maur 河畔に奔り滿剌加を築いたと傳へる記事等を擧げ Parameswara とは王壻を意味し、自己より身分高き王女に配せるを指すのであり、マジャパイトの王女は外國人と通婚しない習慣であつたから爪哇の貴族のやうであるといつてゐる。

A history of Malaya, published as part I, Vol. XIII, March, 1935 of the Journal of the Malayan Branch of the R. A. S. pp. 31–39. 年代記の Secandar Shah に當るものを Parameswara とするはウィンテッド氏も亦變らないが、最初に回教徒になりしものを彼の子で明史の母幹撒干的兒沙 Muhammad Secandar Shah とし、年代記の Raja Besar Muda なりとする。されど年代記では最初に回教に歸依せる王は Muda の子 Raja Kichel Besar で最初に Sultan Muhammad Shah の稱を得たりといふ。然し母幹撒干的兒沙が回教徒なりし事は名稱上より明確である。

アルブケルケ傳によれば Parameswara の到來後四ヶ月にして、二・三十人の居住者が漁業と掠奪とを業とした滿剌加の地に、百人の人が集まり、十年後には二千人に達して、パサイやベンガルとの交易に從事したといふ。ウィンステッド氏は明史の西里麻哈剌 Sri Maharaja を順次に年代記の Raja Kichel Besar に當てるのであるが、西里麻哈剌の在位は大凡一四二四――一四四五年頃と推定される。年代記には彼の時には諸種の階級制度が整備され、滿剌加は强大となり、人口增加し、商人が諸方より集まり、アラビヤ人が滿剌加を稱して Malakat（市場）といつた事を傳へてゐる。馬歡の瀛涯勝覽に「其王於溪上建二立木橋一、上造二橋亭二十餘間一、諸物買賣、俱在二其上一、國王國人皆從二回回教門一」とあり、又「人多以レ漁爲レ業、用二獨木刳舟一、泛レ

海取㆑魚」と記してゐる。勝覽は馬歡が永樂十年末から十三年に亙る鄭和第三次の貢使に隨行せる知識を本とし其後見聞を加へて景泰二年に加筆してゐる。右の記事が一四一〇年代以後の事情に卽するは明かであるが、其記載は未だ本來の漁村風の殘れる事情を傳へ、盛なる商市場としての面目を窺ふ事が出來ぬ。同書の滿剌加の條末尾に「中國寶船到㆑彼、則立㆓排柵城垣㆒、設㆓四門更鼓樓㆒、夜則提鈴巡警、內又立㆓重柵㆒如㆓小城㆒、蓋造㆓庫藏倉廒㆒、一應錢糧頓㆓在其內㆒、去㆓各國㆒船隻回㆓到此處㆒取㆑齊、打㆓整番貨㆒裝㆓載船內㆒、等㆓候南風正順㆒、於五月中旬開洋回還、國王亦自採㆓辨方物㆒、挈㆓妻子㆒、帶㆓領頭目㆒、駕㆑船跟㆓隨寶船㆒、赴㆑闕進貢」とあるは、宣德八年四月鄭和が第七次の貢使に歸途滿剌加に至り、五月初め歸北開洋したる際、之に隨行した馬歡の見聞にかゝるものであらう。卽ち明史によると滿剌加國王自ら入朝したるは、永樂九・十七・二十二年及び宣德八年の四度で、馬歡の鄭和に隨行せる事の確實なるは第三回第七回であるからである。（Pelliot, Les grands voyages, T'oung Pao XXX, 1933, pp. 327—339.）ウィルキンソン氏か十五世紀初期滿剌加が東西交易の中心となり、當初セント、パウル丘上に壁を遶らせる家屋があり、丘の中心には貿易船の到來を俟つて貨物の貯置さるゝ木造の倉庫が造られたる事を記すは、恐らく勝覽の記事によりしなるべく、然らば氏が拜里迷蘇剌の代の如くいふは誤解で、一四三〇年代の狀況と見なければなら

ぬ。

Raja Kasim 即ち Muzaffar Shah は景泰六年に支那へ入貢してゐるが、彼の時代以後は最早王自ら入朝せずして單に使者を遣してゐる。葡人の記錄では彼は Pahang, Kampar, Indragiri 等を征服した事を傳へ、又年代記には暹羅王の降服勸告狀を拒絶せしため暹羅軍來征して之を擊退したる事を述べ、又其子の Sultan Mansur Shah の時は暹羅に屬せる Pahang を征し、其王を捕虜として Sri Vija di Raja を其地に赴任せしめた事を記してゐる。天順三年に使臣を入貢せしめ、明では給事中陳嘉猷等を遣つて之を封じた。此際往航途中風のため嘉猷等漂流して勅書を亡佚したので、二年後亦遣使して封せしめた。この一四五八・九年頃に亡父の後を繼ぎし Mansur の世は滿剌加史上空前の光輝ある時代と考へられてゐる。アルブケルケ傳によると王は大なる建築を行つたといひ、年代記に屋根は幾重に累なり、尖頂は色硝子、壁畫には鍍金されてゐたが、火災に罹つて新に宮殿が修築され、Johor, Jambi, Kampar, Bengkalis, Carimon-Islands, Bintan, Maur 諸地方より建築家が集つたといふ。是は滿剌加版圖の擴張したる結果であるが、アフガン人の壯士・印度人の博勞・象使・タミルの武士・アラビヤの宗教家といつた樣々の物語が現はれてをり、かようなコスモポリタンの港市にふさはしき一種の酷烈なる習慣

が作られてゐた。王は一四七七年暮の水曜日に沒した。年代記では宰相たる bandahara の Tun Perak の甥に當る王子が後を繼ぎ Alaudin といふ。此名に相當するものは明史に見えぬ。Maur 河畔に彼の墓碑が殘つてをり一四八八年に沒してゐる。彼の時代には滿剌加は世界のあらゆる人種を含んで人口四萬に達したといふ。明史では成化十七年 A. D. 1481 以後に於いて王子馬哈木沙を封じて王とした事が見えるが、ウインステッド氏は馬哈木沙をこの Alaudin に充てる。(後段參照) Alaudin の子 Sultan Muhammad Shah 卽ち明史の蘇端馬末が繼ぎ、一五〇九年(正德四年)に葡人 Diago Lopez de Sequira の來訪となり、翌々年 Alfonso de Albuquerque の來征となつて滿剌加はその占領する所となつた。

之を要するに滿剌加は十五世紀初期に國としての基礎定まり、漸次東西の市場として興り、同世紀中頃より隆盛に赴きたるものゝ如くである。其情況に就いては十六世紀の初頭、葡人の滿剌加占領頃の詳細なる報告に於いて之を見るべきものがある。Durto Barboza は滿剌加につき記していふ。

多くの回敎徒の商人が居住し、コロマンデル生れの非回敎徒もあり、彼等はすべて極めて富裕で戎克と呼ぶ大船を多數所有する。彼等は諸地方のあらゆる商品を取引し、又他の諸國より

は回敎徒も非回敎徒も交易のため此地へ來集する。或は支那と其他の地方から二本マストの船にて來り、多量の絹・生絲・多數の磁器・緞子・金襴・有色綸子・麝香・大黄・各色の絹・多量の鐵・硝石・純良の銀・多數の眞珠・肉・綸入扇其他の器物を齎し、よき値段にて賣却し、胡椒・カンパヤ織物・緋色木綿・サフラン・加工未加工の珊瑚・着色木綿のパリケート織物・ベンガルの白木綿織物・銀朱・水銀・阿片及び他の商品とカンバヤの藥を搬出する。カンバヤの藥品中には葡人の有たぬ種があつて、それ〴〵 purcho, cacho, magican と呼ぶがそれは五倍子で Levant からメッカを經由して、カンパヤに齎し、支那爪哇では非常に高價である。爪哇から四本マストの多數の船が來り〇中略米・牛・羊・豚・鹿の乾肉及び鹽漬の肉・雞・蒜・葱を多く齎し、又多數の金屬象眼の良き鋼にて造れる鎗・短刀・劍の如き武器類・爪哇産の黄金等を將來する。〇中略滿剌加から多數の船がモルッカ諸島へ行き、カンパヤ織・木綿・絹・パリケート・及びベンガル木綿・水銀・銅細工・鈴・盤・支那銅錢・胡椒・磁器・蒜・葱・カンパヤ産の物貨を賣り、丁子を買入れる。彼等は又テモール島に行き、ムーア人の間に貴重視され値段も高い白檀を購入するのであるが、鐵・斧・小刀・短刀・パリケート木綿・銅・水銀・銀朱・錫・鉛・多量のカンパヤ珠を積んで行き、白檀・蜜・蠟・奴隷を搬出するのである。又

バンダン諸島へはカンパヤの貨物を持つて行き肉豆蔻・香料 Mace と交換する。スマトラからは胡椒・生絲・安息香・純良の黄金を持ち歸り、他の諸島へは硝石や蘆薈 (aloes wood) を取引に行き、更に又 Tanasery, Pegu, Bengala, Paleeate, Coromandel, Malabar, Aden 等あらゆる商品を以て出向くのである。されば滿剌加の街は最も富める貿易港であり、最も數多き大富商、夥多の船舶、全世界に見出さるゝ限りの最大の取引を有つものである。豪商達は自己の財產を黃金の bahar（一バハルは四キンタル）による以外評價しなかつた程で、彼等の內には高價なる商品を積める三四隻の船を引請け、自分の持物で其積荷を支給する商人すらあつた。A description of the coasts of East Africa and Malabar in the beggining of the Sixteenth century by Durto Barboza, Portuguese: Hokluyt S. XXV, 1866, pp. 190—195.

滿剌加の豪商に就いては明の黃衷の海語に「巨室稱二南和達一、民多饒裕、南和達一家胡椒有レ至二數千斛一、象牙・犀角・西洋布・珠貝・香品若他止蓄無レ算」とある。南和達は波斯語・馬來語の na-khuda, nākhōda で船主の意味であらう。

滿剌加人のいふ東方人にあつては Barros が「十二年一月に吹く北風に乘じて東方なるマラッカの一側の沿岸により支那・占城・カンボヂャ・暹羅・ボルネオ諸島より來航」といへる如く諸方より來集する內にあつて就中重要なるは支那の商船である。セケイラが滿剌加に設けた

商館の事務に當り、其退去後傭はれてゐた葡人の一人ルイ・デ・アラウジョより時の印度總督アフォンゾ・デ・アルブケルケに宛てたる一五一〇年の書簡に「支那人は四月に來り當地を五月に出帆する」「彼等は適當なる季節×××而してその航程に往二十日三十日復に同日數を要す。彼等は××××麝香・緞子・下等綸子・コルニジャン・樟腦・大黄・眞珠……優良の明礬を齎し、毎年八艘・十艘のジャンク來り、その國へ胡椒と丁香とを載せて行く」といひ、ガスパル・コレヤも葡人の滿剌加に來らざる以前に漳州より毎年四艘のジャンクが金銀生絲を載せて來り印度の産物を積み歸つた事を述べてゐる。岡本氏日歐交通史の研究參照

滿剌加居住の回教徒非回教徒の商人がモルッカ諸島・スマトラ等と共に、西は印度各地よりアデン迄通商往來し、印度地方その他の商人が又滿剌加に來集した。一五〇〇年アルワーレス・カブラルの船隊が印度より本國に歸航せんとして、カナウルを出帆して回教徒の船に逢ひ、之を包圍して停船を命じた時、回教徒船は贈物を捧げて優免を願つたが、その船は印度のカムパヤ王の所有で滿剌加より來り、支那の磁器・綸子・緞子等の他丁香・肉荳蔲・檀香・安息香等を積んでゐたといふ如き其例である。十五世紀終末葡人が印度洋上に現はれざる前は、回教徒たるアラビヤ商人は印度以東より西歐を結ぶ交易を掌握してゐた。印度の産物はオルムス

からユーフラテス河口のバスラまで波斯灣を航し、そこからキャラバンでアルメニヤ・トレビソンド・タータリ・アレッポ・ダマスカスを通つて地中海岸のバイロート港に行き、其處からヴェニス・ゼノアの商人等が諸々の國へ運去るのである。又アデンからは紅海を經てスエズに至り、キャラバンでカイロに行き、ナイル河をアレキサンドリヤに下つて歐洲に輸出された。アラビヤ商人が Malakat と稱するに至つた滿剌加は、東方諸國と印度及び直接間接にオルムス・アデン等より西歐とをも結ぶ交易の中心地であつたので、嘗つては回教徒たるアラビヤ商人の活躍が極めて大であつたのである。

十六世紀初期葡人の報告により一斑を窺知した東西貿易の中心としての滿剌加の景況は、十五世紀の初頭に萌して同中頃より發展飛躍せるもの丶持續に他ならぬであらう。

(1) Malay Annals, translated by the late Dr. John Leyden, 1821, London によつて王の世代を記し、ウインステッド氏に從つて明史記載の王名に當てると次の如くなる。

Raja Secandar Shah (Parameswara)

(拜里迷蘇剌 d. ca. 1414)

|

Raja Besar Mude

(母幹撒于的兒沙 d. ca 1424)

Raja Kichil Besar
(西里麻哈剌　d. ca. 1444)

Sultan Abu Shahed
(八密息瓦兒丢八沙　d. ca. 1446)

Raja Kasin, Sultan Muzaffar Shah
(速魯檀無荅佛哪沙　d. ca. 1456)

Raja Abdalla, Sultan Mansur Shah
(蘇丹芒速沙　d. 1477)

Sultan Aladin
(馬哈木沙　d. 1488)

Sultan Mahmud
(蘇端馬末　d. 1530)

右の內死去の年代は Muzaffar 以前は明史に據つて推定したものである。ウインステッド氏は結局年代記の世代を順次明史のそれに當嵌めたに過ぎぬ。

第三節　滿剌加通商の經過

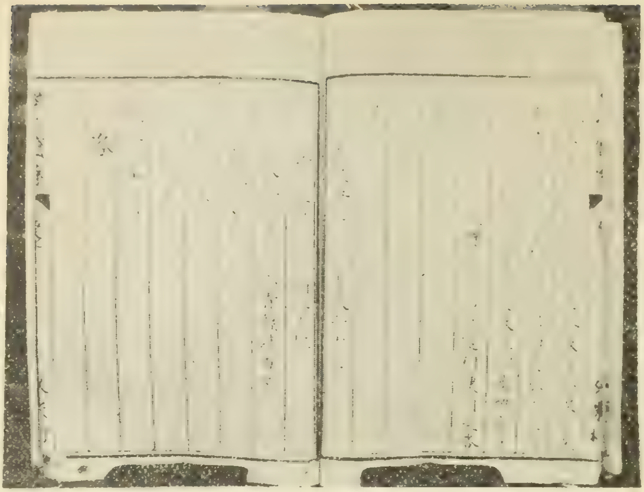

一四　歴代寶案卷之四十一　滿剌加國宛琉球國王咨文
沖繩縣立圖書館所藏

ウィンステッド氏は「マジャパイトは南海中で最大の貿易の中心たりし Sri Vijaya（パレンバンを指す）を破壞した。Sri Vijaya は既にマラユ卽ちジャンビのため占有されたが、ジャンビは海岸に位置せずして Minangkabau 一帶を支配する內陸にある。故に Sri Vijaya の國際貿易は滿剌加に移り、滿剌加は回教の普及と共に東アジアの回教團にあつて指導者たるの運命に置かれた」といつてゐる。(Winstedt op. cit. p. 36.)

パレンバンは此地を既に占有せるジャンビと共に、十四世紀後期には爪哇の併吞する所となつたが、而も瀛涯勝覽舊港の條にも記す如く、廣東・福建人の居住するもの多く、明初華僑の發展著しきものがあり彼等は國際間の通商に相當の活躍をしたのである。十五世紀以後漸次彼等の消息も失はれ、舊港の

衰退を推すべきものがあつたが、之は滿剌加の發展に對應さるべき點がある。琉球の舊港通商が正統五年（一四四二年）以後其跡を絶ち、滿剌加通商が天順七年（一四六三年）に稍や先んじて始まり頻繁を加へたるは偶然ではないのである。

天順七年以後滿剌加に向け派遣された船を現存の咨文・執照に就いて見れば次の如くである。

滿剌加國宛遣船表

	船字號	勘合	船數	正使	副使	通事	稍水數
天順七、八、四	泰	｜	一	吳實	那嘉、明泰	田泰、鄭傑	
八、八、九	勝	｜	同	讀詩		蔡回保	
成化一、八、一五	德	｜	同	阿普察都		蔡回保	
二、×、×	｜	｜	同	讀詩	覡武、安謨盧	蔡回保	
三、八、×	｜	｜	同	沈滿布	査農是、阿布薛都	蔡回保、林昌	
四、八、一五	｜	｜	同	安達路	那交、沈志禮	蔡回保、林昌	
五、八、一五	｜	｜	同	阿普斯		林昌、陳泰	
六、×、×		｜	同	安達路		陳泰	
八、九、二〇	｜	｜	同	王達魯			
八、九、二八	｜	｜	同	沈滿志		陳耀	

正徳四、八、一八	康	玄一七四	同	佳滿度	嘛寧久、吾剌毋	高賢、高賀	一五〇
五、八、一九	義	一八一	同	王嘛不度	嘛加尼、他魯	高賢、高進	二〇〇
六、八、一三	康	一八八	同	馬彼比	馬美子、×	× 梁傑、高賀	二〇三

咨文は成化九年以後を全く闕くが、成化七年度の咨文無きは史料の不備なる事次の事實によつて明瞭となる。成化八年九月二十日附咨文に「但舊年差去通事林昌・陳泰等二隻船、時月过期、未見回還、倘有風水不虞、或船隻損壞、人口漂在所屬、或與彼處客商不睦等事、煩念交隣之道、以馨招來之心、乞爲和輯爲貴、優恤爲望、送回本國、以期圖報、庶見四海爲一家、共享萬々年太平之福也」とあり、此舊年渡航の二隻の船とは即ち前年成化七年發遣のものなる事は、成化十五年九月初三日附明への表奏文に徵し得る。即ち「近據本國王舅武實等朝貢回還告稱、有本國通事林昌等、於成化七年玖月内差駕船隻、關領本國財本、前往滿剌加國、收買貢物、以備下年進貢、回及七州洋、遭風衝礁、打破貨物、盡行漂失、番稍人等多被溺死、惟通事林昌等一百貳十陸名浮板登岸、得存性命、當蒙廣東三司等官驗實、差人送至福建、隨蒙彼處官司發下柔遠驛安歇、照例給粮存恤、實赴京具本　奏、奉禮部廿字五百三十七號勘合、許令自備物料、雇倩工匠、補造船隻、回國」とある。（一二ノ二五）郭棐撰

の萬曆廣東通志（卷之六事紀五）に「成化八年秋九月[illegible]琉球使臣、遣[illegible]」とあり、「按察副使張[illegible]巡視海道、時琉球使臣蔡璇等率數十人、以方物貿隣國、[illegible]風泊至廣之香山港、守臣當以海寇欲戮之爲功、格爲辨、奏還其貨而遣之云々」といふのは恐らく右の琉球船の關係記事であらう。成化七年發遣船は、いふまでもなく、翌年夏の南風期に歸還し、途中七州洋で難破し、廣東より福州へ護送された。王舅武實が尙圓の封王謝恩進貢のため渡航したるが、八年の暮で、福州にて情を知つて赴京具奏したのである。皇明實錄成化九年四月丁卯の條に「琉球國中山王尙圓遣王舅武實等來朝、貢方物謝恩、宴賜如例、武實復奏、國王嘗遣人往滿剌加收買貢物、被風壞舡、漂至廣東、有司轉送福建候、臣等同還、乞自備備料修舡回國、許之」とあるは、それで、前揭の表奏は之に對する謝意を陳してゐる譯である。

滿剌加國より琉球に宛てた文書は六通存するが、之によつて成化九年以後正德四年に至る間に、次の遣船があつた事が知らるる。

成化一五　正使沈滿志　通事鄭珞

一六　不明

成化十五年發遣の沈滿志が翌年夏回國に際し附した成化十六年二月日附の滿剌加王咨と倶に

附した樂作麻拿(1)の奏書に「聞下得寶船一隻打ニ在交趾一失水上、與ニ交趾人一相殺、聞得樂作麻拿差ニ使小船一隻一、前ニ往占城地面一、根尋、得レ着（看カ）ニ止有ニ人口二名一、不ニ其日久一一名病故一」とあるが、此琉球船は恐らく皇明實錄成化十四年三月戊子の條に見ゆるものに當らう。卽ち「安南國王黎灝奏、占城頭目波籠阿麻、先與ニ臣國一通好、成化十一年得ニ琉球海船漂風之衆一、遂率以侵掠、爲ニ臣國邊兵所一レ敗、今陪臣黎弘航回、自ニ天朝一恭奉ニ勅諭一責下臣占ニ奪占城地方一、改爲中州邑上」とある。此の占城漂到は往途か歸途かは明確でない。されば成化十一年か若くは十年の遣船である。同じく實錄の弘治十六年十月辛丑の條に「先レ是琉球國王遣ニ使人吳詩等一乘レ舟、之ニ滿剌加一、遇レ風舟覆、詩等一百五十二人漂ニ至海南一登岸、爲ニ邏卒所一レ獲、廣東守臣以聞、上命送ニ詩等於福建守臣處一、給粮養贍、使（候カ）ニ本國進貢使臣去日一歸レ之」とある。之同年發遣の琉球船であらう。

猶鄭氏家譜の五世通事文質（均稿）の條に「弘治五年壬子九月二十日爲ニ收ニ買進貢方物一事、奉ニ使通事一、隨ニ正使泰那一前ニ往滿剌加國一」とある。

以上天順七年以後合計二〇隻が滿剌加に向ひ内四隻は往還の途難破した事を指摘したが、是もとより現在知らるゝ史料にて述べしまでにて天順七年乃至成化八年、正德四年乃至六年の實

例に徴し、毎年一隻二隻使船の赴きし事を察知し得る。

十六世紀初期の葡萄牙人の記録に示された所の滿刺加に通商せりといふゴール人が事實上琉球人なる事は今日では確定的の議論であると思ふ。一五一一年（正德五年）のアラウジョの書翰にゴール人は滿刺加へ一月に來り四月に歸還し、往復共に四十日を費すことを述べ、又アルブケルケ傳にはゴール人は毎年滿刺加へ二三艘の船にて來り一月に本國を發し八・九月に滿刺加を出帆して取引の終り次第迅速に去ることを記してゐる。琉球國船の本國出發は咨文の日附によると八・九月以後に年内に滿刺加に到り、翌年五・六月に北歸したものである。アラウジョの書翰にゴール人は國王の所有せるジャンク船にて毎年來り、それ以外の者の來るを許さずと記してゐるが、琉球國使船の性質組織よりこの觀察は大體肯かるゝものである。アルブケルケ傳に「アフォンゾ・デ・アルブケルケがマラッカ占領後印度に向ひて出發したる頃、シンガプーラ岬に彼等（ゴール人）の船二艘到着してをりしが後にマラッカへ來れり、これ彼等がマラッカ王の海上司令たりしラサマネーの勸告に從ひてマラッカのポルトガル人に取られたるを聞きその岬に止まりて敢てマラッカに達せんとはなさゞるをその地の知事彼等の碇泊しあるを耳にし保證と幡とを遣したれば遂に來れるなりき」とある。アルブケルケが滿刺加を收めて印

度に向けて去つたのは一五一一年十二月初めで、翌年一月コチンに着き途中種々の事件を經て一五一四年一月初めにゴアに着いてゐる。卽ち正德六年十一月中頃にゴール人の船はシンガプーラ岬に達してゐるので〔○一五一一年十二月一日は太陰曆で正德六年十一月十二日に當る〕八月十三日附執照を齎し、九月末十月初めに琉球を出帆せる正使馬彼比・通事梁傑等の架乘せる康字號船の含まる事疑ふ餘地はない。この點よりもゴール人とは琉球人を指す事明かである。

琉球の滿剌加通商は一五一一年葡人の占領以來絕えたらしいとの岡本良知氏の推測は全く正しい。一五三六年のソスコ、カルヴォの書翰に「福建の海上にレキオ人あり。○中略 彼等はマラッカ王の時代にマラッカに赴くを慣はしとせり」といひ、バルホーザも「このレキオ人に就きては吾人は多くの情報を有せず、その故に我が君（葡王）にマラッカの從屬してより未だ來らざればなり」といつてゐる。滿剌加關係の琉球側史料も正德六年以後全くその跡を絕つてゐる。カルヴォの書翰に「彼等（レキオ）は毎年バタネ、ソアヤン（暹羅）にて交易す」とある。暹羅通商は最も古く且後まで頻繁に繼續したが、佛大泥通商も弘治三年には既に行れてゐた。然し琉球の佛大泥通商は正德十年以後比較的盛に行はれたが、之滿剌加通商廢絕に對應するものであらう。

セケーラは一五〇八年四月五日四隻の船を率ゐてタガスを出でゝコチンに行き、一五〇九年八月一日に滿剌加に到着した。やがて彼は部下の一部を捕虜とされて歸國した。アルブケルケの船隊は一五一一年六月中頃マラッカ前面に到着七月・八月町を攻撃して遂に之を占領した。彼の船が出發すると前後して來航した琉球船を滿剌加通商の最後とする、當時葡人等は琉球人と直接に接する機會は殆どなかつたと考へられる。ゴール人の名を傳へたアラウジョの書翰・アルブケルケ傳等の記事は、結局リキオ人の事を記したバルボーサのそれと一致する。ゴール人の事の記述も琉球人の事實を示してゐるし、又琉球人として推考し得らるゝ史實である。ゴール人の消息は十五世紀中のアラビヤ人の記錄に既に現はるゝ所であるが、この消息に於いては(イ)ゴール人が滿剌加に通交せりとの何等の史實を示したものでない事、(ロ)例せば倭寇を指す如き日本として解する外なき點を含む事が注目さるべき要點であると思ふ。葡人はゴール人の消息をアラビヤ商人かマライ人に聞いてその他の説明は寧ろ當時の新情報を附加したものであらうといふ岡本氏の意見は妥當であらう。新情報の附加とは即ち當時滿剌加方面に通商してゐた琉球人の史實と考へなければならぬ。結局この問題は十五世紀以來アラビヤ人系統のゴール人の消息、之は恐らくアラビヤ商人が支那人より得たる漠然たる東方諸國の一の消息〇名稱に

於いて高麗、内容に於いて日本に關係あると、十五・六世紀に實際滿剌加に通商せる琉球人の史實とに分離されるであらう。

滿剌加國王の琉球國王宛咨文の現存するものは、成化三年三月二十日、同五年正月二十六日、同六年三月日附及び同十六年二月日附奉行の咨文等である。成化三・五・六年の咨文は蘇丹芒速沙即ち Sultan Mansur Shah のものである。彼は明史では天順三年遣使し、明では給事中陳嘉猷等を遣つて往封せしめた。一四七七年（成化十三年）暮の水曜日に歿した。P. Moquette, (Grave-Stone of Sultan Mansur Shah of Malacca; Journal of the R. A. S., Straits Branch, Singapore, 1922, LXXXV 成化十六年二月の咨文に「滿剌加國王謹奉二琉球國王殿下一、恭聞、中華唐朝聖恩宥、臣年方六歲、感下謝神恩保二佑小邦一安泰上云々」とある。之明史の馬哈木沙 Muhammad Shah のものでなければならぬ。明史に「（成化）十七年九月貢使言、成化五年貢使還飄抵二安南境一多殺〇中略帝乃因二安南使還一勅責二其王一、並諭二滿剌加安南一〇中略尋遣二給事中林榮・行人黄乾亨一冊二封王子馬哈木沙一爲レ王二人溺死、贈レ官賜レ祭〇中略復遣二給事中強晟行人左輔一往、晟卒二於廣東一、命二守臣一擇二一官一爲二輔副一以終二封事一」とある。之によると馬哈木沙の冊封は十七年以後らしいが、殊域周咨錄巻八に「成化十四年嗣王復請レ封、上命二禮科給事中林榮一、爲二正使一行人黄乾亨爲二副使一往封レ之、竣レ事而還、舟抵二洋嶼一遭レ風並溺二於海

上云々とあつて、成化十四年求封の貢使あつて往封したとある。先王は成化十三年歿と確であるから、之でも差支なく、寧ろ一層適切である。Mansur は一四七七年に歿したが、年代記によると嗣子たりし爪哇婦人に生れた彼の王子は狂人に殺されて、別の王子で Bendahara (宰相)の Tun Perak の甥に當る Alaudin が即位したといふ。之に相當する名は支那記録に缺くが、ウィンステッド氏は馬哈木沙としてゐる。彼は一四八八年歿し墓碑が Muar 河岸の ulu Pogoh に發見されたといふから、結局馬哈木沙に當てざるを得ぬかも知れぬ。前掲咨文に年正六歳とあるは馬哈木沙の事であらうから Mansur の死せる時は彼は三歳で十四歳で歿した事となる。年代紀によると Alaudin の死後 Tun Perak の姪 Tun Senaja との間の子にして當に馬哈木沙の音に通ふ Muhammad Shah が擁立せられたといふのであるが、馬哈木沙が果して Alaudin とすれば彼は餘程早き子といはねばならぬ。馬哈木沙が成化十六年に六歳といふ右の史料は、一・二を除き王の世氏の年代的憑據を明の史籍に求める外なき滿剌加の Sultan Age の研究に有力なる手懸りを與ふるものと思はれる。[2] 成化十六年二月の咨文と共に三月二日附にて前述の樂系麻拿 Laksmana の書があるが、年代記によれば當時のラクスマナは馬來の傳説に有名なる Hang Tuah である。翌年三月日の滿剌加國奉琉球國王殿下の咨文は年月日の下に奉

行と記し「樂系麻拿拜謝　馬安山到　琉球國王殿下」とあつてラクスマナの奉書らしいが、馬安山 ma-an-soa（福建）, ma-an-shan（廣東）は馬哈木沙と同様に Mahammud Shah と解し得ぬであらうか。

是等の史料の示す所では、滿剌加よりは咨文と禮物とを琉球使に託送するのみで、特に船を發遣する事は無かつた。

(1) 樂系麻拿 lok-hê-mâ-nê（福建）, lok-si-mâ-nâ（廣東）卽ち馬來の laksmana で海軍司令官である事明かである。之は滿剌加史上普通に現はるゝ重要官職である。

(2) 一夫多妻主義より來る王家の內訌と、隱謀とは年代記の內にも、充分察知出來る。而も年代記は一の bendahara 家側に卽する性質のもの故、單なる訛傳と錯綜せる傳說たる以外に歪曲さるゝ點多きを免れぬ。

第四節　滿剌加貿易と東亞貿易

琉球國王より滿剌加國王に宛てた禮物は大體次の如く定つてゐた。

色段（官段）五疋　青段二十匹　腰刀五把　扇三十把　大青盤二十箇　小青盤四百箇

青碗二千箇

之に對する滿剌加王より禮物は布帛類であつたが、その如何なる種類の物か現在の自分には不明なものが多い。此研究は相當興味あるものと思はれるから左に列擧しよう。[1]

成化三年三月

好三連打貳拾匹　椒達布拾疋　□達布九疋　南嘆哪布十一疋　共計伍拾疋

成化五年正月

別布好帕十一个　別底帕十九个　南毋掌十个　山南八好帕五个　左達五个

成化六年三月

喏哪哩壹匹　細紹達布四匹　苾布伍匹　紹達布四十匹

成化十六年二月

山南不十疋　生巳杀十疋　南毋□十疋　山南不文地里十疋　火外十疋

成化十七年三月

吉地布貳拾个　林毋拿拾貳个　星幾指拾肆个　山南比肆个

次に附載せる貨物として執照には他の諸國同樣に磁器等を齎し胡椒・蘇木等を購ふ事を記してゐる。ガスタニユーダも一五一一年に支那人、ゴール人の來航に備へるため胡椒を準備したる一馬來人の事を記してゐる。琉球國王の咨文中に「恭惟貴國德懷二黎庶一、惠及二鄰邦一、推誠待物來萬里之舟航、樂レ善愛レ人、集二四方之商旅一」といひ、或は又「恭惟、賢王睿謨、天啓盛德日新、恩被二黎民一、德聞二隣國一、推レ己及レ人、而無二物我一之間、愛レ人猶レ己而無二彼此之殊一、商旅接レ踵而來、遐邇聞レ風繼至」と記すは外交的辭例ではあるが、滿剌加以外の諸國宛咨文の辭句に對照すると商旅唱集の地とは此處のみに宛てられたる記事であり、以て滿剌加の交易港としての狀態を察するに足るのである。

マラウジュの書翰によるとゴール人は商品として緞子・麝香・函・刀劍・手楯・銅・麥・地金を齎し、滿剌加より胡椒と小量の丁香とを舶載して行くといひ、毎年九・十バールの金を積載する事を述べ、アルブケルケ傳にはゴール人は絹類・陶磁器・銅・明礬・砂金、特に國王の刻印ある板金を齎す事を記してゐる。成化十六年三月の樂作龎拿の書に「要(腰)刀一把・榜身一个、馬鞍一付 を乞ふてゐるが、刀劍、馬鞍其他武具・銅・地金・沙金等は日本々土より其他の絹類・麝香・色段・磁器類は支那よりそれぞれ搬出されたものである。

十六世紀初期琉球船の滿剌加に舶來せし商品中、葡人は沙金・地金乃至は國王の刻印ありといふ板金の事を最も印象強く記してをり、事實此頃金は主なる商品であつたであらう。正統元年明の宣宗崩じ英宗即位するや、琉球國王相懐機の奉書を以て、國王並に懐機より香禮として沙金を獻じてゐるが、沙金貳拾包計捌拾兩、沙金壹拾包計肆拾兩と記してゐる。即ち一包は沙金四兩にて、兩は勿論支那の秤量にて四兩四十匁に當る。足利時代沙金一裹は我が十兩にて、十兩は京目にて四十五匁田舍目としては四十匁四十二匁等の秤量法があつた。十五世紀中朝鮮へは毎挺十兩四十二匁の金が輸出されてゐるが、一包十兩四十匁の秤量法も結局田舍目であつて、本土の舶載たるを直截に示してゐる。中世後半期に於ける日鮮金銀貿易の研究 史學雜誌 四三ノ六、七 我が國の金産並にその輸出は十六世紀中頃より稍や盛となつたのであるが、琉球人の滿剌加金輸出も此事實を反映するものである。銅の外國輸出も十五世紀より多きを加へた。琉球よりの遣明船附搭物件中にも正德初年より紅銅が加へられ、中には倭銅と明記する場合もあつた。滿剌加輸出の銅が所謂倭銅なる事はいふまでもない。

滿剌加通商時代は琉球船の往來頻繁なる事暹羅を凌いだ。弘治十六年滿剌加に派した呉詩等の船が難破したゝめ、同年恰も二年一貢の貢期に當るのであるが、翌年秋冬漸く渡航せしめ、

滿剌加に往き貢物を收買せしめた船が未回のため貢期を失したのであると告げた。胡椒・蘇木・番錫は當時の附搭貨であるが、かゝるもの丶調達し得なかつた事をいふのであらう。特に錫は滿剌加は有名な産地であつた。嘉靖以後附搭貨に全く番錫に絕えたるは、滿剌加通商の廢絕に關係あるものであらう。（昭和十年七月十五日稿、昭和十三年九月六日補訂）

(1) 禮物數を匹又は个で寫してゐるが、个は恐らく匹の誤であらう。當時國王間の禮物には定例の品量あるを普通とする。滿剌加よりの禮物は皆合計五十匹であつて、布帛類なる事は疑ない。此內苾布 pi-pou は明史須文達那の條に幼苾布とあり、舊港・古里・淡巴等の傳に苾布あり、滿剌加の條に白苾布があり、榜葛剌の條に洗白苾布がある。瀛涯勝覽榜葛剌の條に「一樣華布、番名卑泊 pei-po、闊三尺餘長五丈六七尺、此布勻細如ニ粉箋一般ニ」とある。成化五年の禮物別布好咱の別布 pieh-pou も苾布であるまいか。好咱は同進の山南八好咱の好咱と同じであらうが、其意は未だ明かでない。

次に椒達 chiao-ta, tsiu-tat (C), chieu-tak (F) は左達 tso-ta, tso-tat (C), chieu ta (F)、紗達 shao-ta, shiu-tat (C), sieu-tak (F) と同じであらう。M. Ferrand 氏は瀛涯勝覽に「一樣番名、沙榻兒闊二尺五六寸、長四丈餘如ニ好三梭布一般ニ」とある沙榻兒を以て、Hobson-Jobson. p. 706. の chowtar, p. 217. の chudder に比したが、椒達も之であるまいか。(J. A, 1920, II, 230) chawtars に就いて Hobson-Jobson は This is almost certainly not identical with Chudder. In a list of cotton cloths in the Ain (i. 94) we have chautár, which may mean made with four threads or

wires.' Chautahi, 'four fold', is a kind of cloth used in the Punjab for counterpanes (Francis, Man. Cotton, 7) と記してゐる。Pelliot 氏は a-pu-ta-hi といふ語、三棱布の三棱の語と関係ある事を想像してゐる。(T'oung Pao, vol. XX, pp. 157—159.) が三連児布は好三棱布と見る事は出来ぬであらうか。

又山南不 shan-nan-pu, shan-nan-pei (cf. shang-nan-pauk (F)) は山南比、山南八（好咱）と同一であらう。之は波斯語の shānbāft で古人の記録に chinbaf, sinabaph 等と寫されてゐる。(Hobson-Jobson, p. 823.) Rockhill 氏は瀛涯勝覧に「一樣沙納乞付闊五尺長二丈便是生平羅様即布羅」とある沙納乞付 cha-na-ki-fou を shānbāft に比してゐる。(T'oung Pao, XV, 1914, p. 439.)

Ramadhipati (Ayuthia 王朝) ···384
Ramesuan(Ayuthia 王朝)···384—387
Ramesuan (Ayuthia 王朝) ······
·················· Paramatrailok を見よ
Ram kamheng (Sukhothai 王朝)
······································374
Rockhill, R. W. W. ···············538
Roufaer, Y. P. ·······················490

S

Sai Lit Thai (Sukhothai 王朝)···374
Sāngitivamsa··························378
Schlegel, G ··························511
Secandar Shah (Malacca 王)······
·················· Iskandar Săh 王を見よ
Sequira, Diago Lopez de············
························517, 519, 530
shānbāft ······························538
Siva D raāja ··························
··············· Maha Chakraphan を見よ
Sousa, Leonel de···················419
Srī Indraditya (Sukhothai 王朝)···
··373
Sri Parameçvara (Parimaisura)
(Malacca 王) ···············511, 512
Sri Vijaija ···························489→
Sukhothai 王朝 ·········373, 451—452
Sultan Mansur Shah (Malacca
王)························511, 516, 531
Sultan Muhammad Shah (Malacca 王) ··························517, 531
Suphan······································283
Suwankalok···················451—452

T

Tanjore の碑 ·························508
Trailokanat (Ayuthia 王朝) ······
·················· Paramatrailok を見よ

U

U Thong ·······················374—376

V

van Vliets, Jeremias······424,428,431
Vimala Dhamma ······················378

W

Waarwijck, Wibrand van·········361
Wagner, H. R.·························372
Wieng Lek·······························377
Wilkinson, R. O. ··············512, 515
Winstedt, R. O. ·····················
··············377, 423, 513, 521, 523
Wood, W. A. R.······················
··············374, 378→398, 433, 444

——索引終——

G

Gali, Francisco ··························371
Gores ······················528—531, 535
Graham, W. A.··················451, 452
Grahi の碑 ·································491
Groeneveldt, W. P.············492, 501

H

Hang Tuah ···························532

I

Idu Batuta ····························· 507
Indracha ············· Indrarājā を見よ
Indrarājā (Indracha, Nagarainda, Nakon In) (Ayuthia 王朝)······
··························386—389, 432
Iskandar Šāh (Malacca 王) ······433
································511, 512

J

Jabaka ··································491
Jaiya の碑 ······················490, 508
Jambi ·····························485—502

K

Kedah ·································· 508
Krom, N. J. ···························490
Krtanagara·················485, 490, 508

L

laksmana··································533
Lavo (羅斛) ·························374
Lingstedt··································423
Linschoten, Jan Huygen van ···444
Loe Thai (Sukhothai 王朝) ······374
Lopburi ································375
Lü Thai (Sukhothai 王朝) ······374

M

Naha Chakraphan ···············390
Majapahit 王朝 ················485, 508
Malacca 國王表 ··············· 521—522
Malay Annals ············509, 521, 533
Malāyu (Malayur)···376, 489, 490, 491
Maur r. ·························517, 532
Mills, G. V. ··························371
Minangkabow ························376
Moquette, P. ··························531
Muzaffar Shah (Malacca 王)···
································433, 516

N

Nagarainda ··········· Indrarājā を見よ
Nagarakrtagama ····················509
Nagor Lathom ·······················376
Nakon In ············· Indrarājā を見よ
na-kuda (nākhāda)······469, 472, 519
nāi···429
Nunn, W. ·······················431, 443

P

Paeb ·······································375
Pahang·····························433, 516
Palembang ············· 455, 502—523
Paramarājadhiraj ··················
············· Boromaraja I. II. III. を見よ
Paramatrailok (Paramatilokanātha, Ramesuan, Trailokanat) (Ayuthia 王朝) ························389, 433
Patian ·····································371
Pasai·······································512
Patani ·····································443
Pelliot, Panl ···375, 376, 424, 515, 538
Phra Chakraphan ··················
·············· Maha Chakraphan を見よ
Phra Rajaphongsavadan Krung Kao Chabab Kuluang Prosöt···
···378
Phra Ruang (Sukhothai 王朝)···
·····························451, 452
Pitsanluk ······························374
Pongsawaden Muang Una ······451

R

Raja Besar Muda (Malacca 王)···
···514
Raja Kasin (Malacca 王) ·········
················· Muzaffar Shah を見よ
Rām (Ayuthia 王朝) ········386, 387

林氏宗譜 ……………………………181
林次崖集 ……………………………358
林 [illegible] ……………………………412
林俊(刑部尚書) ……………………420
林青(給事中) ……………………390
林廷選(南贛都御史) ………………419
林富(巡撫兩廣都御史) …355, 420, 421
林 [illegible] ……………………………184
[illegible] ……………………………258→
――――(沿途の) ………………261
(飲讌) ……………………260
(常例) ……………………260
(滯京中) …………………260
――――(福州に於ける)……258—260
――――の制限 ……………………238

ル

呂 宋 ……………………………………365

レ

嶺外代答(周去非撰)………………
……………………487, 489, 493, 496
禮部史稿 ………………………………257
禮物(琉球暹羅間)……………448—451
――(琉球滿剌加間)……533—534, 537
歴代寶案…(第一集)一覽表…121—124
――――…蕃港往復文書……473—480
――――と中山世鑑 ………………333
――――の引用 ……………………6
の現在 ………………100, 121
の發見…………………466—467
――――の亡佚 ……………………128

ロ

呂宗俊 …………………………………380
路謙(倚佩監奉御) ……………………119
老松堂日本行錄…………………………15
六 昆 …………………………………508
六郎次郎(對馬) ………………………6

ワ

若狭國税所今富名領主代々次第 …456

A

Alaudin. (Malacca王)………517, 532
Albuquerque, Alfonso de …517, 530
Anderson, J. ………………………452
Arabia ……………………………520, 530
Ayuthia 王朝 ……………………377→

B

Bān Muang (Sukhothai王朝) …373
Barboza, Durto…………517, 529, 530
Bantam river ……………………… 512
Blagden, M. ………………………507
Bose, P. N.…378—379, 386—388, 396
Burma ………………………………390
Boromaraja I. (Ayuthia 王朝)…
……………………………384—387, 429
Boromaraja Ⅱ. (Ayuthia 王朝)…
……………………………………389, 432
Boromaraja Ⅲ. (Ayuthia 王朝)…
…………………………………………390

C

Candrabhanu…………………490, 491
chawtar …………………………… 537
chudder ……………………………537
Coédes, Y. ………………398, 490, 491
Cruz, Caspar da ………361, 370, 428

D

Damrong (Prince)……373—377, 433

E

Estevão ……………………………371

F

Ferrand, G.………………376, 509, 537
Frankfurter, O.……………………379
Fredia, Emanuel Godinho de… 371

閩刑條令 ……………………………251

ヤ

箭內健次 ……………………………371
康富記 ……………………………24, 25
山川港……………………………49
山本達郎 ……………………………501

ユ

俞忭(冊封使) ……………327, 335, 342
湯川宣阿……………………………31
諭祭王禮(暹羅) ……………………391
————(琉球) ………120, 326→, 338
————の宴 ……………………339
————の祭壇 ……………………293
郵驛(清代福建の)……………254—255
游學(通政司參議) ………………128
遊初軒等繇……………………………31
熊宣(廣東市舶太監) ………400, 417

ヨ

與那原……………………………36
姚鎮(都御史) ……………………418
姚 隆 ……………………………390
葉希尹 ………………115, 116, 181, 183
葉世德(海防同知) …………………365
葉禰(巡按福建監察御史) …………229
楊載(行人) …………………100, 119
楊斌(福建市舶太監) ………………229

ラ

羅 斛 ……………………………377
羅青霄(漳州府知) …………………265
羅倫(福建市舶提舉司提舉) …214, 220
來遠驛 ……………………………213
柔遠驛の項を見よ
雷 州 ……………………………411

リ

李 英 ……………………………359
李 藝 ……………………………5
李浩(刑部侍郎) ……………115, 119
李際春(冊封副使) …………………331
李至剛(禮部尚書) …………………322
李清(暹羅通事) ……………………427
李朝實錄…3—8, 37—44, 50, 51—53, 61, 110, 157—58
李東陽 ……………………………325
李鳳(廣東稅監) ……………………423
陸[illegible](海澄) ……………………265
琉客談記 ……………………251, 254
琉球往來 ……………………12, 97, 178
——會館 ……………………………227
——館……………………………227
——産業の興隆……………………93
——神道記……………………66, 73, 74
——國考(鄭若曾撰) ………………181
——の研究(加藤三吾著)……………65
——八社……………………………73
劉[illegible](福建市舶太監) ……………218
劉堯(巡撫) ……………………………350
劉儉(冊封副使) ……………………329
劉亢(行人) ……………………………120
劉寘(福建市舶太監) ………………224
劉洙(給事中) ………………………389
劉 奏 ……………………………389
劉遜(冊封副使) ……………………327
劉[illegible](禮部主事) ………………………320
龍宇門 ……………………………303
龍 溪 ……………………257, 258
龍江驛 ……………………………12
龍翔寺……………………………10
龍 雲 ……………………………75
龍潭大陸……………………………98
兩賢祠 ……………………………220
梁 應 …………138, 166, 257, 264, 330
梁 回 ……………………5, 177, 186
梁 求 ……………………………128
梁求保 ……………………185, 227
梁 傑 ……………………………329
梁 炫 …………………153, 157, 166, 211
梁 貞……………………………44
梁 榮 ……………………………323
梁氏家譜 ……………………………196
梁 梓 ……………………………178
梁 椿……………………………175, 178
梁道明 ……………………………492, 497
梁 德 ……………………………265
梁 賓 ……………………………158
梁 復 ……………………………196
梁[illegible]祖 ……………………………196
梁[illegible](琉球內使監丞) ……………………119
領 封 ……………………332, 335
林希元 ……………………………358
林 惠 ……………………………184

[illegible]……………………229
[illegible]……………………204
[illegible](行人)……………………120

ホ

[illegible]……………………326—329,586
——(選擇)……………………391
——宴……………………340
——の禮與……………………120
封使の賜服……………………335
——の任用……………………335
封　舟……………………336
封舟の經費……………………337
——の築造……………………336,348
——の乘組員……………………337,348,349
——の貿易……………………343→
——の廩糧……………………341
報恩寺……………………13,145
寶安邦本日娘……………………474,480,481
寶林邦施氏大娘(仔)……………………475,478,479,499
寶林邦本頭娘……………………475,479,481,499
坊　津……………………48
冒　坤……………………446
望舟宴……………………340
步馬結制……………………474,480
保閑齋集(申叔舟撰)……………………13,41
補貢船……………………157
戊子入明記……………………286
細川勝元……………………24
葡萄牙……………………90
本頭娘施氏大娘仔……………………482

マ

末羅瑜……………………497,500
馬[illegible]江……………………240
馬[illegible]寶林邦……………………484
麻姓家譜……………………179
麻勃都……………………161
麻里子兒……………………376
滿剌加　88,91,173,174,176,433,503→
滿剌加國宛遣船表……………………524—525
滿剌加國王表(明史による)……521—522
——入貢表……………………509
——亦思罕答兒沙……………………433,511
——西利八兒速……………………511
——西里麻哈剌……………………514
——速魯檀無答佛哪沙……………………433
滿剌加國王蘇端馬末……………………517
——蘇丹芒速沙……………………511,531
——拜里迷蘇剌……………………512
——馬哈木沙……………………517,531,532
——滿速沙兒……………………511
——母幹撒于的兒沙……………………514
牧　港……………………36
町田[illegible]守……………………465
萬　祥……………………328
滿濟准后日記……………………16,22
漫泰來結制……………………317

ミ

三浦周行……………………357—363
三宅和泉守國秀……………………55
宮　古……………………504
妙嚴寺……………………59
明史(本紀の琉球入貢記事)……………………146
明書(傅維鱗)……………………227
明の英宗……………………279
——惠帝……………………109
——景帝……………………281
——憲宗……………………282
——孝宗……………………236,282
——仁宗……………………128
——世宗……………………236
——成祖……………………109,118,119,168,232
——宣宗……………………19,232,279
——太祖……………………100,231
——武宗……………………176,236
明　律……………………350
明律集解附例(高賢撰)……………………354
珉……………………112

ム

村田經定……………………57

メ

名山藏(何喬遠撰)……………………484
明　泰……………………503

モ

模智習……………………101
毛　氏……………………191
毛鳳儀……………………182,367
文　舟……………………58

馬匹の進貢……………………265—277
——の進收 ……………………………245
馬普度 ………………………………155
拜辭の宴 ……………………………340
梅花千戸所 …………………………211
博　多 ………………………462, 470
———商人新次郎……………………43
　　　　新時羅……………………42
　　　　耶次郎……………………43
———の琉球通商………4, 37—44
———琉球間の交通路 ………4, 50, 53
白圭奏議(王紹元撰) ………………354
白絲貿易……………………324—325
白貞(御史) …………………………355
栢衙(福州) …………………………218
八閩通志(明黃仲昭等撰) …………213
八櫓船 ………………………………424
半印勘合 ……………………………204
———字號及び使用期間表 ……205
伴送官 ………………………………248
伴　人 ………………………………186
頒賜(暹羅)……………………403—406
——(琉球)……………262—264, 288→
潘榮(册封使) ………………………329
潘仲孫 ……………………………145, 184
攀安知 ………………………………112

ヒ

皮辨冠服……………118, 279, 291—293
皮揚那 ………………………………236
俾那智施氏大娘仔 ……………476, 481
東恩納寬惇 ……………63, 66, 183, 197
苾　布 ……………………………534, 537
畢眞(廣東市舶太監) …………400, 417
兵　庫 ………………………24, 28, 465
表　文 ………………………………197
平　戶 …………………………………4, 5
閔珪(都御史) ………………………415
閩安關 ………………………………243
閩安鎭 ……………………………210, 241
閩　江 ……………………………209, 248
閩書(明何喬遠等撰) ……216, 217, 220
閩都記 ……………………………217, 242
閩　人 ……………………………113, 117
閩人の歸化 ………………………18, →

フ

不付一榜… ……………………………10
布　里 ………………………………229
武志馬 ………………………………447
武　賓 ……………………………173, 526
武　寧 …………………………3, 109, 120
附搭貨(暹羅) ………………………406
———收買……………………407—410
———表(琉球, 成化—萬曆年間)…
　……………………………298—304
———表 ——, 弘治—萬曆年間,
　折物價表) …………………………316
赴京人員の制限 ……………………238
符　文……………………135—140, 198
普須古 ……………………………39, 61
普門(寺) …………………………10, 59
藤田豐八 …485, 487, 493, 495, 496, 504
佛大泥 ……………………………443—444
———琉球の通商 …………………529
福建市舶提擧司 ……………………212→
———————記(林旻撰) ……… 214
———————志(高岐撰) …153, 259
———————署舍 ………………219
———————の官吏 ……………226
———————の職掌 ……………227
———————の[illegible] ………………228
———————の廢止 ……………220
———————の福州移轉 ………214
福建市舶太監府(提督市舶衙門)
　……………………………216—218
福建市舶太監の設置 ………………229
———————の廢止 ……………230
福建通志(清鄭開極等撰) ……225, 254
———(清[illegible]等撰) ……225, 243
———(清孫爾準等撰) …………226
福　州 ………………………………208
———海防同知 ……………………221
———柔遠驛 ……………215—225, 231
———進貢廠 ……………215—220, 231
———の繁昌 ………………………337, 348
福州府志(明林燦等撰) ……60, 217, 345
　　　(明林爟等撰) …217, 242, 348
　　　(清魯曾煜等撰) ……221, 243
福州府常平倉 ………………………259
———————[illegible]記 ……………223
福州北京間の行程(明代)……248—251
———————(淸代)……251—254
文　引 ……………………………352, 361
分　水 ………………………………366

ヘ

天龍(寺)……………………10, 13, 56
———作桃菴……………………76

ト

土夏布……………………92, 96, 97
———の給價……………………306
———の進收……………………246
———の附搭……………………302
土　[illegible]……………………178
杜(南　大楫(疑)……………………410, 427
都通事……………………186
屠仲律……………………357
渡航日數表……………………209
——の航路……………………209
——の時期……………………209
塗澤民(都御史)……………………360
刀劍(暹羅への禮物)……………………448
——の進貢……………………278→
——の進收……………………246
東西洋考……………………485, 498
東寺百合文書……………………15
唐船獄……………………125
島夷志略……………………377, 452
島陰漁唱……………………10
董守宏(冊封副使)……………………328
董旻(冊封使)……………………330, 335
鄧原(福建鎮守太監)……218, 242, 323
鄧子昌……………………468, 471
同照東渾……………………13, 40
道　安……………………37, 39, 49, 51, 53
銅……………………300—301, 304
銅錢(琉球、頒賜)……………………288
——の給價……………………307→
——の通用……………………195
督餉館……………………380
德　源……………………39
德固之麻魯(讀固乞麻魯)船…172, 173
杜固麻沙甲船(讀麻查理船)………172
泊御殿……………………61
泊　港……………………36, 208
泊地頭職……………………62
泊　津……………………466
豐臣秀吉の琉球對策……………75—77
鳥　島……………………277

ナ

那　嘉……………………503
那　覇……………………36
那覇港……………………208—209
那非答……………………469, 470
內府估驗定價……………………312, 408
奈悅本……………………450
奈　工……………………429
奈幻歇沙……………………450
奈亥英必美亞……………………410
奈問亞謝……………………443
南海諸國遣船の組織(琉球)………439
南京內庫……………………245, 320
南者結制……………………447, 451
南臺(福州)……………………216, 231
南島偉功傳……………………46
南島志……………………64
南蠻船……………………456, 457—472
南聘紀行……………………46, 51, 55, 64
南米結制……………………20, 21
南浦文集……………………66, 78

ニ

二年一貢…155, 156, 159, 233, 235, 236
新村出……………………456, 464
日東交市記(謝杰撰)……………………343
日本一鑑(鄭舜功撰)……………………277
日本館(琉球)……………………346
日本教會史……………………71
日本町(琉球)……………………346
人　作……………………186, 188
仁字號海船……………………169

ネ

根占湊……………………48
寧字號海船……………………174

ノ

野上英一……………………180

ハ

巴年之船……………………172
巴林馮……………………488, 493
帕尼芝……………………101
馬安山……………………510
馬怡世……………………139, 235
馬　觀……………………499
馬權度……………………146, 281, 321
馬窖礎……………………237
馬佼比……………………529

平左衛門尉信重 ……40, 41
平道全 ……5
高柳光壽 ……460
達旦尼 ……475, 480
達魯加尼 ……159
種子島……34
種子島氏……53
種子島忠時……12, 46, 54
種子島久時……54
怛麻沙那阿者 ……483
淡水 ……362, 364
探貢船 ……102, 425
澹馬巴……442, 446—447
檀溪全叢 ……10, 46

チ

中外經緯傳……64
中山世鑑 ……289
————…洪武二年遣使頒詔 ……125
————…貢物 ……434
————…諸王薨逝年代……142—145
————…爲朝傳 ……65, 76
————…二山滅亡 ……125
————の年代 ……110
————…賜姓 ……196
————編者と歴代寶案 ……333
中山世譜…諸王薨逝年代……142—145
————の年代 ……110
中山傳信錄 ……168, 178, 348
————…洪武五年詔 ……125
中山八景記 ……329
中秋宴 ……339
抽銀制 ……422, 423
長史 ……116, 117, 126, 180, 186, 191
重陽宴 ……340
張瑄(巡撫) ……214
張思道 ……429, 501
張祥(冊封副使) ……330, 342
朝鮮琉球の通交……3—8
朝鮮の漂譯 ……118
趙鑑(南京刑部尚書) ……419
趙誠(福建市舶太監) ……220, 443
趙達(内官) ……386, 391
潮陽 ……256
沈植(海防同知) ……360
沈爾志 ……174, 442, 520, 317
陳嘉猷 ……516
陳侃(冊封使)……12, 330, 335
陳貴 ……356
陳季芳(行人) ……120
陳全(都御史) ……417
陳彦祥……[illegible]
陳康 ……196
陳子貞(巡撫) ……[illegible]
陳士奥 ……107
陳氏 ……196
陳氏家譜 ……196
陳[illegible](行人) ……[illegible]
陳[illegible] ……[illegible]
陳[illegible](冊封使) ……[illegible]
陳[illegible] ……107, 211
陳萬寧 ……353
鎮東衛(福建) ……[illegible]

ツ

通事 ……186
坪井九馬三……[illegible]

テ

定海千戸所(福建) ……210
程安……186
程復 ……113, 115, 116, 181, 183
程鵬…138, 139, 140, 174, 180, 231,
236, [illegible], 441
程璉 ……154
遞運所(浙江) ……[illegible]
————(福建) ……[illegible]
鄭義才 113, 114, 121, 169, 185, 186, 310
鄭玖……[illegible]
鄭暁 ……[illegible]
鄭迵 ……105, [illegible]
鄭氏家譜 ……185, [illegible], 527
鄭經 ……[illegible], 150, 176, 177
鄭珞 ……[illegible]
鄭[illegible] ……[illegible]
[illegible] ……472, [illegible], 512
天王寺……[illegible]
天王寺(使) ……[illegible]
天王寺[illegible]……[illegible]
天[illegible]……47
天[illegible] ……145
天界寺……[illegible]
————住持[illegible] ……[illegible]
————鐘銘……[illegible]
天使館……63, 338
天[illegible] ……[illegible]
天[illegible]……[illegible]

人員制限 ……………………………237
申報司……………………………………13
[illegible] ……………………………………201
進貢廠(福州)………………215—226, 231
——署舍(福州) ……………………………222
進貢物(運[illegible])……………………401—403
——(琉球, 洪武—永樂年間)……
………………………………265—267
——(琉球, 洪熙—萬曆年間, 馬
匹, 硫黃進貢) …………268—277
——(琉球, 特殊進貢)……278—288
——(琉球, 特殊進貢, 封王論祭
の謝恩進貢) ……………278—279
——(琉球, 特殊進貢, 明帝登極
の慶賀進貢) ……………279—282
——(琉球, 特殊進貢, 立太子の
慶賀進貢) ………………282—283
進貢物(琉球, 特殊進貢, 其他の慶
賀, 謝恩進貢) …………283—284
進貢方物の進收 ……………………245
進貢方物の盤驗 ……………………244
新港(福州)……………………242—243
新撰閩縣鄉土志(清鄭祖庚等撰)…
………………………………216, 225

ス (ツ)

西班牙……………………………………90
蘇門答剌 ……………………………505
崇安縣志(清章朝栻等撰) …………255
崇元寺官蔵里主 ……………………346
崇元廟 ……………………………338
崇　韻 ……………………………355
數目ニ附 …………………………248
水驛(浙江の) ………………………250
水驛(福建の) ………………………249
水師(海澄の) ………………………364
隹潮巴那 …………………………430
推　官 ……………………………248
瑞安戸所(浙江) ……………………169

セ

正議大夫 ……………180, 186, 191, 195
正　錫 ……………………………418
成規(巡按福建監察御史) ……215, 258
清泰寺……………………………………11
清[illegible]……………………………………11
石彥璋 ……………………………413
石　馬 ……………………………366
赤　石 ……………………………366
折還物價制 ………………………312
接貢迎接其他遣船表其一 …………152
接貢迎接其他遣船表其二 …………164
接貢船………………………154—156, 167
雪　岑 ……………………………56, 57
瀨戸內海の海運 ………………27—28, 34
古　城 ……………………………527
仙　巖 ……………………………10, 11
泉　州……………………………………90
——福建市舶提擧司 ……………213
——府志(明黃鳳翔等撰) …………213
——來遠驛……………………213—215
前聞記 ……………………………500
詹　卑…………………………485—502
箋　文 ……………………………197
錢鈔兼給 …………………………308
餞別宴 ……………………………340

ソ

蘇　州 ……………………………175, 321
蘇門邦 ……………………………386
宋會要……………………………488—489
俏亞剌吳 ……………………473, 480
總　管 ……………………………196
續資治通鑑長編 ……………………489
續文獻通考 …………118, 125, 182, 227
存留在船通事 ………………………186
存留在船都通事 ……………………186

タ

他魯毎 ……………………111, 120, 171
駝紐鍍金銀印 ………………118, 329
大淸會典事例 ……………162, 255, 261
大統曆 ……………………117, 141, 288
大明一統志……………………………72
大明會典…………………………
……120, 245, 249, 262, 289, 392, 403
大明集禮 …………………124, 257, 338
大明寶鈔 …………………………307
——……鈔價の下落 ………………309
——……鈔價の差定法(折鈔價) …310
——……琉球, 頒賜 ………………288
太子王端毅公奏議 …………………414
太平島(山)…………………………56, 153
——布 ……………………………96, 97
泰　期 ……………………1, 101, 115
袋　中……………………………………1

島津氏の琉球國知行 ………50—55, 72
島津氏の琉球渡海朱印狀 ………48, 49
島津氏への(琉球より)進物……94—96
島津貴久 ……………………………5, 56, 58
島津忠國………………………………………50
島津忠治 ……………………………47, 56
島津忠陸……………………………………55
島津久豐 …………………………………466
島津義久………………46, 56, 58, 59, 76
島津義弘 ……………………………76, 78
島津賴久 ………………………………………7
爪　哇 ………………173, 432, 484, 492
——(琉球よりの遣使)…………505
——船………………………457—466
暹　羅 ……81, 87, 174, 176, 511, 373→
———宛遣船數表 …………………144
———宛遣船表(琉球, 洪熙—隆慶
……………………………435—439
———館 ……………………………423
國王表…………………392—398
———國隆勃剌略坤息利 ……390
———三賴波磨剌札的賴(悉
里痲哈賴, 思利波羅痲那惹普剌)
…………………388—389, 432, 433
———參烈昭毘牙…380, 384—385
———參烈寶毘牙哩哩哆囉祿…
……………………………384—387
———女兄參烈思擯 …………385
———昭祿羣膺(昭祿羣膺哆
囉諦剌)……………385—389, 432
———吧囉藍米孫剌 …………389
———把羅米孫剌(賴)………433
———普喇昭普喧 ……………390
———入貢表(洪武—永樂)……380—383
———(明史本紀に見ゆる) …398
閹那結制 …………………………468, 472
謝杰(冊封副使)…………………60, 333
謝蕡(給事中) …………………………242
守禮坊 ………………………………………339
朱　紈 ……………………………355, 359
朱賢(巡按御史) ………………………214
朱　福 ……………………………386, 391
首　里……………………………………36
殊域周咨錄(嚴從簡撰)……………
……………182, 407, 443, 511, 531
十年一貢 ………………………………155
周　衆 ………………………………………128
周寀(巡撫) ……………………………362
周　琮 ………………………………………412
柔遠驛…………166, 215—225, 231, 241
柔遠驛署舍………………………… 224
從　人………………………… 186, 189
舜　天……………………………………75
順字號 ……………………………………170
處　州 ……………………………322, 152
署大夫 …………………………………88
諸寺重修記並造攻諸附緣由記…………45
諸蕃志(趙汝适撰) …… 487, 493, 508
舒芬(福建市舶提擧司提擧) ……220
徐宗魯(巡按御史) …………………356
小埕澳水寨 ……………………………241
承(察)度 ……………………………161
尙　永 …………80, 143, 144, 166, 332
尙　圓……36, 43, 80, 142, 143, 144,
171, 207, 314, 329
尙金福……………………37, 142, 143, 328
尙　元… 80, 143, 144, 157, 166, 331, 332
尙　賢 …………………………………144
尙公橋 ……………………………………225
記 ……………………………………222
尙思紹…4, 9, 15, 109, 110, 116, 118, 120
尙思達 ……………………………………328
尙春(福建市舶太監) …………………222
尙　眞…10, 11, 36, 37, 44, 80, 133,
142, 144, 159, 160, 175, 177, 304, 330
尙　淸…36, 45, 80, 142, 144, 154,
160, 304, 330
尙宣威 ……………………………………145
尙泰久…10, 11, 23, 36, 37, 142, 143,
144, 310, 329
尙　忠 …………141, 142, 143, 171, 327
尙　德…23, 36, 40, 41, 42, 141,
142, 143, 233, 329
尙　寧…………9, 76, 78, 99, 144
尙巴志… 1, 4, 6, 16—21, 35, 36, 79,
100, 127, 141, 142, 143, 170, 327, 330
尙伯禮 …………………………175, 321
尙　豐 …………………………144, 324
紹達布 ……………………………534, 537
祝達布 ……………………………534, 537
稍　水……………………186, 194—195
漳　雲 ……………………………………128
漳　州………90, 176, 358, 420, 428, 520
府志([illegible]) …………366
———[illegible] …………366
[illegible]山 ………………………401, 419
蕭崇業(冊封使) ………………333, 334
聶豹(巡按福建監察御史) ……220, 230
丈抽例 ……………………………420, 423
定西法師傳 ……………………66, 74, 346

高澄(冊封副使) ……………………330
高麗と琉球の通交……………………2—3
黄省曾 ……………………353
控海樓 ……………………225
控之不成啓船，控之罷硫脊船 ……172
廣嚴寺 ……………………10
神戸市史 ……………………29, 34
國王之印 ……………………203
國子監官生 ……………………194
國 相 ……………………117, 296
金剛寺……………………13
坤寧院居 ……………………450
混効驗集 ……………………179

サ

左 達 ……………………534, 537
沙 金 ……………………297
柴山(内官)……………16－22, 127, 326
載之寄(都司) ……………………357
蔡 淵……………………32
蔡 滸……………………33
蔡 瀚 ……………………176
蔡 巖 ……………………139
蔡 璟………39, 137, 140, 146, 184, 329
蔡 奎 ……………………192
蔡 氏 ……………………184
蔡氏家譜 ……………………153
蔡 璋 ……………………233
蔡 選 ……………………159
蔡廷會 ……………………153, 184, 332
蔡廷美 ……………………158, 331, 356
蔡哲(冊封副使) ……………………329
蔡 賓 ……………………176, 237
蔡陽泰 ……………………474
齋藤親基日記……………………22
相良家文書……………………46
相良爲滋 ……………………13, 46
堺商人 ……………………29—32, 33－35
笹多周良 ……………………239
察 度……………………1, 2, 3, 10, 101, 115
薩藩舊記 ……………………27, 31, 47, 56
實隆公記……………………32
三五良亹 ……………………109, 115, 118, 120
三十六姓擴與 ……………………181→
三年兩貢 ……………………161
三佛齊……………………483—502
山南比 ……………………534, 538
山南不 ……………………534, 538
杉洋背招館 ……………………220
箋 文 ……………………2

シ (ヂ)

四夷館考 ……………………330, 446, 452
自端西堂……………………13, 40, 41
志魯鬪 ……………………329
使 者 ……………………180, 186
使臣自進物 ……………………317
使臣の回還 ……………………252
使臣の赴京 ……………………248
使船官役人表一,(琉球，成化—弘治)
……………………187
——————二,(琉球，正德)……188
——————三,(琉球，嘉靖—萬曆)
……………………189
使船表 其一,……………………129
——— 其二，附護送,補貢船……147
— 其三，附護送,補貢船……162
使琉球雜錄(汪楫撰)……………63, 197
使琉球錄(夏子陽撰)…60, 337, 346, 349
————(郭汝霖撰)…144,332,341, 345
————(謝杰撰) ………182, 333, 334
————(陳侃撰)…144, 158, 159, 181,
186, 330, 334, 338, 341, 348, 452—453
咨 文 ……………134, 135, 140, 141, 197
— (南海宛) ……………………439
施氏大娘仔 ……………………寶林邦を見よ
施主烈智孫……………………468—469, 499
施進卿……457, 469, 471, 498—500, 501
施濟孫 ………468—469, 471, 498—500
施二姐 ……………………499
時中(行人) ……………………120
師 惹 ……………………101, 117
磁器の貿易……………………451—453
七 宴……………………339—340
七州洋 ……………………173, 526
室利佛逝 ……………………489→
執 照……………………135—140, 201
— (南海宛) ……………………439
實 崇……………………462—464
實達魯(必しも同一人を指さず) 118, 146, 184, 468, 480
澁川道鎭 ……………………8, 465, 468, 470
澁川義俊……………………465—466, 470
島津家久……………………78, 346
島津家譜……………………54
島津國史 ……………………50, 56
島津氏の渡唐銀銅 ……………………325
島津氏の琉球征討……………………78

丘彦誠 ……499
丘道隆(御史) ……421
邱弘(冊封使) ……330, 335
邱　濬 ……416
球陽と明の記錄 ……125
給事中 ……335
舊　港 ……91, 434, 455→483→523
舊港管事官 ……467, 477, 481
舊港宣慰司 ……498
許孚遠(巡撫福建監察御史) ……335, 362, 368
喬毅(冊封使) ……328
玉　之 ……2
金允厚 ……2
金學曾(巡撫福建監察御史) ……361
金鄉衞(浙江) ……170
金源珍 ……5
金　氏 ……196
金氏家譜 ……196
金仕歷 ……166
金　鏘 ……196
金大屋子 ……57
金　良 ……159, 176, 330
銀の輸出 ……324—325

ク

久米島 ……52
久米村 ……9, 63, 125
虞文端 ……413
櫛間湊 ……48
桑田六郎 ……385, 495
桑原隲藏 ……495

ケ

下關灣(南京) ……410
圭　嶼 ……361
倪　始 ……447
倪　賓 ……446
桂庵玄樹 ……10, 64
桂州奏議(夏言撰) ……442
敬　宗 ……42
敬和堂集(許孚遠撰) ……362
雞　籠 ……362, 364
迎接船 ……157—158
月　港 ……354, 355
广　石 ……345
幻雲壽桂 ……9, 69—72
幻雲文集 ……10, 33, 69—70
見素集(林俊撰) ……420
阮　氏 ……191
阮漸(內使) ……18
建　溪 ……249
建善寺 ……13
源松都文 ……45
源　德 ……166
嚴誠(冊封使) ……329
嚴　嵩 ……331

コ

小島三郎左衞門 ……31
小嶋林太郎左衞門尉 ……31
小梯那之麻魯 ……172
五虎門 ……210
五年一貢 ……155
伍實什勃也 ……479
伍是堅 ……170
吾學編(鄭曉撰) ……181, 392
吾羅沙也文 ……38, 39
吳時來(給事中) ……331
吳賓賢 ……5, 63
吳廷舉 ……419
吳羅麻魯船，吾剌麻魯船 ……172
固志羅麻魯 ……173
胡惟庸 ……391, 484
胡濙(禮部尚書) ……258
胡𤥶(都御史) ……258
湖　絲 ……224—225
護貢船 ……125
護國寺 ……10
護送船 ……155—157, 161
行　人 ……335
向象賢 ……64, 75
皇明經濟錄 ……421
皇明實錄の引用 ……101
皇明象胥錄(茅瑞徵撰) ……485
香花酒 ……451, 453
洪字號海船 ……169
洪瞻祖(兵科給事中) ……335
洪塘橋閩洲 ……337
紅　氏 ……196
貢年の規準 ……240
貢年の遵行 ……236
貢年の制限 ……233—235
荒字號 ……169
高　岐 ……214
高惠里(福州府) ……146, 216, 242
高寀(福建稅監) ……361, 362, 365

索

引

二

王起宗 ……………………………361, 366
王希文(給事中) ………………420, 421
王　氏 ………………………………196
王　舅 ……………………………180, 186
王　相 ……………………………116 117
王右府 ……………………………116, 125
王恕(南京吏部尚書) …………………414
王紹元 ………………………………354
王鑾(浙江市舶提擧司提擧) ………322
王哲(給事中) …………………………388
王　茂 ………………112, 116, 181, 183
王雄(福建都指揮僉事) ……………322
汪英紫 ………………………………110
汪應祖 ……………………………110 119
鴨綠洲 ……………………………242, 244
岡本良知………………71, 520, 529, 530
沖繩一千年史…………………………97, 120
屋之結者 ……………………………317
屋吧嚨……………………………445—446
屋把嗎摩訶薩烈…………445—446, 450
親見世……………………………63, 207
蔭凉軒日錄………………24—26, 31, 87

カ

火　長 ………………………………186
加世田浦………………………………56
加增餉(海澄) ………………………365
加藤三吾………………………………65
牙　行 ………………………………228
——の貿易 …………………321, 324
何鰲(御史) …………………………420
何子志 ………………………………376
何八觀 ………………………………427
河口(福州)………………215—216, 242
臥蛇島…………………………4, 51—54
夏子陽 ……………………………335, 368
夏禮久 ……………………………4, 6, 7
華夷譯語 …………………………161, 423
華　封 ………………………………366
賀通連 …………………………………4
夥　長 ………………………………196
芥　隱…………………10, 13, 23, 26, 45
海語(黃衷撰) ………371, 428, 472, 519
海舟賜與 ……………………………168→
海船船字號 …………………………170→
海　滄 ………………………………358
海　澄 ……………………………341, 359
——縣志(明王志道等撰) ……… 366
——の海防館………………… 349, 360
海澄の餉稅…………………360—367
——の舶稅…………………364—367
——の督餉館 ………………………360
海東諸國記(申叔舟撰)……………
……………28, 37, 41, 44, 195
————所收琉球國之圖…………53
海　南 ………………………………176
會同館 ………………………………251
———開市…………………319—320
懷遠驛 ………………………………401
懷機(王相)…………………………
…117, 294, 296, 469, 473—480, 536
岳　坤 ………………………………427
郭汝霖(冊封使) ……………………331
郭租每…………………………19, 186
郭文(內官) …………………………389
樂作麻拿 ……………527, 532, 533, 535
鶴翁智仙 ………9, 11, 70—72, 183, 194
上井伊勢覺兼 ……………………49, 57
————日記 ………………49, 58
龜井茲矩………………………………75
川島元次郎……………………………48
官榮(冊封使) ………………………330
冠帶舍人 ……………………………190
冠帶土通事 …………………………228
看針舍人 ……………………………190
勘合符 ………………………………204
廣東懷遠驛 …………………………401
——市舶太監の裁革 …………401, 422
————の抽分 ………………417
———— —府 ………………………400
——市舶提擧司………………399—400
——通志(明黃佐等撰)……………
…299, 399, 401, 407, 415, 416, 421, 422
————(明郭棐等撰) …400, 401, 418
————(清郝玉麟等撰) …………401
管船直庫 ……………………………186
慣知風勢稍 …………………………190
翰林五鳳集……………………………29
韓完義 ………………………………114
韓文(冊封副使) ……………………330
觀　政 ………………………………497

キ

奇界島 ……………………………36, 52
基　隆 ………………………………362
冀越通(唐樞撰) ……………………343
饋(餽)金 ………………………341, 349
牛榮(廣東市舶太監) …………401, 419

索　　引

1. 漢字音の發音は略ぼ日本の慣用音に從ひ五十音順に排列した。
2. ——→は以下續出の謂である。
3. 歐文は項を別にした。

ア

阿多文書 ……460
阿乃佳 ……430
阿普斯古 ……173
阿普尼是 ……477
阿不(蒲)察都 ……18, 127, 128, 134, 145 216
阿勃吉斯 ……40
亞嘉尼施 ……155, 256
亞剌吳 ……481
亞蘭鮑 ……101, 114 116, 117, 119, 257
亞烈進卿 ……464, 471
廈　門 ……360, 365
秋山謙藏 ……7, 67, 89, 460—464
握文源(通事) ……383
足利義教 ……22, 51
足利義晴 ……33, 45
足利義政 ……22, 25, 26
足利義持 ……15, 19
安字號海船 ……169
安　南 ……87
安邊館(海滄) ……358

イ (ヰ)

伊勢貞親 ……25
伊知地季安 ……51
伊波普猷 ……36, 46, 62, 66
韋查(福建市舶太監) ……218, 230
遺老說傳 ……180
謂慈梓也 ……111, 112, 171
硫黄の進貢 ……265, 268—277
——の進收 ……245
——(暹羅への禮物) ……449
一年一貢 ……155, 156, 160, 233, 236
一峰書院 ……220
飯尾元連 ……25
飯尾之種 ……25
允澎入唐記 ……256
殷達魯 ……211

ウ

[illegible]驛 ……212, 248
[illegible] ……172
烏石山志(清郭柏蒼撰) ……217
烏船, 烏艚船 ……178, 180
[illegible] ……42
[illegible] ……66
運步色葉 ……15, 24

エ (ヱ)

永字號海船 ……169
[illegible] ……170
永良部 ……277
[illegible] ……359
[illegible] ……433, 482, 497—499, 514, 537, 538
——集 ……498
[illegible] ……22, 24, 25
驛站(浙江の) ……250
謁　見 ……251
粵海關志 ……415, 426
粵道貢國說 ……422
袁業泗(漳州府志) ……266
筵　宴 ……257—258
——(清代の) ……261
圓覺寺 ……10, 11, 12, 46

オ (ヲ)

小　濱 ……456, 460—464, 471
御物城 ……207
御物城御鎖側官 ……207
大內氏實錄 ……44
大內氏實錄土代 ……44
大內政弘 ……44
大內義興 ……12, 45
大內義弘 ……12, 13, 46
大　島 ……34, 52
大友宗麟 ……46

外地定價六圓五錢

昭和十四年九月二十二日印刷
昭和十四年九月二十七日發行

中世南島通交貿易史の研究　奥附

定價五圓五十錢

著者　小葉田淳（こはたあつし）

東京市京橋區京橋三ノ四
發行者　鈴木利貞

東京市神田區錦町三ノ一一
印刷者　白井赫太郎

東京市京橋區京橋三ノ四
發行所　株式會社　日本評論社
電話京橋(56)六一九一・六一九二　六一九三・六一九四
振替東京一一六番

（青木兄弟製本）

（精興社印刷）

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03070 5867